

法務総合研究所研究部報告

9

—諸外国における犯罪被害者施策に関する研究—

2 0 0 0

法務総合研究所

は し が き

この研究部報告第9号は、法務総合研究所研究部が平成11年に実施した諸外国（アメリカ、連合王国、ドイツ、フランス、韓国、カナダ及びオセアニア）の犯罪被害者施策の現状についての研究調査結果をとりまとめて刊行するものである。

諸外国においては、1950年代に、連合王国で、被害者に対する国家補償制度について議会で検討が始まったのを契機として、多くの国々で犯罪被害者に対する国家補償の制度が導入され、さらに、1980年代に入ってから、アメリカ、連合王国等を中心に、刑事手続における被害者の保護や被害者の法的地位の確立及び向上を目指す動きが活発化するなど、犯罪被害者の保護・救済に向けての取組が積極的に行われている。

近年、我が国では、地下鉄サリン事件等を契機に犯罪被害者の問題に対する国民の関心が高まっており、近時、刑事司法機関等においても、犯罪被害者の保護等の観点から様々な取組が行われているが、今後、犯罪被害者の保護・救済に向けてより一層有効な施策を講じていく上で、諸外国において行われている被害者施策の内容を知ることは有益だと思われる。

本報告が、各方面でなされている犯罪被害者の保護・救済に向けての議論に何程かの寄与をなし得るとすれば幸いである。

終わりに、本研究調査に当たって御協力をいただいた在外の大使館・領事館の関係各位を始めとする関係機関及び関係者の方々に対し、改めて謝意を表する次第である。

平成12年3月

法務総合研究所長

頃 安 健 司

アメリカにおける犯罪被害者施策及びその運用実態	安 東 美和子	1
	松 田 美智子	
	染 田 恵	
連合王国における犯罪被害者施策	浜 井 浩 一	53
	横 地 環	
ドイツにおける被害者保護施策及び被害者救済活動の現状	滝 本 幸 一	103
	橋 本 三保子	
フランスにおける犯罪被害者への援助	中 野 陽 子	151
	岡 田 和 也	
韓国における犯罪被害者施策	小 柳 浩 子	193
	栗 栖 素 子	
カナダにおける犯罪被害者施策	吉 田 研一郎	243
	立 谷 隆 司	
オセアニアにおける犯罪被害者施策	浜 井 浩 一	271
	横 地 環	

アメリカにおける犯罪被害者施策及びその運用実態

研 究 官	安 東 美和子
研 究 官	松 田 美智子
研究官補	染 田 恵

目 次

第 1	犯罪被害者施策の沿革	5
1	被害者施策の歴史的経緯	5
2	1982年の委員会報告書	6
第 2	犯罪被害者関係の法制	7
1	被害者の連邦憲法及び州憲法上の権利	7
(1)	概説	7
(2)	被害者の権利に関する連邦憲法修正	7
(3)	被害者の権利に関する州憲法修正	9
2	被害者関係の主要な連邦法典の概要	11
(1)	被害者及び証人保護法 (Victim and Witness Protection Act)	11
(2)	犯罪被害者法 (Victim of Crime Act[VOCA])	12
(3)	学生の知る権利及び校内安全法 (The Student Right-to-Know and Campus Security Act)	12
(4)	児童虐待被害者法 (The Victims of Child Abuse Act)	12
(5)	被害者の権利及び被害弁償法 (The Victims' Rights and Restitution Act)	12
(6)	児童の性的虐待登録法 (The Child Sexual Abuse Registry Act)	12
(7)	暴力犯罪統制及び法執行法 (The Violent Crime Control and Law Enforcement Act)	12
(8)	地域社会通報法 (The Community Notification Act, 通称 Megan's Law)	13
(9)	反テロリズム及び効果的死刑法 (The Antiterrorism and Effective Death Penalty Act)	13
(10)	被害者の権利明確化法 (The Victims Rights Clarification Act)	13
第 3	刑事司法における被害者の法的地位及び被害者施策	14
1	被害者の連邦法上の定義	14
(1)	犯罪被害者法	14
(2)	必要的被害弁償命令法	14
(3)	連邦刑事訴訟規則	14
2	被害者に対する情報提供	14
3	被害者の刑事司法への関与	15
(1)	被害影響陳述	15
(2)	答弁取引・保釈・仮釈放手続等への関与等	16
(3)	公判手続への在廷	20
4	刑事司法における被害者に対する保護	20
(1)	被害者・証人の加害者による威迫等からの保護	20
(2)	被害者・証人の保護のための証言方法	21
5	刑事司法における被害回復	21
(1)	弁償命令 (restitution order)	21
(2)	被害者加害者和解プログラム (Victim Offender Reconciliation Program)	22
(3)	被害者加害者ミーティング・プログラム (Victim Offender Meeting Program, ミネソタ州)	30

第4	被害者補償制度等	33
第5	刑事司法機関及び被害者援助団体が行う被害者支援プログラム	33
1	概説	33
2	被害者加害者対話プログラム (Ohio Victim-Offender Dialogue Program, オハイオ州)	34
(1)	概要	34
(2)	プログラム実施の手続	34
(3)	事例紹介	36
第6	アメリカにおける被害者施策の課題と展望	39
1	基本的に重要な5つの勧告	39
2	被害者の権利に関する課題と提言	40
3	刑事司法及び少年司法機関の状況とそれらへの提言	40
(1)	警察	40
(2)	検察	41
(3)	裁判所	41
(4)	矯正・保護	41
第7	資料編	42
資料1	アメリカにおける犯罪被害者施策の沿革	42
資料2	1982年の委員会報告書	48
第1	政府の行動を求める勧告	48
1	連邦及び州レベルにおける行政的及び立法的措置を求める勧告	48
2	連邦の行動を求める勧告	49
3	刑事司法機関に対する勧告	49
(1)	警察	49
(2)	検察	50
(3)	裁判所	50
(4)	仮釈放委員会	50
4	その他の機関に対する勧告	51
(1)	病院に対する勧告	51
(2)	牧師（聖職者）に対する勧告	51
(3)	法曹界に対する勧告	51
(4)	学校に対する勧告	51
(5)	精神医療機関等に対する勧告	51
(6)	民間団体に対する勧告	52
第2	憲法修正の提案	52

第1 犯罪被害者施策の沿革

1 被害者施策の歴史的経緯

アメリカの被害者施策の歴史的発展段階は、大別して次の三段階に区分できる¹。まず第一段階は、1960年代中盤以降に開始された犯罪被害者補償法の制定による被害者に対する「経済的援助」の充実である。1965年にカリフォルニア州で、全米初の犯罪被害者補償プログラムが制定されたのを皮切りに、1970年までに、ニューヨーク、マサチューセッツほか3州で同様のプログラムが制定された。これは、1960年代後半以降、アメリカにおいて犯罪の多発傾向や犯罪被害の問題が最も深刻な社会問題の一つとして認識されるようになり、まず、犯罪被害者に対する経済的援助を行う被害者補償法の制定の動きが起こって、これが全米各州に広がっていったことを背景としている²。続く第二段階は、1970年代に盛んとなった、官民の被害者援助組織による緊急時のサービス等各種の援助を内容とする「直接的援助」である。これは当初、三つの民間の被害者援助団体—「犯罪被害者支援 (Aid for Victims of Crime)」(セントルイス、ミズーリ州)、「強姦に対抗する湾岸地域女性 (Bay Area Women Against Rape)」(サンフランシスコ、カリフォルニア州)及び「強姦危機センター (Rape Crisis Center)」(ワシントンD.C.)—による被害者支援プログラムに始まり、その後全米に拡大していった³。第三段階は、「被害者の刑事手続上の法的地位の向上」の充実である。これは、1960年代半ばころから実施された種々の犯罪被害実態調査により⁴、犯罪被害率の高さとこれとの比較における被害申告率の低さが明らかになるにつれて、一部の被害者が、被害通報による加害者からの報復へのおそれや無神経な取扱いを受けたために法執行機関に対する不信感を抱いている実態について指摘がなされるようになり⁵、これを除去するための被害者施策が刑事司法の効果的な運営のために重要であるとの認識が生まれた⁶ことを背景としている。1982年に、レーガン大統領が任命した「犯罪被害者に関する大統領特別委員会 (President's Task Force on Victims of Crime)」は、犯罪被害者の実態調査を行い、上記のような犯罪被害の実態や被害者のニーズが無視されているという調査結果を基に、刑事司法機関だけでなく被害者に関係するすべての機関に対し、被害者の保護及び法的地位の向上等に関する68項目の勧告を行う最終報告書(以下、「1982年の委員会報告書」という。)を発表した(後記2参照)。

この後、連邦政府は、これらの勧告を実現するため、司法省に犯罪被害者対策室 (Office for Victims of Crime) を設置し、また、被害者及び証人保護法 (1982年)、犯罪被害者法 (1984年)、地域社会通報法 (1996年)、被害者の権利明確化法 (1997年) 等、現在に至るまで10を超える犯罪被害者の保護関係の連邦法を順次整備した(法律名の原文表記は、後記第2の2及び本稿末尾資料1参照)。これらにより、被害者の権利、刑事司法への関与、刑事手続上の保護など連邦犯罪の被害者の保護について規定の整備・強化がなされるとともに、各種の被害者支援プログラムに対する財政的基盤の整備等が図られた。

これらの経緯の詳細については、連邦司法省などの資料等に基づいてまとめた、「アメリカにおける犯

1 *Crime Victims' Rights in America, A Historical Overview*, 1999 NCVRW Resource Guide, Office for Victims of Crime, 2000.

2 佐々木 知子, 「捜査・公判段階における被害者等の保護支援—イギリス及びアメリカの施策—」, 研究部資料45, 法務総合研究所, 1999, 170-

3 *ibid.*, *A Historical Overview*

4 *Criminal Victimization in the United States*, Bureau of Justice Statistics, 1993, 166-

5 *President's Task Force on Victims of Crime FINAL REPORT*, 1982, 19, 59

6 Davis, C. R., et al, *Victims of Crime 2nd ed.*, Sage Publications, 1997, 232

罪被害者施策の沿革」(資料1)を、本稿末尾に年表形式で掲載した。

なお、アメリカの刑事司法においては、連邦、50州、コロンビア特別区等の各法域ごとに被害者施策が実施されているが、以下では、連邦及び州における主要なものを紹介する。

2 1982年の委員会報告書

1982年の委員会報告書は、大別して、(a)政府の行動を求める勧告と(b)被害者の権利のための連邦憲法修正の提案に分かれる。(a)は更に、①連邦及び州レベルにおける行政的及び立法的措置を求める勧告、②連邦の行動を求める勧告、③刑事司法機関に対する勧告(警察、検察、裁判所及び仮釈放委員会に対する勧告)、④その他の機関に対する勧告(病院、牧師(聖職者)、法曹界、学校、精神医療機関等及び民間団体に対する勧告)に分かれている。

(a)の勧告は、大きな項目として67項目あり、その中に更に実務に即した複数の具体的勧告事項が含まれている。同報告書では、各勧告事項について詳細な注釈が付され、当該勧告事項の経緯・目的、他の勧告事項との関係、関連法律、判例などが紹介されており、アメリカにおけるその後の被害者の権利の強化やその法的地位向上のための各種の立法的措置・行政的措置の基本となった事項がほぼ網羅されている。その内容については、勧告部分の全訳を本稿末尾に収録(資料2)した。

(b)についての提案において、この報告書は、連邦憲法修正第6条につき「(被告人と)同様に、被害者は、すべての刑事訴追に関し、司法手続の重要なすべての段階に出席し、かつ意見を述べる権利を有する。」との規定を盛り込むことを提言した。連邦憲法修正作業は現在も続けられており、その経緯と改訂を重ねた修正案については、後記第2の1(2)において紹介し、各州の被害者の権利に関する規定については、後記第2の1(3)において、代表的な例を紹介した。

その後の1997年には、この報告書発表15周年を記念して、そこに掲げられた勧告事項の実施状況について評価し、新たに250項目を超える勧告を行った「実務からの新しい方向性：21世紀に向けた被害者の権利及び被害者へのサービス(New Directions from the Field: Victims' Rights and Services for the 21st Century)」が、司法省犯罪被害者対策室の支援の下に完成した。なお、この1997年の提言は、後記第6において、本稿のまとめとして詳しく紹介した。

第2 犯罪被害者関係の法制

1 被害者の連邦憲法及び州憲法上の権利

(1) 概説

1980年代初めから⁷、アメリカの各州で、犯罪被害者に対し、刑事司法において、公正で、かつ、被害者の尊厳とプライバシーを尊重した取扱いを受ける権利⁸、手続その他に関する情報提供を受ける権利、公判手続に在廷する権利、加害者からの威迫・報復等からの保護を受ける権利、被った損害に対する弁償等を受ける権利等を認め⁹、これを被害者の権利の章典 (Victims' Bill of Rights) という形で、法律に制定する動きが拡大し、連邦でも、1990年の犯罪統制法の一部である被害者の権利及び被害弁償法により¹⁰、被害者の権利の章典が設けられた。

さらに、カリフォルニア州が1982年に州憲法を修正して被害者の権利を規定して以降、同様の動きが各州で進展し、2000年2月末現在、32州 (州最高裁判所で、被害者の権利規定が違憲とされたオレゴン州を除く¹¹。) に及んでいる。連邦では、1982年の委員会報告書の中で、被害者の権利規定を被告人の権利規定である修正第6条に付加する憲法修正案の提示が行われ、1996年に初めて、憲法修正案が議会両院に提出された。その後、3度にわたる案の修正を経て、1999年の連邦議会第106会期に、改めて憲法修正案が提出されたが、同修正案は現在両院で審議中で、2000年2月末現在、未成立である (後記(2)参照)。

なお、これら被害者の権利については、連邦法及び州憲法の多くでは、権利が認められなかった場合に訴訟原因 (cause of action) となるものではないとするなど、その執行力 (enforceability) を制限する規定が置かれているが¹²、州によっては、その実現状況に関する監査制度やオンブズマン制度を設けているところもあり、連邦法では、各法執行機関は、規定されている被害者の権利を実現するため最大限の努力を払わなければならないとされ (42USC §10606)、毎年1回、司法長官に対し、その努力の状況に関する報告書を提出することとされている¹³。

(2) 被害者の権利に関する連邦憲法修正

現在連邦議会で審議中の憲法修正案 (上院提案のもの) の被害者の権利に関する部分を紹介した上、連邦憲法修正案の提案経緯について簡単に触れることとする (詳細は、資料1参照)。

ア 被害者の権利のための合衆国憲法修正案 (連邦議会上院合同決議3 (SJR3, 1999.1.19))

7 全米初の被害者の権利章典は、1980年にウィスコンシン州で採択された。

8 テキサス州憲法第1条第30項(a)(1)、ウィスコンシン州第1条第9項mなどが典型例。後記参照。

9 *The 1996 Victims' Rights Sourcebook: A Compilation and Comparison of Victims' Rights Laws*, NCVC, 13-

10 *Victim and Witness Rights United States Attorney's Responsibilities*, U.S. Department of Justice, 1998, 32-
Attorney General Guidelines for Victim and Witness Assistance (1995 ed.), 1-

11 オレゴン州では、住民投票 (Ballot Measure 40) により、1996年に59%の賛成を得て、被害者の権利に関する憲法修正が可決された。しかし、州最高裁判所は、1998年にこの投票が州憲法17条第1項に反し、違憲とする判断を下した。その理由は、州憲法17条第1項は、憲法修正の住民投票の際には、一つの修正事項ごとに一つの投票を行うことを求めているのに、上記住民投票では、複数の修正事項について一つの投票を行ったことにある。すなわち、上記住民投票は、州憲法第1条に、被害者が被告人から合理的に保護されること、公判等刑事手続に関する情報を与えられること、それらの手続に参加できること、有罪の宣告を受けた者から適切な被害弁償を受けることなど、犯罪被害者の権利について14項目にわたる修正 (追加) を加えることを内容とし、この修正により影響を受ける憲法の規定は5か条にのぼっているため、これら複数の修正事項は別々に住民投票にかける必要があると判断されたものである (Armatta v. Oregon, 327 Ore. 250; 959 P.2d 49, 1998)。

12 op. cit., *The 1996 Victims' Rights Sourcebook*, 14-15, Table 2B

13 op. cit., *Attorney General Guidelines*, 6

第1項

暴力犯罪者の被害者は、法律の規定する定義に従い、下記の諸権利を有する。

- ・当該犯罪に関係するすべての公開手続に関して、合理的な告知を受け、かつ、それらの手続から除外されないこと。
- ・拘禁施設からの条件付釈放、提案された答弁又は量刑の受諾を決定する手続において、意見を聴取され、かつ、もし手続に参加している場合は、陳述できること。
- ・仮釈放に関する聴聞手続における上記の諸権利は非公開で行うものとし、その限度で、有罪の宣告を受けた犯罪者に対しても、これらの諸権利を適用すること。
- ・当該犯罪に係る拘禁状態からの逃亡又は釈放について、合理的な告知を与えられること。
- ・不合理な遅延を伴うことなく、すべての公判手続において、被害者の利益が考慮に入れられること。
- ・有罪の宣告を受けた犯罪者に対して、被害弁償を命じ得ること。
- ・当該犯罪に係る拘禁施設からの条件付釈放を決定するすべての場合において、被害者の安全が考慮に入れられること。
- ・本項に規定する諸権利について、合理的な告知を受けること。

第2項

被害者又は被害者の合法的な代理人のみが、本条に規定する諸権利を主張することができる。本条は、公判を停止し、又は延期すること、手続を再開すること、又は判決等決定を無効とすることについて、いかなる根拠も与えるものではない。ただし、条件付釈放及び被害弁償に関するものを除き、又は公判の停止若しくは延期を伴うことなく、将来の手続において本条において保障された諸権利を用いる場合を除く。

第3項

連邦議会は、適切な立法によって、本条を施行する権限を有する。本条に規定する諸権利に対する例外は、極めて強い公共の利益を実現するためやむを得ない場合にのみ認められる。

第4項

本条は、本条に関する憲法修正案の承認がなされてから180日後に発効する。本条に規定する被害弁償に関する例外に係る規定は、本条の施行期日前に行われた犯罪には適用されない。

第5項

本条に規定する諸権利及び免責は、連邦及び州の諸手続に適用される。諸手続には、連邦議会が置ことができる法律の規定に従った軍関係手続、少年司法手続、コロンビア特別区及びその他のアメリカ合衆国の準州、連邦領、占有領等における手続を含むものとする。

イ 連邦憲法修正案の提案経緯

1982年の委員会報告以降、憲法修正第6条に被害者の権利のための修正を行うことを目的とした議員等の動きはあったが、被害者の権利に関する憲法修正案は、1996年に上下両院に超党派の支持を得て初めて提出された。この第1次案についての数か月にわたる司法省、議会指導者、ホワイトハウス、刑事司法機関及び犯罪被害者支援者による討議を経て、同年9月、憲法修正第2次案が上院に提出された。その内容は第1次案と異なるものの、憲法修正の核心部分は維持された。しかし、被告人の権利擁護の立場からの反対は根強く、それらの批判を踏まえた憲法修正の第3次案が、1998年に連邦議会上院合同決議として提案され、上院司法委員会は賛成多数でこの決議を採択した。この第3次案は、司法委員会での支持獲得のため、従来の案と比べて、①対象を暴力犯罪の被害者に限定し、②この修正案に規定する犯罪被害者の権利の侵害は、量刑や司法取引において取り決められる答弁についての合意に対し、何

らの根拠を提供するものではないことを文言上明確にした点で、大きく異なっている。1999年には、上院の連邦議会上院合同決議として第4次案が提案された(上記アの現行案)。また、同年、下院の憲法修正案が提出された。下院案は、保護の対象を「すべての重罪及びその他すべての暴力犯罪の被害者」まで拡大している点において、上院案と相違している(その他の点は、上院案とほぼ同じ。)。現在、この両案についての検討が連邦議会で行われている¹⁴。

(3) 被害者の権利に関する州憲法修正

次に、現在憲法修正済みの州を一覧した上、被害者の権利を州憲法上具体的な表現で列記している例を三つ選んで、該当部分を紹介する。

ア 被害者の権利のための州憲法修正を行った州

被害者の権利のための州憲法修正を行った州は、司法省の資料では、下記の32州であるが¹⁵、全米犯罪被害者センター(The National Center for Victims of Crime, 民間団体)の資料では、モンタナ州を除く31州とされている(モンタナ州は、「刑事司法関係法律の立法指針として、被害者に対する被害弁償を旨として立法しなければならない。」との規定を州憲法に置いているにとどまることが理由とされている。)¹⁶。

アラバマ、アラスカ、アリゾナ、カリフォルニア、コロラド、コネティカット、フロリダ、アイダホ、イリノイ、インディアナ、カンサス、ルイジアナ、メリーランド、ミシガン、ミシシッピ、ミズーリ、モンタナ、ネブラスカ、ネバダ、ニュー・ジャージー、ニュー・メキシコ、ノース・カロライナ、オハイオ、オクラホマ、ロード・アイランド、サウス・カロライナ、テネシー、テキサス、ユタ、ヴァージニア、ワシントン、ウィスコンシン

イ 州憲法の規定例

(ア) ミズーリ州憲法¹⁷

1992年に議会に提案されて可決され、1993年、住民投票において84%の支持を得て可決成立。

第1条第32項

- 1 犯罪被害者は、法律の定める定義に従い、下記の法律に定める諸権利を、法律の規定に従い有するものとする。
 - (1) 被告人が同様の権利を有する場合、すべての刑事司法手続に参加する権利。成人が犯した重罪の場合、少年司法手続に参加する権利を含む。
 - (2) 被害者の請求に基づき、裁判所の決定により司法の利益が優先するとされた場合を除き、有罪の答弁、保釈のための聴聞、量刑、プロベーション取消しのための聴聞、仮釈放のための聴聞の期日の告知を受け、かつ、それぞれの手続において陳述する権利。
 - (3) 公判及び予備審問期日の告知を受ける権利。
 - (4) 被害弁償を受ける権利。この権利は、民事事件の場合と同様の、又はその他法律の定めるところに従い、強制執行することができるものとする。
 - (5) 当該事件に関して、迅速な処分又は迅速な上訴に対する処分を求める権利。ただし、本号は、被告人がその防御のための準備に十分な時間を用いることを妨げるものではない。

14 *Victims' Rights Constitutional Amendment*, 1999 NCVRW Resource Guide, 2000

Recent News and Chronology, National Victims' Constitutional Amendment Network (NVCAN), 2000

15 op. cit., 1999 NCVRW Resource Guide

16 <http://www.nvc.org/law/montana.htm>

17 <http://www.nvc.org/law/missouri.htm>. ミズーリは、全米で初めて1972年に設立された三つの被害者援助プログラムのうちの一つである「犯罪被害者支援」発祥の地(セントルイス)を含む州である。

- (6) 被告人又はその代理人の行動から、合理的な保護を受ける権利。
 - (7) 被告人（被疑者）の拘禁又は拘束状態からの逃亡、被告人の釈放及び釈放予定について情報を与えられる権利。
 - (8) 刑事司法制度がどのように機能し、被害者の諸権利及び関係サービスの提供範囲がどのような内容であるかについて情報を与えられる権利、及び被害者の請求に基づき、当該犯罪についての情報を与えられる権利。
- 2 本憲法第1条第20項の規定にかかわらず、被告人が、犯罪被害者、地域社会又はその他の者に対して危険があるとの理由に基づき、裁判所は、保釈を拒否し、又は被告人若しくはその身元保証人が遵守すべき特別の条件を課することができる。
- 3 州議会が、法律の制定によって、被害者の権利条項の目的を達成するための訴訟原因から生じた司法判断を取り消し、又は修正することを条件として、この被害者の権利条項は、州、郡、市（地方自治体）、その他の機関、補助者、被雇用者に対する金銭的損害賠償請求の訴訟原因となると解釈されてはならない。
- 4 本項の規定は、裁判所に対し、すべての刑事事件において、有罪の認定を無効としたり、又は有罪の答弁を受け入れる権限を与えたものと解釈してはならない。
- 5 州議会は、適切な立法措置によって、本項を実施する権限を有するものとする。

(イ) テキサス州憲法¹⁸

1989年に議会に提案されて可決され、同年、住民投票において73%の支持を得て可決成立。

第1条第30項

犯罪被害者の権利

- (a) 犯罪被害者は下記の権利を有する。
 - (1) 公正に扱われ、かつ刑事司法手続全体を通じて、被害者の尊厳及びプライバシーを尊重される扱いを受けるべきこと。
 - (2) 刑事司法手続全体を通じて、被告人から合理的に保護されるべきこと。
- (b) 犯罪被害者の請求により、犯罪被害者は、下記の権利を行使することができる。
 - (1) 裁判所手続について告知を受ける権利
 - (2) 当該犯罪に関連したすべての公開の裁判手続に参加できる権利。ただし、被害者自身が証言する可能性がある場合で、かつ、裁判所が、もし被害者が他の証言を聴くことにより、被害者の証言に実質的に影響があると判断した場合を除く。
 - (3) 地方検事局の代表者と協議する権利
 - (4) 被害弁償を受ける権利
 - (5) 被告人の有罪宣告、量刑、拘禁及び釈放に関して情報を得る権利
- (c) 立法機関は、被害者という用語を定義するため、及びその他の犯罪被害者の権利を執行するための法律を制定することができる。
- (d) 州は、検察官を通じて、犯罪被害者の権利を具体化する権限を有する。
- (e) 立法機関は、裁判官、州検察官、治安担当官（警察官等）、その他法執行機関に関して規定する法律を制定できるが、本項に掲げた犯罪被害者の諸権利についての規定を置かなかったとしても、そのこと自体について責任を問われることはない。本項に掲げた犯罪被害者の諸権利について規定を置かな

18 <http://www.nvc.org/law/texas.htm>. テキサスは、ワシントン州と並んで、全米で3番目に犯罪被害者の権利のための憲法修正を行った州であり、最近まで全米犯罪被害者センターの本部が置かれていた。

いことをもって、刑事事件の被告人が、有罪判決に対する非常救済不服申立手続（人身保護令状[habeas corpus]）を求める根拠とすることはできない。被害者又は被害者の保護者若しくは法律上の代理人は、本項に掲げた犯罪被害者の諸権利を執行する適格を有する。ただし、刑事手続における当事者適格又は起訴に対するすべての処分について異議申立適格を有しない。

(ウ) ウィスコンシン州憲法¹⁹

1993年に議会に提案されて可決され、同年、住民投票において84%の支持を得て可決成立。

第1条第9項m

犯罪被害者

ウィスコンシン州は、犯罪被害者を、法律の定める定義に従い、公正に、かつ尊厳をもって扱い、及びそのプライバシーを尊重しなければならない。ウィスコンシン州は、犯罪被害者が、法律に規定する下記のすべての特権及び保護を有することを保障しなければならない。

－事件に対する迅速な処分

－裁判手続に参加する機会。ただし、刑事裁判所が、（犯罪被害者の）隔離が、被告人に対する公正な裁判のため必要と判断した場合を除く。

－刑事手続全体を通じて、被告人の行動から合理的な保護を受けること。

－裁判手続に関する告知

－検察側と協議する権利

－処分の際、裁判所から意見聴取の機会を与えられること。

－被害弁償

－犯罪被害者補償

－当該事件の結果及び被告人の釈放に関する情報

立法機関は、本項に対する違反に対して、法的救済手段を用意することを要する。本項に規定がなくとも、本項に従って設けられるすべての法律が、法律に規定されるであろう被告人の権利を制限することを妨げるものではない（本項に規定のない被害者関係の事項について、法律で被害者を保護するために、被告人の権利を制限するための規定を設けることを妨げない。）。

2 被害者関係の主要な連邦法典の概要²⁰

(1) 被害者及び証人保護法 (Victim and Witness Protection Act)

1982年10月に制定されたもので、連邦犯罪の被害者の諸権利について規定している。被害者・証人の威迫を重罪とし、判決前調査に「被害者の受けた影響に関する陳述 (Victim Impact Statement[VIS])」を含めることを可能とし、被害者への被害弁償を被告人に命じることのできる明確な権限を裁判所に付与するとともに、命令を出さない場合にはその理由を明らかにすることを裁判官に義務づけた。

この法律の実施細則として、被害者及び証人支援のための司法長官指針 (Attorney General Guidelines for Victim and Witness Assistance) がある。1983年7月に最初のもので策定され、以後改訂を重ねている。これは、被害者及び証人保護法の趣旨を実現するために、連邦の法執行官（警察、検察、矯正）が被害者及び証人に対して負うべき責務について、あるべき方向を各手続段階に沿って詳細に記した文書である。1995年版の指針から幾つか紹介すると、①被害者に対する刑事手続段階に沿った各種

19 <http://www.nvc.org/law/wisconsin.htm>. ウィスコンシンは、全米で初めて1980年に被害者の権利章典を採択した州である。

20 op. cit., *Historical Overview*

の通知を中心として、②通知以外の一般的な法執行官の責務 [例：裁判手続において、被害者の待合室を被告人等と分離すること。]、③特定の種類のケースにおける法執行官の責務 [例：性犯罪に係る事件の裁判手続において、被告人に対して HIV 感染を調べるテストができることを被害者に告知すべきこと。]などについて規定している。

(2) 犯罪被害者法 (Victim of Crime Act[VOCA])

1984年に制定されたもので、包括的犯罪統制法の第14章に規定されているが、これにより、犯罪被害者に関する大統領特別委員会の最終報告書における勧告を実施するため、各種の被害者救済サービス等に関する財政的基盤整備・強化が図られ、犯罪被害者に対する各種支援のための財政的措置を行うための「犯罪被害者基金 (Crime Victims Fund)」が創設された。

(3) 学生の知る権利及び校内安全法 (The Student Right-to-Know and Campus Security Act)

1990年に制定されたもので、同法により、高等教育機関は、校内で起きた殺人、強姦、強盗などの犯罪についての情報公開を要することとされた。

(4) 児童虐待被害者法 (The Victims of Child Abuse Act)

1990年に制定されたもので、同法は、連邦刑事司法制度が児童の被害者及び証人に対してよりやさしい (less traumatic) 制度となるよう、所要の修正を行った。

(5) 被害者の権利及び被害弁償法 (The Victims' Rights and Restitution Act)

1990年制定の犯罪統制法 (Crime Control Act) の一部である。これは、司法省その他の連邦機関で、犯罪捜査、訴追に従事している職員の責務を明確化することにより、連邦犯罪に関する被害者権利の新しい枠組み (被害者の権利章典) を組み込むとともに、犯罪被害者が利用できるサービスについて成文化化したものである。被害者及び証人保護法では、被害者の権利及び被害者に対するサービスは、「可能な場合 (where possible)」と規定されていたにとどまっていた。これに対し、犯罪統制法では、被害者と証人のニーズ及び利益は、連邦刑事司法制度の下でいまだ十分な考慮がなされていないとの認識の下、被害者の権利及び被害者に対するサービスは、「与えられるべきものである (shall be provided)」と規定され、連邦犯罪被害者の権利の章典としての性格を有することとなった²¹。

(6) 児童の性的虐待登録法 (The Child Sexual Abuse Registry Act)

1993年に制定されたもので、児童に対する性犯罪者の情報を全国的に集積するための制度を創設した。

(7) 暴力犯罪統制及び法執行法 (The Violent Crime Control and Law Enforcement Act)

1994年に制定されたもので、同法は、連邦犯罪被害者に関し、連邦政府と州及び地方との連携を形成することの奨励並びに下記の被害者の権利等に関する規定の整備を含んでいる²²。

1. 女性に対する暴力と闘うためのプログラムに10億ドルを超える資金供与を認めた「女性に対する暴力法 (Violence Against Women Act)」の制定
2. 犯罪被害者法の資金供与に関する規定の拡充
3. 全米児童に対する性犯罪者情報登録制度の創設
4. 児童を乗せた飲酒運転者に対する罰則強化
5. 性的脅迫の被害者に対する性病についてのカウンセリング及び検査に関する告知及び費用支払
6. 被告人釈放に先立つ聴聞における、家庭内暴力被害者からの意見聴取。
7. 暴力犯罪及び性的虐待の被害者のための量刑手続における最終陳述の聴取。

21 op. cit., *Attorney General Guidelines*, 1-2

22 op. cit., *Attorney General Guidelines*, 2

8. 家庭内暴力、性的脅迫、性的搾取又はその他の児童虐待及び通信販売詐欺の被害者に対する必要
的被害弁償。

(8) 地域社会通報法 (The Community Notification Act, 通称 Megan's Law)

1996年に制定されたもので、全米児童に対する性犯罪者情報登録制度を修正し、性犯罪者の所在を地域社会に通報する規定を創設した。

(9) 反テロリズム及び効果的死刑法 (The Antiterrorism and Effective Death Penalty Act)

1996年に制定されたもので、反テロリズム関係の対策強化に100万ドルの資金供与を認めるほか、暴力犯罪事件に必要な被害弁償制度を導入し、被害補償及び国内外及び軍隊にいる被害者に対するテロリズム被害者のための支援サービスを強化した。

反テロリズム及び効果的死刑法の第2編に規定されている「必要的被害弁償命令法」により、連邦裁判所は、一定の薬物事件に関する連邦法上の犯罪者に対し、「地域社会への被害弁償 (community restitution)」として、直接、州の被害者支援プログラムへの「公衆に対する侵害 (public harm)」を根拠とした被害弁償を行うことを命ずることができるようになった。

犯罪被害者対策室は、この新法によって認められた権限を活用して、オクラホマ市の爆破事件の被害者及び生存者に対する資金的援助を行った。

(10) 被害者の権利明確化法 (The Victims Rights Clarification Act)

1997年に制定されたもので、被害者が公判に出席し、かつ被害の影響に関する証人として死刑及びそれ以外の事件の量刑段階に出廷することを、既存の連邦法が認めていることを明確化するための法律である。この法律は、記録的なスピードで連邦議会を通過した後、司法省の支援の下で、オクラホマ市の爆破事件の被害者及び生存者が、公判傍聴等ができるよう、直ちにクリントン大統領が署名した。

第3 刑事司法における被害者の法的地位及び被害者施策

1 被害者の連邦法上の定義²³

犯罪被害者の法的地位等について述べる前提として、被害者の定義について、連邦法を中心に整理する。

(1) 犯罪被害者法 (Victim of Crime Act[VOCA] 42 U.S.C. 10607(e)(2))

被害者とは、犯罪遂行によって直接的な身体的、精神的又は金銭的被害を受けた者で、下記の者を含む。

A 被害者が制度化された団体（法人）である場合は、その団体の権限ある代表者。

B 被害者が18歳未満、行為無能力者、責任無能力者及び死者である場合は、次に掲げる者（(i)～(vii)は優先順を示す。）。

(i) 配偶者、(ii) 法律上の後見人、(iii) 両親、(iv) 子、(v) 兄弟姉妹、(vi) その他の家族構成員、(vii) 裁判所が指名したその他の者

(2) 必要的被害弁償命令法 (The Mandatory Victims Restitution Act 18 U.S.C. 3663A(a)(2). 前記第2の2(9)参照。)

被害者とは、被害弁償を命じられるべき犯罪遂行の結果として直接的又はその直後に被害を受けた者、すなわち予備・陰謀、共同謀議、その他構成要件に該当する行為を被告人が遂行する過程において直接的な被害を受けたすべての者を含む。

被害者が18歳未満、行為無能力者、責任無能力者及び死者である場合は、被害者の法律上の後見人、被害者の財産権の代表者、その他の家族構成員、裁判所が適当と認めて指名したその他の者。ただし、被告人をこのような代表者又は後見人に指名することはできない。

(3) 連邦刑事訴訟規則 (Federal Rule of Criminal Procedure 32(f)(1))

被害者とは、その人に対し、刑を宣告されるべき犯罪行為が行われた者をいう。ただし、本条(c)(3)(E)（暴力犯罪又は性的虐待の被害者が、量刑に関して意見の陳述をすることを認める規定）に規定する量刑手続における量刑に関連する陳述等（後記3(1)）については、被害者が同席しているが否かにかかわらず、次の者が量刑手続を行う公判廷に在廷している場合は、それらの者が行うことができる。

(A) 被害者が18歳未満又は行為無能力者である場合は、両親又は法律上の後見人

(B) 被害者が死者又は責任無能力者である場合は、裁判所が指名した1人又は複数の家族構成員

2 被害者に対する情報提供

犯罪被害者に対する情報提供は、被害者の権利の中で、最も基本的なものの一つと位置づけられている²⁴。被害者の権利を実現する上で最も基本的な要請は、刑事司法制度全般を通じて、被害者が、公正に、尊厳をもって、かつ敬意を払って扱われることを保障することであるが、このような取扱いの最も典型的な例が、刑事司法手続における重要な出来事について、告知を受けることを保障することであるからである。このように、刑事司法手続を通じて、被害者に対する情報提供を続けることは、被害者を単なる「証拠の一部 (pieces of evidence)」から、当該刑事事件手続の進ちょく状況及び犯罪者の現況について実質的な利害関係を有する個人として認知することを意味している。

23 op. cit., *Victim and Witness Rights*, 1-2

24 op. cit., *The 1996 Victims' Rights Sourcebook*, 23-24

連邦では、各法執行機関は、被害者・証人援助を担当する職員を指名しなければならず (42USC § 10607(a)), この担当職員は、被害申告の受理後速やかに、緊急の医療・社会サービス (同条(c)(1)(C)), カウンセリング等の支援プログラムや被害の弁償 (同条(c)(1)(B)) 又は補償等を受ける権利のあること (同条(b)(2)) 並びに上記サービス・プログラムの所在地・連絡先及び弁償又は補償の申請方法 (同条(c)(1)(B)) を被害者に通知しなければならないとされ、また、加害者に係る刑事司法手続に関しても、捜査の進行状況 (同条(c)(3)(A)), 逮捕 (同条(c)(3)(B)), 起訴 (同条(c)(1)(C)), 裁判日程 (同条(c)(3)(D)), 身柄の状況 (同条(c)(3)(E)), 事実認定の結果 (同条(c)(3)(F)), 判決の量刑及び仮釈放可能時期 (同条(c)(3)(G)), 判決後の仮釈放の聴聞日程 (同条(c)(5)(A)), 逃走・一時帰休・釈放・死亡等 (同条(c)(5)(B), (C)) を通知しなければならないとされている。

各州においても、これらと同様の情報について、被害者に通知を受ける権利を認め、通知機関を規定する州が多い²⁵。

カリフォルニア州では、州内のすべてのカウンティに被害者証人地方援助センター (the Local Assistance Centers for Victims and Witnesses) が設置され、そのうちの約38のカウンティにおいては、地方検事局内でこのセンターが運用されている。情報提供関係では、次のようなサービスを行っている (カッコ内は、ロスアンゼルスセンターでの96-97会計年度における利用回数実績である。)

- ①刑事司法制度についてのオリエンテーション (45,399回)
- ②ケース処分等の通知 (27,129回)
- ③家族・友人への通知 (1,219回)²⁶

ニューヨーク州の行政府法23条 (New York State Consolidated Laws, Executive, Article 23) では、犯罪被害者の公正な取扱いの規範を定めており、情報提供関係では、地方警察局、地方検事、裁判所等は次のようなサービスを提供することとされている。

- ①地方警察局・地方検事は、地域内でサービスを提供するプログラムの所在地を教示すること。
- ②地方警察局・地方検事は、刑事司法過程における被害者・証人の役割、公判各段階の重要性、その情報を得る方法を説明すること。
- ③地方検事に現住所と電話番号を知らせておけば、被告人の逮捕、司法官への第一回出頭日、釈放、訴追進行状況を通知してもらえること。
- ④判決裁判所の事務官に被害者通知書を提出すれば、受刑者の逃亡、釈放、一時的釈放、仮釈放を通知してもらえること (地方検事に尋ねること)²⁷。

3 被害者の刑事司法への関与

(1) 被害影響陳述

犯罪被害者を尊重する上で最も効果的な方法の一つは、犯罪被害者の利害に影響を与える重要な刑事司法手続の過程において、被害者の意見が聴取される権利を認めることであり、このような関与は、犯罪被害者が刑事司法手続において積極的な役割を果たすために第一義的に重要な手段であるとされている。犯罪被害者が、量刑手続において発言すること、又は被害者若しくは被害者の家族が犯罪によって受けた影響についての情報提出を認められることは、当該犯罪に係る個別的な事情及び被害の状況が、刑事司法制度によって認知されることを意味し²⁸、このような観点から、被害者が刑事司法手続に出席

25 op. cit., *The 1996 Victims' Rights Sourcebook*, 23-24

26 佐々木, 前掲, 183-191

27 佐々木, 前掲, 192-193

し、意見を陳述することは、被害者の尊重のために重要な手段であると考えられている。

アメリカの刑事司法制度では、量刑手続が事実審理手続と分離されているが、量刑手続において、被害者が、犯罪被害によって被った影響に関する陳述(victim impact statement, 以下、本章において「被害影響陳述」という。)を行う権利を認めている州もあり、被害者の被った影響に関する証拠(victim impact evidence)を量刑前報告書(presentence report)に登載することとされている州も含めると、すべての州において、量刑に際し、被害者の被った影響について考慮する手続がとられている²⁹。

連邦法では、量刑前報告書に、被害者への経済的、社会的、心理学的及び医学的影響に関する評価を記載することとされているほか(FRCP32(b)(4)(D)), 暴力犯罪又は性的虐待³⁰に係る事件の量刑手続において、量刑に関連する陳述・情報の提示をすること(FRCP32(c)(3)(E)), 死刑求刑事件の被害者に対し、量刑手続において、死刑を科すべき加重事由に関連する被害の影響等に関する陳述を行う機会が(18 USC §3593(a)), それぞれ認められている。

被害影響陳述に関しては、かつて判例上争いがあった。当初、連邦最高裁判所は、ブース判決(Booth v. Maryland, 482 U.S.496 (1987))及びギャザーズ判決(South Carolina v. Demetrius Gathers, 490 U.S.805 (1989))において、いずれも被害影響陳述を憲法修正第8条(残虐で異常な刑罰禁止)に違反するとした。その理由は、被害影響陳述は陪審の関心を、①被告人の経歴、前科及び犯罪の具体的状況に照らして死刑が適当か否かを決定する任務からそらせてしまうおそれがあり、②陪審の感情を過度に刺激し、犯人と被告人について関連のある証拠に基づいて事件を決定するという任務から陪審の関心をそらせてしまうおそれがあるということにあった。しかし、1991年のペイン判決(Payne v. Tennessee, 501 U.S.808 (1991))は、これら2つの判決を覆して被害影響陳述は合憲であると判示した。同判決は、その理由として、犯罪によってじゃっ起された被害は、被告人の刑事責任及び適切な量刑を決定する上で、重要な関連性のあるしんしゃくすべき要因であるとした。これは、アメリカにおける量刑手続と事実審理手続との分離の前提の下では、量刑手続において量刑判断をする際に、できるだけ多くの資料を基にして、被告人に最も適した量刑をすべきであるとの考え方に沿ったものと評価されている³¹。

(2) 答弁取引・保釈・仮釈放手続等への関与等

ア 概説

多くの事件が検察官側と被告人側の答弁取引(plea bargaining)によって実質的に終結することから、この過程において、被害者の意見を求めたり、検察官が被害者と協議し、説明するなど何らかの被害者の関与の権利を認めている州も多い³²。もっとも、この権利は、被害者に答弁取引に関する決定権(veto)を与えるものではない³³。なお、前記2のニューヨーク州の犯罪被害者の公正な取扱いの規範では、地方検事は、重罪の被害者に対し、刑事事件の処分を行う際、答弁取引に関する意見も含めて、意見を聴取することとされている³⁴。また、連邦では、検察官は、答弁取引に関する被害者の意見を考慮するよう努力を払うこととされている(42USC §10606(b)(5))。

このほか、保釈手続、仮釈放の聴聞手続、恩赦の聴聞手続等において、被害者に意見陳述の権利を認めている州も多い³⁵。特に、仮釈放に関しては、43の州が、仮釈放の聴聞において考慮の対象とするため

28 op. cit., *The 1996 Victims' Rights Sourcebook*, 231-

29 op. cit., *The 1996 Victims' Rights Sourcebook*, 231-232

30 性的虐待に関する実体規定は、Chapter 109A-Sexual Abuse (18USC § 2241-2248) 参照。

31 op. cit., *The 1996 Victims' Rights Sourcebook*, 231 note 65

32 op. cit., *The 1996 Victims' Rights Sourcebook*, 127-

33 op. cit., *The 1996 Victims' Rights Sourcebook*, 133

34 佐々木、前掲、193

35 op. cit., *The 1996 Victims' Rights Sourcebook*, 232-

に、仮釈放委員会に対し、被害者が書面又は口頭による意見提出をすることを認めている³⁶。また、連邦では、家庭内暴力に係る事件において、公判前の保釈の決定に関し、被害者が加害者の危険性について陳述することを認めている（18USC §2263）。

イ 少年の仮釈放に関する被害者への聴聞制度（カリフォルニア州）

仮釈放の聴聞における被害者陳述の具体例として、カリフォルニア州で行われている少年院収容中の者を対象とした手続について紹介する³⁷。

（ア）犯罪被害者関係情報の登録制度

カリフォルニア州では、州立少年院及び仮釈放後の指導監督を所管している青少年局（Department of the Youth Authority）に、被害者へのサービスを一括して扱う、犯罪予防及び被害者サービス対策室（Office of Prevention and Victim Services）が置かれている。この対策室では、被害者に関するデータベースを作成しており、1999年8月現在で登録されている被害者は約1万6,000人である。

少年が青少年局所管の施設に送致された段階で、少年裁判所からプロベーション・オフィサーによる審判前報告（presentence report）の写しが青少年局に送付される。この審判前報告又はそれとともに送付される秘匿情報により、被害者関係の情報が得られれば、この段階で、被害者はデータベースに登録される。データベースに登録されると、青少年局から被害者あてに、加害少年が青少年局所管の施設に収容されたことを通知し、また、今後被害者が、仮退院の日程や仮退院検討のための聴聞の日程の通知を希望するかどうかを尋ねる最初の手紙が送付される。

（イ）青少年犯罪者仮釈放委員会（Youthful Offender Parole Board）による被害者への聴聞

a 概要

カリフォルニア州では、少年院在院者の収容期間・仮退院時期は、青少年犯罪者仮釈放委員会が審理・決定する。同委員会が行う聴聞には、①仮退院の審理・決定を目的とした仮釈放の聴聞（parole consideration hearing）、②毎年行う処遇期間の見直しや処遇プログラムの見直しを目的とした、定例聴聞（annual review hearing）がある。聴聞に際しては、少年院で被収容少年の指導教育を行っている処遇チーム（treatment team）の意見が、委員会の決定内容に大きく影響する。処遇チームは、仮釈放委員会職員（parole agent）、カウンセラー及び処遇管理担当官（treatment supervisor）で構成される。少年院内にいる仮釈放委員会職員は、被収容少年が同委員会での聴聞の中で少年に科したプログラムを順調にこなしているか監視・調整する。また、仮釈放委員会職員は、法律に規定された聴聞日程の地元警察署への通知も担当する。通知を受けた地元警察署は、聴聞への出席資格はないものの、仮釈放に関する意見書を委員に提出することができる。

b 被害者の聴聞出席手続

① 事前準備

被害者は、希望すれば全聴聞日程に関する通知を受け、すべての聴聞に出席することができる。聴聞出席を決めた被害者は、犯罪予防及び被害者サービス対策室又は加害少年の収容施設に電話連絡をとる。連絡を受けた施設は、必ず同対策室に被害者の意向を伝え、その段階から、同対策室では、下記のような、被害者が聴聞に出席するための様々な援助をする。

- ・収容施設との間での、細部のスケジュール調整。収容施設に入る際のセキュリティチェック等の手続に関する被害者への説明。

36 op. cit., *The 1996 Victims' Rights Sourcebook*, 232

37 本節（ア）、（イ）の内容は、1999年8月9日に、カリフォルニア州青少年局犯罪予防及び被害者サービス対策室において、同室の専門官 Cynthia Flores から、法務省関東地方更生保護委員会保護観察官柿原幹子が聴取等した内容による。

- ・被害者が聴聞当日にショックを受けないため、あらかじめ知っておいたほうがよい加害少年に関する情報の、収容施設側からの収集。具体的には、少年の施設内での生活状況、成績、規律違反の状況、今回の聴聞の結果、仮釈放が認められる可能性の程度、予想される処遇チームの意見等である。これらの情報は、通常電話で、同対策室から被害者に伝えられる。
- ・被害者が希望した場合の、同対策室職員による聴聞当日の付添い。

② 聴聞当日

聴聞当日、被害者は、委員に対し意見を述べるに際して、加害少年の面前でそれを行うかどうかを選択できる。被害者は、意見のみを述べて、加害少年が聴聞室に入る前に退席することもできる。加害少年のいないところで被害者が意見を述べた場合、委員は加害少年に対し、被害者が述べた要旨を伝える。委員の判断によるが、聴聞の最後に、委員が加害少年に対し、被害者に対して何か述べたいことがあるかどうか尋ね、少年が被害者に謝罪することもある。

c 事例紹介

カリフォルニア州ストックトン所在の少年院において実施された、青少年犯罪者仮釈放委員会の定例聴聞に、殺人事件の被害者の母親が出席した事例³⁸

(a) 加害少年に関するデータ

年齢	1975.10.7生（本件殺人時17才，聴聞当日23才）
判決日	1993.4.8
決定裁判所	州上級裁判所
決定内容	青少年局所管の少年院送致，弁償罰金（Restitution Fine）支払命令（犯罪被害者に対し，3,500ドルを支払うこと。）
少年院入院日	1993.4.14
期間満了日	2000.10.6（25才の誕生日前日）
本件罪名	第2級殺人，住居侵入（trespassing），不法目的侵入（burglary），公共の場での泥酔（public intoxication）2件
前歴	不法目的侵入，マリファナ，アルコールによる公共の場での泥酔等により送致歴8回。本件殺人時，保護観察中。
本件の概要	1993.1.21 2級殺人 加害少年（当時17才）と共犯少年（16才）及び被害者（23才）は，本件当日パーティーに参加し，3人ともひどく酔った。パーティー後3人で土手を散歩していたが，途中口論になった。前年，拳銃で撃たれまだギプスをはめたままの状態だったこともあり，加害少年は被害者の態度から身の危険を感じ，護身用に持っていたナイフを取り出して，共犯少年ともども被害者の胴，胸，腕などを8回以上刺して死に至らしめ，被害者をそのまま放置して立ち去った。

本件時の加害少年の生活状況

両親と同居。高校生であったが，無断欠席や勉学態度不良などから，自宅学習処分となっていた。当時の加害少年は，目標を見出せず，パーティーに参加し飲酒を繰り返す，せつな的な毎日を送っていた（裁判時プロベーション・オフィサーレポート）。

38 前掲，保護観察官柿原幹子が，1999年8月20日，現地にて傍聴した内容をまとめたもの。

(b) 青少年犯罪者仮釈放委員会による聴聞の経過

1993.8.16 初回聴聞実施。仮釈放審理月を、2000年4月と決定。

1994.8 以降毎年、定例聴聞実施

1999.4.20 施設外作業許可審査聴聞 (Work Furlough Review hearing, 昼間施設外に出て働くプログラムを実施することが適当かどうか判断するための聴聞)

(c) 定例聴聞当日 (1999年8月20日) の状況

当日出席したのは、被害者の母親であった。母親は、既に1998年8月に実施された定例聴聞及び1999年4月20日に実施された施設外作業許可審査聴聞に出席したことがあり、この日で3回目の聴聞出席となる。

施設の玄関で、母親は、先に到着した犯罪予防及び被害者サービス対策室の職員と会い、一緒に聴聞待合室へ行く。職員とは既に面識があるため、母親は、打ち解けた様子で現在の心情や家族の状況などを職員に話す。職員が、母親に、今日は委員の前だけで意見、心情等を述べたいかどうか、意向を尋ねる。母親は、まだ加害少年の前で意見や気持ちを話す自信はないとの意向を職員に話した。しかし、その後職員が仮釈放委員会委員と話したところ、委員は、加害少年の前で直接話すことが大切だと思うと述べる。職員が委員の意向を母親に伝えると、母親は内心ためらったようだったが、結局加害少年の前で陳述することを了承した。聴聞出席者は、2人の委員、加害少年、施設の教育プログラム担当者、犯罪予防及び被害者サービス対策室の職員並びに母親である。

・母親の発言等

冒頭、母親に陳述の機会が与えられる。委員は加害少年に対し、母親の方に体を向けて聞くようにと指示する。

母親は、持参した被害者の写真を見せながら、「これが前回の聴聞では、少年が名前さえ思い出せなかった被害者だ。」と述べ、「被害者の死によって、自分自身や身内の者がどれだけつらい経験をしてきたか。」切々と訴える。特に、事件が、家族全体に深刻な影響を与えたことを強調する。「自分が毎年ここに来る理由は、加害少年に、自分が何をしたか分かってほしいからだ。これまでの聴聞では、加害少年に全く反省の色が見られなかった。」と述べる。加害少年が将来帰住する町でギャングが犯罪を繰り返している状況を新聞記事を示しながら加害少年に伝え、「真剣に将来を考え、人生を変えてほしい。」と加害少年に訴える。母親は、感情を抑えながらも終始強い口調であった。

その後加害少年に、委員から、被害者の母親に対し気持ちを述べる機会が与えられた。

・少年の発言

「前回の聴聞以降、被害者教育プログラム (Victim Impact Class) に出席し、被害者が登場するビデオを見たり、被害者に関して他の少年と討議をしたりすることにより、被害者の内面について深く考えた。それまでは、被害者がどのように感じたのか、想像するだけだったが、プログラムを通してよく理解できた。当時の自分は、周囲の誰のことも考えていなかったし、自分のことなど全く考えていなかった。本件時の怒りは、自分自身に対する怒りだった。本当に申し訳ない。少年院に入って以来、いろいろなプログラムに参加し、よく考えてきたし、もう以前の自分に戻ることはない。また自分が戻る地域のギャングの状況についても家族から聞いて知っているが、絶対にかかわらない。」

その後、委員から加害少年に対し、入院以来どんな面が変わったと思うか、各教育プログラムがどのように役立ったと思うか等の質問があった。加害少年は、「自分を大切にできるようになった。」等、無難な返答をする。続いて収容施設の教官から、加害少年が現在までプログラムをよい成績でこなしているため、仮釈放審議月を60日早めることが相当だと意見が出された。その結果、委員は、仮釈放審理月を

30日早め、仮釈放検討聴聞は、2000年3月に実施されることになった。

・被害者の母親の感想

聴聞終了後、母親は犯罪予防及び被害者サービス対策室の職員に対し、心情を次のように話した。「今回の聴聞でショックを受けた。加害少年は、反省の言葉は述べているが、準備したもので、いかにも表面的で、心からの反省とは全く思えない。反省が表面的であることが明らかなのに、仮釈放審理月を30日早める決定をした委員の判断は信じられない。施設内でまじめにやるのは簡単だと思う。」

職員は母親の心情を共感しながら聞き、全面的に支持し、「自分としても、今回の聴聞の結果は不本意に思うので、納得できなければ、仮退院委員会の幹部あてに手紙を書くように。」と助言する。母親は、「ぜひそうしたい。」と話す。職員が、「次の聴聞では仮退院が許可されるかもしれないので、心の準備をしておいた方がよい。」と母親に助言すると、母親は、「次回は、ぜひ夫と共に出席したい。」と話した。

・被害者サービス対策室の職員の感想

母親と別れた後、職員は次のように述べた。

「聴聞への被害者の出席は、いわゆる仲裁・和解プログラム（mediation program）とは全く違うもので、たとえ被害者及び加害者が聴聞場面で同席したとしても、お互いに向かって直接話すのではなく、それぞれが委員に向かって話すことになっている。被害者と加害者が直接対話するためには、より周回の準備が必要であり、そうでなければ、被害者が傷つく結果になる。その意味で、今回の委員の指示は不適切であった。全体の流れを見ても、経験不足の委員だったこともあり、委員が被害者の気持ちを十分に尊重したとは言えない状況であった。少年の反省は、母親が述べるとおり、いかにも表面的だったが、今回初めて加害少年の前で母親が気持ちを述べたので、このことをきっかけに少年が少しでも変わってくれることに期待したい。」

(3) 公判手続への在廷

被害者が公判手続に在廷する権利を認めている州も多いが、被告人の権利と抵触しない限りにおいてという限定を付す州も多い³⁹。連邦では、被害者は、事実審理手続において他の証言を聴くことによって、被害者の証言が影響されるおそれがある場合を除いて、すべての公判手続に在廷する権利を有し(42 USC §10606(b)(4))、量刑手続において意見陳述する可能性があることを理由として、事実審理手続から排除されてはならないとされている(18USC §3510)。

4 刑事司法における被害者に対する保護

(1) 被害者・証人の加害者による威迫等からの保護

被害者や証人を加害者による威迫から保護することは、刑事司法への協力を得るために重要であることから、半数以上の州で、被害者に加害者からの保護を受ける権利を規定しており、また、被害者に対し、加害者からの保護の方法その他の情報を通知しなければならないとする州も多い⁴⁰。このほか、被害者に対する危険を理由に公判前の保釈を却下することを認めるなど、保釈要件を厳しくする法改正を行ったり、裁判所における、加害者側との待合室の分離を規定する州も多い⁴¹。このような法律上の手段以外に、法執行機関や検察官は、一般的な証人保護プログラムを運用しており、被害者の転居等を含め、加害者による威迫・報復の危険を減少させるための援助を行っている。

連邦法では、担当職員は、被害者を加害者側から保護するために必要な措置を講じなければならない

39 op. cit., *The 1996 Victims' Rights Sourcebook*, 285-

40 op. cit., *The 1996 Victims' Rights Sourcebook*, 99-

41 op. cit., *The 1996 Victims' Rights Sourcebook*, 99-100

とされており(42USC §10607(c)(2)), また, 被害者, 証人及び情報提供者に対する証言等の妨害や報復を目的とする殺人, 傷害, 脅迫行為等の加重処罰規定を設けている(18USC §1512, 1513)。なお, 組織犯罪又はその他の重大な犯罪に係る手続において, 連邦又は州政府のために証人又は証人となる可能性のある者に対し, 転居及びその他の保護を与える, 証人保護プログラムが, 連邦執行官(United States Marshals)によって実施されている(18USC §3521)。

(2) 被害者・証人の保護のための証言方法

児童である被害者に関しては, 種々の保護規定を設ける州も多く, 連邦法でも, 18歳未満の身体的・性的虐待等の被害者及び証人(以下, 本節において「児童被害者」という。)に関する種々の保護規定が設けられており, 氏名その他の情報等を手続上秘匿すること, 児童被害者が恐怖のために証言できないなどの要件の下での, 閉回路テレビ(closed circuit television)による証人尋問規定(18USC §3509(b)(1))やビデオテープによる証言の録画(18USC §3509(b)(2)), 被害者の代理人制度(18USC §3509 c(5)(h)), 証言の際に成人の付添いを受けることなどが認められている(18USC §3509c(5)(i))。

証人が被告人と対面しないで証言を行う方法の合憲性については, 判例上争いがあり, 連邦最高裁判所は, 1988年のコイ判決(Coy v. Iowa, 487 U.S.1012)において, 強制わいせつの被害者の少女(13歳)と被告人との間に衝立(スクリーン)を置いて証言したことは, 憲法修正第6条の「証人对質権(face-to-face confrontation)」に違反するとした。これに対して, 1990年のクレイグ判決(Maryland v. Craig, 497 U.S.836)は, 上記のような閉回路テレビを用いた, 別室における被虐待児童(6歳)の証言に関しては, 被告人, 裁判官及び陪審がモニターを通してこの証人尋問の様子を見ることができ, 被告人が電話連絡により弁護人を通して異議申立ができる場合は, 修正第6条に違反しないとした。

5 刑事司法における被害回復

(1) 弁償命令(restitution order)

アメリカでは, 刑事裁判において, 刑の宣告猶予やプロベーションの条件等として, 被告人に被害回復, 賠償等を含む被害弁償命令(restitution order, 以下「弁償命令」という。)を科することが, 比較的古くから行われてきたが⁴², 1982年の委員会報告書は, 被害者が経済的損失を被った事案においては, 連邦及び州の裁判所等は, この弁償命令を原則として言い渡さなければならず, 言い渡さない場合にはその理由を記録に明確にすることとするよう勧告した⁴³。その後, 弁償命令が, 被害者の刑事司法に対する満足度に重大な影響を及ぼす要因の一つであり⁴⁴, また, 犯罪者に対する更生の効果をも持つという認識が広まり⁴⁵, 現在では連邦及びすべての州において, 弁償命令に関する規定が設けられ⁴⁶, さらに, 弁償すべき損害・被害者の範囲の拡大及びその命令・執行方法に関する改善が行われている⁴⁷。

現在, 各州における弁償命令には, 弁償を求め得る者の範囲について, 犯罪による直接的な身体的被害・経済的損失を被った被害者本人に限らず, その家族, 被害者への援助を行った支援団体等を含むものもある。また, 弁償すべき損害についても, 精神的治療や社会復帰のための治療の費用, 逸失利益,

42 *New Directions from the Field: Victims' Rights and Services for the 21st Century*, OVC, Department of Justice, 1997, 355

43 *op. cit.*, *President's Task Force on Victims of Crime FINAL REPORT*, 政府の行動を求める勧告10.c, 刑事司法機関に対する勧告(3)裁判所関係7

44 *op. cit.*, *New Directions from the Field*, 357

45 *op. cit.*, *The 1996 Victims' Rights Sourcebook*, 299-300

46 *op. cit.*, *New Directions from the Field*, 356

47 *op. cit.*, *The 1996 Victims' Rights Sourcebook*, 299

引っ越し等の費用や犯罪被害に伴う旅費、葬儀代等まで拡大されてきているが⁴⁸、弁償命令が必要的かどうかについては、州によって規定が分かれている⁴⁹。また、弁償額の算定に資するため、損害額又は被告人の支払能力に関する情報を量刑前報告書に含めることとする州も多い⁵⁰。弁償命令の執行に資するため、41州で弁償命令に基づく民事執行を認めている⁵¹。また、矯正施設内に弁償金の回収機関を設けて刑務作業賃金からの支払を弁償に充てるとするカリフォルニア州⁵²、被害者援助団体を含む私的団体に回収を請け負わせるニューヨーク州⁵³などもある。

また、連邦では、裁判所は、すべての事件において弁償命令を科する権限を有し(18USC §3663)、性的虐待 (sexual abuse) や暴力犯罪 (crime of violence) 等の一定の犯罪の場合は、原則として弁償命令が必要的とされている(18USC §228(d), 2248, 2259, 2264, 2327, 3663A)。弁償命令を科するに当たっては、プロベーション・オフィサーが弁償命令に必要な情報を提供する(18USC §3664)。また、弁償命令は、民事執行が可能であり(18USC §3613)、支払のない場合には、プロベーションの取消し等多様な措置が執られる(18USC §3613A)。

(2) 被害者加害者和解プログラム (Victim Offender Reconciliation Program)

ア 意義

このほか、弁償に関しては、州以下のレベルで行われている被害者加害者和解プログラム (Victim Offender Reconciliation Program。以下「VORP」という。)がある。VORPは、“victim offender reconciliation(VOR)”, “victim offender meetings (VOM)”, “victim offender conferences (VOC)”等と呼ばれる場合もある⁵⁴。これは、いわゆる修復的司法 (restorative justice) の考え方に基づくもので⁵⁵、中立の第三者として助言する調停者の参加の下に、被害者と加害者が直接話し合い、相互の感情を吐露しつつ、弁償その他の合意を形成するプログラムとして、主に軽微な財産犯等の事件で導入されている⁵⁶。

VORPは、加害者に責任を自覚させるとともに、被害者に必要な援助と補償を行うことを目的とする。従来、和解 (mediation) は、夫婦、地域社会、企業等における様々な紛争の解決の手段の一つとして用いられてきたが、VORPにおける和解 (reconciliation) は、これら民事紛争の解決手段としての和解とは異なっている。民事紛争における和解が和解契約の締結を目指しているのに対し、VORPにおいては、当事者間の対話自体が目的とされる。実務上、VORPの大半は、賠償に関する合意書に双方が署名して終了するが、賠償自体は二次的な目的であり、被害者と加害者が直接対話することで、被害者側の感情がいやされることや加害者が自らの責任を自覚することが大切であると考えられている。また、刑事手続の一環として見た場合、VORPは、犯罪を犯したことが明らかであり、自身も犯行を認めている加害者と、犯罪により被害を被った被害者間で行われるものであり、有罪か無罪かを争う通常の刑事手続と大きく異なっている。

被害者にとってのVORPの意義をまとめてみると、①加害者に犯罪被害の実態を知らしめること、②

48 op. cit., *The 1996 Victims' Rights Sourcebook*, 299-300

49 op. cit., *New Directions from the Field*, 356-357

50 op. cit., *The 1996 Victims' Rights Sourcebook*, 301

51 op. cit., *The 1996 Victims' Rights Sourcebook*, Table 11-B

52 op. cit., *New Directions from the Field*, 362

53 op. cit., *New Directions from the Field*, 363

54 Umbreit, M. S., Greenwood, J., *Guidelines for Victim Sensitive Victim Offender Mediation "Restorative Justice Through Dialogue"*, 1997

55 op. cit., *Victims of Crime* 2nd ed., 250

56 染田 恵, 「犯罪者の社会内処遇の多様化に関する比較法制的研究」, 1998, 法務研究報告書86集1号, 法務省法務総合研究所, 189-

加害者に質問できること、③被った被害の賠償計画の策定に直接関与できること、等である。また、加害者にとっての VORP の意義は、①自らの行為の責任を直接とること、②自らの行為の及ぼしたあらゆる影響を知ること、③被害回復のためのプランを作成すること、等である。

イ 発展の経緯

VORP は、1974年カナダのオンタリオ州キッチナー (Kitchener) で初めて行われ、続いて4年後アメリカ合衆国インディアナ州エルカート (Elkart) でも実施されるようになったが、70年代後半においても、全米では10か所程度で実施されていたに過ぎなかった。しかし、司法省犯罪被害者対策室の補助金により、民間団体である修復的司法及び調停センター (the Center for Restorative Justice and Mediation. 1999.10に同センターは、the Center for Restorative Justice and Peacemaking と改称した。) が、1996年から行った全米 VORP 調査 (National Survey of Victim Offender Mediation in The US, 以下「96年調査」という。⁵⁷⁾によると、北米315か所 (アメリカ合衆国289か所、カナダ26か所) ヨーロッパ712か所 (ドイツ348か所、フィンランド130か所、フランス73か所、ノルウェー44か所、イングランド43か所等) で実施されている。

この間の発展の要因として、1994年に全米法律家協会が VORP の実践を広く推奨したことが挙げられている。

ウ プログラムの内容

(ア) 実施団体と実施担当者

VORP の実施団体については、96年調査によると、表1のとおり、地域の民間機関 (Private community-based) が最も多く、次いで教会関係等となっているが、最近、プロベーション機関や矯正施設など

表1 実施機関の種類

地域の民間機関 (private community-based)	49 (42.6)
教会関係 (Church-based)	26 (22.6)
プロベーション・サービス (Probation)	18 (15.7)
矯正施設 (Correctional facility)	9 (7.8)
検事局 (Prosecuting attorney's office)	5 (4.3)
被害者サービス機関 (Victim services)	4 (3.5)
警察 (Police)	2 (1.7)
収容処遇施設 (Residential facility)	2 (1.7)
合計	115 (100.0)

注 1 "National Survey of Victim Offender Mediation Program In The US"による。

2 () 内は、構成比である。

57 同調査は、国際被害者加害者調停協会 (the international Victim Offender Mediation Association) や全国地域和解協会 (the National Association for Community Mediation) などの組織から、VORP を行っている、あるいは行っていると思われる団体・機関のリストを入手し、同プログラムの実施が確認された289の団体等のうち、電話によるインタビューを承諾した116の団体等に対し、電話による聞き取り調査、質問紙による調査を行ったものである。

の公的機関が実施機関となる例が増えている。民間の実施団体は、地域住民等の寄付のほか、地方、州あるいは連邦の VORP 関連の補助金を財源として運営されている。

実施団体の職員は比較的少なく、常勤職員は平均2.3人である。このほかに平均37人のボランティアを抱えており、このボランティアが調停者 (mediator) として、プログラムの実施に当たる。したがって、VORP を実施するに際しては、いかにして地域から広くボランティアを募り、これに必要な研修を行うか、あるいは調停者として活動するに必要な情報交換や評価の体制をいかに整えるかが重要になってくる。

(イ) 対象者

VORP の対象者の要件は、プログラムの実施団体によって異なり、各プログラムは対象者の年齢、罪種、犯歴等について一定の基準を定めている。

96年調査によれば、犯罪少年とその被害者のみを対象とする VORP は、調査対象の約45%、成人の犯罪者とその被害者のみを対象とするものは約9%で、残りの約46%は両方を対象としている。

また、事件を受理する時期を見ると、ダイバージョンとして公的な有罪確定前の事件を受理するプログラムが約34%と最も多く、次いで、有罪確定後処分決定前の事件、処分決定後の事件を受理するものが、それぞれ約28%となっている。事件の送致機関等としては、表2のとおり、プロベーション・オフィサーが最も多く、次いで、判事、検察官等となっている。

表2 主な送致機関等

プロベーション・オフィサー (Probation officers)	43 (29.1)
判事 (Judges)	34 (23.0)
検察官 (Prosecutors)	23 (15.5)
少年に対するダイヴァージョン (Juvenile diversion)	19 (12.8)
警察官 (Police officers)	15 (10.1)
弁護士 (Defense attorneys)	10 (6.8)
地域住民 (Community members)	3 (2.0)
被害者支援者 (Victim advocates)	1 (0.7)
総数	148

注 1 “National Survey of Victim Offender Mediation Program In The US”による。

2 () 内は、総数に対する比率である。

3 少年に対するダイヴァージョンは、ダイヴァージョン処分決定機関が資料上不明なので、そのまま掲載した。

対象者の罪名を見ると、器物損壊、単純傷害及び窃盗が多く、次いで住居侵入となっている。なお、暴力犯罪事件に対する VORP の実施の状況は、表3のとおりである。

年間係属件数は、プログラムによってかなり異なるが、少年事件の係属件数は平均136件 (1件~900件)、成人事件は平均74件 (1件~1,672件) である。

表3 暴力犯罪事件に対する VORP の実施

傷害 (Assault with bodily injury)	47 (33.3)
兇器を用いた暴行 (Assault with a deadly weapon)	25 (17.7)
過失致死 (Negligent homicide)	15 (10.6)
家庭内暴力 (Domestic violence)	12 (8.5)
家庭内での性的暴行 (Sexual assault within family)	10 (7.1)
第三者による性的暴行 (Sexual assault by stranger)	8 (5.7)
謀殺 (Murder)	8 (5.7)
謀殺未遂 (Attempted murder)	5 (3.5)
その他 (Other)	11 (7.8)
総数	141

注 1 “National Survey of Victim Offender Mediation Program In The US”による。

2 数字は、暴力犯罪事案に対し VORP を実施したことがあると答えた実施団体の実数である。

3 () 内は、総数に対する比率である。

(ウ) 実施手続

「被害者加害者和解ガイドライン (Guidelines for Victim Sensitive Victim Offender Mediation “Restorative Justice Through Dialogue”)」(以下、「ガイドライン」という。⁵⁸⁾ にそって、VORP の実施手続の概要を述べると、次のとおりである。

① 事件の選定

各プログラムは、対象となる事件について、一般的に、加害者の年齢 (少年・成人)、犯歴 (初犯・累犯等)、罪種等の基準を定めている。送致されてきた事件が、この基準に合わない等の理由で、対象として不適当であるとプログラムの担当職員が判断した場合は、事件は送致機関に戻される。

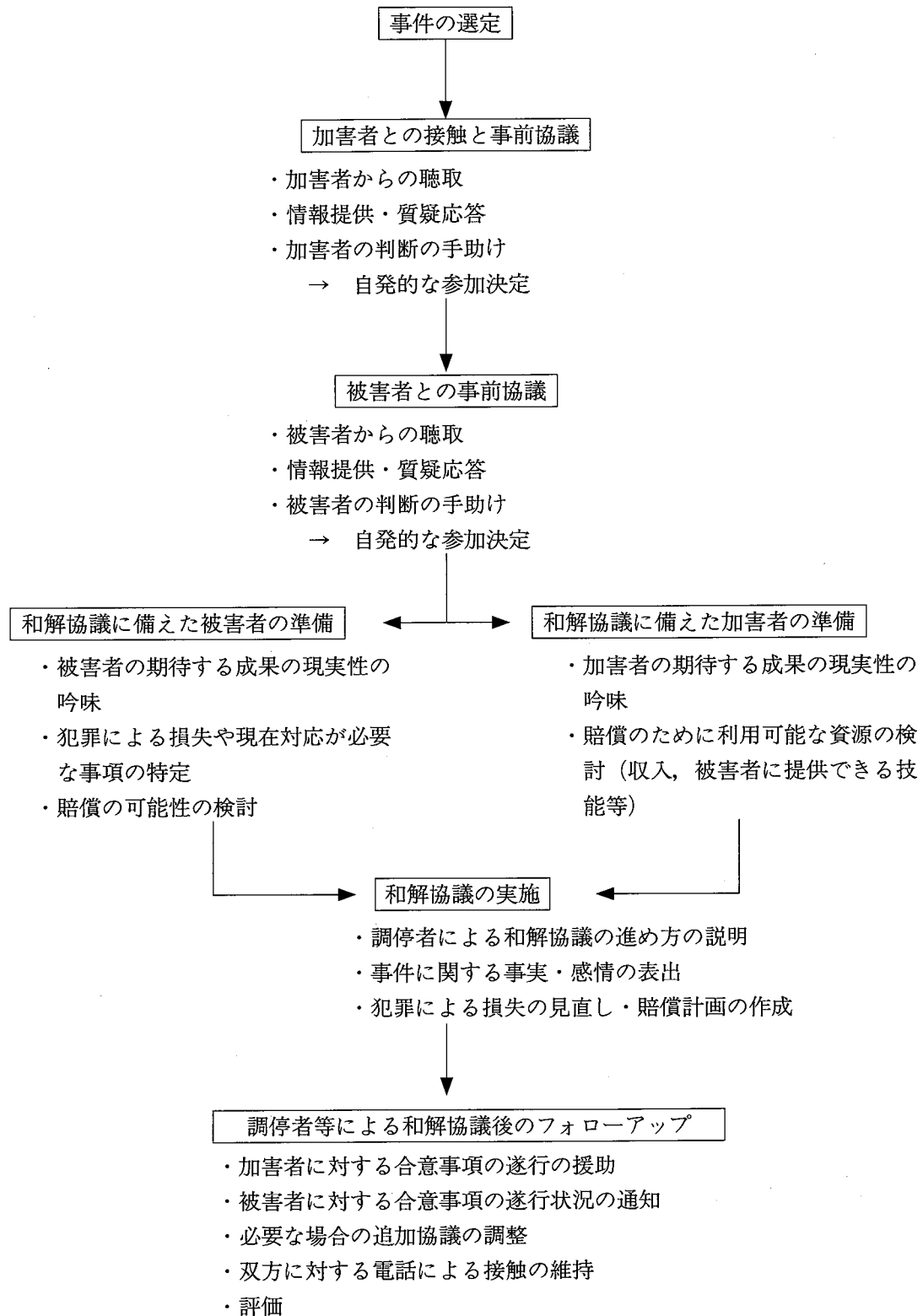
事件受理が決定すると、プログラムの担当職員により、担当する調停者が選定される。

② 加害者との接触と事前協議

担当することになった調停者は、一般的にはまず加害者と接触し、その参加意思を確認した後で被害者と接触する。その理由は、逆の順序で進めた場合、被害者が望んだにもかかわらず、加害者が参加を拒否し、被害者が再び傷つくおそれがあると考えられるためである。

調停者は、事件の体験や事件に関する気持ちをじっくりと聞くことで、情報を収集するとともに、加害者との信頼関係を築く。その後、プログラムの目的、手続、進め方、刑事手続との関係や、加害者の権利、プログラム以外に利用できる社会資源等の情報が提供される。更に、加害者が希望し、被害者が了解している場合には、被害者に関する情報も提供される。また、加害者が、事前にプログラム参加による得失を慎重に検討して、自主的に判断できるよう援助することになっている。

58 op. cit., *Restorative Justice Through Dialogue*



VORP は、加害者・被害者の自発的な参加を待って行われることが原則であるが、実務上、裁判所等によって事件が調停機関に送致される場合が多いことから、加害者が VORP 参加への圧力を感じることも少なくないと思われる。調停者は、加害者に参加を拒む権利のあることを伝えるとともに、自発的な参加意思が固まるまで時間をかける。加害者が参加を拒否した場合は、事件は送致機関に戻される。

なお、参加を決めた加害者に対し、調停者は、和解協議に備えて事件に関する気持ちや被害者についてべきことなどを整理するよう援助するほか、協議の場に友人・知人等の同席が可能であることも伝える。これらの人々は、加害者にとって精神的援助者となるとともに、求められた被害回復に努めるよう指導することも期待されている。これとは別に、少年が加害者の場合、和解協議に保護者の出席を求めるプログラムもある。

③ 被害者との事前協議

一般には、被害者との接触は、加害者が参加意思を表明した後に行われる。そこでは、調停者は加害者との事前協議と同様、被害者の体験や気持ちをじっくりと聞き、その後、被害者の判断を助けるために必要な情報を提供する。被害者が希望し、加害者が了解している場合には、加害者に関する情報も提供される。

④ 和解協議に備えた被害者の準備

参加を決めた被害者に対し、調停者は今後予想される事態に対応する心の準備をさせ、被害者の準備が整ってから、和解協議の日程を決める。

被害者が和解協議に過大な期待を抱くことが多いので、調停者は、今回の和解で予想される成果や一般的な成果を説明するなどして、冷静に対応することを求める。

和解協議の進め方については、被害者の選択が優先する。その理由は、通常の刑事手続において、被害者はわずかに自分の体験したことと要望を述べる機会が与えられているほかは、ほとんど疎外されており、そのことが、事件後の被害者の無力感を募らせ、加害者に対する恐怖感や不安感を高めているとの考え方に基いている。そのため、和解協議においては、様々な事項について被害者に優先的に選択権を与え、自らの意思に基づく選択によって物事を行ってゆくことができるという感覚を回復させようと図られている。

自発的な参加決定はもちろん、和解協議の日時、場所、配席、最初に話を始める人等について、基本的には被害者が決定するほか、被害者は、法律の定める範囲内であれば、地域での奉仕活動、謝罪文等自分が希望する補償を求めることができる。このうち、協議の場で口火を切る人については、被害者が「自分の経験したことやその影響を加害者に語ることで力づけられる」として、自分が先に話すことを選択する場合もあるし、「被害者側の話の内容に強制されるのではなく、加害者が自発的に謝罪する言葉を聞くことでいやされる」として、加害者に先に話すよう求める場合もある。

⑤ 和解協議の実施

和解協議は、通常、プログラム事務局の部屋や、地域の公共的なセンターの一室等で行われる。配席は被害者の希望により様々なパターンがあるが、テーブルを挟んで加害者、被害者が対面する形で座り、テーブルの端に調停者が座ることが多い。

協議は、調停者が自らの役割と協議内容の順序を説明することから始まる。協議は、第一部として、事件に関する事実や気持ちに焦点が置かれ、被害者は率直な心情を直接加害者に伝えるほか、「なぜ、私をねらったのか」、「どうやって犯行に及んだのか」など、知りたいと思っていたことについて、加害者に答えるよう求める。このような状況は、加害者にとってつらいものであるが、加害者自身も自らの気持ちを語り、直接謝罪することで気持ちの整理ができる。

事件について双方が語り終えたと了解した後、第二部として、被害回復の方策が話し合われる。ここで、最終的な合意に達することができなかった事件については、送致機関に事件が戻され、多くの場合、別の処遇プログラムに送付される。

エ 96年調査結果に見るプログラム実施の実情

(ア) 個別の事前協議の実施

個別に行われる事前協議については、「ガイドライン」において VORP の準備段階の中核をなすものとされている。96年調査結果を見ても、116団体等のうち、114の団体等で、調停者又は受付担当職員が、被害者、加害者双方に対し電話による事前の働きかけを行っており、88の団体等では、調停者等が双方に個別に会って事前協議を行っている。同調査において、プログラム実施者は、①事前協議なしで和解協議を行った場合は、被害者の感情表出が激しく、調停者がかなり介入的にふるまわなければならないになってしまう、②仮に和解協議まで進まない場合でも、事前協議自体が貴重な被害者支援サービスである、などとしている。

しかし他方、①軽微な財産犯については、被害者の心理的な外傷体験(PTSD)も余りないと思われるので実施は必要ない、②事前協議において調停者が和解協議の利点を述べて、加害者・被害者双方の気がかりを軽くすることは、中立性を犯しているので不適当である、とする者もある。

(イ) 和解協議の実施場所

通常、和解協議が行われる場所としては、「プログラム事務局の部屋」とするものが最も多く、次いで、「地域の公共的なセンターの一室」、「図書館の会議室」などが多い。

なお、和解協議の実施場所の決定が誰によってなされるかとの質問に対しては、「調停者が被害者・加害者双方と相談して」とするものが約40%と最も多く、次いで、「調停者」が約15%で、「被害者」は約11%である。

(ウ) 和解協議の進め方

a 調停者の役割

和解協議における調停者の最も重要な役割としては、「被害者・加害者間の対話を円滑にすること」(約28%)、「双方が気持ちよく、安全だと感じられるようにすること」(約23%)とするものなどが多く、「双方が書面による合意に達するよう積極的・効率的に働きかけること」(約6%)、「リーダーシップを発揮すること」(約4%)などは少ない。

VORP においては、複数の調停者による和解協議が広く行われており、調査でも、「事例によって」(約23%)あるいは「常態的に」(約70%)行っているとするものの方が多く、「行っていない」とするものは7%である。複数の調停者による和解協議は、より多くの地域住民がボランティアとしてプログラムに関与し得ること、様々な事例に幅広く対応できること、安全性が高まること等の利点がある。

b 最初に話す人

調停者による簡単な説明の後、和解協議の第一部が始まるが、ここで最初に話をするのは被害者・加害者いずれとしているかについては、「被害者」とするものが約54%、「加害者」が約33%で、残りは「状況による」としている。

最初に話す人を誰にするかの決定は、「調停者」が行うとするものが半数を占め、「被害者」が行うとするものは約10%である。

c 出席者

被害者、加害者及び調停者以外の出席者として、加害者の保護者の出席については、「常態的に」出席するとするものが約52%と最も多く、次いで、「時々」(約28%)、「場合による」(約13%)となってお

り、「全く出席しない」は約8%である。

また、その他の人々の出席の有無についても、保護者の場合と同一の比率である。

d 和解合意の成立状況

一年間に係属又は終了した事件のうち、1プログラム当たり平均106件が和解し、平均92件が書面による合意に達し、そのうち平均91件は、合意事項を完全に遂行した。

オ VORP の評価

VORP の評価として、参加した当事者の満足度の高さ、再犯防止等様々な点が上げられているが、いずれについても、プログラム全体の調査結果に基づいたものとはいえず、体系的な評価はいまだ得られていないと思われる。ここでは、犯罪少年を対象としたアメリカの VORP 実施団体 4 団体⁵⁹を対象に、修復的司法及び調停センターのアンブレイト (Umbreit, M.S.) によって1990年から1991年にかけて実施された調査結果のうち、VORP の評価としてアンブレイトが指摘したものの中から、被害者・加害者の満足度の違い及び再犯率への影響についてみることにする⁶⁰。

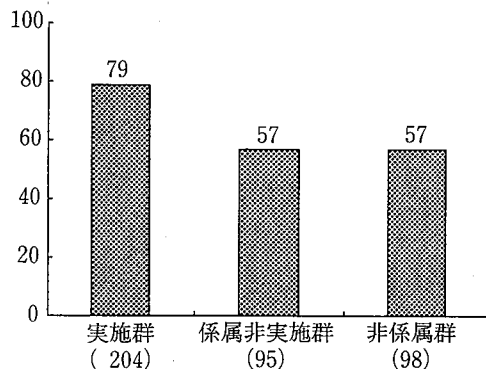
① 被害者・加害者の満足度の違い

VORP を実施した事件、同プログラムにいったん事件が係属したが、当事者の関心が希薄である等の理由により、和解協議を行わなかった事件及び和解プログラムに最初から係属しなかった事件の、それぞれ加害者及び被害者に対し、自分の関係した事件の扱われ方について満足度を尋ねた結果は、図1のとおりである。このうち被害者については、三つのグループの満足度に有意差 ($P < 0.05$) が見られ、和解プログラムを実施した事件の被害者の満足度が最も高いといえるが、加害者については、三つのグループ間に統計的な有意差は見られなかった。

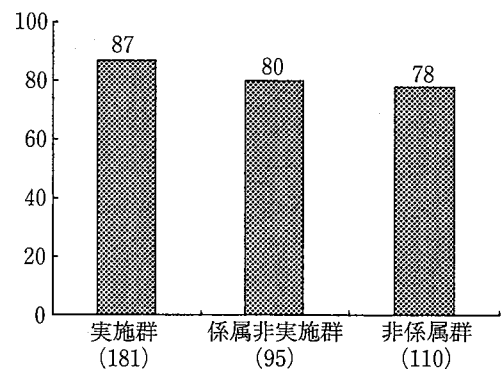
これは、VORP に参加した少年の同プログラムへの満足度は高かったものの、他方、残りの二つのグループのほとんどの少年に対して裁判所が決定した賠償プログラムに対する満足度も高かったため

図1 少年司法機関による事件の処理に関する満足度

① 被害者 (%)



② 加害者 (%)



注1 "Victim Meets Offender, The Impact of Restorative Justice and Mediation"による。

2 「実施群」とは、VORP を実施した被害者をいう。

3 「係属非実施群」とは、VORP に係属したが実施されなかった事件の被害者をいう。

4 「非係属群」とは、最初から VORP 以外のプログラムを実施した事件の被害者をいう。

5 数字は、「満足である」とするものの比率である。

6 () 内は、実数である。

注1 "Victim Meets Offender, The Impact of Restorative Justice and Mediation"による。

2 「実施群」とは、VORP を実施した加害者をいう。

3 「係属非実施群」とは、VORP に係属したが実施されなかった事件の被害者をいう。

4 「非係属群」とは、最初から VORP 以外のプログラムを実施した事件の被害者をいう。

5 数字は、「満足である」とするものの比率である。

6 () 内は、実数である。

59 ニュー・メキシコ州アルバカーキ、ミネソタ州ミネアポリス、カリフォルニア州オークランド及びテキサス州オースティン

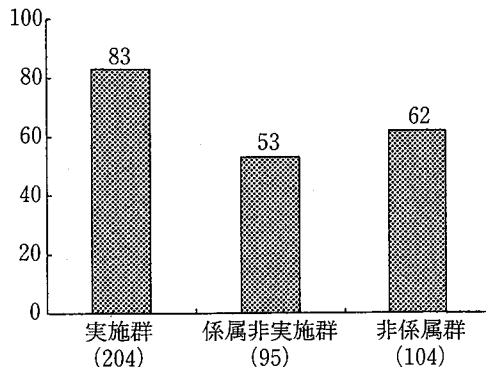
60 Umbreit, M. S., *Victim Meets Offender, The Impact of Restorative Justice and Mediation*, Criminal Justice Press, 1994

と思われる。

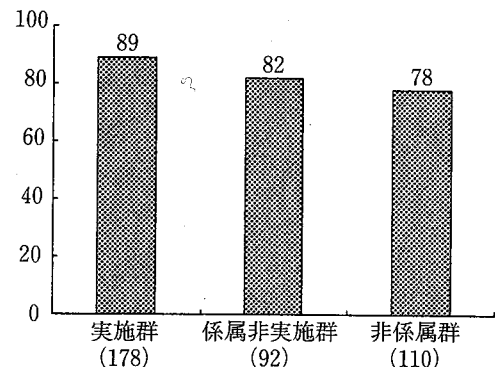
また、少年司法機関による事件の処理の公平性に関する認識についても、図2のとおり、被害者の場合は、三つのグループ間に差が見られ、事件の処理は公平だったと感じるものの比率は、VORPを実施したグループで最も高く、その他の二つのグループでは低くなっている。これに対し、加害者の場合は、三つのグループ間に統計的な有意差は見られない。

図2 少年司法機関による事件の処理の公平性に関する認識

① 被害者(%)



② 加害者(%)



注1 "Victim Meets Offender, The Impact of Restorative Justice and Mediation"による。

2 「実施群」とは、VORPを実施した被害者をいう。

3 「係属非実施群」とは、VORPに係属したが実施されなかった事件の被害者をいう。

4 「非係属群」とは、最初からVORP以外のプログラムを実施した事件の被害者をいう。

5 数字は、「事件の処理は公正であった」とするものの比率である。

6 ()内は、実数である。

注1 "Victim Meets Offender, The Impact of Restorative Justice and Mediation"による。

2 「実施群」とは、VORPを実施した加害者をいう。

3 「係属非実施群」とは、VORPに係属したが実施されなかった事件の被害者をいう。

4 「非係属群」とは、最初からVORP以外のプログラムを実施した事件の被害者をいう。

5 数字は、「事件の処理は公正であった」とするものの比率である。

6 ()内は、実数である。

② 再犯率への影響

和解協議後あるいは裁判所の処分決定から1年間の再犯率を、和解プログラムを受けた者と受けていない者と比べると、前者が18%であるのに対し、後者は27%であるが、統計的な有意差は見られない。したがって、和解プログラムが再犯率を下げる効果があるという仮説は、証明されてはいない。

(3) 被害者加害者ミーティング・プログラム (Victim Offender Meeting Program, ミネソタ州)

ア 概要⁶¹

実施主体は、ダコタ・カウンティ社会内処遇部 (Dakota County Community Corrections Department) で、対象は、少年及び若年成人である。民間の団体に全面的にゆだねるのではなく、州の機関自らが職員を配置してプログラムを運営しているところに特徴がある。少年は全員対象となるが、成人は、プロベーションの遵守事項で要求された場合のみ対象となる。

ダコタ・カウンティ社会内処遇部では、1995年から専任の職員を指名して、本格的にこのプログラムを開始した。ダコタ・カウンティの場合、現在専任職員2人のほか、約40人のトレーニングを受けたボランティアがファシリテーターと呼ばれるミーティングの調整役として活動に従事しており、1999年の1月から10月20日までの間に、82人のプロベーション対象者、119人の被害者が、このプログラムにより被害者加害者直接ミーティングを経験した。

61 本節の内容は、1999年10月に、ミネソタ州ダコタ・カウンティ社会内処遇部において、法務省関東地方更生保護委員会保護観察官柿原幹子が説明を受けた結果に基づく。

このプログラムの目的は、次のとおりである。プロベーション対象者に関しては、①本人が被害を与えた被害者に直接対面することにより、事件が被害者に与えた影響について理解させ、責任を認識させる。②本人の気持ちを被害者に対し表わす機会を与え、被害弁償の方法について、被害者に提案する機会を与える。被害者に関しては、①犯罪に関する疑問について、直接加害者に質問する機会を与える。②犯罪により受けた影響や気持ちについて直接加害者に伝える機会を与える。③被害弁償の方法について提案し、話し合いにより決定する機会を与える。

ダコタ・カウンティでは、裁判官が遵守事項の一つとしてこのプログラムへの参加を課したか否かにかかわらず、プロベーション対象者に係る事件の被害者に電話か手紙で連絡を取り、被害者が関心を示した場合には、ボランティア・ファシリテーターに担当を依頼し、ケースを開始している。20パーセント程度の被害者が関心を示すという。裁判官が遵守事項としてプログラムの参加を課した場合であっても、被害者が参加するかどうかは完全に被害者の自由意思にゆだねられている。プロベーション対象者にとっては、プログラムへの参加は強制ではないものの、プロベーション・オフィサーにより参加を強く勧められる。

イ 事例紹介⁶²

(ア) 事案の概要

1999年1月、16歳のマイク（登場人物の名前はすべて仮名。以下同じ。）は、14歳のクリス及び18歳のトニーと共に、留守中の被害者ジョンのアパートに侵入し、ステレオ等金目の物を物色した後、トニーがアパートに火をつけて逃走したため、ジョンのアパートの専有部分は全焼した。まもなくマイクは逮捕され、少年ではあるものの、事案が重大であったため、成人同様に不法目的侵入の罪で起訴された。同月、マイクは1年間の拘置所拘禁及び10年間のプロベーションに処する旨の判決を言い渡された。その際裁判官から、プロベーションの遵守事項の一つとして、「社会内処遇部の決定により、被害者加害者ミーティング・プログラムに参加すること。それにより決定された被害弁償を実行すること。」という条件が課された。「社会内処遇部の決定」に遵守事項の実施がかかっているのは、このプログラム実施の条件として、被害者及び加害者の同意が必要であり、それを求めるか否かの最終判断は社会内処遇部にゆだねられているからである。社会内処遇部では、事案の内容や当事者の状況など諸条件を慎重に考慮し、被害者の保護という制度の趣旨に沿ったプログラムの運用が可能であると判断された場合に限り（ミーティングへの参加がかえって被害者を傷つけたりする結果となる場合もあるため）、実施に必要な同意を当事者に求めることとされている。

(イ) 事前準備

このケースの担当を依頼された被害者加害者ミーティング・プログラムのボランティア・ファシリテーターであるリンは、6月に被害者である26歳の工具、ジョン宅を訪問した。リンがプログラムについて説明し、参加する意思があるかどうか尋ねると、ジョンは即座に参加を希望した。ジョンは本件直前にアパート及び家財道具一式を購入したばかりであったが、家財道具については火災保険に加入しておらず、失った家財道具一式をすべてジョン自身で再度購入しなければならなかった。そのため、事件から半年経過していたが、ジョンの加害者に対する怒りは依然として激しかった。ジョンは、本件がどれだけ自分の生活に影響を与えたか直接加害者に伝えたい、またどうして放火までしたのか等の疑問について直接加害者に質問したいと述べた。一方、リンは、8月に拘置所にいるマイクを訪ね、プログラムについて説明したところ、マイクは被害者に謝りたいと述べ、プログラム参加に同意した。施設内の善行

62 本節の内容は、1999年10月13日に、ミネソタ州ダコタ・カウンティの警察署において行われた、被害者加害者ミーティング・プログラムを傍聴した、前掲の柿原幹子の報告に基づく。

等により拘置所拘禁期間は短縮され、マイクは1999年9月初め拘置所を出所して母親の下に帰住し、グコタ・カウンティ社会内処遇部の指導下に入った。

1999年10月13日、警察署の会議室でプロベーション対象者マイクと本件被害者ジョンのミーティングが実施された。通常ミーティングには、中立的な場所として地域の公民館等が使用されるが、このケースの場合、被害者の怒りが激しかったため、万一に備え警察署の会議室が選ばれた。ミーティングには、マイク及びジョンのほか、ファシリテーターのリン、マイクの叔父夫妻、マイクの担当プロベーション・オフィサー及び当時ジョンと一緒に生活していたキャシイが出席した。マイクの母親は、担当プロベーション・オフィサーらの要請にもかかわらず、かかわりたくないと出席を断った。

(ウ) ミーティングの状況

ミーティングは夕方6時半に開始され、ジョンもマイクも緊張した表情で席に着いた。リンから基本的なミーティングのルールが説明された後、ジョンの方から話を始めた。ジョンは、本件により家財道具をすべて失い、一から買い直さなければならなかったこと、その費用の捻出のため、半年以上、寝る時間以外は働き続けなければならなかったこと、何よりもつらいのは、息子の生まれたときからのビデオや写真など、金では買い戻すことができないかけがえのないものを失ったこと等、怒りの感情を抑えながら話をした。またなぜ自分の家を選んだのか、なぜ火までつけたのかなどの質問をマイクに投げかけた。キャシイも、当時ジョンのアパートに保管していた、亡くなった父親の思い出の品を失ったことがつらいと述べた。

マイクは、事件の影響の大きさを被害者から聞かされ、改めてショックを受けた様子で、被害者の話を真剣な表情で聞いていた。十分に答えられない質問も多かったが、本件時の状況など本人の知る限り詳しく話し、被害者の疑問に答えようと努力した。また、かけがえのないものを失ったことがどれだけつらいか自分にもよく理解できるし、本当に申し訳ないことをしたと繰り返し謝った。薬物に手を出さず、二度と悪い仲間とは交際しないようにする、一日も早く仕事について被害弁償をしたいとジョンに対して気持ちを語った。

マイクの叔父も、親族を代表して心から謝りたい、マイクが一日も早く職について被害弁償を実行するよう、また今後悪い仲間と付き合うことがないよう、マイクに対してできる限りの援助をすると述べた。その後、被害弁償の額について話し合いが行われた。放火については、トニーが単独で実行したものでありマイクには責任がないため、ステレオ等盗んだ品物の弁償として、700ドルを分割で支払っていくことでジョン、マイク双方が同意した。リンによって被害弁償の額と支払方法について記載した同意書が作成され、ジョン、マイク双方がサインした。リンから、この同意書の内容はプロベーションの遵守事項となり、被害弁償が約束どおり履行されなかった場合は、遵守事項違反としてプロベーション取消しの理由になり得ることが説明された。最後に、いま一度マイクが自分からジョンに申し訳なかったと謝ったが、ジョンは多くの言葉は返さず、短く「幸運を祈るよ」とだけ言って、約2時間のミーティングは終了した。

第4 被害者補償制度等

アメリカにおける犯罪被害者補償制度は、各州で運営されている⁶³。1965年にカリフォルニア州において、全米初の被害者補償法が制定されて以後、各州に広まり⁶⁴、現在ではすべての法域において被害者補償制度が設けられている⁶⁵。アメリカにおける被害者補償制度は、暴力犯罪、飲酒運転、家庭内暴力等の被害者に対する経済的援助を行うもので、心理的カウンセリング等を含む医療費、犯罪による身体的傷害によって失った賃金、殺人の場合の葬儀費用及び被扶養者の生活費等が補償の対象となるが、原則として犯罪による財産的損害は対象とならない⁶⁶。1996年において、全米で11万人以上の被害者が総額約2億4,000万ドルの補償を受けている。補償額の上限は、大半の州で1万5,000ドルから2万5,000ドルで、一人当たりの平均補償額は、約2,000ドルである⁶⁷。

また、1982年の委員会報告書による勧告を受けて、1984年の犯罪被害者法により、犯罪被害者基金 (Crime Victims Fund) が設立され、一定の要件を満たした各州の犯罪被害者補償プログラム及び下記第5の被害者支援プログラム等に補助金を交付している。この基金の財源は、連邦犯罪に係る罰金 (42 USC §10601(b)(1))、没収保釈保証金 (42 USC §10601(b)(3))、刑罰賦課金 (penalty assessment, 42 USC §10601(b)(2)) 及び加害者が自分の犯罪を映画や本に公表すること等によって得られた利益の没収金 (42 USC §10601(b)(4), 18 USC §3681) 等の預託によるものである。

第5 刑事司法機関及び被害者援助団体が行う被害者支援プログラム

1 概説

アメリカの被害者援助団体のほとんどは、全米被害者援助機構 (National Organization for Victim Assistance, NOVA)、全米犯罪被害者センター (The National Center for Victims of Crime, NCVC) 等を始めとする民間の非営利団体、法執行機関の関係団体及び検察庁の関係団体であるが、近時、矯正、プロベーション及びパロールの機関が後援する被害者支援プログラムも増加している⁶⁸。本稿冒頭で紹介したように、1972年に三つの民間団体によって始まった被害者援助プログラムは、1999年には、これら団体の数が官民合わせて1万以上に上っているとされている⁶⁹。

被害者支援プログラムの内容は、団体によって異なるが、危機介入 (crisis intervention)、被害直後の緊急時の援助、カウンセリング、犯罪被害者補償、被害弁償等の各種請求の援助・代弁、証拠の返還、刑事司法制度のオリエンテーション、裁判所への付添い、刑事司法に関する情報提供、他の各種援助団体の紹介等が含まれている⁷⁰。

ここでは、それらの中から、オハイオ州におけるプログラムの例を紹介する。このプログラムは、被

63 op. cit., *New Directions from the Field*, 330

64 op. cit., *A Historical Overview*

65 op. cit., *New Directions from the Field*, 325

66 op. cit., *New Directions from the Field*, 325

67 op. cit., *New Directions from the Field*, 325

68 *Serving Crime Victims and Witnesses 2nd Ed.*, National Institute of Justice, 1997, xi

69 op. cit., *New Directions from the Field*, ii

70 op. cit., *Serving Crime Victims and Witnesses 2nd Ed.*, 8

害者と加害者との間での合意形成などは行わず、純粹に被害者と加害者との間の感情の交流を図ることにより、被害者の心情等の支援を行うことを目的とする点で、通常の VORP と異なっている。

2 被害者加害者対話プログラム (Ohio Victim-Offender Dialogue Program, オハイオ州)

(1) 概要⁷¹

オハイオ州矯正保護局 (Ohio Department of Rehabilitation and Correction) は、州立刑務所の運営並びに刑を終えて刑務所から出所した者及び刑務所から仮釈放中の者の指導・援助を所管業務としている。州矯正保護局傘下の仮釈放委員会は、1980年代初頭から、被害者に対する仮釈放審理のための聴聞の日時の通知を始めた。それを契機に、州矯正保護局では、被害者に対する包括的なサービスを提供するため様々なプログラムを展開してきた。そして、1996年7月1日に施行されたいわゆる「量刑における真実 (Truth in Sentencing) 法」により、州矯正保護局内に、被害者関係の事項を専門に扱う被害者サービス室 (Office of Victim Services) が正式に設置されて、被害者加害者対話プログラムの実施を担当している。

このプログラムは、1994年ころから、被害者サービス室の前身に当たる組織により試行的に実施されていたが、1999年5月26日に発出された州矯正保護局の方針 (Policy 212-02) により、その目的、手続などが正式に規定された。

このプログラムの目的は、被害者の傷ついた心がいやされ、回復してゆく過程を促進するため、粗暴犯罪の被害者に対し、安全な環境の下で、事件の加害者と直接向かい合って対話する機会を与えることにある。

したがって、このプログラムの対象となる被害者は、粗暴犯罪 (Crimes of Severe Violence/Violent Crime) によって、直接・間接に影響を受け、また苦しんでいる個人であり、同じく対象となる加害者は、州矯正保護局管轄の施設入所中の者及び施設から仮釈放中の者で、死刑確定者も含んでいる。

被害者加害者直接対話では、粗暴犯罪の被害者と加害者が直接対面し、犯罪による影響について話し合い、被害者が受けた被害と、それを償う加害者の責任という側面に焦点が当てられる。また、このプログラムを実施するため、被害者サービス室が実施する専門的トレーニングを受けたファシリテーターと呼ばれる州矯正保護局の職員又は民間ボランティアが、被害者、加害者双方と相当の期間かわり、被害者加害者の直接対話のための準備をし、また、実際の直接対話の場面では調停役を務める。被害者サービス室は、ファシリテーター候補者名簿を作成・管理し、研修を実施し、そのプログラムの必要性に基づきファシリテーターを任命する。その採用の際は、温かい人柄であること、時に非常に感情的になる参加者の間に立って円滑に対応できること等を考慮する。1999年3月に実施された研修には、約40人の新任ファシリテーター (半数が、民間ボランティア) が参加した。一週間の宿泊研修では、職員による講義、刑務所見学、4人の受刑者及び4人の被害者から話を聞くロールプレイなどが実施された。被害者サービス室は、常にファシリテーターの業務の遂行状況を把握し、州矯正保護局の方針に定められた手続に従わないときや責任を十分に果たしていないと考えられるときは、免職できる。

(2) プログラム実施の手続

ア ケースの選定

このプログラムは、対象が粗暴犯罪によって、直接・間接に影響を受け、また苦しんでいる被害

71 本節以降の内容は、1999年10月に、オハイオ州矯正保護局被害者サービス室において、法務省関東地方更生保護委員会保護観察官柿原幹子が説明を受けた結果に基づく。

者であることから、ケースの選定は慎重に行われる。

a 被害者から開始の原則

被害者の要請によりケースを開始することを原則とする。例外は、被害者サービス室の管理職の判断による。

b 任意参加の原則

被害者、加害者いずれも、プログラムへの参加は任意であり、ケースを開始した後も、被害者、加害者いずれもからも、途中でやめることができる。

c 加害者の責任の認識

プログラムに参加する加害者は、有罪を認め、犯罪の責任を認識していることを条件としている。例外は、被害者サービス室の管理職の判断による。

d 加害者の身分等への影響

プログラムへの参加は、加害者の仮釈放、刑期終了釈放後の指導監督、社会内処遇等に関するいかなる判断にも影響しない。

e 経過期間

犯罪が起きてからの経過期間は、当該ケースについて直接対話を実施するかどうか判断する際に、考慮される。ファシリテーターが、時期尚早のため、意味のある対話は実現しないと判断したときは、中止される。

イ ケースの係属と対話の実施方法

ケースは、被害者サービス室が地理的・文化的条件を考慮した上で、訓練を受けたファシリテーターに委嘱することによって開始される。ファシリテーターには、当該ケースの基礎的な情報を記載した書類が送付される。

(ア) 事前準備

実際に被害者と加害者との対話を実施する前に、相当期間をかけて準備が行われる。期間について定めてはないが、ケースにより、3か月から1年程度かかる。準備段階では、通常ファシリテーターが被害者及び加害者と別々に数回会い、どのようなことを実際の対話で話したいかあらかじめ聴取し、その内容をできる限り相手方に前もって伝える。準備段階の目的は、①実際に対面した際に、双方が受ける精神的ショックをできるだけ少なくすること、②原則として対話は一度しか許可されないので、双方が話したいことを一回で話しつくせるよう援助すること、である。

(イ) 対話の実施

対話に先立ち、ファシリテーターは、対話が行われる部屋を被害者に見せ、席順について希望を聞き、支障のない限り被害者の希望を尊重する。全員が席についたら、まずファシリテーターが対話の基本的なルールを確認し、その後被害者の希望により、被害者あるいは加害者から話し始める。

(ウ) フォローアップ

ファシリテーターは、少なくとも3か月以内に全参加者と、フォローアップのための面接を実施する。状況によっては、対話終了直後から1日以内にフォローアップのための面接を行うことが望ましい場合がある。

ウ 実施実績等

ケース委嘱可能なファシリテーターは、職員と民間ボランティア合わせて約40人で（1999年10月現在）、プログラム開始から1999年10月までに、実際に対話を実施したケースは18件である。

(3) 事例紹介⁷²

ア 本件の概要

1986年4月6日朝9時ころ、オハイオ州コロンバスにおいて、ポール（当時20才）とその恋人エレンは、教会の礼拝に出席する前に朝食をとろうと考え、ファーストフード店に立ち寄った。ドライブスルーでコーヒーなどを購入し、駐車場に車をとめてコーヒーを飲んでいたところ、男（当時28才）が近寄り、ポールに金を要求し、ポールがこれを断ると男は銃を取り出して発射した。ポールは、頭を射たれて即死し、男はトーマス（当時17才）の運転する車に乗って逃走した。エレンにけがはなかった。

男は薬物中毒で、前夜からトーマス及び二人の未成年女子と共に薬物を使用していたが、朝になって薬物を入手する金ほしさに本件を起こしたものである（登場人物は、以下の部分を含めてすべて仮名）。

トーマスは、殺人と重強盗の共犯として禁錮10年から50年の不定期刑、主犯の男は無期刑が確定した。

イ 被害者加害者対話プログラムの実施経過

- 1986.4.6 本件発生
- 1998.11.13ころ 被害者の母親ジェニファーは、トーマスの仮釈放審理の聴聞が1999年1月に行われる予定であるという通知を受ける。
- 1998.12 ジェニファーはトーマスと会って話がしたいという希望を被害者サービス室に伝えるが、同サービス室は仮釈放審理への影響を避けるため、仮釈放審理の聴聞が終了するまで、このプログラムの手続を開始しないことを決定。
- 1999.2上旬 仮釈放審理の聴聞が実施され、トーマスの仮釈放の日は1999年5月と決定される。被害者サービス室は、プログラムの手続を開始。ファシリテーターは、被害者サービス室の管理職であるキャリンが自ら務めることに決定。
- 1999.2.22 キャリンは、ジェニファーと2時間面接。この後、キャリンは、ジェニファーと2回、トーマスと3回、それぞれかなり時間をかけて面接。
- 1999.4.20 被害者加害者対話プログラムとして、ジェニファーとトーマスが、トーマスの収容刑務所の次長室で約2時間半話をする。出席者は、ジェニファー（被害者の母親）、トーマス（加害者）、ジェニファーの娘及び姪（ジェニファーの希望による）、収容刑務所のケース担当官並びにファシリテーターのキャリン。
- 1999.5.11 トーマスが刑務所から仮釈放される。

ウ 被害者の母親ジェニファーに対するインタビュー

・本件殺人事件直後を振り返って

「よく覚えているのは、とてもとても悲しかったということだけ。深い暗い穴に入って眠れないような感じで、二度と回復することはなく、悲しみのために死んでしまうんだろうと思った。実際に体に痛みを感じた。憂うつだとか、怒りの感情が自分の中にあるという意識はなかった。犯人に対しての怒りもなかったと思う。そんなことを考える強さもエネルギーもなかった。」

・その後の時間の経過とともに

「病院が主催する犯罪被害者遺族対象のプログラムに参加し、自分と同じように犯罪で家族を失った人と出会った。それは、自分はどこもおかしくない、正常なんだということを確認できたという意味で、とても貴重な経験だった。」

72 本節の内容は、1999年10月27日に、前掲の柿原幹子が直接被害者の母親ジェニファーから聴取した内容及びその前後に被害者サービス室職員から聴取等した結果に基づく。

・加害者になぜ会いたかったか

「本件主犯が相当期間刑務所から出所しないのに対し、トーマスの方はいずれ出所して社会に戻ることは前から分かっていた。出所する前に、ポールやポールの家族は実在する人間であること、トーマスのとったあの朝の行動によってポールは二度と戻らず、残された私たち家族にとってポールを失った悲しみは永久に続くものなのだとすることを、トーマスに知ってほしかった。外からみれば、私たち家族は生産的で健康的な人間に戻っているように見えるかもしれないが、ポールをなくした喪失感は、葬式を出しても、トーマスが逮捕されても、トーマスが刑務所に収容されても、なくなるものではないということ、トーマスに知ってほしかった。

私は、トーマスが、ポールや私たち家族のことを実在する現実の人間なんだという認識を持たずに出所していくことを恐れた。出所前にしばらくの時間同じテーブルにつき、形式ばらない形で話をし、自分たちが実在する感情のある人間であることを知ってもらいたかった。そのことがトーマスの出所後の行動にいい影響を与え、二度と同じことを繰り返さない人間になってくれる、それが最も重要な私の願いだった。トーマスに何か自分の気分がよくなるようなことを言ってほしいなどという期待は、全くなかった。」

・ファシリテーターとのプログラム準備のための面接を通して

「準備面接の際、キャリンから、援助者として誰に出席してもらいたいのか、対話当日援助者にはどんな役割を果たしてほしいか、どのような順番で着席したいか等、原則としてすべて私の選択で決めることができると言われた。私は、トーマスと私の間で直接対話したいと思い、援助者に出席はしてもらおうが、発言したり質問したりはしてほしくなかったので、そのようにキャリン伝えた。

私はこのことにより、長い間失っていた、自分の意思で物事をコントロールするという感覚を取り戻すことができた。というのは、あの事件が起こって以来、警察、テレビ等の報道機関、裁判というどの場面でも、すべてが自分以外の人の手によって処理され、自分はまるでよそ者という感じだった。だから何年もそういう無力感を抱いていた私にとって、このミーティングに参加するということは、自分の意思でやりたいことを決定し、自分の力で実現するということに最も大きな意義があった。」

・加害者との対話を振り返って

「対話当日は、トーマスと私が、半分づつ話したと思う。準備期間を通してトーマスのことはよく聞いていたので、ほとんどすべてが予想どおり運んだ。一つだけ驚いたことは、トーマスがポールの墓の場所を尋ねたことだった（注：トーマスは、実際に仮釈放後ほどなく、ポールの墓参に訪れたことが、被害者サービス室の職員によって確認されている。）。

対話が始まる前までは、会ったら事件当日の状況を詳しく聞きたいと思っていたが、話をしていくうちにそんなことはそれほど重要ではない、聞いてもあまり意味がないと思い、結局ほとんど聞かなかった。

対話で私はトーマスに対し、3年前の仮釈放審理のためのヒアリングの際、トーマスの仮釈放について反対したことを伝えた。そして現在は、トーマスの仮釈放には特に反対しないが、トーマスが再度人を傷つけるようなことがあったらとてもがっかりするだろうし、怒りで引きずり倒したいくらいの気持ちになるだろう。出所後、何も悪い話は聞きたくない。私や私の家族のことを心配してほしいとも思わないし、罪の意識を持ち続けてほしいとも思わない。心の平和を保ち、まじめな実りある人生を送ってほしいと、伝えた。」

・プログラム全体を振り返って

「このプログラムに参加したことにより、私は、本件以来何年にもわたって抱きつづけていた無力感が

ら開放された。つまり自分が必要だと感じたことを、自分が提案し、実現に向けて努力し、成功させたという満足感がある。人生観が変わったというわけではないが、参加したことにより、とても勇気づけられた。

また今回の対話により、私とトーマスは同じテーブルにつき、話した。これにより、トーマスにとって私たちの存在は現実のものとなったし、私にとってもトーマスの存在が現実のものとなった。それは双方にとって必要なことであったと思う。これでようやく次の局面に進めるという感じがしている。

私は、このような機会が与えられたことにとても感謝している。」

エ 加害者トーマスに対するインタビュー⁷³

・なぜ被害者の母親ジェニファーと会うことを決めたか

「裁判のときにみたジェニファーは、叫んだり、自分を怒鳴りつけたりしたので、会うことが怖かった。しかし、ジェニファーに自分への恐れ of 気持ちをなくしてほしかった。双方に憎しみあうことをやめ、心の平和を取り戻したいと思った。入所以来、ずっとジェニファーのことは気にかかっていた。以前、ジェニファーに手紙を書き、裁判官に送りジェニファーに転送してもらうよう頼んだことがあるが、受け付けてもらえなかったということがあった。」

・プログラム準備段階を振り返って

「長い間刑務所内で生活していて、感情を表現することがほとんどなかったので、最初はとまどった。キャリンが時間をかけて、自分の話を聞いてくれたので、少しずつ自分の気持ちなどが話せるようになった。」

・対話当日を振り返って

「基本的には、本件が起こって以来、お互いがどのような気持ちで、どのようなことを考えながら過ごしてきたか話し合った。ジェニファーは、愛する者を失う悲しみはどれだけ深いものであるか、悲しみは永久に終わらないものであることを話してくれた。その話を聞きながら、自分は5年前に亡くなった自分の母親が、話をしているような気がして涙が出た。自分からは、刑務所に入ってから自分の生活や、出所に向けての不安な気持ちなどを率直に話した。

この対話が終わったとき、仮釈放の決定を受けたときよりもうれしかった。心の中に温かいものが流れているのを感じた。長い間被害者遺族が自分を憎しみ続けていると思って苦しんでいたのが、この対話により、長年の悪夢から覚め、心の平和が戻ってきたように思った。これでようやく前へ進めるという気がした。」

73 本節の内容は、1999年10月28日に、前掲の柿原幹子が直接加害者トーマスから聴取した結果に基づく。

第6 アメリカにおける被害者施策の課題と展望

本稿冒頭で述べたように、アメリカの被害者施策は、1960年代中盤の被害補償プログラム制定による経済的援助の充実、70年代の官民の被害者援助組織による直接的援助の開始、そして80年代以降の被害者の法的地位の向上という発展段階を経て、被害者の権利保障のための連邦憲法修正などの重要課題を抱えながら発展を続けている。

その間、1982年の委員会報告書は、これら一連の流れを体系化し、被害者施策を政策面・立法面・財政面でより発展させてゆく原動力となった。例えば、現在では、すべての州において被害者の権利に関する法律が制定され、かつ、犯罪被害者補償プログラムが創設されている。また、全米で1万を超える被害者支援プログラムが設立され、1997年までに、犯罪被害者基金は、連邦犯罪を犯した者から徴収した罰金等を原資とする23億ドルの資金を、これら支援プログラムのために拠出した。

しかし、他方、「被害者は、いまだ(刑事司法制度の)外から(制度の)内側を見ている(on the outside looking in)」とのクリントン大統領の言葉に象徴されるように、犯罪被害者は、刑事司法制度に対して意味のある参加ができず、かつ、最も基礎的なニーズさえも充足されてない面が残されている。例えば、州によって犯罪被害者の権利に関する法律の内容はまちまちであり、施行されていない関係法律も珍しくない。

このような現状を踏まえ、1997年に、司法省犯罪被害者対策室支援の下、「実務からの新しい方向性：21世紀に向けた被害者の権利及び被害者へのサービス(New Directions from the Field: Victims Rights and Services for the 21st Century)」と題した450ページを超える大部の報告書(以下、「1997年報告書」という。)が刊行された。これは、1982年の委員会報告書発表15周年を記念して、3年余の歳月と1,000人を超える被害者関係の実務家の声を結集したもので、前回の報告書の勧告実施状況を踏まえて、多くの犯罪被害者にとって、刑事司法制度は、いまだ彼らを助けるよりは、傷つける制度であるとの認識の下、新たに250項目を超える勧告を行っている。勧告は、大別して6部18章から構成されており、前回の報告書と比べて刑事司法制度及び被害者支援に関連する諸組織等に対する指摘がより詳細かつ広範囲になった(「被害者支援組織」、「職場関係」、「報道関係」を章として新規追加)ほか、「財政的・経済的な面での被害回復」、「児童被害者」、「国際的観点から見た被害者支援サービス」が独立の部として新設された。

ここでは、1997年報告書から、犯罪被害者に関する刑事司法制度に関する課題の指摘とそれらの改善に向けての勧告の要旨を中心に紹介し、本稿のまとめとしたい。

1 基本的に重要な5つの勧告

これらは、250項目を超える勧告の中から、全分野を通じて最も重要とされた勧告である⁷⁴。

- ・連邦、州、少年、軍及び部族(注：native American 関係)の司法制度並びに行政的手続において、犯罪被害者のための、一貫した基本的権利を確立し、それらを実施すること。
- ・被害の性質、年齢、人種、宗教、性別、民族性、性的志向、能力及び地理的所在に関係なく、犯罪被害者に包括的かつ質の良いサービスを提供すること。
- ・高等教育及び継続的実務教育の一環として、刑事司法、刑事司法関係機関の専門家及びその他のサー

74 op. cit., *New Directions from the Field*, Section I

ビス提供者が、被害者関係の事項について包括的な研修を受けることを保障するため、すべてのレベルにおける国の教育制度に、被害者関係の事項を統一的に盛り込むこと。

- ・適切な調査、先端技術及び諸専門分野における連携の上に構築された、被害者の権利並びにサービスに関する有望な実践を支援し、向上させ、広めていくこと。
- ・暴力及び犯罪被害者に対する国家の対応において、犯罪被害者の声が中心的な役割を果たすようにすること。

2 被害者の権利に関する課題と提言

1980年代初期に数百にとどまっていた被害者の権利に関する法律の規定は、現在約2万7,000を超えるまでになり、約3分の2の州では、被害者の権利のための憲法修正を実施した。しかし、被害者に関する法律の規定には重大な欠陥があり、その施行状況もまた同様である⁷⁵。そして、被害者の権利に関する連邦法と州法の間には、顕著な相違が見られ、州法で被害者の権利が無視されている例も少なくない。州憲法で被害者の権利を規定している場合でも、その施行はしばしばし意的であり、かつ刑事司法関係の担当官の裁量や好みに基づいている。さらに、多くの州では少年犯罪の被害者に対する包括的な被害者の権利を認めていない。部族、軍及び行政における手続では、被害者の権利は大きく変容されているか、全く否定されている。異文化及び障害者の被害者を含めた多くの被害者は、自分たちの権利を告知されることなく、かつ刑事及び少年司法手続に参加する機会を与えられていない。

このような認識の下、1997年報告書では、被害者の権利に関する新しい方向性の最重要事項として、すべての州における犯罪被害者の基本的権利を保障するため、被害者の権利に関する連邦憲法の修正を提言し、その内容として下記の事項を盛り込むべきことを勧告している。

- ・公開の裁判所手続及びそれへの参加方法について告知される権利
- ・保釈、量刑及び答弁の受諾に関し、裁判所に対して意見陳述する権利
- ・仮釈放のための聴聞について告知され、そこへ出席して意見陳述できる権利
- ・被告人又は受刑者の逃亡又は釈放について告知される権利
- ・有罪の宣告を受けた者に対する被害弁償の命令に関する権利
- ・不合理な（手続）遅延を原因とした犯罪の危険にさらされることなく、当該手続に関する被告人又は被疑者に関する最終処分に関する権利
- ・被告人の拘禁状態からの釈放を決定する際に、被害者の安全について配慮される権利
- ・以上の諸権利を告知される権利
- ・以上の諸権利の具体的施行を受ける権利

以上の諸権利は、刑事司法の分野のみならず、少年司法、軍、部族及び行政の手続におけるすべての被害者に対して保障され、かつ実施されるべきであり、連邦、州及び部族は、その保障状況について判断するための見直し作業を行うべきである。被害者の権利に関する法の遵守状況に関する地方、州及び連邦の監査は、不遵守の理由及び被害者の権利の実施状況を向上させるための方法について判断するため、司法機関又は独立の監査機関によって定期的に行われるべきである。

3 刑事司法及び少年司法機関の状況とそれらへの提言

(1) 警察

認知された犯罪に対する最初の対応者として、警察は、被害者が細心の配慮をもって扱われ、基本的

75 op. cit., *New Directions from the Field*, ii-iii

に重要な情報と緊急援助が提供されることを確保すべきである。そのような対応例として、多くの警察機関における特別な訓練を受けたカウンセラーと警察官が被害現場危機対応班として協同して対応している例、児童、高齢者、家庭内暴力及び性的脅迫に関する事件の被害者のニーズに対応するための複数の分野にまたがる専門プログラムの開発例が挙げられる。そして、警察は、被害者及び犯罪予防を共に重視した地域警察の運営方針（community policing philosophies）を採用すること、法的に義務付けられた被害者の権利及び被害者へのサービス（捜査状況、逮捕及び被疑者の公訴提起前釈放の通知など）を提供するための指針と手続を整備すべきことなどについて、複数の勧告がなされている。

(2) 検察

最も効果的に事件の訴追を行うには、被害者は事件手続の不可欠の部分を構成すべきであるとの認識の下、1997年報告書では、児童虐待、性的脅迫、家庭内暴力に関する特別の訴追ユニット、包括的な情報、告知、支援及び犯罪被害者への支持を提供するための被害者及び証人プログラムなどに焦点を当てている。また、被害者に対する情報提供、協議及び告知に関して勧告がなされている。例えば、①圧倒的多数の重罪事件が検察官側と被告人側の答弁取引に基づいて処理されていることから、すべての交渉中の答弁に関して検察官は被害者に意見を求めること、②公訴取下げ前に検察官は被害者と協議すること、が挙げられている。また、③検察官は、公開の裁判手続における時宜にかなった犯罪被害者に対する告知を行い、保釈、訴訟の延期手続、量刑及び被害弁償に関して意見を聴取される権利を支援すること、④検察官と被害者関係組織の責任者は、大多数の犯罪被害者に関係のある適切な告知及び協議を保障するための規約を策定することも勧告事項とされている。

(3) 裁判所

裁判所は、これまで被害者に細心の配慮を払い、問題解決を行うために多くの成果を上げてきた。それらは例えば、薬物法廷、家庭内暴力法廷、軽罪事件における生活の質を扱う地域社会での法廷、刑事、民事、少年を含む家族に関するすべての事項を扱う家族法廷、児童の被害者のために特別に構成された法廷など、各種の問題別に特化した法廷である。これらを踏まえて、1997年報告書では、①判事は、被害者の権利に関する法律が完全な実施を保障すべきこと、②被告人にその権利について教示するのと同様に、被害者に対しても日常業務としてその権利を教示し、かつ提案された答弁に関する合意について犯罪被害者の立場を視野に入れるべきことを勧告している。また、③刑の宣告前に、判事は被害の影響に関する陳述を行うことを被害者に許可すべきであり、④裁判所は、被害者との情報交換を促進するため、情報伝達技術（音声、画像）を活用すべきであり、そして⑤彼らが受けた被害が補てんされるのを援助するため犯罪者に対して完全な賠償を命ずるべきことが併せて勧告されている。

(4) 矯正・保護

矯正・保護機関は、犯罪者の処罰とその更生が伝統的役割であったが、現在では犯罪被害者に対するサービス提供もその使命の重要な部分であることが広く認識されている。それらを反映して、多くの矯正・保護関係法律、内部指針及び手続が制定されるに至っているが、まだ努力を要する部分も残されている。1997年報告書では、①矯正・保護機関は、地域社会及び犯罪被害者と情報交換のための窓口を設けるべきこと、②矯正・保護機関は、犯罪被害者に対する情報、援助、紹介などを行うための職員を指名し、③矯正・保護機関の監督下にある施設収容者からの脅し、犯罪者からの脅迫や身体的その他の侵害からの犯罪被害者の保護を保障すべきこと、④犯罪者が犯罪被害者又は地域社会に近づく機会を与えるような彼らの状態に関するすべての変更について被害者に情報提供すべきことなどを勧告している。

第7 資料編

資料1 アメリカにおける犯罪被害者施策の沿革

1965年

- ・カリフォルニア州で、全米初の犯罪被害者補償プログラムが制定された。
- ・その後、1970年までに、ニューヨーク、ハワイ、マサチューセッツ、メリーランド、バージンアイランドの各州において、同様のプログラムが制定された。

1972年

- ・全米初の被害者援助プログラムとして、次の三つが設立された。
 - 「犯罪被害者支援 (Aid for Victims of Crime)」(セントルイス, ミズーリ州)
 - 「強姦に対抗する湾岸地域女性 (Bay Area Women Against Rape)」(サンフランシスコ, カリフォルニア州)
 - 「強姦危機センター (Rape Crisis Center)」(ワシントン D.C.)

1974年

- ・連邦法執行援助局 (LEAA) が、被害者支援のモデルプログラムを創設し、被害者への協力及び検察の向上を図るために、ブルックリン及びミルウォーキーの地方検事局における被害者及び証人プログラムに直接資金を提供し、同時に全米地方検事局協会を通じて、七つの地方検事局に資金を授与した。
- ・「児童虐待防止及び処遇法」が連邦議会で成立し、同法に基づき「全米児童虐待及び放置センター (NCCAN)」が設立された。

1975年

- ・全米初の「被害者の権利週間 (Crime Victims' Rights Week)」が、フィラデルフィアの地方検事によって実施された。
- ・「全米被害者援助機構 (National Organization for Victim Assistance [NOVA])」(本部：ワシントン D.C.) が、被害者サービスの充実と被害者の権利に対する認識の強化を目指して、全米の市民活動家を結集する形で設立された。

1976年

- ・フレスノ郡保護観察所が、全米初の「被害の影響に関する陳述 (Victim Impact Statement [VIS])」を、量刑手続に先立つ被害者の傷害及び損失に関する客観的資料の一つとして、裁判所に提出した。

1977年

- ・既存の22の犯罪被害者補償プログラムが、全国的な補償プログラムの創設を推進するために、「全米犯罪被害補償委員会協会」を設立した。

1978年

- ・性的暴力と闘い、強姦被害者へのサービスを充実させるため、「全米性的脅迫対抗連合 (NCASA)」が設立された。
- ・家庭内暴力の被害女性の運動の全国的結集として、「全米家庭内暴力対抗連合 (NCADV)」が設立された。
- ・自助グループとして、「子供を殺された親の会 (POMC)」が設立された。

1979年

- ・連邦法執行援助局 (LEAA) の廃止に伴い、連邦の被害者関係プログラムへの出資も廃止され、その

結果多くの草の根的な又は組織に基礎を置く被害者関係プログラムも終了するに至った。

1980年

- ・13歳の児童が、飲酒運転常習者の事故に巻き込まれて死亡したことをきっかけに、「飲酒運転に対抗する母親の会 (MADD)」が設立された。
- ・全米初の「被害者の権利章典 (Crime Victims' Bill of Rights)」が、ウィスコンシン州で採択された。

1981年

- ・レーガン大統領は、4月に初の「被害者の権利週間」を公式に宣言した大統領となった。

1982年

- ・レーガン大統領は、恒例のホワイトハウスのローズガーデンにおける式典において、「犯罪被害者に関する大統領特別委員会 (President's Task Force on Victims of Crime)」の設置を発表した。同委員会は、被害者のニーズに対する国家的な対応の必要性の大きさを訴えるため、全米の六つの都市における公的な意見聴取を行った。同年公表された同委員会の最終報告書 (以下「1982年の委員会報告書」という。) は、68項目にわたる勧告を提案し、それらは以後の新しいプログラムと政策を推進する際の枠組みとなった。また、1982年の委員会報告書の最後にあるアメリカ合衆国憲法修正第6条に関する被害者の司法手続上の権利に関する修正案は、1980年代及びそれ以降の被害者に関する各州の憲法修正の動きに多大の影響を与えた (1999年現在、32州で被害者の権利のための州憲法の修正が行なわれている。)
- ・「連邦被害者及び証人保護法 (The Federal Victim and Witness Protection Act)」制定
同法によって、刑事司法制度における、被害者及び証人に対する「公正な取扱い基準 (fair treatment standards)」が導入された。

1983年

- ・1982年の委員会報告書に含まれる勧告を実施するため、連邦司法省司法計画局内に「犯罪被害者対策室 (Office for Victims of Crime [OVC])」が設置された。この対策室は、犯罪被害者に関して、全米資料センター (1984年に犯罪被害者資料室 (the office for Victims of Crime Resource Center [OVCRC]) と改称し、OVC 発行の印刷物やその他情報・資料についての総合案内の機能を付与)、専門家の育成、被害者の権利を保護するためのモデル立法例の発案などを行っている。
- ・連邦司法長官は、連邦犯罪の被害者及び証人の援助のために、司法長官指針 (Attorney General Guidelines for Victim and Witness Assistance) を策定した。

1984年

- ・「犯罪被害者法 (the Victims Of Crime Act [VOCA])」制定
州や地方の被害者支援プログラムを援助するため、犯罪被害者基金 (Crime Victims Fund) を創設した。基金の財源は、連邦犯罪に係る罰金、没収保釈保証金、刑罰賦課金 (penalty assessment) 等である。
- ・「司法援助法 (the Justice Assistance Act)」制定
州政府及び地方自治体に対する財政的援助プログラムを設置し、同時に200の被害者サービスプログラムに出資した。
- ・「家族間暴力予防及びサービス法 (the Family Violence Prevention and Services Act)」制定
- ・連邦矯正局が、被害者及び証人に対する通知制度を発足させた。
- ・各連邦検事局内に被害者及び証人コーディネーター (Victim/Witness Coordinator) の職を設置。

1985年

- ・ 犯罪被害者の権利とニーズを確保し、犯罪が社会に対していかに悪影響を及ぼすかを啓もうするため、「全米被害者センター (The National Victim Center [NVC])」が設立された (現在、「全米犯罪被害者センター」と改称。The National Center for Victims of Crime [NCVC]。本部も設立当初のテキサス州からヴァージニア州アーリントンへ移った。)

1986年

- ・ 児童虐待の捜査と訴追に関して特に資金供与をするために、犯罪被害者法が「児童司法法 (Children's Justice Act)」によって修正された。
- ・ 35の州で、犯罪被害者補償プログラムが設立されるに至った。

1987年

- ・ 全米家庭内暴力対抗連合 (NCADV) が、全米初の電話による無料の家庭内暴力ホットラインを設置。

1988年

- ・ 成人の強姦被害者の行動と精神状態に関する専門家の証言の採用を、初めて許容した判決が下された (State v. Ciskie 事件)。この証言は、親しい関係にある者から繰り返し身体的及び性的脅迫を受けた被害者が、なぜ直ちに警察を呼んだり、又はその他の行動を起こしたりしなかったかについて説明するものであった。陪審は、被告人を4回の強姦について有罪とした。
- ・ 犯罪被害者法 (VOCA) が改正され、次のような被害者関係の施策等が盛り込まれた。
 - ①犯罪被害者対策室 (OVC) が、法律に規定された組織となり、同対策室長は、その任命に際して上院の承認を要する職とされ、その地位の向上が図られた。
 - ②州の犯罪被害者補償プログラムの対象に、家庭内暴力、故殺 (homicide)、飲酒運転の被害者が含められた。
 - ③子供を殺された親の会 (POMC) 及び飲酒運転に対抗する母親の会 (MADD) からの強い要請に基づき、「以前十分なサービスを受けていない犯罪被害者のための支援プログラム」 (victim assistance programs for “previously underserved victims of crime”) を、新しい資金供与の対象として追加した。
- ・ 犯罪被害者対策室 (OVC) が、連邦刑事司法制度に関する「被害者のための連邦緊急基金 (Federal Emergency Fund for Victims)」を創設した。

1990年

- ・ 犯罪被害者基金の預託金総額が、1億4,600万ドルとなった。
- ・ 「学生の知る権利及び校内安全法 (The Student Right-to-Know and Campus Security Act)」が成立し、高等教育機関は、校内で起きた殺人、強姦、強盗などの犯罪についての情報公開を要することとされた。
- ・ 「児童虐待被害者法 (The Victims of Child Abuse Act)」が成立し、連邦刑事司法制度が児童の被害者及び証人に対してよりやさしい (less traumatic) 制度となるよう、所要の修正が行われた。
- ・ 「被害者の権利及び被害弁償法 (the Victims Rights and Restitution Act)」が、連邦犯罪に関する被害者の権利章典を組み込み、犯罪被害者が利用できるサービスについて成文化した。

1991年

- ・ 合衆国憲法に被害者の権利についての規定を置くための、初めての連邦議会両院合同決議を求める申立てが共和党の議員からなされた。
- ・ 連邦司法長官は、犯罪被害者のニーズに対応するため連邦刑事司法制度に関する新しい包括的な司法長官指針を定めた。この被害者及び証人支援のための1991年指針は、犯罪統制法 (Crime Control Act, 1990年) に規定する新しい保護の方策を具体化するとともに、連邦被害者の権利章典、児童虐待被害者法、被害者及び証人保護法において求められている事項を統合するものである。

- ・アメリカ・プロベーション及び仮釈放協会（The American Probation and Parole Association [APPA]）が、被害者問題及び関連する社会内処遇関係の事項について調査するため、被害者問題委員会を設置した。
- ・連邦最高裁判所は、ニューヨーク州の「収益のための悪名条項（notoriety-for-profit statute）」は、全員一致で、広範に過ぎ違憲であるとの判決を下した（Simon & Schuster v. New York Crime Victims Board）。当時、同様の規定は、有罪の宣告を受けた犯罪者が、自分の犯罪をメディアや印刷物において発表して収益を得ることを防止するため、既に多くの州において採用されていた。このため、複数の州が、この最高裁判所判決の内容に適合させるため、現存規定の見直しを迫られた。

1992年

- ・国際仮釈放関係機関協会（The Association of Paroling Authorities, International）は、仮釈放手続における被害者のニーズ、権利及び被害者へのサービスについて調査するため、被害者問題委員会を設置した。
- ・校内での性的脅迫被害者の権利についての規定を含む、高等教育法が成立した。
- ・28の州で、反ストーキング法が成立。
- ・マサチューセッツ州は、州全域にわたるコンピュータ化された家庭内暴力の登録及び裁判官がそのような事件を扱う際は登録内容を確認することを内容とする法案を成立させた。

1993年

- ・「児童の性的虐待登録法（the Child Sexual Abuse Registry Act）」が成立し、児童に対する性犯罪者の情報を全国的に集積するための制度が創設された。

1994年

- ・アメリカ矯正協会（ACA）被害者委員会が、「少年犯罪の被害者に関する報告及び勧告（Report and Recommendations on Victims of Juvenile Crime）」を発表し、犯罪者が少年である場合の被害者の権利及び被害者に対するサービスの向上についてのガイドラインを提示した。
- ・「暴力犯罪統制及び法執行法（the Violent Crime Control and Law Enforcement Act）」が成立し、包括的な連邦の被害者の権利に関する規定が整備された。

同法は、次の法律及び規定を含んでいる。

- ①女性に対する暴力と闘うためのプログラムに10億ドルを超える資金供与を認めた「女性に対する暴力法（Violence Against Women Act）」の成立
- ②犯罪被害者法の資金供与に関する規定の拡充
- ③全米児童に対する性犯罪者情報登録制度の創設
- ④児童を乗せた飲酒運転者に対する罰則強化

- ・ケンタッキー州が、犯罪被害者に対して、加害者（犯罪者）の状況と釈放期日を電話による自動応対音声により通知するシステムを、全米で初めて導入した。

1995年

- ・全米被害者の憲法修正ネットワークが、被害者の権利に関する初めての連邦憲法修正案を提案した。

1996年

- ・被害者の権利に関する連邦憲法修正案（第1次案）が、連邦議会上院合同決議52（SJR52）、連邦議会上院合同決議174（HJR174）として、上下両院に超党派の支持を得て提出された（4月22日）。
- ・被害者の権利に関する連邦憲法修正案の第2次案が、連邦議会上院合同決議65（SJR65）として、上院に提出された（9月30日）。この改定案は、数か月にわたる司法省、議会指導者、ホワイトハウス、刑

事司法機関及び犯罪被害者支援者による討議の一致点を代表する内容であり、第1次案と表現は異なるものの、憲法修正の核心部分の意義は維持されている。

- ・犯罪被害者基金の預託金総額が、5億2,500万ドルとなった。
- ・「地域社会通報法 (the Community Notification Act, 通称 Megan's Law)」により、全米児童に対する性犯罪者情報登録制度を修正して、性犯罪者の所在を地域社会に通報する規定が創設された。
- ・「反テロリズム及び効果的死刑法 (the Antiterrorism and Effective Death Penalty Act)」が成立し、反テロリズム関係の対策強化に100万ドルの資金供与を認めるとともに、暴力犯罪事件に必要な被害弁償制度を導入し、被害補償及び国内外及び軍隊にいる被害者に対するテロリズム被害者のための支援サービスを強化した。
- ・反テロリズム及び効果的死刑法の第2編に規定されている「必要な被害者への被害弁償法」により、連邦裁判所が、州の犯罪被害者法に基づく被害者支援プログラムに対して、直接「公衆に対する侵害 (public harm)」に関する被害弁償を行うことを命ずることができるようになった。この新しい量刑基準の結果、裁判官が、一定の薬物事件に関する連邦法上の犯罪者に対して「地域社会への被害弁償 (community restitution)」を命じることができるようになった。
- ・犯罪被害者対策室は、この新法によって認められた権限を活用して、オクラホマ市の爆破事件の被害者及び生存者に対する重要な資金的援助を行った。
- ・連邦司法省の少年司法及び少年非行予防対策室 (OJJDP) は、少年司法制度内における少年犯罪の被害者のための被害者の権利及び被害者に対するサービスに関する勧告を含む「少年司法行動計画 (Juvenile Justice Action Plan)」を発表した。

1997年

- ・連邦議会第105会期に、被害者の権利に関する連邦憲法修正案が、超党派の強い支持を得て、再提出された。
- ・被害者が公判に出席し、かつ被害の影響に関する証人として死刑及びそれ以外の事件の量刑段階に出廷することを、既存の連邦法が認めていることを明確化するため、「被害者の権利明確化法 (the Victims Rights Clarification Act)」が制定された。この法律は、記録的なスピードで連邦議会を通過した後、司法省の支援の下、オクラホマ市の爆破事件の被害者及び生存者が、公判傍聴等ができるよう、直ちにクリントン大統領が署名した。
- ・クリントン大統領は、ホワイトハウスのローズガーデンにおける式典において、議会関係者、刑事司法関係者、地方、州、連邦の被害者支援組織関係者に対して、被害者の権利に関する連邦憲法修正案を強く支持することを確認した。
- ・「連邦反ストーキング法」が制定された。
- ・全米被害者センターは、犯罪被害者対策室の支援の下、そのデータベースを活用して、包括的なすべての州における被害者の権利に関する法律の概要をまとめた「1996年被害者の権利便覧：被害者の権利に関する法律の編さん及び比較 (The 1996 Victims' Rights Sourcebook: A Compilation and Comparison of Victims' Rights Laws)」を発行した。
- ・「1982年の委員会報告書」を受けて、その後の全国的な報告書での勧告事項の実施状況について評価し、新たに250項目を超える勧告を行った「実務からの新しい方向性：21世紀に向けた被害者の権利及び被害者へのサービス (New Directions from the Field: Victims' Rights and Services for the 21st Century)」が、犯罪被害者対策室の支援の下に完成した。

1998年

- ・連邦憲法修正案（第3次案）が、連邦議会上院合同決議44（SJR44）として提案され（4月1日）、上院司法委員会は賛成多数でこの決議を採択した（7月7日）。この第3次案は、司法委員会での支持獲得のため、従来の案と比べて、次の2点で大きく異なっている。第1は、対象を暴力犯罪の被害者に限定したことである。第2は、この修正案に規定する犯罪被害者の権利の侵害は、量刑や司法取引において取り決められる答弁についての合意に対し、何らの根拠を提供するものではないことを文言上明確化したことである。

1999年

- ・被害者の権利のための合衆国憲法修正案（第4次案）が、連邦議会上院合同決議3（SJR3、被害者の権利に関する部分の訳は、本文第2の1(2)参照。）として、連邦議会第106会期に再提案され（1月19日）、上院司法委員会は賛成多数でこの決議を採択した（9月30日）。
- ・下院案の被害者の権利のための合衆国憲法修正案が、連邦議会下院合同決議64（HJR64）として、連邦議会第106会期に再提案された（8月4日）。大部分は、上院案の憲法修正案と同じであるが、重要な違いは、下院案の方は「すべての重罪及びその他すべての暴力犯罪の被害者」を対象に含め得ることである。

2000年

- ・犯罪被害者と証人保護のための司法長官指針が改訂され、2000年版指針として1月31日から施行された（Attorney General Guidelines for Victim and Witness Assistance (2000Ed.))。2000年版指針では、検察関係の責務が強化されたのが特徴で、刑事手続全般に関する情報提供、答弁取引関係での検察官の被害者支援、被害者のプライバシー保護、プロベーション・オフィサーへの犯罪被害者の情報の提供などが盛り込まれた。同時に、2000年版指針の内容を刑事司法関係者に周知するための研修ビデオ（約30分）も全面改訂され、2000年版指針で新規採用又は強化された事項の紹介に加えて、最近起こった銀行強盗事件やオクラホマ市の爆破事件の被害者の生の声やそれらに対する議会、政府、司法省、関係機関の対応などがわかりやすく紹介されている。
- ・下院司法憲法小委員会は、下院案の被害者の権利のための合衆国憲法修正案について公聴会を開催した（2月10日）。

[出典]

Crime Victims' Rights in America, A Historical Overview, 1999 NCVRW Resource Guide, Office for Victims of Crime, 2000.

Victims' Rights Constitutional Amendment, 1999 NCVRW Resource Guide, 2000.

Recent News and Chronology, National Victims' Constitutional Amendment Network (NVCAN), 2000.

資料2 1982年の委員会報告書

1982年の委員会報告書の勧告部分の全訳を紹介する。なお、原文では、勧告はすべて「～すべき(should)」の形式を採っているが、ここでは、訳文を簡略化するため「～すること」という形式で統一した。

第1 政府の行動を求める勧告

1 連邦及び州レベルにおける行政的及び立法的措置を求める勧告

連邦及び州レベルにおける立法及び行政機関は、すべての市民を保護し、かつ、被害者化からの回復を助けるために善良な市民を支援することが社会の利益にかなうことを認める法律を制定し、かつ、執行すべきである⁷⁶。

1. 被害者と証人の住所は、一般市民に対し非公開とし、裁判所が認定した明確な必要性がない場合、弁護人に対してもそれを非公開とすること。
2. 特定の被害者法律相談を受けることは基本的権利として法的に保障されるべきであり、抗弁のための証拠開示手続及び召喚状によって左右されてはならないこと。
3. 予備審問において、伝聞（証拠）を用いることは許され、かつそれで十分であり、被害者本人が証言する必要はないこと。
4. 下記の事項を達成するために保釈法を修正すること。
 - a. 裁判所は、確信を抱くに足る証拠をもって、地域社会に現実の危険があると認定した者の保釈を拒否できること。
 - b. 検察官は、現在被告人が持っているのと同様の権利として、不利な保釈の決定に対する迅速な不服申立ての権利を与えられること。
 - c. 無条件釈放に関する、被告人拘禁のための裁判所の権限の定義についての現存の判例法を成文化することは、公判への出席を確保するために適当であること。
 - d. 重大犯罪の場合には、有罪の宣告を受けて量刑を待っている者又は有罪の宣告を受けて控訴中の者に対して、推定に基づく好意的な釈放の原則は適用されるべきでないこと。
 - e. 釈放の必要的条件として、犯罪的行為から遠ざかることを被告人に求めること。
 - f. 保釈金又は個人の正式誓約書に基づいて釈放中の者が、出廷を怠った場合の罰則は、被告人が本来訴追されている犯罪に対する罰則の内容に、より一層比例した重さとする。
5. 合衆国憲法修正第4条（令状による捜索・押収）関連の事項に適用される排除法則（違法収集証拠の許容性を否認する法則）は、廃止すること。
6. 仮釈放のための聴聞は、一般に公開すること。
7. 仮釈放及び量刑に際しての司法裁量の制限は廃止すること。
8. 学校職員は、生徒又は教師に対する暴力犯罪又は学校内での武器若しくは薬物の所持を警察に報告すること。事実を知りつつ警察に対する報告を怠った者又はその報告を妨げた者は、特定の軽罪に処すること。
9. 児童との定期的な接触を職務内容に含む仕事に現在従事しているか、従事する見込みのある者の性的脅迫、児童淫行及びポルノグラフィに関する逮捕歴は、本人の勤務先が入手できるようにすること。
10. 下記の事項を達成するために立法すること。

76 ここでのすべての勧告は、下記の事項についての法律を提案し、立法化することを求めている。

- a. 量刑手続において、被害の影響に関する陳述を被害者に求めること。
 - b. 被害者及び証人の保護についての規定を置くこと。
 - c. 裁判所が特別の理由を示した場合を除き、すべての事件で被害弁償を求めること。
 - d. 被害者及び証人に対する公正な取扱いを定めた準則を制定し、実施すること。
 - e. 犯罪者が、自らの犯罪に関する話題を売ることによっていかなる収益を得ることも禁止すること。
犯罪者が得たそのようなすべての収益は、被害者に対する全額被害弁償、自分の訴追費用又は犯罪被害者補償基金に使用されるべきこと。
11. 政府が行う犯罪被害者支援プログラムを創設し、又は強化すること。
 12. 性的脅迫の被害者は、身体検査の費用負担及び性的脅迫の証拠を得るために用いた資料を請求されることのないようにすること。

2 連邦の行動を求める勧告

1. 議会は、州犯罪被害者補償プログラムの援助を目的として連邦の援助金を提供するための法律を制定すること。
2. 議会は、すべての犯罪被害者が利用できる包括的な支援を提供する連邦、州、地方及び非営利の被害者及び証人支援機関を援助するため、地方の予算収入に合理的に適合した、連邦の援助金を提供するための法律を制定すること。
3. 連邦政府は、全国的に活用できる被害者及び証人支援資源センターを設立すること。
4. 大統領は、家庭内暴力の深刻な問題、すなわち児童に対する暴力、配偶者及び高齢者の虐待について研究する特別専門委員会を設立し、全国、州及び地方におけるこれらの問題に対する取組について精査し、評価すること。
5. 被害者の観点から、少年司法に関して評価するための連邦レベルの研究を委託すること。
6. 大統領特別委員会（この報告書を作成した専門委員会）は、釈放後傷害事件を起こすような危険な犯罪者を地域社会へ釈放した、仮釈放委員会職員の重過失に対する責任主義を支持する。どのような状況下における重過失について、どのようにしてこの責任主義を適用すべきかについて、連邦レベルでの研究を委託すること。

3 刑事司法機関に対する勧告

(1) 警察

1. 警察は、警察職員に対して、次のような事項を確保するための研修プログラムを開発し、実施すること。
 - a. 被害者のニーズに敏感であること。
 - b. 被害者のための既存の地域のサービス及びプログラムについて、情報を与えられ、豊富な知識を有し、(被害者の) 助けになれること。
2. 警察は、(証拠保全のための) 迅速な写真撮影及び検察官の許可を得た被害者に属する財産の敏速な返還のための手続を創設すること。
3. 警察は、暴力犯罪の被害者が、確実に、捜査の状況について定期的に知らされ、かつ捜査の終結を知らされるための手続を創設すること。
4. 警察職員は、被害者からの威迫や脅迫に関する報告に対して高い優先順位をつけて捜査し、それらの結果を検察官に報告すること。

(2) 検察

1. 検察官は、当初の起訴の決定から仮釈放の許可に至るまでの事件の状況について、被害者に情報提供すべき最終的な責任を負うべきこと。
2. 検察官は、保釈決定、訴訟の延期手続、答弁の取引、棄却又は訴えの取下げ、量刑及び被害弁償において、暴力犯罪被害者の視点を裁判所が視野に入れるようにさせる義務がある。
3. 検察官は、被害者又は証人に対する、いやがらせ、威迫、傷害、脅迫又は報復の未遂を犯した者を起訴し、かつ、法律を最大限適用すること。
4. 検察官は、訴訟の延期手続をできるだけ行わないこと。そのような遅延が必要な場合であっても、検察官は、被害者及び証人が同意し得る期日にその事件の処理を続行し、それらの期日は可能な限りいつでも事前に安全であることを確保し、そして的確な説明が訴訟の延期手続の理由とされるようにすること。
5. 検察庁は、被害者及び証人用待機電話システムを用意すること。
6. 検察庁は、裁判所において現実の証拠として必要がない場合、被害者に属する財産を迅速に返還するための手続を創設すること。
7. 検察庁は、被害者又は証人ユニット及びその他の被害者サービス機関と直接的な連絡体制を構築し、維持すること。
8. 検察官は、児童及び成人の性的暴力犯罪の被害者及びその家族が、極めて深い影響を受けていることを認識すべきこと。

(3) 裁判所

1. 公判及び上訴審に関与する判事に、犯罪被害者のニーズ及び法的利益に関する研修プログラムへの参加を義務付けること。
2. 判事は、被害者及び証人を、裁判手続のために必要な場合にのみ、召喚すること。
3. 判事又は裁判所管理職員は、検察証人及び被告証人に対して、分離された待合室を設けること。
4. 訴訟の延期手続の請求に対する判断を下す場合、判事は、被告人の利益に与えられるのと同様の重みを被害者及び証人の利益にも与えること。その上で、判事は、そのような判断を下した理由を記録にとどめること。
5. 裁判における時間の活用を、すべての参加者が、十分に、かつ責任を持って行うことを確保し、裁判所の負担が過重となることを軽減するため、判事は責任を分担すること。
6. 判事は、暴力犯罪の被害者に係る量刑において、適切な重み付けをすることを認められること。
7. 判事は、経済的損失を被った被害者に係るすべての事件において、被害者への被害弁償を命ずべきこと。ただし、記録上、被害者が反対の判断（被害弁償拒否）のための理由を強く述べている場合を除くこと。
8. 判事は、たとえ証人と認識されている場合であっても、特段の除外事由がない限り、被害者及びその家族が公判に出席することを認めること。
9. 判事は、被害者の利益を図るため、財産の写真を採用することにより、公判開始前に財産を迅速に返還することを、最大限考慮すること。
10. 判事は、児童淫行の被害者及びその家族が、極めて深い影響を受けていることを認識し、処分の際それが処罰に反映し、かつ適切ならば可能な治療を処分に盛り込むこと。

(4) 仮釈放委員会

1. 仮釈放委員会は、氏名及び住所が犯罪被害者及びその家族から事前に知らされている場合、仮釈放

のための聴聞に先立って、犯罪被害者及びその家族にそれを通知すること。

2. 仮釈放委員会は、犯罪被害者、その家族又はそれらの代理人に対して、仮釈放のための聴聞に参加することを認め、かつ彼らに対する当該犯罪者の犯罪が与えた影響を知らしめる機会を与えること。
3. 仮釈放委員会は、犯罪で起訴された仮釈放者について、直ちに拘禁すると同時に、終局の司法的判断が下されるまでの間仮釈放者をとめ置くことを確保するための必要な手続をとること。
4. 仮釈放委員会は、仮釈放のための聴聞に、排除原則を適用すべきでないこと。

4 その他の機関に対する勧告

(1) 病院に対する勧告

1. 病院は、暴力犯罪の被害者、特に高齢又は性的脅迫の被害者のニーズに対して、敏感となるための病院職員研修プログラムを創設し、実施すること。
2. 病院は、その費用負担能力にかかわらず、暴力犯罪の被害者に対する緊急医療援助を提供し、要した費用は、州の被害者補償基金から回収すること。
3. 病院は、犯罪被害者及びその家族に対して、緊急対応室における危機カウンセリングを行うこと。
4. 病院は、すべての被害者支援及び社会サービス機関と直接の連絡体制を確立すること。
5. 病院は、検察機関との協議の下に、標準化された物質的な証拠を収集するために適当な強姦検査キットを開発し、及びそのような証拠が適切な関係機関に対して提出されるまで、適切な保管状態を維持するための手続を設けること。

(2) 牧師（聖職者）に対する勧告

1. 牧師（聖職者）は、犯罪被害者のニーズを認識し、かつ、それらに対して働きかけること。
2. 牧師（聖職者）は、刑事司法制度、被害者のニーズ並びに被害者の精神的及び肉体的健康の回復に関して、神学校における研修及び各宗派内での研修制度を創設すること。

(3) 法曹界に対する勧告

1. すべての弁護士は、裁判所で働く者として、司法制度が刑事訴訟に参加するすべての者を公正に扱うことを確実にしめる義務があることを認識すること。
2. 特に検察官は、地方、州及び連邦レベルの法曹界において、活動的なメンバーであるべき義務があること、並びに被害者の隠れたニーズや利益を代弁すべきであることを認識すること。
3. 刑事司法制度内で生じた課題を扱う公式の法曹委員会を組織する者は、そのような委員会のメンバーについて、刑事訴訟において対立する双方の間のバランスを代表するように構成すべきこと。

(4) 学校に対する勧告

1. 学校当局は、校内暴力犯罪、学校職員に対する犯罪並びに武器及び薬物の所持についての迅速な報告に関するガイドラインを策定し、それを遵守するよう求めること。
2. 学校当局は、生徒との定期的な接触を契約内容とする者を含め、学校での仕事に応募している者の性的脅迫、児童淫行及びポルノグラフィに関する逮捕並びに有罪記録を確認すること、並びにそのような確認を採用の必須条件とすることに従うこと。
3. 教育者は、犯罪被害者の問題、ニーズ及び法的利益に関するコースを開発し、これを実施すること。
4. 学校当局は、犯罪によって被害者となることを避けるための方法を、生徒に気付かせることについて責任があることに留意すること。

(5) 精神医療機関等に対する勧告

1. 精神医療機関等は、犯罪被害者及びその家族に対する緊急及び長期間にわたる心理的治療プログラ

ムを開発し、提供すること。

2. 精神医療機関等は、臨床家が、犯罪被害者及びその家族を処遇できるようにするための研修プログラムを設けること。
3. 精神医療機関等は、犯罪被害者となったことによる直近の心理的影響及び長期的な心理的影響について研究すること。
4. 精神医療機関等は、犯罪被害者及びその家族が心理的治療を直ちに受けることができるようにするため、公的機関、犯罪被害者補償委員会及び民間保険会社と共同して業務を遂行すること。
5. 精神医療機関等は、他の被害者支援機関と直接の連絡体制を確立し、維持すること。

(6) 民間団体に対する勧告

1. 企業は、暴力犯罪によって負傷して欠勤せざるを得ない職員及び裁判所の審理に出席しなければならない職員に対して、有給休暇を認めること。
2. 企業は、犯罪被害者のための職員支援プログラムを創設すること。
3. 債権者は、最近犯罪被害者となったことによって、履行期日に支払ができない者に対して、惜しみのない債務減額を行うこと。
4. 民間団体は、私的な金銭の寄附を奨励し、及び公的又は私的いずれであるかを問わず、他の被害者サービス機関を援助すること。

第2 憲法修正の提案

アメリカ合衆国憲法修正第6条

すべての刑事上の訴追において、被告人は、当該犯罪が行われた州又は地域の公平な陪審による、迅速かつ公開の公判を受ける権利を有する。当該地域は、事前に法律で確定されるものとし、かつ、被告人は、告訴の性質及び原因を告知されること、被告人に不利益な証人と対審されること、被告人に有利な証人を得るための強制的な令状による喚問の機会を与えられること、及び防御のために弁護士の援助を受けることについての権利を有するものとする。

「同様に、被害者は、すべての刑事訴追に関し、司法手続の重要なすべての段階に出席し、かつ意見を述べる権利を有する。」(かぎカッコ内が、被害者の権利のための憲法修正案)

連合王国における犯罪被害者施策

研 究 官 浜 井 浩 一
研究官補 横 地 環

目 次

はじめに	57
第1 犯罪被害者施策の沿革	57
第2 刑事司法における被害者の法的地位及び被害者施策	58
1 被害者の権利	58
2 被害者に対する情報提供	61
3 被害者の刑事司法への関与	62
4 刑事司法における被害者に対する保護	64
5 刑事司法における被害救済・被害回復	66
第3 被害者補償制度等	70
第4 被害者援助団体が行う被害者支援プログラム	72
第5 犯罪被害実態調査	75
1 調査の方法と質問	75
2 警察の数値と犯罪被害実態調査の数値	75
3 犯罪被害実態調査と特別調査	78
第6 総合的な犯罪抑制策の中の被害者対策～DV被害者を中心に	82
1 「恐怖のない暮らし (Living without fear)」	82
2 問題の現状把握と政府の方針	82
(1) 問題の現状把握	82
(2) 政府の方針	83
3 被害者の保護	83
(1) 各種機関による被害者へのサービス	83
(2) DVと児童保護	85
(3) その他の被害者援護策	85
4 加害者に対する刑事司法	86
(1) 警察による取組	86
(2) DV加害者・性犯罪者を対象とするプログラム	87
(3) 関連法制度の整備	88
おわりに	89
巻末資料	97

はじめに

近時、我が国でも犯罪被害者に対する支援が刑事政策上の課題の一つとなり、刑事司法における犯罪被害者の権利及び保護の確立が求められている。イギリス（本稿ではイングランド及びウェールズをいう。）は、アメリカと共に犯罪被害者施策の先進国とされ、その制度は、一つのあるべきモデルとして、我が国においても多くの学者・実務家が調査研究を行い、その成果を発表している。特に、刑事司法手続における被害者保護や、経済的な被害者補償については、研究し尽くされた感もある。本稿においては、これらの研究を参考にしつつ、イギリスの被害者施策の沿革及び現状について概観するが、それと同時に、イギリス被害者学において、これまで我が国の刑事政策研究者の関心を余り集めなかった分野にも焦点を当ててみたい。特に、犯罪被害の実態を警察の認知件数ではなく、統計的な手法を用いて、暗数を含めて調査しているイギリス犯罪被害実態調査（British Crime Survey）の概要、その意義及び成果、さらに、それらによって被害実態が浮かび上がってきた、女性に対する犯罪を中心とした性犯罪被害、ドメスティック・バイオレンスの実情及び対策について紹介する。資料を入手し得た範囲ではあるが、できるだけ分かりやすく紹介しようと試みたつもりである。

第1 犯罪被害者施策の沿革

イギリスにおける犯罪被害者援護は、1964年に導入された犯罪被害者補償制度に始まる。この制度は、暴力犯罪の被害者に対して経済的援助を行うもので、コモン・ロー上の損害補償の原則に基づいたものである。したがって、国が犯罪を防止できなかった責任を認め、被害者に対して国に補償を求める権利を与えたわけではなく、本来であれば加害者に対する民事訴訟で得られるであろう補償を、国が恩恵として肩代わりする制度として設立されたものである¹。この制度は、当初、法律に基づかない行政的な制度としてサービスを開始し、次第に支給対象を拡大する方向で1969年、1979年と部分修正が行われている。そして、1988年刑事裁判法（Criminal Justice Act 1988）により法制化された。さらに、1995年犯罪被害補償法（Criminal Injuries Compensation Act 1995）により、犯罪被害者に対する補償制度は全面的に改正された。従来の制度は、被害者が加害者に対して損害賠償請求をした場合に得られるコモン・ロー上の損害賠償請求権を基本に、現実的には資力のない犯罪者に代わり、政府が恩恵的に「罪のない被害者」に対して損害を補償するものであったため、個々の事件ごとにその損害の程度や過失の程度など、綿密な審査が行われていたが、新制度は、こうした枠組みから離れ、より実質的な経済的支援を重視するものとなっている。基本的には、傷害の程度を等級化して、その等級に従って補償金額を計算するもので、審査・支給の迅速化を図った改革となっている。

こうした経済的な補償に加えて、1970年代に入り、民間ボランティアによる犯罪被害者に対する精神的・実質的な支援が始まった。こうした運動は、イギリス南西部のブリストルで、犯罪加害者の更生を援助する団体である NACRO（National Association for the Care and Resettlement of Offenders）の活動の一つとして、地域の保護観察官らを中心に犯罪者の更生という視点から被害者支援が始められた。こうした動きは、次第に「刑事司法上忘れられた存在である被害者」に対する実質的な支援として、地域の警察と協力しながら発展し、1974年には、ブリストルに被害者援護会（Bristol Victims Support Schemes）が設立された。活動の主眼は、犯罪被害者に寄り添い、その相談相手となりながら、精神的

なサポートとともに、実際の助言等を行うことにある。その後、活動の拠点をロンドンに移し、全国規模組織へと発展し、1979年には NAVSS (National Association of Victim Support Schemes) が設立されている。これが現在、イギリス被害者支援の中心的な存在である Victim Support (第4章参照) の前身である。

こうした犯罪被害者に対する具体的な支援活動が開始される中で、1980年代は、政府が本格的に被害者対策に乗り出す前段階としての実情調査が本格的に行われた時代としてとらえることができる。1982年にはイギリスで最初の犯罪被害実態調査²が実施されている。これは、無作為に選ばれた世帯に対して、過去1年程度の犯罪被害、警察への届出状況や届けなかった理由等を調査することで、警察の認知件数には表れない暗数を含めた犯罪被害の実態を把握しようとする試みであり、その後もほぼ1年おきに実施されている。こうした調査においても、被害の実態だけでなく、刑事司法に対する態度や、被害の影響等についても調査されているが、特に、実際に犯罪被害にあった者を対象として刑事手続における被害者の地位等に関する幾つかの調査が行われている。代表的なものが、シャプランド(Shapland, J)による刑事手続に対する被害者の意識調査³である。同調査では、暴力犯罪の被害者に対して、警察の対応や、情報提供等について調査が行われ、時間の経過とともに被害者に対する情報提供が行われなくなり、被害者が犯罪の当事者の一人として扱われないことに不満を感じていることや、性犯罪被害者が、取調べ等で特別な配慮を求めていることなど、被害者のもつ様々な不安や要望が明らかにされた⁴。そして、これらの調査を受けて、内務省を中心とした刑事司法機関においても、刑事手続における被害者保護、特に刑事司法機関による被害者に対する情報提供の必要性が次第に認識されるようになった。

1990年には、刑事司法における犯罪被害者援護の基準と被害者の基本的権利を示した政府の宣言としての「被害者憲章 (Victim's Charter: A statement of rights of victims of crime)」が発表され、1996年には、各刑事司法機関から被害者が受けることのできる具体的なサービスを記した新「被害者憲章 (Victim's Charter: A statement of service standards for victims of crime)」が発表された。これらの被害者憲章は、法的拘束力はないものの、政府が国民に対して行った公約であり、各刑事司法機関では、これらに従って、情報提供を中心とする被害者に対する様々なサービスを開始している。

イギリスにおける被害者援護は、これら政府による経済的支援、ボランティア団体による個別的・実地的な援助、刑事司法機関による被害者保護が、それぞれの支援内容を充実させながら、かつ、それぞれの支援活動を有機的に連動させながら発展してきているのが大きな特徴となっている。

第2 刑事司法における被害者の法的地位及び被害者施策

1 被害者の権利

イギリスには、犯罪被害者の権利を示した犯罪被害者基本法といったものはないが、政府が犯罪被害者援護の基本方針を示した「被害者憲章」が定められている。1990年に最初の「被害者憲章」が公表され、刑事司法機関が被害者に対して敬意をもって接することの必要性、被害者に対する情報提供や被害者の要望の聴取を努力目標に掲げ、被害者の保護に関して取り組む姿勢などが示された。これを受けて、各刑事司法機関では、改善に向けての努力が開始された。この「被害者憲章」は、主として刑事司法機関が取り組むべき課題を示したものであったが、具体的な情報提供の在り方などについては、今後の課題として残されていた。そのため、この被害者憲章は改訂され、前項に記したように、1996年に新「被害者憲章」が公表されている。この新「被害者憲章」は、被害者を中心において、被害者が警察、検察

庁、裁判所、保護観察事業体等の刑事司法機関から受けることのできる援護の内容及び基準が示され、十分な援護が受けられなかった場合の不服申立ての方法についても示されている⁵。これによると、刑事司法機関は、犯罪によって発生した不利益がそれ以上悪化しないように被害者を支援すると同時に、被害者に対して誠実かつ礼儀正しく接することが求められており、これを実現するための具体的なサービスの内容が示されている。幾つか例示してみると、「被害者であるあなたが期待できること」として、以下のような内容が示されている。

- ・警察が通報に対して迅速に対応すること。
- ・事件を担当する警察官の指名・電話番号の通知を受けられること。
- ・犯罪被害者のための「しおり」を受け取ること。
- ・事件の進展について通知を受けられること。
- ・遺族や保護者に対しても援助が行われること。
- ・性犯罪被害や、児童が被害者の場合、特別な訓練を受けた警察官が対応すること。
- ・被害感情等について警察が把握し、配慮すること。
- ・警察、検察、裁判官が、何らかの判断をする場合に、上述の被害感情等を考慮すること。
- ・検察庁が、遺族に対して起訴決定に関する説明を行うこと。
- ・重大事件の場合に、保護観察事業体から釈放に関する事項の通知があること。
- ・刑務所庁に対して不安を訴えることができること。
- ・刑事法院において証人サービスを受けられること等。

ボックス1

被害者憲章の具体化を目指して～二つのプロジェクト試行報告

1996年の新「被害者憲章」の目的の一つは、犯罪被害者と刑事司法機関との間の意思疎通を向上させること、具体的には被害者に対する情報提供の改善と被害者の刑事司法への関与の活性化である。これらを実現するため、二種類の試行プロジェクトが一部地域で実施され、最近その結果を評価した報告書が発表された。

プロジェクトの一つは、被害者に対する情報提供窓口の一本化（One Stop Shop, 以下 OSS という。）である。これは、起訴、公判、判決に至る刑事手続の一連の情報（決定事項）について被害者がそれぞれの機関から情報提供を受けるのではなく、窓口を警察に一本化して被害者の負担の軽減を図るものである。もう一つは被害者陳述（Victim Statement, 以下ここでは VS という。）である。これは、犯罪によって被った物理的、経済的、精神的な被害等について被害者に陳述する機会を与えるものであり、警察が被害者に面接して、その結果を書面で検察庁に報告する方法のほかに、被害者が直接所定の様式に記入し、検察庁に送付する方法が用いられている。この被害者陳述は、被害者に加害者や判決等に対する意見を陳述する機会を与えるものではなく、あくまでも被害の程度に関する陳述に限られている。

この評価研究報告は、試行された地域の犯罪被害者289人（うち226人がいずれかのプロジェクトに参加し、52人が参加を拒否し、11人が参加への意向打診を受けていないとしている。）及び刑事司法関係者86人を対象にアンケート調査を実施し、その結果を分析したものである。

表1は、OSS 試行前後の刑事司法機関に対する被害者の評価を見たものである。OSS については、利用した被害者の多くが OSS を好意的に評価したが、自分が知りたかった情報が得られなかった、時期が遅すぎたなど、否定的な意見もあった。通知の方法に関しては、利用者のほぼ半数が改

表1 OSS 開始時と終了時における刑事司法機関に対する被害者の評価

機 関	調査時点	非常に良い/良い(%)	普通(%)	悪い/非常に悪い(%)	分からない(%)
警 察	試行開始	54	23	17	3
	試行終了	36	20	36	—
検 察	試行開始	13	13	11	62
	試行終了	24	24	28	16
治安判事	試行開始	20	20	16	47
	試行終了	24	24	24	28
裁 判 官	試行開始	20	20	14	49
	試行終了	40	40	20	24

注 The Victim's Charter-An Evaluation of Pilot Projects による。

善を望み、通知された内容について話し合いができる方法が特に望まれていた。また、利用者のうち非現実的な期待を抱いた者は、利用後の満足度が低かった。

VS に関しては、これを利用した刑事司法機関側の反応はおおむね好意的であったが、一部の検察官や裁判官からは、「捜査で得られた情報以上のものは得られない」「内容が誇張されていたり、不適切である」等の否定的見解も寄せられた。また、表2は、VSを実施することの是非について、実際にVSを行った被害者に尋ねた結果を見たものである。VSを利用した被害者も、その半数以上は、利用後もVSの制度に対し肯定的であったが、肯定する者の割合は利用前に比べて減少し、また、VSの制度に否定的な意見を持った者の割合は、利用後(20%)が利用前(2%)の10倍に増えていた。

表2 VS 利用に対する被害者の意見

意 見	利用開始時(%)	利用終了時(%)
正しい選択である	77	57
間違った選択である	2	20
わからない/両方/その他	20	20

注 The Victim's Charter-An Evaluation of Pilot Projects による。

このような利用者の失望感は、VSの目的が不明瞭であるという問題を背景としている。VSの制度において被害者に求められているのは、被害についての情報提供であり、加害者の処分についての意見提出ではないとされる。しかし、VSを利用した被害者の多くは、当初、そうすることで加害者の処分を重くすることができるのではないかと期待を抱いていた。実際には、VSが刑事司法機関の決定に影響を与えることはまれであるが、その現実を知らない被害者は、加害者に出された処分が期待に反すると自分が無視されたように感じ、これが利用後の失望感として数字に表れたと見られる。また、刑事司法機関側、特に裁判官からも、VSは事実に関する情報と、加害者処分への要望との境界線を越える危険があるとの指摘が出ている。

報告書は結論として、二つの試行はおおむね被害者憲章の目的にかなうものであるが、利用した被害者の満足度は低く、その主な理由は利用者に非現実的な期待を抱かせてしまったことにあるとしている。改善策として、双方についてより慎重な実施、そしてVSでは目的の明確化が望まれるとする。つまり、胸のうちの吐き出せる場が欲しいという、被害者の感情・意見の表出機会の確保をVSの目的とするならば、加害者の処分に影響力を持つことは期待できない。反対に、VSの制度を加害者の処分決定の一材料として機能させようとするのであれば、これまでのように、被害者が望めばVSを提出できるのではなく、裁判所が必要と認めた場合に限り被害者からVSを提出させ

てはどうかという提案をしている。

出典：Hoyle, C., Morgan, R. & Sanders, A. *The Victim's Charter-An Evaluation of Pilot Projects*, Home Office RDSD Research Findings 107, 1999。

検察庁（Crown Prosecution Service）は、被害者憲章とは別に、1993年、「検察庁による被害者及び証人の取扱いに関する宣言（Statement on the treatment of victims and witnesses by the Crown Prosecution Service）」を発表し、1994年には、検察官のための活動指針をまとめた検察官規則（The Code For Crown Prosecutors 1994）において、検察官が重要な判断をするときは、公共の利益とともに被害者の利益を考慮しなくてはならないと定めている。また、同宣言では、被害者には、本当に必要がある場合のみ出廷を要請し、裁判所が賠償命令を出すために必要な情報を提供すること、さらに証人に対して迅速に必要な経費が支払われるように努力することが掲げられている。

2 被害者に対する情報提供

1996年の新「被害者憲章」では、刑事手続のそれぞれの段階において、各刑事司法機関が犯罪被害者に対して、どのような情報提供を行うかが具体的に示されている。警察は、事件捜査の進ちょく状況、訴追決定及び判決に関する事項、検察は、訴追事実の変更及び訴追の維持に関する事項並びに証人の証言に関する事項、保護観察事業体は、重大事件で受刑した加害者の釈放に関する事項について、被害者に情報提供を行う。裁判の進ちょく状況等、一連の刑事手続に関する情報を直接被害者に提供するのは、基本的には、検察庁ではなく警察の役割であり、事件や刑事手続関係等の情報提供の窓口を警察に一本化し、刑事手続が進むごとに、被害者が別々の機関から情報を得なければならない状態を改善する努力がなされている。新「被害者憲章」に示されたとおり、警察は、被害者に情報を提供する窓口を指定し、捜査状況、訴追決定、訴追しなかった場合には、その理由、公判日時等を説明することとされている。また、保護観察事業体は、無期刑の言渡しを受けた者又は重大な性犯罪若しくは暴力犯罪を引き起こした者の被害者及び遺族に対して、判決後2か月以内に連絡を取り、加害者の釈放等に関する通知を受けることを希望するかどうかを確認し、希望する場合には加害者の釈放等について情報提供を行い、必要に応じて、加害者の釈放に関する被害者等の懸念を仮釈放委員会に伝えることになっている⁶。さらに、被害者は、刑事法院（Crown court）の許可があれば、判決等基本的な事項に関して裁判所の記録を閲覧することができる⁷。

また、裁判の傍聴については、成人の場合には、裁判は原則として公開であり、被害者に対する特別傍聴席のようなものは設定されていないが、公判を傍聴したい被害者はこれを傍聴することができる。少年の場合にも、刑事法院で審理が行われる場合は同様であり、少年裁判所で審理が行われる場合でも、内務省と司法行政を管轄している大法官省（the Lord Chancellor's Department）の共同指示⁸が発出され、被害者に対する裁判の公開を積極的に進めるように促している。少年裁判所における裁判への出席にはいろいろな制限が設けられているが、被害者を排除する規定はなく、逆に、被害者は証人としてしばしば出廷することがある。この共同指示では、少年裁判所の公開について定めた1933年児童少年法の規定を積極解釈して、被害者の出席が少年及び少年の家族に対して著しい問題を生じない限り、裁判への出席を希望する被害者にはこれを認めるように、また、どうしてもこれを認めない方がよいと裁判所が判断する場合には、その理由を被害者に対して説明するように指示している。

3 被害者の刑事司法への関与

被疑者が検挙され、警察によって訴追がなされた場合、事件は検察庁に引き継がれ、訴追を維持するに足る十分な証拠があるか及び訴追を維持する公益性があるかの両者が判断される。この訴追の公益性を判断する際に、検察官は、公共の利益を優先しつつも、犯罪被害者の利害を考慮することが「検察庁による被害者及び証人の取扱いに関する宣言」により求められている。警察が訴追を断念するか、検察官が公訴を取り消した場合に、私人訴追が原則のイギリスでは、被害者が新たに訴追を提起することができるが、警察又は検察庁が保持している証拠を被害者に開示することについての判断は、各機関に任されており、私人訴追を行う者に開示する義務はない。私人訴追が提起された場合、刑事法院は、必要に応じて、証人召喚などに応じることになるが、その場合、検察庁が所持する証人の証言に関する資料などは、証人本人に帰属すると考えられているため、開示するためには原則として証人の同意を必要とする。また、警察が捜査し、検察庁に送致した資料は、警察に帰属するため、それらを開示するかどうかは検察庁が助言することはあっても、最終的には警察が開示するかどうかを判断することとなる⁹。

ボックス 2

Stephen Lawrence 事件に見る私人訴追事件の展開

イギリスでは、私人訴追が原則であり、警察官による訴追も理論的には警察官個人による訴追と解することもできる。ただし、警察が訴追を諦めた場合の私人訴追は、証拠収集等に限界があり、有罪を得る確率は非常に低い。最近の有名なケースに Stephen Lawrence 事件がある。

この事件は1993年にロンドン郊外で発生したもので、深夜、本事件の被害者である黒人の若者、Stephen Lawrence が友人と帰宅しようとしてバスを待っていたところ、白人5人のギャングに襲われ、死亡したものである。事件の原因はいわゆる人種偏見による hate crime といわれるものであるが、問題となったのは、事件処理を担当した警察の不十分な捜査であり、これは被害者が黒人、容疑者が白人であったために生じたもので、警察内部にある人種偏見が原因とされた。

その後、犯人検挙に至らないまま時が経過する中で、納得のいかない被害者の両親が、マスコミを通じてキャンペーンを行い、その支援を得て、1996年に私人訴追を提起した。しかし、5人中2人は予備審問段階で釈放され、残りの3人も証拠不十分で陪審が開かれないうまま、被告人は無罪となっている。それでも諦めない両親の訴えを受けて、ケント警察が、ロンドン警視庁の捜査状況の監査を実施したが、問題なしとの報告をしている。

しかし、政権が労働党に移った1997年、内務大臣が再度の調査を指示し、Macpherson 卿を中心とした調査チームが担当して事件の目撃者探しの段階からやり直し、その結果を公開した。それによると初動捜査に当たった警察が、目撃者が複数いたにもかかわらず、適切な捜査をしなかったこと、犯行現場保存等の基本的な配慮にも欠けていたことなど、警察が適切な捜査を行っていなかったことが明らかとなった。この事実上の再捜査によって、容疑者も特定されたが、既にそのうち3人が私人訴追により無罪宣告を受けていることが問題となった。現在、新たな証拠と一事不再理の原則との間で激しい議論が展開されている。余談であるが、この事件では、調査報告書の公開によって目撃者の指名等も公開され波紋を呼んでいる。

出典：インターネットで公開された Home Office の資料、*The Stephen Lawrence Inquiry* (<http://www.homeoffice.gov.uk/ppd/oppu/slavr.htm>) 等を参考にし、書き下ろした。

また、加害者の保釈に対して被害者が不安をもっている場合には、その事実が検察官から裁判所に伝えられ、保釈審理の際に考慮される。保釈が決定された場合には、保釈の事実とともに保釈中の遵守事項が警察から被害者に通知される。裁判が開始されると、被害者は検察側の証人として法廷で証言を求められることがある。しかし、被害者が、その被った被害の影響について陳述したり、量刑に対して意見を述べる権利が認められているわけではない。アメリカやオセアニアに見られるような、被害者が、その被った被害の影響に関する陳述をすることが認められている制度（victim impact statement 以下「被害影響陳述」という。）はない。ただし、裁判官は、有罪認定後、量刑を検討するために、保護観察官に対して判決前調査報告書の作成を求めるが、報告書には、検察庁からの資料等を基に被害の影響についても記載されることになっている¹⁰。また、前出ボックス1のように、1996年新「被害者憲章」によって、実験的に、警察の捜査段階で被害者から見た被害の影響について記した書類を作成し、一件書類とともに検察庁に送付する試みが行われてはいる。しかし、これを「被害影響陳述」として法的に制度化し、その陳述を証拠として取り扱うことに関しては、被害者が被告人側からの反対尋問にさらされたり、その陳述が量刑に反映された場合には、応報感情から厳罰化が懸念され、逆に反映されなかった場合にも、被害者が落胆する懸念があるなど、問題点が多いとして Victim Support 等を中心として反対意見が根強い¹¹。

また、前述のように加害者が重大性犯罪又は暴力犯罪により4年以上の拘禁刑の言渡しを受け、刑務所に収監された場合には、被害者は、保護観察官を通して、加害者の仮釈放審査の際に遵守事項に対して意見を述べる機会が与えられる¹²。ただし、この場合も、被害者は、加害者の釈放の可否について意見を述べることができるわけではない。また、被害者は、仮釈放委員会の作成する書類の中で、被害者の見解がどのように書かれているかについて情報を開示することが求められるが、逆に受刑者も原則として定められた遵守事項の根拠を知る権利を有しているため、これが問題となるケースも少なくない。

ボックス3

保護観察事業体による犯罪被害者支援調査の実情に関する調査研究

本文で示したように、新「被害者憲章」によって、全国の保護観察事業体は、重大な暴力事件の被害者及び遺族に対して、判決後2か月以内にコンタクトを取り、この先加害者の刑の執行等に関する情報提供を希望するかどうかを確認し、希望する場合には随時情報提供を行うと同時に、加害者が釈放される場合には、釈放条件等に関する被害者等の意見を聴取し、それを報告書として仮釈放委員会に提出することが定められた。支援活動の実施要領は内務省から発出された保護観察回状（Probation Circular）に示されているが、具体的な支援の実現・運営方法については、地域ごとに独立した機関である保護観察事業体に任せられたため、取組状況は各地で大きな格差があるのが実情である。従来、保護観察官の間では、ソーシャルワーク的な視点から、加害者の社会復帰を保護観察事業体の主な業務ととらえる見方が一般的だったため、被害者支援という新たな役割によって、加害者の社会復帰思想が後退するのではないかという危機感を抱く保護観察官も少なくない。

ここで紹介する調査研究は、被害者支援の分野に最も積極的に取り組んでいる、いずれもイングランド北部に位置するウェスト・ヨークシャー（West Yorkshire）及びノーサンブリア（Northumbria）の二か所の保護観察事業体について、保護観察官や被害者対策専従職員を含む保護観察関係者（67人）及び実際に支援を受けた被害者（80人）に対してインタビューを行い、その結果をまとめたものである。したがって、この報告書は、全国の保護観察事業体の取組を評価したものではなく、一部の優れた取組を調査することで、今後の保護観察事業体における被害者支援の在り方を探ろう

としたものとなっている。

保護観察事業体が被害者支援を行う場合、

- ・加害者の釈放準備を担当する保護観察官が同時に被害者も担当すること。
- ・被害者支援のみを行う保護観察官のチームを新設すること。
- ・被害者支援のみを担当する職員を採用すること。
- ・被害者支援を Victim Support 等外部に委託すること

等の方法が考えられる。ウェスト・ヨークシャーは、被害者憲章が発表される以前から3番目の方法で、被害者対策（被害者・加害者の和解）を実施していたことから、犯罪者の保護観察を担当しない、言い換えればソーシャルワークの資格を有していない代わりに被害者支援に経験の深い者から構成される、新たな被害者支援部門を新設する方法を採用している。ノーサンブリアは、2番目と4番目の方法を組み合わせる方法を採用しており、保護観察事業体内に被害者支援を担当する保護観察官から構成される部門を新設すると同時に、被害者との最初のコンタクトをとり情報提供の希望を確認するインテーク業務を地域の Victim Support に委託している。

報告書は、保護観察事業体による被害者支援、つまり被害者に対する情報提供や被害者を加害者の釈放手続に関与させることは、全体的には被害者にとってメリットとなると肯定的に評価している。これは、評価の対象となったのが、この分野で定評のある保護観察事業体であったという意味で当然のことではある。また、被害者に提供される情報の質や量に関しては、十分ではないという被害者側の不満があるほか、被害者支援の方法や手続の在り方についても、幾つかの問題点が浮かび上がっている。例えば、被害者が加害者の仮釈放条件に意見を述べた場合、加害者には、仮釈放条件が設定された理由を知る権利があるため、加害者側に開示されてしまうことが挙げられている。被害者の中には、被害者としての気持ちを加害者に伝えたいと考える者もいる一方、被害者が加害者の釈放を妨害したと受け止められる危険性に不安を抱く者も少なくない。したがって、被害者には、仮釈放条件に対して意見を述べさせる前に、加害者が保護観察事業体の提出した記録を閲覧する可能性があることを注意する必要があることが報告書で指摘されている。また、被害者によっては、意見を提出することで、自らの意見が仮釈放の決定の重要な資料になると過剰な期待を抱く傾向があり、仮釈放の決定権は、公共の利益に関する判断であり、国に決定権があることも明確に指摘する必要があるとされている。

また、一般に、被害者に意見表出の機会を与えることは、被害者の精神衛生にとって良い効果があるとされているが、報告書は、カウンセリング等で、既にある程度精神的被害から回復している被害者の場合、保護観察事業体からのコンタクトや仮釈放に対して意見を述べることで、過ぎた事件や当時の感情を呼び起こしマイナスの効果をもたらすことがあると指摘している。さらに、意見表出の方法も、現状では、保護観察官の名前で書かれた書類に被害者の意向が含まれ、被害者の言葉がそのまま仮釈放委員会等に伝えられるわけではないことも問題点として指摘されている。

出典：Crawford, A & Enterkin, J. *Victim Contact and the Probation Service: A Study of Service Delivery and Impact*, Centre for Criminal Justice Studies, University of Leeds, 1999.

4 刑事司法における被害者に対する保護

新「被害者憲章」では、警察は、犯罪被害者が身の安全に対して抱いている不安を聴取し、適宜の対応をとるべきことが定められている。また、証人等裁判にかかわる者を脅した場合には、1994年刑事

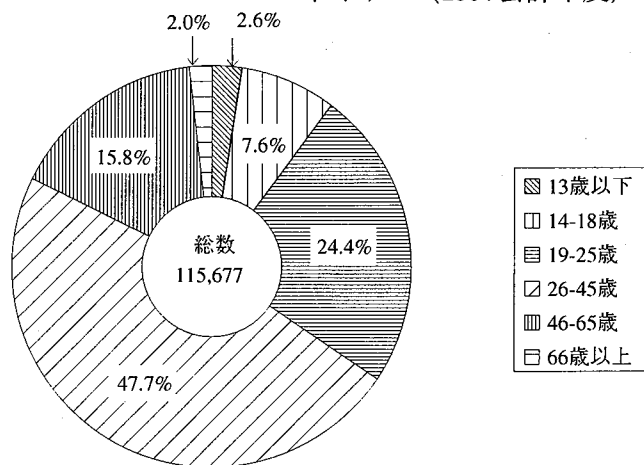
司法及び公共秩序法（Criminal Justice and Public Order Act 1994）51条により特別な罰則規定が設けられている¹³。さらに、イギリスでは、被収容者が外部に電話をかけることが許されているが、刑務所に収容された加害者から脅迫の電話があった場合や、加害者である受刑者の一時釈放に関して不安がある場合には、刑務所庁（Prison Service）に専用電話（help line）が設けられており、同庁を介してその受刑者を収容している刑務所長に対し、脅迫の事実や不安の内容を伝えることができる¹⁴。

強姦事件等の性犯罪被害者又は児童が重大な犯罪の被害者である場合には、被害者の希望によって特別な訓練を受けた警察官が対応する。ロンドン警視庁等では、被害者の事情聴取等において特別な配慮がなされ、被疑者とは異なる場所が使用される。強姦事件の場合、ロンドン警視庁では、捜査官のほかにシャペロン（chaperone）と呼ばれる専任の係官が指名され、被害者のケアに当たり、被害者の相談相手となって、刑事手続に関する情報提供や病院への付添い等を行い、捜査と被害者の間の架け橋となることが期待されている。指名されるシャペロンの性別は、通常、被害者の希望によるが、同性を希望する者が多い。また、児童虐待の被害者の場合にも、ロンドン警視庁には児童保護チーム（child protection team）と呼ばれる専任チームが設けられているが、このチームは、単なる児童虐待の捜査・摘発を担当しているわけではなく、児童の福祉を最優先に、加害者の逮捕も含め最善の解決策を探ることを任務としている¹⁵。

被害者が証人として法廷で証言する場合には、できる限り被害者の負担感を軽減させるために、事件関係者とは異なる待合室を確保すること、被害者に付き添う近親者の座席を法廷内に確保すること、待機中に検察庁関係者は証人に対して自己紹介し、証言について説明すること、被害者が2時間以上待機させられることのないように努力が払われることなどの措置がとられる。証人の待機時間が2時間を超える場合には、裁判所職員又は検察庁関係者が、その理由等を説明しなくてはならない。さらに、検察側の証人に対しては、検察庁から必要経費が迅速（最大でも10日以内が目標）に支払われる¹⁶。また、被害者が被告に対して恐怖心を抱いている場合には、1988年刑事裁判法（Criminal Justice Act 1988）に定められているように、証人として出廷しなくとも、書面を作成して提出すれば、法廷での証言に代えることが可能である¹⁷。出廷した場合は、判例上、裁判官の判断によって、スクリーンの背後から証言することや¹⁸、被害者の住所・氏名が読み上げられないようにする措置が採られる。特に暴行等の事件における14歳未満の証人や性犯罪事件における17歳未満の証人の場合には、裁判所の判断により、テレビ・リンク（television link）による証言¹⁹や、あらかじめ証人の尋問（interview）をビデオテープに録画することで証言に代えることができる²⁰。また、性犯罪被害者については、法廷で住所氏名が読み上げられることはなく、これを報道することは1992年性犯罪法（Sexual Offences（Amendment）Act 1992）で禁じられている²¹。

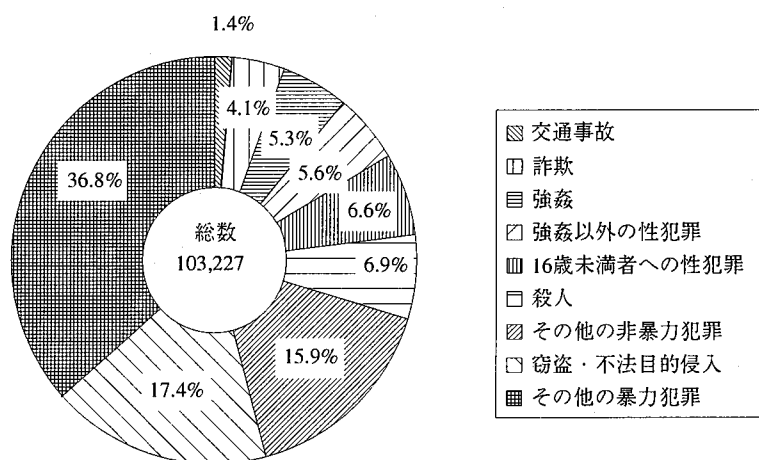
刑事法院には、Victim Supportが運営する証人サービス（Witness Service）があり、被害者等が証人として出廷する際に、裁判手続に関する情報を提供したり、法廷の下見を手配したり、証言に対して不安をもつ被害者に対する付添いサービスを行う。この制度は、当初、「裁判所における被害者・証人プロジェクト」²²として7か所の刑事法院において2年間試行された結果を踏まえて、1993年から内務省の資金によって、順次導入され、1996年までにすべての刑事法院（86か所）に導入された。各刑事法院には、証人サービスの事務所が置かれ、1人又は複数の常勤コーディネーターが駐在し、関係機関との調整、ボランティアの手配等を行っている。実際のサービスは、訓練を受けたボランティアによって行われ、裁判所庁舎の下見、裁判手続や証言方法、証言待機中の付添い、その他の不安に対するカウンセリング等を実施する²³。図1及び図2は、証人サービス利用者の年齢層等を見たものである。

図1 証人サービス利用者の年齢層別構成比
イギリス (1997会計年度)



注 Victim Support Annual Report 1998による。

図2 証人サービス利用者の罪名別構成比
イギリス (1997会計年度)



注 Victim Support Annual Report 1998による。

5 刑事司法における被害救済・被害回復

イギリスでは、刑事裁判において、裁判官が刑罰の一つとして弁償命令 (restitution order) 及び賠償命令 (compensation order) を言い渡すことができる。弁償命令は、盗罪に対して、物理的被害の現状回復を行わせるもので、被害物品の返還又はそれに相当する対価の支払を命ずるものである。これに対して、賠償命令²⁴は、犯罪の軽重にかかわらず、犯罪被害者が存在する限り、財産犯、生命身体犯を含むすべての犯行について発せられる可能性のある命令である。裁判所は、被害者が存在する犯行のすべてについて、賠償命令を言い渡すかどうか検討し、言い渡さない場合は、その理由を示す義務がある。賠償命令は、単独の処分ともなり得るが、他の処分と併せて命じられる場合もある。罰金と併せて命じられた場合は、被害者救済のため、賠償命令を優先させなければならない。また、賠償命令を執行するために財産没収命令等²⁵を言い渡すことはできないが、財産没収命令と賠償命令が両方言い渡される場合には、没収した財産を被害者への支払に当てるよう命じることができる規定がある²⁶。少年裁判所又は治安事裁判所で命じられる賠償命令の最高額は、犯行ごとに5,000ポンドが限度となっているが、刑事法

院では最高限度の定めはない。ただし、裁判所は、支払者の資力を考慮して金額を定めることになっている。この際、加害者が家財道具を売り払って賠償金を支払うことは当然のこととされているが、自宅を売却させるのはいきすぎであるとされている。また、支払能力を申告するのは有罪認定を受けた加害者側の責任で、検察官の責任ではなく、その執行は治安判事裁判所の役割である。さらに、賠償命令は、あくまでも被害者救済を目的としたもので、加害者が賠償金を支払う資力がある場合に、民事訴訟に係る労力を緩和するために設けられた処分であり、賠償によって刑が軽減されるようなことがあってはならないとされている²⁷。また、10歳以上15歳以下の少年が加害者の場合、裁判所は、両親（又は後見人）に対し、賠償命令の履行を命じなければならない。少年が16・17歳の場合、裁判所は、裁量により両親に対して履行を命じることができる。賠償金額の相場は、内務省回状等で一応の基準が示されている²⁸。

表3は、罪種・金額別の賠償命令の科刑状況を見たものである。暴力犯罪を除いて各罪種とも100ポンド以下の言渡しが過半数を超えており、金額が増えるごとに言渡し件数が減少している。

表3 罪種別賠償命令の金額

イギリス(1997年)

罪 種	総 数	賠 償 金 額					
		£100 以 下	£200 以 下	£300 以 下	£500 以 下	£1,000 以 下	£1,000 を超える
正 式 起 訴 犯 罪	48,890 (100.0)	26,038 (53.3)	9,053 (18.5)	4,939 (10.1)	4,306 (8.8)	2,710 (5.5)	1,844 (3.8)
暴 力 犯 罪	12,167 (100.0)	5,220 (42.9)	2,666 (21.9)	1,666 (13.7)	1,484 (12.2)	846 (7.0)	285 (2.3)
性 犯 罪	367 (100.0)	210 (57.2)	63 (17.2)	48 (13.1)	31 (8.4)	9 (2.5)	6 (1.6)
不法行為目的侵入	5,604 (100.0)	2,896 (51.7)	1,301 (23.2)	607 (10.8)	452 (8.1)	264 (4.7)	84 (1.5)
強 盗	732 (100.0)	595 (81.3)	75 (10.2)	36 (4.9)	15 (2.0)	6 (0.8)	5 (0.7)
窃盗及び盗品譲受け等	17,746 (100.0)	10,890 (61.4)	2,690 (15.2)	1,353 (7.6)	1,231 (6.9)	822 (4.6)	760 (4.3)

注 1 Criminal statistics England and Wales, Supplementary tables による。

2 「暴力犯罪」とは、殺人、傷害等をいう。

3 「性犯罪」とは、強姦、強制わいせつ等をいう。

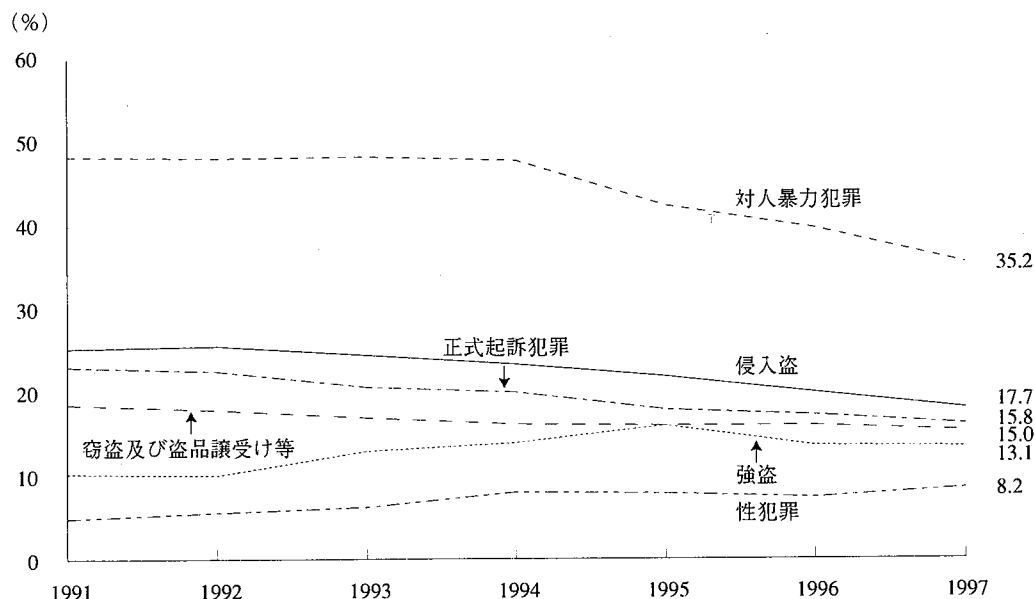
4 「不法行為目的侵入」とは、burglary をいう。

5 ()内は、構成比である。

また、図3は、有罪判決を受けたもののうち、賠償命令を受けたものの比率を罪種別に見たものであるが、暴力犯罪が35.2%と最も高く、そのほかは20%以下となっている。

こうした経済的な賠償だけではなく、近年は、被害者と加害者による和解を刑事司法の中に取り入れる動きが進んでおり、一般的に修復的司法 (restorative justice) と呼ばれている。この一つの試みとして、1998年犯罪及び騒乱法 (Crime and Disorder Act 1998) によって、少年に対する処分に、修復命令 (reparation order) が新設された。この処分は、先の賠償命令と異なり、非行少年に金銭以外の方法による被害者に対する償いを行わせるもので、被害者に対する謝罪を含む被害修復の行為が遵守事項として命ぜられる。これは、被害者の意向を非行少年処遇に取り入れるると同時に、非行を犯した少年を、その被害者、あるいは被害と直面させることによって罪の意識を喚起し、自己責任を認めさせることを目的としている。具体的な遵守事項の内容としては、被害者に対して謝罪の手紙を書くこと、被害者宅に直接出向いて謝罪すること、被害者宅の清掃を行うことなどが想定されている。被害者が特定できな

図3 賠償命令を受けた比率の罪名別推移
イギリス (1991年～1997年)



注 Criminal statistics England and Wales, Supplemently tables による。

い犯罪の場合、又は被害者が直接加害少年と接することを好まない場合には、地域の清掃作業などを行うことになる。

いずれの場合も、これらの作業にかかる時間は合計で24時間以内で、3か月以内に完了することが条件となっている。処分決定に当たっては、非行少年処遇班²⁹、保護観察官、又はソーシャルワーカーが判決前調査により、望ましい修復行為の内容を勧告し、処分決定後の監督も行うことになっている。現在は試行段階であり、試行を担当するロンドン地区の非行少年処遇班の責任者によると、この命令は被害者から加害者への一方的な謝罪のみを意図しているわけではなく、被害者と加害者の和解を目指したもので、被害者は加害者と直接対峙することが重要であるという。それまではモンスターのような存在であった加害者が、1人の少年として姿を現すことによって、加害者に対する恐怖心や憎悪が緩和され、心理的な側面も含んだ真の和解が可能となるとのことであった。この修復命令に対しては、当初拒否反応を示す被害者が多いが、判決前調査時に加害者の謝罪ビデオ等を見せることで了解を得られることも少なくないとのことであった。

また、この修復命令を発展させたものとして、1999年少年司法及び刑事証拠法 (Youth Justice and Criminal Evidence Act 1999) により、非行少年パネル (youth offender panel) と呼ばれる処遇家グループへの付託という新しい処分 (Referral Order) が新設されることになっている。これは、処分歴のない少年を対象とした裁判所による正式な処分であり、従来の警告と社会内処遇命令との中間に位置するものと考えることができる。処分の内容は、非行少年処遇班³⁰が、処遇班員1人を含む3人以上のメンバー (地域から非行少年処遇班によって選ばれる。) によって構成されるパネルを設置し、そのパネルが少年の非行に関係する者を集めて話し合いを持ち、処遇内容を決定する。パネルには、裁判所で言渡しを受けた少年及びその家族だけではなく、少年の更生に影響をもつ者や被害者等が招かれ、少年を今後どのように処遇すべきかが話し合われる。そして、合意ができたところで、パネルと少年との間に処遇計画の契約が結ばれ、3か月から12か月の間で、契約に基づいた処遇が行われる。また、その契約の中

には必ず何らかの形で犯罪被害を回復するような内容が含まれることになっている。この処遇は、ニュージーランドで1989年から行われているファミリー・グループ・カンファレンス（family group conference）と同様の内容を含んでおり、現在、オセアニア、北米で盛んになりつつある、加害者、被害者及び地域関係者の三者を刑事司法の場に取り入れ、その関係を修復しながら犯罪者処遇を行おうとする試みであり、今後の発展が非常に興味深い。このパネルは、準備のできた地域から順に実施されることになっている。

成人が加害者の場合、被害者と加害者の和解による示談を行わせる試みは、一部地域において警察又は裁判所ごとに試行がなされているが、法的制度としては存在していない。また、保護観察官が作成する判決前調査報告書の中には、加害者側の被害に対する意識が記載されることになっている。また、被害者は、加害者が刑事裁判で有罪認定を受けたか否かにかかわらず、損害賠償請求のための民事訴訟を起こすことができる。

第3 被害者補償制度等

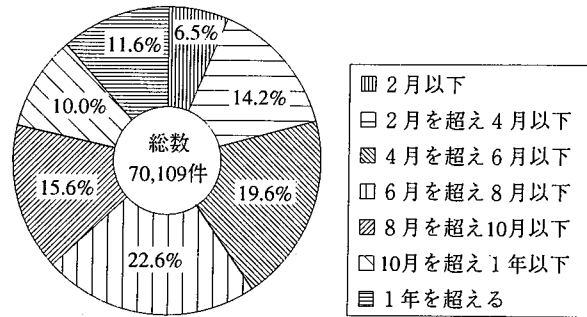
イギリスにおける犯罪被害者補償は、1964年に制度が発足して以来、補償対象を拡大する方向で制度改革が続けられており、現行制度は、1995年犯罪被害補償法(Criminal Injury Compensation Act 1995)に基づくものである。ただし、現行制度は、1996年4月1日以降に申請のあったものについて有効であり、それ以前に申請のあったものについては旧制度の適用を受ける。この制度は、もともと暴力犯罪の被害者に対して、本来であれば加害者に対する民事訴訟で得られるであろう補償を、国が恩恵として肩代わりする制度として設立された。その後、1995年犯罪被害補償法³¹の成立によって、被害程度の認定によってほぼ自動的に補償額が決定するタリフ制度(傷害等級表)が導入されたことで、被害者・加害者の過失責任等を問題としない、より被害者の救済を主な目的としたものへと、その性格を変えつつある。補償申請は、1964年8月1日以降に犯罪の被害を被った者及び犯罪被害の結果死亡した者の遺族等であるが、原則として申請は犯罪発生後2年以内となっている。また、この制度で犯罪被害として定義されているものは、暴力犯罪、自動車転覆等、犯人の逮捕又は犯罪の防止、若しくは犯罪者の逮捕・犯罪防止に従事している警察官への協力によって起因した傷害等である。障害は、身体的障害だけでなく、心的外傷(mental injury)及び精神疾患(mental disease)を含むが、心的外傷は、犯罪被害者本人が心的外傷によって自傷のおそれがある場合、又は犯罪によって障害を受けた者と愛情関係にある者で、その関係が継続しており、かつ犯罪被害を目撃した場合等に限られる。このように、犯罪を目撃したことによる心的外傷も条件によっては補償の対象となる。このほか補償の対象となるのは、被害者本人の場合は、失業又は休業中の補償及び医療費であり、被害者遺族の場合は、見舞い金、扶養家族に対する収入補償及び葬儀費用等である。補償の申請に当たっては、加害者が当該犯罪によって有罪判決を受けることは申請要件ではない。この新補償制度では、補償によって加害者が利益を受けることがないようにするため、加害者と被害者が生計を共にしている場合は補償を受けることができない。ただし、ドメスティック・バイオレンスの場合、申請時点で加害者と被害者が同居しておらず、再び同居する可能性のない場合には補償が受けられる場合がある。また、申請者が、犯罪発生に当たり、刑事司法機関に協力を怠った場合、他の補償制度が適用された場合、賠償命令や民事訴訟で賠償を受けた場合などには、補償されないか、又は補償額が減額される。

傷害の補償に対して、従来の制度では、個別事例ごとに傷害の程度が審査されていたのに対して、現在の制度では、傷害のレベルを25段階に分け、傷害部位及び程度によって自動的に傷害レベルと補償金額を定めることで、審査の透明性と効率性を図ったことが特徴となっている³²。補償金額は、傷害のレベルによって1,000ポンドから25万ポンドまでに分類され、すべての補償の合計が50万ポンドを超えない範囲で支払われる。

補償は、被害者又はその代理人が犯罪被害補償局(Criminal Injuries Compensation Authority)に申請することによって、審査官による審査が行われ、通常12か月以内に審理が終了し、申請者に補償の可否及び補償金額が通知される。この決定に対して不服がある場合には、更に上位の審査官による審査が行われ、それでもなお不服がある場合には、犯罪被害補償不服審査会(Criminal Injuries Compensation Appeals Panel)の審査を求めることができる。図4は、申請受理から第一次の結果が出るまでの期間を示したものであるが、88.4%が12か月以内に処理され、第一次決定に至っている。

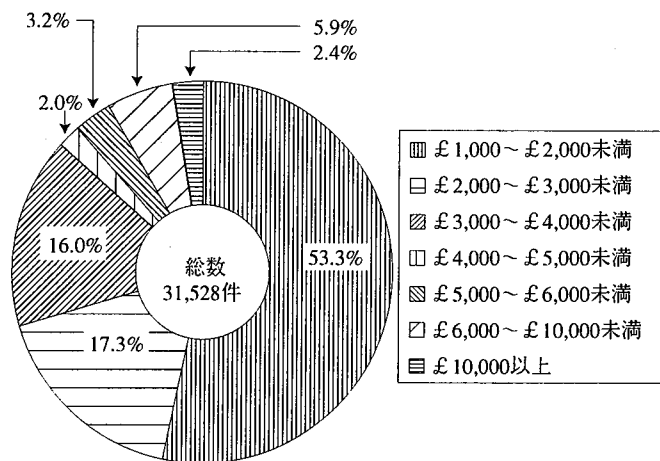
また、図5は、最も重大な傷害部位について補償給付額を見たものであるが、2,000ポンド未満の比率が最も高く過半数を超えている。

図4 申請受理から第一次決定までの期間別構成比
イギリス (1997会計年度)



注 Criminal Injuries Compensation Authority
Annual Report 1997/98による。

図5 補償給付金額別構成比
イギリス (1997会計年度)



注 1 Criminal Injuries Compensation Authority
Annual Report 1997/98による。
2 傷害の程度が最も重い部位についてのみ計上した。

第4 被害者援助団体が行う被害者支援プログラム

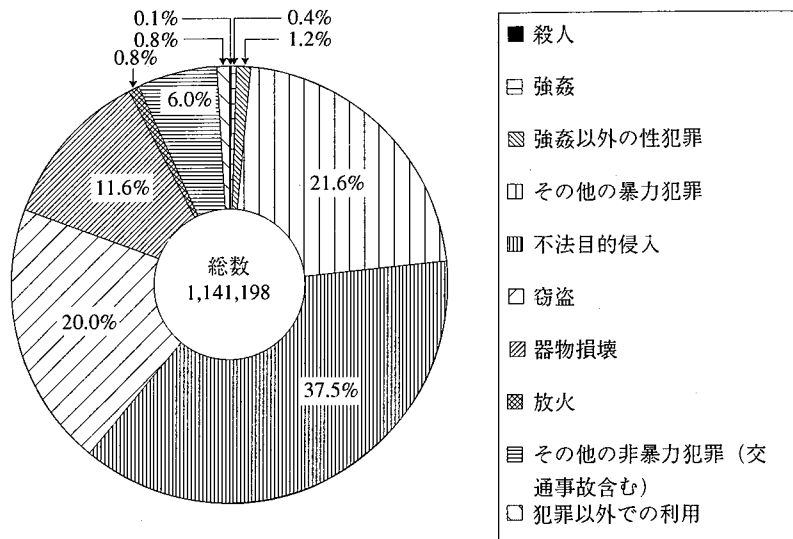
1974年にブリストル市において犯罪被害者に対する援護活動を開始し、その後、全国にその組織を広げ、常にイギリスにおける犯罪被害者援護において主導的な役割を果たし続けているのが Victim Support である³³。この団体は民間のボランティアを中心として組織され、刑事司法機関と協力し、犯罪被害者に対して直接的・実質的な支援を行っている。Victim Support の大きな特徴の一つが、政府との良好な関係にあり、被害者に寄り添って実質的な援助を行うという、刑事司法機関が直接サービスを提供しにくい分野を上手に補っているといわれている。これは、Victim Support が政治的な中立を維持しているために可能となっており、アメリカの被害者支援組織がフェミニズム運動等の影響から政治色を強め、被害者の権利を全面に出して、加害者の厳罰等を求めるなど政治的な運動を展開したのとは対照的であるとされている。ただし、これは Victim Support が政府の方針通りに活動するだけの組織であることを意味しているわけではなく、犯罪被害者のニーズや支援の在り方、被害者の満足度等に関する積極的な調査研究を実施し、その成果を基に政府に対して様々な提言や改善要求を行っている。つまり、Victim Support は、政治的に政府と対立することを避け、一人一人の被害者のための実質的な支援内容の向上を第一の目標においた活動を選択したともいわれている。

主な活動は、警察から通知のあった被害者に対して、その相談相手となり、精神的な支援を行うほか、防犯上の助言をしたり、被害者の状況やニーズに応じて、精神科医等適当な支援機関を紹介したり³⁴、刑事手続等に関する情報提供を行っている。基本的に、これらの支援は、被害者からの要請を待つて受け身的に行われるものではなく、自動的付託制度によって、被害を引き起こした犯罪が、不法目的侵入、暴行、強盗、窃盗等の場合には、被害者の意思を確認することなく、警察官から Victim Support に対して自動的に被害者の情報が通知され、これを受けて Victim Support から被害者に対して、手紙等で支援の申出を行うことになっている。ただし、性犯罪、ドメスティック・バイオレンス、交通致死、殺人の場合には、被害者の意思を確認した上で、Victim Support への通知が行われる。また、刑事法院において、証人サービスを運営しているのも Victim Support である。

Victim Support は、ロンドンに本部を置き、イングランド、ウェールズ及び北アイルランドに386(1998年現在)の地方組織・支部をもち、約1万5,000人のボランティア及び約900人の常勤職員から成り、その運営資金は、ほとんどが内務省からの補助金で賄われている³⁵。実務上、被害者にサービスを提供する地方組織は、通常、コーディネーター及びボランティアから構成され、警察から事件の通知があり、被害者が支援を希望する場合には、コーディネーターがボランティアを指名する。新任のボランティアに対しては、研修が義務付けられている³⁶。

1997年会計年度において、年間100万人以上の被害者、12万人の証人(被害者を含む。)に対して援助が行われている。図6は Victim Support を利用した被害者(証人は除く。)について、被害を受けた事件の罪種の構成比を見たものである。

図6 Victim Support 利用者の罪種別構成比
イギリス (1998会計年度)



注 Victim Support ホームページの統計資料
(<http://www.victimsupport.com/stats.htm>) による。

ボックス4

Victim Support の活躍～少年による傷害致死事件の事例

事件は、ある8月の休日に発生した。当時74歳になるエドナが、夫ジョージと娘ジャンと一緒に散歩をしていたとき、突然ビルの屋上からコンクリートの固まりが落ちてきて、それがエドナの頭を直撃、即死だった。犯人は、10歳になったばかりの少年で、友人と屋上で遊んでいるうちに、おもしろ半分にコンクリートを落としたものだった。それは、突然に起きた悲劇であり、家族は言葉も見つからず、ただ途方に暮れるだけだった。少年は、有罪となり、3年間の監督命令が言い渡された。

警察は、遺族の同意を得てすぐに Victim Support に連絡し、事件から数時間後にボランティアのマーガレットが、遺族に電話を入れ、翌日訪問することになった。マーガレットは最初の印象を次のように語っている。「二人の息子を含め、彼らは、まるで静止画像のように、ショックで身動きもできずにいました。ジョージは、一見落ち着いて見えてましたが、目が悲しみの大きさを物語り、二人の息子は押し黙り、娘のジャンは悲しみに打ちひしがれていました。」「私は、彼らを元気づけ、ある程度ラポートがとれたと思った段階で、遺体の解剖やその他の手続について助言し、翌日再訪問することを約束しました。」その後、マーガレットは、彼らとの連絡を密に取り、電話をして要請がある度に家を訪ね、家族の相談相手となり、マスコミを避ける家族の代わりに毎回公判を傍聴して、その様子を家族に報告し、判決時にもマスコミよりも早く家族に結果を報告した。しかし、マスコミの論調まではコントロールしようもなく、マスコミは「殺人少年が晴れて自由の身に」と報道した。マーガレットは、家族に監督命令の意味を説明し、少年が無罪となったわけでも、自由の身となったわけでもないことを説明した。それに続く3年間、マーガレットは、ジョージの犯罪被害者補償制度への申請や転居の手助けをした。3年目の命日に、マーガレットは、遺族にカードと

花束を贈り、必要なときにはいつでも Victim Support がそばにいることを伝えるつもりである。

ジョージは当時を振り返って、次のように語っている。「マーガレットには言葉に言い尽くせないぐらい感謝している。私たちが、妻の死にショックを受け何もできないでいるときに、事件の翌日から来てくれたマーガレットは、状況を説明してくれ、年金の受給、葬式の準備など一つ一つ問題解決を手助けしてくれました。そして、その後も公判の間、いろいろなことを教えて、私たちを助けてくれたのです。」

出典：Victim Support Annual Report 1998掲載の事例を抜粋・要約した。

第5 犯罪被害実態調査

1 調査の方法と質問

イギリスは、1982年から定期的に犯罪被害実態調査を実施している。1992年以降、この調査は隔年に実施され、1997年の犯罪被害を対象とした1998年調査は1万4,947人から回答を得、回答率は79%であった。回答者は、全国を網羅する郵便番号網を用いて対象世帯を無作為抽出し、次に該当世帯の成人構成員から一人を無作為に選択する方法で確定される。調査年度によっては、これとは別に少数民族だけから構成される小規模な集団（Ethnic minority boost）に対しても同じ調査を行い、犯罪被害体験における人種による差を分析するために利用する場合がある³⁷。

調査員は、回答者の自宅を訪ねて本人と面接し、年間の犯罪被害実態（犯罪被害の種類、程度等）に関して対面で調査する。1994年からは、持参したノートパソコンに調査員が回答内容を入力するCAPI（Computer Assisted Personal Interview）という方法が用いられており、調査票はそのパソコンに内蔵されたコンピュータプログラムである。ただし、性犯罪被害体験や不法薬物の使用等、回答者が特に秘密にしておきたいような内容を扱う調査票は別で、CASI（Computer Assisted Self-Completion Interview）という方法が用いられる³⁸。CASIでは、調査者は回答者にノートパソコンを手渡し、回答者はパソコンの画面に出てくる質問に対して自分で回答を打ち込む。この方法も1994年のBCSから導入された³⁹。

1998年実施の調査での主な質問には、社会的状況・身上・生活様式、居住地域で起こる犯罪に対する感情と姿勢、犯罪に関連する特定の項目（例えば、警察との接触頻度と警察への態度、自分と世帯のための警備手段、量刑と刑事司法制度に対する姿勢、少年犯罪者に対する姿勢等）がある。また、過去1年間に犯罪被害を体験した者をふり分けの質問があり、そこで該当した者だけが、被害を受けた事件に関する詳細、警察への通報の有無、通報した場合の警察からの反応と警察への満足感、被害者として脅かされた体験、Victim Support利用の有無等に関する質問を受けるようになっている⁴⁰。

2 警察の数値と犯罪被害実態調査の数値

調査の第一の目的は、警察の認知件数とは異なる角度から犯罪発生率を測ることである。調査の数字は、警察に通報しなかった犯罪も含むため、犯罪の全体量をより正確に反映する。また、基本的な調査方法や罪種別分類を実施ごとに変えず、警察への通報率や警察における犯罪記録の方法に変化が起きても影響を受けないため、時系列で犯罪の動向を示すのに優れている。しかし、無作為抽出した集団から全体を推計するため、サンプリングエラーなど統計上の限界があり、また回答者が被害にあった事件を忘れていたり、身内で起こったことだから犯罪ではないと判断して言い出さなかったりするおそれもある。

一方、警察の数字は通報された全犯罪を網羅し、管轄地域ごとにまとまっているので、地域ごとの犯罪パターンの分析が可能である。また警察の業務量を示すという意味もある。調査の数字と警察の数字を相互補完的に用いることにより、より正確な全体像に近づくことが可能となる。

なお、調査対象となる犯罪のうち、警察が認知した犯罪と比較可能なカテゴリーに入るものは、1998年実施の調査で全体の62%である。その理由は、犯罪被害実態調査が警察と異なる独自の犯罪分類法を採用していることと、警察による認知件数は、内務省に報告が義務付けられている報告犯罪（notifiable offence）に罪種を限定しているが、犯罪被害実態調査は、それ以外の犯罪も含むことによる。

対人暴力犯罪の扱いを例に挙げると、1998年実施の犯罪被害実態調査では、対人暴力犯罪の被害を受けた旨の回答が3,381件あった。調査では、この集団を All BCS violence（すべてのBCS暴力犯罪）と呼び、警察と異なる4つのカテゴリーに分け、Mugging（強盗・強盗未遂・ひったくり盗）が390件、Domestic violence（家族・世帯員・親族から受けた暴行・傷害）が835件、Stranger violence（全く見知らぬ相手から受けた暴行・傷害）が681件、Acquaintance violence（顔見知りや知り合いから受けた暴行・傷害）が1,462件とし、カテゴリー別の分析に役立てている。しかしこれと併せて、同じ All BCS violence を、被害者の回答の内容から判断してなるべく警察の罪種分類に近い形で分類する作業も行っており、この方法では暴行（common assaults）が2,276件、強盗が307件、傷害が714件、ひったくり盗（人が身につけている財物を奪い取る行為で、被害者がその場で行為に気付いているもの）が83件という内訳になる。かくして犯罪被害実態調査には暴力犯罪の一つとして含まれる暴行（common assaults）は、報告犯罪ではないため警察の認知件数には含まれないことになる。図7は、1998年実施の調査で回答のあった全犯罪を罪種別に見たものである。

警察による認知件数のうち、BCSの分類と比較可能なカテゴリーに入るものは、1998年の調査で全体の53%である。これは、警察の数字には含まれるが、犯罪被害実態調査の方に含まれないものがあるためである。例えば、犯罪被害実態調査は、16歳未満の者と施設生活者を調査対象から外しているため、これらの人々が被った犯罪は結果に含まれない。また、薬物乱用のような被害者なき犯罪や、被害者が死亡している殺人では調査対象を得られないし、被害者が騙されたと気付かないでいる詐欺も計測できない。営利事業体や公的機関に対する犯罪⁴¹も除外されている。

そこで、警察によって認知された犯罪と犯罪被害実態調査の結果のうち、様々な調整を加えても比較が可能な部分を除いたものを「比較可能サブセット（comparable subset）」とし、両者を比較する場面で用いている。表4は、これを用いて罪種別に、犯罪の発生件数と認知件数を比較し、両者の間にある

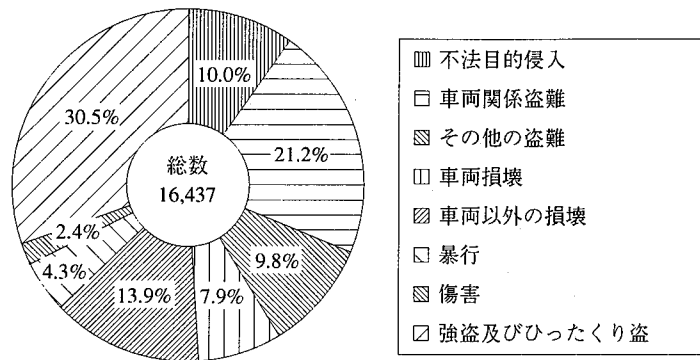
表4 犯罪被害実態調査結果と

罪 種	1997年 被害実態 調査総数 (A)	(A)のうち 認知犯罪と なった件数 (B)	(A)が警 察に通報 された率 (%)
比較可能な犯罪総数	10,199	2,450	44
器物損壊	2,917	443	26
比較可能な財産犯総数	6,261	1,751	50
侵入盗	1,639	519	64
未遂・実害なし	976	140	50
損害あり	664	379	85
車両関係窃盗総数	3,483	1,022	47
車両からの窃盗	2,164	552	43
車両盗	375	316	97
窃盗未遂	943	154	37
自転車盗	549	151	64
対人窃盗	590	60	35
比較可能な対人暴力犯総数	1,022	256	49
傷害	714	205	45
強盗	307	52	57

注 1 The British Crime Survey England and Wales による。

2 表の左半分は、発生した犯罪事件の数が、警察に通報されるかにより、どの程度目減りするかを示す。右半分は、今回調査結果

図7 犯罪被害実態調査結果の罪種別構成比
イギリス (1997年)



注 The 1998 British Crime Survey England and Wales による。

警察への通報、そして認知犯罪として扱うかどうかの認定の段階でどのように件数が目減りしていくかを示し、併せて今回調査（対象は1997年）を過去のデータと比較したものである。

犯罪全体を見ると、発生した犯罪のうち警察に通報されるのは半数以下であり、通報されても認知犯罪として扱われるのは半数強である。警察による認知犯罪の件数は、発生件数の4分の1に満たない。一方で、通報率においても、通報された事件を認知犯罪とする率においても、罪種によって大きな格差がある。例えば、車を盗まれた場合はほとんどの人が警察に届けるが、物を壊された場合は、4人に1人しか届けていない。同様に、車両盗によって通報された事件の87%が認知犯罪として扱われるのに対

認知件数の比較

イギリス(1981年, 1995年, 1997年)

通報された 事件が(B) となった率 (%)	$\frac{B}{A}$ (%)	1995年調査結果からの 変化(%)		1981年調査結果からの 変化(%)	
		被害実態調査	認知件数	被害実態調査	認知件数
54	24	-15	-12	56	67
58	15	-15	-4	7	121
56	28	-15	-17	99	51
49	32	-7	-19	119	48
29	14	-0	-17	160	90
67	57	-15	-20	77	37
62	29	-19	-15	99	57
59	25	-14	-16	68	63
87	84	-25	-21	31	10
44	16	-27	3	425	447
43	27	-17	-18	154	49
29	10	-12	-4	36	71
51	25	-13	11	53	150
63	29	-17	18	41	143
30	17	-2	-11	89	183

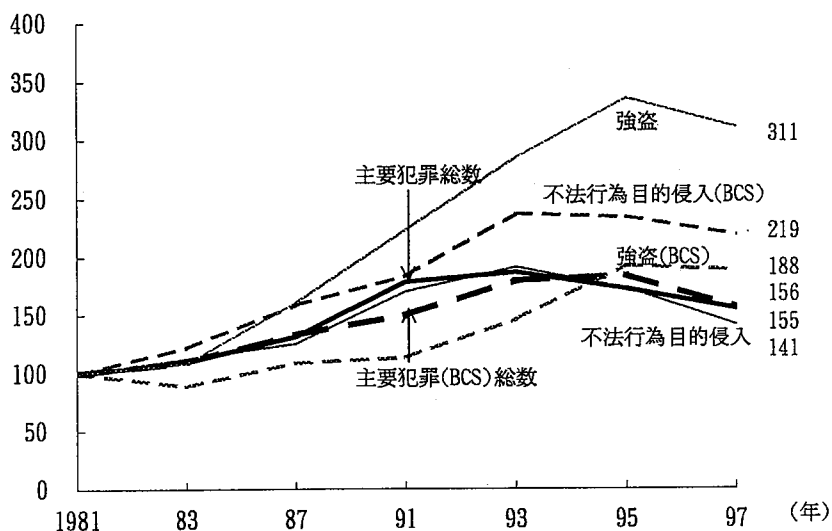
どうか、通報されても認知件数(recorded crime)として扱われるかどうかを、前回及び初回の調査結果と比較したものである。

し、侵入盗未遂や、すりなどの対人窃盗等で通報された事件では、認知犯罪として扱われるのは29%にすぎず、ここでも罪種による格差が大きいことが分かる。

また、過去のデータと比較すると、今回の調査結果では、初回調査（対象は1981年）と比べてすべての犯罪が増加しているが、前回調査（対象は1995年）と比べると、発生件数においても認知件数においても、ほとんどの犯罪が減少傾向にある。しかし、前回調査との比較を罪種別に行うと、傷害が例外的な動きを示しているのが分かる。発生が減少しているにもかかわらず、認知犯罪としては増加しており、警察が傷害の通報を受けた場合に認知犯罪と認めるかどうかの基準が変化したことをうかがわせる。これは、「傷害」と「暴行」を区別する新しい基準が導入されたものの、その運用が不安定であったことと、警察でドメスティック・バイオレンスに対する態度が積極化した（第6章参照）ことを反映していると解されている。

図8は、主要犯罪総数、不法目的侵入及び強盗について、警察による認知件数と犯罪被害実態調査の結果の変化率を、1981年を100とする指数の推移で比較したものである。認知件数と犯罪被害実態調査の結果は、総数及び罪種別共にほぼ同じような傾向を示しているが、強盗については、認知件数の傾き（変化率）が犯罪被害実態調査の結果の傾きよりもかなり大きくなっているのが特徴となっている。

図8 犯罪被害実態調査結果及び認知件数の変化率の推移
イギリス（1981年～1997年）



- 注 1 Criminal statistics England and Wales 及び The 1998 British Crime Survey England and Wales(BCS) による。
 2 「BCS」は、犯罪被害実態調査結果に基づくものである。
 3 1981年を100とした指数である。

3 犯罪被害実態調査と特別調査

犯罪被害実態調査の二つ目の目的は、犯罪の性質、リスク、影響等についても情報を得ることである。ある種の犯罪はいつどんな状況で発生し、どんな特徴を持つ集団がその被害にさらされやすいか、被害者は犯罪によってどんな心理的、身体的及び経済的影響を被るか、また、市民は犯罪に対する不安をどの程度感じていて、警察や刑事司法機関の活動についてどう思っているか等の疑問に答えようとしている。

犯罪被害実態調査の核となる、回答者の犯罪被害体験を問う質問は、時系列比較ができるように毎回同じであるが、それと併せて、これら犯罪の性質、リスク、影響等に関する題材から不定期に異なったテーマが選ばれ、内容を深めるための特別調査が行われている。これまでに、犯罪への不安、処罰についての態度、少数民族の犯罪被害体験、薬物乱用、警察への態度等が取り上げられ、結果が報告書としてまとめられた。その知見はその後の犯罪対策及び犯罪被害者施策に反映されている。

ボックス5は、1996年実施の犯罪被害者実態調査のデータを活用した、ドメスティック・バイオレンスに関する特別調査報告の概要である。

ボックス5

犯罪被害実態調査結果に見るドメスティック・バイオレンス

(1) 新しい調査方法

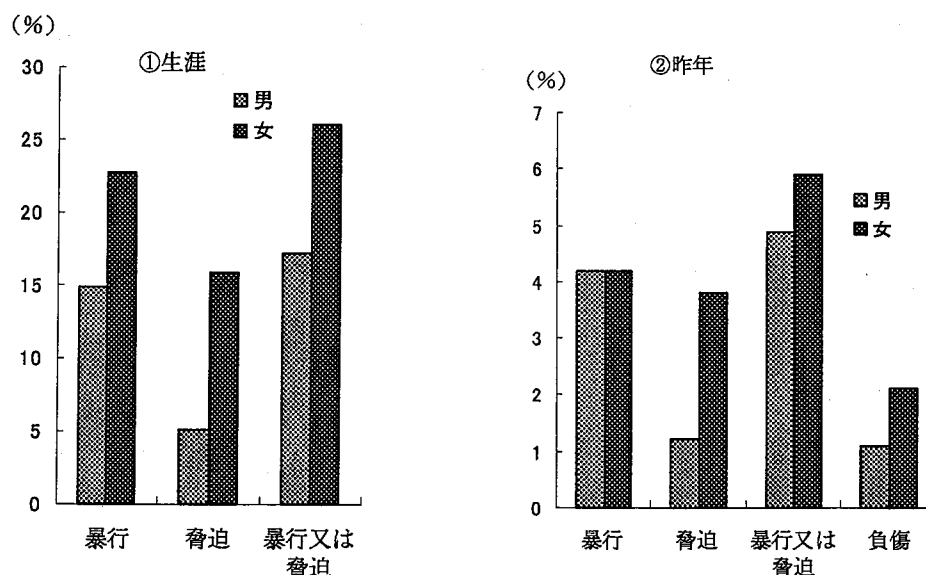
犯罪被害実態調査は、以前からドメスティック・バイオレンス（以下DVという。）を扱ってきたが、調査が調査員と回答者の対面で行われるため、結果は実態よりかなり少なく出ているものと推定されていた。そこで、1996年の犯罪被害実態調査は新しい方法CASIを採用し、16歳から59歳までの男女を対象に、DV被害体験を質問調査した。なお、調査は「ドメスティック・バイオレンス」というあいまいさの残る表現を避け、「現在又は過去のパートナーから受けた、恐怖を感じさせる脅迫及び物理的暴行の体験」に絞って質問している。

(2) ドメスティック・バイオレンスの件数と被害者の特性

図9は、現在又は過去のパートナーから、「物理的暴行」、「恐怖を感じるような脅迫」、「暴行又は脅迫のうちいずれか」を受けたとする回答者の割合を男女別・期間別に見たものである。「生涯」はこれまでの生涯を通じての経験、「昨年」は調査前年（1995年）の経験を示している。「昨年」の方は、「その結果負傷した」とする回答者の割合も併せて示している。

調査前年の1年間では、男女とも4.2%が物理的暴行を受けたとしている⁴²。しかし、その結果負傷した者の割合は女性（2.1%）が男性（1.1%）の約2倍となっている。

図9 1996年犯罪被害実態調査でDV被害を受けた者の率



注 Domestic Violence: Findings from a new British Crime Survey self-completion questionnaire による。

被害者の特性を分析すると、男女を通じて最も高い危険にさらされているのは、年齢が25歳未満で経済的に困窮している者である。婚姻関係では、女性で別居中の者が特に被害に遭いやすく、このグループで昨年1年間で少なくとも一度物理的暴行を受けた者の率は22%に上る。このほか、男女を通じ、幼い子供を抱える者、身体障害者、大量飲酒者、薬物乱用者等についても、そうでない集団と比べると、高率で被害を受けていることが分かった。

(3) 暴力の内容とその影響

被害者がこれまでの生涯で体験した最も新しい暴行事件に限定して、暴力の内容を見ると、押す・突き飛ばす・身体の一部を手でつかむ行為が最も一般的で、事件全体の3分の2で行われた。また、足蹴り・平手打ち・手けんで殴る行為が約半数の事件で、被害者に物を投げる行為が約5分の1の事件で行われた。首を絞める、凶器を使用するといった手段が用いられた事件は、全体の1割以下であった。女性被害者では、慢性的被害者（3度以上被害を受けた者）の12%が、当該事件の際、性交を強要されている。

この暴行事件の結果、被害者の41%は負傷している。負傷の内容で一般的なのは青あざと擦過傷で、それぞれ暴行事件全体の35%、18%で起こっている。少数ではあるが、切り傷や骨折も見られた。なお、被害者が負傷した率を男女別に見ると、女性は47%、男性は31%であり、女性の慢性的被害者に限ると58%に上る。負傷後、医療措置を受けた者の割合が最も高かった（約5分の1）のも、女性の慢性的被害者であった。被害の精神的側面についても、「動転した」「非常に恐かった」と感じた被害者の割合は、男性より女性、一度か二度被害を受けた被害者よりも慢性的被害者で高くなっていた。

(4) 被害者への支援

被害者が自分の被害体験を他の人に知らせなければ、DVへの介入は難しい。最も新しい暴行事件の被害体験を誰かに知らせたと回答したのは、被害者の47%であった。知らせた相手として挙げられたのは、ほとんどが友人・隣人・家族及び親戚であり、警察や医療関係者を大きく上回った。昨年1年間に起こった暴行事件のうち、警察に通報されたのは11%にすぎない。Victim Supportに助けを求めた者は少数であるが、Victim Supportが援助する人々の中でDV被害者が占める割合は、1998年に専用電話（ヘルプライン）が開設されて以来、増加している。

DV被害者を援助対象とする機関にとって重要なのは、被害者の多くは自分が被害者だと認識していないことである。この調査でも、現在又は過去のパートナーから物理的暴行を受けた者に、「自分がドメスティックバイオレンスの被害者だと思うか」と質問したところ、思うと回答した者はわずか3分の1であった。被害者が、自分も悪かったから暴力をふるわれたと信じている場合は、被害体験を他人に知らせることはまずない。また、被害を受けた事件について、それが犯罪だと思うと答えたのは被害者の17%にすぎない。DVは犯罪であり、許されないという意識を広報活動で高めることが必要である。

(5) 総括と提言

これまで、DVの被害者と言えば女性であると思われてきたが、この調査によって、昨年に関しては男女が同じ率でDV被害に遭っていることが判明した。ただし、被害の質に関しては女性の方がはるかに深刻であった。また、調査結果だけでDVの原因を同定することはできないが、特定の社会的経済的条件が被害のリスクと関連していることが明らかになった。したがって、これらの条件に該当する人々を既に扱っている医療機関が、少なくとも初期段階では最も効果的な支援を実施すべきであるという提言がなされ、これは1998年、英国医療協会（British Medical Association）に

よって認められた。

出典：Mirrlees-Black, C. *Domestic Violence : Findings from a new British Crime Survey self-completion questionnaire*, Home Office Research Study 191, 1999 及び Mirrlees-Black, C. & Byron, C. *Domestic Violence : Findings from the BCS Self-completion Questionnaire*, Home Office RDSD, Research Findings 86, 1999.

第6 総合的な犯罪抑制策の中の被害者対策～DV被害者を中心に

ここまで、イギリスにおける犯罪被害者施策について刑事手続を中心に見てきたが、本章では、総合的な犯罪抑制政策の中に被害者対策を位置づけている例として、ドメスティック・バイオレンスを中心とする対女性暴力への政府の対応を紹介する。対女性暴力への対策は、イギリスの被害者施策の中で最近最もめざましい動きが見られる領域でもあり、この分野での取組が遅れているといわれている我が国にとっても参考になる点が多いと思われる。

1 「恐怖のない暮らし (Living without fear)」

イギリスで1999年に発出された政府文書「恐怖のない暮らし (Living without fear)」は、「女性に対する暴力に取り組むための総合的アプローチ (An integrated approach to tackling violence against women)」という副題のとおり、女性に対する暴力を犯罪と認め、これを廃絶するための中央政府の見解と方針をまとめて提示し、地方政府から地域ごとに様々な民間団体に至る各種関連機関に対して、今後の方向付けを行ったものである。この文書は女性担当大臣と並んで、内務大臣の名で発出されているが、これは女性に対する暴力の問題を広い意味でのコミュニティ安全対策の一環と位置づけた上で、関連各機関の連携を重視しながら総合的に対応していくという、イギリス政府に特徴的な姿勢を反映している。

さらに、この文書では、政策立案全体に関する最近のイギリス政府の姿勢、すなわち政策立案に際し、まず研究調査を行い、その結果を反映した勧告をまとめ、それに基づいて立法・法改正・運用改善を実施するという一連の流れ⁴³がこの問題にも適用されていることが見て取れる。政策自体の目的に、「女性に対する暴力及び、犯罪被害実態調査で結果が出ているような暴力への恐怖を削減すること」という表現が見られ、また、問題の現状把握に犯罪被害実態調査や試行プロジェクト等の研究成果が活用され、先行した政府勧告書の内容を方針に反映した部分では、そのことが明示されている。

以下、この文書の内容を軸として、対女性暴力の実態、政府の対応方針、実践されている総合的な対策を紹介する。

2 問題の現状把握と政府の方針

(1) 問題の現状把握

従来、ドメスティック・バイオレンス（以下DVという。）と性犯罪に代表される、女性に対する暴力は、ほとんど犯罪として扱われてこなかった。しかし近年、各種の調査研究で得られたデータによると、その実態は犯罪そのものであり、深刻な結果を引き起こしてきたことが確認された。犯罪被害実態調査からは、

- ・女性の4人に1人は、人生のいずれかの段階でDVを経験すること。
- ・昨年1年間でDVを経験した女性の割合は、8人に1人から10人に1人の間と推計されること。
- ・毎日、何千もの子供たちが、家庭で起こっている暴力と残酷な行為を目撃していること。家庭でDVを経験して育ってきた子供の3分の1以上は、そこで起こっていることの意味を理解しており、暴力が繰り返される場合は、この率が半数まで上がること。
- ・DVは全暴力犯罪の4分の1を占めること。
- ・夜、自分が住んでいる地域を1人で歩くのは不安だと、女性の半数が感じていること

等の状況が浮かび上がった。

しかし、この問題への対処状況については、やはり研究調査の結果⁴⁴として

- ・被害にあった女性は、必要とするサービスを受けられるまでに、10か所もの別々な機関に足を運ばなければならない場合があること。
- ・この10年間で強姦の通報率は165%増加したが、有罪言渡率は24%から9%に低下していること。

等の数字が挙げられ、従来の対応は決して十全ではないことが示されている。

(2) 政府の方針

イギリス政府は、このような事態を改善するため、被害者の保護、加害者への適正な刑事司法の適用、問題の発生予防という三本柱を想定し、分野ごとに各地で成功している実践例を掲げ、それに付け加える形で、今後の活動予定や方針を紹介している⁴⁵。ここには、民間を含む諸機関の現状の活動で成功しているものを活用しつつ、残る手つかずな分野を政府主導で整備していくという役割分担を、政府自身が進めようとする姿勢が見られるが、背景にはこの分野に独特の経緯がある。つまり、最初に女性に対する暴力を問題視し、被害者のための活動を起こし、定着させたのは民間機関⁴⁶であり、その活動が公的機関を先行してきたということである。

被害者女性の保護にかかる経費については、全国的な数字は不明であるが、ロンドン及び周辺地域だけで年間およそ2億7,800万ポンド(加害者の刑事司法にかかる経費、被害者女性が殺害された場合の遺児養育費は含まない。)が費やされているという推計がある。財源は、宝くじ協会慈善委員会(National Lottery Charities Board)を筆頭とする各種慈善団体からの寄付金のほか、地方レベルでは警察・地方政府等からの補助金等が民間団体に交付されることによって支えられているが、不透明な部分も残っている。政府は、刑事司法手続における被害者保護を充実させつつあるVictim Supportへの補助金を増額したり、公的機関の活動充実のため内閣で特別な基金を設けたりして対応している。

さらに、政府は、1998年7月、犯罪の抑制と予防を目指す新規プロジェクトを育てるため「犯罪抑制プログラム(Crime Reduction Programme; CRP)」という企画を発表した。これは公的機関及び民間団体からプロジェクト実施計画を公募し、その中から政府が選んだものに予算を付け、実施後の結果を分析して、後の政策立案に役立てようとするものである。その一部として、「女性に対する暴力を抑制するためのイニシアティブ(Reducing Violence Against Women Initiative)」という名で630万ポンドの予算が計上されることが決まっており、DV抑制及び顔見知りの間で起こる性犯罪の抑制という2種類のプロジェクトに限定して、2000年4月まで公募が行われている⁴⁷。

このほかにも、「鎖を破れ(Break the Chain)」という被害者向けリーフレット(巻末に翻訳を紹介した。)の全国配布、実務家専門家向け研修の充実と全国会議開催、警察や関係機関向けの新たなガイドラインの作成、調査研究の立ち上げ、性犯罪に関する法律改正等、政府の対応は多方面にわたっている。

3 被害者の保護

(1) 各種機関による被害者へのサービス

DVや性犯罪の被害に遭った女性が、必要とする援助を迅速かつ適切に得られるようにするという目的のため、政府が強調しているのは、地域の各機関が協力し合ってまとまったサービスを実現できる態勢作りである。警察、病院、地域ソーシャルサービス、Victim Support、保護観察事業体、女性用避難施設を運営する団体、強姦救援センター、弁護士、教育委員会等、異なる機関による協力関係は既に全国約200か所で実現しているが、その中でも成功している実例が紹介されている(ボックス6参照)。このように、被害者が1か所に立ち寄れば、そこだけで必要なすべてのサービスが受けられる方式はOne Stop Shop(ボックス1参照)と呼ばれ、各地で発展しつつある。

ボックス 6

マンチェスター、聖メアリーセンターの包括的アプローチ

1986年、グレーターマンチェスター警察とマンチェスター中央地区保健事業（NHS）トラストは、性犯罪の被害に遭った成人女性への包括的なサービスを行う共同事業を開始した。以来、NHSは女性専門病院である聖メアリー病院の中にセンターのためのスペースを提供し、警察は人件費と医療検査の費用を負担している。

センターでは、被害者女性のために24時間体制の電話サービスを設置し、来院した被害者は医療面での検査とアフターケア、ソーシャルワーカーとカウンセラーによる情報提供とカウンセリングを1か所で受けることができる。司法手続に入る場合も、被害者が希望すれば、その期間を通じて援助を受けることができる。

センターのもう一つの機能は、専門家と地域社会に対する教育であり、例えば警察官や医療従事者に対するトレーニング、治安判事への情報提供等を行っている。また、学校に出かけて若い人に話をしたり、地域主催の教育プログラムに参加したりする。

センターの開設以来、この地域で性犯罪被害者が警察に通報する率は格段に高くなった。

出典：Cabinet Office, *Living without fear~An integrated approach to tackling violence against women*, 1999.

このほかにも、様々な機関による成功した実践例が紹介されている。医療機関では、救急病棟で、外傷のある患者を診察する場合「その傷は、ドメスティック・バイオレンスのせいでできたのですか？」と患者に必ず質問する習慣を導入した病院の例が挙げられている。DV被害女性の方から医者や看護婦に話を切り出すことは困難でも、逆に専門家から質問されれば、事情を話し出すことが可能になる場合が多いためである⁴⁸。

公的機関の例では、生活保護給付事務所（Benefit Delivery Office）が、潜在的なDV被害女性に接する機会が多いことを踏まえ、本務の対応をする中で被害者を見つけ出し、必要な情報提供をしていく姿勢を文書で明らかにしたことが紹介されている。生活保護給付事務所は、児童手当を受給する親とも接するので、今後は児童保護の分野でも同様の役割を果たすことが期待されている。

被害者への専用電話サービス（help line）や避難施設の提供といった分野では、民間機関の活動が中心である。代表的なものは、多くの機関の連合体でDV被害女性への援助に30年近い歴史を持つ「ウイメンズ・エイド」（Women's Aid）、1971年に世界初の女性専用避難所を開設した「避難所」（Refuge）などである⁴⁹。前者が運営する専用電話サービスは1974年に開設され、1998年中の実績は2万件を上回った。後者は24時間体制の専用電話サービスで、やはり年に約2万件を扱い、また、被害を受けた女性と子供のため、全国250か所の避難施設を確保している⁵⁰。

過去のDVの影響を長期にわたって受けてきた女性への支援については、財源の面で地域保健局及びソーシャルサービスから援助を受けている民間機関である、SERICC（South Essex Rape and Incest Crisis Centre：南エセックス強姦・近親姦救援センター⁵¹）の活動が紹介されている。SERICCは電話及び対面での個別カウンセリング、避難中の女性によるグループワーク、女性の健康や司法手続に関する相談と情報提供、予約なしで利用できる相談の場（ドロップ・インと呼ばれる。）の確保、女性がこれらのサービスを受けられるようにするための託児サービス等、専門職員による広範な活動を行っているが、その対象は現在DV被害に遭っている女性、及び過去にDV被害を受け現在も苦しんでいる女性であ

る。

ハイテク機器を利用して、女性の身の安全を確保するための試みも各地で登場し、紹介されている。イングランド東部のノーウィッチ市は、住宅局が警察の協力を得て運営している地域ぐるみの警報システムを利用して、DV被害女性への援助を行っている。システムの仕組みは、身の危険を感じた場合、装身具等に設置されている特別なボタンを押すと、第1級クラスの緊急呼出として警察に伝えられ、出動を要請すると同時に、音声記録装置が作動し、本人の身に起こっていることがすべて録音されるというものである。DV被害女性のうち、更なる被害に遭う危険が高率で予測された者に装置を渡し、このシステムに参加させることができる。証人保護やストーキング被害者保護のために同様のシステムを利用している地域もある。

(2) DVと児童保護

DV被害女性が妊娠中であれば、胎児も同時に影響を受ける。また、児童保護を受けている子供の家庭を見ると、その約3分の1でDVが起こっていることが最近の研究で明らかになるなど⁵²、DVと児童虐待は、かなり重複する部分があると推定されている⁵³。詳細にわたる実態把握は今後の課題であるが、その対策がバラバラで、うまく連動していないことが問題視されている。DV被害女性の側からは、児童保護の専門家は通常、DVには関心が薄い、あるいは関心があっても暴力を振るう加害者と対決するための技術に欠け、DV被害者でもある母親に対して、子供を守りきれないとして責めるばかりで助けないという指摘があり⁵⁴、保健省 (the Department of Health) も、DV対策と児童保護の連携の必要性を認めた。子供の安全を確保するためには、子供に直接ケースワークを行うだけでは不十分であり、母親が子供を守れるように母親への支援が必要であるとする考え方が基盤となっている。

DVを目撃する子供への影響については、たとえ子供自身は暴力を受けなくても、目撃するだけで抑うつ、不安、多動、摂食障害、攻撃性過多、集中困難等の症状や、喘息や気管支炎といったストレス関連の疾病をもたらすと考えられている。これに対し、ウイメンズ・エイドは、被害女性と一緒に避難施設に入所している子供たちに、特別なプログラムを用意し、子供たちが暴力について抱えている自分の感情と向き合い、情緒的・心理的な問題を乗り越えていけるように援助している。

DV被害女性が加害男性と別れた後も、子供との接見を実現するため加害男性と定期的に会わなければならないケースがある。加害男性が子供と会うため被害女性宅に出入りする際に再びDV事件を起こす危険を避けるため、政府は自宅の代わりに「子ども面会センター (Child Contact Centre)」を利用するよう勧めている。イギリス全土⁵⁵で約250か所を数える子ども面会センターは、子供にとって安全で中立的な面会場所を確保するため民間ボランティアによって運営され、サポート面会 (話し合いを促すためのボランティアと一緒に、数家族が合同で面会する。)、スーパーバイズ面会 (1家族に1人のスタッフが付き、会話の内容は監視を受ける。)⁵⁶、子供の送迎サービスを提供している。施設によっては親への個別カウンセリングや、親業トレーニング (parenting skills training) などの教育的機能を併せ持つ所もある。DVのみならず、児童虐待や薬物・アルコール依存等の問題を抱える家族、あるいは片方の親が子供を誘拐するおそれのある場合、里親や養子縁組の準備面接等、幅広く利用されている。政府は複数の省庁からメンバーを集めた特別グループを設置し、財政援助を見直すとともに、DV(を目撃することを含めた) 体験が子供に及ぼす影響についても協議検討中である。

(3) その他の被害者援護策

被害者に対する情報提供と相談助言、被害者の権利擁護活動の分野では、ロンドンのイズリントン警察署で3年間の試行プロジェクトとして行われた Domestic Violence Matters (DVM) の活動が紹介されている。これは警察署に、民間人のベテラン危機介入ワーカーからなるチームを常駐 (休日、夜間を

含む。)させ、DV事件で加害者を逮捕した時点から継続的に、被害者の援護にかかわらせたもので、カナダのオンタリオ州で実施された先行プロジェクトをモデルとしていた⁵⁷。

チームは、DVは犯罪であるという立場から、被害者に対して情緒的・実地的な支援、法律上の助言、他機関への適切な紹介等を行い、被害者の反応は良好であった。また、各種関連機関にも働きかけた結果、被害者は以前よりまとまりのあるサービスを受けられるようになった。警察が法執行機関として事件を扱う姿勢が以前より積極的になり、被害者から同じことで警察に何度も繰り返し電話がかかるという事態も減少した。しかしその一方、民間人のチームがどの程度警察活動にかかわっていくかについて、警察内部でも意見が分かれ、チームと現場の警官との協力体制は必ずしも万全とは言えなかったようである⁵⁸。

特定機関が供給するサービスとは異なるが、「1年ルール (One Year Rule)」と呼ばれる海外移民に対する入国規制を、内務省がDV被害者に限定して緩和し得るように改正したことも、被害者保護施策の一つとして紹介されている。1年ルールとは、イギリス国民(在留者)との結婚を理由として入国してきた移民が入国後1年未満で離婚した場合、他の理由があっても在留継続を一切認めず母国に送り返すというものである。改正後は、DVのために結婚が破綻したことを証明できれば、離婚後も在留継続を申請できるようになった。

犯罪被害補償制度の概略は、第3章で紹介されているので省略するが、対女性暴力の分野では、性犯罪被害に加えて、子供時代に受けた過去の虐待の被害によっても補償が受けられる可能性があること、また、政府はタリフ制度の見直しの一部として、

- ・強姦及び児童虐待ケースへの補償件数を増やすこと。
- ・性犯罪の結果としての性感染症への補償を独立項目として設けること。
- ・強姦の結果としての妊娠への補償額を増額すること

を国会に勧告中であること⁵⁹が特筆される。

4 加害者に対する刑事司法

他の犯罪と比べ、女性に対する暴力で特徴的なのは、暗数が非常に多いことである。しかし近年、その典型である強姦では、1983年から毎年警察への通報が増加し、有罪率は下がっている⁶⁰ものの、通報実数はこの15年間で3倍以上となった。加害者への適正な刑事司法の適用を目標に、刑事司法機関による地道な対応がイギリス各地で行われている。

(1) 警察による取組

DV事件については、全国の警察がそれぞれ対処方針を公開し、43ある警察のうち36までが Domestic Violence Officers(以下 DVO という。)と呼ばれる特別係官を配置しているが、DVの定義から DVO の役割に至るまで、庁ごとに大きなばらつきがあることが判明している⁶¹。それでも全体の流れとしては、再犯防止のため積極的に逮捕を行う⁶²方向に運用基準を変えたり、日本では「ストーキング防止法」として知られる1997年嫌がらせ行為からの保護法 (the Protection from Harassment Act 1997) を DV 事件にも適用⁶³する等、警察の DV への対応は積極化の方向にある⁶⁴。ここでは、再犯防止のため独自の方法で試行を行った2庁が紹介されている。

ウエスト・ヨークシャー警察は、DV事件に「段階的介入モデル」を試行として採用している。これは、警察に通補されたDV事件のうち、男性が加害者で女性が被害者のケース(全体の約9割)について、「それ以上の処置をしないという決定 (no further action)」を取らず、代わりに事件の深刻さに応じた3段階の方法で介入をするものである。警察に初めて係属したケース(レベル1と呼ぶ)では、警

察から加害者と被害者の両方に手紙⁶⁵を出す。被害者あての方には、地元警察の連絡先が含まれている。警察への通報が2度目になると(レベル2)、再度両者に手紙が出され、加えて警官が被害者女性を訪ねる。被害者が希望すれば、隣人同士の相互監視制度に加入できる。警察への通報が3度以上になると(レベル3)、再度の手紙のほか、DVOが被害者女性を訪問し、警察のパトカーが定期的に巡回するポリス・ウォッチが開始される。この段階では、緊急電話システムが取り付けられたり、住宅局、ソーシャルサービス、検察庁、保護観察事業体といった警察以外の機関から連絡が入るようにするなどの介入も行われる。

ロンドンのフルハム警察は、アメリカ合衆国ミネソタ州ドゥルースで確立された家庭内虐待介入プロジェクトの方法をモデルとし、地域の警察、検察、保護観察事業体、そして避難施設を運営する女性団体とが有機的に連携してDV事件に対処するという試行的プロジェクト⁶⁶に加わっている。ここでの警察の役割は、DVの疑いがある全事件を捜査し、逮捕を積極的に行い、被害者女性には継続的に情報提供を行って、なるべく地元の民間機関「ハーマスミス・ウイメンズ・エイド⁶⁷」に係属するよう勧めることである。被害者が係属すると、この機関の権利擁護係が本人に代わって告訴手続を取ってくれるので、被害女性の負担が減ることになる。このプロジェクトは、関連機関にまたがるケース情報管理の一本化も行っている。つまり、あるケースで関連機関のうちのどこかが新しい活動を始めると、その情報を他の関連機関も共有できるようになっており、関連機関の対応がバラバラになることを防いでいる。

最後に、これは警察の活動ではないが、定期的にDV事件専門の法廷を設ける試みも、ウエスト・ヨークシャーの中核都市リーズで始まっており、年間400件程度の事件を扱う見通しである⁶⁸。この専門法廷は、加害者への量刑と被害者の保護という二つの面で裁判所の機能を高めることを目的に、ウエスト・ヨークシャー保護観察事業体が主催し、警察、検察、判事、その他DV被害者援助団体からも代表が参加する「関係機関ワーキング・グループ」が設立したものである。

(2) DV加害者・性犯罪者を対象とするプログラム

DV加害者や性犯罪者の行動を改善するためのプログラムは、どの程度効果があるのかについては、現時点で出ている効果測定の結果が研究ごとにまちまちであるため、明確な答は今後を待つしかないが、イギリスでは各地で実践が行われている。

DV加害者プログラムについて政府が推奨している方法は、「ジェンダーによる分析視点を兼ね備えた認知行動アプローチ(又は心理教育アプローチ)」である。ジェンダーによる分析視点とは、加害者の根底にある「親密な男女関係においては、男が女をコントロールするのが当然」という信念を崩すことなしには、根本的な問題解決はあり得えないとする考え方である。以前は加害者プログラムの主流な一派であった、怒りのマネジメントやめい想といった方法では、たとえ物理的な暴力は抑えられても、加害者がこの信念を抱き続ける限り、物理的暴力以外(例えば情緒面・経済面)でDVが続き、被害者は相変わらず恐怖の中で生活することになるとされた。

また、以前に加害者プログラムの主流であった夫婦・家族カウンセリングは、被害者も同席させることによって、加害者が振るった暴力の責任の一端が被害者にもあると認めるものとされ、同様に、加害者の暴力が酒やストレスや「機能不全な家族関係」の結果であると見なすアプローチも、加害者を免罪することにつながるとして疑問が持たれるようになった。これらに対し、認知行動アプローチ(又は心理教育アプローチ)は、暴力行動は学習された行動であって、消去が可能であり、その責任はひとえに加害者本人のものであるという見解に立ち、今日では実践の場で主流となりつつある。

イングランド南部のハンプシャー保護観察事業体は、1995年以来、地元の民間機関と提携してDV加害者を対象とした1クール30週のグループワークプログラム⁶⁹を実施している。参加者は、裁判所の命令

や保護観察の一部に組み込まれた形での強制的参加者及び自発的参加者の両方である。これと並行して被害者女性のためにもグループワークや助言集会といったサービスを提供しており⁷⁰、ここではパートナーが加害者プログラムに参加していない女性も受け入れている。なお、参加者のために無料託児所が併設されている。

性犯罪者を対象とした再犯防止のためのプログラムでは、認知行動アプローチを基に⁷¹、性犯罪者特有のゆがんだ思考パターンに挑戦し、被害者への共感性を高め、包括的な再発防止プランを含んだものが望ましいとされる。特に、犯罪者の年齢が低い（10歳から12歳）場合と犯罪行動がまだ始まったばかりの場合には、高い効果が期待できる。保護観察事業体は、性犯罪者の犯罪行動を変えるためのプログラムを社会内で多数実施している⁷²が、この知見に沿った実践として、ウェスト・ヨークシャー保護観察事業体が、警察、民間調査機関⁷³と共同で1998年から行っている「カーブ・クロウラー再教育プログラム」が紹介されている。カーブ・クロウラー（kerb crawler）とは、性交渉の相手（主に売春婦）を求めて歩道ぎりぎりを車で低速運転してはいかいする者で、多くは少年である。カーブ・クロウリングを犯した⁷⁴少年達は、裁判所に出頭する代わりに、一日教育プログラムに参加することを勧められる。プログラム参加の際には匿名が保証されるが、途中で抜けたりすると裁判所に出頭しなければならない。プログラムの内容は、売春の実態、性感染症の知識、売春が家庭や地域社会に与える影響、暴力と男らしさ、などを主題とした集団での話し合いである⁷⁵。

イギリスのカテゴリー C 刑務所（Category C prison）⁷⁶25施設で行われている性犯罪者処遇プログラム（the Sex Offender Treatment Programme：以下 SOTP という。）は、複数の場所で行われている同種プログラムとしては世界最大級の規模であり、年間およそ600人が受講している。

SOTP の対象は、性犯罪又は性的要素を含む暴力犯罪のために受刑中の男性収容者全員であるが、参加は強制ではなく、本人が決める。なお、刑期が短く、プログラムを終了するだけの時間がない者、精神病患者、英語を話せない者、自殺する危険が認められた者等は、原則的に除外される。プログラムの中心は、コア・プログラムと呼ばれる構造化されたグループワークであり、収容者8名に対し職員3名のチーム（うち1名はバックアップ要員）が実施する。時間的には、1回2時間のセッションを86回行うのが標準的である。実施要領は処遇マニュアルで定められており、実施水準を一定以上に保つため、内部及び外部からの監視制度を取り入れている。

なお、SOTP は、1991年に発足した全国的な性犯罪者政策の一翼をなすもので、この政策全体を対象とした効果測定研究（Sex Offender Treatment Evaluation Project：以下 STEP という。）が内務省内の STEP チームによって段階的に進められている⁷⁷。

（3）関連法制度の整備

関連する法制度も徐々に整備が進んでいる。例えば、1997年性犯罪者法（Sex Offenders Act 1997）で、性犯罪者⁷⁸は刑事処分終了後も、特定された期間中⁷⁹は警察に住所氏名を登録する義務が課せられた。翌年の1998年犯罪及び騒乱法（Crime and Disorder Act 1998）は、特定罪種の性犯罪前歴を有し、現時点で地域に対して潜在的な脅威を与えていると警察が判断した者に対し、治安判事裁判所が「性犯罪者命令（Sex Offender Orders）」と呼ばれる民事命令⁸⁰を出せる仕組みをつくり、この命令を受けた者も警察に住所氏名を登録する義務を負うことになった⁸¹。

刑事法上、DV を特定した犯罪は存在しないが、英国では1861年対人犯罪法（Offences Against the Person Act 1861）の下で訴追されることが多い。1998年、内務省は、この法律を現代の状況に合った内容に改訂することを提案した報告書⁸²をまとめている。

一方、刑事法だけでなく、DV 被害者保護のため民事的救済措置を活用する方法も用いられる⁸³。代表

的なのは、裁判所が被害者を保護する命令を発出し、加害者による命令違反があった場合は犯罪として扱う枠組みであるが、これは1990年代に入り、被害者の安全確保のためには、加害者に加害行為を禁じる裁判所命令が出されるだけでは不十分で、命令違反が厳格に取り扱われる仕組みが必要であるという認識が広まり、関係法令が整備されて実現したものである。1997年嫌がらせ行為保護法に定められている「差止命令」(injunction)⁸⁴や、1996年に改正された家族法 (Family Law Act 1996) による「暴力行為禁止命令」(non-molestation injunction) 及び「占有命令」(occupation order)⁸⁵等の適用が行われている。従来から、嫌がらせ禁止命令と占有命令には、裁判所の判断で加害者逮捕の権限が付与され得る仕組みとなっていたが、家族法改正前に実際に付与された割合は、二つの命令を合わせ、およそ3分の1であった。家族法改正後は、この割合が、嫌がらせ禁止命令で80%、占有命令で75%まで上昇し、法改正が裁判所の判断に影響を与えたことがうかがえる。

被害者が子供の場合、つまりDVというより児童虐待事案では、1989年児童法 (Children Act 1989) に定められた「緊急保護命令」(Emergency Protection Order) 又は「一時保護命令」(Interim Care Order) を発出し、これに「排除命令」(exclusion order) を併せれば、加害者に加害行為のみならず、被害者の住まいへの立入り自体を禁ずることができる⁸⁶。

おわりに

以上、イギリスにおける被害者保護施策の流れを概観してきたが、そこには他の国で見られるような、被害者対策のために特化された政府機関の設置、包括的な立法、あるいは在野の団体からの政治的圧力といった目立つけん引力が見当たらない。しかし、イギリスの被害者保護施策は、政府による経済的支援、Victim Support を筆頭とする民間団体による対人援助、刑事司法機関による被害者保護の有機的連携を特色として高く評価され、イギリスは被害者対策における先進国と見なされるに至っている。その背景として挙げられるイギリスの特色を、二点にまとめておきたい。

第一点は、公的機関相互の、そして公的機関と民間機関との連携の成功である。Victim Support の活動はめざましいが、その成長は警察を始めとする公的機関との共存路線に支えられてきた (第4章参照)。また、ともすれば政府とは対立図式で描かれがちな、市民運動を基盤とする在野の女性団体による被害者支援活動も、広範な被害者施策の一部として認知され、政府の財政援助を受けるなどして公的機関と協調しつつ共存している (第6章参照)。そこにイギリスの公的機関の財政面でのひっ迫なり、国全体で盛んなボランティア活動の底力を見ることも可能であるが、被害者のために役立っているという実績があれば、それをそのまま活用しようという合理主義が、公・民を問わず共有されているという見方も可能であろう。

我が国の刑事政策において、ボランティアの活動が公の施策を支えている代表的な分野は更生保護であろう。活動に際しての Victim Support におけるコーディネーターとボランティアの関係、そして我が国の保護観察官と保護司の関係には類似性が見て取れる (第4章参照)。また、行政との協調という方向性も、Victim Support と保護司会の共通する性格である。言うまでもなく我が国の保護司制度は加害者の更生への援助を第一の目的としており、安易に被害者援助を導入することは国民の不信を招きかねない。しかし、我が国でも保護司のネットワークを活用した、何らかの形で被害者支援方策は、検討に値するのではないだろうか (注34参照)。

第二点は、刑事政策の分野における、evidence based policy という政策立案の流れ (注41参照) であ

る。政策立案に先行して試行と評価研究を行い、そこで有効と認められたものだけを国レベルで政策として実施する。一方、いったん軌道にのった施策であっても、効果が上がらなければ改正あるいは撤廃していく。ここで鍵となるのは有効性であるが、その前提として、国民のための行政サービスの向上を優先するという見解の共有と併せて、国民のニーズを含めた正確な実態の把握が必要となる。これを刑事政策の分野で支えているのが、住民がどのような犯罪被害に遭い、刑事司法に何を求めているのかを問う、犯罪被害実際調査である。調査が行われた結果、対女性暴力による被害実態が明るみに出されたことは、政府が総合的に対女性暴力抑制の取組を行う一つのきっかけとなった。

我が国と国情の違いがあるとはいえ、イギリスにおけるこうした取組は、我が国の被害者施策を考える上でも参考になる点が多いと思われる。

末筆となったが、本稿の執筆に当たっては在連合王国日本国大使館一等書記官の廣上克洋氏、梅林啓氏、そしてイギリス内務省研究統計局上席研究官トム・エリス氏から多大なるご協力をいただいた。ここに改めて御礼を申し上げたい。

脚注

- ¹ Criminal Injuries Compensation Board, *Criminal Injuries Compensation Board 34th Report*, 1999, の序文及び Home Office, *Compensation for Victims of Violent Crime ~ Possible Changes to the Criminal Injuries Compensation Scheme (A Consultation Paper)*, 1999, 17-48に詳しい。
- ² 最初のレポートがイギリス内務省から発刊されたのが1983年である。Hough, M. and Mayhew, P., *The British Crime Survey : first report*, Home Office research Study No.76, 1983参照。
- ³ Shapland, J., *Victims, the Criminal Justice System and Compensation*. British Journal of Criminology, Vol. 24(2), 1984, 131-149.
- ⁴ 奥村正雄「イギリス刑事法の動向」, 成文堂, 1996, 271-272によると、シャプランドの調査結果では、警察及び裁判所に対する犯罪被害者の要望として、①被害者に敬意をもって接する、②事件処理や刑事司法における被害者の役割等について継続的に情報を提供する、③訴追判断、報道機関への情報提供等について、被害者の意見を聴取することなどが挙げられている。
- ⁵ この詳しい内容については、法務総合研究所研究部資料45号「捜査・公判段階における被害者等の保護支援ーイギリス及びアメリカの施策ー」に詳しく、新「被害者憲章」の全文訳が掲載(前掲, 80-104)されている。また、安田貴彦「イギリスにおける新『被害者憲章』の制定について」, 警察学論集, 49(II), 1996, 34-51にも詳しい内容が解説されている。
- ⁶ これについては、法務総合研究所研究部資料41号「イングランド及びウェールズの保護観察所における被害者支援調査」に詳しい。また、内務省保護観察監査局が保護観察事業体の被害者支援への取組状況に関する調査を実施し、最近、その報告書が刊行された。それによると、調査対象となった保護観察事業体は、被害者支援におおむね積極的に取り組んでいると評価しつつも、まだまだ手探りの状態であり、内務省が中心となって早急に被害者との関わり方に関する具体的なガイドラインを示すこと、被害者支援に関する職員研修等を積極的に推進すること、支援対象となる被害者の枠を拡大すること、被害者住所等の追跡調査における捜査機関との協力体制の確立などを勧告として盛り込んでいる。(Home Office HM Inspectorate of Probation, Thematic Inspection Report: *The Victim Perspective ; Ensuring the Victim Matters*, 2000)
- ⁷ Crown court manual 8条に、その旨規定がある。
- ⁸ Home Office と Lord Chancellor's Department の合同回状 (Joint Home Office /LCD Circular,

11 June 1998) で、少年裁判所における情報開示・裁判の公開範囲の在り方について指示が出されている。

- 9 法務総合研究所から質問した事項に対する、検察庁 (CPS) からの回答による。
- 10 新「被害者憲章」に、判決前調査報告書に被害内容を盛り込むように示されているほか、保護観察官のマニュアルである Home Office Probation Service Division, *National Standards for the Supervision of Offenders in the Community*, 1995, 7-16においても、判決前調査報告書に記載すべき事項として同様の指摘がある。
- 11 奥村正雄「イギリスにおける被害者学の生成と発展」, 被害者学研究, 第6号, 1996年, 81-107に、その経緯が記載されている。
- 12 保護観察官が被害者に情報提供をすると同時に、加害者の仮釈放に関して被害者の懸念に配慮することについては、新「被害者憲章」に記載があるが、具体的な活動内容としては、内務省から保護観察回状1995年第61号「保護観察事業体の被害者に対する接触業務について」が発出されている。
- 13 1994年刑事司法及び公共秩序法 (Criminal Justice and Public Order Act 1994) 51条により、証人や陪審員等に対して、捜査・裁判を妨害する目的で脅迫等を行った者は、最高5年以下の拘禁刑に処せられる。
- 14 1997年の実績を見ると、491件の電話がヘルプラインに寄せられ、187件が刑務所長に伝達されている。それ以外の294件は、刑務所に関する一般的な質問であった。(インターネットで公開されている Home Office の *Home Office Annual Report 1998-99*, CHAPTER 10 :Victim of Crime による。アドレスは, <http://www.homeoffice.gov.uk/annrep/1998/hoar11.htm>)
- 15 安田貴彦 「イギリスにおける警察の犯罪被害者政策の現状(二)」 警察学論集, 49(2), 1996, 138-162 に詳しい。
- 16 以上の証人保護措置は、新「被害者憲章」に示されている。また、内務省回状 (Home Office Circular 41/1996) においても、刑事司法における証人のケアに関する指示が発出されている。
- 17 1988年刑事裁判法 (Criminal Justice Act 1988) 23条3項 (b) に規定されているが, Edwards, S., *Reducing Domestic Violence... What Works? Briefing Note : Use of the Criminal Law*, Home Office RDSD, Policing and Reducing Crime Unit Crime Reduction Research Series, 2000によると、実務ではほとんど使われていない。
- 18 1999年少年司法及び刑事証拠法 (Youth Justice and Criminal Evidence Act 1999) の規定によると、17歳未満の証人、精神的・肉体的障害 (知的障害等) により、証言の質が減じやすいと認められる証人、証人の特徴又は被告人の態度等によって証言する際の不安や苦痛により、証言の質が減じると認められる証人について、裁判所の裁量でスクリーン等の遮へい物をおいた状態で証言を行うことができる (ただし、法律は成立したが、この部分の条項は未施行である。)
- 19 1988年刑事裁判法32条及び1982年刑事法院規則 (Crown Court Rule 1982) 23条に、この規定があり、殺人等の一定の重大犯罪で証人が外国にいる場合、暴行、傷害、児童虐待における14歳未満の証人、性犯罪における17歳未満の証人の場合、証言がビデオ録画され、反対尋問がなされる場合は、裁判所の許可により、テレビ・リンクを用いて証言することができる。また、1999年少年司法及び刑事証拠法の規定によると、17歳未満の証人、精神的・肉体的障害 (知的障害等) により、証言の質が減じやすいと認められる証人、証人の特徴又は被告人の態度等によって証言する際の不安や苦痛により、証言の質が減じると認められる証人について、裁判所の裁量でテレビ・リンクを用いて証言を行うことができる (ただし、法律は成立したが、この部分の条項は未施行である。)

- ²⁰ 1988年刑事裁判法32条及び1991年刑事裁判法54条の規定により、証人に対して反対尋問ができない等一定の場合を除き、暴行、傷害、児童虐待事件における14歳未満の証人、性犯罪事件における17歳未満の証人については、裁判所の許可により、ビデオテープを証拠として提出し、主尋問に代えることができる。また、1999年少年司法及び刑事証拠法により、テレビ・リンクの場合と同様、その対象が拡大されている。
- ²¹ この旨は、新「被害者憲章」にも記述がある。1992年性犯罪法 (Sexual Offences (Amendment) Act 1992) 1～4条に、原則として被害者の氏名・住所の公表を禁ずる規定がある。
- ²² 前掲、法務総合研究所研究部資料45号「捜査・公判段階における被害者等の保護支援—イギリス及びアメリカの施策—」21-44に、Victim Support によるプロジェクトに対する研究報告書の翻訳が掲載されている。
- ²³ こうした証人サービスは、刑事法院では実施されているが、治安判事裁判所及び少年裁判所では十分な証人に対するケアが行われていない。これらの裁判所における証人ケアの実態調査結果が、Plotnikoff, J., & Woolfson, R. *Witness Care in Magistrates' Courts and the Youth Court*, Home Office Research Findings No.68, 1998において報告されている。同報告書によると、治安判事裁判所及び少年裁判所においては、証人保護に関して、被害者憲章等によって定められた基準が満たされておらず、平均して証人が法廷に呼び出されるまでに3時間を要し、召喚された日に実際に証言を行ったケースはわずか54% (少年裁判所で25%) に過ぎず、約50%の証人が裁判所に到着後どうすればよいのかという情報を与えられていなかった。また、検察側証人の53%の者が法廷で氏名・住所が読み上げられることに不安を感じ、51%の者が被告人と会うことに不安を感じていた。さらに、多くの場合、検察側証人と弁護側証人の待合室が分けられておらず、これは少年裁判所において特に問題であった。
- ²⁴ 賠償命令は、1972年刑事裁判法によって導入され、1982年刑事裁判法により賠償命令が罰金に優先すると規定され、1988年刑事裁判法により、被害のあるすべてのケースについて、賠償命令を検討し、科さない場合には、その理由を示すことが義務付けられた。
- ²⁵ これらは deprivation order, confiscation order と呼ばれ、それぞれ1973年刑事裁判所権限法 (Powers of Criminal Courts Act 1973) 43条及び1988年刑事裁判法71条において規定されている。
- ²⁶ deprivation order については1973年刑事裁判所権限法43条 A, confiscation order については1988年刑事裁判法72条。
- ²⁷ この部分の内容は、Murphy, P., *Criminal Practice*. Blackstone, 1999に詳しい。
- ²⁸ 内務省回状 (Home Office Circular 53/1993) 及び Magistrates' Association Guidelines によると、かすり傷で£50以内、打撲で£75以内、前歯の損失で£1,000などとなっている。ただし、これらはあくまでも一つの目安に過ぎない。
- ²⁹ 非行少年処遇班 (youth offending team) と呼ばれる機関であり、各地方自治体に設置されることになっている。この処遇班は、非行少年処遇改革の目玉とも言えるものであり、それぞれの地方の警察、保護観察、社会福祉、教育、保健・医療を担当する機関の出向者で構成され、出向期間中は、処遇班の専任職員となり、任期は2～3年程度とされている。非行少年処遇班は、「よろず少年め事相談所」的な役割が期待され、その役割は多岐にわたり、地域における非行防止活動から始まり、警察段階 (取調での付添いや後述の最終警告制度等) での処遇支援、裁判段階での判決前調査報告書の作成、処分決定後の社会内処遇の実施、施設内処遇後のアフターケア等を担当する。この非行少年処遇班は、1998年9月30日からイギリスの11の地方自治体で試行運用されており、2000年に全国的に正

式導入されることとなっている。

- ³⁰ 非行少年処遇班については、浜井浩一・横地環「連合王国の少年非行の動向と非行少年処遇」法務総合研究所研究部報告5号, 1999, 53-100に詳しい。
- ³¹ この新補償制度については、奥村正雄「イギリスの新犯罪被害者補償制度(1)」清和法学研究, 5(1), 1999, 223-277及び奥村正雄「イギリスの新犯罪被害者補償制度(2)」清和法学研究, 5(2), 1999, 179-199に詳しい。原典としては、Home Office, *The Criminal Injuries Compensation Scheme*, 1995等がある。
- ³² たとえば、前歯の喪失がレベル1で£1,000, 片足大腿骨の骨折(完治)がレベル7で£3,000, 片目失明がレベル17で£20,000などとなっている。
- ³³ Victim Support の活動については、安田貴彦「イギリスにおける警察の犯罪被害者政策の現状」警察学論集, 49(3), 1996, 132-152に詳しい。
- ³⁴ Victim Support のボランティアには、基本的な研修を受けることが義務付けられている。その活動の中心は、被害者の気持ちに寄り添い、耳を傾けることであるため、簡単なカウンセリングを実施することはあるが、専門的な精神的ケアが必要な場合には、専門家を紹介することになっている。
- ³⁵ Home Office が1999年3月に発刊した21世紀に向けた刑事政策 Criminal Justice System Strategic Plan 1999-2002 and Business Plan 1999-2000 (<http://www.criminal-justice-system.gov.uk> で入手可能)によると、Victim Support に対する補助金は1999年から増額され、2002年4月までには現在より50%増額される予定であり、これによって、治安判事裁判所にも証人サービスの設置が可能となると記されている。
- ³⁶ ボックスの事例にあるとおり、Victim Support のコーディネーターとボランティアの関係やボランティアによる被害者のケアの在り方を見ると、我が国の保護観察官と保護司の連携による(犯罪者)処遇に似ているのが分かる。したがって、我が国で同様なシステムを構築する場合、現行の保護司制度をモデルとすれば不可能ではなく、更にいえば、保護司制度の中に被害者支援を取り込み、保護司会を中心として和解プログラムも不可能ではないように思われる。
- ³⁷ 1992年度調査では、12歳から15歳までの少年だけからなる小集団(Teenage boost)も調査対象とした。
- ³⁸ CASI は60歳以上の回答者には実施しないため、この調査票については16歳から59歳までの回答者からのデータしか取れない。
- ³⁹ Mirrlees-Black, C. & Byron, C. *Domestic Violence: Findings from the BCS Self-completion Questionnaire*, Home Office RDS, Research Findings 86, 1999によると、方法としてのCASIには、回答者の秘密保持のほかに、質問に答えないままでは先に進めないようになっているため、回収されるデータの質が高まるという長所もある。短所は、あらかじめ与えられた選択肢からすべての回答を選ぶ形式になっているため、詳細な回答が得られないことである。
- ⁴⁰ Mirrlees-Black, C., Budd, T., Partridge, S. & Mayhew, P. *The 1998 British Crime Survey England and Wales*, Home Office Statistical Bulletin, 1998, 69-74による。
- ⁴¹ 例えば企業詐欺、万引き、無賃乗車、事務所荒らし(commercial burglary)がここに含まれる。
- ⁴² 1995年に英国で起こった同種暴行事件は、およそ660万件と推定される。
- ⁴³ evidence-based policy と呼ばれる。
- ⁴⁴ この部分は、犯罪被害調査ではなく、Home Office 及び Dominy and Radford による調査の結果として引用されている。

- ⁴⁵ 文中には、活動を紹介されている実施機関の連絡先が細かく掲載され、暴力被害に遭っている女性やその周辺者といった一般読者にも情報が活用できるようになっている。
- ⁴⁶ その代表的な例は、過去25年間にわたって活動を拡大してきた民間機関、強姦救援センター (Rape Crisis Centre) である。現在、イングランドとウェールズで51か所が活動している。
- ⁴⁷ Home Office, *Crime Reduction Programme: Reducing Violence Against Women Initiative/ Prospectus and Invitation to Bid* (インターネットで入手可能な文書。アドレスは、<http://www.homeoffice.gov.uk/violenceagainstwomen/dvprosp.htm>) に詳しい。
- ⁴⁸ Mullender, A. & Hague, G., *Reducing Domestic Violence... What Works? Briefing Note: Women Survivors' Views*, Home Office RDSD, Policing and Reducing Crime Unit Crime Reduction Research Series, 2000によると、被害女性からも、医者や看護婦の方から事情を尋ねて欲しいという要望が出ている。
- ⁴⁹ 専用電話サービスについては、1998年から Victim Support も独自のサービスを開いた。被害者が希望すれば、近所の Victim Support から直接援助を受けられるのが特色である。
- ⁵⁰ 避難施設の総数は、全国で445か所である。
- ⁵¹ 強姦救援センターは、活動が全国に拡大するにつれ、それぞれの活動拠点で質的に少しずつ異なったサービスを扱えるように専門分化していった。SERICC は名称のとおり、強姦被害全般に対応する以外に、近親姦被害者への対応に重点をおいている。
- ⁵² この段落は、主に Mullender, A., *Reducing Domestic Violence... What Works? Briefing Note: Meeting the Needs of Children*, Home Office RDSD, Policing and Reducing Crime Unit Crime Reduction Research Series, 2000による。
- ⁵³ 加害者に対するプログラムを運営する民間機関に対し、National Practitioners' Network が出しているガイドラインは、「DV は子供に対する暴力を測る指標であり、DV の存在そのものが児童虐待に該当する。」という一文を含む。
- ⁵⁴ 前掲、*Reducing Domestic Violence... What Works? Briefing Note: Women Survivors' Views* による。
- ⁵⁵ ここではスコットランドを含む。
- ⁵⁶ スーパーバイズ面会はサポート面会に比べて経費がかかり、また、同席する職員も高い専門性が要求されるため、実施可能な施設は限られている。
- ⁵⁷ Kelly, L., *Domestic Violence Matters: an evaluation of a development project*, Home Office Research Study 193, 1999に詳しい。
- ⁵⁸ Mullender, A., *Reducing Domestic Violence... What Works? Briefing Note: Perpetrator Programmes*, Home Office RDSD, Policing and Reducing Crime Unit Crime Reduction Research Series, 2000参照。
- ⁵⁹ 前掲、*Compensation for Victims of Violent Crime~Possible Changes to the Criminal Injuries Compensation Scheme (A Consultation Paper)*, 7-9に詳しい。
- ⁶⁰ その主な理由は、知り合い同士の関係での強姦が通報されるようになったことである。知り合い同士の関係では加害者が「被害者が性交に合意した」と主張した場合、被害者がこれを覆す証拠を挙げるのは困難である。政府は、この「合意」をめぐる諸事情の見直しを検討中という。
- ⁶¹ Plotnikoff, J. & Woolfson, R., *Policing Domestic Violence: Effective Organisational Structures* Home Office RDSD, Police Research Series Paper 100, 1998による。同報告書は、DV と児童虐

待は密接な関係がありながら対処機関はばらばらで、機関間の連携が乏しいという問題点も指摘している。

- ⁶² 最も積極的なものは「プロ・アレスト・アプローチ (pro-arrest approach)」と呼ばれ、犯行の証拠が十分にあり、警察に逮捕能力がありさえすれば、被疑者を逮捕するという方針を意味している。
- ⁶³ 1997年嫌がらせ行為保護法 (the Protection from Harassment Act 1997) で犯罪とされた、2条の「嫌がらせ行為」、4条の「暴力による恐怖を与える行為」に該当すると解される。詳しくは Edwards, S., *Reducing Domestic Violence...What Works? Briefing Note: Use of the Criminal Law*, Home Office RDS, Policing and Reducing Crime Unit Crime Reduction Research Series, 2000参照。
- ⁶⁴ ただし今のところ、警察活動の積極化は、訴追事件数の増加には結びついていない。前掲で Susan Edwards は、裁判に耐え得る証拠 (例えば現場で撮影した写真) を収集すること、証人が出廷を嫌がる場合、訴追を諦める前に1988年刑事裁判法23条3項(b)の適用を考慮すること、などを提案している。
- ⁶⁵ 手紙の内容は、「DV は犯罪であり、警察はこれを重大に受け止め、可能な限り犯人を逮捕する。」というメッセージを核としている。
- ⁶⁶ プロジェクト名は Standing Together Against Domestic Violence。
- ⁶⁷ ハマースミスはロンドンにある一地域の固有名詞。
- ⁶⁸ 1999年6月2日付け、BBC News online network, *UK Court tackles domestic violence* による。
- ⁶⁹ プログラム名は North Hampshire Domestic Violence Perpetrators Programme。
- ⁷⁰ 加害者が加害者プログラムに出席すると、一時的に行状が悪化するおそれがある。特に、途中で離脱してしまう場合、被害者を更に大きな危険にさらしかねない。このことを踏まえ、加害者プログラムの主催者は、被害者の安全確保のため、プログラム期間中継続して被害者と直接連絡を取り続けたり、あるいは被害者がすぐに頼れるような他の社会資源を用意しておくなど、予防策を講じることが求められている。
- ⁷¹ 性犯罪者に対する認知行動アプローチの「認知」の側面は、性的加害行為をもたらす歪んだ思考パターンに気付くことと、性的加害行為が被害者に与える悪影響を理解することに結びつく。「行動」の側面は、主に不適切な性的ファンタジーに対する覚せい度の合いを下げていくことを意味する。
- ⁷² Martin, C., *The ISTD Handbook of Community Programmes (Second Edition)*, Waterside Press, 1998, 323-342には、保護観察事業体が主催する性犯罪者処遇プログラムが12種類紹介されている。
- ⁷³ Research Centre on Violence, Abuse and Gender Relation という機関。
- ⁷⁴ カーブ・クロウリングは、1985年性犯罪法 (Sexual Offences Act 1985) で刑事犯罪に定められている。
- ⁷⁵ このプログラムの成果は、まだまとまっていないが、先行してアメリカ合衆国サンフランシスコで行われた同種プログラムでは、参加者1,400名中再犯で逮捕された者は4名であったが、参加しなかった者では、60%が再犯で逮捕されたという結果が出ている。
- ⁷⁶ イギリスの刑務所は、カテゴリー A の重警備刑務所からカテゴリー D の開放刑務所まで、受刑者の自由度に応じてランク分けがなされている。カテゴリー C 刑務所は、開放刑務所ではないが、受刑者は許可を得て外出することが可能である。
- ⁷⁷ 保護観察事業体が実施する社会内での性犯罪者プログラムについての評価報告 (1994年) に続き、SOTP の評価報告 (Beech, A., Fisher, D. & Beckett, R., *Step 3: An Evaluation of the Prison Sex*

Offender Treatment Programme~A Report for the Home Office by STEP team) が1999年に発表された。SOTP に関する記述は同報告を参考にした。

- ⁷⁸ 原則として18歳を超える者を対象とする。性犯罪すべてに該当するわけではなく、該当する罪種が定められている。
- ⁷⁹ 期間は刑事処分に応じて定められている。例えば、警察による警告及び社会内処分を受けた者は5年間、6か月以下の拘禁刑となった者は7年間、無期刑及び30月以上の拘禁刑が課せられた者は無期限、等である。
- ⁸⁰ 命令違反は刑事犯罪であり、最長5年の拘禁刑が科せられる。
- ⁸¹ 高木勇人「犯罪対策と情報～イギリスの性犯罪者法、犯罪・秩序違反法～」警察学論集52(9), 1999, 174-196に詳しい。
- ⁸² 書名は *Violence: Reforming the Offences Against the Person Act 1861*。
- ⁸³ この段落は, Edwards, S., *Reducing Domestic Violence... What Works? Briefing Note: Civil Law Remedies*, Home Office RDSD, Policing and Reducing Crime Unit Crime Reduction Research Series, 2000による。
- ⁸⁴ 中川正浩「いわゆる『ストーカー問題』管見～英米における『ストーキング防止法』の概要について～」警察学論集50(8)121-136, 1997及び同(9)171-182, 1997に詳しい。
- ⁸⁵ 被害者の住まいから加害者を排除することを命じるもの。
- ⁸⁶ 親子の交流を断つことについて裁判所は非常に慎重であり、「排除命令」は実際には余り使われていないが、子供の安全確保を第一とする立場からは、もっと使われるべきではないかという議論がある。DV や児童虐待のため親が離婚し、離れて暮らしている方の親と子供との接見についても、親子の交流維持と子供の安全確保のどちらを優先すべきかについて、同様の論争がある。

巻末資料：「ドメスティック・バイオレンス：鎖を破れ (DOMESTIC VIOLENCE: Brake the Chain)

1999年1月、内務省発行

ドメスティック・バイオレンスについてあなたができること

もしあなたが、一緒に暮らしている相手から暴力を振るわれたり、性的に虐待されていたり、又はそうしてやるぞと脅かされているのなら、それはドメスティック・バイオレンスを受けているということです。ドメスティック・バイオレンスは人を支配する言動であり、親密な人間関係の中で起こる、すべての物理的・性的・情緒的暴力行為がそれに当たります。女性が被害者になることもありますし、男性が被害者になることもあります。これまで、ドメスティック・バイオレンスのために、何千人もの生活が破壊されてきました。

ドメスティック・バイオレンスが一度きりで終わることは、まずありません。物理的・性的な虐待は時間がたつにつれて回数が増え、ますますエスカレートすることが多いのです。二人のうちのどちらかが、相手を殺すまで虐待が終わらなかったということもあります。やり方は変わっても、痛めつけたり支配したりという関係が続いていくこともあります。これら一連の出来事でつながっている鎖は、打ち破られなくてはならないのです。

たくさんの人が、この鎖を破るためにお手伝いをすることができます。このリーフレットには、そのために働いている団体のうちの幾つかが取り上げられています。しかし、一人一人の個人にも、重要な役割があります。暴力に遭っている人にとって、信用のおける友人からの支えは、かけがえのない貴重なものです。鎖を破ることは、みんなの仕事なのです。

ドメスティック・バイオレンスは、ほとんどの人が考えているよりずっと多く起こっているものです。あなた自身、自分では経験していなくても、誰か経験している人を知っているかもしれません。このリーフレットは、あなたがその人を助けるために役に立つかもしれません。

ドメスティック・バイオレンスを野放しにしてはいけません。力を合わせれば、鎖を破ることができるのです。

私にできることがあるの？

もしあなた自身が暴力を受けているのなら、3段階のステップを踏んで、できることがあります。

- ・自分の身に、暴力が起こっているということに気付きましょう。
- ・あなたが悪いのではないということを認めましょう。
- ・助けと支えを求めましょう。

ドメスティック・バイオレンスに気付く

親密な人間関係の中で起こる、物理的・性的・情緒的暴力行為のすべてがドメスティック・バイオレンスに当たります。最も深刻なのは、女性パートナーに対して男性が起こす虐待ですが、虐待そのものは男性に対して女性が起こすことも、同性同士の関係で起こることもあります。

ドメスティック・バイオレンスの被害者は、社会的階層、年齢、人種、障害の有無、性別、ライフスタイルの違いにかかわらず、広範囲にわたっています。虐待が始まる時期も、特定できません。相手と出逢ってすぐに始まる場合も、何年も一緒に生活した後で突然始まる場合もあります。

ドメスティック・バイオレンスは、物理的暴力、性的虐待、強姦、脅迫等、多種多様な形をとります。それらの上に、非建設的な批判、圧力、軽べつ、約束破り、孤立、嫌がらせなどが加わることもあります。

す。特定の条件の下で、あるいはもうこんな虐待は起こさないと被害者に信じ込ませたいために、暴力を振るっている相手が、何らかの「おわびの印」を示してくることもあります。しかし、その場ではいくら信用できるように見えても、彼らの暴力は、長い目で見るとひどくなっていくのです。

あなたが悪いのではないことを認める

自分の愛する人が、そんなにも攻撃的になり得るのだと認めるのは、たやすいことではありません。自分のパートナーの言動を説明することができないために、やられる自分の方が悪いのだと信じている人が大勢います。でも、そうではないのです。あなたの行為がどんなものであっても、お互いに大切にしあうはずの関係であるパートナーから攻撃されたり、虐待されたり、辱められて当然の報いだという行為など存在しないのです。変わらなければならないのは、虐待する側の行動です。言い訳は通用しません。

助けを求める

あなたができることのうち、一番大切なのは、誰かに知らせるということです。助けを求めようという決断を、あっさり、素早くできる人もいますが、大抵の人は決断に至るまで時間がかかりますし、その道のりはつらいものです。誰かに言うより、自分で相手との関係を修復することによって暴力を終わらせようとするからです。虐待される関係から離れるか、とどまるか、どちらも同じくらい恐ろしく感じられます。何度も何度も助けを求めた後に、やっと自分が必要としている助けを得られるという場合がほとんどで、関係から離れた後でもまだ危険にさらされることがあります。再び助けを求めるのを恐れてはいけません。

緊急時は、999をダイヤルして警察を呼びましょう。(ミニコムでは0800 112 999)。

誰に話したらいいの？

あなた自身や、あなたの知っている人がドメスティック・バイオレンスに遭っている、あるいは遭っていたと分かった場合、助けになる団体はたくさんあります。役に立つ連絡先と電話番号を幾つかここに載せましたが、他にもたくさんあります。さらに詳しい情報を得るためには、図書館、地方自治体、市民相談等が役に立ちます。

ウイメンズ・エイド (Women's Aid) の全国ドメスティック・バイオレンス専用電話 0345 023 468

この電話サービスで、支えと助けと情報を得ることができます。实际的・法的な選択肢で実行可能なものについて相談し、もしあなたが希望すれば、ウイメンズ・エイドが運営しているシェルターや助言サービスその他にあなたを紹介してくれます。かかってきた電話の秘密は厳守されます。専用電話の受付時間は、月曜から木曜の午前10時から午後5時までと、金曜日の午前10時から午後3時までです。この時間帯以外は、あなたの住まいの近くの、地元のウイメンズ・エイドに連絡が取れますので、地元の電話帳を探るか、インターネットのウイメンズ・エイド (www.womensaid.org.uk) にアクセスしてください。ウェールズでは、電話01222 390874で「ウェールズ・ウイメンズ・エイド」につながります。

各地のウイメンズ・エイドによるシェルターサービス

イングランドとウェールズを合わせて、300近いシェルター事業があります。これら各地のウイメンズ・エイドの多くが、地元の専用電話サービスだけでなく、助言センター、ドロップ・イン・センター

(予約なしで利用できる相談場所)、交通が不便な地域への訪問サービスなどを行っています。シェルターに入らなくても、そこに出かけていって相談を受けたり、電話で助言を受けたりすることが可能です。

避難所 (Refuge) の24時間全国電話サービス 0990 995 443

この電話サービスは、ドメスティック・バイオレンスに遭っている女性を対象に、毎日、24時間体制で情報、支え、実際の援助を提供しています。被害に遭っている女性と、その子供を、英国全土にあるシェルターに紹介してくれます。

男性のための助言と問い合わせの電話 0181 644 9914

ドメスティック・バイオレンスに遭っている男性が、情報、支え、助言を求められる電話です。月曜と水曜の午前9時から午後10時まで受け付けています。地元で行われている男性のためのプロジェクトが利用できる地域もあります。

Victim Support 0845 30 30 900

Victim Support は、犯罪の被害者に対して情報と支えを提供します。被害を受けた事件について、警察に届出をしなくても利用できます。すべての援助が無料で、秘密が守られます。Victim Support に直接電話することもできますし、警察に頼んで地元のグループを紹介してもらうこともできます。全国電話サービスの受付時間は、月曜から金曜の午前9時から午後9時までと、土日祝日の午前9時から午後7時までです。

シェルターライン 0808 800 4444

シェルターサービスへの緊急受付ができます。

警察

家庭内で起こる虐待の多くは刑事犯罪であり、警察はすべてのドメスティック・バイオレンスを非常に重いものとして扱います。ほとんどの警察には、特別な訓練を受けた経験豊富な担当官がおり、担当官は、あなたのパートナーがいないところで、あなたの話を聴いてくれます。女性は、希望すれば、女性の担当者と面接ができるようになっています。警察は、もしあなたが望めば、病院にかかる手配、移動手段、そして安全な居場所を確保することが可能です。優先順位で一番がついているのはあなた自身の、もし子供がいる場合はあなた自身と子供の、安全と健康なのです。

緊急時に警察に連絡するには、999番をダイヤルしてください。それ以外は、地元の電話帳で番号を探して、地元の警察署に電話してください。

全国保健事業 (NHS)

パートナーの言動が自分や子供たちの健康にどれほどの影響を与えるか、ほとんどの人が気付いていません。うつ状態や不安を経験する人もいますが、これらは物理的な暴力によって負傷すると同じくらい、あるいはそれよりひどく、健康に害を与えるものなのです。このような症状は、虐待関係が続いている間に出てくることもありますし、関係が終わった後に出てくることもあります。

お宅の GP (各家庭のかかりつけ医。患者は自己負担なしで受診できる。) や訪問看護婦に、あなたの不安や負傷の本当の原因を知らせてください。病院で外科に受診する場合は、傷の原因を隠さないでく

ださい。本当に必要としている医療を適切に受けるために、これは非常に重要なことです。NHS 職員(医療従事者)に対しては、いつでも秘密厳守で相談ができることを、忘れないでください。

サマリタン (The Samaritans) 0345 90 90 90

危機に陥っている人に対して、24時間体制で秘密厳守の情緒的支援を行います。ここに掲載した番号は、すべての支部にリンクしています。地元の電話帳に載っている、お近くの地域支部の電話にかけてくださっても結構です。

全国児童保護専用電話 (National Child Protection Helpline/ NSPCC) 0800 800 500 (ミニコムでは0800 056 0566)

危険な状態にある子供に関することで電話してくださった方に、無料・秘密厳守でカウンセリング、情報、助言を提供しています。

ケア・ライン (Careline) 0181 514 1177

子供、若者、大人のための、全国規模のカウンセリング電話です。秘密は厳守されます。家庭のこと、夫婦関係の問題、児童虐待、強姦や強制わいせつ、抑うつや不安などについて、相談にのります。

リレイト (Relate)

人間関係についてのカウンセリング。緊急時は対応できません。電話番号は地元の電話帳にあります。

どうやって暴力から身を守ればいいの？

法的な保護

暴力を振るう相手に対し、警察が刑事法を適用できるかどうかにかかわらず、あなたは民事法を使うことができます。民事法を使って、安全に生活できるように身を守ることができます。ドメスティック・バイオレンスに遭っている多くの人が、1996年家族法により、暴力を振るう相手に対して命令を出してもらうように裁判所に申請することが可能になりました。例えば、一緒に住んでいる、あるいは住んでいた相手(結婚していたかどうかは関係ありません。)、結婚を約束した相手、子供に対する親としての責任をあなたと共に持つ相手などに対して、命令を出してもらうように申請することができます。

これらの命令によって、虐待行為そのものを止めさせることができます。また、暴力を振るう相手が家に入ってくることを禁止する命令を出せる場合もあります。裁判所は、命令に逮捕権限を付け加えられるので、もし命令に従わなければ、命令を出された者は警察の手で裁判所に連れていかれます。

あなたが生活保護を受けていたり、あるいは収入が非常に少ないのであれば、弁護士や法律上の手続にかかる費用は「法律扶助」(legal aid)で支払ってもらえるかもしれません。

警察、弁護士、地元の治安判事裁判所、地方裁判所、市民相談、「女性への援助」グループなどから、更に助けを見つけ出すことが可能です。

引っ越して相手から離れる

もしあなたを虐待しているのが一緒に暮らしている相手や、元パートナーである場合、一番良い決断は、今住んでいる家からあなた自身が出ていくことかもしれません。どこにも行く場所がなかったら、このリーフレットに載っている電話ヘルプラインか、地元自治体の住宅局に連絡するのがいいでしょう。

住宅局は、ホームレスのために24時間体制の緊急サービスを行っているはずですが。あなたがドメスティック・バイオレンスの危険にさらされて危ない状況にあり、今住んでいる家に住み続けるのは望ましくないということが分かったら、住宅局の職員は、あなたがどこか他に住まいを見つけるのを助けなければならないのです。職員の紹介で、どこか公的な宿泊施設か、ベッド・アンド・ブレイクファースト（民宿のようなもの）か、女性用シェルター等の一時的な住まいに入居するのが一般的です。

シェルターというのは、安全な住まいで、女性と子供が暴力の心配なしに生活できるところです。入居者が、プレッシャーや恐怖のないところでこれからのことを決められるように、しばらくホッと息がつける場を提供してくれます。特定の民族的・文化的背景を持つ女性と子供のために特別に用意されたシェルターもあります。例えば、黒人女性、アジア女性、ラテン・アメリカ女性、ユダヤ女性のためのシェルターがあります。障害者用の設備や、訓練を受けた職員を置いているシェルターもあります。

多くの人が、虐待されると分かっているにもかかわらずこれまでの関係から離れない理由の一つに、家を出ても経済的にやっていけるかどうか迷うということがあります。あなたが受けられる可能性のある補助金や手当には様々な種類があり、働いている人でも受給できるものがあるのです。あなたのお近くの社会保障局生活保護給付事務所に相談に乗ってくれます。

子供たちはどうなるの？

ドメスティック・バイオレンスと児童虐待の間には関連があることが認められています。子供たちは、直接怪我をさせられたり虐待を受けたり、巻き込まれて負傷する場合がありますし、直接は虐待されていないけれど間接的に苦しんでいる場合もあります。両親が思っているより子供が虐待にはっきり気付いているということがよく起こっています。

暴力を振るっている相手が、被害者に対して、「もしおまえが家を出ていったり、この暴力のことを他人にしゃべったりしたら、子供はどこかよそに連れて行かれてしまうんだぞ。」と脅しをかけることがあります。そのような理由でソーシャルサービスが子供を連れ去ってしまうことはありません。もし、あなたのパートナーが子供をさらっていくかもしれないという恐れがあるのなら、是非そのことを相談してください。親権、子供の住むところ、子供の連絡先、転校やそれに関連する問題など、あなたの地元「女性への支援」グループ、法律センター、市民相談、弁護士が相談に乗ってくれます。

ドメスティック・バイオレンスを受けている友達がいるんです。どうやって助けたらいいの？

あなたが助けようとしている相手が、よほど自分の体験を率直に話してくれていない限り、あなたが直接、問題の核心をつかむのは難しいかもしれません。しかし、とにかく誰かからドメスティック・バイオレンスを受けているとうち明けられた場合、基本的なことで、あなたがすることはいくつかあります。

- ・ **分かってあげましょう** 同じような状況にある人が、たくさんいるということを説明しましょう。相手が勇気を振り絞り、あなたを信用したから、虐待をうち明けたということを覚えておきましょう。相手が話しているときは、せかさないうっくり聴きましょう。余り細かく具体的な話をしたくないようだったら、無理強いしてはいけません。
- ・ **支えてあげましょう** 暴力を振るっている相手が何と言おうと、他人から脅されたりふたれたりするのが当然な人間など一人もいないのだと、言葉に出して言ってあげましょう。良い聴き手になるよう努め、本人が傷ついた気持ちや怒りを表現できるように励ましましょう。
- ・ **判断は本人にしてもらいましょう** 本人に、まだ関係を断つ用意ができていなくても、あなたが代

わりに判断してはいけません。本人がすべき決断です。

- **けがをしていたら、それについて尋ねましょう** 病院に行く必要がありそうなら、一緒に行ってください。もし本人が警察に行くことを選んだら、通報を助けてみましょう。
- **情報を提供しましょう** 利用できそうな援助について、あなたが出来る限り、本人に情報を提供してください。どんな選択肢があるか、一緒に考えましょう。本人に心の準備ができたなら、一緒に弁護士のところへ行ってください。
- **虐待される関係から安全に離れるための計画を立てましょう** 何が安全で、何が危険か、本人に決断させましょう。本人がまだ煮えきらないうちに計画を勧めてはいけません。
- **あなたの連絡先や電話番号を提供しましょう** 情報探しや連絡に役立ちます。
- **最後に何よりも、他人を支えている間は、自分の身に気をつけましょう** 危ないところに身を置いてはいけません。例えば、友達に暴力をふるっている相手に、あなたから直談判しようとししないでください。また、友達と相手の仲を割こうとしていると思われるようなことは避けましょう。

このリーフレットは、検察庁、環境・交通・地方省、保健省、大法官省 (the Lord Chancellor's Department)、社会保障省、ウェールズ省 (the Welsh Office)、女性ユニット (内閣府に設置された女性政策のシンクタンク・調整機構) の協力を得て、内務省が発行した。一部、ウイメンズ・エイドによる出版物からの引用部分がある。

ドイツにおける被害者保護施策及び被害者救済活動の現状

研 究 官 滝 本 幸 一
研究官補 橋 本 三保子

目 次

第1 犯罪被害者施策の沿革	107
第2 刑事司法における被害者の法的地位及び被害者施策	108
1 被害者の刑事司法への関与	108
(1) 私人訴追制度	108
(2) 訴訟参加制度	110
(3) 附帯私訴制度	111
(4) 任意的な手続関与権	112
2 刑事司法における被害者に対する保護	114
3 刑事司法における被害者救済	116
(1) 公訴等の打切り	116
(2) 被害者との和解を得ようとする加害者の努力の量刑への参酌	116
(3) 刑の執行延期を決定する際の、損害回復のための加害者の努力の参酌等	117
(4) 罰金の支払いの猶予	117
(5) 犯罪行為に関する公開の叙述により生じた債権に対する質権の存在	117
4 加害者と被害者との和解	118
(1) 和解プロジェクトの広がり と法整備	118
(2) 和解の手順と和解の実施についての問題点	119
(3) 和解の実施状況に関する調査結果	120
第3 被害者補償制度	127
1 補償の対象となる行為	127
2 補償の範囲と補償の対象となる者	128
3 手続	129
4 被害者補償制度の運用	130
第4 被害者援助組織による被害者支援プログラム	135
1 「白い環」の概況	135
2 「白い環」の犯罪被害者援助とボランティアの機能	136
3 「白い環」の犯罪被害者の保護及び利益の確立に向けての活動	138
第5 犯罪被害者数の推移	140
参考文献	145
資料	147

第1 犯罪被害者施策の沿革

ドイツにおいては、従来、被害者の刑事手続への関与等に係る制度として、刑事訴訟法等に基づき告訴(Strafantrag)、私人訴追(Privatklage)、訴訟参加(Nebenklage)、附帯私訴(Adhäsionsverfahren)等の制度が設けられていたが、さらに、1976年に、暴力犯罪被害者の補償に関する法律(Gesetz über die Entschädigung für Opfer von Gewalttaten、以下、「被害者補償法」という。)が制定された。同法により、暴力犯罪の被害者は、その申請に基づき、治療及び職業上のリハビリテーションのための費用、生計を維持する能力の減退の程度に応じた年金などの支給を含む補償を受けることができることとなった¹。

なお、同年に民間の被害者支援団体「白い環」(Weisser Ring)が設立された。

また、1986年には、被害者の地位の改善・強化を図る観点から、刑事手続における被害者の地位改善に関する第一次法律(Erstes Gesetz zur Verbesserung der Stellung des Verletzten im Strafverfahren、以下、「被害者保護法」という。)により、刑事訴訟法の規定が改正され、被害者の訴訟参加制度及び附帯私訴制度等の規定が改められるとともに、被害者の任意的な手続関与権が新たに設けられることとなった²。

一方、1985年ころから、少年事件を中心に加害者と被害者との和解プロジェクトが各地で実施されるようになり、1990年に少年裁判所法(Jugendgerichtsgesetz)が改正され、少年に対する教育処分の一つとして「和解への努力に努めること」が盛り込まれた。1994年には、刑法、刑事訴訟法及びその他の法律の一部改正に関する法律(Gesetz zur Änderung des Strafgesetzbuches, der Strafprozeßordnung und anderer Gesetze; Verbrechensbekämpfungsgesetz、以下、「犯罪防止法」という。)が制定され、これにより、損害の回復及び加害者と被害者との和解に関し、刑法の規定が改正された³。

その後、1998年には、刑事手続における尋問の際の証人の保護及び被害者保護の改善のための法律(Gesetz zum Schutz von Zeugen bei Vernehmungen im Strafverfahren und zur Verbesserung des Opfer-schutzes、以下、「証人保護法」という。)により、刑事訴訟法等の規定が改正され、証人である被害者が尋問によって受ける精神的苦痛を軽減するための規定が設けられた⁴。

また、同年、被害者の損害賠償を求める権利の強化を図る観点から、犯罪行為の被害者の民事請求権の確保に関する法律(Gesetz zur Sicherung der zivilrechtlichen Ansprüche der Opfer von Straftaten、以下「被害者民事請求法」という。)が制定された⁵。

第2 刑事司法における被害者の法的地位及び被害者施策

1 被害者の刑事司法への関与

ドイツにおける被害者の刑事手続への関与に係る制度としては、①私人訴追、②訴訟参加、③附帯私訴等の制度があるほか、すべての被害者に④任意的な手続関与権 (Fakultatives Beteiligungsrecht) が認められている。

(1) 私人訴追制度

私人訴追制度は、住居侵入罪、侮辱罪、信書の秘密に対する侵害罪等一定の軽微な犯罪について、検事局 (Staatsanwaltschaft) が公訴 (öffentliche Klage) を提起するかどうかにかかわらず、被害者 (Verletzte) が訴追することができるとする制度である (刑事訴訟法374条~394条)。

私人訴追の手続 (刑事訴訟法381条~384条) は、以下のとおりである。まず、訴えは、裁判所事務局 (Geschäftsstelle) の調書 (Protokoll) への記載あるいは起訴状 (Anklageschrift) の提出により提起 (同法381条) される。裁判所 (Gericht) は、意見を述べるための期間を定めて、被告人 (Beschuldigte) に訴えの通知をする (同法382条)。被告人が意見を表明し、又は、意見を述べるための期間が経過した後、裁判所は、検事局によって直接提起された訴えに適用されるべき規定に従い、公判手続 (Hauptverfahren) を開始するか、訴えを却下 (Zurückweisung) するかを裁判をする (同法383条1項)。犯人の責任が小さいときには裁判所は手続を打ち切ることができ、この打切りは公判においても許される (同条2項)。その後の手続は、公訴に対する手続について定めた規定に従って行われる (同法384条)。

私人訴追者 (Privatkläger) は、検事局が公訴に基づく手続に関与し、意見を求められる範囲において、私人の訴えに関する手続に関与し、意見を聴取される。公訴に基づく手続において検事局に通知されるすべての裁判は、私人訴追に基づく手続にあっては私人訴追者に通知される (刑事訴訟法385条)。また、私人訴追者は、弁護士 (Rechtsanwalt) の補佐のもとに出頭し、又は、弁護士に書面による委任を与えて代理させることができ、後者の場合、私人訴追者への送達は、法律上有効に、弁護士に対して行うことができる (同条378条)。

私人訴追の方法で被害者が訴追することができる犯罪 (以下、「私訴対象犯罪」という。) は、①住居侵入 (刑法123条)、②侮辱 (同法185条~189条)、③信書の秘密に対する侵害 (同法202条)、④傷害 (同法223条及び229条)、⑤脅迫 (同法241条)、⑥業務上の交渉における買収あるいは贈収賄 (同法299条)、⑦器物損壊 (同法303条) ⑧不正競争防止法 (das Gesetz gegen den unlauteren Wettbewerb) 4条、6条c、15条、17条、18条及び20条に定める犯罪、及び⑨特許法 (Patentgesetz) 142条1項、実用新案法 (Gebrauchsmustergesetz) 25条1項、半導体保護法 (Halbleiterschutzgesetz) 10条1項、品種保護法 (Sortenschutzgesetz) 39条1項、商標法 (Markengesetz) 143条1項、同1a項、144条1項及び同2項、意匠法 (Geschmacksmustergesetz) 14条1項、著作権法 (Urheberrechtsgesetz) 106条~108条、及び美術品・写真の著作権に関する法律 (das Gesetz betreffend das Urheberrecht an Werken der bildenden Künste und der Photographie) 33条に定める犯罪である (刑事訴訟法374条1項)。

なお、①から⑤及び⑦の犯罪については、州の司法行政当局によって指定された調停官庁が和解を試みたが不成功に終わった後に、はじめて訴追が認められる。訴追者は、訴えに際し、和解が行われたが不成功に終わったことに関する証明書を提出しなければならない (刑事訴訟法380条1項)。

私人訴追は、被害者のほかに、被害者が死亡した場合の遺族等、被害者に代わって告訴申立てをする権限を有する者 (刑法77条、77条a) も行うことができる (刑事訴訟法374条2項)。また、私人訴追の権

限は、被害者が未成年者等の行為無能力者であるときは、被害者の法定代理人に、会社、社団等人的団体で民事上の争訟について団体として訴追できるものであるときは、民事上の争訟について団体を代表する者にそれぞれ帰属する（同条3項）。

私人訴追と公訴提起の関係については、私人訴追が行われることで公訴提起が行えなくなるものではなく、検事局は、私人訴追者とは別に自ら公訴を提起する権限を有している（刑事訴訟法152条1項）。ただし、検事局は、「公共の利益」（*öffentliches Interesse*）が存するときに限り、公訴を提起することができる（同376条）。

私人訴追手続においては、検察官（*Staatsanwalt*）は関与する義務を負わない（刑事訴訟法377条1項）ことから、私訴手続における検察官のかかわり方は、以下の三つのいずれかとなる。その一は、提起された私訴に対し、全く関与しない、その二は、私訴対象犯罪について公共の利益が存するとして、公訴を提起する（同376条）、その三は、私訴の公判期日に出席して、当該訴訟の推移を見守り、検察官による訴追の引受けが必要であると認めるときは、訴追を引き受ける（検事局は、私訴に対する判決が確定するまで、事件のいかなる段階においても、明示の意思表示を持って、私訴の訴追を引き受けることができる（同377条2項）とされている。）というものである。検事局が訴追を引き受けた場合には、私人訴追者は、公訴参加人の地位を有することとなる（同条3項）。

有罪の言渡しがあった場合、私人訴追の費用（訴訟費用及び被告人に生じた必要的支出）は、有罪の言渡しを受けた者が支払わなければならないが（刑事訴訟法471条1項）、被告人に対する訴えが却下された場合、被告人が無罪とされた場合及び手続が打ち切られた場合は、私人訴追者が負担する（同条2項）。

なお、ドイツの司法統計によると、1989年から1997年までの全国の裁判所における刑事第一審事件の処理件数と、その開始方法別の内訳は、表2-1のとおりである。

表2-1 刑事第一審事件の開始方法別処理件数

ドイツ（1989年～1997年）

年 次	区裁判所						地方裁判所					高 等 裁判所
	処理件数		開始方法				処理 件数	開始方法				処理 件数
	公共の利 益	うち、道路 交通事件	起 訴 (公訴)	略式命令 に対する 異議	その他の 開始方法			起 訴 (公訴)	控訴審 から差 戻 し	下級裁判 所から提 示・移送	その他 の開始 方 法	
					私人訴追							
1989 年	642,374	232,593	434,832	148,881	58,661	4,604(1.1)	12,264	10,727	426	772	339	53
1990	630,171	224,706	428,259	147,628	54,284	3,996(1.0)	12,703	10,949	517	794	443	28
1991	614,880	215,466	425,347	141,845	47,688	3,405(0.9)	14,260	12,221	496	768	775	50
1992	630,204	212,042	444,703	139,775	45,726	2,989(0.7)	14,477	12,352	451	834	840	97
1993	654,846	210,958	465,733	145,052	44,061	2,680(0.6)	14,012	12,443	463	715	391	92
1994	654,203	204,323	461,678	150,723	41,802	2,359(0.5)	13,260	11,834	371	623	432	100
1995	775,228	249,145	551,362	174,607	49,259	2,135(0.4)	14,295	12,549	469	790	487	140
1996	799,648	245,027	567,274	178,764	53,610	1,846(0.3)	14,795	12,872	436	977	510	127
1997	818,587	238,750	573,486	181,565	63,536	1,791(0.3)	15,063	13,232	392	845	594	89

注 1 Rechtspflege Fachserie 10, Reihe 1, 2による。

2 () 内は、道路交通事件を除く区裁判所の処理件数に占める、私人訴追の比率である。

3 1989年から1993年の間は、旧ドイツ民主共和国に相当する地域のうち、ベルリン地区のみの数値を含む。

1997年には、私人訴追による事件は、区裁判所 (Amtsgericht) の道路交通事件を除いた事件の処理件数の0.3%、刑事第一審事件の全処理件数においては、その0.2%を占めるにとどまっている。これらの比率は、1989年以降、わずかずつ低下傾向にある。

(2) 訴訟参加制度

訴訟参加制度は、一定の犯罪について公訴が提起されたとき、被害者等（その範囲については後述）がこれに訴訟参加人 (Nebenkläger) として加わることができる制度である（刑事訴訟法395条1項本文及び同法397条）。

手続のいかなる段階においても、被害者等は提起された公訴に加わることができる（刑事訴訟法395条1項）が、参加の申立ては裁判所に対し書面で行い、裁判所は、訴訟参加人の参加資格に関して、検事局の意見を徴した上で、参加許可決定の裁判をする（同法396条）。参加が認められた後は、次に述べる権利（同法397条）を有する。

訴訟参加人は、証人として尋問される場合であっても、公判に在廷する権限を有しており（ドイツでは、証人は各別に、かつ、後に尋問される証人が不在であるという条件の下で尋問されなければならない（刑事訴訟法58条1項）とされている。）、さらに、記録閲覧権を弁護士によってのみ行使することができること（同法385条3項）など、私人訴追者の地位に関する刑事訴訟法の規定（同法378条及び385条1～3項）が準用される。そのほか、訴訟参加人は、①裁判官等又は鑑定人を忌避する権限（同法24条、31条、74条）、②質問権（同法240条2項）、③裁判長の命令（同法238条2項）及び質問（同法242条）に対する異議申立権、④証拠を申請する権限（同法244条3項～6項）、⑤陳述・主張を行うかどうかの質問をされる権限（同法257条、258条）を持っており（以上、刑事訴訟法397条）、検事局とは独立に上訴することができる（同法401条1項）ことに加えて、弁護士を付けるための訴訟費用援助 (Prozeßkostenhilfe) も認められる（同法397条a）。

被害者保護法による刑事訴訟法の改正以前は、訴訟参加人としての資格は、私人訴追者となることができる者に限定され、その結果、訴訟参加のできる事件も、私訴対象犯罪に限られることとなっていたが、同法の改正等によって、参加人の資格の範囲は、①保護者、監督者等による性的乱用 (sexueller Mißbrauch) (刑法174条～174条c)、児童の性的乱用 (同法176条)、強姦 (同法177条)、性的強要 (同法178条)、抵抗不能な者の性的乱用 (同法179条)、未成年者の性的行為の奨励 (同法180条)、人身売買 (同法180条b)、重い人身売買 (同法181条) 及び少年の性的乱用 (同法182条) の被害者、②侮辱 (同法185条)、悪評の流布 (同法186条)、ひぼう (同法187条)、政治家に対する悪評の流布及びひぼう (同法188条) 並びに死者への追憶のひぼう (同法189条) の被害者、③遺棄 (同法221条)、傷害 (同法223条)、危険な傷害 (同法224条)、保護を命じられた者の虐待 (Mißhandlung) (同法225条)、重い傷害 (同法226条) 及び公務上の傷害 (同法340条) の被害者、④人身奪取 (同法234条)、ら致 (同法234条a)、未成年者の奪取 (同法235条)、児童売買 (同法236条)、自由のはく奪 (同法239条、同条3項及び4項)、恐喝的な人身奪取 (同法239条a) 及び人質罪 (同法239条b) の個人的自由に対する犯罪の被害者、⑤謀殺 (同法211条) 及び故殺 (同法212条) 未遂の被害者、⑥刑事訴訟法172条の起訴強制手続 (Klageerzwingungsverfahren) により、裁判所の裁判を請求し、公訴の提起に至らせた被害者である告訴・告発人 (Antragsteller)、⑦違法行為による死者の父母、子、兄弟姉妹及び配偶者、⑧連邦大統領に対する名誉毀損 (同法90条) 及び憲法上の機関に対する名誉毀損 (同法90条b) の被害者、⑨特許法142条2項、実用新案法25条2項、半導体保護法10条2項、品種保護法39条2項、商標法143条2項、意匠法14条2項及び著作権法108条aに定める犯罪の被害者に広げられている。

(3) 附帯私訴制度

附帯私訴制度は、被害者又はその相続人が、通常裁判所 (ordentliches Gericht) の管轄に属し、かつ、いまだ別途裁判所に係属するに至っていない犯罪行為から財産権上の請求権が生じる場合に、この財産権上の請求を、被疑者に対し、刑事手続において行うことができるとする制度である (刑事訴訟法 403条)。これには、別に民事訴訟を提起して同じ問題について争う二重の手間や刑事裁判の結論と矛盾した民事裁判の結論を回避すること、被害者の速やかな経済的な被害回復を図ることなどの目的がある。

被害者又はその相続人は、可及的速やかに刑事手続について通知されるが、その際、附帯私訴手続、つまり、その者の財産権上の請求を刑事手続で行うことができる旨についても、教示されなければならないとされている (同法403条2項)。

請求を主張する申立ては、書面又は記録官の録取における口頭により、若しくは最終弁論開始前の公判期日において口頭で行うことができる。申立ては、請求の趣旨及び原因を特定し、証拠方法 (Beweismittel) を示して行わなければならない (同法404条)。申立ては、民事訴訟における訴えの提起と同一の効力を有する。 (同条2項)。

公判手続の開始前に申立てが行われたときは、申立人に対し、公判手続の日時、場所を教示する。申立人、その法定代理人及び申立権者の配偶者は、附帯私訴において、公判手続に参加することができる (同法404条3項)。

公判手続に参加した附帯私訴申立人等には、訴訟参加人 (前記(2)参照) に認められているような裁判官等又は鑑定人を忌避する権限、質問権、裁判長の命令及び質問に対する異議申立権、証拠申請権、陳述・主張を行うかどうかの質問をされる権限等はないとされるが、附帯私訴の請求原因に関してのみ、陳述権等を行使し得るとする見解もある⁶。

裁判所は、被告人が犯罪行為について無罪とされ、かつ保安処分も言い渡されないとき、又は、申立てに理由がないと認められるときは、判決中において申立てに関する裁判をしない。さらに、申立てが刑事手続において処理するのに適当でないとき、特に、申立てについての審理が手続を遅延させるおそれがあるとき、又は申立てが不適法なものであるときは、手続のどのような段階においても、決定により、裁判をしないことができる (同法405条)。

公判手続の結果、裁判所は、申立てに理由があると認めるときは、判決中において申立てを認容する。この裁判は、申立人が主張した請求原因又はその一部に限定することができる (同法406条1項)。申立てに対する裁判は、民事訴訟において行われた終局判決に準じる (同条3項)。このように、請求を認容する場合以外は申立てについての判断が行われないため、請求が認容されなかった場合には、附帯私訴において申し立てられた財産上の請求は、別途、民事訴訟において争い得ることになる。

申立人は、裁判所が申立てに対する裁判をしなかったときは、上訴することはできない (同法406条a 1項)。一方、裁判所が申立てを認容したときは、被告人は、その裁判に対し、判決の刑事法上の部分について上訴しない場合でも、損害賠償を認める判決部分について、通常認められている上訴によって不服の申立てをすることができる (同条2項)。

被害者保護法による刑事訴訟法の改正により、申立てをした被害者に対する訴訟費用援助が認められた (同法404条5項)。また、それまで附帯私訴の請求金額は、刑事事件の第一審の大部分を扱う区裁判所 (前記表2-1参照) での手続において、その事物管轄の範囲内である5,000ドイツマルクまでに限られていたが、この改正により、区裁判所での手続においても、訴訟物の価格にかかわらず請求を行うことができることとされた (同法403条1項)。さらに、それ以前には許されていなかった請求原因のみに対する判決及び請求原因の一部についての判決が可能となり (同法406条1項)、これにより、刑事裁判

官が損害賠償額を算出するという負担の軽減が図られることとなった。

ちなみに、ドイツの刑事裁判所関係の統計によれば⁷、1997年の区裁判所における附帯私訴の処理件数は2,951件である。これらのうちの2,840件は終局判決、残る111件が申立人が主張した請求原因に対する判決である。また、同年の地方裁判所での第一審における附帯私訴の処理件数は、142件であり、このうち、終局判決が119件、請求原因に対する判決が23件となっている。一方、同年の区裁判所及び地方裁判所での刑事事件の判決の出された件数は、それぞれ39万5,179件及び1万823件であり、区裁判所における判決のうち附帯私訴によるものは0.7%、地方裁判所では1.3%となっている。

附帯私訴制度の利用の現状に対して、ドイツ連邦司法省での見解⁸では、附帯私訴が刑事手続に付随して行われる関係上、申立人たる被害者は、自ら証拠を収集して事実関係を立証する必要はなく、証拠収集及び事実関係の立証の負担を検事局と裁判所にゆだねることができる点が、申立人にとってはメリットであるとしている。一方、同制度においては、民事訴訟手続（Zivilprozeß）がとる処分権主義（Dispositionsgrundsatz）⁹に由来する、請求の認諾（Anerkenntnis）（民事訴訟法307条）¹⁰や、裁判上の自白（Geständnis）（同法288条）¹¹、被告に対する欠席判決（同法331条1項）¹²等の適用がないため、裁判所は、当事者が争わない点についても事実関係を追求していかなければならず、この当事者が争わない点についての事実関係の追求によって、手続が遅延するおそれがあるとき、申立てが刑事手続において処理するのに適当でないとして、決定により裁判をしないことができるとする刑事訴訟法405条がしばしば適用されることが、申立人による附帯私訴制度の利用を妨げているのではないかとしている。

また、刑罰要件（犯罪成立要件）と不法行為成立要件とはその内容を異にし、不法行為成立要件の認定には民事訴訟法上の証拠法則が働くなど、複雑な法律問題の発生と、これにかかわる裁判実務処理上の煩雑さが、裁判官による刑事訴訟法405条の適用の遠因となっているとの見解もある¹³。

なお、同制度の運用の改善に関して、ドイツ連邦司法省では、損害賠償に関する法整備の果たす役割は、極力、加害者の財産や収入を被害者の損害賠償のために用いさせ、被害者が損害賠償を受けやすくなるような方策を整えるのにとどまるのであって、附帯私訴制度の利用は、個々の裁判官が刑事手続上の被害者の損害賠償の方法の一つとして、どの程度積極的に取り組むか否かに負うところが大きいとしている¹⁴。

（4） 任意的な手続関与権

被害者保護法による刑事訴訟法の改正により、すべての被害者に対して、被害者のその他の権限（刑事訴訟法406条d～h）として、以下の刑事手続への関与権が認められた。その具体的内容は、①被害者への訴訟手続の結果（Ausgang des gerichtlichen Verfahrens）の通知義務（Unterrichtungspflicht）（同法406条d 1項）、②記録の閲覧（Akteneinsicht）（同法406条e）、③弁護士による、被害者及び訴訟参加人の資格のある者の補助（Beistand）（同法406条f、g）、④教示義務（Hinweispflicht）（同法406条h）である。

なお、被害者がこれらの権限を行使するかどうか、行使するとすればどの範囲であるかについては、被害者の全くの自由意思にゆだねられている。

①の被害者への訴訟手続の結果の通知義務とは、被害者には、その請求に基づき、訴訟手続の結果が被害者に関係しているものである限り、それを通知するとしたものである。この通知は、被害者が弁護士を選任したとき、弁護士が被害者を補助したとき、あるいは弁護士が被害者の代理をしたときは、同法145条aの弁護人への送達の規定を準用し、その弁護士に対して行うことができ、また、被害者が申し出たあて先に連絡することで通知することができない場合には、通知を行わなくてもよい（同法406条d 2項）。

なお、訴訟手続の結果以外の、一連の刑事手続に関する情報（例えば、入所した刑務所の場所、仮出

獄の日等)を被害者に通知するか否か、通知する場合の警察、検察、裁判所、行刑施設など刑事政策関係の各機関の役割分担、及びその役割を規定する法令の制定については、州の司法省の管轄にゆだねられている¹⁵。

②の記録の閲覧とは、弁護士が、記録を閲覧することに正当な利益がある旨を立証して、裁判所に提出された記録又は公訴提起の場合に裁判所に提出されることになる記録を被害者に代わって閲覧し、職務上保管されている証拠物を閲覧することができる(刑事訴訟法406条e 1項)とするものである。ただし、記録の閲覧が、被疑者、被告人その他の者の保護されるべき重大な利益に反する場合、記録閲覧により捜査目的が阻害されるおそれがある場合、又は記録閲覧により手続が著しく遅延すると思われる場合には、閲覧の許可をしないことができる(同条2項)。また、重大な事由が存しない限り、弁護士は、証拠物を除く記録を、同人の事務所又は住居に持ち帰ることができる(同条3項)。記録閲覧の許可決定は、手続の準備及び終局判決後は検事局が行い、その他は事件を管轄した裁判所の裁判長が行う。検事局が閲覧を拒否した場合は、裁判所の決定を請求することができるが、この裁判所の裁判については、不服を申し立てることはできない(同条4項)。さらに、同条1項の要件である、弁護士が記録を閲覧することに正当な利益がある旨を立証した場合には、被害者に情報を提供し、記録の抄本(Abschrift)を交付することができる。この場合の許可に関しては、弁護士による記録の閲覧の許可の場合(同条2項及び4項1文)と同様である(同条5項)。

③の弁護士による、被害者及び訴訟参加人の資格のある者の補助とは、被害者は、刑事手続において弁護士の補助を受けることができ、あるいは弁護士に代理させることができる(刑事訴訟法406条f 1項)としたものである。裁判所又は検事局の被害者尋問(Vernehmung)においては、弁護士に立会いを認める。このとき、被害者が同意した場合、弁護士は被害者に代わって、裁判長の命令(同法238条2項)及び質問(同法242条)に対する異議申立権を行使し、裁判所構成法(Gerichtsverfassungsgesetz) 171条bに定める公開の禁止を請求することができる(刑事訴訟法406条f 2項)。また、被害者が証人(Zeuge)として尋問を受けるとき、被害者が請求するならば、その者が信頼する者1名の立会いを許可することができる(同条3項)。

また、訴訟参加人の資格のある者(前記(2)参照)も、弁護士の補助を受けることができ、あるいは弁護士に代理させることができる(刑事訴訟法406条g 1項)。

なお、訴訟参加人に関し、参加資格の根拠となる犯罪行為(前記(2)参照)が、保護者、監督者等による性的乱用、児童の性的乱用、強姦、性的強要、抵抗不能な者の性的乱用、未成年者の性的行為の奨励、人身売買、重い人身売買及び少年の性的乱用、謀殺及び故殺(刑事訴訟法395条1項1号a又は同項2号)である場合等には、裁判所が弁護士を任命する(刑事訴訟法397条a 1項)。その他の訴訟参加人の場合には、弁護士の補助を受ける費用又は弁護士に代理させる費用は、被害者自身が負担することとなる。ただし、裁判所が弁護士を任命する場合以外でも、事実上あるいは法的に(Sach- oder Rechtslage)問題が多く、被害者が自己の利益を自ら十分に守れないか、あるいはこれが期待できない場合、訴訟参加人の請求に基づき、裁判所は、民事訴訟と同様の規定による訴訟費用の援助を承認する(同法397条a 2項、3項)。

④の教示義務とは、被害者に対し、上記三つの、訴訟手続の結果の通知義務、記録の閲覧並びに弁護士による被害者及び訴訟参加人の資格のある者の補助に関する、各条項が定める被害者の資格、訴訟参加人として参加する資格(刑事訴訟法395条)及び弁護士の任命又は相談を申請する資格(同法397条a)を教示するとしたものである。

被害者の刑事手続への関与権についての教示がどの機関によってなされるかに関し、実際の各機関の

運用の実例を挙げると、刑事訴訟法406条 h の被害者の権限の教示については、警察で被害者の権利を記したパンフレットを配布する方法で教示を行っている場合が多く、遅くとも検事局の段階で教示を受けたかどうかを確認できる体制となっている。また、刑事訴訟法406条 f の、弁護士による補助を求める権利、同法406条 e の弁護士による記録の閲覧についても、いずれも被告人の権利と同内容のものであり、手続的にも被告人に対して行われる場合とほぼ同様の段階で教示が行われているとのことである¹⁶。

2 刑事司法における被害者に対する保護

ドイツの刑事司法における被害者保護制度としては、①証人である被害者のプライバシー保護及び刑事手続において二次的被害を受けることを防止するための措置及び②被害者に対する弁護士の援助（前記1(4)参照）が挙げられる。これらは被害者保護法により整備され、さらに、証人保護法によって一層の配慮が図られることとなった。

被害者保護法制定以前の証人保護は、以下の規定に基づき実施されていた。

① 証人及び被疑者（Beschuldigte）の婚約者、配偶者（婚姻関係が終了しているときも同じ。）等の証人の親族の不名誉となるおそれのある事実についての質問は、それが必要やむを得ない場合に限り行われる（刑事訴訟法68条 a）。

② 裁判長は、検事局又は被告人が指定した証人及び鑑定人の尋問において、尋問権を乱用した者から、その尋問権をはく奪することができる（同法241条）。

③ 裁判所は、共同被告人又は証人が、尋問に際し、被告人の面前では真実を供述しないおそれがあるときは、その尋問の間、また、16歳未満の者が証人として尋問され、かつ、その者の被告人面前での尋問が証人の福祉に重大な害をもたらすおそれがあるときは、陳述の継続中、被告人を退廷させることができる（同法247条）。

④ 訴訟当事者若しくは証人の個人の生活領域の事情、又は重要な業務上、営業上、発明上若しくは納税上の秘密に言及され、これらの公開により、より重大な保護すべき利益が侵害されるであろう場合、個人の秘密が論議され、証人若しくは鑑定人がこれを権限なく公表することが犯罪となる場合、及び16歳未満の者が尋問される場合、裁判所は、審理又はその一部の公開を停止することができる（裁判所構成法172条2号、3号及び4号）。

なお、被害者保護法制定以前は、個人のプライバシーに属する質問が行われてもそれを十分に制限する根拠がなかったため、裁判が原則として公開されることや事件や被害者に関する公開された情報をマスコミがより広範囲に報道することから、証人に与える影響も大きかったとされていた¹⁷。

被害者保護法によって、刑事訴訟法68条 a は改正され、証人の個人的生活領域（persönlicher Lebensbereich）に関する質問は、それが必要やむを得ない場合に限り、行われるものとされた。

また、裁判所構成法171条 b が新設され、訴訟関与者（Prozeßbeteiligte）、証人又は違法行為の被害者の個人的生活領域に関する事柄に言及され、これらを公開の場で審議すれば、保護を要する利益が侵害され、その公開の場で審議することの利益が、公開によって損なわれる、保護を要する利益に優越しない場合は、手続の公開を禁止することができるとされた。ただし、その個人的生活領域が侵害される者が、公判手続において公開禁止に異議を唱えるときは、この限りではない（以上、同条1項）。なお、個人的生活領域が侵害される者によって、手続の公開禁止の申請が行われ、かつ、手続の公開禁止の要件が満たされたときは、公開は禁止されなければならない（同条2項）。

また、刑事訴訟法247条が改正され、16歳未満の者が証人として尋問される場合に加えて、その他の証人についても、被告人面前での尋問が、その者の健康に重大な不利益をもたらす切迫した危険がある

場合は、裁判所は当該証人の尋問中、被告人の退廷を命じることができるとされた。

被害者保護法による証人保護に関する規定の改正は、密室における性犯罪等、実行行為を目撃している第三者がおらず、犯行の状況を明らかにするためには被害者を証人として公判廷に呼び出さざるを得ないといった事情の下での当該被害者の保護を主に想定してなされたものであり、上記の被告人の退廷と公開の禁止の規定については、裁判官の裁量的判断の下、該当する事件の内容に応じて適宜組み合わせて活用されており、性犯罪に関する審理は、1998年12月現在、ほとんどすべてが非公開になっているとのことである¹⁸。

さらに、1998年の証人保護法による刑事訴訟法の改正によって、被害者保護のため、以下のような規定が設けられた。

① 証人尋問が性犯罪など一定の犯罪に係る場合において、いまだ証人に弁護士の補助人 (anwaltlicher Beistand) がなく、その証人が尋問に際して自己の権限を自ら行使することができず、かつ、その証人の保護に値する利益を他の方法では考慮し得ないことが明白である場合は、尋問の間、検事局の同意を得て、弁護士である立会人を付き添わせる (beordnen) ことができる (刑事訴訟法68条 b)。

重罪 (Verbrechen) 並びに軽罪 (Vergehen) 中の、保護者、監督者等による性的乱用 (sexueller Mißbrauch) (刑法174条～174条 c)、児童の性的乱用 (同法176条)、抵抗不能な者の性的乱用 (同法179条 1 項～3 項)、未成年者の性的行為に対する援助 (同法180条)、人身売買 (同法180条 b)、少年の性的乱用 (同法182条) 及び保護を命じられた者の虐待 (Mißhandlung) (同法225条) の罪、又は重大な意義を有する、職業的若しくは常習的、又は集団の構成員により若しくは他の方法により組織的に行われたその他の罪については、弁護士の選任 (Beiordnung) は、証人又は検事局の請求に基づいて命じることができる。弁護士の任命は、公判手続において管轄権を有する裁判所、又は手続が継続する裁判所の裁判長の裁判により行われ、できる限り管轄区域内の裁判所に登録している弁護士の中から選ばれることとされている。

② 公訴の準備 (Vorbereitung der öffentlichen Klage) 段階及び公判 (Hauptverhandlung) 段階において、被疑者等の尋問に立会する権限を有する者 (Anwesenheitsberechtigte) と直接対面しない方法で、証人尋問を実施することができることとされた。

公訴の準備段階では、立会権を有する者の面前での尋問による、その福祉に対する重大な不利益の差し迫った危険が他の方法では避けられないときは、裁判官は、立会権を有する者による尋問を分離して実施しなければならない。当該尋問は、その画像及び音声は公判廷に同時中継される (刑事訴訟法168条 e)。証人尋問の内容は、画像・音声記録媒体に記録することができる。特に、当該尋問が、犯罪により被害を負った16歳以下の者に対して行われる場合、又は証人を公判手続においては尋問することができず、かつ記録することが真実の究明にとって不可欠である可能性が存すると認められる場合は、記録しなければならないとされている。証人尋問の画像・音声記録物 (Bild-Ton-Aufzeichnung) の使用は、刑事訴訟の目的のためにのみ、かつ、この使用が真実の究明のために必要である限りにおいて許され、被疑者及び被害者の弁護人 (Verteidiger) は、この記録を閲覧することができる (同法58条 a)。

公判段階においても、証人が公判における立会者の面前で尋問されることにより、その福祉に対する重大な不利益の差し迫った危険が存在する場合において、その危険が被告人の退廷や公開の停止といった他の方法によっては避けられないときは、裁判所は、尋問の間、証人が他の場所に滞在することを命じることができる。この命令は、真実の究明のために必要である限りにおいて、証人が病気、身体障害その他除去することのできない差し支えのため、長期間又は不定期間にわたり公判に出頭できないとき、遠隔地にいるため、公判手続への出頭を期待することができないとき、又は検事局、弁護人及び被告人

が同意するときにも発することができる。この決定は取り消すことができない。証言の映像及び音声は、同時に法廷に中継される。証人の供述は、証人が今後の公判で尋問することができず、かつ、記録が真実究明のために必要である場合は、記録しなければならないとされている。この画像・音声記録物の使用は、刑事訴追の目的のためにのみ、かつ、この使用が真実の究明のために必要である限りにおいて許される（同法247条a）¹⁹。

さらに、強姦、性的強要等の性的自己決定（sexuelle Selbstbestimmung）に対する犯罪（刑法174条～184条c）、生命に対する犯罪（刑法211条～222条）、及び保護を命じられた者の虐待の罪（刑法225条）に関する手続において、16歳未満の証人を尋問する場合は、被告人及び弁護人が参加の機会を与えられていたときに限り、裁判官が事前に行った尋問を、ビデオに記録しこれを上映することで、公判廷での証人の尋問に代えることができるとされた（刑事訴訟法255条a）²⁰。

なお、捜査段階においても、地域によっては、少年の被害者を専門的に取り扱う検察官（少年係検察官）を配置したり、性犯罪の被害者が取調官の性別を希望できるようにするなど、証人である被害者に種々の配慮がなされている²¹。

3 刑事司法における被害救済

被害者の被害回復に資する制度として、前記の附帯私訴制度（前記1(3)参照）のほか、以下の制度が挙げられる。

(1) 公訴等の打ち切り

軽罪について、検事局は、公判手続開始について管轄を有する裁判所及び被疑者の同意の下に、被疑者に対し、①その行為によりじゃっ起された損害の弁償のために一定の給付を行うこと、②公益組織又は国庫のために、一定の金額を支払うこと、③その他の公益的給付を提供すること、又は④一定限度における扶養義務を履行することの賦課（Auflage）又は遵守事項（Weisung）を課すことによって、軽微な責任についての刑事訴追に存する公益に代えることができるときは、被疑者に上記の賦課又は遵守事項を命じて、仮に公訴を提起しないこととし、同人がこれを履行したときは、その行為を訴追することはできないとされている。既に公訴が提起されている場合には、裁判所は、検事局及び被告人の同意の下に、事実の確定を最終的に吟味することのできる公判手続の終結に至るまで、手続を仮に中止して、同時に、被告人に賦課又は遵守事項を課すことができ、被告人がこれを履行したときは、手続を打ち切ることができる（刑事訴訟法153条a）。

(2) 被害者との和解を得ようとする加害者の努力の量刑への参酌

裁判所が刑の量定に当たり考慮すべき事項として、行為者の犯罪行為後の態度、特に、損害賠償するための行為者の努力、及び被害者との和解を達成させるための行為者の努力が挙げられており（刑法46条2項）、行為者が被害者との和解の達成に努める過程で、その行為による損害のすべてあるいは大部分を弁償し、又は弁償しようと努力した場合には、裁判所は、無期の自由刑（Freiheitsstrafe）に代えて、3年以上の自由刑とし、有期の自由刑については、定められた刑の長期の4分の3を限度として宣告することができるなどの特別な法律上の軽減事由について定めた刑法49条1項に基づいて、刑を軽減することができる、また、1年以下の自由刑又は360日以下の日数罰金（Geldstrafe）²²が科されるときは、刑を免除することができる（同法46条a）。

なお、裁判所に刑を免除し得る要件があるときは、検事局は、公判手続について管轄を有する裁判所の同意のもとに、公訴を提起しないことができ、既に公訴が提起されているときは、裁判所は、公判手続の開始に至るまで、検事局及び被告人の同意の下に、手続を打ち切ることができる（刑事訴訟法153条

b)。

(3) 刑の執行延期を決定する際の、損害回復のための加害者の努力の参酌等

裁判所は、1年以下の自由刑を言い渡す場合において、保護観察のために刑の執行を延期しようとするときは、有罪の言渡しを受ける者の人格、前歴、行為の事情、行為者のその後の態度、その生活関係及びその者に対し刑の延期による期待し得る効果を考慮するとされているが(刑法56条1項)、これらを全体的に評価し、特別な事情があると認められるときは、2年以下の比較的重い自由刑についても保護観察のためにその刑の執行を延期することができ、特に、有罪の言渡しを受けた者による、その犯罪行為によってじゃっ起された損害を回復しようとする努力を考慮すべきこととされた(同条2項)。保護観察のために、刑の執行の延期を言い渡すに際し、裁判所は、有罪の言渡しを受けた者に、損害賠償に資する遵守事項を課することができる。遵守事項としては、①犯行によってじゃっ起された損害を可能な限り回復すること、②犯行及び行為者の人格を考慮して適切と認められる場合には、公共に役立つ施設に、一定の金額を支払うこと、③その他の公益的給付を提供すること、又は④国庫に一定の金額を支払うことの四つが定められ(同法56条b)、さらに、犯罪防止法による刑法改正によって、上記の②から④までの遵守事項は、①の被害者への損害回復という遵守事項に反しない限りにおいてのみ課できるとされ、被害者の損害回復が優先されることとなった。

(4) 罰金の支払いの猶予

罰金刑の執行に際して、有罪の言渡しを受けた者の一身上又は経済上の事情から判断して、その者に罰金を直ちに完納することを期待し得ないときは、裁判所は、この者に支払の猶予期間を認め、又は一定の分割額をもって納付することを許す(刑法42条)こととして、罰金刑の支払緩和の承認を決定する。判決確定後においては、この承認は執行官庁が決定し、執行官庁は、有罪を言い渡された者にとって犯罪被害に対する賠償が著しく困難なものとなる場合も、罰金刑の支払の緩和を許可できるとされている(刑事訴訟法459条a 1項)。

(5) 犯罪行為に関する公開の叙述により生じた債権に対する質権の存在

1998年に制定された被害者民事請求法によって、違法行為の行為者又は共犯者が、その行為の公開の叙述(öffentliche Darstellung)に関して、第三者に対して取得する債権上に、損害賠償請求権を担保するための質権が存在することとされた(同法1条)。同法は、加害者又はその共犯者がその行為又は自己の経歴、人的関係等を出版、テレビなどのメディアを通して公開することによって得た報酬請求権等の債権上に、質権を認めることによって、被害者が有する損害賠償請求権を担保しようとするものである。同法により、被害者は、加害者、共犯者、出版に関与した第三者その他公開の叙述によって利益を受けた者に対して、報酬請求権等の債権の存在と額に関する通知を請求できることになった(同法4条)。また、同法は、債権への質権に関する民法の規定を準用しており、第三債務者は、対象債権について債権者に対して弁済等を行ったとしても、これをもって被害者(質権者)に対抗することはできない(同法6条、民法1281条)。

なお、被害者民事請求法は、1998年5月8日に、損害賠償の具体的実現の可能性を高めるため、党派を超えた議会の全会一致で制定されたもので、加害者に資力がないことを理由に被害者が損害の賠償を得る可能性を失うことがないようにすることを目的としているものである。今後、同法の運用に当たっては、加害者側の弁護士の弁護費用との調整などの課題もあるとされている²³。

4 加害者と被害者との和解

(1) 和解プロジェクトの広がりとは整備

ドイツの刑事手続における被害者保護施策のうち、近年内外に紹介されるようになり、注目を集めている被害者・加害者の和解・調停（TOA:Täter-Opfer-Ausgleich）について、その成立及び発展の過程、活用を促進させるための法制度、成立した和解の内容及び活用の具体的状況について概観する。

ドイツでは1985年ころから、少年事件の分野で、当時明文の規定はなかったものの、既に州及び都市の単位で、独自の、行為者（加害者）と被害者との和解プロジェクトが実施されていた。これらの多くは、ソーシャルワーカー等の仲裁者を通して両者の和解を成立させて、行為者である少年の刑事手続を打ち切ることを目的として行われたものである。

和解によって物質的損害の全部又は一部が回復されるほか、被害者の不安感や精神的負担を除去し、法秩序への信頼を回復ないし強化するといった意義があることに加えて、加害者に対しても、紛争解決への積極的関与を通して、自己の誤った態度及び行為の責任についての自覚を促していくという教育的意義が存在することが理解されるようになってきた。

このようなプロジェクトの成果を踏まえ、1990年の少年裁判所法（Jugendgerichtsgesetz）の改正において、被害者・加害者間の和解・調停への努力が、手続の打ち切りの要件あるいは処分の内容として取り入れられることとなった。

手続打ち切りは、①加害者が被害者との和解に努力したことが認められるときは、検察官は訴追を見合わせる事ができ（同法45条2項）、また、②検察官から裁判官へ、被害者との和解の達成に努めることの指示や義務の賦課を行為者に課すことの勧告を行い、その勧告に裁判官が応じ、行為者である少年がその裁判官の指示や義務の賦課を履行した場合も、検察官は訴追を見合わせる事ができる（同条3項）とされ、これらによって、和解への努力を理由として検察官及び裁判官による手続の打ち切りがなされることとなった。

処分の内容としては、少年裁判所法には従前から、裁判官によって科される懲戒処分（Zuchtmittel）として、被害者への賠償と謝罪を義務（Auflage）として賦課することができる旨の規定（同法15条1項1号・2号）があったが、前記の同法の改正により、同様に裁判官によって科される教育処分（Erziehungsmaßregeln）のうち、指示（Weisung）の一つとして、「行為者は被害者との和解の達成に努めること」を命じ得ることとなった（同法10条1項7号）。

和解プロジェクトは、その後、成人にも実施されるようになった。1994年12月1日施行の犯罪防止法によって、刑法46条aで加害者と被害者との和解、損害回復に関する規定が新設された（前記3参照）。これにより、加害者が被害者との和解に努力し、引き起こしたすべての損害若しくはその一部を回復したとき、又はその損害回復に真剣に努力したときなどには、その刑を減輕又は免除（言い渡すべき刑が1年以下の自由刑又は360日分以下の罰金に限られる。）できることとなった。

ドイツ連邦司法省によると、刑法46条aは、実務上も罪名の限定なく運用されており、自由刑に処せられるものの約95%が1年以内の刑となるのが現状であるため、当事者の間に和解があって刑法46条aが運用される場合は、刑の免除になる場合が多いとのことである²⁴。

なお、前述の刑法46条aが設けられる以前にも、成人の場合には、軽罪に関し、公判手続開始について管轄を有する裁判所及び被疑者の同意の下に、当該行為によりじゃっ起された損害の弁償のため一定の給付を行うようにとの賦課を被疑者に課し、被疑者によってこれが履行されたときは、検事局は被疑者を軽罪で訴追することができないとの刑事訴訟法153条aの規定（前記3参照）の運用として、検事局による事実上の和解の仲介が行われていた。この検事局が仲介する成人の場合の和解手続の具体的手順

は、検察官において、担当する事件が行為者と被害者との和解に適すると判断した場合には、事件を必要な事件記録と共に、和解を行う機関に移送し、和解を行う機関においては、加害者と被害者に面接するなどし、両者が損害回復の方法について合意に達し、行為者が取り決められた損害回復を行った場合には、検察官にその旨報告し、その結果、検察官が、裁判所の同意の下に、刑事手続の打ち切りを行うというものである。

なお、上記の賦課又は遵守事項が履行された場合の刑事訴訟法153条 a に基づく不起訴に加えて、軽罪に関しては、既に開始されていた当事者の和解に基づく損害の賠償によって、当該行為により結果的にじゃっ起された損害がきん少になったと認められた場合には、行為者の責任は微弱であり、かつ、訴追することについて公益が認められないとして、同法153条に基づき、裁判所の同意を得た上で訴追を行わないこととする運用も行われている²⁵。

(2) 和解の手順と和解の実施についての問題点

被害者・加害者の和解・調停の実務について、ドイツにおいて和解を担当する機関、和解に至る具体的な手順、和解を運用する上での問題点等を紹介する²⁶。

和解は、被害者と加害者の双方が和解の内容について歩み寄ることから始まり、合意に達した上で、合意した内容を実行することで完結するが、和解の調整段階では第三者の存在は必ずしも必要とされておらず、実際に介在せずに行われているケースもある。このような当事者のみの調整については、調整機関の担当者が、その達成及び進ちょく状況を逐次確認することになる。

また、被害者が和解を拒否している場合でも、刑法46条 a では加害者側の和解への努力を量刑に反映させることとされていることを受けて、被害者の意思とは関係なく、加害者に損害賠償等を試みさせたり、公益につながるような仕事に従事させるといった働きかけが行われている。

和解を実際に勧める機関は、裁判所と関係するソーシャル・サービスを行う者 (Sozialdienst : 少年審判補助 (Jugendgerichtshilfe), 裁判所補助司 (Gerichtshelfer) 等) と、民間機関 (freier Träger) とに大別される。警察、検察官及び裁判所は直接の調整者ではない。和解や損害回復のために、警察機関、検事局、裁判所、行刑施設、民間団体など、関係機関の役割分担を明示した規定を各州がそれぞれ定めることになっている。

和解に至る具体的な手順は、以下のとおりである。

第一段階として、警察機関は、訴追に関する資料を検事局に送付する際、当該事件が和解を行わせるに適しているかどうか判断した結果を伝える。警察機関は、和解を行わせることが適当である事件と判断した場合には、被害者に、当該事件の情報を和解を行う機関に伝達することの可否を確認し、その同意を得る (この同意がないと、個人に関連するデータを各機関の間で授受することができない)。

第二段階として、検察官は、起訴を行うか否かの判断とともに、裁判所で行われるであろう量刑についての予測を踏まえて、和解を行わせるかどうかを判断する。起訴前及び公訴提起後の諸般の事情を踏まえて和解が有効であると判断した場合には、事件の情報を和解を扱う機関に回付し、被害者と加害者の双方に和解の意思を確認する。

第三段階として、主に裁判所と関係する上記のソーシャルサービス機関が、具体的な和解に向けて調整を始め、その達成及び進ちょく状況を逐次確認する。

ちなみに、1998年12月までの段階では、加害者を収容する行刑施設が和解に関して積極的に働きかけを行うといった状況にはない。前述したように、和解への努力は、手続の打ち切り、刑の減軽・免除等、有罪判決確定前の司法手続に関連しているため、いったん有罪が確定してしまえば、加害者自身に和解に興味を持ちにくくなることがその背景の一つにあるととらえられている。

しかし、同国内には、受刑者の円滑な社会復帰のために被害者との和解は重要な要素であるとする見解もある²⁷。この見解では、同国行刑法73条の「受刑者は、…中略…自己の犯罪行為によって生じた損害を調整することに努めるよう援助を受けるものとする」との規定は、施設側から、受刑者である加害者への被害者との和解に関する働きかけを支持するのではないかとされており、連邦司法省でも、1999年12月現在、行刑法改正のための草案づくりを検討している²⁸。

ドイツ連邦司法省では、1994年の犯罪防止法施行以降の和解に関する運用上の問題としては、以下のようものを挙げている²⁹。

第一に、和解の活用が地域によって異なっていることである。これには、和解に対する個々の検察官の姿勢や意向が影響しているとされている。一例を挙げると、和解が積極的に活用されているシュツットガルト周辺部では、国内の人口の2%ほどを占める地域に、少年事件に関する和解を行う団体が五つあり、これらの団体が全ドイツの10%の和解を扱っている。一方で、和解を行う機関自体がない地域もあり、そこでは和解を行う実務の基盤も確立されていない。

第二に、和解の制度自体が法律家にも認知されているといい難いことである。これに関して、弁護士に対するアンケートを行った際、24%の者が和解の制度を知らなかったという結果が出ている。

第三に、ドイツにおいては、個人に関する情報の保護・管理が重視され、それらの取扱いが慎重である上、法律上も手厚く保障されている社会的な背景があり、これが和解を進める上での抑制要因になっているとも考えられている。ドイツ連邦司法省では、個人情報保護しつつ、同時に必要な情報だけが関係機関に伝えられるような法整備が今後の課題であるとしている。

(3) 和解の実施状況に関する調査結果

ドイツ連邦司法省が把握している、近年のドイツ全国における加害者と被害者との和解・損害回復の措置のとられた件数及び和解・示談の成立した件数、それぞれのすべての有罪件数に占める割合は、以下のとおりである³⁰。

和解が主として刑事訴訟法153条等の運用上で取り扱われていた1989年、少年裁判所法改正により少年事件の手續に和解が取り入れられるようになって後の1992年、及び1994年の犯罪防止法施行後の1995年について、加害者・被害者間の和解の実績を比較したところ、1992年は取り扱った機関の数で1989年の40%増、事件数でおよそ2倍になっている、さらに、1995年は1992年と比較して、取り扱った機関の数で63%増、事件数で75%増加している。1995年に、連邦全体で和解の取り入れられた事件数は約9,000件である。

一方、標本調査を行った結果、和解を取り入れることが可能であると考えられる事件の数はおよそ全国で年間60万件とされており、ドイツ連邦司法省では、その後も和解の活用される事件の増加が期待できるとしている。また、1998年の時点では地域差がかなり大きく、ブランデンブルグ州（ベルリン市を囲む地域）のみの件数で、1994年は約700件、1996年は約3,000件、1997年は約2,800件であり、これは1997年に全国で行われた和解の件数の31%となる。

次に、連邦司法省発行の資料「Täter-Opfer-Ausgleich in Deutschland」によると、1992年に全国で226だった和解プロジェクトの実施機関は1995年には62.8%増の368になっている。このうち261の機関の和解の実施状況が集計されている³¹。これによると、1989年、1992年及び1995年における和解の実施件数は、関係加害者一人を1件とした場合、1989年約2,100件、1992年約5,100件、1995年は約9,100件で、1995年には、9,000人以上の加害者と8,000人以上の被害者について和解が試みられている。これらの事件を関係者である加害者及び被害者の年齢層別に見ると、少年だけに係わるものが約6,500件、成人だけに係わるものが約1,300件、そして少年と成人の両方に係わるものが約1,300件となっている。また、取

扱対象別に実施機関の比率を見ると、少年を対象とする機関が全体の81%、成人は13%で、両方を対象としている機関は8%となっている。

和解を実施する機関の所属別構成比を見ると³²、261の和解の実施機関のうち、各州の少年保護局（Jugendamt）関係の実施機関が153か所で約59%、裁判所と関係するソーシャル・サービス（Sozial Dienste）（上記(2)参照）が39か所で約15%、その他が民間機関（freier Träger）によるもので約26%となっている。公的な機関には、運営のための費用や裁判所との連携という面でメリットがある反面、法令等に活動を制約されるなどのデメリットがある。最近、柔軟な活動と対応が可能な民間の機関が評価を高めてきている。

また、前記資料の別の調査結果によると³³、連邦司法省の照会に対して回答のあった、バイエルン、ヘッセン、ニーダーザクセン、チューリンゲンなど11の州の42の和解プロジェクトの実施機関が1995年に実施した和解対象案件は1,813件、対象加害者数は2,620人、対象被害者数は2,296人である。このうち、和解を行う条件が整っていたのは、加害者数2,409人（対象者総数の91.9%）、被害者数2,127人（同92.6%）である。さらにそのうち、和解について積極的な意欲をもっていたものは、加害者数2,078人（同79.3%）、被害者数1,448人（同63.1%）、さらに、実際に和解の調整に入ったのが加害者数1,687人（同64.4%）、被害者数1,337人（同58.2%）である。そのうち、最終的に和解が全部又は一部について整ったのは、加害者数1,486人（同56.7%）、被害者数1,204人（同52.4%）である。

上記調査対象の和解案件について、①罪名・罪種、②加害者及び被害者の年齢層及び面識の有無、③加害者の行為の責任に対する自覚の有無・程度、④和解の試みに対する被害者の意識、及び⑤和解の内容は、以下のとおりである。

① 和解対象案件の罪名・罪種

表2-4-1は、前記の和解を行う条件が整っていた事件の加害者数2,409人について、罪名及び罪種ごとの加害者数の比率である。これによると、一人の加害者が複数の罪名の事件にかかわっていることを考慮しても、傷害（32.3%）、危険な傷害（30.2%）、器物損壊（14.3%）、侮辱（9.3%）が和解対象案件の中でも多くなっている。

表2-4-2は、同じく和解を行う条件が整っていた事件の加害者数2,409人について、加害者の年齢層別に罪種ごとの比率を見たものである。これによると、加害者が少年及び青年（14歳以上21歳未満）であった場合と成人であった場合では、加害者が少年及び青年であった場合の方が、重罪の事件にかかわっている比率が高く、また、強盗・恐喝に関する罪の事件にかかわっている比率が高くなっていることが認められる。

表 2-4-1 和解を行う条件が整った事件（罪種別）

罪 名 ・ 罪 種	調査対象に占める比率	罪 名 ・ 罪 種	調査対象に占める比率
総 数	100.0 (2,409)	横領(246 条)	0.6 (15)
執行官に対する反抗(113 条)	0.2 (6)	自動車等の無権限使用(248条b)	0.4 (10)
住居侵入(123 条)	1.3 (31)	強盗(249 条)	3.2 (77)
騒じょう(125 条)	1.3 (31)	重い強盗(250 条)	0.7 (18)
脅迫による平穩の阻害(126 条)	0.1 (3)	強盜的窃盗(252 条)	0.4 (9)
民衆の扇動(130 条)	0.0 (1)	恐喝(253 条)	1.0 (23)
事故地から不法に離れる罪(142条)	0.4 (9)	強盜的恐喝(255 条)	4.0 (96)
危急警報の悪用等(145 条)	0.2 (4)	犯罪ひ護(257 条)	0.0 (1)
過失による虚偽の宣誓(163 条)	0.0 (1)	詐欺(263 条)	1.4 (34)
ふ告(164 条)	0.2 (5)	コンピュータ詐欺(263 条 a)	0.3 (7)
死者の安息の妨害(168 条)	0.4 (9)	保険詐欺(265 条)	0.0 (1)
児童の性的乱用(176 条)	0.6 (15)	給付の詐欺(265 条 a)	0.0 (1)
性的強要(178 条)	0.4 (9)	信用詐欺(265 条 b)	0.0 (1)
露出症の行為(183 条)	0.0 (1)	背任(266 条)	0.0 (1)
侮辱(185 条)	9.3 (224)	文書偽造(267 条)	0.2 (5)
悪評の流布(186 条)	0.2 (4)	器物損壊(303 条)	14.3 (345)
不実のひぼう(187 条)	0.1 (2)	公共侵害的な器物損壊(304 条)	0.2 (5)
傷害(223 条)	32.3 (779)	重い放火(306 条)	0.1 (2)
危険な傷害(223 条 a)	30.2 (728)	道路交通の危険な介入(315条b)	0.1 (2)
保護を命じられた者の虐待(223条b)	0.0 (1)	道路交通への危害(315 条 c)	0.1 (2)
重傷害(224 条)	0.0 (1)	自動車への強盜的攻撃(316条a)	0.1 (3)
特に重い傷害(225 条)	0.1 (2)	救助の不履行(323 条 c)	0.2 (6)
過失致傷(230 条)	1.2 (30)	環境に危険なゴミ処理(326 条)	0.1 (2)
自由のはく奪(239 条)	0.4 (9)	公務上の傷害(340 条)	0.0 (1)
恐喝的な人身奪取(239 条 a)	0.2 (4)	傷 害 に 関 す る 罪	63.6 (1,531)
強要(240 条)	3.7 (90)	窃 盗 ・ 詐 欺 に 関 す る 罪	11.3 (272)
脅迫(241 条)	6.1 (146)	財 産 の 損 失 に 関 す る 罪	14.5 (350)
窃盗(242 条)	5.9 (143)	強 盗 ・ 恐 喝 に 関 す る 罪	8.9 (215)
特に重い窃盗(243 条)	3.8 (92)	重	8.1 (196)
集団窃盗(244 条)	0.0 (1)	暴 力 的 犯 罪	73.3 (1,767)

注 1 Täter-Opfer-Ausgleich in Deutschland による。

2 総数は、和解を行う手続上の障害 (verfahrenstechnisches Hindernis) がなかった加害者数である。

3 罪名の () 内は、該当する1995年当時の刑法の条文である。

4 調査対象に占める比率の () 内は、該当する加害者数である。

5 1 人の加害者が複数の罪種の事件にかかわる場合を含む。

6 各罪種は次のとおりである。

① 傷害に関する罪 刑法223条(Körperverletzung), 223条 a(gefährliche Körperverletzung), 224条(schwere Körperverletzung), 225条(besonders schwere Körperverletzung), 230条(fahrlässige Körperverletzung), 及び340条(Körperverletzung im Amt)

② 窃盗・詐欺に関する罪 刑法242条(Diebstahl), 243条(besonders schwere Diebstahl), 244条(Bandendiebstahl), 263条(Betrug), 263条 a(Computerbetrug), 265条(Versicherbetrug), 265条 a(Leistungserschleichung), 265条 b(Kreditbetrug), 266条(Untreue) 及び267条(Urkundenfälschung)

③ 財産の損失に関する罪 刑法303条(Sachbeschädigung) 及び304条(gemeingefährliche Sachbeschädigung)

④ 強盗・恐喝に関する罪 刑法239条 a (erpresserischer Menschenraub), 249条(Raub), 250条(schwerer Raub), 252条(rauberischer Diebstahl) 及び255条(räuberische Erpressung)

⑤ 重罪 刑法224条, 225条, 239条 a, 249条, 250条, 252条及び255条

⑥ 暴力的犯罪 刑法113条(Widerstand gegen Vollstreckungsbeamte), 125条(Landfriedensbruch), 178条(sexuelle Nötigung), 223条, 223条 a, 223条 b(Mißhandlung von Schutzbefohlenen), 224条, 225条, 230条, 239条 a, 241条(Bedrohung), 249条, 250条, 252条, 255条 及び340条

表 2-4-2 和解を行う条件が整った事件（加害者の年齢層別）

罪 種	総 数	少年及び青年	成 人
総 数	2,409	1,860	498
傷 害 に 関 する 罪	1,531 (63.6)	1,184 (63.7)	314 (63.1)
窃盗・詐欺に関する罪	272 (11.3)	222 (11.9)	47 (9.4)
財産の損失に関する罪	350 (14.5)	272 (14.6)	75 (15.1)
強盗・恐喝に関する罪	215 (8.9)	197 (10.6)	6 (1.2)
重 罪	196 (8.1)	179 (9.6)	5 (1.0)
暴 力 的 犯 罪	1,767 (73.3)	1,375 (73.9)	349 (70.1)

注 1 Täter-Opfer-Ausgleich in Deutschland による。

2 総数は、和解を行う手続上の障害（verfahrenstechnisches Hindernis）がなかった加害者数である。

3 少年は、14歳以上18歳未満、青年は、18歳以上21歳未満である。

4 () 内は、総数に占める比率である。

5 表 2-4-1 の注 5・6 に同じ。

② 加害者及び被害者の年齢層及び面識の有無

表 2-4-3 は、同じくこの加害者数2,409人について、年齢層別の実数と構成比を示したものである。これによると、少年裁判所法の適用となる14歳以上18歳未満の加害者が過半数を占めており、18歳以上21歳未満の者も20%を超えている。刑事未成年である13歳以下の加害者の事件にも和解が試みられていることが分かる。

表 2-4-3 加害者の年齢層

年 齢 層	総 数
総 数	2,409 (100.0)
14 歳 未 満	45 (1.9)
14 歳 以 上 18 歳 未 満	1,342 (55.7)
18 歳 以 上 21 歳 未 満	518 (21.5)
21 歳 以 上	498 (20.7)
不 明	6 (0.2)

注 1 Täter-Opfer-Ausgleich in Deutschland による。

2 総数は、和解を行う手続上の障害（verfahrenstechnisches Hindernis）がなかった加害者数である。

3 () 内は、構成比である。

一方、表 2-4-4 は、和解を行う条件が整っていた事件の被害者数2,127人について、年齢層別の実数と構成比を示したものである。これによると、14歳から20歳の被害者数が多くなっているが、13歳以下の被害者数が137人と、全体の6.4%を占めていることが認められる。

なお、前記の和解を行う条件が整っていた事件の加害者数2,409人について、被害者との間の面識の有無、程度を見てみると、「よく知っていた」(gut)とした者が598人(24.8%)「ちょっと知っていた」(flüchtig)とした者が728人(30.2%)、「知らなかった」者が1,052人(43.7%)となっている。

③ 加害者の行為の責任に対する自覚の有無・程度

表 2-4-5 は、前記の、和解を行う条件が整っていた事件の加害者数2,409人について、行為に対する非難をどのように受け止めているかを見たものである。これによると、「全くそのとおりである」(vollständig)とする者及び「大体そのとおりである」(im wesentlichen)とする者で、77.5%を占めている

表 2 - 4 - 4 被害者の年齢

被害者の年齢	総 数
総 数	2,127 (100.0)
6 歳 未 満	4 (0.2)
6 歳 ～ 13 歳	133 (6.3)
14 歳 ～ 17 歳	589 (27.7)
18 歳 ～ 20 歳	269 (12.6)
21 歳 ～ 34 歳	400 (18.8)
35 歳 ～ 44 歳	207 (9.7)
45 歳 ～ 54 歳	172 (8.1)
55 歳 ～ 64 歳	94 (4.4)
65 歳 ～ 74 歳	44 (2.1)
75 歳 以 上	27 (1.3)
不 明	188 (8.8)

- 注 1 Täter-Opfer-Ausgleich in Deutschland による。
 2 総数は、和解を行う手続上の障害 (verfahrenstechnisches Hindernis) がなかった被害者数である。
 3 () 内は、構成比である。

表 2 - 4 - 5 行為の非難に対する受け止め方

年 齢 層	総 数
総 数	2,409 (100.0)
全くそのとおりである	1,187 (49.3)
大体そのとおりである	679 (28.2)
部分的にそのとおりである	304 (12.6)
非 難 に 値 し な い	95 (3.9)
無 回 答	144 (6.0)

- 注 1 Täter-Opfer-Ausgleich in Deutschland による。
 2 総数は、和解を行う手続上の障害 (verfahrenstechnisches Hindernis) がなかった加害者数である。
 3 () 内は、構成比である。

が、「非難に値しない」(nein) とした者も3.9%となっている。

④ 和解の試みに対する被害者の意識

表 2 - 4 - 6 は、同じく前記の和解を行う条件が整っていた事件の被害者2,127人について、罪種ごとの被害者が和解に取り組むことに積極的だった比率である。これによると、窃盗・詐欺に関する罪及び財産の損失に関する罪では、80%以上の被害者が和解に取り組む姿勢を見せていたのに対し、強盗・恐喝に関する罪では、60%代前半にとどまっている。

表 2 - 4 - 6 和解を受け入れる被害者の比率(罪種別)

罪 種	和解を受け入れる比率
傷 害 に 関 す る 罪	78.1
窃 盗 ・ 詐 欺 に 関 す る 罪	82.5
財 産 の 損 失 に 関 す る 罪	84.9
強 盗 ・ 恐 喝 に 関 す る 罪	62.6
重 罪	63.4
暴 力 的 犯 罪	76.1

- 注 1 Täter-Opfer-Ausgleich in Deutschland による。
 2 表 2 - 4 - 1 の注 6 に同じ。

⑤ 和解の内容

表 2-4-7 は、前記の、最終的に和解が全部又は一部について整った事件の加害者数1,486人(無効回答を除く総数は1,482人)について、加害者の年齢層別に、和解に至った内容を見たものである。これによると、謝罪 (Entschuldigung) が約70%, 慰謝料 (Schmerzensgeld) が約20%であり、損害賠償 (Schadenersatz) は、少年及び青年の加害者の30%近く、成人の加害者の20%近くが行っている。

表 2-4-7 和解の内容 (加害者の年齢層別)

和解の内容	総 数		少年及び青年		成 人	
総 数	1,459	1,201	1,201		258	
給 付 な し の 合 意	82	(5.6)	61	(5.1)	21	(8.1)
謝 罪	1,056	(72.4)	873	(72.7)	183	(70.9)
進 物	99	(6.8)	86	(7.2)	13	(5.0)
被 害 物 の 還 付	31	(2.1)	27	(2.2)	4	(1.6)
慰 謝 料	313	(21.5)	256	(21.3)	57	(22.1)
作 業 の 履 行	96	(6.6)	92	(7.7)	4	(1.6)
被害者との共同作業	123	(8.4)	105	(8.7)	18	(7.0)
損 害 賠 償	398	(27.3)	347	(28.9)	51	(19.8)
そ の 他	193	(13.2)	131	(10.9)	62	(24.0)

- 注 1 Täter-Opfer-Ausgleich in Deutschland による。
 2 総数は、最終的に和解が全部又は一部について整った加害者数である。
 3 少年は、14歳以上18歳未満、青年は、18歳以上21歳未満である。
 4 () 内は、総数に対する比率である。
 5 1人の加害者が複数の和解の内容にかかわる場合を含む。
 6 無回答を除く。

表 2-4-8 は、前記の、和解の調整に入った加害者数1,687人に対して、和解によって取り決められた損害賠償の額を、表 2-4-9 は、同様に慰謝料の額を見たものである。これによると、損害賠償の額については、有効回答399人について、150マルク以下の者が約40%, 450マルク以下で見ると70%代前半に達している。慰謝料の額については、有効回答321人について、およそ4分の3の者が800マルク以下の範囲としている (2000年2月末日現在1マルク56円)。

表 2-4-8 損害賠償の額

金 額 層	総 数
総 数	399 (100.0)
60 マ ル ク 以 下	78 (19.5)
61マルク～ 150マルク	85 (21.3)
151マルク～ 250マルク	54 (13.5)
251マルク～ 450マルク	76 (19.0)
451マルク～ 750マルク	37 (9.3)
751マルク～1,100マルク	22 (5.5)
1,101マルク～2,000マルク	25 (6.3)
2,001マルク～4,200マルク	16 (4.0)
4,200 マ ル ク を 超 え る	6 (1.5)

表 2-4-9 慰謝料の額

金 額 層	総 数
総 数	321 (100.0)
50 マ ル ク 以 下	17 (5.3)
51マルク～ 100マルク	36 (11.2)
101マルク～ 149マルク	9 (2.8)
150マルク～ 300マルク	75 (23.4)
301マルク～ 500マルク	63 (19.6)
501マルク～ 800マルク	38 (11.8)
801マルク～ 1,000マルク	19 (5.9)
1,001マルク～ 2,000マルク	40 (12.5)
2,001マルク～ 5,000マルク	22 (6.9)
5,000マルク～35,000マルク	2 (0.6)

- 注 1 Täter-Opfer-Ausgleich in Deutschland による。
 2 総数は、和解の調整に入った加害者数である。
 3 () 内は、構成比である。
 4 無回答を除く。

さらに、表2-4-10は、加害者の年齢層別に、和解によって取り決められた金銭的給付の支払状況をみたものである。これによると、「完全に支払った」(vollständig)とする者が約80%となっている。

表2-4-10 和解で取り決められた金銭的給付の支払状況(加害者の年齢層別)

支 払 状 況	総 数	少年及び青年	成 人
総 数	953	791	156
完 全 に 支 払 っ た	767 (80.5)	617 (78.0)	139 (89.1)
一 部 支 払 っ た	42 (4.4)	39 (4.9)	3 (1.9)
支 払 っ て い な い	10 (1.0)	10 (1.3)	0 (0.0)
調 達 中 で あ る	147 (15.4)	130 (16.4)	15 (9.6)

- 注 1 Täter-Opfer-Ausgleich in Deutschland による。
 2 総数は、和解で決められた金銭的給付について回答した加害者数である。
 3 少年は、14歳以上18歳未満、青年は、18歳以上21歳未満である。
 4 () 内は、総数に占める比率である。
 5 無回答を除く。

第3 被害者補償制度

ドイツでは、1976年に制定された被害者補償法により、違法な故意の暴力的攻撃等によって被った健康上の被害（以下「補償対象被害」という。）について、連邦又は州政府が一定の補償を行うこととされた。同法は、ドイツにおける、戦争、軍務等によって、健康上損傷を被った者等に対する補償等について規定した、連邦援護法（Bundesversorgungsgesetz, 1950年）³⁴による社会保障を、暴力行為の被害者にも準用するとしたものである。この制度は連邦労働社会秩序省（Bundesministerium für Arbeit und Sozialordnung）が所管し、各州の労働社会秩序省及び援護庁（Versorgungsamt）が補償等の実施（Gewährung）を行うこととされている。

被害者補償法制定時は、その適用対象をドイツ国民に限定しており、補償対象被害も、同法の施行以降に行われた暴力行為によってもたらされたものとされていたが、1984年の同法改正によって、1949年5月23日から1976年5月15日までの損傷についても、国内の被害者と遺族に限った上、同被害が重度障害であり、かつ、被害者が困窮している場合には、援護を受け得るものとされた。さらに、1990年10月3日に東西ドイツの統一に伴う改正が行われ³⁵、続く1993年の改正では、以下のいずれかの条件に該当する外国人（母国籍喪失外国人及び無国籍者は除く。）も補償の対象とされることとなった。すなわち、①その外国人がEUの構成国の国民であるとき、②ドイツ人との平等な処遇を要請するEUの法規定が適用できるとき、③国家間の条約に基づいて、法律上に定めがあるとき、④対象外国人の国でドイツ人が同様の補償を受けられる相互性が保障されているとき、⑤その外国人が3年以上適法にドイツ国内に滞在しているときは、補償の対象とされることとなった。なお、補償を受ける者の国籍は、それぞれの申請者について判断されるため、上記のいずれにも該当しない外国人が補償対象被害によって死亡した場合でも、その者の妻がドイツ人又は上記の要件を充足する外国人である場合には、給付を受ける資格を有することになる³⁶。

上記制度の概要及び近年の運用は、以下のとおりである³⁷。

1 補償の対象となる行為

本制度が適用される行為は、自動車又はトレーラー（Kraftfahrzeug oder Anhänger）による加害（自動車等による被害については、自動車事故による損害として統一的な別の補償制度がある。）行為を除く、故意の違法な暴力行為であり、当該行為又はそれを防ごうとして生じた損傷が、国内又はドイツ艦船若しくは航空機において生じた場合に、申請に基づいて補償を受けることができる（被害者補償法1条1項及び11項）。また、故意に毒を投与する行為及び一般的に危険とされる手段で犯された犯罪により、身体・生命に対する危険を過失によってじゃっ起する行為は、上記の暴力行為と同一視される（同条2項）。

ベルリン援護庁の審査担当官の説明によると、同法にいう「暴力行為」は、他人の身体に直接的に向けられた敵対的意思の作用を意味し、被害者自身に向けられたものであるか否かとは無関係とされている。例えば、Aという人間を殺す意図で銃撃を行った結果、誤ってBを殺してしまったというようなケース（打撃の錯誤）の場合でも、「人」を殺すという意味をもって結果的にBという人間を殺したのであるから、Bは「故意」の暴行による被害者ということになり、また、「人」による「故意」の暴行と認められれば十分なのであるから、理論的には、誰が犯人かが特定できなくとも、少なくとも「人」が故意に行った犯行であることが、被害を負った態様、被害の内容等から合理的に確認できれば補償の前提条件

を満たすといえることができる。加えて、当該故意の行為は、行為者の責任能力を前提条件としないので、子供や精神障害者による暴行の場合も、補償可能である。しかし、補償要件の存在が確定できない場合の不利益は、申請人が受けることと解釈されており、審査の結果、要件の存在が確認できない場合は、不許可となる³⁸。

また、被害者側の過失については、被害者自身に、その損傷をじゃっ起した原因がある場合、又はその者に補償すれば不公正 (unbillig) になる場合には、申請は、不許可としなければならない (被害者補償法 2 条 1 項)。前者の例として、被害者が暴行を挑発したような場合を挙げることができ、後者の例としては、麻薬密売業者が商売敵との対決で暴行を受け、その結果被害者となったような場合を挙げることができる。そして、被害者が事実解明及び行為者の訴追に協力しなかった場合、とりわけ、訴追の権限をもつ機関に対して遅滞なく (unverzüglich) 犯罪にあった旨の届出をしなかった場合には、補償を拒むことができることとされている (同条 2 項)。

2 補償の範囲と補償の対象となる者

補償 (Versorgung) の範囲 (連邦援護法 9 条) は、①治療措置 (Heilbehandlung)、病者療護措置 (Krankenbehandlung) 及び身体障害者体操 (Versehrtenleibesübung) への参加 (同法10条~24条 a)、②他の給付 (Leistung) を補うための被害者及び遺族への給付 (以下「犠牲者援護給付」という。) (同法25条~27条 i)、③障害者年金 (Beschädigtenrente) (同法29条~34条) 及び介護手当 (Pflege-zulage) (同法35条)、④埋葬金 (Bestattungsgeld) 及び死亡給付金 (Sterbegeld) (同法36~37条)、⑤遺族年金 (Hinterbliebenenrente) (同法38条~52条) 並びに⑥遺族の死に伴う埋葬金 (同法53条) となっている。

なお、犠牲者援護給付は、被害者若しくはその遺族の資産又は収入 (連邦援護法に基づく他の給付を含む。) が、その者の生計を営む上で不足している場合に算定・給付され (連邦援護法25条 a)、その種類は、①職業促進リハビリテーション扶助 (Hilfen zur beruflichen Rehabilitation) (同法26条~26条 a)、②病者援助 (Krankenhilfe) (同法26条 b)、③介護援助 (Hilfe zur Pflege) (同法26条 c)、④家事継続援助 (Hilfe zur Weiterführung des Haushalts) (同法26条 d)、⑤老齢扶助 (Altenhilfe) (同法26条 e)、⑥子女等の教育補助 (Erziehungsbeihilfe) (同法27条)、⑦生計補足扶助 (ergänzende Hilfe zum Lebensunterhalt) (同法27条 a)、⑧休養のための援助 (Erholungshilfe) (同法27条 b)、⑨住居費援助 (Wohnungshilfe) (同法27条 c)、⑩特別な生活状況での援助 (Hilfen im besonderen Lebensunterhalt) (同法27条 d) となっている。

補償を受けることができるのは、負傷した本人 (Beschädigte)、配偶者を失った者 (Witwe, Witwer)、親を失った者 (Waise) 及び子を失った父母等である。

本人に対して行われる補償の内容は、①治療具、義歯等の給付も伴う治療措置 (Heilbehandlung)、②治療に関する給付、③湯治 (Badekur)、④家事の援助 (Haushaltshilfe) 及び、介護が必要な場合 (Pflegebedürftigkeit) の給付、⑤傷害のために就業不能になった場合の補償金 (Versorgungskrankengeld)、⑥傷害のために罹患した疾病の治療によって、収入の基盤が著しく損なわれている場合の、日額最高70マルクの補助金 (Beihilfe)、⑦身体障害者体操 (Versehrtenleibesübung)、⑧重度障害者の親族及び介護者を対象とする病者療護措置 (Krankenbehandlung)、⑨就業促進措置 (berufsfördernde Maßnahme) 並びに職業的リハビリテーションの期間に終日の就業ができない場合の一時金 (Übergangsgeld) 及び未就業の若年者が同期間に受ける生計補助 (Unterhaltsbeihilfe) からなる職業的リハビリテーション扶助、⑩現在の所得にかかわらず、生計を立てる能力 (Erwerbsfähigkeit) の減少の度合に応じて支給され、身体的に完全な状態が失われたことと障害による個別に算定できない出費を補うため

の基本年金 (Grundrente), ⑪生計を立てる能力の100%の喪失という評価だけでは十分でない特に重い障害がある場合に, 基本年金を補充する最重度障害者手当 (Schwerstbeshädigtenzulage), ⑫介護手当, ⑬1976年5月16日以降に傷害によって職業上の損害を被った者が受けられる職業損害補てん (Berufsschadensausgleich), ⑭傷害を受けた者の所得が所定の額に達しないときに, 生計費を確保するために請求権が生じる調整年金 (Ausgleichsrente), ⑮配偶者手当 (Ehegattenzuschlag), ⑯犠牲者援護給付である。

配偶者を失った者に対して行われる補償の内容は, ①基本年金, ②調整年金, ③損害補てん (Schadensausgleich), ④病者療護措置等である。基本年金及び調整年金の額は, 就業して生計を立てる能力の失われた者本人に対する額の約60%である。損害補てんは, 死亡した配偶者が生きていれば獲得したと考えられる所得額を基準とする。受給の条件は, 傷害を受けたことによって死亡したこと及びその傷害を受けたことが1976年5月16日以降に発生したことである。

親を失った者に対して行われる補償は, 18歳を過ぎるまで, 特に学校教育及び職業教育に関しては27歳を過ぎるまで継続される。病弱である場合には自活できるようになるまで補償を受けられる。病者療護措置の対象となるほか, 子女等の教育補助や休養のための援助といった給付を受けることができる。

子を失った父母等に対して行われる補償としては, 父母等の所得が所定の額を超えておらず, かつ, 就業して生計を立てる能力がないこと, 他のやむを得ない理由から就業活動を全うできないこと, 又は60歳以上であることのいずれかの場合に, 父母年金 (Elternrente) が支給される。病者療護措置の請求もすることができるが, 犠牲者援護給付については, 父母年金を受けることができない理由が所定の額を超えた収入を有しているというものである場合に限り適用がある。

治療措置に関しては, 補償対象被害によって, 50%以上の収入能力が減退させられた重度被害者 (Schwerbeshädigte) (連邦援護法31条3項) は, 原則として, その後のすべての病気 (補償対象被害と相当因果関係が認められないものも含む。) の治療費について補償を受けることができる (連邦援護法10条2項)。

年金は, 6か月以上にわたり25%以上の生計を立てる能力が減退した者について認められており (連邦援護法30条1項), その額は生計を立てる能力の減退の程度に応じて定められている (同法31条1項)。また, 重度障害者については, 配偶者及び子に対する扶養上の義務も考慮され (同法33a条及び33b条), さらに, 被害者が死亡したときには遺族に対しても年金が支給される (同法38, 40, 43, 46, 49条)。

3 手続

本制度の手続は, 前記2で挙げた補償を受けることができる, 補償対象被害を被った本人及び配偶者を失った者, 親を失った者, 子を失った父母等の申請に始まる。

管轄は, 損傷の発生した州にあり, 申請を受け付ける機関は, 援護庁 (Versorgungsamt) のほか, 市町村役場 (Gemeinde), 社会保険機関 (Träger der Sozialversicherung), 及び在外ドイツ公館 (amtliche Vertretung der Bundesrepublik Deutschland im Ausland) である³⁹。申請は, それらの機関を経由して, 援護庁に回付される。

申請を受ける窓口となる各機関には, 申請をする者が記入する申請書の用紙 (Antrag) と, 本制度の概要及び申請に関する留意事項等を記した文書が置かれ, 申請者への教示を行っている (申請書の書式については資料3-1参照)。

事件により傷害を受けた本人, 遺族及び遺族でない本人の関係者のそれぞれが, どの名目の補償を申

請・受給できるのかを示したのが、表3-1である。

補償の支給の可否決定は、各州の援護庁が行うこととされている。

この決定のうち、特に本人への年金の支給の決定に当たっては、生計を立てる能力 (Erwerbsfähigkeit) の減少度が目安とされている。生計を立てる能力の減少度を判断するに当たっては、一般的な就業生活における身体的及び精神的ハンディキャップに即して判断されるべきとされ、その際、精神的な随伴症状や苦悩も考慮に入れなければならない。収入を目標とする通常の作業を行う能力及び経済生活におけるその能力の利用が、傷害を加えられた結果と認定される障害によって、6か月間以上、どの程度妨げられたかによって判定される (連邦援護法30条1文～5文)。

なお、連邦政府は施行規則で生計を立てる能力の減少度の認定基準を定めており、これによると、一眼を喪失した場合が30%、片手又は一下腿の喪失が50%、一上腿又は一腕の喪失が70%、盲目は労働不能とされる。また、被害者に対する診断の均衡及び生計を立てる能力の減少度の判定の均衡を確保するために、連邦大臣が医師の診断に関するマニュアルを発出している⁴⁰。

被害者等請求権者の申請が援護庁で受け付けられると、援護庁によって調査 (調査の一環として、申請者に対して、心証形成に必要となる追加的診察の受診等を指示することもある。)が行われ、補償の可否が判定される。この判定に当たり、被害を受けた者が、加害者を訴追するために可能な事実解明への協力をしなかった場合、特に、遅滞なく犯罪の届出をしなかった場合は補償を拒否できる (被害者補償法2条) 旨規定されている。

補償の実施 (Gewährung) を担当するのは、傷害を受けた事件が発生した州であり、この場合の州を確定することが不可能な場合、被害者がその事件当時住居又は居所を有していた州が、実施を担当するが、国外のドイツの艦船又は航空機内で傷害を受けた事件が発生した場合は、連邦が実施を担当することになる (被害者補償法4条1項)。そして、これらの給付については、現金給付に関する限り、連邦がそのうちの40%を負担することとされている (同法4条2項)。

補償の支給方法は、治療措置 (前記表3-1参照) については、現物給付が原則である。補装具や義歯などの製作には、援護庁が指定した業者が当たり、現物が支給された後に、その費用を援護庁が業者に支払うという方式である。申請者が認定前に治療を開始していたような場合、その医療又は調達が必要不可欠なものと認められれば、費用を補てんする⁴¹。

補償が開始されるのは、その要件が満たされた月 (早くても申請のあった月) からとされているが、被害者本人に対する補償の場合は、その申請が受傷後1年以内に行われるときは、申請前の期間についても補償を行うことができるとされており、配偶者、子及び父母等遺族に対する補償の場合は、最初の申請が本人の死後1年を経過する前に提起されるときは、早ければ、死亡した月の翌月に開始するものとされている (同被害者補償法60条1項及び61条1項)。

被害者補償法による、補償を受給する請求権は、法定の災害保険、一般公務員法上の規定に基づく援助、公務員法上の災害援護に基づく援助等の他の類似の給付請求権が同一の原因に基づく場合は、一定の額の範囲内で効力を停止する。この効力の停止は、その要件が満たされた時点で始まり、援護給付金 (Versorgungsbezüge) の支給は、効力停止が行われる月の翌月に停止又は減額され、停止が終了する月が始まるときに再び開始・増額される (連邦援護法65条)。

4 被害者補償制度の運用

この制度が開始された1976年以降の連邦及び各州の補償実績の累計 (1991年からザクセン州 (Sachsen)、1992年からその他の旧ドイツ民主共和国に相当する州の実績を含む。) は、8億8,903万1,983

表 3 - 1 主な補償の種類と申請・受給権者

補償の種類	補償の内容	申請・受給できる者
治療措置 (Heilbehandlung)	被った健康被害と因果関係のある治療措置(医療A)	被害者本人
	被った健康被害と因果関係のない治療措置(医療B)	生計を立てる能力を50%以上喪失した被害者本人
身体障害者体操 (Versehrtenleib- übung)	身体の完全な機能を回復するための訓練	被害者本人
病者療護措置 (Krankenbehand- lung)	配偶者、子及びその他の同一家計の家族のための治療措置	生計を立てる能力を50%以上喪失した被害者本人、配偶者を失った者、遺児及び遺された父母
犠牲者援護給付 (Leistung der Kriegsopferfür- sorge)	職業的リハビリテーション、子の養育のための補助、生計の補足のための援助、介護を受けるための援助等を含む、人的、物的又は金銭的給付	生計を立てる能力を50%以上喪失した被害者本人、配偶者を失った者、遺児及び遺された父母
年金	基本年金(Grundrente)	①生計を立てる能力30%以上喪失の被害者本人 ②配偶者を失った者 ③満16歳までの、両親の一方又は双方を失った者(継子、生計を同じくしていた里子を含む。)。ただし、学校、職業養成訓練中の者等については27歳まで。 ④扶養されていた子(又は孫)を失った父母、養父母、継父母、祖父母(死亡者が祖父母を扶養していた場合)。その子が生きていれば18歳になったであろう月以降に限る。
	基本年金の増額	基本年金を受けており、65歳以上の被害者本人
	最重度障害者手当(加算) (Schwerstbeshädigtenzulage)	認定された障害のために健康を著しく損なっている、就業能力のある被害者本人
	調整年金(Ausgleichsrente)	①生計を立てる能力50%以上喪失の被害者本人 ②配偶者を失った者で、疾病又は他の身体的欠陥のために一時的でなく生計を立てる能力を50%以上喪失している者 ③配偶者を失った者で、45歳になっている者 ④配偶者を失った者で、遺児の年金を受けてきた自己の子の面倒を見ている者 ⑤配偶者を失った者で、他のやむを得ない理由から就業活動の実行が不可能であるとき ⑥満16歳までの、両親の一方又は双方を失った者(継子、生計を同じくしていた里子を含む。)。ただし、学校、職業養成訓練中の者等については27歳まで。
	職業損害補てん	①生計を立てる能力30%以上喪失の被害者本人 ②配偶者を失った者
	介護加算	通例反復される仕事について日常生活の中で他人の援助を継続的に必要とするほど困窮している被害者本人
	配偶者加算、子の加算、盲人誘導加算	生計を立てる能力30%以上喪失の被害者本人
その他の補償	埋葬金	遺族、埋葬実施者等
	死亡給付金	被害者の遺族

注 1 医療A及びBにおける治療措置の種類(連邦援護法11条)は、以下のとおりであり、病者療護措置は、①～④までとされている。

- ① 医師及び歯科医師への通院による治療
- ② 医薬品、包帯の供与
- ③ その他の治療手段(患者用運動施設、運動療法、言語療法、日常生活訓練、眼鏡及びコンタクトレンズ)の供与
- ④ 義歯の供与
- ⑤ 病院入院医療
- ⑥ リハビリテーション施設での入所医療
- ⑦ 在宅介護
- ⑧ 補助器具(補装具、整形外科的その他の手段、盲導犬を含む。)の供与
- ⑨ 負荷試験及び作業療法
- ⑩ 非医療的な社会小児科(Sozialpädiatrische)上の給付

2 医療Aは、他の請求権又は給付によって経済的に利益を受けるかどうかにかかわらず受けることができる。

3 医療B及び病者療護措置は、扶助的な理由から支給され、利益を受ける者の経済状態に影響を受ける。他の請求権がある、そこから給付を受け得るような場合はそちらが優先され、また、被害者、家族等が、国家の援助を必要としないような経済状態にあるときは、支給されない。

4 生計を立てる能力の喪失度に対応する支給額等の区分は、30%以上で10%きざみである。喪失度は、10%未満の範囲を四捨五入する(連邦援護法31条2項)。

5 基本年金は、被害者本人の傷害を受ける前の収入とかわりなく支給される。

6 盲人誘導加算は、他人による誘導のための出費のほか、盲導犬の飼養のための出費の補てんにも利用される。

7 被害者の年金受給資格の有無及び障害と死亡の因果関係の有無で、支給額に差がある。

8 障害者が死亡した場合、死亡月に支給されるべきであった援護給付の3倍額の金額を受けることができる。

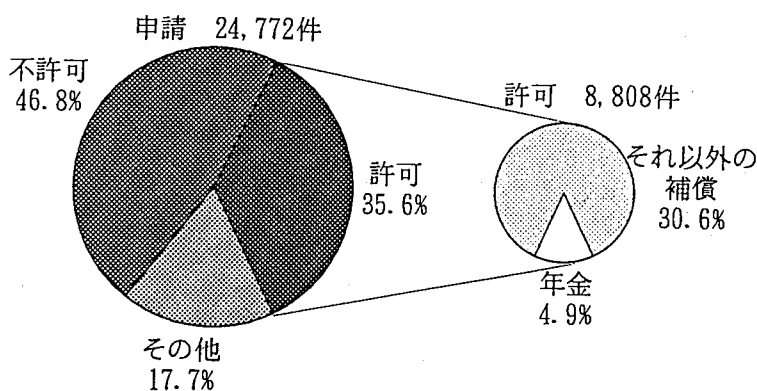
マルクである。年間の支給額はほぼ一貫して増加の傾向にあり、1997年の連邦及び各州の補償実績の合計は1億2,886万9,628マルクであり、前年より15.9%増加している。ベルリン州の場合、1997年には688万3,867マルクの支給を行っている⁴²。

次に、連邦全域について、民間の被害者支援団体「白い環」が1997年に行った、暴力行為の被害者数と被害者補償法に基づく申請と補償の実施に関する調査の結果⁴³を、また、ベルリン州について、ベルリン州援護庁から入手した統計資料⁴⁴を基に、補償の申請及び申請の処理状況を紹介する。

これによると、1997年中に、全国で被害者補償法に基づく申請は2万4,772件行われている。「白い環」の報告では、同年中の暴力行為の被害者数は18万6,447人とされており、その比率は13.3%となる(同年中の申請は、同年中に暴力行為の被害にあった者だけが行っているわけではないため、厳密な意味での申請率とは言えない。)。また、申請された件数に対して、同年中に不許可となった申請は1万1,589件(同様に、ある年に申請された件数がすべてその年のうちに処理されるとは限らないので厳密な意味での不許可率とは言えない。)で、申請件数に対する比率は、46.8%である。一方、補償を行うことが承認されたのは、このうち8,808件(申請件数に対する比率は35.6%)で、承認されたうちの7,727件には、治療措置又は病者療護措置が実施されており、年金が支給されることとなったのは、1,225件である(障害者年金が842件、寡婦又は遺児年金が383件である。)。図3-1は、連邦全域における、申請件数に占める不許可件数と補償が承認された件数の比率と、補償を行うことが承認された場合における年金の支給件数とその他の補償が行われる件数の比率を示したものである。

一方、ベルリン州での申請及び許可状況を見ると、申請件数は、1976年から1997年の間で、合計3万

図3-1 被害者補償法上の補償申請に占める
許可の状況及び補償の内容



注 1 Der Weisser Ring Jahrbuch 1998 による。

4,027件(うち、旧東ベルリン地域7,890件)となっており、1998年は3,414件(同1,465件)である。処理件数は、1976年から1997年の間で、合計3万2,846件(うち、旧東ベルリン地域7,533件)となっており、1998年は3,354件(同1,473件)である。1998年末現在で補償に関する決定がまだなされていないのは1,241件(同349件)である。

なお、ベルリン州では、申請が、給付の許可が判定される以前に取り下げられるケースが、申請全体の約15パーセントに達している。また、申請から給付の決定及び給付までにかかる期間は、申請の内容、追加的診察の有無、警察への犯罪申告の有無、被害内容などにより審査に難易があるため個々の申請ご

とに相当のひらきが生じている⁴⁵。

1998年中のベルリン州における処理結果の内訳は、処理された3,354件のうち、年金が支給されることとなったものは87件(2.6%)、収入を得る能力の減退は認められたものの、25%以下であるとされて年金の支給を受けるに至らなかったものが266件(7.9%)、治療費等の給付の支給を受けることとなったものが234件(7.0%)、却下が2,263件(67.5%)、その他の処理が504件(15.0%)となっている⁴⁶。

被害の発生件数、申請件数及び補償を受けられる件数との関係について、「白い環」では、暴力行為被害者が20万人近くに上っているにもかかわらず、年金受給を承認される者が1%にも満たない理由は、政府が同制度に関する広報を十分に行っていないことにあるとして、暴力行為被害者に向けた同制度に関する情報提供を一層強化していくことを求めている⁴⁷。

一方、ベルリン州の場合、給付申請された件数に占める、年金又は治療費等の支給が行われた件数の比率は、ある年に申請された件数がすべてその年のうちに処理されるとは限らないので厳密な意味での給付率とは言えないが、1998年中のベルリン州の場合は、9.6%となる。ただし、申請が認められなかったとしても、これは必ずしも被害者が損害を受けなかったことを意味するのではない。既に公的あるいは私的な保険の給付を受けていることがその理由の一つである場合がある⁴⁸ほか、補償の給付要件、とりわけ、加害者の「故意」の認定が実務上容易でないこともその重要な理由の一つとされている⁴⁹。

最後に、暴力行為の被害者に適用される、1997年7月1日時点での戦争被害者の年金等による生活保障の財政上の支給基準を表3-2に示す。

表 3 - 2 戦争被害者の年金による生活保障の財政上の給付一覧

(1997年7月1日現在)

受給権者	稼得能力 減退度	1か月当たり給付額		受給権者	稼得能力 減退度	1か月当たり給付額	
		旧西ドイツ地区	旧東ドイツ地区			旧西ドイツ地区	旧東ドイツ地区
盲人 (付添人加算後)		257	219	介護加算	段階 1	129	110
障害者基本年金	30%	216	184		段階 2	266	227
	40%	292	249		段階 3	402	343
	50%	396	337		段階 4	536	457
	60%	499	425		段階 5	667	568
	70%	692	590		段階 6	805	686
	80%	838	714	寡婦基本年金		677	577
	90%	1,005	856	寡婦調整年金		748	637
	100%	1,131	964	遺児基本年金			
基本年金の老齢加算	50, 60%	43	37	片親喪失遺児		192	164
	70, 80%	54	46	両親喪失遺児		357	304
	90, 100%	68	58	遺児調整年金			
収入能力喪失者加算	段階 1	129	110	片親喪失遺児		334	285
(重度障害者加算)	段階 2	266	227	両親喪失遺児		467	398
	段階 3	402	343	父母年金			
	段階 4	536	457	父母		917	781
	段階 5	667	568	父か母のいずれか		640	545
	段階 6	805	686	連邦援護法51条2項による増額			
障害者調整年金	50, 60%	692	590	父母		168	143
	70, 80%	838	714	父か母のいずれか		124	106
	90%	1,005	856	連邦援護法51条3項による増額			
	100%	1,131	964	父母		519	442
配偶者加算		124	106	父か母のいずれか		378	322
				埋葬金			
				全額		2,727	2,324
				半額		1,366	1,164
				衣料費		32~210	27~178

- 注 1 連邦労働社会省資料 (Soziale Sicherung im Überblick) による。
- 2 単位は、マルク (DM) である。
- 3 生計を立てる能力の減退度は、10%未満の範囲を四捨五入する (例えば、減退度25%は、表では30 (%) に含まれる (連邦援護法31条2項)。また、この能力の減退は、6か月以上継続することが必要である (同法第30条1項)。
- 4 老齢加算は、65歳に達した時から始まる (同法31条1項)。
- 5 収入能力喪失者加算は、収入能力を100%喪失した者 (erwerbsunfähige Beshädigte) について、6段階評価で加算を行う。
- 6 配偶者加算は、重度障害者の配偶者について認められる。
- 7 介護加算は、要求される介護の内容に従って、6段階に分かれる (同法第35条1項)。
- 8 父母年金は、補償対象犯罪によって死亡した子が複数の場合等の加算がある (同法51条2項及び3項)。
- 9 埋葬費は、年金受給権者が、補償対象被害によって死亡するに至ったときは全額、それ以外は半額給付となる (同法36条1項)。
- 10 衣料費は、被害の相当因果関係の結果として、衣類のよごれや損耗が生じた場合の給付金である。

第4 被害者援助組織による被害者支援プログラム

1 「白い環」の概況

ドイツでは、1976年に、犯罪被害者を支援し、犯罪を予防することを目的として「白い環」(Weisser Ring)が設立され、1997年現在、会員数は6万7,237人、ボランティア活動従事者は約2,300人である。本部はマインツにあり、ドイツのすべての州に支部を有しているほか、全国に約400の活動拠点を持している。

「白い環」は様々な方法で活発な被害者援助活動と犯罪防止活動を行っているが、特に被害者援助に係る活動に目を向けてみると、その内容には、①犯罪行為後の人道的な援助及び個人的な世話、②被害者が裁判所等の官庁とかかわる際の介添え、③法廷への出廷の付添い、④民間団体による被害者援助を必要とする場合の仲介、⑤被害者が犯罪行為と関連して経済的に困難な状態に陥っている場合の金銭的援助がある。また、個別の犯罪被害者援助を行う一方で、犯罪被害者の保護及び利益の確立のために、連邦政府・州政府をはじめとした様々な公的機関や団体への働きかけや、一般社会への啓蒙活動を行っている⁵⁰。

「白い環」の組織には、本部に、委員会(gewählte Delegierte)と理事会(Vorstand)からなる委員総会(Delegiertenversammlung)、常務理事会(geschäftsführender Vorstand)、常務理事会と地方代表(Regionalbeauftragte)と理事(Beisitzer)からなる理事会がある。さらに、理事会が諮問を行うため、諮問委員会部会(Fachbeirat)を設けており、これには刑法(Strafrecht)部会、社会法(Sozialrecht)部会、犯罪防止(Vorbeugung)部会、勧誘(Akquisition)部会がある⁵¹。

なお、被害者援助に関する本部・支部及び各活動拠点の役割としては、被害者と直接接触する各地域の活動拠点の判断が重視されており、被害者への援助の内容・方法に関して、原則としてすべて各拠点の単位で決定することができる。金銭的・物質的援助を行う場合には、1件当たり500マルクを超える場合に本部又は各支部の決定事項とされているが、この場合でも約98%は各拠点側の提案がそのまま反映しているとのことである。さらに、1万マルクを超えた場合は、本部の幹部の同意を必要とする事項になる⁵²。

「白い環」は、寄付金、会員からの会費、交通事件関連の罰金からの割当金、遺産の贈与、利子収入等を資金に活動を行っている。ちなみに、1998年の年次報告によると、同年の歳入の総額は2,440万マルクで前年に比べ13.0%増加している。歳入のうち、寄付金が約47%を占め1,150万マルク、次いで遺産の贈与が400万マルク(約16%)、罰金からの割当金が360万マルク(約15%)、会員会費が340万マルク(約14%)、その他が8%となっている。寄付金を集める方法として、「白い環」独自の広報手段である、広報用パンフレット活動(Info-Aktion)が大きな役割を果たしており、この活動には、季刊発行の新聞「WEISSER RING-direkt(ヴァイサー・リング・ディレクト)」紙等の各種機関紙・パンフレットのほか、安全道路地図(Sicherheitsstraßenkarte)及びポケットカレンダー(Taschenkalender)などの発行が含まれ、これらによって日常生活の中で多くの人々の目に「白い環」の存在が触れるように工夫している。

一方、「白い環」の支出は、1998年の場合、支出総額2,280万マルクのうち、被害者援助(Opferhilfe)部門に1,200万マルク(約53%)、犯罪被害者の利益の公的擁護(öffentliches Eintreten für die Belange der Kriminalitätsoffer)部門に440万マルク(約20%)、犯罪防止部門290万マルク(約13%)、管理部門320万マルク(約14%)となっている。

「白い環」の1997年及び1998年の年次報告から、「白い環」の被害者支援の実績を中心に紹介すると、1998年中に「白い環」によって物質的・経済的支援がなされた被害者は8,641人で、前年の5,027人を大きく上回っている。これを年齢層別に見ると、45.8%が19～40歳、22.6%が18歳以下、19.8%が41～60歳であった。60歳以上の者は、15.3%を占めている。また、男女別に見ると、女子が70.5%（前年は約73%）となっている。さらに、「白い環」による経済的支援が行われるもととなった不法行為を内容別に見ると、最も多いのが子供に対する性的虐待を含めた性犯罪で39.3%（前年は38.5%）、次いで傷害26.6%（前年は24.6%）、引ったくりを含めた窃盗及び強盗20.2%（前年は22.8%）、殺人5.9%（前年は5.9%）となっている。

2 「白い環」の犯罪被害者援助とボランティアの機能

「白い環」の具体的な犯罪被害者援助活動について、「白い環」スタッフと被害者のかかわり方及びボランティアのスタッフの活動内容を中心に紹介する⁵³。

「白い環」では、約2,300人のボランティアが活動しており、フルタイムで活動している職員は約60人である。「白い環」のこれらのスタッフと犯罪被害者との接触は、被害者側からの「白い環」への連絡・相談を受けることから始まる。「白い環」は自ら犯罪被害者を探すというより、各種の広報活動、スタッフによる地域・職場での紹介等を通じて「白い環」の存在やその活動内容を広めることで、これを知った犯罪被害者が不安を持たずに接触してくることができるような状況を整えている。また、警察署等にパンフレットを備え、年少の被害者にも分かりやすいシールやステッカーを作成し、さらにフリーダイヤルの電話受付サービスなども導入している。

被害者と最初のコンタクトをとることは、「白い環」が被害者とかかわる上での困難のうち、最も難しいものの一つとされている。ドイツにおいては、個人に関する情報の保護・管理が重視され、それらの情報の取扱いが慎重である上、法律上も手厚く保障されている社会的な背景があり（前記第2の4(2)参照）、警察などの犯罪に係る公的機関から、「白い環」に直接、犯罪被害の事実に関する連絡・情報が入ることはない。さらに、例えばイギリスの被害者支援組織である Victim Support 等は、名称を聞いただけでその活動の目的が伝わりやすいのに比べ、「白い環」の名称ではその活動はすぐに理解されにくいこともあり、被害者が犯罪の直後に自ら「白い環」とコンタクトをとることは、ほぼ皆無である。そのため、「白い環」側から事件後間もない個々の被害者にできる働きかけは、警察段階において、被害者に「白い環」の存在を教示するか、「白い環」に連絡してもいいかどうか被害者の意思を確認することに限られる。このため、「白い環」では、被害者と接する機会が多い現職の警察官を、ボランティアのスタッフとして多く受け入れており、1998年12月現在、ボランティア全体の3分の1を占めている。

次に、被害者が「白い環」に接触してきた場合は、それが事件後数年、さらには刑事手続上では時効になっている場合でも、被害者を援助する形でかかわることとされている。事件後長期間を経た被害者ともかかわることで、被害者援助についての新たな視点を得て、後に触れる「白い環」の対外的な活動（後記3参照）に生かされた場合もあったとのことである。近年の例としては、幼少年期に性的虐待を受けていた被害者が「白い環」に相談を持ちかけてくるまでに相当の期間を要したという事例があったことにかんがみ、女性を保護する活動を行っている他の民間団体等と協力し、この種犯罪の時効については被害者が18歳になった時点から進行するよう、1998年現在、政府関係諸機関に対する働きかけが続けていることが挙げられる。

被害者とかかわる「白い環」のスタッフの役割は、必ずしも被害者の抱える問題をすべて引き受けることではなく、個々の人生経験や職業的背景を持つボランティアとして、被害者とかかわることのでき

る限界を自覚し、被害者とのかかわりを続けながらも必要に応じて、被害者の問題を医療、法律等の専門家に託すべき段階を把握し、これらの者に被害者の問題を引き渡すことにある。そのため、被害者の問題を扱うことのできる、被害者への援助に理解又は経験のある弁護士、医者等の情報を整えておくことも同団体にとって課題となっている。ボランティアの力量を超える被害者援助の例として、被害者補償法（前記第1及び第3参照）に基づく補償の給付を受けるには、被害者の身体状況と犯罪行為との間の因果関係の存在が前提であるが、犯罪による精神的なショックが障害を引き起こしているような場合には、専門家としての医師の鑑定が必要となることが挙げられる。

さらに、ボランティアの採用及び研修・訓練、被害者とのかかわりの中で生じる問題とその解決法等について紹介する⁵⁴。

まず、ボランティアスタッフの採用及び研修・訓練に関する状況は、以下のとおりである。被害者とかかわるスタッフとして採用される要件としては、自身の生活に、被害者の事情に合わせて迅速かつ時間の制約に縛られずに対応できる時間的余裕があること、及び目安としての一定の年齢（40～70歳程度）であることといった社会的な立場に関するもののほかに、他者とかかわる上で、相手の話を聞くことができる、助言が与えられるなどの資質に関することがある。スタッフとなることを希望する者には、被害者援助の事例を紹介したり、「白い環」の活動についての説明を行うなどの基礎的な課程を受けさせる。この課程を修了した上で、ボランティアとしての活動に適しているかなどの判断を経て、スタッフとして任命・採用される。採用後は、ボランティアスタッフ全員に対して、被害者援助の経験を積んだ程度に応じて、任務の内容の拡大する段階的な研修を各支部及び本部で受けさせることとなる。さらに、特定の犯罪の被害者、特定の年齢層の被害者に関する知識を付与したり、コミュニケーションの技能に関する訓練を行うなど、それぞれの目的を持った特別研修も行われている。研修・訓練の内容は、社会法及び刑事手続を中心とした法律の知識、他者とのコミュニケーションに関すること、援助に関する理解が中心である。

ボランティアのスタッフと被害者とのかかわりで生じる問題とその解決法については、通常の研修・訓練において学ばせている。さらに、ボランティアのスタッフ自身の判断で解決しきれない問題が発生した場合は、原則として本部で一元的に対応する。援助を行うスタッフと被害者とのかかわりで生じる問題に「白い環」が組織的に対応する方法の一例としては、被害者が自分とかかわるスタッフに拒否感を抱き、援助を受けることが困難になった場合に、被害者が自ら「白い環」自体から離れていく可能性も認める一方で、地域単位で担当者を変更・調整するなどしていることが挙げられる。

ボランティアのスタッフが被害者とのかかわりの中で抱える可能性のある問題として、以下のようなことが挙げられる。第一に、自らの持つ道徳観を、かかわる被害者に押しつけて、それに合わない被害者を否定してしまう可能性があること、第二に、自らが被害者であった経験を持つことがスタッフとなることを志した動機である場合が少なくないが、このようなボランティアの中で、自身の被害者としての経験が、接する被害者のそれに対して身体的・経済的に大きなものであったり、かけがえのない人を失っているなど深刻であった場合に、接する被害者としての相手に、「その程度の被害は大したことではない」として対応してしまい、相手の置かれた状況に共感した援助ができなくなる場合があること、第三に、そもそも、自らの中の被害者としての経験をいやそうという目的で、ボランティアとしての協力を申し出てくる者があり、それらの者の中には、スタッフとしての活動の中で自身の問題を解消・解決することを優先してしまい、他の被害者を助けることが最優先されない場合があることである。

3 「白い環」の犯罪被害者の保護及び利益の確立に向けての活動

犯罪被害者の保護及び利益の確立のために、「白い環」では、連邦政府・州政府をはじめとした様々な公的機関や団体に対し、法整備等に向けての働きかけを継続的に行っている⁵⁵。ここでは、1998年7月1日に施行となった被害者民事請求法（前記第2の3参照）を例に挙げて、被害者の新たな権利を実現させ、その法的地位を改善させるための、「白い環」としての働きかけの方法について紹介する⁵⁶。

加害者が、メディアに対して自らが行った犯罪行為に関する情報の提供を行い、メディアがそれを加工し、出版物や番組として販売・放送する例は、ドイツ国内に限らずたびたび見聞するところである。この利益を被害者が請求することが、被害者の権利の一つになり得ること、あるいは被害者の保護や援助に役立つことが着目され、議論に登るようになってきたのは、ドイツにおいては20年余り前からである。当初、「白い環」としての考え方は、この利益は、報酬として被害者に直接支払われなければならないとするものであったが、その後幾多の過程を経て、もともと資力の乏しい加害者側が事件に関することで利益を得た場合に、被害者がより確実に支援される可能性が高まることを重視し、加害者側が犯罪についての情報をメディアに供給することによって支払われるべき対価を被害者側が損害賠償のために差し押さえることができるとする、被害者民事請求法の方法にたどり着いた。

被害者民事請求法の制定に至るまでの「白い環」の働きかけは、以下のとおりである。まず、「白い環」の被害者援助活動の中で明らかになった被害者の経済的・心理的負担について、マインツ被害者フォーラム等、被害者学・被害者保護に関する会議等の場で関係機関・研究者等に報告し、周知させる。さらに、事件報道を行う新聞や報道機関などに対しては「白い環」としての意見を発表する一方、各州の司法省にも働きかける。この働きかけの中には、連続殺人を行った者が事件の10年後に逮捕され、報道機関のインタビューを受けた際に、この報酬を自分の子どものために使うと公言したケースに対し、「白い環」がバイエルン州司法大臣に意見をすることで、同大臣の賛意を得て、同法案を同州から提議するよう働きかけた例もある。

被害者民事請求法が施行されてからの「白い環」の活動としては、第一に、報道や番組、出版物などが出された事件の被害者に対し、これらによって加害者側に支払われるであろう対価について請求権があることを知らせる。第二に、刑事事件・少年事件の報道や番組を作成する報道機関等に対しても同様の連絡を行う。さらに、加害者に関する報道、番組、著作等を放送・出版した報道機関等に対しては、「白い環」として抗議の発表を行うこともある。1998年12月の段階では、同法についての議論が活発化し、多くの人が同法について知ることができるために、「白い環」と報道機関等との間の論争を報道機関等が積極的に取り上げることも前向きにとらえている。

被害者民事請求法に関する「白い環」の活動の最近の一例を以下に紹介する⁵⁷。当時14歳だった在独のトルコ人少年が、傷害・窃盗等を繰り返し、トルコに強制送還された。これらの事件及び処分についての一連のてん末はたびたびドイツ国内で報道され、注目を集めた。その後、トルコのある放送局がテレビ番組の司会者として彼を起用したこともあって、彼の映像が衛星放送を通じてドイツ国内にも流れ、在独の若いトルコ人達を面白がらせるなど、社会的な影響も生じた。また、ドイツのテレビ局 RTL は、同少年のインタビューをイスタンブールで行い、彼を同局製作のトークショーに出演させた。

「白い環」は、これらのメディアの活動経過を踏まえて、被害者に、被害者民事請求法上の権利について説明するとともに、同権利の行使に関する援助を申し出た。そして、被害者の依頼を受けて、出演料等の債務者であるテレビ局及び同少年に、質権行使に関する通報を行った。通報を受けたテレビ局の中には、既に、出演料等を支払っているところもあり、払っていたとしても、質権者たる被害者には対抗できないとの「白い環」の主張を不満とし、裁判所に訴え出ようとの姿勢を見せるところもあったが、

1998年末当時の時点で、この点も含めて、当該事件についてそれ以上の進展は見られなかった。同事件にかかわる活動につき、「白い環」としては、上述したようなテレビ局の対応も含め、議論が公になることが望ましいとしている。

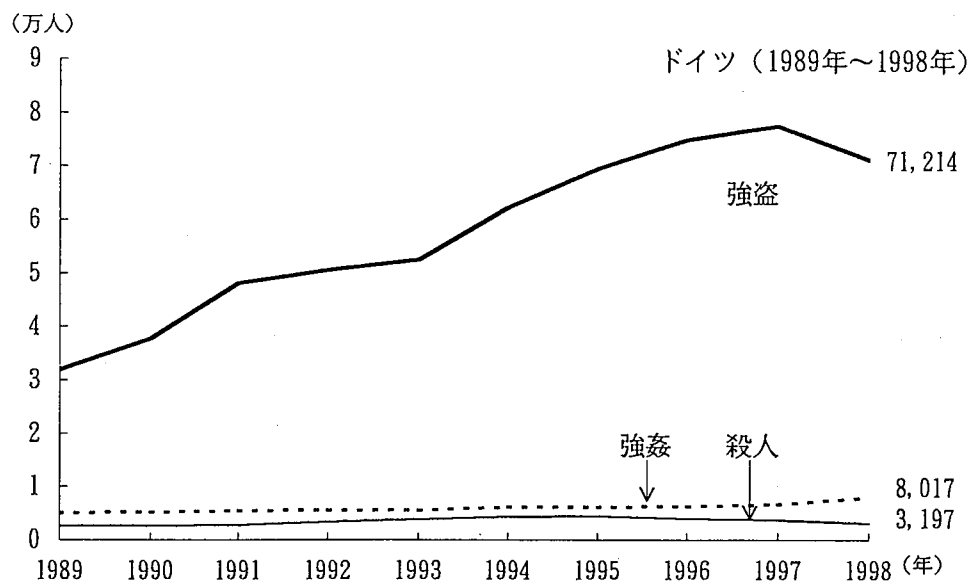
第5 犯罪被害者数の推移

図5-1は、1989年から1998年までの10年間の、ドイツにおける殺人、強盗及び強姦の被害者数（警察当局において認知したもの。以下、本項において同じ。）について、その推移を見たものである。

なお、旧ドイツ民主共和国の編入に伴い、1991年からは旧ドイツ民主共和国に相当する地域で発生した犯罪の被害者数を含んでいる。

殺人、強盗及び強姦の被害者数は、1990年代に入り、増加傾向にあったが、殺人の被害者数は、1995年の4,462人をピークに、強盗の被害者数は1997年の77,427人をピークに、それぞれ減少に転じている。1998年は、前年と比べ、殺人では538人（14.4%）、強盗では6,213人（8.0%）、それぞれ減少する一方、強姦では1,333人（19.9%）増加している（各年次の被害者数については、資料5-1～3参照）。

図5-1 殺人等の被害者数の推移



注 1 Polizeiliche Kriminalstatistik による。

2 1991年から1993年の間は、旧ドイツ民主共和国に相当する地域のうち、ベルリン地区のみの数値を含む。

3 各特定罪種は次のとおりである。

「殺人」 謀殺 (Mord), 故殺 (Totschlag), 要求による殺人 (Tötung auf Verlangen) 及び嬰兒殺 (Kindestötung)

「強盗」 強盗 (Raub), 強盗的恐喝 (räuberische Erpressung) 及び自動車運転者に対する強盗的攻撃 (räuberischer Angriff auf Kraftfahrer)

「強姦」 (Vergewaltigung)

表5-1は、1994年から1998年までの間における、殺人、強盗、強姦、傷害致死等の暴力的犯罪 (Gewaltkriminalität) の被害者数について、少年 (18歳未満の者をいう。)・青年 (18歳以上21歳未満の者をいう。)・成人別の人員及びそれぞれの人口比を示したものである。

暴力的犯罪についてみると、1994年から1997年の間に、少年、青年及び成人のいずれの年齢層においても、被害者数が増加しており、成人と比べて、少年及び青年の被害者数の増加傾向が顕著になっていたが、1998年には、少年及び成人の被害者数はわずかながら減少に転じており、青年の被害者のみが増

加している。

表 5 - 1 暴力的犯罪の被害者数及び人口比

年 次	被 害 者 数				人 口 比		
	総 数	少 年	青 年	成 人	少 年	青 年	成 人
1994年	148,101	27,060 (18.3)	14,487 (9.8)	106,554 (71.9)	170.5	570.4	168.8
1995	182,076	36,578 (20.1)	18,054 (9.9)	127,444 (70.0)	230.0	701.1	201.2
1996	200,308	44,654 (22.3)	20,729 (10.3)	134,925 (67.4)	280.5	788.6	212.6
1997	208,249	48,547 (23.3)	21,948 (10.5)	137,754 (66.1)	305.6	824.3	216.9
1998	207,545	48,100 (23.2)	22,768 (11.0)	136,677 (65.9)	305.5	832.4	215.0

注 1 Polizeiliche Kriminalstatistik 及びドイツ統計局の資料による。

2 「人口比」は、各年齢層人口10万人当たりの被害者数の比率である。

3 () 内は、構成比である。

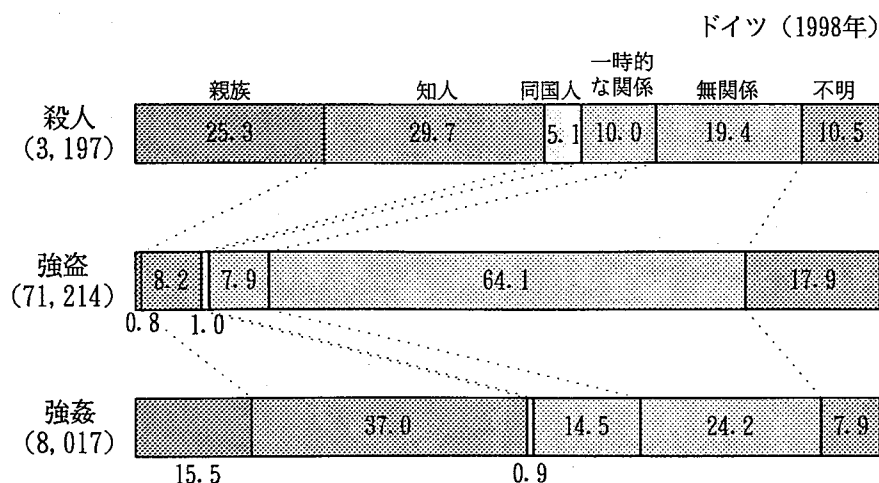
4 「少年」とは、18歳未満の者をいい、「青年」とは、18歳以上21歳未満の者をいう。

5 「暴力的犯罪」(Gewaltkriminalität) は次のとおりである。

殺人、強盗、強姦、傷害致死 (Körperverletzung mit Todesfolge)、危険・重傷害 (gefährliche und schwere Körperverletzung)、恐喝的な人身奪取 (erpresserischer Menschenraub)、人質罪 (Geiselnahme) 及び航空交通に対する攻撃 (Angriff auf den Luftverkehr)

さらに、図 5 - 2 は、1998年の、殺人、強盗及び強姦における加害者と被害者との関係を見たものである (なお、1989年～1998年の各年次の実数については、資料 5 - 4 参照。)

図 5 - 2 殺人等におけるの被害者と加害者との関係



注 1 Polizeiliche Kriminalstatistik による。

2 図 5 - 1 の注 3 に同じ。

3 被害者の加害者に対する関係を示す。

4 「同国人」は、同じ国籍の外国人 (Ausländer) であるが、親族でも知人でもない場合をいう。

5 () 内は、実数である。

なお、本調査研究をとりまとめるに当たっては、在ドイツ日本国大使館の上富敏伸一等書記官及び法務省刑事局付松本裕検事から、多くの資料・情報及びアドバイスをいただいた。改めて感謝申し上げる次第である。

注

- ¹ 被害者補償法成立に当たっての、旧西ドイツにおける被害者補償の社会政策的基礎並びに、同法制定後間もない時期の補償の対象及び範囲については、ヨアヒム・ヘルマン、宮澤浩一訳「西ドイツにおける犯罪被害者の補償－その歴史、現状、問題点－」、警察学論集、32巻3号、1979.3、88-105で紹介されている。
- ² 被害者保護法成立までの、旧西ドイツにおける学会及び政府の動向等については、宮澤浩一「被害者の法的地位－西ドイツの動向を中心として－」法学研究、59巻12号、1986.12、48-62、同「犯罪被害者の法的地位について－西ドイツの1986年改正法を中心として－」研修、473号、1987.11、3-12、及び田口守一「西ドイツにおける犯罪被害者の地位」刑法雑誌、29巻2号、1988.12、221-233で紹介されている。
- ³ 犯罪防止法の内容等について、宮澤浩一「ドイツの新犯罪防止法（その1～3）」、時の法令、1488号・1494号・1506号、1994.12、1995.3、1995.9、54-60・57-61・60-67で紹介されている。
- ⁴ 証人保護法制定の動きと背景、法的問題点等を、宮澤浩一「ドイツとオーストリアの証人保護（その1・2）」、捜査研究、567号・568号、1999.1・1999.2、78-79・86-89が紹介している。
- ⁵ 被害者民事請求法の成立の経緯及びその概要は、宮澤浩一「被害者の請求権確保に関する法律について」捜査研究、575号、1999.9、66-67で紹介されている。
- ⁶ Lemke/Julius/Krehl/Kurth/Rautenberg/Temming, *heidelberger Kommentar, Strafprozeßordnung*, 2Auflage, C. F. Muller, 1998.11, 1540-1541
- ⁷ 1994年4月、国連アジア極東犯罪防止研修所第112回国際研修におけるドイツ連邦司法省司法制度局部長エバーハルト・ジギスメント氏の講義「ドイツにおける被害者保護法による附帯訴訟手続」中の資料による。
- ⁸ 1994年4月、国連アジア極東犯罪防止研修所第112回国際研修における、ドイツ連邦司法省司法制度局部長のエバーハルト・ジギスメント氏の講義「ドイツにおける被害者保護法による附帯訴訟手続」の内容に基づく。
- ⁹ 各当事者又は関係人が、裁判所とは独立に訴訟手続を進め得るとするもので、刑事訴訟を除く各種訴訟において原則としてとられている。訴訟手続は当事者一方の訴えの提起によって開始し、権利保護の申立て、訴えの取下げ、請求の認諾、訴訟上の和解等をするかどうかは、当事者の自由である。山田晟「ドイツ法律用語辞典」、大学書林、1993、159による。
- ¹⁰ ドイツ民事訴訟法307条 ①当事者の一方が自らに対し、主張された請求を口頭弁論において、全部又は一部認諾したときは、右当事者に対し、申立てにより認諾に応じて敗訴判決をなすことを要する。②（同法276条1項1文による）催告に基づいて、被告が原告の請求の全部又は一部を認諾した旨を陳述したときは、被告に対し、原告の申立てにより口頭弁論を経ることなく、認諾に応じて敗訴判決をなすことを要する。（以下略）
- ¹¹ ドイツ民事訴訟法288条 ①当事者の一方の主張した事実は、訴訟の進行中口頭弁論において、又は受命裁判官若しくは受託裁判官の調書に対して相手方が自白した限りにおいて、その証明を必要としない。②裁判上の自白の効力については、その受諾を必要としない。

- ¹² ドイツ民事訴訟法331条 ①原告が口頭弁論期日に出頭しない被告に対して、欠席判決を申し立てたときは、原告の事実に関する口頭の陳述は、自白されたものとみなす。(以下略)
- ¹³ 宮崎英生「刑事手続と損害の回復」, 法律時報, 71巻10号, 1999.9, 45-46
- ¹⁴ 1998年11月, 筆者(橋本)がドイツ連邦司法省司法局(Abteilung R, Rechtspflege), 犯罪被害者保護施策を管轄する部局RB 2において, ザビーネ・ヒルゲンドルフ・シュミット氏から, 犯罪被害者への損害賠償等の被害者保護に関する法整備について受けた説明による。
- ¹⁵ 1998年11月, ドイツ連邦司法省司法局(Abteilung R, Rechtspflege) RB 2において犯罪被害者の刑事手続への参加に関する法整備の担当者から受けた説明による。
- ¹⁶ ¹⁵に同じ。
- ¹⁷ 同上
- ¹⁸ 同上
- ¹⁹ マインツ地方裁判所における有線テレビを利用した証人尋問の状況を, イエルク・マーティン・イエーレ, 太田達也訳「ドイツにおける被害者学の近時の動向—加害者=被害者和解と被害者保護を中心として—」被害者学研究, 8号, 1998.3, 7-9で紹介している。
- ²⁰ ハインツ・シュェヒ(Heinz Schöch), 加藤克佳訳「性犯罪の被害者証人である子供と刑事訴訟における保護策」, 法経論集, 147号, 1998.7, 1-22は, 子供の虐待事件に関し, マインツ地方裁判所で行われた有線テレビを利用した, いわゆる, ビデオリンクの証人尋問を紹介するとともに, その録音・録画された供述を法廷で再生することで法廷での証人尋問に代えることを認めた法案が可決されるまでの社会的背景やその間にかわされた議論について詳述している。
- ²¹ ¹⁵に同じ。
- ²² 刑法40条によると, ドイツの罰金刑は, 少なくとも5日, 法律に別段の定めがないときは最高360日の完全な日割りで科される。日割りの金額は犯人の一身上及び経済上の事情を考慮し, 最低2マルク, 最高10,000マルクの間で裁判所が定める。判決において日数と日割りの金額が示される。
- ²³ ¹⁵に同じ。
- ²⁴ 1998年11月, 筆者(橋本)がドイツ連邦司法省刑法局(Abteilung II, Strafrecht) II A1において, 被害者・加害者の和解・調停の内容及び運用の状況について, 担当者ウルスラ・シュナイダー博士から受けた説明による。
- ²⁵ 1998年11月, ドイツ連邦司法省刑法局(Abteilung II, Strafrecht) II A1における説明による。
- ²⁶ 以下, 1998年11月, ドイツ連邦司法省刑法局(Abteilung II, Strafrecht) II A1における説明による。
- ²⁷ ハンス・ヨアヒム・シュナイダー, 宮崎英生訳「刑罰の代替策としての損害回復—発展という文脈の中での犯罪予防及び刑事司法の新たな方向づけ—」(カイザー・クーリー・アルブレヒト編著『犯罪被害者と刑事司法』, 成文堂, 1995, 129-148)が, 受刑中の損害回復について考察している。
- ²⁸ 1999年12月, 筆者(滝本)がベルリン州司法省クリストフ・フリュッケ氏から受けた説明による。
- ²⁹ ²⁴に同じ。
- ³⁰ 同上
- ³¹ Dieter Dölling, u.a. *Täter-Opfer-Ausgleich in Deutschland-Bestandsaufnahme und Perspektiven*, Bundesministerium für Justiz, 1998.2, 130-133
- ³² 同 *Täter-Opfer-Ausgleich in Deutschland-Bestandsaufnahme und Perspektiven*, Bundesministerium für Justiz, 1998.2, 140-141

- ³³ 同 *Täter-Opfer-Ausgleich in Deutschland-Bestandsaufnahme und Perspektiven*, Bundesministerium für Justiz, 1998.2, 149-202
- ³⁴ BGBI. IS. 791
- ³⁵ 1984年及び1990年の被害者補償法改正の目的・内容は、1999年12月、筆者（滝本）がベルリン州の援護庁である同州健康・社会局3課（Landesamt für Gesundheit und Soziales, Abteilung III）において、暴力行為被害者補償申請の審査業務の担当者ベーレント氏外2名（以下、脚注において、「援護庁担当者」という。）から受けた説明による。
- ³⁶ 援護庁担当者の説明による。
- ³⁷ 連邦労働社会秩序省が発行するパンフレット（1999年12月現在使用されているもの）「Bundesministerium für Arbeit und Sozialordnung, *HILFE für Opfer von Gewalttaten*」及び援護庁担当者の説明による。
- ³⁸ ³⁶に同じ。なお、補償要件の存在が確認できない場合に受ける申請者の不利益に関して、D・エッペンシュタイン、信太秀一訳「白い環－犯罪被害者のための市民団体」（カイザー・クーリー・アルブレヒト編著「犯罪被害者と刑事司法」，成文堂，1995，409-425）が詳しい。
- ³⁹ Bundesministerium für Arbeit und Sozialordnung, *Soziale Sicherung im Überblick*, 1998.1, 75
- ⁴⁰ ³⁶に同じ。
- ⁴¹ 同上
- ⁴² 1999年12月、筆者（滝本）がベルリン州の援護庁である同州健康・社会局3課（Landesamt für Gesundheit und Soziales, Abteilung III）を訪問した際に受領した、連邦及び各州における補償実績に関する資料による。
- ⁴³ 「Der Staat zahlt leider selten an Gewaltopfer」, 1998年「白い環」年次報告（Jahrbuch）, <http://www.weisser-ring.de>
- ⁴⁴ ベルリン州援護庁の、同州における補償の申請及び申請の処理状況に関する資料による。
- ⁴⁵ ³⁶に同じ
- ⁴⁶ ⁴⁴に同じ
- ⁴⁷ ⁴³に同じ
- ⁴⁸ ヨアヒム・ヘルマン、宮澤浩一訳「西ドイツにおける犯罪被害者の補償－その歴史、現状、問題点－」, 警察学論集, 32巻3号, 1979.3, 93。
- ⁴⁹ D・エッペンシュタイン、信太秀一訳「白い環－犯罪被害者のための市民団体」（カイザー・クーリー・アルブレヒト編著「犯罪被害者と刑事司法」，成文堂，1995年，409-425）。
- ⁵⁰ 1995年及び1996年当時の、「白い環」の組織の現況と、対外的な活動の内容について、宮澤浩一「被害者学入門15 犯罪被害者の支援－スイスとドイツの場合（その2）」, 捜査研究, 550号, 73-81・1997.4で紹介されている。
- ⁵¹ 「Der Weisser Ring Jahrbuch1998（「白い環」1998年年次報告）」による。
- ⁵² 1998年12月に筆者（橋本）が「白い環」本部（在マインツ）において事務局長ディーター・エッペンシュタイン氏から得た説明に基づく。なお、このときは、「白い環」のボランティアによる援助活動の内容、並びに、犯罪被害者の新たな権利の実現及びその法的地位の改善に向けての「白い環」としての働きかけの方法を中心に、質疑応答を行った。
- ⁵³ 1998年12月に「白い環」本部において説明を受けた内容に基づく。
- ⁵⁴ 宮澤浩一「被害者学入門23 エッペンシュタイン・セミナー ドイツの「白い環」の被害者救援活

動におけるボランティアの使命と役割」, 捜査研究, 558号, 1998.4, 79-92において, スタッフとして活動するボランティアの仕事と研修の内容が紹介されている。

- ⁵⁵ 宮澤浩一「被害者学入門16 犯罪被害者の支援—スイスとドイツの場合(その3)」, 捜査研究, 551号, 1997.9, 65-72において, 「白い環」の被害者保護に関する法制度改革への働きかけの一例として, 1992年から1997年にかけての, 被害者保護法及び刑事訴訟法改正に関する活動を紹介している。

⁵⁶ ⁵³に同じ

- ⁵⁷ 1998年12月に「白い環」本部において説明を受けた内容及び Der Weisser Ring Jahrbuch1998 (「白い環」1998年年次報告) に基づく。

参考文献

- 安部哲夫「ドイツにおける被害者学の生成と発展」, 被害者学研究, 6号, 1996.3, 108-123
安部哲夫「ドイツにおける被害者の救済・保護・支援」, 被害者学研究, 8号, 1998.3, 58-72
安部哲夫「犯罪被害者の権利—外国の動向 ドイツ」, 法律時報, 71巻10号, 1999.9, 66-67
イエルク＝マーティン・イエーレ, 太田達也訳「ドイツにおける被害者学の近時の動向—加害者＝被害者和解と被害者保護を中心として—」, 被害者学研究, 8号, 1998.3, 3-16
D・エッペンシュタイン, 信太秀一訳「白い環—犯罪被害者のための市民団体」, 『犯罪被害者と刑事司法』, 成文堂, 1995.7, 409-425
D・エッペンシュタイン, 宮澤浩一訳「ドイツの刑事手続における被害者保護 Opferschutz im deutschen Strafverfahren」, 自由と正義, 49巻8号, 1998.8, 14-25
ミヒャエル・カイザー, 田口守一訳「被害者保護法からみた刑事司法制度における被害者の地位」, 『犯罪被害者と刑事司法』, 成文堂, 1995.7, 213-241
川出敏裕「刑事手続における被害者の保護」, ジュリスト, 1163号, 1999.9.15, 39-49
川口浩一「ドイツ刑法各則の改正—対照表と各条文の試訳(1)~(4)」 奈良法学会雑誌, 11巻1号~4号, 1998.6~1999.3
H.J.シュナイダー, 宮崎英生訳「刑罰の代替策としての損害回復—発展という文脈の中での犯罪予防及び刑事司法の新たな方向付け」, 『犯罪被害者と刑事司法』, 成文堂, 1995.7, 129-148
H.シェッヒ, B.バンネンベルグ, 比嘉康光訳「ドイツにおける被害者—加害者の和解, 実態調査と刑事政策の結論」, 『犯罪被害者と刑事司法』, 成文堂, 1995.7, 191-209
H・シェッヒ, 加藤克佳訳「性犯罪の被害者証人である子供と刑事訴訟における保護策」, 法経論集, 147号, 1998.7, 1-22
鈴木尚久「ドイツ刑事手続における被害者保護」, 海外司法ジャーナル, 5号, 1999.4, 105-109
高橋則夫, 川口浩一「自由剥奪のない刑事制裁の可能性」, ジュリスト, 1031号, 1993.10.1, 64-69
高橋則夫「ドイツの被害者政策」, 現代のエスプリ, 336, 1995, 221-227
高橋則夫「被害者関係的刑事司法と回復的司法」, 法律時報, 71巻10号, 1999.9, 10-16
高橋則夫「被害者の財産的損害の回復」, ジュリスト, 1163号, 1999.9, 72-79
田口守一「西ドイツにおける犯罪被害者の地位」, 刑法雑誌, 29巻2号, 1988.12, 27-62
法務大臣官房司法法制調査部「ドイツ連邦共和国裁判所構成法」, 法務資料429号, 1976.10
法務大臣官房司法法制調査部「ドイツ刑事訴訟法典」, 法務資料437号, 1981.2
法務大臣官房司法法制調査部「ドイツ刑法典」, 法務資料439号, 1982.1

- 法務大臣官房司法法制調査部「ドイツ民事訴訟法典」, 法務資料450号, 1992.4
- 宮崎英生「刑事手続と損害の回復」, 法律時報, 71巻10号, 1999.9, 43-48
- 宮澤浩一「被害者の法的地位—西ドイツの動向を中心として—」, 法学研究, 59巻12号, 1986.12, 45-65
- 宮澤浩一「犯罪被害者の法的地位について—西ドイツの1986年改正法を中心として—」 研修, 473号, 1987.11, 3-12
- 宮澤浩一「ドイツにおける刑事政策の新しい動き—「損害回復」に対する対案—」 時の法令, 1430号・1432号, 1992.6.30・1992.7.30, 38-43・56-64
- 宮澤浩一「ドイツの新犯罪防止法(その1~3)」, 時の法令, 1488号・1494号・1506号, 1994.12.30・1995.3.30・1995.9.30, 54-60・57-61・60-67
- 宮澤浩一「『白い環』の近況」, 罪と罰, 33巻4号, 1996.8, 51-53
- 宮澤浩一「被害者学入門15・16 犯罪被害者の支援—スイスとドイツの場合(その2・3)」, 捜査研究, 550号・551号, 1997.9・1997.4, 73-81・65-72
- 宮澤浩一「被害者学入門23 エッペンシュタイン・セミナー ドイツの「白い環」の被害者救援活動におけるボランティアの使命と役割」, 捜査研究, 558号, 1998.4, 79-92
- 宮澤浩一「ドイツとオーストリアの証人保護(その1・2)」, 捜査研究, 567号・568号, 1999.1・1999.2, 78-79・86-89
- 宮澤浩一「被害者の請求権確保に関する法律について」, 捜査研究, 575号, 1999.5, 66-67
- ヨアヒム・ヘルマン, 宮澤浩一訳「西ドイツにおける犯罪被害者の補償—その歴史, 現状, 問題点—」, 警察学論集, 32巻3号, 1979.3, 88-105
- Bundesministerium für Justiz, *Materialien-Zeugenschutzgesetz(ZSchG), Gesetz zur Bekämpfung von Sexualdelikten und anderen gefährlichen Straftaten, Sechstes Gesetz zur Reform des Strafrechts (6. StrRG)*, 1998.9
- Dieter Dölling, u.a. *Täter-Opfer-Ausgleich in Deutschland-Bestandsaufnahme und Perspektiven*, Bundesministerium für Justiz, 1998.2
- Bundesministerium für Arbeit und Sozialordnung, *Soziale Sicherung im Überblick*, 1998.1, Bundesministerium für Arbeit und Sozialordnung, *HILFE für Opfer von Gewalttaten*, 1999.6,
- Der WEISSER RING Jahrbuch* 1997, 1998
- Lemke/Julius/Krehl/Kurth/Rautenberg/Temming, *heidelberger Kommentar, Strafprozessordnung*, 2Auflage, C.F.Müller, 1998.11
- Siegismund, Eberhard., *Ancillary (Adhesion) proceedings in Germany as shaped by the First Victim Protection Law-An attempt to take stock*, Presentation to the 112th UNAFEI International Seminar Course, 1999.4.26
- Troendle, Herbert., Fischer, Thomas., *Beck'sche Kurz-Kommentar, Strafgesetzbuch und Nebengesetze*, 49., neubearbeitete Auflage, C.H.Beck, 1998.12

資料 3 - 1 被害者補償申請書

III. Gewalttat

1. Tatzeit (Tag, Monat, Jahr)	Uhrzeit
2. Tatort (genaue Ortsbeschreibung)	
☐ auf dem Schulweg ☐ auf dem Weg zum Arbeitsplatz ☐ sonstiger Tatort	
3. Tatvorgang (genaue Schilderung)	
4. Tatursache (Ursache der Tatlichkeit)	
5. Täter (Name und Anschrift)	
6. Weitere Tatbeteiligte (Namen und Anschriften)	
7. Tatzeugen (Namen und Anschriften)	
8. Wer hat erste Hilfe geleistet? (Namen und Anschriften)	
9. Besteht zum Täter ein besonderes Verhältnis? (Verwandter, Ehegatte, Lebensgefährte, Bekannter etc.)	
10. Wurde Strafanzeige erstattet bzw. Strafantrag gestellt?	
☐ nein, Gründe: ☐ ja, bei	
11. Ist ein gerichtliches Verfahren durchgeführt oder eingeleitet worden?	Alterzeichen
☐ nein ☐ ja, bei	
12. Haben Sie einen Rechtsanwalt beauftragt?	
☐ nein ☐ ja, (Name, Anschrift)	
13. Haben Sie wegen der Folgen der Gewalttat bei einer anderen Behörde (z.B. bei einem Unfallversicherungsträger) Antrag auf Leistungen gestellt?	
☐ nein ☐ ja, bei	
14. Haben Sie wegen der Folgen der Gewalttat Ansprüche gegen eine Versicherung des Täters?	
☐ nein ☐ ja, gegen (Name, Anschrift)	
15. Haben Sie vom Schädiger Schadensersatzleistungen erhalten?	
☐ nein ☐ ja	
16. Haben Sie wegen der Folgen der Gewalttat Ansprüche gegen eine eigene Versicherung?	
☐ nein ☐ ja, gegen (Name, Anschrift)	

Bitte für amtliche Zwecke freihalten!

An das Versorgungsamt Berlin Postfach 31 09 29 10639 Berlin Gesch. Z.:	Persönliche Rückfragen und Eingabenname Abrecht-Achilles-Straße 62-65 10709 Berlin Sprechstunden: Montag, Dienstag und Freitag von 9 bis 12 Uhr sowie nach Vereinbarung
--	--

Antrag
auf Beschädigtenversorgung nach dem
Gesetz über die Entschädigung für Opfer von Gewalttaten (OEG)

I. Personalien Zutreffendes bitte ankreuzen ☒ oder ausfüllen

Familienname		Vorname	
Geburtsdatum	Geburtsort	Staatsangehörigkeit	
Anschrift (Straße, Haus-Nr., PLZ, Wohnort, ggf. Kreis)			
Telefon			
Familienstand	☐ ledig ☐ verheiratet ☐ verwitwet ☐ geschieden	seit	
Zahl der Kinder	Geburtsjahre der Kinder		

Bei Minderjährigen und Personen, für die ein Vormund oder Betreuer bestellt ist, bitte Namen, Vornamen und Anschrift des gesetzlichen Vertreters oder des bestellten Betreuers angeben und ggf. Bestallungsurkunde vorlegen.

Bei Ausländern, die nicht der EG angehören:
 Wohnort in der Bundesrepublik seit _____
 (Bitte Aufenthaltsgenehmigung in Fotokopie beifügen oder Original vorlegen)
 Beruf nach der Gewalttat _____

II. Gesundheitliche Schädigung

1. Welche Gesundheitsstörungen haben Sie durch die Gewalttat erlitten?

2. Welche Gesundheitsstörungen liegen als Folge der Gewalttat jetzt noch vor?

IV. Ärztliche Behandlungen und Krankenhausbehandlungen nach der Gewalttat

von	—	bis	Name des behandelnden Arztes bzw. Bezeichnung des Krankenhauses und der Abteilung sowie Anschrift	In Behandlung wegen (Krankheitsbezeichnung)

V. Welche Körperschäden haben schon vor der Gewalttat vorgelegen? Wann und wo sind diese ärztlich behandelt worden?

von	—	bis	Name des behandelnden Arztes bzw. Bezeichnung des Krankenhauses und der Abteilung sowie Anschrift	In Behandlung wegen (Krankheitsbezeichnung)

VI. Zugehörigkeit zu Krankenkassen und Krankenversicherungen

von	—	bis	Bezeichnung der Krankenkasse oder Krankenversicherung und Anschrift

VII. Sonstige Ansprüche und Leistungen – bitte auch angeben, wenn bisher nur Antrag gestellt wurde –

1. Beziehen Sie Unfallrente, Rente aus der gesetzlichen Rentenversicherung und dergleichen?	☐ Ja	☐ Nein	Geschäftszeichen
wenn ja, von			
2. Beziehen Sie Versorgung nach beamtenrechtlichen Bestimmungen?	☐ Ja	☐ Nein	Geschäftszeichen
wenn ja, von			
3. Beziehen Sie eine Rente nach dem Bundesversorgungsgesetz oder nach anderen Gesetzen des Sozialen Entschädigungsrechts?	☐ Ja	☐ Nein	Geschäftszeichen
wenn ja, von			
4. Beziehen Sie Leistungen vom Arbeitsamt?	☐ Ja	☐ Nein	Geschäftszeichen
wenn ja, von			
5. Beziehen Sie Leistungen nach dem Bundessozialhilfegesetz?	☐ Ja	☐ Nein	Geschäftszeichen
wenn ja, von			
6. Haben Sie einen Schwerbehindertenausweis beantragt oder bereits erhalten?	☐ Ja	☐ Nein	Geschäftszeichen
wenn ja, von			
7. Lag wegen der Gewalttat Arbeitsunfähigkeit vor?	☐ Ja	☐ Nein	Geschäftszeichen
Wurde aus diesem Grunde Krankengeld gezahlt?			

Evtl. zustehende Versorgungsbezüge sollen überwiesen werden an	
Kontoinhaber	
Konto-Nr.	Geldinstitut
	Bankleitzahl

Ich versichere, daß ich die vorstehenden Angaben nach bestem Wissen und Gewissen gemacht habe. Mir ist bekannt, daß wahrheitswidrige Angaben strafrechtlich verfolgt werden können und daß zu Unrecht empfangene Leistungen zurückgezahlt werden müssen.

Soweit Änderungen in den vorstehend gemachten Angaben eintreten, werde ich das Versorgungsamt benachrichtigen.

Ich erkläre mich damit einverstanden, daß das Versorgungsamt die für die Entscheidung über den vorstehenden Antrag auf Gewährung von Leistungen nach dem OEG erforderlichen Auskünfte einholt und die über mich bei Ärzten, Krankenanstalten, Behörden und Trägern der Sozialversicherung geführten Unterlagen (Krankenpapiere, Aufzeichnungen, Krankengeschichten, Untersuchungsbefunde, Röntgenbilder), auch soweit sie von anderen Ärzten oder Stellen erstellt sind, zur Einsicht beizugeben.

Ich entbinde die beteiligten Ärzte von ihrer Schweigepflicht und stimme der Verwertung der Auskünfte und Unterlagen im Verwaltungsverfahren zu.

Als Unterlagen füge ich bei:

Ort Datum

Unterschrift des Antragstellers oder gesetzlichen Vertreters

Hinweis zum Übergang gesetzlicher Schadensersatzansprüche:
Nach § 5 OEG in Verbindung mit § 81a des Bundesversorgungsgesetzes geht ein Ihnen evtl. gegen einen Dritten (z.B. dem Schädiger) wegen der Straftat zustehender gesetzlicher Schadensersatzanspruch kraft Gesetzes insoweit auf uns über, als wir Ihnen Leistungen nach dem OEG erbracht haben. Sie dürfen daher über solche Ersatzansprüche nicht verfügen, insbesondere nicht auf sie verzichten.

Hinweis zum Datenschutz:
Wir weisen darauf hin, daß Sie nach dem Sozialgesetzbuch zur Mitteilung der vorstehenden Angaben verpflichtet sind und diese mit Hilfe einer Datenverarbeitungsanlage gespeichert werden können.

Sollte die Ausfüllung dieses Antragsbogens Schwierigkeiten bereiten, sind wir gern bereit, Ihnen dabei zu helfen. Wir bitten Sie, uns dann in den Sprechstunden aufzusuchen.

資料 5 - 1 殺人の被害者数

(1989年～1998年)

年 次	総 数	児 童	少 年	青 年	成 人
1989年	2,622	179	39	173	2,231
1990	2,636	146	82	158	2,250
1991	2,833	183	91	189	2,370
1992	3,373	182	88	233	2,870
1993	3,878	200	114	486	3,078
1994	4,347	293	161	457	3,436
1995	4,462	236	170	410	3,646
1996	4,018	245	150	308	3,315
1997	3,735	222	150	257	3,106
1998	3,197	221	119	187	2,670

注 1 Polizeiliche Kriminalstatistik による。

2 1991年から1993年の間は、旧ドイツ民主共和国に相当する地域のうち、ベルリン地区のみの数値を含む。

資料 5 - 2 強盗の被害者数

(1989年～1998年)

年 次	総 数	児 童	少 年	青 年	成 人
1989年	31,927	1,115	1,689	2,133	26,990
1990	37,760	1,728	2,864	2,679	30,489
1991	48,119	2,506	4,097	3,502	38,014
1992	50,553	2,614	4,144	3,428	40,367
1993	52,546	2,709	4,345	3,430	42,062
1994	62,340	4,142	7,666	4,273	46,259
1995	66,603	5,387	10,850	5,151	45,215
1996	74,929	6,480	13,651	6,051	48,747
1997	77,427	7,579	13,965	6,221	49,662
1998	71,214	7,208	12,024	5,788	46,194

注 1 Polizeiliche Kriminalstatistik による。

2 1991年から1993年の間は、旧ドイツ民主共和国に相当する地域のうち、ベルリン地区のみの数値を含む。

資料 5 - 3 強姦の被害者数

(1989年～1998年)

年 次	総 数	児 童	少 年	青 年	成 人
1989年	5,041	101	675	841	3,424
1990	5,148	120	724	832	3,472
1991	5,484	145	890	880	3,569
1992	5,605	173	989	833	3,610
1993	5,568	204	1,038	790	3,536
1994	6,141	261	1,232	822	3,826
1995	6,224	258	1,312	901	3,753
1996	6,246	305	1,287	963	3,691
1997	6,684	296	1,516	975	3,897
1998	8,017	405	1,725	1,059	4,828

注 1 Polizeiliche Kriminalstatistik による。

2 1991年から1993年の間は、旧ドイツ民主共和国に相当する地域のうち、ベルリン地区のみの数値を含む。

資料5-4 殺人等における被害者と加害者との関係

ドイツ (1989年～1998年)

① 殺人

年次	総数	親族	知人	同国人	一時的な関係	無関係	不明
1989年	2,622 (100.0)	732 (27.9)	784 (29.9)	150 (5.7)	258 (9.8)	468 (17.8)	230 (8.8)
1990	2,636 (100.0)	697 (26.4)	764 (29.0)	156 (5.9)	233 (8.8)	483 (18.3)	303 (11.5)
1991	2,833 (100.0)	696 (24.6)	767 (27.1)	150 (5.3)	287 (10.1)	623 (22.0)	310 (10.9)
1992	3,373 (100.0)	764 (22.7)	935 (27.7)	188 (5.6)	297 (8.8)	831 (24.6)	358 (10.6)
1993	3,878 (100.0)	790 (20.4)	961 (24.8)	219 (5.6)	290 (7.5)	1,176 (30.3)	442 (11.4)
1994	4,357 (100.0)	863 (19.8)	1,060 (24.3)	228 (5.2)	315 (7.2)	1,285 (29.5)	606 (13.9)
1995	4,462 (100.0)	930 (20.8)	1,091 (24.5)	250 (5.6)	342 (7.7)	1,188 (26.6)	661 (14.8)
1996	4,018 (100.0)	868 (21.6)	1,035 (25.8)	249 (6.2)	396 (9.9)	891 (22.2)	579 (14.4)
1997	3,735 (100.0)	815 (21.8)	1,076 (28.8)	175 (4.7)	341 (9.1)	889 (23.8)	439 (11.8)
1998	3,197 (100.0)	809 (25.3)	948 (29.7)	163 (5.1)	321 (10.0)	621 (19.4)	335 (10.5)

② 強盗

年次	総数	親族	知人	同国人	一時的な関係	無関係	不明
1989年	31,927 (100.0)	270 (0.8)	2,023 (6.3)	339 (1.1)	2,124 (6.7)	20,530 (64.3)	6,641 (20.8)
1990	37,760 (100.0)	293 (0.8)	2,100 (5.6)	492 (1.3)	2,444 (6.5)	22,812 (60.4)	9,619 (25.5)
1991	48,119 (100.0)	352 (0.7)	2,415 (5.0)	662 (1.4)	2,841 (5.9)	29,106 (60.5)	12,743 (26.5)
1992	50,553 (100.0)	315 (0.6)	2,734 (5.4)	453 (0.9)	3,613 (7.1)	34,108 (67.5)	9,330 (18.5)
1993	52,546 (100.0)	327 (0.6)	3,099 (5.9)	691 (1.3)	3,509 (6.7)	35,513 (67.6)	9,407 (17.9)
1994	62,340 (100.0)	472 (0.8)	3,964 (6.4)	655 (1.1)	4,103 (6.6)	40,742 (65.4)	12,404 (19.9)
1995	69,603 (100.0)	455 (0.7)	4,650 (6.7)	641 (0.9)	4,792 (6.9)	45,924 (66.0)	13,141 (18.9)
1996	74,929 (100.0)	467 (0.6)	5,229 (7.0)	608 (0.8)	5,273 (7.0)	49,080 (65.5)	14,272 (19.0)
1997	77,427 (100.0)	507 (0.7)	5,659 (7.3)	593 (0.8)	5,612 (7.2)	50,756 (65.6)	14,300 (18.5)
1998	71,214 (100.0)	570 (0.8)	5,804 (8.2)	732 (1.0)	5,655 (7.9)	45,676 (64.1)	12,777 (17.9)

③ 強姦

年次	総数	親族	知人	同国人	一時的な関係	無関係	不明
1989年	5,041 (100.0)	230 (4.6)	1,522 (30.2)	76 (1.5)	890 (17.7)	1,908 (37.8)	415 (8.2)
1990	5,148 (100.0)	248 (4.8)	1,531 (29.7)	80 (1.6)	867 (16.8)	1,860 (36.1)	562 (10.9)
1991	5,484 (100.0)	258 (4.7)	1,624 (29.6)	96 (1.8)	911 (16.6)	1,900 (34.6)	695 (12.7)
1992	5,605 (100.0)	290 (5.2)	1,711 (30.5)	74 (1.3)	1,053 (18.8)	1,977 (35.3)	500 (8.9)
1993	5,568 (100.0)	320 (5.7)	1,742 (31.3)	94 (1.7)	1,011 (18.2)	1,885 (33.9)	516 (9.3)
1994	6,141 (100.0)	456 (7.4)	2,151 (35.0)	80 (1.3)	1,027 (16.7)	1,851 (30.1)	576 (9.4)
1995	6,224 (100.0)	426 (6.8)	2,325 (37.4)	61 (1.0)	1,031 (16.6)	1,815 (29.2)	566 (9.1)
1996	6,246 (100.0)	466 (7.5)	2,539 (40.7)	97 (1.6)	948 (15.2)	1,588 (25.4)	608 (9.7)
1997	6,684 (100.0)	635 (9.5)	2,595 (38.8)	55 (0.8)	1,102 (16.5)	1,616 (24.2)	681 (10.2)
1998	8,017 (100.0)	1,246 (15.5)	2,969 (37.0)	71 (0.9)	1,162 (14.5)	1,937 (24.2)	632 (7.9)

- 注 1 Polizeiliche Kriminalstatistik による。
 2 図5-1の注3に同じ。
 3 被害者の加害者に対する関係を示す。
 4 「同国人」は、同じ国籍の外国人 (Ausländer) であるが、親族でも知人でもない場合をいう。
 5 () 内は、構成比である。

フランスにおける犯罪被害者への援助

研 究 官 中 野 陽 子
研究官補 岡 田 和 也

目 次

第1	はじめに — フランスにおける刑事事件手続の概要	155
第2	刑事司法における被害者の法的地位及び被害者施策	157
1	被害者の権利	157
2	刑事司法への関与	157
3	刑事司法における被害救済・被害回復	158
(1)	裁判所における手続	158
(2)	調停等に関する制度	158
4	証人・被害者保護のための措置	161
5	情報提供	161
第3	犯罪被害者補償制度等	163
第4	犯罪者の処遇における被害者保護・被害者援助	165
1	行刑施設における被害者とのかかわり	165
2	社会内処遇における被害者とのかかわり	165
第5	被害者援助機関が行う被害者支援プログラム	166
1	被害者援助機関の組織	166
2	被害者援助機関の職員	166
3	被害者援助機関の予算	166
4	被害者援助機関の倫理的原則	166
5	被害者援助機関が行う活動	167
(1)	被害者支援活動の内容	167
(2)	PARIS AIDE AUX VICTIMES の活動	167
6	被害者援助機関が行う研修 (formation) について	168
第6	犯罪被害者施策の発展	169
1	犯罪被害者施策の沿革	169
2	最近の動向	169
(1)	犯罪被害者援護の刑事政策に関する通達	169
(2)	「被害者援助の新しい政策のために」	170
参考文献		173
資料		175
1	司法省パンフレット「被害者の援助」(L'aide aux victimes) 及び「被害者の補償」 (L'indemnisation des victimes) の仮訳	175
2	1998年7月13日に司法大臣名で発出された「犯罪被害者援護の刑事政策に関する通達」 (Circulaire relative à la politique pénale d'aide aux victimes d'infractions pénales) 中の「刑務所で犯罪被害者あてに出す手紙の見本」の仮訳	182
3	フランス刑事訴訟法典 (犯罪被害者関係の抜粋)	183

第1 はじめに — フランスにおける刑事事件手続の概要

本稿の目的はフランスにおける犯罪被害者援助について紹介することにあるが、そのためには、フランスの刑事事件手続の基本的な事項についての理解が必要である。そこで、はじめに、フランスの刑事事件手続について、その概要を紹介しておくこととする。

フランスでは、犯罪は、重罪 (crime)、軽罪 (délit) 及び違警罪 (contravention) に区分されており、これらはその法定刑が異なるほか、それぞれ異なる裁判所で審理され、また、捜査、予審等、裁判に至る過程や規制も異なっている。

まず、重罪は、無期の懲役又は禁錮、30年以下ないし10年以上の懲役又は禁錮等が科される最も重い区分の罪で（死刑は1981年に廃止されている。）、故殺や強姦等がこれに当たる。重罪については予審は必要とされており、予審判事は必要な捜査を行い、被疑事実が認められれば重罪法院 (cour d'assises) に送致する。

軽罪は、10年以下の拘禁刑、罰金等が科される罪で、単純な窃盗や麻薬の違法所持等がこれに当たり、特別の場合を除いては、予審は任意的である。軽罪は軽罪裁判所 (tribunal correctionnel) で審理される。

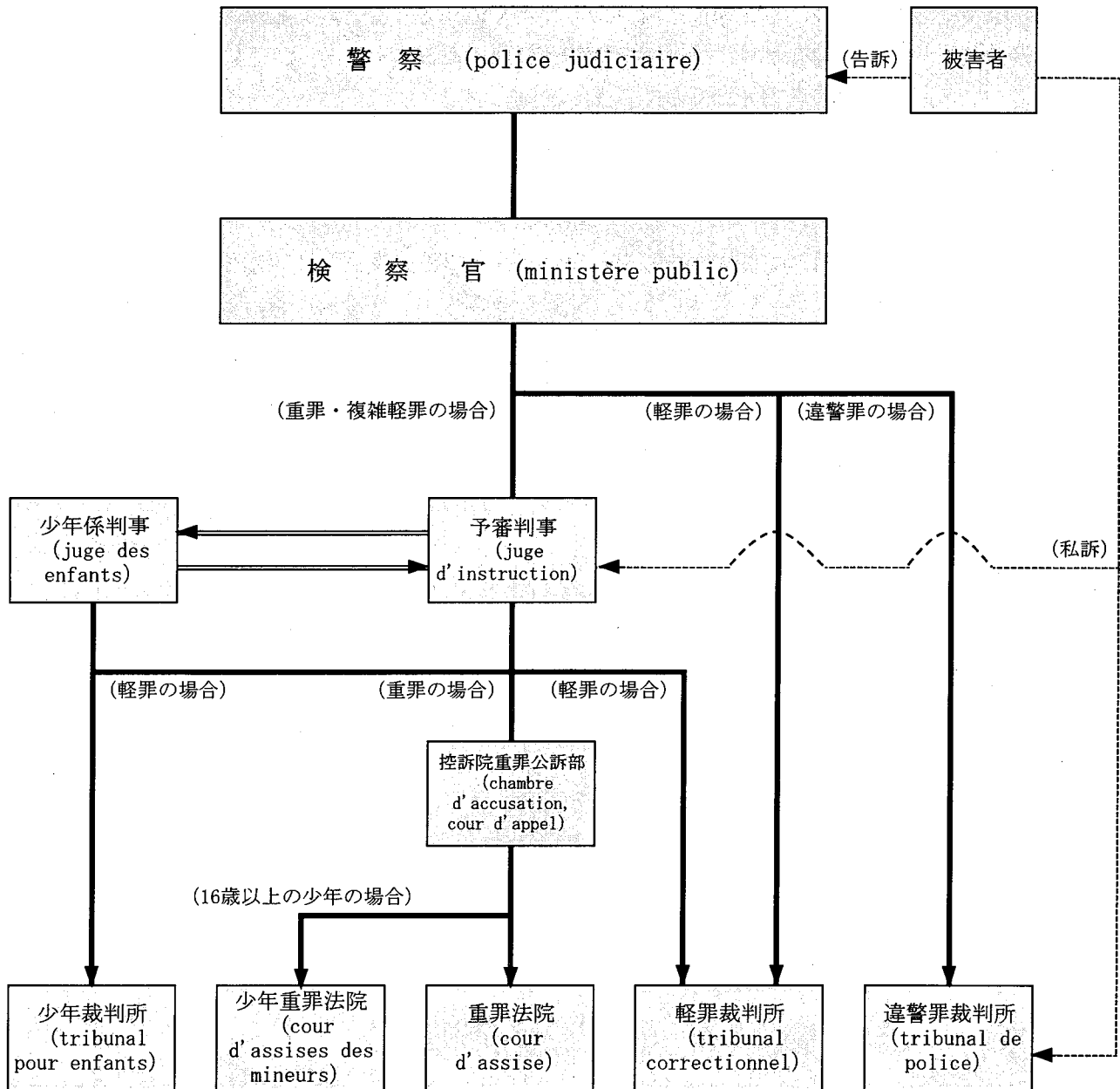
違警罪は、最も軽い第1級から最も重い第5級まであり、拘禁刑はなく罰金が科される罪で、駐車違反等の交通事犯や軽微な暴行等がこれに当たる。原則として予審は行われず、違警罪裁判所 (tribunal de police) で審理される。

手続をごく簡略化して紹介すると、図1のようになる。

公訴の提起は検察官が行うが、起訴便宜主義が採られており、犯罪の嫌疑が認められても起訴しないことも可能である。

犯罪の被害者は、司法警察員又は検事正に告訴をすることができるほか、損害賠償を求める訴え（私訴）を、民事裁判所だけでなく、刑事裁判所で公訴に附帯して行うことができる（附帯私訴）。

図1 フランスにおける刑事事件手続の流れ図



第2 刑事司法における被害者の法的地位及び被害者施策

1 被害者の権利

被害者の権利に関して、憲法上、特段の規定はないが、刑事訴訟法上、被害者は、犯罪によって生じた損害の賠償を求める私訴権 (action civile) を、民事裁判所で行使することができるほか、刑事裁判所で公訴に附帯して行使することができる。

被害者は、私訴原告人 (partie civile) となった場合には、損害賠償を求めることができるだけでなく、訴訟の当事者として刑事手続に関与し、

- ① 訴訟当事者として裁判に出席すること
- ② 弁護士の補佐を受けること
- ③ 一定の処分について通知を受けること
- ④ 一定の決定に対する不服申立てができること
- ⑤ 私訴を裏付けるため証拠を提出できること

等が規定されている。

司法省は、1982年から、一般市民を対象とした「被害者の権利ガイド」(Guide des droits des victimes)¹と題する約330ページ、30フラン(約500円)のガイドブックを発刊し、版を重ねているほか、「被害者の権利」(Les droits des victimes)²、「被害者の援助」(L'aide aux victimes)³等の無料配布のパンフレットで広報に努めている。これらのガイドブックやパンフレットで被害者の権利として記述されているのは、

私訴原告人となることによって刑事訴訟に加わること、

同じく私訴原告人となることによって賠償請求をすること、

一定の条件の下で犯罪被害者補償基金からの補償を受けること

等であるが、パンフレット「被害者の権利」の冒頭でこれらの権利に先立って述べられているのは「話に耳を傾けて聞いてもらう権利」(droit d'être écouté)である。

2 刑事司法への関与

フランスでは、犯罪は、重罪、軽罪及び違警罪に区分されており、いずれの罪についても、被害者は、民事裁判所だけでなく、刑事裁判所で私訴権を行使することができる。

被害者が私訴権を行使する場合、公訴が検察官により既に始められていれば、被害者がこれに参加し、まだ公訴が始められていなければ、私訴原告人となることの申立てを伴う告訴状を予審判事に提出する(この場合、私訴権の行使によって予審が開始される。)等の方法による。検察官により公訴が開始される前であっても、被害者による私訴の訴えによって刑事裁判を開始することが可能なことから、「私訴は、公訴権を発動させる」ともいわれる。

私訴原告人は、訴訟当事者として、裁判所に出頭し、又は弁護士を代理として出頭させ、裁判長を介して、被告人や証人等に質問をすることができる。裁判所は、公判廷における審理が終結したときは、私訴原告人又はその弁護人の陳述を聞くこととなっており、私訴原告人は、被告人及びその弁護人の最終弁論に反駁することができる。私訴原告人は、捜査機関が入手した証拠を利用することができ、別に民事裁判を提起する必要がないので、負担が少なく済むといわれている。

民事裁判所に私訴が提起された場合に、刑事裁判所に事件が係属し、その判決が民事の解決に影響を

及ぼし得るときは、民事裁判所は、両裁判所での判断の食い違いを避けるため判決を延期しなければならないが、刑事裁判所の判決は民事においても既判力を有することとされている。

なお、違警罪については簡略手続（略式命令）に付することができるが、被害者は自己の利益の保護を求めて違警罪裁判所に対審での審理を求めることができる。

3 刑事司法における被害救済・被害回復

(1) 裁判所における手続

犯罪被害者は、私訴権を行使して損害賠償を求めることができ、重罪法院、軽罪裁判所及び違警罪裁判所は、これについて裁判をし、被告人に対して損害賠償の支払を命じることができる。重罪法院においては、無罪又は刑の免除の言渡しがあったときにおいても、私訴原告人に対する損害賠償の支払を被告人に命じることができる。

さらに、裁判所は、私訴と平行して職権又は申立てにより、差し押さえられた物の所有者への還付を審理中に命じることができる。また、予審対象者が保証金（cautionnement）を支払う場合、予審判事は、被害者の請求に基づき、その一部を、犯罪によって生じた損害の賠償及び原状回復のために、仮に支払うよう命じることができる。

なお、重罪法院又は軽罪裁判所において、保護観察付き執行猶予（sursis avec mise à l'épreuve）及び公益奉仕労働付き執行猶予（sursis assorti de l'obligation d'accomplir un travail d'intérêt général）の判決を言い渡す場合には、遵守すべき特別義務として、犯罪によって生じた損害の全部又は一部の賠償を課することができる⁴、特別義務に従わない場合には執行猶予を取り消すことができる。

また、軽罪裁判所又は違警罪裁判所は、軽罪及び違警罪について、裁判所が被告人の有罪を宣告した後において、①同人の社会復帰が得られ、②生じた損害が補てんされ、かつ③犯罪から生じた混乱が止んだと思料されるときは、刑の免除（dispense de peine）を、また、①から③の途上にあると思料されるときは、宣告猶予（ajournement du prononcé de la peine）をすることができる。宣告猶予には保護観察を付することができ、保護観察付き執行猶予と同様に、遵守すべき特別義務を課することができる。実際の例としては、まず、被告人を宣告猶予にしておいて、損害賠償等の完了を待って刑の免除をするという運用をされているようである。

(2) 調停等に関する制度

刑事司法関係機関が加害者・被害者の間の調停等に関与する制度として、刑事仲裁、少年に対する賠償の措置の提案等がある。

ア 刑事仲裁（médiation pénale）

検事正は、軽罪又は違警罪につき、被害者に生じた損害の回復、犯罪に起因する紛争の解決及び犯人の復職に寄与すると思料するときは、公訴の決定に先立ち、当事者の同意を得て刑事仲裁手続に訴えることを決定することができる（フランス刑事訴訟法第41条第6号）。

刑事仲裁の目的は、紛争の具体的解決（損害賠償）を図ることであるが、それ以外に、当事者が同一原因のために犯罪を繰り返すことのないように、その生活態度を持続的な形で変えることをも目指しているとされる。

この手続は、検事正が中立の立場の刑事仲裁機関又は仲裁者（原語では médiateur。以下、本稿ではメディアトゥールという。）に付託することによって実施される（紛争当事者が直接メディアトゥールに受理を求めることはできない）。刑事仲裁機関又はメディアトゥールは、守秘義務が課せられ、仲裁手続を適正に遂行する義務を負う。手続は無料で行われる。

検事正の請求により事件を付託された刑事仲裁機関又はメディアトゥールは、次のことを行う。

- ① 当事者を、書面により召還する。
- ② 当事者に、個別又は合同で面会して、刑事仲裁手続の目的を説明し、検事局が当事者から手続への参加合意を取りつけていないときは、これを行う。
- ③ 当事者間の関係を確立又は修復し、紛争の解決策を見いだすため、関係者を集めて刑事仲裁の会合を開催する。
- ④ 合意が形成された場合、これを書面化する。
- ⑤ 必要に応じ、検事正の定める期間内における事件の進展状況を把握した上で、刑事仲裁の結果を、書面で検事正に報告する。

検察官は、不起訴処分のための諸条件（損害賠償、返済、負債の清算等）が履行されたかどうかを確認し、不起訴又は管轄裁判所への起訴のいずれかの判断を下す。不起訴とした場合は、被害者である告訴人に、その旨を通知する。

刑事仲裁手続の対象となる犯罪は、検事局の判断によって決定されるものであるが、典型的なものとしては、軽微な暴力行為、窃盗、少額詐欺、扶養手当の未払等が挙げられる。

メディアトゥールとなることができるのは、裁判所によって資格を付与され、刑事仲裁機関又は検事局により指名された者であり、専門的な教育訓練を必要とする。行刑機関及びその職員は仲裁を担当することができるが、保護観察官は仲裁を担当することができないとされている⁵。

なお、このほか、賠償等を目的として、条件を付して不起訴処分（classement sans suite）を行う（classement sous condition）という運用もなされている。具体的には、例えば、窃盗の被疑者に対し、被害者に被害弁償をするという条件を提示し、その後、被疑者がその条件を履行すれば、これを不起訴処分にし、履行しなければ事件を起訴するというような運用をされているようである。

イ 少年に対する賠償の措置の提案等（médiation-réparation mineurs）

フランスでは、18歳未満の少年事件においては、予審請求以前の段階では検察官が、予審や裁判段階では少年係判事が、被害者の同意を得て、被害者又は被害団体の利益のための援助又は賠償の措置若しくは活動の提案をすることができる（1945年2月2日オルドナンス（ordonnance）第12-1条）。

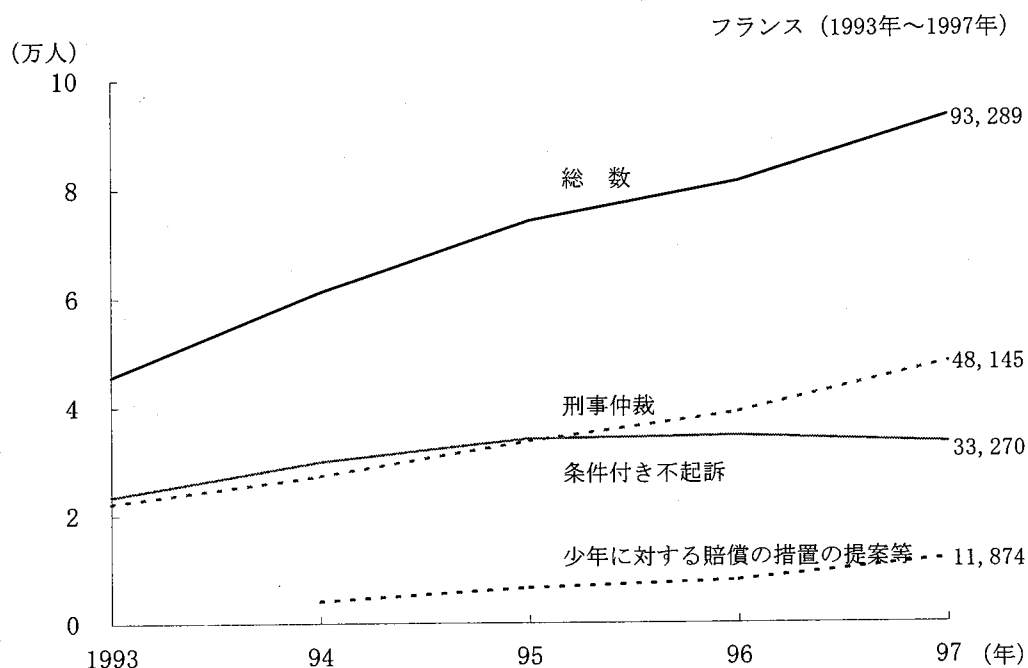
その目的は、自らが被害者にもたらした損害を、その能力に応じて定められる労役をもって償う機会を少年に与えることによって、少年自身に、法による禁止事項の存在や犯罪の結果に気づかせることにあるとされる。

少年に課せられる賠償の措置等の形態は、場合に応じて、謝罪、被害の全部又は一部の賠償、被害者のための労役の提供等、種々のものがある。

図2は、刑事仲裁等の件数の推移を見たものである。刑事仲裁の件数は5年間で2.2倍、少年に対する賠償の措置等の提案の件数は4年間で2.9倍になっており、これらの措置が積極的に行われるようになってきていることを示している。

また、表1は被害者援助機関による仲裁の件数を見たものである。1998年の仲裁終了件数は前年の約1.4倍となっており、1か月未満で終了したものが3割近くを占め、3か月以内に終了したものは7割を超えている。

図2 刑事仲裁等の件数の推移



注 Annuaire Statistique de la Justice 及び L'activité pénale des juridictions による。

表1 被害者援助機関による仲裁の件数等

フランス (1997年・1998年)

仲裁の件数・構成比	1997年	1998年
年間仲裁受理件数	14,221	19,726
年間仲裁終結件数	13,172	18,551
うち、1か月未満のもの	29%	28%
1か月～3か月のもの	44%	43%
3か月を超えるもの	27%	29%
うち、建設的で顕著な結果であったもの	55%	55%
芳しくない結果であったもの	33%	31%
結果が出なかったもの	12%	14%
罪名・仲裁の内容等別内訳		
故意による侵害 (軽罪)	14%	24%
故意による侵害 (暴行・違警罪)	20%	14%
破壊・毀損・毀棄	16%	18%
窃盗	10%	7%
詐欺・横領	5%	5%
小切手偽造	2%	1%
脅迫・侮辱・名誉毀損	7%	6%
扶養定期金・面接交渉権	12%	11%
近隣とのトラブル	5%	5%
暴力行為	1%	1%
その他	8%	8%

注 INAVEM-RAPPORT D'ACTIVITÉ-ANNEE 1998による。

4 証人・被害者保護のための措置

証人又は被害者保護に関する刑事訴訟法の規定としては、以下のようなものがある。

- ① 予審判事は、証拠隠滅の防止等のほかに、証人又は被害者に対する圧力を避けるためにも未決勾留を命じることができる。また、予審対象者に対する司法上の監督 (contrôle judiciaire) を命じる際に、被害者等と接触しない義務等を課することができ、義務違反の場合には予審対象者を収監することができる。
- ② 一方、捜査に関係する証拠を提供することができる者のうち被疑者以外の者については、検事正の許可を得て、警察署等の住所を自己の住所として申告することができる。
- ③ また、重罪法院においては、公開することが公の秩序又は善良の風俗にとって危険である場合は、審理 (判決言渡しを除く。) を非公開とすることができるほか、強姦又は性的攻撃を伴う拷問及び野蛮行為について公訴が提起され、被害者たる私訴原告人の少なくとも一人から請求があるときは、審理については当然に非公開とされ、その他の場合には、被害者たる私訴原告人が反対しないときに限り、非公開を命じることができる。他方、軽罪裁判所においては、公開することが公の秩序又は善良の風俗にとって危険であるときは、審理を非公開とすることができるとされており、証人の保護のためにも援用される。
- ④ 重罪法院又は軽罪裁判所においては、保護観察付き執行猶予の言渡しに当たり、一定の場所への立入りの禁止及び被害者等一定の者との接触の禁止を、遵守すべき特別義務として課することができる⁶。

さらに、性犯罪による未成年被害者の保護に関しては、「性犯罪の予防及び抑圧並びに未成年者の保護に関する1998年6月17日法」(Loi du 17 juin 1998 relative à la prévention et à la répression des infractions sexuelles ainsi qu'à la protection des mineurs) により、刑事訴訟法が改正され、性犯罪の被害者である18歳未満の少年が捜査機関又は予審判事の前で行った供述を録音・録画することができ、その複製は公判記録に含まれる旨の規定が設けられた。

また、刑法においては、証人の保護を図る観点から、証人に対する加害行為の処罰が強化され、証人等買収罪 (刑法第434-15条)、犯罪被害者の脅迫等の罪 (同第434-5条)、加重的故殺罪 (同第221-4条)、加重的拷問・野蛮行為罪 (同第222-3条)、加重的暴行罪 (同第222-8条)、加重的傷害罪 (同第222-10条、第222-12条、第222-13条) 等の規定が設けられており、虚偽の証言等をさせ、又は証言をさせない目的で、約束、贈与、威迫、脅迫、暴行等をする行為を独立の罪として規定したり、証人・被害者等に対する故殺等の一定の行為に対する刑を加重している。

5 情報提供

被害者に対する情報提供に関しては、検事正は、被害者が判明している場合には、不起訴処分について被害者に知らせなければならないとされている。

一方、私訴原告人は、重罪法院においては、犯罪事実を確認した調書、証人の供述書及び鑑定報告書の写しが無料で交付され、また一件記録の写しは有料で交付される。

軽罪及び違警罪の場合には、訴訟当事者は、有償で告訴状、判決等を入手することができ、検事又は検事長の許可を得て、証拠書類の謄本を請求できる。

また、軽罪及び違警罪の場合には、検事局はすべての告訴人に公判期日を通知することになっている。この規定は告訴人に対する通知であるが、フランスでは、事件になっている犯罪の被害者が告訴をしないことは非常にまれであるといわれており、實際上、ほとんどの被害者が、告訴人として、こ

の規定による通知を受けているものと思われる。この規定による通知には、「被害者又は証人へのお知らせ」という文書が添付される扱いとなっており、これには、損害賠償を請求するなら私訴を提起する必要がある旨と、私訴提起の方法の概要等が記載されている。

1998年7月13日に司法大臣名で発出された「犯罪被害者援護の刑事政策に関する通達」(Circulaire relative à la politique pénale d'aide aux victimes d'infractions pénales)では、刑事手続における被害者の地位、手続の各段階で関係機関がなすべきこと等が示されているが、被害者への情報提供(事件や処分に関するものと、利用できる制度や機関に関するものとの、両方を含む。)を促進すべきことが述べられており、特に検察官の一貫した配慮が強調されている⁷。

第3 犯罪被害者補償制度等

1977年に導入された国による犯罪被害者補償制度は、数次の改正により拡充されてきている。現在の制度では、身体的被害、財産的被害のいずれも国家補償の対象とされており、犯罪被害者補償委員会(Commission d'Indemnisation des Victimes d'Infractions, CIVI)の決定により、損害保険からの拠出金を財源とする⁸犯罪被害者補償基金(Fonds de garantie des victimes des actes de terrorisme et d'autres infractions)から補償金が支払われる。死亡や重い障害による1か月以上の労働不能、強姦又は強制わいせつによる精神的損害を含む損害⁹に対しては、被害者の経済的事情等に関係なく、犯罪被害者補償基金から限度額なしの補償を受けることが可能である。一方、1か月未満の労働不能及び財産上の被害については、他の損害補てん¹⁰の手段がなく、被害者が経済的困窮状態にある場合に限って、限度額の範囲内で補償される。いずれの場合も、被害者の当座の必要を満たすために、仮払いの決定をすることができる。

各大審院(tribunal de grande instance、日本の地方裁判所に相当)の中に犯罪被害者補償委員会が設けられており、その決定によって犯罪被害者補償基金から補償金が支払われる。加害者が分かっている場合、分からない場合のどちらでも、被害者は基金から支払いを受けることができる。加害者に支払い能力がある場合には、基金が被害者に補償金を支払った後で、基金から加害者に返済を請求するが、加害者には支払能力のない人が多いとのことである。

表2は、犯罪被害者補償委員会の補償決定件数等の推移を見たものである。1997年の棄却等を含む決定件数に対する認可件数の比率を見ると、身体的被害については、終局決定で83.2%、仮払い決定で76.5%、また、財産的被害については、終局決定で50.0%、仮払い決定で40.4%となっている。

表2 犯罪被害者補償委員会の決定状況

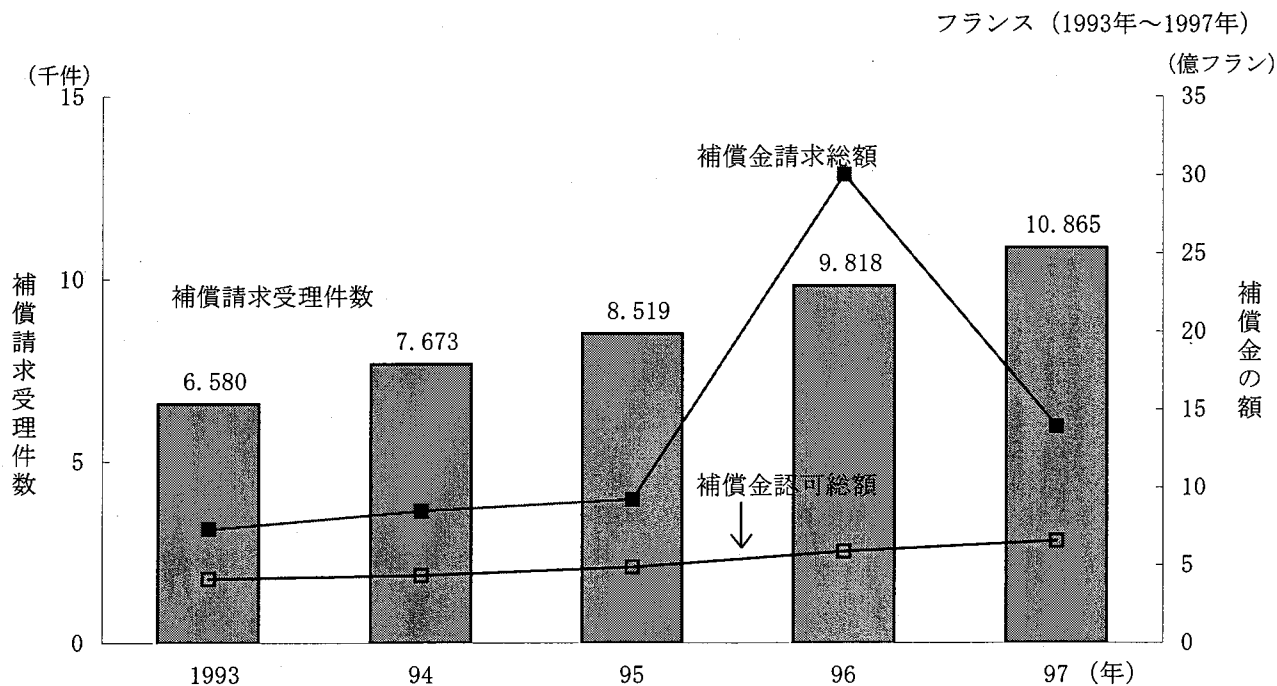
フランス(1993年～1997年)

年次	受理件数	認 可 件 数										不服申立 件数	
		総 数	身体的被害に関するもの					財産的被害に関するもの					
			終局決定			仮払い決定		終局決定			仮払い決定		
			認 可	棄却等		認 可	棄却等	認 可	棄却等		認 可		棄却等
1993年	6,580	6,118	3,168	713		906	166	519	589	22	35	221	
1994	7,673	7,995	4,362	978		1,037	267	582	655	42	75	230	
1995	8,519	8,974	5,099	1,129		1,185	336	509	665	19	32	314	
1996	9,818	10,381	5,822	1,313		1,511	443	513	688	43	48	391	
1997	10,865	11,667	6,638	1,344		1,670	514	678	677	59	87	428	

注 フランス司法省の資料による。

図3は、犯罪被害者補償委員会の補償請求受理件数及び補償金認可金額の推移を見たものである。

図3 犯罪被害者補償委員会による補償請求受理件数・補償金の推移



注 フランス司法省の資料による。

その他の経済的援助としては、私訴原告人は、一定の要件の下で法律扶助 (aide juridictionnelle) を受けることができるとされている。また、被告人が懲役刑を言い渡された場合において、私訴原告人に対する賠償を命ずる判決を受けている場合は、刑務作業報酬の一部が私訴原告人への賠償金に充当される¹⁰。

第4 犯罪者の処遇における被害者保護・被害者援助

1 行刑施設における被害者とのかかわり

被告人が懲役刑を言い渡された場合において、私訴原告人に対する賠償を命ずる判決を受けている場合は、刑務作業報酬の一部が私訴原告人への賠償金に充当される。

行刑施設の収容者は、銀行口座と同じような個人別の口座を持っており、職業訓練や刑務作業の賞与金は、この口座に入ることになっている。そのうち80%は自弁品の購入等、施設内での自分の生活に使い、10%は出所後の準備に充て、10%は損害賠償に充てる。

収容者に対する指導に際しては、被害者の受けた苦痛、精神的ショック、被害弁償等について指導を行っており、特に、被害者への損害賠償をすることを強く勧めている。損害賠償金を支払い始めていることは仮釈放や刑の執行の減軽にも結びつくので、それが損害賠償の動機付けの一つともなっている。

一方、収容者が被害者に謝罪をすることは要求しておらず、積極的なコンタクトをとることは求めているようである。

原則として、行刑施設で収容者と被害者が直接接触することはない。行刑施設の職員の話によると、収容者は被害者と接触してはいけないことになっているとのことである¹¹。

行刑施設に勤務する職員も、通常、被害者に直接連絡をとることはしないが、1998年7月13日に司法大臣名で発出された「犯罪被害者援護の刑事政策に関する通達」(Circulaire relative à la politique pénale d'aide aux victimes d'infractions pénales)では、「刑の執行段階で被害者がよりよい位置づけを得られるように、行刑機関は被害者に関する有用で最新の情報を収集し、被害者の権利についての情報を被害者に提供するよう努める。」として、行刑機関と被害者との情報交換について述べている¹²。

2 社会内処遇における被害者とのかかわり

フランスで保護観察付き執行猶予等の社会内処遇を実施しているのは、各県に一つずつある SPIP と呼ばれる機関である¹³。

保護観察付き執行猶予、公益奉仕労働付き執行猶予及び保護観察付き宣告猶予では、遵守すべき特別義務として「犯罪によって生じた損害に対して、民事訴訟について裁判がない場合であっても、自己の負担能力に応じて、その全部又は一部を賠償すること」が課される場合があり、SPIP ではその遵守について指導する¹⁴。損害賠償についての判決がない場合は、強制ではないが、少しずつでも払うように勧めている。職員の話によると、「SPIP の本来の仕事は犯罪者の社会復帰なので、例えば加害者が貧しい場合、損害賠償は少しずつ努力すればよいというように指導する」とのことである¹⁵。

遵守すべき特別義務には「特にその犯罪の被害者など、一定の者と付き合わないこと」というものもあり、本人がこの義務を守らなければ、被害者からすぐ SPIP に電話がかかってくるとのことである。

SPIP から被害者に対しては、加害者がどのぐらいの賠償金を払えるかを知らせる手紙を書いたりするほか、被害者に犯罪被害者補償委員会 (CIVI) や国立被害者援助・仲裁センター (INAVEM) を紹介することもある。

第5 被害者援助機関が行う被害者支援プログラム

1 被害者援助機関の組織

1986年に設立された国立被害者援助・仲裁センター (Institut National d'Aide aux Victimes et de Médiation, INAVEM) は、フランス全土の150の被害者援助機関を統合する「連盟」であり、全国の被害者援助機関と規約で結ばれている。裁判所の中、市町村役場、社会福祉関係の事務所、警察署、病院など全国約600か所に常設の受け入れ窓口が設けられ、本国、海外領土を合わせた100県のうち95県をカバーしている。また、全国の裁判所180か所のうち169か所に受け入れ窓口がある。1998年に全国の被害者援助機関を利用した者は12万2,500人で、このうち犯罪の被害者は7万218人である。仲裁に介入したのは約2万5,000件である。

このほか、INAVEMには、訓練を行うセンター、研究調査部門(この中にはフランス被害者学会がある。)、資料部門(特に被害者、仲裁についての資料がある。)、出版部門があり、3か月ごとに機関紙を出している。

2 被害者援助機関の職員

各地で、中心になって被害者援助機関を構成しているのは、弁護士、医師、裁判官、保険会社等であり、これらの人々が理事会のメンバーになっている。

実務を行う職員は、全国で有給職員約500人、無給職員約800人である。有給職員は、大半が法律の専門家、ケースワーカー、心理学者である。フランスでは、このような活動に関して無料奉仕は余り発展していないが、これは、第二次世界大戦後、社会福祉的なことは国がすべて金を出してやってきたため、職業意識の高い人が多いとのことである。

3 被害者援助機関の予算

INAVEMは、司法省をはじめとする行政組織の一部ではなく、独立して運営されている機関だが、司法省と緊密な関係にあり、その財源は、国などから出ている補助金である。98年度の予算は350万フランで、このうち150万フランは司法省、200万フランは地方公共団体(市町村、県)から出ている。このほか、各省間の協議に基づいて実施することに対して政府が出す資金、町単位で発生する犯罪の防止のために地方公共団体が出す資金がある。2000年には、新たな政策(nouvelle politique)が実施されるので、司法省の予算が150万フランから200万フランになる。3年間、毎年50万フランずつ値上げされることになっており、財源は、関係する各省が少しずつ資金を出すとのことである。

4 被害者援助機関の倫理的原則

被害者援助機関の倫理的原則については、1993年のINAVEM総会で採択された「被害者援助及び仲裁サービス憲章」(INAVEM CHARTE DES SERVICES D'AIDE AUX VICTIMES ET DE MÉDIATION)及び1996年の「倫理規定」(CODE DE DÉONTOLOGIE DE L'INAVEM)で定められているが、そのうち特に重要と思われるのは、次のようなものである。

- ① 一般市民全員に開かれており、差別は一切しない。フランスの領土内で被害にあった人であれば、国籍で差別しない。自らが犯罪の被害にあったと思うすべての人を受け入れる。
- ② サービスの利用はすべて無料である。

- ③ 利用者の秘密を厳守する。
- ④ 個人を尊重し、被害者の人格を尊重する。被害者が抱える問題に対して、被害者援助機関はいろいろな方法を提示するが、決定するのはあくまでも被害者である。被害者援助機関は被害者の代理をすることも、被害者の代表となることも、当事者として訴訟に加わることもしない。
- ⑤ いつでも、どこでも、誰でも利用できることを目指している。

5 被害者援助機関が行う活動

(1) 被害者支援活動の内容

被害者援助機関は、自分が被害にあったと思う人の訴えをすべて扱っている。

まず、被害者との面接を行い、被害者の言い分をよく聞く(écouter)。被害者は孤独になっており、苦痛に耐えており、権利をよく知らない場合が多いので、被害者援助機関は、被害者に、権利や訴訟手続、裁判、損害賠償の方法、国による補償制度などについての情報を提供する。

裁判の時にどのように対応するかを教え、心理的な援助も行う。必要があれば、司法、福祉、医療、保健などの専門家を紹介し、相談に行くよう指導する。

また、検察官からの委任を受けて、中立の立場のメディアトゥール(仲裁者)として刑事仲裁(médiation pénale)に介入する。メディアトゥールは当事者と話し合い、報告書を検事に提出する。

1990年代初めからは、集団で発生する事故の被害者支援にも介入している。例えば、飛行機事故、競技場での事故、テロリストによる行為などの際には、特別の態勢がとられ、積極的な介入が行われる。

外国でフランス人が被害にあった場合も、外務省との間で交わされた取決めに基づいて行動する。

(2) PARIS AIDE AUX VICTIMES の活動

具体的な活動の例として、筆者(中野)が1999年11月に訪問して見聞したパリ地区の被害者援助機関、PARIS AIDE AUX VICTIMES の活動を紹介する。

PARIS AIDE AUX VICTIMES は、INAVEM のメンバーになっている150の被害者援助機関の一つであり、パリでは唯一の機関である。

本部オフィスは月曜から金曜、9時から18時まで開いている。相談室は本部にもあるが、パリの三つのmaison de la justice(直訳すると「司法の家」。被害者援助だけの施設ではなく、法律に関する情報提供、軽い犯罪・非行のmédiationなどを行っている。)にも相談室があり、相談室は全部で4か所である。maison de la justiceの相談室は1999年11月8日に開いたばかりとのことだった。

建物の家賃は司法省が負担しているが、電話代などはPARIS AIDE AUX VICTIMES が負担する。他の地方の被害者援助機関でも、家賃は地方公共団体が負担している。

PARIS AIDE AUX VICTIMES には、次の2つの使命があり、被害者を全体的に保護する。

- ① 被害者と応対し、どうするか教える。損害賠償請求の手助けもする。これは、元裁判官、弁護士等の法律専門家のほか、会社経営者、退職者、主婦等が、全員無給でやっている。
- ② 心理的援助、専門の心理療法を、有給職員がやっている。最近はこの仕事が増えている。

有給職員は6人で、心理学の専門家3人、秘書2人、あと1人は所長である。無給職員は15~18人いる。所長の話では、「無給職員を8~10人に減らして、法律の専門家を有給で雇うようになると思う。無給の職員だけでは応対できないので、有給の職員を増やしていきたい。」とのことであった。

扱う被害者の受けた犯罪の種類では、傷害事件が一番多く、性的犯罪がこれに次いでいる。未成年は性的犯罪の被害者が多い。原則として刑事事件の被害者が対象だが、刑事事件でなくても、例えば、ガス爆発事故の被害者の援助を行うようなこともある。

成人の被害者も少年の被害者も両方扱うが、対応の仕方が少し異なっている。成人に対しては、法律の専門家が応対し、必要があれば、心理療法家を紹介する。未成年に対しては、まず、心理療法をする人が応対し、必要があれば、未成年専門の精神科医に送る。被害者意識をなくすことを助けることが、大きな目的であると考えられている。

警察署等の関係機関にポスターを掲示したり、パンフレットを置いたりして広報しているが、被害者が自発的に連絡してくるのを待つのが原則である。しかし、集団的な爆発事件、テロ事件等のときは、特別態勢を敷き、被害者に積極的に働きかける。1998年、サッカーのワールドカップのとき、シャンゼリゼで大きな事故があった際も、被害者の住所が知らされたので、個々の被害者に手紙を出した。

法律相談を行っている弁護士会との関係について尋ねたところ、

「私たちは、法律相談ではなく、被害者にできるだけくわしく情報を流し、被害者が自分で決定するのを助けている。弁護士会との競争はない。被害者援助機関があることによって、弁護士にとっては、むしろ仕事がやりやすくなり、仕事が増えるのではないかと思われる。例えば、損害賠償請求をする場合では、ここ（PARIS AIDE AUX VICTIMES）で書類をほとんど仕上げてから弁護士の所に行くので、弁護士の仕事がやりやすくなる。私たちは、被害者に対して、特定の弁護士を紹介することはできないので、専門別に弁護士のリストを作るよう、弁護士会に依頼した。」

とのことであった。

6 被害者援助機関が行う研修（formation）について

INAVEM は、刑事仲裁のメディアトゥール（仲裁者）、関係機関の職員、ボランティアなどに対する専門的研修を行っている¹⁶。

年2回行われる初級プログラムは、5日間（30時間）で、被害者援助、仲裁についての基本的な知識を研修する。

そのほか、専門別に分かれた多数のプログラムがあり（1999年は計20コース）、

- 被害者から話を聞くこと
- 被害者の権利
- 集団的事故への対応
- 電話での対応、心理的援助
- 未成年の被害者への対応
- 新興宗教の被害者への対応
- 訴訟手続に関する情報
- 損害賠償請求書類の作り方
- 交通事故の処理の仕方

などについて、それぞれ2日間から5日間をかけて研修する。

研修の多くはパリで行われるが、地方で行われる研修もある。

各地の被害者援助機関の職員は、研修を受ける法的な義務はないが、研修を受けるように、非常に強く勧めている（各地の団体はそれぞれ独立しているので、研修を受けることを義務として規定しているわけではない。）。ただし、メディアトゥールは専門的な研修を受けることが必要とされている。

第6 犯罪被害者施策の発展

1 犯罪被害者施策の沿革

フランスでは、犯罪被害者は、犯罪によって生じた損害の賠償を求める私訴権 (action civile) を、民事裁判所で行使することができるほか、刑事裁判所で公訴に附帯して行使することができるが、この制度では、加害者である被告人に賠償能力がなければ、賠償を得ることができなかった。

加害者に賠償能力のあることはまれであり、1973年に行われた司法省の調査によれば、同年中の(故意の)殺人1,228件及び傷害致死563件のうち、加害者に支払い能力がない場合が99%であったという¹⁷。

また、1986年にパリ近郊の市の軽罪裁判所で行われた調査によれば、174事件、200人の被害者のうち32%が私訴原告人となったにすぎず、このうち93%は被告人に損害賠償を命ずる判決を得たが、一方、損害賠償を被告人に命ずる判決を得た別の被害者1,000人のうち、裁判後1年以内に実際に全額又は一部の賠償を得た被害者は24%にとどまるとの結果が報告されている¹⁸。

そこで、1977年に国による犯罪被害者補償制度が導入され、その後、拡充されていった。当初は、殺人、傷害等の暴力犯罪の被害者を対象とし、被害者が経済的困窮状態にあることや他に損害補てんの手段がないことなどが要件とされるなど、補償を受けるための要件が極めて厳格であったが、1983年に、死亡及び重大な身体障害については経済的困窮状態に関する要件が廃止されるなど、補償手続を容易にする改革が行われ、同時に私訴提起の要件も緩和された。一方、補償の対象については、1981年に窃盗、詐欺、横領等の財産犯の被害者に、また、1985年に強姦及び強制わいせつの被害者に拡大された。さらに、1986年にはテロの被害者に対して手厚い補償を与えるためにテロ犯罪被害者補償基金が設立されたが、1990年には、その他の犯罪による被害者に対しても、テロ被害者の基金と一本化した犯罪被害者補償基金 (Fonds de garantie des victimes des actes de terrorisme et d'autres infractions) から支払をすることとなり、併せて、被害者の国籍に関する要件や死亡及び重大な身体障害に対する補償金額の上限が廃止された。

この間、1982年に、司法省内に被害者保護・犯罪防止室が設置され、同年、「被害者の権利ガイド」(Guide des droits des victimes) が発行された。

一方、1980年代から、多様な形の被害者援助組織が各地に作られたが、その多くが、1986年に設立された国立被害者援助・仲裁センター (Institut National d'Aide aux Victimes et de Médiation, INAVEM) に加入して、被害者援助のネットワークを形成している。

また、1993年には、私訴原告人 (partie civile) の予審段階の権利を強化し、刑事仲裁についての規定を新設すること等を内容とする刑事訴訟法の改正が行われるとともに、少年法制の基本法である「1945年2月2日オルドナンス」(ordonnance) にも、賠償の措置の提案等に関する規定が設けられた。

2 最近の動向

(1) 犯罪被害者援護の刑事政策に関する通達

1998年7月13日に司法大臣名で発出された「犯罪被害者援護の刑事政策に関する通達」(Circulaire relative à la politique pénale d'aide aux victimes d'infractions pénales) では、刑事手続における被害者の地位、手続の各段階で関係機関がなすべきこと等が示されている。

冒頭で、司法大臣 Élisabeth GUIGOU は、

① 被害者のための行為は刑事手続のすべての段階で強化されねばならない。

② ダイナミックな被害者援護政策は、司法機関内部及び諸団体の強力な連携に基づくものでなければならぬ。

として、手続のすべての段階で、被害者の利益により配慮するだけでなく、司法上の援助だけに限らず被害者への総合的な援護政策を展開し得る断固たる行動に着手するよう要請している。

これに続く文書 (ANNEXE) では、被害者への情報提供の保証、特定の被害者 (特に、性的攻撃の被害者、家庭内暴力の被害者、未成年の被害者、大災害、集団の事故及びテロ行為の被害者) への特別な援助、刑事仲裁等の措置の利用促進、被害者に対する補償の実際的方法、被害者援護サービス等について述べられており、現行の施策についての全体像を示すものとなっている。

(2) 「被害者援助の新しい政策のために」

1998年に首相の諮問を受けて発足した被害者援助に関する閣内作業部会 (Groupe interministériel d'aide aux victimes) は、被害者援助に対する新たな分析を行った。総合的な被害者援助には、司法省だけでなく、社会問題省、外務省など、他の省庁の協力が必要であると考えられたことから、省庁間の協議が行われ、首相が委員会 (閣内作業部会) を作り、調査を行ったものであり、これには、INAVEM もかかわっている。

そして、1999年3月にできあがった報告書が「被害者援助の新しい政策のために」 (Pour une nouvelle politique publique d'aide aux victimes) である。

この報告書の提言に従い、1999年9月に被害者援助国家評議会 (Conseil National de l'Aide aux Victimes, CNAV) が設置された。CNAV は、関連省庁間の協力体制を調整し、今後の被害者援護を検討することとされている。

このほか、この報告書が提案し、各省庁、関係機関、INAVEM が検討していることとしては、例えば、次のようなものがある。

- ・ 関係機関 (例えば、警察、病院、裁判所) が被害者の受入れをよくすること、家族の受入れをよくすること。
- ・ 全国統一の被害者援助用の電話番号を決めて、電話番号一つで、例えばマルセイユの被害者がダイヤルすると自動的にマルセイユの機関につながるようにすること。
- ・ 警察と司法機関、INAVEM が協力して、全体的な観点から被害者を援助していくこと。例えば、アンテナのような事務局を各裁判所の中に置くこと。
- ・ 被害者の訴えを聴いて、検事が必要と認めれば、援助団体に紹介すること。
- ・ 学校での暴力の被害者の援助。教育省と INAVEM との提携で、学校から INAVEM に通告する。14の県で試験的に行い、将来は全国の県に広げる。
- ・ 貧しい人が被害にあった場合、社会問題省が金銭的な援助をするようなこと。

注

- ¹ 筆者が入手したのは、新版の

Ministère de la Justice, *Guide des droits des victimes, nouvelle édition*, Gallimard, 1988.

当時の司法大臣アルバン・シャランドン (Albin Chalandon) 氏の序文に続いて、犯罪類型とそれに対応する刑罰の説明、刑事・民事手続の説明、訴訟にかかる費用、被害者となった場合にとるべき手続、損害賠償及び補償申請の方法等について解説している。記述は被害の内容別になっているので、必要な箇所をすぐに参照することができ、書式例も豊富で、コミック風の挿し絵も多数掲載されている。

- ² 司法省パンフレット「被害者の権利」(Les droits des victimes) は、年々新しいものが発行されているようであり、筆者の手元にある1996年版、1997年版、1998年版はそれぞれ少しずつ内容やデザインが異なっているが、基本的な構成はほぼ同じで、主な内容は、被害者の定義、被害者となった場合の相談先や手続の概略等である。いずれも、冒頭で、

「テロ行為、強姦、暴行… (中略) …の被害者になったら…あなたには権利があります。耳を傾けて聞いてもらう権利、司法の下で訴えが聞き入れられ、立場が擁護される権利… (後略)」と述べられている。

- ³ 資料編に仮訳を掲載した。

- ⁴ フランス新刑法典

第132-43条 [統制処分・特別義務]

保護観察期間中、有罪判決を受けた者は、第132-44条に定める統制処分及び第132-45条に定めるその者に特に課される特別義務の処分に従わなければならない。有罪判決を受けた者は、再社会化の促進に向けられた援助処分を受けることができる。

② (略)

第132-44条 [統制処分の内容]

有罪判決を受けた者が従わなければならない統制処分は、次のとおりとする。

- 1 刑罰適用判事又は指名された保護観察官の召喚に応じること。
- 2 保護観察官の訪問を受け入れ、生活手段及び義務履行の統制を可能とする情報及び資料を保護観察官に提供すること。
- 3 保護観察官に職業の変更をあらかじめ通知すること。
- 4 保護観察官に対し、住所の変更又は期間が15日を超えるすべての外出をあらかじめ通告し、及び帰宅を報告すること。
- 5 すべての外国旅行、並びに義務履行の障害になる性質を有する職業及び住所のすべての変更につき、刑罰適用判事の事前の許可を得ること。

第132-45条 [特別義務の内容]

判決裁判所又は刑罰適用判事は、有罪判決を受けた者に対して、特に、次に掲げる一又は数個の義務の遵守を課することができる。

- 1 職業活動を遂行すること、又は学科教育若しくは職業訓練を受けること。
- 2 一定の場所に住所を定めること。
- 3 医療検査、治療又は看護の処分に服すること、及び、場合によっては、病院収容の制度に服すること。
- 4 家計を分担すること、又は支払うべき扶養費を定期的に支払っていることを証明すること。

- 5 犯罪によって生じた損害に対して、民事訴訟について裁判がない場合であっても、自己の負担能力に応じて、その全部又は一部を賠償すること。
 - 6 有罪判決に定める国庫に納めるべき金額に対し、自己の負担能力に応じた支払を行っていることを証明すること。
 - 7 道路法典に規定する免許の種類により定められる一定の車両を運転しないこと。
 - 8 執行中又は執行に際して犯罪を行った職業活動に従事しないこと。
 - 9 特に指定されたすべての場所への出入りを行わないこと。
 - 10 賭事、特に馬券施設における賭事に関与しないこと。
 - 11 酒類提供店に通わないこと。
 - 12 特にその犯罪の正犯又は共犯など、有罪判決を受けた一定の者と交際しないこと。
 - 13 特にその犯罪の被害者など、一定の者と付き合わないこと。
 - 14 武器を所持又は携帯しないこと。
- 5 1998年7月13日に司法大臣名で発出された「犯罪被害者援護の刑事政策に関する通達」(Circulaire relative à la politique pénale d'aide aux victimes d'infractions pénales) ANNEXE B 中の La médiation pénale et le classement sous condition の記述による。
- 6 遵守すべき特別義務については、前記「3(1) 裁判所における手続」を参照されたい。
- 7 筆者が上記通達を始めとする司法省の資料を読んだ印象では、フランスでは、「被害者に対する情報提供」とは、「被害者が利用できる制度や機関についての情報を提供すること」を指すことが多いように思われる。
- 8 犯罪被害者補償基金の財源は、税金や国庫からの支出ではなく、一般の損害保険金から契約1件につき20フラン(約300~400円)が自動的に拠出されている。
- 9 強姦又は強制わいせつによる精神的損害を含む損害に対しては、医師の診断書、精神鑑定結果の報告書によって補償金の支払金額が決まるとのことである。一例を挙げると、強姦の被害者に対して、25万フラン(約400~500万円)が支払われたこともある。
- 10 「第4 1 行刑施設における被害者とのかかわり」を参照されたい。
- 11 筆者(中野)が1999年11月に訪問した maison d'arrêt de Fresnes で受けた説明による。
- 12 資料編「行刑施設で犯罪被害者あてに出す手紙の見本」を参照されたい。
- 13 1999年4月に行刑施設の社会教育部門(services socio-éducatifs)と保護観察委員会(CPAL)が統一・再編されて、各県に一つずつ Service Pénitentiaire d'Insertion et de Probation (SPIP, 直訳すると「社会復帰及び保護観察を担当する矯正サービス部門」)。フランスでは、成人の社会内処遇を担当するのは司法省矯正局である。)ができた。
- 14 遵守すべき特別義務については、「第2 3(1) 裁判所における手続」を参照されたい。
- 15 筆者(中野)が1999年11月に訪問した SPIP de PARIS で受けた説明による。
- 16 Institut National d'Aide aux Victimes et de Médiation, *Formations 1999* (1999年の研修プログラム)
- 17 小木曾 綾「犯罪被害者補償制度」, 被害者学研究, 2号, 1993, 33
- 18 小木曾 綾, 前掲書, 34

主要参考文献一覧**【和文資料】**

- 法務大臣官房司法法制調査部（編）「フランス新刑法典」，法務資料第452号，1995
- 法務大臣官房司法法制調査部（編）「フランス刑事訴訟法典」，法務資料第459号，1999
- 河合幹雄「フランスにおける被害者学の生成と発展」，被害者学研究，7号，1997，55-66
- 森下 忠「フランスの裁判所における証人の保護」，判例時報，1663号，1999，45-46
- 中村紘一ら（監訳）「フランス法律用語辞典」三省堂，1996
- 小木曾 綾「犯罪被害補償制度」，被害者学研究，2号，1993，25-41。
- 岡 健太郎「フランス共和国における少年事件処理の実情（上）」，家庭裁判月報，51巻8号，1999，1-45。
- 白取祐司「フランスの刑事手続における犯罪被害者の保護」，刑法雑誌，29巻2号，1988，316--344

【フランス司法省の資料】

- Ministère de la Justice, *L'activité pénale des juridictions en 1997*. 1998
- Ministère de la Justice, *Annuaire statistique de la justice*. 1999
- Ministère de la Justice, *Guide des droits des victimes*（被害者の権利ガイドブック），*nouvelle édition*, Gallimard, 1988
- Ministère de la Justice, *Les droits des victimes*（司法省パンフレット「被害者の権利」），1996，1997，1998
- Ministère de la Justice, *L'aide aux victimes*（司法省パンフレット「被害者の援助」），1996
- Ministère de la Justice, *L'indemnisation des victimes*（司法省パンフレット「被害者の補償」），1995

【被害者援助に関する閣内作業部会の資料】

- Groupe interministériel d'aide aux victimes, *Rapport au Premier ministre, Pour une nouvelle politique publique d'aide aux victimes*（首相あて報告書，被害者援助の新しい政策のために），1999

【INAVEM の資料】

- Institut National d'Aide aux Victimes et de Médiation, *Institut National d'Aide aux Victimes et de Médiation*（INAVEM パンフレット）
- Institut National d'Aide aux Victimes et de Médiation, *RAPPORT D'ACTIVIT/ANNÉE 1998*（1998年の活動報告）
- Institut National d'Aide aux Victimes et de Médiation, *INAVEM CHARTE DES SERVICES D'AIDE AUX VICTIMES ET DE MÉDIATION*（被害者援助及び仲裁サービス憲章），1993
- Institut National d'Aide aux Victimes et de Médiation, *CODE DE DÉONTOLOGIE DE L'INAVEM*（倫理規定），1996
- Institut National d'Aide aux Victimes et de Médiation, *Formations 1999*（1999年の研修プログラム）
- Jean-Luc Domenech, *Les associations au service des victimes*（被害者援助団体），VICTIMOLOGIE, No. 1, 1994
- Jean-Luc Domenech, *A PROPOS DES ATTENTES DES VICTIMES EN FRANCE/L'intervention*

publique et ses limites (フランスにおける被害者の期待について/公的介入とその限界), Cahiers médico-sociaux, 41, 1997

Jean-Luc Domenech, *LE ROLE DE L'INAVEM* (INAVEM の役割)

【PARIS AIDE AUX VICTIMES の資料】

PARIS AIDE AUX VICTIMES, *PRESENTATION DE PARIS AIDE AUX VICTIMES* (PARIS AIDE AUX VICTIMES の紹介), 1999

【フランス司法省ホームページ】

<http://www.justice.gouv.fr/justicef/mediatio.htm>

<http://www.justice.gouv.fr/publicat/notevic.htm>

<http://www.justice.gouv.fr/chiffres/indemn.htm>

資料

1 司法省パンフレット「被害者の援助」(L'aide aux victimes)及び「被害者の補償」(L'indemnisation des victimes)の仮訳

(表紙)

被害者の援助

司法ガイド

被害者援助機関の役割は？

被害者の権利とは？

被害者援助組織とは？

司法省

(本文)

司法は、長い間、犯罪行為又はその犯人との関係を通してしか、被害者に興味を示しませんでした。それは、加害者の人格を良く見極め、その行為の理由を理解する目的のためでした。

15年ほど前から、司法省の主導により、被害者への関心が増大しています。

一方、立法者は被害者への賠償を容易にし、刑事訴訟において被害者がより大きな位置を占めることを可能にしました。また被害者のために150近くの組織や受入れ事務所も設置されました。

被害者援助機関の役割は？

被害者援助機関は、自らを犯罪の被害者と思うすべての人を受け入れます。

- ・ 被害者の持つ苦勞（孤独感、精神的苦痛、法に関する無知など）を理解するために特別な面接を行います。
- ・ 被害者に自らの権利についての知識を与えます。（法の仕組み、訴訟手続、賠償制度）
- ・ 手続きの際にお手伝いします。（心理学的手助け、鑑定や審判の審問への準備）
- ・ 必要とするならば専門機関（弁護士、社会福祉機関、精神医療、保険）及び専門組織（未成年被害者、テロ行為、集団事件、性的暴行の被害者）へ紹介します。

また検事の職権のもとに刑事仲裁を実施することもできます。

これは、加害者の責任を追求しつつも被害者に満足いく償いを保証する方法を探すために、犯罪行為の犯人と被害者をひきあわせることです。この場合加害者と被害者の同意が必要となります。

最も大きな心的外傷を受けた被害者に適する体制を敷きます。

- ・ 集団事件の際には、被害者援助機関は緊急受入れ施設を設置し、被害者への賠償の設定に参加します。(モンサンオディール, フリアニバスティア, 1995年夏のテロ行為)

被害者の権利とは？

フランスの司法制度は、被害者が、私訴原告人になる権利により、刑事訴訟を通して積極的に活動することを可能にしています。(刑事訴訟法 第2条)

被害者は私訴原告人になることができます。

このことは、自らの訴えが聴き入れられ、立場が擁護されるために、訴訟を起こし刑事訴訟に加わることを可能にします。

私訴権の行使により、加害者を裁判に呼び出す裁判権の前に補償要求の提示をすることができます。しかしながら、刑事裁判への賠償請求権は、必ずしも実際の償いを保証するものではありません。

そこで、立法者は、補償基金の設立のために保険からの出資を呼びかけることにより、別の補償方法を模索しました。

1990年7月6日付法には、深刻な身体的損傷(傷害, 強姦や性的暴力)を受けた被害者や死亡した被害者の家族が被った被害への全体的な補償への原則が記載されています。

比較的軽傷の暴力の被害者や窃盗, 詐欺, 背任の被害者は、一定の条件のもとで経済的な支援を受けることができます。

“被害者の補償”という司法省の出しているパンフレットを参照すれば、この条件を知ることができます。

また、2つの特別な法により、交通事故やテロ行為の被害者の補償が可能になります。

被害者のための倫理

被害者援助機関は、被害者を受け入れるすべての決定機関(裁判所, 警察や憲兵隊, 弁護士, 社会福祉部門, 病院)と連携して業務を行います。この機関はすべての人々に開かれており、情報の提供は無料です。

被害者援助機関は被害者の代理もしませんし、代表にもなりません。また刑事訴訟にも加わりません。

国立被害者援助・仲裁センター(INAVEM)は、1986年から被害者援助機関をまとめています。

被害者援助機関は、司法省や地方自治体, 犯罪防止委員会の支援により、フランスの各地に存在しています。

INAVEM および被害者援助機関は、司法の公共サービスに加わり、都市政策に参加します。

150の組織や市役所が

500の24時間体制の受入れ施設を運営し、
毎年9万人の被害者を受け入れています。

150の組織や市役所が
500の24時間体制の受入れ施設を運営し、
毎年9万人の被害者を受け入れています。

INAVEM
国立被害者援助・仲裁センター
Ferrus 通り4-14, 75014パリ
Tel ; (1)45 88 19 00, Fax ; (1)45 88 94 02

(裏表紙)

150の被害者援助事務所及び組織は犯罪被害者を受け入れ、その話を聞き、自身の権利について知らせます。この司法ガイドは被害者が期待できることについて説明したものです。

さらに多くの司法に関する情報を得るためには“3615 JUSTICE”にアクセスしてください。(1分1.01F)

この書類の発送者：(ここにゴム印等を押せるスペースがある)

司法省 情報コミュニケーション部
ヴァンドーム広場13番, 75001, パリ

(表紙)

被害者の補償

司法ガイド

CIVI とは何か？

どのような場合において補償を得られるか？

どのように書類を作成すればよいのか？

どのように訴訟手続は展開されるか？

被害者支援機関とは何か？

司法省

(本文)

CIVI とは何か？

CIVI とは被害者補償委員会のことです。法律により、特定の場合において、損害の被害者は国家の補償を受けることができます。

各大審裁判所には被害者補償委員会（CIVI）が特別に設けられています。この委員会は被害者の補償要求を調べ、その申請の処理方法を決定します。

どのような場合に補償されるか？

次のような一定の条件のもとで、CIVI は被った損害を補償します。

- ・ 少なくとも1か月に及ぶ仕事又は活動の休業、及び恒久的な廃疾（決定的な後続症、恒久的な部分的無能力）を引き起こす深刻な身体的被害を受けた場合。
- ・ 性的虐待、わいせつ行為、強姦を受けた場合。休業、廃疾の状態にならない場合も補償します。
- ・ 近親者がこれらの犯罪行為又は殺人の被害者である場合。

以上の場合には、既に受け取っている給付金（社会保障、保険）や資産に関係なく、全面的に補償されます。

そのためには：

- ・ フランス国籍又はヨーロッパ共同体に属する国家の国籍保有者であること。
- ・ 外国人である場合は、国際条約や協定の条件により、犯罪行為の日又は補償請求の日に通常の状態ですらフランスに居住していること。

盗難、詐欺又は背任の被害者になったとき、また1か月未満の仕事や活動の停止を引き起こす身体的

損害を負ったときには、上限を2万355フランとする補償が受けられます。

その条件：

- ・ 1か月の収入が6千785フラン以内であること。これに扶養家族一人につき500フランが加えられます。
- ・ 加えられた犯罪行為のため財政的に深刻な状況にあること。
- ・ 事件の犯人が不明である、又は支払い不能であることを証明すること。
- ・ 被った損害に対する有効で満足のいく補償を保険会社、相互保険会社、社会保障機関、自動車保険などから通常どおり受け取ることのできない場合。
- ・ フランス国籍又はヨーロッパ共同体に属する国家の国籍保有者であること。また、外国人である場合は、国際条約や協約の条件により、犯罪行為の日又は補償請求の日に通常の状態でフランスに居住していること。

(中略)

どのように書類を作成すればよいか？

身体的又は財産的損害のいずれの被害者であろうと、必ず、大審裁判所の被害者補償委員会事務局へ、受領書請求を添えて、書留書簡を自宅から、場合によっては審判が下された場所から、発送する必要があります。又は、同条件のもとに、被害者補償委員会の事務局で賠償請求を行います。書類には次のことを記入します：

- ・ 姓名、出生の日付と場所、職業、国籍と住所（身分証明書、居住証明書、パスポートのいずれかのコピーを添える。）
- ・ 本人でない場合は被害者との血縁関係（家族手帳のコピー又は出生証明書か結婚証明書の写しを添える。）
- ・ 犯罪行為の行われた日にち、場所、状況（告訴申立ての受領書、また万一の場合にはその保証書を添える。）
- ・ けがの状態、休業期間、偶発の後遺症（医師の診断書、医師の鑑定書、就業停止診断書などのすべてを添える。）
- ・ 場合によっては、犯罪行為の犯人を裁いた裁判所（判決のコピーを添える。）
- ・ 要求する正確な補償額。既に受け取っている額を明確にする（一日の補償額、年金、労災制度、保険などのすべての証拠書類を添える。）
- ・ 社会保障への登録番号と銀行の住所（社会保障の登録書のコピーを添える。）
- ・ 銀行の口座番号又は郵便小切手口座番号（銀行又は郵便局の預金明細書を添える。）

1か月未満の就業停止を余儀なくされた身体的被害を受けた場合には、さらに次のことを明確にします：

- ・ 現在の収入源
- ・ 被害によって受けた収入の損失（犯罪に遭う前年の課税通知書と、場合によっては犯罪後のものも添える。）
- ・ 示談及び裁判の結果、又は執行官を通して被害者が以前に犯罪の犯人に提示した要求額、場合によってはそれから得た総額（有用と思われるすべての書類を添える。）

CIVI への請求期限

犯罪行為が行われた日から数えて3年の期限内に、請求書に署名して提出しなければなりません。

- ・ 訴訟が行われている場合には、この期限は裁判所の最終決定から数えて1年後まで延長されます。
- ・ この期限が過ぎてしまっても委員会は請求を認める場合があります。

弁護士に書類の作成を依頼することもできます。なお、資金が少ないため弁護士に頼むことがためられる場合には、法律扶助を受けられるよう請求することができます。司法省の出しているパンフレット“法律扶助”を御参照ください。

どのように訴訟手続は行われるのか？

委員会が請求書を受け取るとすぐに司法官がその書類を予審し、申立て内容と添付された書類を確認します。さらに確認や補足の書類を求めることもあります。また被害者の出頭を求め、加害者及び証人の話を聞き、調査を行うことがあります。そして大審裁判所への出頭が審問の2か月前に受領書請求付きの書留で通知されます。

(中略)

委員長は、請求に関して、訴訟手続のいかなる段階においても、仮払金、すなわち要求している補償の仮払いを認めることができます。委員長は1か月の期間内にそれを決定しなければなりません。

補償金又は仮払金が認められる場合、委員長は被害者を受益者として支払命令をします。

これらの受取については、次の事務所の会計係にお問い合わせください。

犯罪被害者補償基金

(原語を直訳すると：テロ行為及びその他の犯罪行為の被害者のための補償基金)

64, rue Defrance, -94682 VINCENNES CEDEX

要求が棄却された場合は、訴訟費用負担を命じられます。

委員会の決定に対し控訴院に異議申立てをすることができます。控訴院の代訴人にお問い合わせください。

また、私訴原告人となることによっても損害の補償を得ることができます。司法省の出しているパンフレットの“告訴について”を御参照ください。

被害者援助機関とは何か？

被害者援助組織及びその市町村事務局は、身体的にも精神的にも外傷を受けている場合が多い被害者を受け入れ、被害者を保護し、CIVIに提訴するための手続を助けます。

フランス全土には、次の支援を行う200以上の24時間体制窓口があります：

- ・ 最初の支援を与え、例外的に緊急援助を提供します。
- ・ 被害者の権利について知らせ、それを行使する方法を教えます。

- ・ 所轄の管理，社会福祉部門を紹介し，取るべき手続や踏むべき形式を教えます。

また加害者との示談の取決めに関する支援が可能な組織もあります。

これらの組織の大部分は，次の機構の中に組み込まれています。

国立被害者援助・仲裁センター（INAVEM）

Ferrus 通り4-14, 75014 パリ

Tel : 16(1)45 88 19 00

自宅に最も近い被害者援助機関を知るには，居住区にある大審裁判所または INAVEM にお問い合わせください。

（裏表紙）

深刻な性的又は身体的暴力を受けた場合，又は盗難，詐欺，背任の被害者となった場合には，一定の条件のもとで，犯罪被害者補償基金により損害補償を得ることができます。

交通事故，狩猟事故，有害動物駆除の際の事故の被害者への補償はこの基金の対象になりません。

司法省 情報コミュニケーション部

ヴァンドーム広場13番地，75001パリ

2 1998年7月13日に司法大臣名で発出された「犯罪被害者援護の刑事政策に関する通達」(Circulaire relative à la politique pénale d'aide aux victimes d'infractions pénales) 中の「刑務所で犯罪被害者あてに出す手紙の見本」の仮訳

司法省 矯正局

(施設名のゴム印)

(施設名) _____ の長

(氏 名) _____

拝啓

____月____日付け _____ (裁判所) の判決により, (加害者氏名) _____ は, あなたに損害賠償として _____ フランを支払うよう言い渡されました。

本人は, 現在, 私の管轄する行刑施設に収容されています。徴収される金額 (作業賞与金, 支払証書など) 全体のうち10%が, 法律の規定によって私訴原告人への補償金として確保されます。

当施設があなたの私訴原告人関係書類に必要事項を記入し, あなたに対する支払額を送付することができるよう, あなたの銀行口座又は郵便貯金口座の証明書をお送りくださるようお願い申し上げます。また, 本状への返信で, 本件につき, 犯罪被害者補償基金からの補償金又は仮払金を受け取られたことがあるかどうかをお知らせください。なお, 受け取られた場合は, 支給額もお書き添えください。

あなたに支払われるべき金額の大きさと, 収容者の口座からあなたのために実際に引き落とされる金額の僅少さにかんがみ, あなたの損害に対する加害者の責任が宣告されてから起算して1年以内に, 犯罪被害者補償委員会 (CIVI) から補償金を受けることが可能な場合があることをお知らせいたします。あなたのお住まいの地域か, 加害者が判決を受けた地域の, 大審裁判所の CIVI にお申し出ください。

同様に, あなたへの法律的, 財産的又は精神的な援助を行うと思われる被害者援助団体も, 各県の数か所に設置されております。

INAVEM (国立被害者援助・仲裁センター, パリ14区 Ferrus 通り 4-14, 電話: 01-45-88-19-00) で, あなたの住所に最寄りの被害者援助組織について御案内いたしております。

敬具

施設の長

フランス刑事訴訟法典(犯罪被害者関係の抜粋)

序編 公訴及び私訴

第2条

重罪、軽罪又は違警罪によって生じた損害の賠償を求める私訴権は、犯罪によって直接生じた損害を一身的に受けたすべての者に属する。

私訴権の放棄は、第6条第3項に定める場合を除いては、公訴の追行を中止し又は停止することができない。

第3条

私訴は、公訴と同時に、かつ、同一の裁判所においてこれを追行することができる。

私訴は、物質的であると身体的又は精神的であるとを問わず、追訴の対象である所為に由来する損害のすべての項目についてこれを受理する。

第4条

私訴は、公訴と分離してこれを追行することもできる。

ただし、民事裁判所において追行された前項の私訴の裁判は、公訴が提起された場合には、その公訴について確定裁判があるまでこれを延期する。

第1部 公訴の追行及び予審

第1編 公訴及び予審の任に当たる官憲

第2章 検察官

第3節 検事正の権限

第40条

検事正は、告訴及び告発を受理し、その処理について判定する。検事正は、告訴人及び被害者が判明しているときは被害者に対し、不起訴処分について通知する。

(1998年6月17日法律第98—468号) 刑法第222—23条ないし第222—32条及び第227—22条ないし第227—27条に規定され、抑圧される犯罪が未成年者に対して犯された場合は、不起訴処分についての通知は、理由を付して書面によって行わなければならない。

第41条

検事正はさらに、被害者に生じた損害の回復、犯罪に起因する紛争の解決及び犯人の復職に寄与すると思料するときは、公訴の決定に先立ち、当事者の同意を得て、刑事仲裁手続(médiation)に訴えることを決定することができる。

第2編 捜査及び身分検査

第1章 重罪及び軽罪の現行犯

第62—1条

捜査に関係する証拠要素を提供することができると認められる者について、犯罪を犯し又は犯そうとしたことを推認させる徴表がまったく存在しないときは、検事正の許可を得て、警察署又は憲兵隊の所在地を住所として申告することができる。

第3編 予審裁判所

第1章 予審判事—第1段階の予審裁判所

第1節 総則

第80条

私訴原告人となることを申し立ててする告訴の場合には、第86条に定めるところに従って手続を行う。

第2節 私訴原告人となることの申立て及びその効果

第85条

何人も、重罪又は軽罪によって損害を受けたことを主張する者は、管轄予審判事に告訴状を提出して私訴原告人となることができる。

第3節 臨検、搜索、押収及び通信の傍受

第99条

予審判事は、予審の期間中、押収物の還付に関する裁判について管轄を有する。

予審判事は、検事正の請求に基づき、若しくは検事正の意見を聴いた上で職権により、又は押収物に対して権利を有することを主張する予審対象者、私訴原告人若しくはその他の者からの請求に基づいて、理由を付した決定をもって裁判をする。

また、予審判事は、検事正の同意を得て職権により、所有権の帰属に異議のない押収物を犯罪の被害者へ還付し又は還付させることができる。

第4節 証人尋問

第104条

私訴原告人となることを申し立ててする告訴状に指名されている者は、証人として尋問される際に、自らの請求により、第114条、第115条及び第120条が予審対象者に認めている諸権利を行使することができる。予審判事は、その者に告訴状の内容を知らせた後に、その旨を告知する。この告知は、調書に記載する。

第5節 被疑者尋問及び対質

第114条

当事者は、弁護人の立会いの下で、又は弁護人を正規に呼び出した上でなければ、これを尋問し又は対質させることができない。ただし、当事者がこれを放棄する意思を明示したときは、この限りではない。

弁護人は、予審対象者の第一回出頭又は私訴原告人の第一回尋問の後において、自己の費用により、訴訟記録中の証拠物及び証拠書類の全部又は一部の写しの交付を求めることができる。

弁護人は、上記により入手した写しの写しを依頼人に交付することができる。依頼人は、事前に、書面をもって、次項及び第114—1条の規定を知らされた旨を証明する。

第7節 司法上の監督及び未決勾留

第137条

予審対象者に対する司法上の監督及び例外的措置としての未決勾留は、予審審理の必要を理由として又は保安処分として、しかも次条以下に定める規定及び要件に従うのでなければ、これを命ずることができない。

第138条

予審判事は、予審対象者が軽罪についての拘禁刑又はそれより重い刑に当たるものであるときは、司法上の監督を命ずることができる。

司法上の監督は、予審判事の決定に従い、その対象者に次の各号に掲げる1個又は2個以上の義務を遵守させるものとする。

- 1 予審判事の定める地域の外に出ないこと。
- 2 その住所又は予審判事の指定するその居所から、同判事の決定する条件に従い、かつ、所定の理由があるのでなければ、外出しないこと。
- 3 一定の場所に行かないこと、又は予審判事の定める以外の場所に行かないこと。
- 9 予審判事が特に指定する特定の人と交際し又はこれと会うことをやめること、並びに方法のいかんを問わず、これらの者と関係を持つことをやめること。
- 11 予審判事が殊に予審対象者の資産状況を考慮してその額、支払いの期間、回数を定める保証金を納付すること。

第141—2条

予審対象者が司法上の監督の義務に故意に違反したときは、予審判事は、科せられるべき拘禁刑の期間のいかににかかわらず、その者を未決勾留に付するために、これに対して勾引勾留状又は勾留状を発することができる。

第142条

保証金の納付が予審対象者に対して命じられたときは、この保証金は、以下の事項を担保する。

- 1 すべての訴訟手続及び判決の執行のための予審対象者又は被告人の出頭、並びに、場合によっては、これらの者に課せられた他の義務の執行のための出頭
- 2 次の順序による弁済
 - a) 犯罪によって生じた損害の賠償及び現状回復、並びに予審対象者が扶養費の不支払いのために追訴されたものであるときは、その支払い
 - b) 罰金

予審対象者に保証金の納付を命ずる決定には、保証の二つの部分のそれぞれに充当する金額を定める。

第142—1条

予審判事は、予審対象者の同意を得て、保証金中、被害者又は扶養請求権者の権利の担保に充当される部分を、権利者の請求に基づいて、仮に権利者に支払うべき旨を命ずることができる。

前項の支払いは、犯罪事実が訴追された際に執行力ある裁判によって被害者又は請求権者へ仮払いが命じられているときには、予審対象者の同意がなくても、これを命ずることができる。

第144条

重罪事件並びに法定刑が1年以上の拘禁刑に当たる軽罪の現行犯の事件及び法定刑が2年以上の拘禁刑に当たる軽罪の非現行犯の事件において、司法上の監督の諸義務をもってしては第137条に定める機能を果たす上で不十分である場合であって、次の各号の一に当たるときは、例外的に未決勾留を命じ、又はこれを延長することができる。

- 1 予審対象者の未決勾留が、証拠若しくは物的徴表を保全し、又は証人若しくは被害者に対する威迫若しくは予審対象者と共犯者との間の不正な通謀を防止するための唯一の方法であるとき。
- 2 未決勾留が、予審対象者の保護、司法のための身柄の確保、又は犯罪を終了させ若しくはその反覆を防止するための唯一の手段であるとき。
- 3 未決勾留が、犯罪の重大性、犯行状況又は被害の大きさの故に、公の秩序に対して特別かつ持続的な混乱をもたらした犯罪を終了させるための唯一の手段であるとき。

未決勾留は、第141—2条に定める要件の下で、予審対象者が司法上の監督の諸義務に故意に違反したときにも、これを命ずることができる。

第11節 予審終結決定

第183条

予審終結決定は、予審対象者及び第104条に規定する諸権利を行使する者に通告される。事件の判決裁判所への移送決定又は証拠物の検事長への送付決定は、私訴原告人にも通告される。通告は、遅滞なく、口頭又は書留郵便をもって行われる。口頭による場合には、その旨を訴訟記録の欄外に記載する。

第12節 予審判事の決定に対する抗告

第186条

予審対象者は、第87条、第139条、第140条、第145条第1項、第145—1条、第145—2条、第148条、第179条第3項に定める決定に対して、抗告をすることができる。

私訴原告人は、予審不開始の決定、予審免訴の決定及び自己の民事上の利益を害する決定に対して、抗告をすることができる。ただし、私訴原告人は、予審対象者の勾留若しくは司法上の監督に関する決定又は決定中の処分に対しては、いかなる場合にも、抗告をすることができない。

第2章 重罪公訴部—第2段階の予審裁判所

第1節 総則

第197条

検事長は、各当事者及びその弁護人に対して、書留郵便をもって、事件を法廷の審理に付す期日を通告する。勾留中の当事者に対する通告は、監獄の長を介して行われる。監獄の長は、直ちに、当事者が署名した通告受領書の原本又は写しを検事長に送付する。勾留中でないすべての当事者、私訴原告人又は第99条第5項に定める請求をした者に対する通告は、その者が予審判事が捜査を終了するまでの間に申告した最終住所にあてて発送する。

書留郵便の発送の日と開廷期日との間には、未決勾留中の事件については48時間、その他のすべての事件については5日間の猶予期間を置かなければならない。

前項の期間内は、訴訟記録は重罪公訴部の書記課に保管し、予審対象者及び私訴原告人の閲覧に供しなければならない。ただし、私訴原告人については、その者が私訴原告人となることにつき異議が出なかった場合又は異議が出たがそれが採用されなかった場合に限る。

前項に規定する者が、書面により記録謄写の申立てをしたときは、直ちに、その者の費用によって、記録の写しを交付する。交付された記録の写しは、公表してはならない。

第2部 判決裁判所

第1編 重罪法院

第4章 重罪裁判開廷の準備手続

第1節 必要的行為

第279条

各被告人及び私訴原告人には、その犯罪を検証する調書、証人の供述書及び鑑定報告書の写しを無償で交付する。

第280条

被告人及び私訴原告人又はそれらの弁護人は、自己の費用をもって、一切の訴訟記録の写しの交付を受け又は受けさせることができる。

第6章 審理

第1節 総則

第306条

審理は、公開することが公の秩序又は善良の風俗にとって危険である場合を除いて、これを公開しなければならない。公開を禁止する場合には、裁判所は、決定で、公開の法廷においてこれを言い渡す。

ただし、裁判長は、未成年者の全部又は一部が公判廷に入ることを禁止することができる。

強姦又は性的攻撃を伴う拷問及び野蛮行為について公訴が提起され、被害者たる私訴原告人の少なくとも1人からの請求があるときは、審理は当然に非公開とする。その他の場合には、被害者たる私訴原告人が反対しないときに限り、非公開を命ずることができる。

審理の非公開が命ぜられたときは、第316条に定める付帯的係争について行われる決定の宣告についても非公開とする。

本案についての判決は、常に公開の法廷において言い渡さなければならない。

第312条

第309条の規定を留保して、検察官、被告人、私訴原告人、被告人及び私訴原告人の弁護人は、裁判長を介して、相被告人、証人その他法廷に呼ばれたすべての者に質問することができる。

第7章 判決

第3節 私訴に対する判決

第371条

重罪法院が公訴について言渡しをした後、裁判所は、私訴原告人から被告人に対する損害賠償の請求又は無罪の言渡しを受けた被告人から私訴原告人に対する損害賠償の請求について、当事者及び検察官の意見を聴いた上で、陪審の関与なしに裁判する。

第372条

私訴原告人は、無罪及び刑の免除の言渡しの場合にも、被告人の責に帰すべき事由から生じた損害について、それが重罪公訴の対象である事実の結果である限り、その賠償を請求することができる。

第373条

裁判所は、職権で、裁判所に留置した物の還付を命ずることができる。ただし、刑の言渡しがあったときは、刑の言渡しを受けた者が上告をしないで期間を徒過したこと又は上告をした事件が確定判決を受けたことを、還付によって利益を受ける者において証明するのでなければ、還付を行わない。

還付によって人の身体又は財産に危険が生じる場合には、裁判所は、還付を拒否することができる。

第375条

裁判所は、犯罪を犯した者が私訴原告人に対し、国家によって負担されない費用として、裁判所が定める金額を支払うべき旨を命ずる。裁判所は、公平性又は刑の言渡しを受けた者の経済状態を考慮に入れる。裁判所は、これらの事情を考慮して、職権により、費用の支払いを負担させないこともできる。

第375—1条

私訴原告人は、損害賠償の支払いに関しては、裁判所による反対の決定がない限り、証人と同一に扱われる。

第375—2条

同一の重罪について有罪の宣告を受けた複数の者は、還付及び損害賠償の支払いに関し、連帯して責任を負う。

第2編 軽罪の裁判

第1章 軽罪裁判所

第3節 公開及び法廷警察権

第400条

法廷は、公開とする。

ただし、裁判所は、公開することが公の秩序又は善良の風俗にとって危険である旨を決定中で確認し、この決定を公開の法廷において言い渡して、審理の傍聴禁止を命ずることができる。

傍聴禁止が命ぜられたときは、この禁止は、第459条第4項に定めるところに従って行われる附帯事項又は異議についての別の決定の宣告に対してもこれを適用する。

本案についての判決は、常に公開の法廷において言い渡さなければならない。

第4節 審理

第418条

何人も、第2条に従って軽罪により損害を受けたと思料する者がまだ私訴原告人となる申立てをしていないときは、公判廷においてもその申立てをすることができる。

前項の申立てをするには、必ずしも代訴士（弁護士）を介することを必要としない。

私訴原告人は、その申立てに基づいて、自己が受けた損害に相当する賠償を請求することができる。

第419条

私訴原告人となることの申立ては、公判期日前においては書記課に対して行い、公判廷においては書記官に申し立ててこれを録取させ又は趣意書を寄託して行う。

第420条

公判期日前に私訴原告人となることの申立てをするときは、私訴原告人は、その申立書において、訴追される犯罪を明らかにし、かつ、私訴原告人が受訴裁判所の管轄区域内に居住していないときは、その管轄区域内に居所を選定してこれを記載しなければならない。

書記官は、直ちに申立書を検察官に送付し、検察官は、私訴原告人を公判のために呼び出す。

第420—1条

前条までの規定にかかわらず、何人も被害を受けたと主張する者が、押収物の還付又は民事に関する大審裁判所の普通法の管轄の上限を超えない金額の損害賠償を請求するときは、直接又は弁護人を介し、公判期日の少なくとも24時間前までに裁判所に到着する配達証明付書留郵便により、私訴原告人となることができる。この書留郵便には、損害を裏付ける証拠書類を添付する。この書留郵便と証拠書類は、直ちに事件記録に編綴する。

私訴原告人には、出頭の義務はない。

第422条

私訴原告人となった者は、以後証人として供述することができない。

ただし、私訴原告人は、補償金の支払いに関しては、これに反する裁判所の決定がない限り、証人と同一に扱われる。

第424条

私訴原告人は、常に、弁護士を代理人として出廷させることができる。この場合には、当該私訴原告人に関しては、裁判は対審によって行われたものとする。

第5節 判決

第464条

裁判所は、事実が軽罪を構成するものと認めるときは、刑の言渡しをする。

私訴があるときは、裁判所は、これについて裁判をする。損害賠償の請求を容認するときは、その全部又は一部の仮支払いを命ずることができる。

裁判所は、損害賠償の請求について言渡しをする準備ができていないときは、私訴原告人に対して、異議又は控訴の申立ての有無にかかわらず執行することのできる仮執行を許すこともできる。

第478条

被告人、私訴原告人又は民事責任者は、裁判所に留置された物の還付を受訴裁判所に請求することができる。

第479条

被告人、私訴原告人又は民事責任者以外の者であっても、裁判所に留置された物につき権利を有する旨を主張する者は、受訴裁判所にその還付を請求することができる。

第3編 違警罪の裁判

第2章 簡易手続

第528—2条

本省の規定は、被害者が本法の定める要件に従って、違反者を直接違警罪裁判所に呼び出す権利を妨げるものではない。

第4部 特別訴訟手続

第14編 犯罪に起因する損害を受けた一定の被害者による補償請求

第706—3条

故意によるものであると否とを問わず、犯罪の実質的性格を呈する所為の結果として損害を受けた者は何人でも、次の各号の要件のすべてを満たしているときは、人に対する侵害から生じた損害の完全な補償を受けることができる。

- 1 その侵害に、保険法L第126—1条並びに交通事故被害者の境遇改善及び補償手続の促進に関する1985年7月5日法律第85—677号第1章のいずれもが適用されず、かつ、その侵害が、狩猟若しくは有害動物の駆除に起因するものでないこと。
- 2 その所為によって死亡し、又は永続的な身体障害を被り、若しくは労働能力を1月以上完全に喪失したこと、又は、その所為が刑法第222—22条から第222—30条まで及び第227—25条から第227—27条までに定める犯罪であること。
- 3 被害者がフランス国籍であること。これに反する場合は、所為がフランスの領土内においてなされ、かつ、被害者が、ヨーロッパ経済共同体の加盟国の帰属民であり、又は、国際条約に定める場合を除き、その所為又は補償請求の時点において、正規に滞在していること。

補償は、被害者の過失を理由として、これを拒否し、又はその額を減額することができる。

第706—4条

補償は、各大審裁判所の管轄区域に設置される委員会によって支払いの承認を与えられる。この委員会は民事裁判所としての性格を有するものとし、第一審として判定をする。

委員会は、大審裁判所の2人の裁判官及び被害者問題に関心を有することで著名な公民権を有するフランス国籍の成人1名によって構成される。委員長は、裁判官のうちの1人がこれを務める。

委員長及びその補充員は、大審裁判所の裁判官会議が3年を任期として指名する。

検察官の職務は、検事正又は検事正代理の1人がこれを行う。

本条の適用手続は、コンセイユ・デタの審議を経て発せられるデクレをもってこれを定める。

第706—6条

委員長は、審査手続の継続中に、請求者に対して、1回又は数回にわたり、補償金の仮払いを認めることができる。仮払いの決定は、仮払い請求から1月以内にこれを行う。

第706—9条

委員会は、損害の補償として被害者に支払われるべき金額を決定するに当たり、次の事項を考慮する。

—強制社会補償制度を運営する組織、施設及び機関又は農村法第1106—9条、第1234—8条及び第1234—20条に掲げる者によって支給される手当

—国その他の公法人に係る損害賠償訴訟に関する1959年1月7日オールドナンス第59—76号第1条IIに列挙された手当

—治療費及びリハビリテーション費用の還付金

—損害を生じさせた出来事から連続した休業期間中に雇用主から支払われる賃金及び諸手当

—共済組合法が管理する共済組合によって支払われる日額医療補償及び障害手当

委員会は、その他の債務者から、同一の損害について受領し、又は受領すべきあらゆる性質の補償についても考慮する。

支給が認められた金額は、テロ行為その他の犯罪の被害者補償基金から支払われる。

第706—14条

窃盗、詐欺又は背信の被害者で、名目の如何を問わず自らの損害につき有効かつ十分な賠償又は補償を得ることができず、そのために、経済的に深刻な状況にある者は、その収入が法律扶助に関する1991年7月10日法律第91—647号第4項に定める部分的裁判援助を受けるための上限に満たないときは、第706—3条第3号及び最終項から第706—12条までに定める要件に従い、必要があるときには扶養家族についても考慮された上で、補償を受けることができる。

補償は、前項の収入上限の月額額の3倍を超えないものとする。

以上の規定は、本条に定める人に対する侵害の被害者で第706—3条に掲げる者が、1月未満の労働能力の完全喪失の原因となった事実を損害の完全な賠償を得るための理由として主張することができない場合にも、これを適用する。

第19編 性的犯罪及び未成年被害者の保護に適用される手続

(1998年6月17日法律第98—468号)

第706—52条

捜査及び予審における第706—47条に掲げる性犯罪に係る未成年被害者の尋問は、当該未成年被害者の同意、又は、当該未成年被害者が同意を与えられるような状態でない場合には、その法定代理人の同意により、録画（音声を含む）の対象となる。

刑事手続の期間中における、後になっての参照を簡素化する目的により、録画の複製を作成する。本複製は公判記録に含まれる。

第5部 執行手続き

第2編 身柄の拘束

第4章 被拘禁者の財産

第728—1条

被拘禁者の財産は、矯正施設に開設される被拘禁者の個人別口座に入れられ、次の3つに区分される。第1部分は、私訴原告人及び扶養料請求権者のみが権利を行使できる。第2部分は、釈放時の作業賞与金に充てられる。これについては、いかなる執行の対象とすることもできない。第3部分は、被拘禁者の自由な処分にまかされる。

私訴原告人に対する損害賠償に充てられる金は、検事正の請求に基づき、矯正施設の長によって直接支払われる。ただし、扶養料請求権者の権利を害することはできない。

財産の構成、各部分の金額及び個人別口座の運営については、デクレをもって定める。

出典：法務大臣官房司法法制調査部（編）「フランス刑事訴訟法典」法務資料第459号，1999

韓国における犯罪被害者施策

研究第一部研究官 小 柳 浩 子
研究第二部研究官補 栗 栖 素 子

目 次

第1	犯罪被害者施策の沿革	197
第2	刑事司法における被害者の法的地位及び被害者施策	199
1	被害者の権利	199
2	被害者に対する情報提供	199
(1)	現行の規定	199
(2)	新たに制定された特定犯罪申告者等保護法の規定	199
3	被害者の刑事司法への関与	199
(1)	通報段階	199
(2)	起訴段階	199
(3)	公判段階	200
4	刑事司法における被害者に対する保護	200
(1)	現行の規定	200
ア	陳述の自由を確保するための保護	200
イ	身辺保護	200
ウ	プライバシー保護	201
エ	その他の保護	201
(2)	新たに制定された特定犯罪申告者等保護法の規定	201
ア	陳述の自由を確保するための保護	201
イ	身辺保護	201
ウ	プライバシー保護	201
5	刑事司法における被害救済・被害回復	202
(1)	「訴訟促進等に関する特例法」に基づく賠償命令	202
(2)	家庭内暴力処罰法に基づく賠償命令	203
6	その他の法的保護	203
(1)	現行の規定	203
(2)	新たに制定された特定犯罪申告者等保護法の規定	203
第3	犯罪被害者救助制度等	204
1	犯罪被害者救助制度	204
2	新たに制定された特定犯罪申告者等保護法による制度	205
第4	刑事司法機関及び被害者援助団体が行う被害者支援プログラム	206
1	法制度	206
2	被害者支援活動の現状	206
(1)	行政の活動	206
(2)	民間団体の活動	208
ア	社団法人「韓国女性の電話」	208
イ	社団法人「韓国性暴力相談所」	211
第5	犯罪被害調査	213

1 概要	213
2 調査方法	213
3 調査結果	213
(1) 被害率	215
(2) 犯罪申告率	216
(3) 犯罪動向に対する認識	217
(4) 家庭における防犯措置	218
第6 おわりに	219
資料1	222
資料2	228

第1 犯罪被害者施策の沿革

韓国の犯罪被害者に関する施策について見ると、1981年7月3日に、政府が犯罪被害者救助法の立法意思を明らかにし、およそ6年間の研究を経て、1987年11月28日に、被害者に対して国家による経済的援助を行うことを定めた犯罪被害者救助法が制定された。これに先立って、同年10月29日に第9次の憲法改正がなされた際、被害者の裁判手続における陳述権及び救助請求権について、憲法上の規定が新設されている。

このような施策の背景には、今世紀後半、犯罪被害者の権利・被害回復というテーマに対する関心が世界的に高まる中で、韓国でも1980年前後から、官民の様々な分野において、被害者に関連する問題に目が向けられるようになっていたことが挙げられる。

1982年に我が国で開催された「第4回国際被害者学シンポジウム」には、韓国からも被害者学の専門家、学者等が参加した。その後、被害者学に関心を持つ学者、実務家等により韓国被害者学会設立発起人会が組織され、1992年4月には韓国被害者学会が設立され、毎年、学術会議の開催、学会誌の発行、諸外国で開催される被害者学関連の会合への参加等の活動が行われている。

また、各種犯罪の量的・質的变化に相応する実態及び原因の分析並びに根本対策の樹立を目指して、学界、実務界が連携して科学的、総合的な刑事政策の研究を推進するために1989年に設立された、政府出捐の特別法人である刑事政策研究院では、1991年9月の第5回刑事政策セミナーにおいて、「犯罪と被害者」をテーマとして取り上げている。そこでは、被害者学の位置と展望、犯罪被害調査、犯罪被害者保護制度と原状回復問題等が討議された。また、同院は、1991年には、ソウル地域において犯罪被害調査を実施し、その後、1994年、1997年と3年周期で全国規模の犯罪被害調査（後出）を実施している。

一方、近年、女性が被害者となることの多い性暴力、あるいは家庭内暴力の問題に対して国際的な関心が集まっている。アジアにおいても社会問題として認知されるようになり、各国において政府がその対策に乗り出すようになってきているが、儒教文化圏に属し、伝統的に男尊女卑の気風が強く、この種の問題が表に出にくい傾向のあった韓国でも同様の事情にある。

韓国では、女性団体を中心として、男女平等や女性の権利擁護・地位向上を求める活発な動きが展開され、1987年には、韓国で活動していた23の女性団体が集まって、韓国女性団体連合が結成されているが、1987年の男女雇用平等法制定、1990年の民法改正、さらには、1995年の女性発展基本法制定は、これらの団体を中心に活発に展開された社会運動が牽引力となって実現を見たものと言われている¹。

犯罪被害女性の保護・救済の問題も、このような中で関心を集めるようになり、折しも、性暴力の被害を受けた女性の事件、あるいは、家庭内での暴力の被害を受けた女性の事件が発生して、社会問題として大きく取り上げられる、という経緯もあり、1994年には、性暴力を予防し、その被害者を保護すること等を目的とした「性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律」（以下「性暴力犯罪処罰法」という。）が制定され、さらに、1997年には、家庭内暴力犯罪で破壊された家庭の平和と安定を回復し、健康な家庭を育成することを目的として、家庭内暴力犯罪を犯した者に対し、環境の調整及び性格・行動の矯正のための保護処分²を行うこと等を定めた「家庭内暴力犯罪の処罰等に関する特例法」（以下「家庭内暴力処罰法」という。）、並びに家庭内暴力を予防し、家庭内暴力の被害者を保護することによって健全な家庭を育成することを目的とした「家庭内暴力防止及び被害者保護等に関する法律」（以下「家庭内暴力被害者保護法」という。）が制定された。

さらに、韓国では、最新の動きとして、1999年8月31日に、特定犯罪に関する刑事手続において国民

が安心して自発的に協力することができるように、その犯罪申告者等を実質的に保護し、犯罪から社会を防衛することを目的として、特定犯罪申告者等保護法（2000年6月1日施行）が制定されている。犯罪申告者等の中には、当然に犯罪被害者も含まれる。韓国では、これまで犯罪被害者の保護に関し、法制化がなされてきたが、同法により、被害者保護がより具体化されるとともに、より広い範囲に及ぶことになったといえる（資料「特定犯罪申告者等保護法」参照）。

第2 刑事司法における被害者の法的地位及び被害者施策

1 被害者の権利

韓国では、1987年の第9次の憲法改正により、犯罪被害者の権利に関して、憲法上、裁判手続における陳述権及び救助請求権についての規定が定められた。すなわち、憲法27条5項では、刑事被害者は、法律の定めるところにより、事件の裁判に際して陳述することができることを定め、同30条では、他人の犯罪行為により、生命又は身体に対する被害を受けた場合は、法律の定めるところにより、国家から救助を受けることができることを定めている。

2 被害者に対する情報提供

(1) 現行の規定

犯罪被害者への情報提供についての包括的な規定はないが、刑事訴訟法の規定により、被害者は告訴することができ、告訴のあった事件に関し、検事が公訴を提起し、又は公訴を提起しない処分等をしたときは、7日以内に書面で告訴人にその旨を通知しなければならないとされ、さらに、検事は、告訴のあった事件に関して公訴を提起しない処分をした場合において、告訴人から請求があるときは、7日以内に、告訴人にその理由を書面で説明しなければならないとされている。

また、「訴訟促進等に関する特例法」(本編5(1)参照)に基づき、犯罪被害による賠償を法院(我が国の裁判所に当たる。)に申請した被害者及び代理人は、訴訟を顕著に遅延させない範囲内で、裁判官の許可を得て、訴訟記録を閲覧できる。なお、家庭内暴力処罰法に基づいて、被害者の保護のために行方者に対して隔離などの臨時措置がとられた場合は、家庭保護事件を管轄する法院は、被害者にその旨を通知するほか、審理期日、保護処分の決定等を通知しなければならないとされている。

(2) 新たに制定された特定犯罪申告者等保護法の規定

新たに制定された特定犯罪申告者等保護法では、被告人等の裁判・身柄に関する主要な事項の通知に関して規定が設けられている。すなわち、犯罪申告者等又はその親族等が報復を被るおそれがある場合には、検事又は司法警察官は、職権又は犯罪申告者等、その法定代理人若しくはその親族等の申請により、被疑者又は被告人の逮捕・拘束及び釈放に関連した司法警察官・検事及び法院の処分内容、裁判宣告期日・宣告内容、仮釈放・刑執行停止・刑期満了及び保安処分終了等による矯正施設等からの出所事実又は逃走事実等の裁判及び身柄に関する事項を、犯罪申告者等、その法定代理人又は親族等に通知することができることとされている。

3 被害者の刑事司法への関与

(1) 通報段階

刑事訴訟法上、犯罪による被害者は告訴することができるが、告訴の制限として、自己又は配偶者の直系尊属については告訴することができないとされている。しかし、性暴力犯罪処罰法上の性暴力犯罪及び家庭内暴力処罰法上の家庭内暴力犯罪については、刑事訴訟法上の規定にかかわらず、被害者は、自己又は配偶者の直系尊属を告訴することができる。また、刑事訴訟法上、親告罪の告訴期間については6か月と規定されているが、この期間が、性暴力犯罪については1年に延長されている。

(2) 起訴段階

韓国では、我が国と同様、検事による起訴独占主義が採られているが、犯罪被害者は、検事の不起訴

処分に対して不服があるときは、管轄高等検察庁の長への抗告及び検察総長（我が国の検事総長に当たる。）への再抗告をすることができ、検察総長への再抗告が棄却され、これに不服であるときは、憲法上保障された基本権の侵害を理由として、憲法裁判所に憲法訴願審判を請求することができる。また、公務員による職権濫用等の罪については、管轄高等法院に、その当否に関する裁定を申請することができる。

なお、家庭内暴力処罰法では、検事が家庭内暴力犯罪について、家庭保護事件として処理し、あるいは法院が事件を家庭保護事件の管轄法院に送致する場合には、被害者の意思を尊重しなければならないとされている。また、被害者は、同法の規定による保護処分の執行に行為者が応じない等の事由があるときは、保護処分を取り消して事件を対応する検察庁に送致するよう請求することができるが、行為者の性格・行動が矯正され、正常な家庭生活が維持できるようになったときは、保護処分の終了を請求することができる。さらに、被害者は、同法に基づく行為者に対する不処分の決定が著しく不当であるときは、抗告することができる。

(3) 公判段階

犯罪被害者は、憲法上、裁判手続における陳述権が認められており、刑事訴訟法においては、被害者は、裁判において陳述することを申請することができ、その場合、法院は、被害者を証人として尋問し、当該事件についての意見を陳述する機会を与えなければならないと定められている。

なお、家庭内暴力処罰法による家庭保護事件においては、被害者は、弁護士、法定代理人・配偶者・直系親族・兄弟姉妹、戸主、相談所等の相談員又はその長をして、代理に意見を陳述させることができる。

4 刑事司法における被害者に対する保護

(1) 現行の規定

ア 陳述の自由を確保するための保護

刑事訴訟法上、証人の陳述の自由を確保するために、法廷外での尋問及び被告人又は特定の在廷人の退廷に関する規定が定められている。さらに、性暴力犯罪処罰法の対象となる事件では、被害者は、公判期日に出廷して証言することが著しく困難な事情があるときは、検事に対し、判事に証拠保全請求を行うよう要請することができる。また、同法の規定する特殊強盗強姦等の犯罪の被害者について、捜査機関が調査をするときは、被害者の申請により、被害者が指定する者を同席させることができ、法院が証人尋問を行う場合は、検事又は被害者の申請により、被害者と信頼関係にある者を同席させることができる。

イ 身辺保護

被害者や証人の身辺等の保護に関しては、1990年に制定された、基本的倫理と社会秩序を侵害する、殺人、強盗などの凶悪犯罪に対する処罰と手続に関する特例を規定した「特定強行犯罪の処罰に関する特例法」（以下「特定強行犯罪特例法」という。）の規定により、特定強行犯罪事件の被告人が、被害者その他事件の裁判に必要な事実を知っていると認められる者等の生命、身体、若しくは財産に害を加えるおそれがあると信ずるに足りる十分な理由があるときは、法院は、職権又は検事の請求により、決定で保釈又は拘束の執行停止を取り消すことができるとされている。また、検事は、事件の証人が、被告人その他の者から生命、身体に害を受け、又は受けるおそれがあると認められるときは、管轄警察署長に証人の身辺安全のために必要な措置をとるよう要請しなければならない。証人及び裁判長は、そのような措置をとるよう検事に要請することができる。検事から要請を受けた警察署長は、直ちに、証人の

身辺安全に必要な措置をとらなければならないとされている。なお、この証人の身辺安全の措置に関する規定は、性暴力犯罪に関しても準用されている。

一方、家庭保護事件においては、判事は、被害者の保護等のため必要なときは、行為者に対して、①被害者の住居からの退去等の隔離、②被害者の住居、職場等から100メートル以内に近づくことの禁止、③医療機関その他療養所への委託、④警察の留置場への留置等の臨時措置をとることができる。

ウ プライバシー保護

被害者のプライバシーの保護に関しては、性暴力犯罪処罰法及び家庭内暴力処罰法の規定により、法院は、性暴力犯罪に対する審理及び家庭保護事件の審理に際しては、私生活の保護等のために必要と認めるときは、審理を非公開とすることができ、被害者及びその家族は、非公開を申請することができる。また、特定強行犯罪特例法、性暴力犯罪処罰法及び家庭内暴力処罰法は、被害者の個人情報秘匿について規定しており、被害者を特定できるような事項、写真等の新聞等出版物への掲載及び放送が禁止されている。性暴力犯罪処罰法及び家庭内暴力処罰法には、個人情報の公開禁止に違反した場合の罰則規定も設けられている。

エ その他の保護

「特定犯罪加重処罰等に関する法律」(1966年制定)には、自己若しくは他人の犯罪についての捜査、又は裁判での証言、資料提供等に対する報復として殺人、傷害、暴行、逮捕、監禁又は脅迫の罪を犯した者に対する加重処罰の規定が設けられている。

(2) 新たに制定された特定犯罪申告者等保護法の規定

ア 陳述の自由を確保するための保護

新たに制定された特定犯罪申告者等保護法においても、法廷外での証人尋問及び被告人又は傍聴人の退廷に関する規定が設けられている。さらに、同法には、映像物撮影についての規定が設けられている。これは、犯罪申告者等に対して証人尋問をする場合、判事は、職権又は検事の申請により、その過程をビデオテープ等映像物に撮影することを命じることができ、映像物に収録された犯罪申告者等の陳述を証拠とすることができるとするものである。

また、同法は、犯罪申告者等補佐人の制度についても規定を設けており、司法警察官・検事又は法院は、犯罪申告者等又はその親族等が報復を被るおそれがある場合には、職権又は犯罪申告者等若しくはその法定代理人、親族等の申請により、犯罪申告者等の法定代理人・親族又は大統領令が定める者の中から、犯罪申告者等補佐人を指定することができ、補佐人は、犯罪申告者等のために当該刑事事件の捜査や公判過程に同行したり助言する等、必要な助力をすることができることとされている³。

イ 身辺保護

特定犯罪申告者等保護法においても、上記(1)イに記したような身辺安全措置についての規定が設けられている。さらに、同法では、犯罪申告者等又はその親族等が報復を被るおそれがある場合には、その被害を防止するため、犯罪申告者等の姓名・年齢・住所・職業等、身元の特定につながる事項の秘匿について規定が設けられている。犯罪申告者等又はその親族等が報復を被るおそれがある場合には、調書等の書類作成時において、上記の身元特定につながる事項の記載は省略され、調書等への署名は仮名でなされ、割印及び捺印は拇印でなされることになる。公判調書作成時も同様の取扱いがなされ、証人尋問等においても、これらの人的事項は公開されない。秘匿される人的事項については、検事の管理に係る「身元管理カード」が作成される。「身元管理カード」が作成されている犯罪申告者等を証人として召喚するときは、検事に召喚状を送達することとされている⁴。

ウ プライバシー保護

特定犯罪申告者等保護法でも、犯罪申告者等又はその親族等が報復を被るおそれがある場合には、犯罪申告者の特定につながるような人的事項を他人に知らせたり、公開又は報道することを禁止する規定が設けられている。性暴力犯罪処罰法及び家庭内暴力処罰法と同様に、この個人情報の公開禁止に違反した場合の罰則規定も設けられている。

5 刑事司法における被害救済・被害回復

(1) 「訴訟促進等に関する特例法」に基づく賠償命令

刑事手続における被害救済・被害回復の制度としては、訴訟の遅延防止並びに国民の権利義務の迅速な実現及び紛争処理の促進を目的として、1981年3月1日に施行された「訴訟促進等に関する特例法」に基づく賠償命令の制度がある。これは、刑法犯のうち傷害、重傷害、傷害致死、暴行致死傷、過失致死傷、窃盗・強盗、詐欺・恐喝、横領・背任及び損壊の罪について有罪の宣告がなされる場合、法院は、職権又は被害者の申請に基づき、被告事件の犯罪行為によって発生した直接的な物的被害及び治療費損害の賠償を命じることができるとするもので、上記の特定の罪及びそれ以外の罪に対する被告事件において、被告人と被害者との間で損害賠償額に関する合意が成立している場合にも、当該賠償額について賠償を命じることができるとされている。

表1は、この制度が発足した1981年から1997年までの間における賠償命令事件の申請及び処理状況を示したものである。賠償命令申請件数は、制度発足直後には年に1,000件以上に上り、1985年には2,259件に達したが、その後は減少し、1990年は521件となっている。近年、申請件数は、1,000件前後で推移している。処理件数に対する認容件数を示す認容率は、30%から40%前後で推移している（韓国犯罪白書による。）。

表1 賠償命令事件の申請及び処理状況

(1981年～1997年)

年次	申請件数	処 理 状 況				職権	賠償命令額	認容率
		処理件数	認 容	棄却	取下げ・その他			
1981年	1,028	723	237	284	202	—	147,120	32.8
1982	1,174	1,304	487	443	374	41	358,683	37.3
1983	1,036	1,045	359	500	186	30	277,270	34.4
1984	1,917	1,623	734	635	254	2	852,211	45.2
1985	2,259	2,383	674	1,417	292	30	744,387	28.3
1986	1,433	1,452	419	739	294	—	458,197	28.9
1987	1,076	1,175	436	561	178	1	395,485	37.1
1988	778	870	340	360	170	—	260,553	39.1
1989	543	507	154	235	118	—	284,011	30.4
1990	521	553	142	271	140	—	369,768	25.7
1991	544	496	182	166	148	—	611,790	36.7
1992	539	595	184	266	145	1	518,990	30.9
1993	795	754	219	357	178	—	1,050,450	29.0
1994	717	670	283	239	148	—	1,691,219	42.2
1995	911	711	241	327	143	—	929,745	33.9
1996	1,081	1,172	475	520	177	—	1,825,303	40.5
1997	897	931	352	454	125	7	2,673,317	37.8

注1 韓国犯罪白書による。

2 「認容率」は、処理件数に対する認容件数の比率である。

3 「賠償命令額」の単位は、万ウォンである。

(2) 家庭内暴力処罰法に基づく賠償命令

家庭内暴力処罰法にも、被害者の損害回復についての規定が設けられている。被害者は、家庭保護事件が係属した法院に対して、賠償命令を申請することができることとされており、法院は、保護処分を宣告する場合、行為者に対し、①被害者又は家庭構成員の扶養に必要な金銭の支払、②事件により発生した直接的な物的被害及び治療費損害の賠償を命じることができることとされている。

6 その他の法的保護

(1) 現行の規定

性暴力犯罪処罰法では、性暴力犯罪の被害者に対する不利益処分の禁止に関する規定が設けられており、被害者が被害を受けたことによって更に不利益を被ることのないよう、被害者を雇用している者は、性暴力犯罪と関連して被害者を解雇し、又はその他の不利益を与えてはならないとされている。

また、家庭内暴力処罰法では、家庭内暴力犯罪を申告した者に対し、その申告行為を理由として不利益を与えてはならないと規定されている。

(2) 新たに制定された特定犯罪申告者等保護法の規定

新たに制定された特定犯罪申告者等保護法にも、上記6(1)と同様の規定が設けられており、犯罪申告者等を雇用している者は、被雇用者が犯罪申告等をしたことを理由として、解雇その他の不利益な処遇をしてはならないとされている。

さらに、同法では、犯罪申告等を行って、これと関連した自らの犯罪が発見されたときは、この犯罪申告者等に対し、刑を減軽又は免除することができることが規定されている。

第3 犯罪被害者救助制度等

1 犯罪被害者救助制度

犯罪被害者を金銭的に援助するための制度としては、1988年7月1日に施行された犯罪被害者救助法に基づく犯罪被害者救助の制度がある。この制度は、人の生命又は身体を害する犯罪行為によって死亡した者の遺族及び重障害を被った被害者が、加害者の不明又は無資力の事由により、被害の全部又は一部に対する賠償を受けられず、その生計維持が困難な事情がある場合に、国が被害者又はその遺族に対し、犯罪被害救助金を支給するものである。その後、1990年12月31日に同法の一部が改正され、自己又は他人の刑事事件の捜査又は裁判において、告訴、告発など捜査端緒の提供・陳述・証言又は資料の提出と関連して被害を受けた場合にも犯罪被害救助金を支給することとなった。

韓国における犯罪被害者救助の制度は、救助金支給の要件として「被害者の生計維持困難」を挙げていることに示されるように、社会福祉理論にその基礎を置いている（注1）が、1990年に改正された部分については、法秩序及び刑事司法に対する国民の信頼確保のためという色合いがうかがえる。

犯罪被害救助金には、被害者が死亡した場合、その遺族に対して支給される遺族救助金と、被害者が重障害を被った場合、被害者本人に対して支給される障害救助金の2種類があり、①被害者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があるとき、②被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害の発生について被害者にもその責めに帰すべき事由があったとき、③社会通念上、救助金の全部又は一部を支給しないことが相当と認められるときには、救助金の全部又は一部を支給しないことができる。

犯罪被害救助金の支給に関する事項は、各地方検察庁に設置されている犯罪被害救助審議会によって審議・決定される。また、救助金の金額に関しては、被害者又は遺族の生計維持の状況と障害の程度を参酌して大統領令において定めることとされている。この制度の発足当時は、遺族救助金は500万ウォン、障害救助金は、障害の等級により、1級300万ウォン、2級200万ウォン、3級150万ウォンであったが、1991年6月19日に改正され、それぞれ倍に引き上げられ、遺族救助金は1,000万ウォン、障害救助金は1級600万ウォン、2級400万ウォン、3級300万ウォンとなった⁵。

表2は、制度が発足した1988年から1997年までの10年間における犯罪被害救助金支給申請及び処理状況を示したものである。

なお、自動車の運行によって、人の生命又は身体が害された場合については、損害賠償を保障する制度が整備されている。

表 2 犯罪被害者救助金支給申請及び処理状況

(1988年～1997年)

年 次	申 請		処 理			未 済
	件 数	金 額	支 給 決 定		不支給決定	
			件 数	金 額		
1988年	28	136,000	7	29,000	2	19
1989	121	564,000	61	267,610	31	48
1990	182	870,000	127	560,500	68	35
1991	96	450,000	79	354,900	35	17
1992	94	776,000	64	410,500	22	25
1993	72	677,000	64	519,500	18	15
1994	96	851,000	52	327,000	33	26
1995	73	704,000	49	418,000	13	10
1996	85	812,000	43	376,000	22	20
1997	98	943,000	50	472,000	19	29

注 1 韓国犯罪白書による。

2 「金額」の単位は、千ウォンである。

2 新たに制定された特定犯罪申告者等保護法による制度

新たに制定された特定犯罪申告者等保護法には、犯罪申告者等救助金についての規定が設けられている。これは、犯罪申告者等又はその親族等が報復を被るおそれがある場合において、これにより重大な経済的損失若しくは精神的苦痛を受けたり、転居・転職等を余儀なくされてその費用を支出し、又は支出する必要があるときは、犯罪申告者等、その法定代理人又は親族等の申請により、大統領令に定める限度内で救助金を支給するもので、救助金の支給に関する事項は、各地方検察庁に設置される犯罪申告者等救助審議会が審議・決定することとされている。

第4 刑事司法機関及び被害者援助団体が行う被害者支援プログラム

1 法制度

性暴力犯罪処罰法及び家庭内暴力被害者保護法は、性暴力犯罪及び家庭内暴力犯罪の被害者を支援するための組織及びその活動について規定しており、国又は地方自治団体は、性暴力被害相談所、家庭内暴力関連相談所を、それぞれ設置・運営することができるほか、国又は地方自治団体以外の者も、市長又は道知事に申告して、相談所を設置・運営できるとされ、これらの相談所の業務は、①被害者の申告・相談の受付、②緊急に保護を必要とする被害者に対する臨時の保護、③加害者に対する告訴、被害賠償請求等に関し、関係機関に必要な協力・支援を要請することなどとなっている。

また、被害者を保護するため、国又は地方自治団体は、性暴力被害者保護施設及び家庭内暴力被害者保護施設を設置・運営することができるほか、社会福祉法人その他非営利法人も、性暴力被害者保護施設については市長又は道知事に申告し、家庭内暴力被害者保護施設についてはその認可を受けて、施設を設置・運営できるとされており、これらの施設の業務は、上記の相談所の業務のほか、被害者の一時保護、被害者の身体的・精神的安定及び社会復帰・家庭復帰への助力等となっている。

なお、家庭内暴力被害者保護法施行令では、これらの相談所又は保護施設が、類似の相談所又は保護施設と統合して設置、運営されることもあることが想定されている。

2 被害者支援活動の現状

次に、韓国における犯罪被害者に対する支援活動の現状について、筆者らが平成11年12月に韓国保健福祉部（我が国の厚生省に当たる。）及び民間団体を訪問して入手した資料の紹介も含めて記述する。

(1) 行政の活動

上記1の、性暴力犯罪処罰法及び家庭内暴力被害者保護法で規定する被害者支援に関する施設運営、活動等は、政府機関の中の保健福祉部が所管することとされており、性暴力犯罪の被害者支援については保健福祉部の「女性福祉課」、家庭内暴力犯罪の被害者支援については同部の「家庭福祉課」の担当とされている。

保健福祉部は、各施設からの相談実績及び運営実績についての報告を、その施設の所在地を管轄する行政長を通して定期的に受けるほか、施設運営状況調査、帳簿検査等、被害者支援業務の監督・指導に当たっており、予算総額に応じて各相談所、保護施設等に均等に支給される助成金の配分業務も行っている。

この種の犯罪の被害者支援に当たっては、周知のように、いわゆる第2次被害を引き起こすこともあり、被害者の接遇に当たる者には、専門的な知識あるいは技能等が求められるところであるが、韓国では、相談員の業務に従事する者について、一定の基準が設けられており、さらに、保健福祉部では、相談員を養成するためのマニュアルを作成し、実際の訓練・研修等も実施している。

表3は、韓国保健福祉部の資料により、1999年1月31日現在の、性暴力犯罪処罰法に基づく性暴力被害相談所の設置状況を、表4は、同じく性暴力被害者保護施設の設置状況を示したものである⁶。

表5は、1995年から1998年までの4年間における性暴力被害相談所の相談実績を見たものである。この事業が開始されて以降、相談件数が急増する状態が続いている。これは、相談所の設置増加等、相談のための環境整備が進んできていること、女性の意識変化が促され、それまで、被害を受けたとしても何らかの理由により声を上げることがしなかった、あるいは、できなかった被害者たちが、ようやく口

を開き始めたことなどによるものとみられている。

さらに、今後は、①家庭内暴力処罰法に規定されている加害者を対象とする施設の整備、②人口分布に相応する施設の適正配備が課題とされている。

表 3 性暴力被害相談所の設置状況

(1999年～1月31日現在)

施設数	従事者数		設立主体		運営主体		
	定員	現員	法人	個人	法人		個人
					社会福祉	社 団	
44	132	129	36	8	—	36	8

注 韓国保健福祉部の資料による。

表 4 性暴力被害者保護施設の設置状況

(1999年1月31日現在)

施設数	従事者数	収容者数		運営主体		
		定員	現員	法人		公 立
				社会福祉	社 団	
5	12	50	25	1	4	—

注 韓国保健福祉部の資料による。

表 5 性暴力被害相談所の相談実績

① 相談者及び相談類型

(1995年～1999年)

年 次	相談所数	相 談 受 理 人 員				
		総 数	本 人	保護者	同僚・隣家・教師等	加害者
1995年	12	3,245	1,868	1,377	—	—
1996	23	10,093	5,489	4,604	—	—
1997	36	12,540	8,279	2,719	1,360	182
1998	43	24,788	16,631	4,924	2,702	531
1999	44	12,322	7,425	2,771	1,837	289

② 相談処置結果

(1995年～1999年)

年 次	相 談 後 の 措 置 人 員					加 害 者			
	総数	相談後 帰 宅	治療後 帰 宅	福祉施 設入所	その他	総 数	告 訴 告 発	善 導 面 談	その他
1995年	3,245	276	242	52	2,675	...	...	...	...
1996	10,093	1,621	279	1,044	7,149	...	...	...	...
1997	12,540	7,284	750	241	4,265	3,640	629	1,557	1,454
1998	24,788	11,204	1,079	340	12,165	7,460	904	483	6,073
1999	12,322	7,196	638	208	4,280	12,322	757	734	10,831

注 1 韓国保健福祉部の資料による。

2 1999年の相談所数は1999年1月末日現在の数であり、その他の数値は、上半期の集計である。

3 ①加害者の数値は、家庭内暴力処罰法に基づく保護処分によるものである。

4 ②加害者の、1995年及び1996年の資料は未入手である。

(2) 民間団体の活動

前記第1で触れたように、性暴力被害、あるいは家庭内暴力被害の実情について社会の問題意識を喚起し、立法という成果をもたらすことにもなった運動の中心となって活動したのは、主として女性団体等のNGO団体である。これらの団体には、法律制定前から被害者支援の活動に取り組んでいたものも含まれ、その活動を通して蓄積された被害実態に関する資料が、立法を求める気運の形成に資する面があったとされている。これらの団体には、法施行後は、上記1の相談所又は保護施設の運営に当たっているものもある。以下、これらの団体の活動について、平成11年12月現在で入手できた資料に基づいて紹介する。

ア 社団法人「韓国女性の電話」

1983年に設立された民間団体（社団法人）であり、全国に18の支部を有している。相談（電話・面接）受付、保護施設運営、職業訓練、女性に対する性被害防止教育等の活動を展開している。相談には、保健福祉部のマニュアルに沿った訓練を受けた者が対応する。

表6は、1998年に、「韓国女性の電話」が、全国の支部で受け付けた相談件数を示すものである。内訳を見ると、殴打22.6%、性暴力18.4%、夫婦葛藤13.5%、法律問題12.9%、夫の女性問題12.2%等となっており、暴力にかかわる問題が4割を超えている。

表6 韓国女性の電話 女性相談統計(1998年)

(単位：件)

項目	総数	殴打	夫の女性問題	婚家葛藤	夫婦葛藤	法律問題	未婚女性の問題	主婦自身の問題	性暴力	性問題	その他
総数	40,600 (100.0)	9,195 (22.6)	4,954 (12.2)	1,286 (3.2)	5,463 (13.5)	5,254 (12.9)	1,511 (3.7)	1,621 (4.0)	7,456 (18.4)	626 (1.5)	3,234 (8.0)

注1 「韓国女性の電話」の資料による。

2 「韓国女性の電話」の18支部において、1998年に相談のあった内容である。

3 項目中の「その他」には、青少年問題、薬物問題、酒癖等が含まれている。

4 ()内は、構成比である。

全国で最大の支部であるソウル支部「ソウル女性の電話」の状況を見ると、スタッフはフルタイム7人、ボランティアとしての相談員は約70人、その他の相談員は20-30人であり、法曹及び医療関係者も含まれる。

表7は、同支部が受け付けた相談についての相談事項別件数を示したものである。同支部においても、暴力にかかわる相談が多く、半数近くになっている。

表7 ソウル女性の電話 相談事項別相談統計(1997, 1998年)

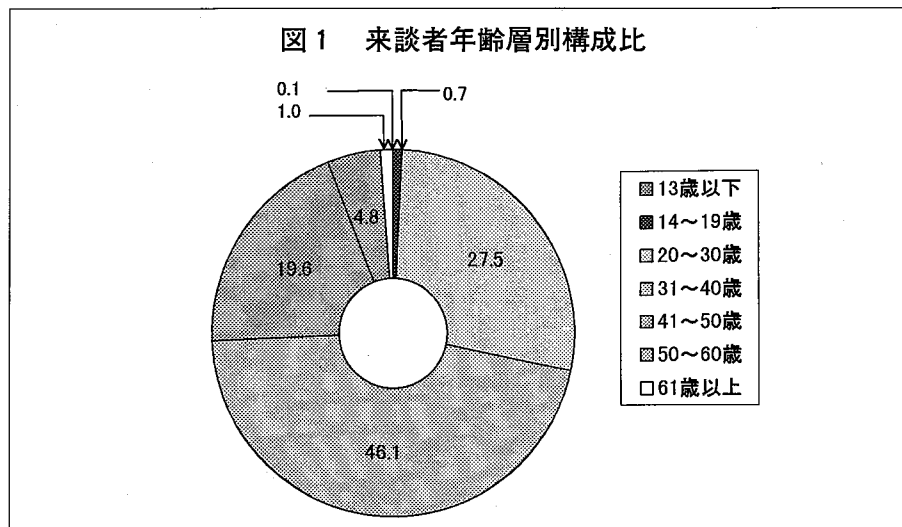
(単位：件)

年次	総数	家庭内暴力	性暴力	夫の女性問題	婚家葛藤	夫婦葛藤	法律問題	未婚女性の問題	主婦自身の問題	その他
1997年	7,133 (100.0)	1,701 (23.8)	1,167 (16.4)	1,208 (16.8)	355 (5.0)	1,230 (17.2)	847 (11.9)	117 (1.6)	381 (5.3)	127 (1.8)
1998年	7,699 (100.0)	2,069 (26.9)	1,657 (21.5)	869 (11.3)	217 (2.8)	1,054 (13.7)	1,084 (14.1)	323 (4.2)	273 (3.5)	153 (2.0)

注1 「韓国女性の電話」の資料による。

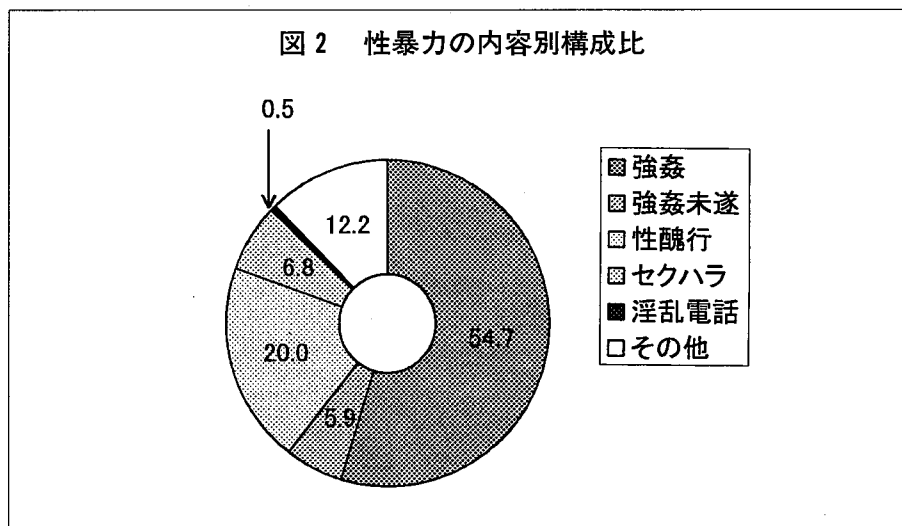
2 ()は、構成比である。

図1は、同支部での来談者の年齢層別構成比を、図2は、同じく性暴力に関する相談の内容別構成比を示したものである。



注1 「韓国女性の電話」の資料による。

2 数値は、構成比である。



注1 「韓国女性の電話」の資料による。

2 数値は、構成比である。

3 性醜行は、我が国の強制わいせつに当たる。

次に、同団体が発行している相談事例集から、電話相談の事例を紹介する。民間団体の被害者支援活動の一端がうかがえる。

「いつになったら夫の態度は改まるのでしょうか」

相談者：結婚20年目に入る主婦です。息子が二人います。夫とは知人の紹介で知り合い、結婚することになりました。結婚してこれまで一緒に小さな食堂をしています。

夫は、紹介してくれた人の言葉とは違い、結婚当初から生活に誠実ではありませんでした。その

おかげで私は食堂を一人で切り盛りしながら、子供たちが成長する姿と、歳月が経てば「夫の態度も改まるだろう」という期待を胸に、本当に一生懸命生きてきました。しかし、夫は私に対して、なんの不満があるのか、結婚当初から私のすることはすべてだめなことばかりで間違っていると言いい、なにかにつけ言いがかりをつけ、ほとんど毎日酒を飲みながら、食堂にお客がいようがいまいが、気に入らないことがあると私をののしったり、無視したりするのです。お客さんが不びんに思っで止めに入るぐらいなのです。また、夫は、自分がしたいことなら、どんな手段を使ってでもすぐに手をつけるのに、私がしようとすることは邪魔をし、取るに足らないどうでもいいことだと考えるのです。普段会いたくとも会えず、ごくたまに会う友達にも会えないようにするだけでなく、偶然友達に会ったことが耳に入ると、何をしてきたのかと腹を立てて私を殴るのです。

殴られたり、無視されたりするときにはもう一緒に暮らしたくはないと思い、すぐにも離婚したいと思うのですが、もう一方では、私をめちゃくちゃに扱うそんな夫のことをずっと憎んで嫌いに思わなければならないはずなのに、謝られてその時が過ぎると、私の人生で夫という人間が大きな部分を占めているし、頼りにもしており、力強くも感じるので…、私自身もどうしていいかわからないのです。

前に離婚を考えたこともあるのですが、あんな性格をしている夫を、私以外に誰も面倒を見ないでしょうし、育ち盛りの子供たちに悪い影響が及ぶのではないかと考えると、すぐに離婚はあきらめるようになり、私だけこの苦痛を耐えればと思って我慢して生きてきました。

相談員の先生！夫も神様を信じている人間なので、今まで耐えてきたように私が「これは私の背負う十字架なのだろう」と納得して受け入れ、これ以上話を大きくしないで、夫の機嫌にあわせて生きていけば、夫の態度も改まって、もう少し慣れて時間がたてば、今よりは少し良くなるのではないのでしょうか。

こんな家庭内の問題は恥ずかしいことだと思って、誰にも話せませんでした。私の実家も夫の家も、夫の性格が短気で激しいということは分かっているのですが、私が隠して気付かれないようにしているので、これほどまでひどい中で生活しているとは誰も知りません。余りにも普段の生活が息苦しくて、なにか良い方法がないだろうかと思い、電話しました。

相談員：20年もの間、その大きな苦しみを一人で胸の中に抱えていたなんて、どれほどか苦しかったでしょうね。

殴打は、年を取り時間がたっても絶対に直りません。習慣となっているので、しばらく現れないこともあるかもしれませんが、またいつかは現れるようになります。

あなたが今まで苦しみを我慢して過ごしてきたように、これからも夫の機嫌にあわせて耐えて暮らすとしても、旦那さんはまた違う理由を口実にあなたを縛り、苦しめる行動をやめないでしょう。

継続して続く殴打は、殴打する人間の苛立ちを満たすことはありませんから、少しずつ暴力の強度が激しくなるだけですし、あなたはこれから精神的に、また肉体的にもっとつらくなるでしょう。自分だけの十字架なんだと思って我慢だけして生きていくには、あなたの人生があまりに悔しいでしょうし、もったいないです。

起こっているすべてのことをご自分のせいにしてしまう考えを振り払わなければ、今のような生活は続くでしょうし、その重荷を下ろすことはできませんよ。それに、お父さんに殴られて、無視されながらなんの抗弁もできないお母さんを見るよりも、堂々と生きるお母さんの姿を見る方がむしろ子供たちには良い影響を与えることになるのではないですか。

殴打が繰り返される家庭で育った子供たちは、父母の姿を見慣れ、自分たちもまたそういう姿に

育っていきます。お父さんがそうだったように、女性たちはああいう風に扱っていただければいいんだと思うようになり、また事実そうなることでしょう。どうすることが本当に子供たちのためになるのか、もう一度考えてみることをお勧めします。

恥ずかしいことだし、自分のことだから、といって胸の中にうずめておくのは正しいことではありません。それは決してあなただけの事柄ではないのです。勇気を出して私に相談できたように、まず回りの近い人たちにも事実を知らせて助けてもらわなければなりません。あなたは勇気を持つという意志だけあれば、どんなことでもできる人です。旦那さんにもあなたの取り分を堂々と要求できますし、受け取る権利があります。あなたは今まで食堂を経営しながら、家計にも多くの利益をもたらしたのですから、財産の分割時にもたくさん受け取ることができます。あなたは生活力もありますし、ご自身の考えだけ確固とするならば、あなたの人生を新しく作り変えていけるでしょう。

また、面接による相談と、法律相談を通じて助けを得ることができます。これから私と継続した相談を通して、もう少したくさん話をすれば、きっと良い結果を導くことができると思います。勇気を持つよう望みます。

同団体では、被害女性のための保護施設「やすらぎの場」を運営している。身体的にも精神的にも甚だしく疲弊し傷ついている被害女性たちは、多くの場合、緊急避難的にこの施設に受け入れられ、暴力に脅かされない安全な場の提供を受ける。必要な医療等の手当てや法律相談も行われる。また、ここでは、女性たちの自立に資することを目指して個人相談及びグループ相談が実施されている。グループ相談には、支持グループ相談、意識化訓練グループ相談及び人間関係訓練グループ相談の3種があり、後2者には、週2回、計10回参加することとされている。

イ 社団法人「韓国性暴力相談所」

1991年から活動している民間団体（社団法人）である。電話相談から始まって、現在は、相談（電話・面接）受付、来談者に対する医療又は法律等に関する他機関紹介、保護施設運営等の活動を行っている。

スタッフはフルタイム12人、パートタイマー10人、カウンセラー約100人、諮問スタッフ（法曹及び医療関係者）約100人である。

この団体は、他の団体と同様に、性暴力防止を訴える会合を繰り返し開催している。1999年5月30日に同団体主催で開催された「性暴力に関するソウル・シンポジウム99」の資料集によれば、同団体が1991年4月13日に開所後、1998年12月31日までの間に受け付けた相談は、延べ20,360回、13,552件である。以下、この資料集に掲載されている統計を紹介する。

表8は、性暴力に係る相談の現況を示したもので、①は、強姦及び性醜行被害の事例を取り上げて示している。②は、性暴力の被害者の年齢層別の統計を示している。

「韓国性暴力相談所」が1998年中に受け付けた相談は、延べ4,285回、2,948件である。表9は、そのうち性暴力相談について、相談を受けて採られた支援方法の状況を示している。

表 8 性暴力相談現況 (1998年)

① 被害類型別 (単位：人)

総 数	強 姦	性醜行	その他
24,788 (100.0)	8,317 (33.6)	5,419 (21.9)	11,052 (44.6)

② 被害者年齢別 (単位：人)

総 数	幼児 (7歳未満)	子供 (7～13歳)	青少年 (14～19歳)	成人 (20歳以上)
24,788 (100.0)	1,048 (4.2)	2,371 (9.6)	7,573 (30.6)	13,796 (55.7)

注 1 韓国性暴力相談所の資料による。

2 ()内は、構成比である。

表 9 性暴力相談支援方法 (1998年)

総相談回数	性暴力相談 回数	病院との 連携	施設との 連携	警察との 連携	弁護士の 面談	法廷での 支援	身上書、 相談日誌 の送付	治療支援	(相談後) 告訴
4,285 (2,948)	3,363 (2,085)	268	(25)	(72)	111	13	7	142	294 (27)

注 1 韓国性暴力相談所の資料による。

2 ()内は、相談件数である。

第5 犯罪被害調査

1 概要

国の刑事政策樹立と犯罪防止に貢献することを目的に1989年に設立された特別法人である刑事政策研究院の刑事政策セミナーにおいて、テーマとして犯罪被害調査が取り上げられたのは、1990年の第5回セミナーである。同セミナーでは、司法機関等の犯罪統計には現れない隠れた犯罪も含めて、社会の犯罪実態をより正確に把握することの重要性やそのための犯罪被害調査の必要性等が論議されている。

そして、1991年には、ソウル地域において、ソウル市民2,000名を対象として、電話による犯罪被害調査が実施されたが、これは、全国規模での調査に向けてのパイロット調査として位置付けられるものである。1994年には、第1次の全国規模の犯罪被害調査が実施された。その後、3年ごとに調査を実施する方針が立てられ、1997年には、第2次の全国調査が実施されている。ここでは、1997年に実施された犯罪被害調査を中心に、刑事政策研究院から発行されている資料に基づいて、調査の方法及び結果の概要を紹介する。

なお、韓国は、これまで、オランダ、イギリス及び国連犯罪・司法研究所（UNICRI）の犯罪学者から構成される委員会の監督の下に実施されている国際犯罪被害調査（International Crime Victim Survey）には参加しておらず、これらの犯罪被害調査には、国際犯罪被害調査の標準とは一部合致しない質問項目も採用されて実施されている⁷。

2 調査方法

1997年の第2次犯罪被害調査は、同年5月1日から同月7日（一部、同月31日又は翌月20日）までの間に、済州道を除く全国の15歳以上の国民の中から性別、年齢、有職・無職の別等の人口比に配慮して選定された、ほぼ2,000名を調査対象として実施された、質問紙を使った面接調査である。取り上げられた犯罪類型は、自動車部品窃盗、自動車窃盗、住居侵入窃盗、住居侵入強盗、対人窃盗、対人強盗、暴行・傷害及び性暴力犯罪（セクシュアル・ハラスメントを含む。以下同じ。）の8類型であり、この8類型の犯罪について、1996年1月1日から同年12月31日までの間の被害の有無が調査された。世帯と個人との2側面からの分析をするために、調査対象とされたのは、1世帯で1名である。分析に当たっては、自動車部品窃盗、自動車窃盗、住居侵入窃盗及び住居侵入強盗については、世帯を、対人窃盗、対人強盗、暴行・傷害及び性暴力犯罪については、個人を被害単位としている。

使用された質問紙は、①世帯及び個人の社会人口学的要因、②個人の日常活動様相、③8種の犯罪類型に関する被害様相、④犯罪動向及び犯罪に対する深刻性、加えて犯罪に対する恐怖に関する態度、⑤世帯及び個人の防犯措置の五つのテーマに関する問で構成されている（資料「犯罪被害調査質問紙」参照）。

面接調査実施に当たっては、調査員を募集して面接調査に必要な研修を受講させた後、調査が進められているが、地方では、調査を実施する各地域に所在する大学の協力を得て、大学で社会学を学ぶ学生（大学院生を含む。）を調査員として募集し、大学の教授が調査過程を通して指導に当たる、という態勢がとられた。学生は、社会調査の実習として、この調査に参加したことになる。

3 調査結果

表10は、1997年の第2次調査の結果（上記のように、1996年における被害に関する調査である。）を、

1994年の第1次の調査結果（同様に、1993年における被害に関する調査である。）と対比したものである。

表10 1993年と1996年の犯罪被害実態

罪 名	1993年			1996年		
	標本数	被害者数	被害件数	標本数	被害者数	被害件数
標本総数	2,013	514 (255.3)	1,009 (50.1)	2,040	457 (224.0)	844 (413.7)
自動車部品窃盗	933	92 (98.6)	139 (149.0)	1,356	98 (72.2)	157 (115.8)
自動車窃盗	945	13 (13.8)	13 (13.8)	1,356	13 (9.5)	13 (9.3)
住居侵入窃盗	2,007	168 (83.7)	267 (132.8)	2,040	161 (78.9)	223 (109.3)
住居侵入強盗	2,005	10 (5.0)	12 (6.2)	2,040	10 (4.9)	19 (9.3)
対人窃盗	2,010	188 (93.5)	273 (135.7)	2,040	166 (81.3)	237 (116.2)
対人強盗	2,003	45 (22.5)	68 (34.0)	2,040	45 (22.0)	68 (33.3)
暴行及び傷害	2,001	55 (27.5)	81 (40.5)	2,040	38 (18.6)	68 (33.3)
性暴力犯罪	989	79 (79.9)	172 (173.9)	1,014	40 (39.4)	71 (34.8)

注1 韓国刑事政策研究院「韓国の犯罪被害に対する調査研究（Ⅱ）」による。

2 ()内は、1,000人（世帯）当りの被害者（世帯）数及び被害件数である。

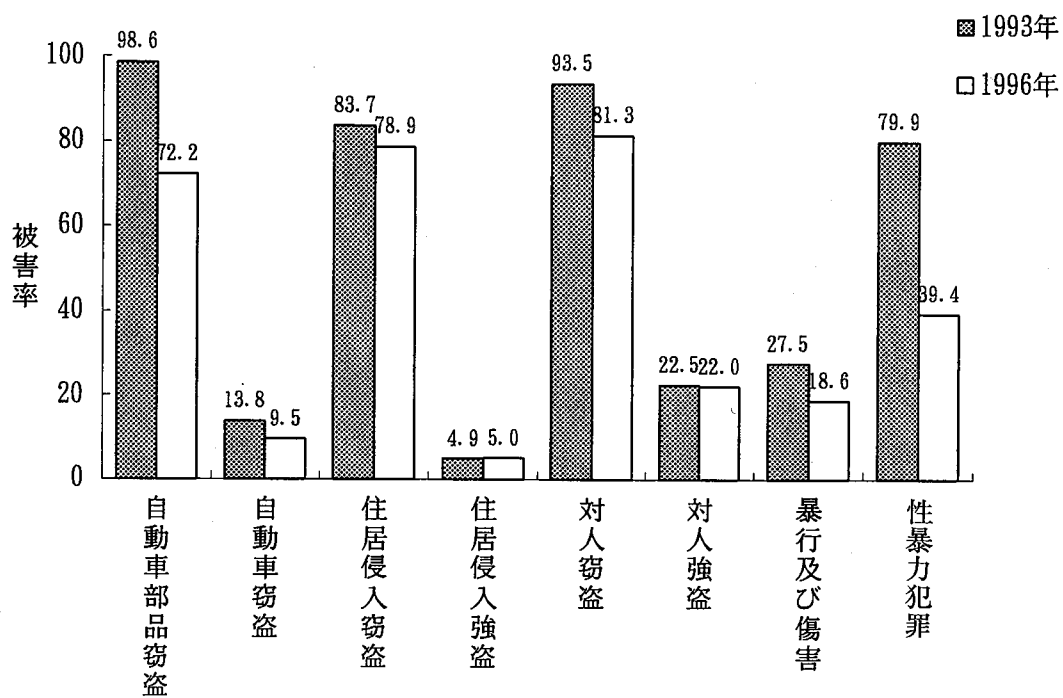
以下、被害率、犯罪申告率、犯罪動向に関する認識及び家庭における防犯措置について、第1次調査と第2次調査を比較しつつ見てみることにする。

(1) 被害率

図3は、1,000人当たりの被害率を、取り上げられた8種類の犯罪別に示したものである。

自動車部品窃盗、自動車窃盗、住居侵入窃盗及び対人窃盗が、いずれも被害が減少しているのに対し、住居侵入強盗及び対人強盗は余り変化がないこと、性暴力犯罪については被害が大きく減少していることが認められる。

図3 1993年と1996年の犯罪類型別被害率



注1 韓国刑事政策研究院「韓国の犯罪被害に対する調査研究(II)」による。

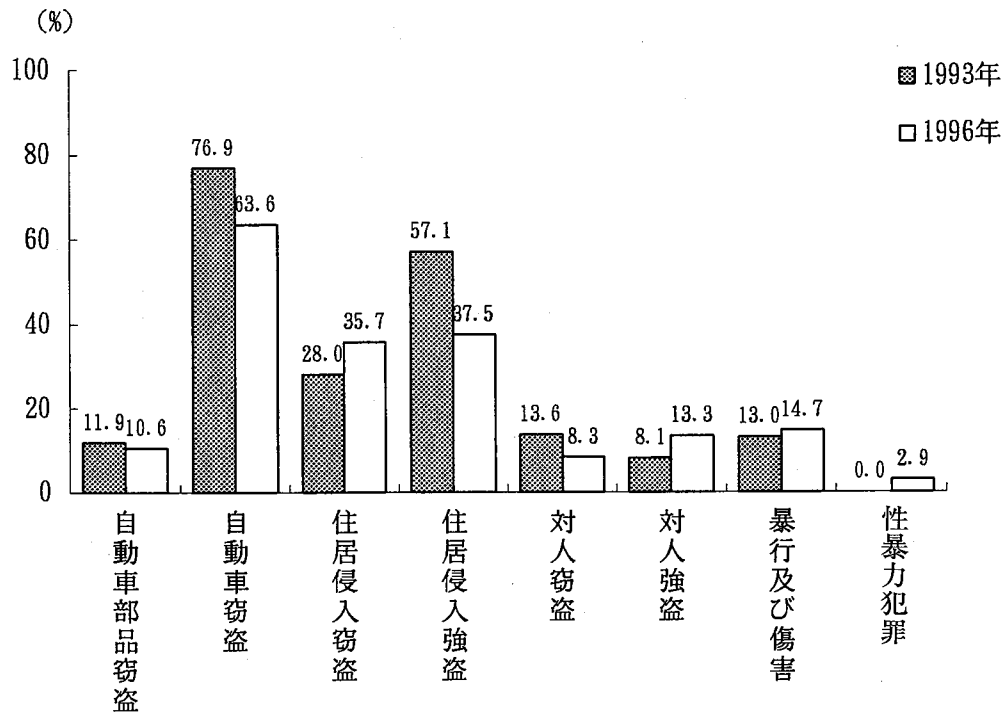
2 数値は、1,000人(世帯)当たりの被害者(世帯)数である。

(2) 犯罪申告率

図4は、犯罪申告率を、取り上げられた8種類の犯罪別に示したものである。

犯罪申告率が減少しているのは、自動車部品窃盗、自動車窃盗、住居侵入強盗及び対人窃盗であり、犯罪申告率が上昇しているのは、住居侵入窃盗、対人強盗及び暴行・傷害である。性暴力犯罪は、1993年では申告した事例が全くなかったのに対し、1996年では2.9%と低いながらも申告した事例があったことが分かる。

図4 1993年と1996年の犯罪申告率



注1 韓国刑事政策研究院「韓国の犯罪被害に対する調査研究 (II)」による。

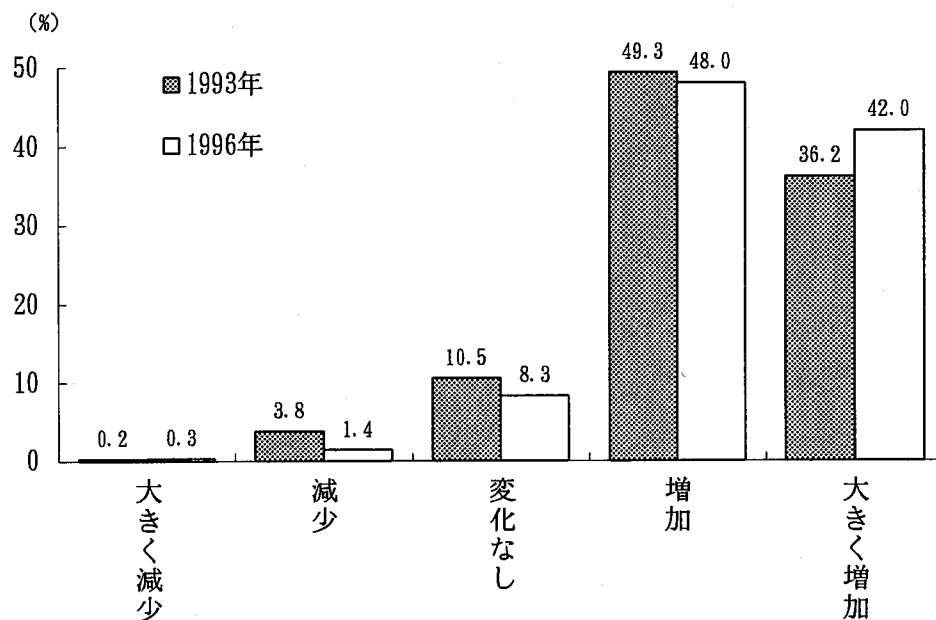
2 数値は、犯罪被害を受けたと答えたもののうち、当該犯罪被害について警察に申告したものの比率である。

(3) 犯罪動向に関する認識

この調査では、国民が犯罪動向に関してどのように認識しているかについても調査・分析されている。1997年の調査結果では、社会全体の犯罪動向については、犯罪が増加したと感じているものが約9割を占めているのに対し、近隣地域の犯罪動向については、6割近くのもの変わらないと感じている結果となっている。

図5は、1996年と1993年の、社会全体の犯罪動向に関する認識を比較したものである。1996年は、1993年と比べて、犯罪に対する人々の不安が増大していることがうかがえる。

図5 1993年と1996年の犯罪動向に関する認識



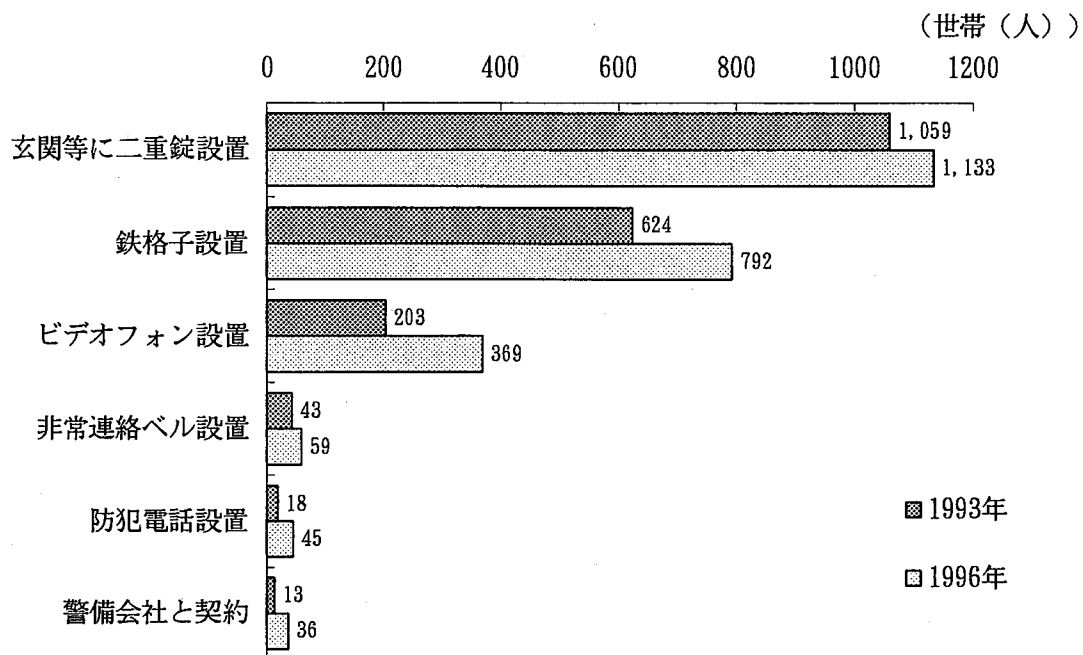
注1 韓国刑事政策研究院「韓国の犯罪被害に対する調査研究(Ⅱ)」による。

2 数値は、構成比である。

(4) 家庭における防犯措置

図6は、各家庭でどのような防犯措置がとられたかを調査した結果を示したものである。1996年は、1993年と比べて、防犯措置を講じた家庭が増加しているが、これは、上記3(3)の犯罪に対する不安増大と符合するものといえる。

図6 1993年と1996年の家庭における防犯措置



注1 韓国刑事政策研究院「韓国の犯罪被害に対する調査研究(II)」による。

2 重複選択による。

第6 おわりに

以上見てきたように、韓国では、犯罪被害者の権利・被害回復というテーマに関して、様々な角度から施策が講じられ、活動が展開されてきている。特徴的であるのは、施策の必要性が社会で認識されるようになると、法律制定を始めとする対応が比較的迅速にとられていることである。2000年6月1日に施行が予定されている特定犯罪申告者等保護法が、その好例として挙げられよう。

これらの施策は、1985年8月の第7回国際連合会議において採択された「犯罪及び権力濫用の被害者に関する司法の基本原則の宣言」の中での、被害者が、その尊厳への配慮と敬意をもって扱われるべきこと、被害者が、被った被害について、司法制度を利用し、速やかな賠償を受ける権利を与えられること、重大な身体的・精神的被害を受けた被害者が加害者から十分な賠償を得られない場合には、国が経済的補償を行うよう努力すべきこと、被害者に対して事件の処理及び進ちょく状況に関する情報を提供し、関連する国内の刑事司法制度と抵触しない範囲内で、被害者の意見の提出等を許すことによって、司法・行政手続を被害者の要望にこたえるものとすべきこと、被害者が、政府、民間ボランティア等から、物質的、医学的、精神的及び社会的援助を受けられるようにすることなどの提言に沿うかたちで進められてきているものといえる。

被害者に対する施策は、理念に引きずられるだけでは、きれいごとを並べて終わるということにもなりかねないのであり、こうした施策は、現実の裏打ちがあってこそ生きたものとなる。この点、韓国の被害者施策は、韓国社会の実態に即したスタイルが採用されているといえよう。

さらに、主に女性が対象となると考えられる性暴力犯罪、あるいは、家庭内暴力犯罪の被害者に関する施策が、民間ボランティアというべき人々の活動も推進力となって実現に至ったという経緯には、韓国社会の現状がうかがえるとともに、これからの社会運動の在り方の一つが示されているようにも思われる。

なお、本稿の執筆に当たっては、多くの方々のお力添えをいただいたが、なかでも、駐日大韓民国大使館の前法務協力官・趙均錫氏並びに現法務協力官・魏在民氏から多大な御助力を賜った。ここに記して感謝申し上げる次第である。

注

- ¹ 太田達也「韓国における「家庭暴力犯罪処罰特例法」の概要」, 更生保護と犯罪予防, No.133, 1999, 8-40
- ² 家庭内暴力処罰法で規定されている保護処分には,
 - 1 行為者が被害者に接近する行為の制限
 - 2 親権者である行為者の被害者に対する親権行使の制限
 - 3 保護観察等に関する法律による社会奉仕・受講命令
 - 4 保護観察等に関する法律による保護観察
 - 5 家庭内暴力被害者保護法が定める保護施設への監護委託
 - 6 医療機関への治療委託
 - 7 相談所等への相談委託があり, 併科することができることとされている。
- ³ 特定犯罪申告者等保護法では, 補佐人に対しては, 大統領令が定めるところにより, 旅費その他の実費を支給することができることとされている。
- ⁴ 特定犯罪申告者等保護法では, 犯罪申告者等又はその親族等が報復を被るおそれがある場合を除き, 加害者の弁護人が依頼人の弁護に必要なときは, その事由を疎明して検事の許可を受けた上で, 「身元管理カード」を閲覧できる。また, 加害者側が, 被害弁償等の示談交渉等のために被害者側との面談を希望する場合は, 被害者側の承諾があれば, 検事は, 検事室等の適当な場所で両者が面談することができる措置をとることができることとされている。
- ⁵ 趙均錫「韓国の被害者救助制度の概要と運用状況について」, 被害者学研究, 第3号, 1994, 3-13
- ⁶ 家庭内暴力被害者のための保護施設に関しては, 法律施行(1998年7月1日)後, まだ日が浅く, 準備段階にあるようである。
- ⁷ 刑事政策研究院では, 筆者らが平成11年12月に訪問した際の聴取によれば, 将来においては, 調査項目の見直しを図り, 国際犯罪被害調査に参加することを考えているとのことであった。

参考文献

- 1 韓国犯罪白書：韓国法務研修院
- 2 女性福祉施設現況：韓国保健福祉部女性福祉課，1999
- 3 女性相談事例集 2：韓国女性の電話，1995
- 4 性暴力に関するソウル・シンポジウム99：韓国性暴力相談所，1999
- 5 韓国の犯罪被害に対する調査研究（II）：韓国刑事政策研究院，1998
- 6 犯罪と被害者（第5回刑事政策セミナー資料）：韓国刑事政策研究院，1991
- 7 被害者学研究：日本被害者学会
- 8 被害者学研究：韓国被害者学会
- 9 アジア諸国の検察制度：国連アジア極東犯罪防止研修所編1999
- 10 西尾 昭，「韓国その法と文化」，啓文社，1993
- 11 高翔龍，「現代韓国法入門」，信山社，1998
- 12 大韓民国新法典：法律新聞社
- 13 研究部資料42 大韓民国の刑法，刑事訴訟法及び保護観察等に関する法律：法務総合研究所，1997
- 14 研究部資料44 大韓民国の少年法，少年院法，性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律並びに家庭内暴力犯罪の処罰等に関する特例法等：法務総合研究所，1999

資料

- 1 特定犯罪申告者等保護法（日本語訳）
- 2 犯罪被害調査質問紙「韓国の犯罪被害に関する調査研究」（日本語訳）：韓国刑事政策研究院

資料 1

1999.8.31

特定犯罪申告者等保護法

法律第5997号

第1条（目的）この法律は、特定犯罪に関する刑事手続において国民が安心して自発的に協力することができるよう、その犯罪申告者等を実質的に保護して、犯罪から社会を防衛することを目的とする。

第2条（定義）この法律で使用する用語の定義は、次のとおりである。

1 「特定犯罪」とは、次の各目の一に該当する犯罪をいう。

ア 特定強行犯罪の処罰に関する特例法第2条¹の犯罪

イ 麻薬類不法取引防止に関する特例法第2条第2項²の犯罪

ウ 暴力行為等処罰に関する法律第4条（団体等の構成・活用）及び特定犯罪加重処罰等に関する法律第5条の8（団体等の組織）の団体の構成員の同団体の活動と関連する犯罪

2 「犯罪申告等」とは、特定犯罪に関する申告・陳情・告訴・告発等捜査端緒の提供、陳述又は証言その他資料提出行為及び犯人検挙のための情報提供又は検挙活動をいう。

3 「犯罪申告者等」とは、犯罪申告等を行った者をいう。

4 「親族等」とは、犯罪申告者等の親族又は同居人その他密接な人間関係がある者をいう。

5 「報復を被るおそれがある場合」とは、犯罪申告等と関連して、生命又は身体に対する危害及び財産等に対する被害を受けたり、受けるおそれがあると認めるに十分な理由がある場合をいう。

第3条（適用範囲）この法律は、特定犯罪に関する犯罪申告者等又はその親族等が報復を被るおそれがある場合に限り、適用する。

第4条（国家の責務）① 国家は犯罪申告者等を保護して、これに対する報復犯罪を予防するための法的・制度的措置を講じて、必要な財源を調達しなければならない。

② 捜査機関等は、この法律を適用することにおいて、被疑者・被告人の防御権及び弁護人の弁論権を不当に侵害しないように注意しなければならない。

第5条（不利益処遇の禁止）犯罪申告者等を雇用している者（雇用主のために勤労者に関する業務を行う者を含む。）は、被雇用者が犯罪申告等をしたことを理由として、解雇その他の不利益な処遇をしてはならない。

第6条（犯罪申告者等補佐人）① 司法警察官・検事又は法院は、犯罪申告者等又はその親族等が報復を被るおそれがある場合には、職権又は犯罪申告者等、若しくはその法定代理人、親族等の申請により、犯罪申告者等補佐人（以下「補佐人」という。）を指定することができる。

② 補佐人は、犯罪申告者等の法定代理人・親族又は大統領令が定める者の中から指定する。ただし、捜査機関従事者は、補佐人になることはできない。

③ 補佐人は、犯罪申告者等のために当該刑事事件の捜査・公判過程に同行したり助言する等、必要な助力をすることができる。

④ 補佐人は、虚偽陳述を誘導する等、犯罪申告者等の陳述や証言等に不当な影響を与えてはならない。

- ⑤ 補佐人が、次の各号の一に該当する場合には、この指定を取り消すことができる。
 - 1 犯罪申告者等又はその法定代理人若しくは親族等から、取消し又は交替申請があったとき。
 - 2 犯罪申告者等の陳述や証言等に不当な影響を与えた等、犯罪申告者等を補佐することが不適当であると認定されるとき。
- ⑥ 第5項の規定による指定の取消しは、当該事件の進行経過により、司法警察官・検事又は法院が決定する。
- ⑦ 司法警察官が、補佐人の指定又は取消しをする場合には、遅滞なく検事に報告して許可を得なければならない。
- ⑧ 第6項の規定による取消決定に対しては、異議を提起することができない。
- ⑨ 補佐人の指定は、第5項の規定によって取り消されない限り、当該事件が終結するまで効力を持つ。
- ⑩ 補佐人に対しては、大統領令が定めるところにより、旅費その他実費を支給することができる。

第7条 (人的事項の記載省略) ① 検事又は司法警察官は、犯罪申告等と関連して調書その他の書類(以下「調書等」という。)を作成する場合において、犯罪申告者等又はその親族等が報復を被るおそれがあるときには、この趣旨を調書等に記載して、犯罪申告者等の姓名・年齢・住所・職業等、身元が分かる事項(以下「人的事項」という。)の全部又は一部を記載しないことができる。

- ② 司法警察官が調書等に犯罪申告者等の人的事項の全部又は一部を記載しない場合には、直ちに検事に報告しなければならない。
- ③ 第1項の場合、検事又は司法警察官は、調書等に記載しない人的事項を犯罪申告者等身元管理カード(以下「身元管理カード」という。)に登載しなければならない。
- ④ 第1項の規定により調書等に姓名を記載しない場合には、犯罪申告者等をして、調書等への署名は仮名で、割印及び捺印は拇印でさせなければならない。この場合、仮名でなされた署名は、本名の署名と同一の効力を有する。
- ⑤ 犯罪申告者等は、陳述書等を作成するときは、検事又は司法警察官の承認を得て人的事項の全部又は一部を記載しないことができる。この場合には、第2項ないし第4項の規定を準用する。
- ⑥ 犯罪申告者等又はその法定代理人は、検事又は司法警察官に対し、第1項の規定による措置をとるように申請することができる。
- ⑦ 身元管理カードは、検事が管理する。
- ⑧ 身元管理カードの作成及び管理等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第8条 (人的事項の公開禁止) この法律に規定する場合を除いては、何人も、この法律により保護されている犯罪申告者等であることを知りながら、その人的事項又は犯罪申告者等であることを推知することができるような事実を他の人に知らせたり、公開又は報道してはならない。

第9条 (身元管理カードの閲覧) ① 法院は、他の事件の裁判上必要な場合には、検事に身元管理カードの閲覧を要請することができる。この場合、要請を受けた検事は、犯罪申告者等又は親族等が報復を被るおそれがある場合のほかは、この閲覧を許可しなければならない。

- ② 次の各号の一に該当する場合には、その事由を疎明して検事の許可を受け、身元管理カードを閲覧することができる。ただし、犯罪申告者等又はその親族等が報復を被るおそれがある場合には、閲覧を許可してはならない。

- 1 検事又は司法警察官が、他の事件の捜査に必要なとき。
- 2 弁護人が、被告人の弁護に必要なとき。
- 3 第14条の規定による犯罪申告者等の救助金の支給に関する審議等、公務上必要があるとき。
- ③ 被疑者又は被告人、その弁護人又は法定代理人、配偶者、直系親族、兄弟姉妹若しくは戸主は、被害者との協議のために必要な場合には、検事に犯罪申告者等との面談を申請することができる。
- ④ 第3項の面談申請があった場合には、検事は直ちにこの事実を犯罪申告者等に通知し、犯罪申告者等がこれを承諾するときは、検事室等適当な場所で犯罪申告者等又はその代理人と面談することができる措置をとることができる。
- ⑤ 第2項第2号の規定による身元管理カードの閲覧を申請する弁護人及び第3項の規定による面談申請をする者は、検事の拒否処分に対して異議申請をすることができる。
- ⑥ 第5項の異議申請は、その検事が所属する地方検察庁検事長（支庁の場合は支庁長）に書面で提出しなければならない。異議申請を受けた検事長又は支庁長は、異議申請に理由があると認める場合には、身元管理カードの閲覧を許可したり、犯罪申告者等又はその代理人と面談することができるような措置をとらなければならない。

第10条（映像物撮影） ① 犯罪申告者等に対して刑事訴訟法第184条（証拠保全の請求とその手続）又は第221条の2（証人尋問の請求）による証人尋問をする場合、判事は、職権又は検事の申請により、この過程を、ビデオテープ等映像物に撮影することを命じることができる。

② 刑事訴訟法第56条の2（公判廷での速記・録取）第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による映像物の撮影費用及び複写に関して、これを準用する。

③ 第1項の規定により撮影した映像物に収録された犯罪申告者等の陳述は、これを証拠とすることができる。

第11条（証人召喚及び尋問の特例等） ① 第7条の規定により調書等に人的事項を記載しなかった犯罪申告者等を証人として召喚するときは、検事に召喚状を送達する。

② 裁判長又は判事は、召喚された証人又はその親族等が報復を被るおそれがある場合には、立会法院書記官又は書記をして公判調書にその趣旨を記載させ、当該証人の人的事項の全部又は一部を記載しないことができる。この場合、裁判長又は判事は、検事に、身元管理カードが作成されていない証人について、身元管理カードの作成及び管理を要請することができる。

③ 第2項の場合には、裁判長又は判事は、証人の人的事項が、身元確認・証人宣誓・証言等証人尋問のあらゆる過程において公開されないようにしなければならない。この場合、第1項に規定する召喚される証人の身元確認は、検事が提示する身元管理カードによる。

④ 第2項の規定により公判調書に人的事項を記載しない場合、裁判長又は判事は、犯罪申告者等をして宣誓書に仮名で署名・拇印させなければならない。この場合、第7条第4項後段の規定を準用する。

⑤ 証人として召喚された犯罪申告者等又はその親族等が報復を被るおそれがある場合には、検事・犯罪申告者等又はその法定代理人は、法院に被告人又は傍聴人を退廷させたり、公開法廷外の場所で証人尋問することを申請することができる。

⑥ 裁判長又は判事は、職権又は第5条の規定による申請に相当な理由があると認める場合には、被告人又は傍聴人を退廷させて公開法廷外の場所で証人尋問等を行うことができる。この場合、弁護人がいないときは、国選弁護人を選任しなければならない。

- ⑦ 法院組織法第57条（裁判の公開）第2項・第3項及び刑事訴訟法第297条（被告人等の退廷）第2項の規定は、第6項の場合に、これを準用する。

第12条（訴訟進行の協議等）① 法院は、犯罪申告者等又はその親族等が報復を被るおそれがある場合には、検事及び弁護人と、当該被告人に関する公判期日の指定、その他訴訟の進行に必要な事項を協議することができる。

- ② 第1項の規定による協議は、訴訟進行に必要最少限のものにとどめなければならない、判決に影響を与えてはならない。

- ③ 特定強行犯罪の処罰に関する特例法第10条（集中審理）及び第13条（判決宣告）の規定は、第1項の場合に、これを準用する。

第13条（身辺安全措置）① 検事又は警察署長は、犯罪申告者等又はその親族等が報復を被るおそれがある場合には、一定期間、当該検察庁又は警察署所属公務員をして身辺安全のために必要な措置（以下「身辺安全措置」という。）を講じさせたり、対象者の住居地又は現在地を管轄する警察署長に身辺安全措置をとるよう要請することができる。この場合、要請を受けた警察署長は、特別な事由がない限り、直ちに身辺安全措置をとらなければならない。

- ② 裁判長又は判事は、公判準備又は公判進行過程において、検事に、第1項の規定による措置をとるよう要請することができる。

- ③ 犯罪申告者等、その法定代理人又は親族等は、裁判長・検事又は住居地若しくは現在地を管轄する警察署長に対し、第1項の規定による措置をとるよう申請することができる。

- ④ 警察署長が身辺安全措置をとった場合には、大統領令に定めるところにより、この事実を検事に通報しなければならない。

- ⑤ 第1項の規定による身辺安全措置の種類と手続に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第14条（犯罪申告者等救助金）① 国家は、犯罪申告者等又はその親族等が、報復を被るおそれがある場合において、これにより重大な経済的損失若しくは精神的苦痛を受けたり、転居・転職等による費用を支出し、又は支出する必要があるときは、犯罪申告者等、その法定代理人又は親族等の申請により、犯罪申告者等救助金（以下「救助金」という。）を支給することができる。

- ② 救助金の額は、報復の危険性、支給対象者の職業・身分・生活水準及び経済的損失並びに精神的苦痛の程度、支出費用その他必要な事項を考慮して、大統領令が定める限度内で決定する。

- ③ 救助金の支給に関する事項を審議・決定するために、地方検察庁に犯罪申告者等救助審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- ④ 審議会は、法務部長官の指揮・監督を受ける。

- ⑤ 審議会は、救助金の支給に関する事項を審議・決定するために必要なときは、申請人その他の関係人を調査したり、行政機関又は公・私団体に必要な事項に関する情報を求めることができる。この場合、行政機関及び公・私団体は特別な事由がない限り、これに応じなければならない。

- ⑥ 審議会の構成・運営及び救助金の支給に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第15条（被告人等に関連する主要変動事項の通知）犯罪申告者等又はその親族等が報復を被るおそれがある場合には、検事又は司法警察官は、職権又は犯罪申告者等、その法定代理人又はその親族等の申

請により、被疑者又は被告人の逮捕・拘束及び釈放に関連した司法警察官・検事及び法院の処分内容、裁判宣告期日・宣告内容、仮釈放・刑執行停止・刑期満了及び保安処分終了等による矯正施設等からの出所事実又は逃走事実等、裁判及び身柄に関連する変動事項を、犯罪申告者等、その法定代理人又は親族等に通知することができる。

第16条（犯罪申告者等に対する刑の減免）犯罪申告等を行って、これと関連した自らの犯罪が発見されたときは、この犯罪申告者等に対し、刑を減輕又は免除することができる。

第17条（罰則）第8条の規定に違反した者は、3年以下の懲役又は500万ウォン以下の罰金に処する。

附則

この法律は、2000年6月1日から施行する。

注

¹ 「特定強行犯罪の処罰に関する特例法」の該当部分は、以下のとおりである。

第2条（適用範囲）①この法律で、「特定強行犯罪」というのは、次の各号の一に該当する罪をいう。

- 1 刑法第24章の殺人の罪のうち、第250条（殺人、尊属殺人）、第253条（偽計等による嘱託殺人等）、第254条（未遂犯、ただし、第251条（嬰兒殺害）及び第252条（嘱託又は承諾による殺人等）の未遂犯を除外する。）
- 2 刑法第31章の略取及び誘拐の罪のうち、第287条（未成年者の略取・誘拐）、第288条（営利等のための略取・誘拐・売買等）、第289条（国外移送のための略取・誘拐・売買）、第293条（常習犯）、第294条（未遂犯、ただし、第291条（結婚のための略取又は誘拐）及び第292条（略取、誘拐又は売買された者の授受又は隠匿）の未遂犯を除外する。）
- 3 刑法第32章の貞操に関する罪のうち、凶器その他危険な物件を携帯して又は2人以上共同して犯した第297条（強姦）、第298条（強制わいせつ）、第299条（準強姦、準強制わいせつ）、第300条（未遂犯）、第305条（未成年者に対する姦淫、わいせつ）の罪及び第301条（強姦等による致死傷）の罪
- 4 刑法第38章の強盗の罪のうち、第333条（強盗）、第334条（特殊強盗）、第335条（準強盗）、第336号（略取強盗）、第337号（強盗傷害・致死）、第338条（強盗殺人・致死）、第339条（強盗強姦）、第340条（海上強盗）、第341条（常習犯）、第342条（未遂犯、ただし、第329条ないし第332条（窃盗、夜間住居侵入窃盗、特殊窃盗、自動車の不法使用、常習犯）の未遂犯を除外する。）
- 5 暴力行為等処罰に関する法律第4条（団体等の構成・活用）、特定犯罪加重処罰に関する法律第5条の8（団体等の組織）

② 第1項各号の罪で、他の法律により加重処罰する罪は、特定強行犯罪とみなす。

² 「麻薬類不法取引防止に関する特例法」の該当部分は、以下のとおりである。

第2条（定義）

② この法律で「麻薬類犯罪」というのは、次の罪である。

- 1 第6条（業として行う不法輸入等）、第9条（麻薬類としての物品の輸入等）又は第10条（煽動等）の罪
- 2 麻薬法第60条、第61条、第62条又は第63条の罪（注 これらは、いずれも、麻薬法の規定によらない麻薬類の所持・所有、運搬、製造、売買等に対する罰則規定である。）
- 3 向精神性医薬品管理法第40条、第41条、第42条又は第43条第1項の罪（注 これらは、いずれも、向精神性医薬品管理法の規定によらない向精神性医薬品の所持・所有、運搬、製造、売買等に対する罰則規定である。）
- 4 大麻管理法第18条、第19条又は第20条の罪（注 これらは、いずれも、大麻管理法の規定によらない大麻の輸出入、輸出入目的の所持、運搬、製造、売買、大麻製造目的の大麻草栽培等に対する罰則規定である。）

資料 2

韓国の犯罪被害に関する調査研究

あいさつ

調査実施者名の、回答者に対する依頼・あいさつ文（省略）

<回答する際のいくつかの注意事項について>

この質問用紙は全体で二つの部分からなっています。最初に、これを御確認ください。

まず第一に、資料を分析するため、あなたについてのいくつかの質問と、あなたの日常生活について簡単にお聞きしたいと思います。また、あなたが昨年1年間（1996年1月1日から1996年12月31日まで）に、犯罪被害にあったかどうかについてもおたずねします。これは質問用紙の第一の部分なのですが、この質問用紙を受け取られた方は必ず記入してくださるようお願いいたします。

第二に、昨年1年間に犯罪被害にあった方に限り、それぞれの犯罪について若干追加の質問をしたいと思えます。第一のところで犯罪被害にあったとお答えになった方は、御自分の経験した犯罪被害について、追加して御回答くださるようお願いいたします。

これらの質問についてありのままを御回答いただくのは、社会から犯罪を追放し、この社会を明るいものにしていくためにも、ぜひとも必要なことです。お手数をおかけするとは思いますが、誠実にお答えいただくよう重ねてお願いする次第です。ありがとうございました。

第一（注 白い用紙を使って作成されている。）

・まず、韓国社会の犯罪現象について、あなたのお考えをおたずねします。

1. あなたは犯罪についてのニュースやその内容を主に何によって知り得ていますか（一つだけチェックしてください。）。)

1) 家族 2) 友人 3) 近所の人 4) 新聞 5) テレビ 6) ラジオ 7) 雑誌 8) その他(具体的に:)

2. あなたのお考えでは最近この数年間、わが国全体の犯罪はどのような傾向にあると思われますか。

1) かなり増えている 2) どちらかといえば増えている 3) 変わらない
4) どちらかといえば減っている 5) かなり減少した

3. あなたのお考えでは最近この数年間、あなたの住んでいる町の犯罪はどのような傾向にあると思われますか。

1) かなり増えている 2) どちらかといえば増えている 3) 変わらない
4) どちらかといえば減っている 5) かなり減少した

4. あなたは次のうち、わが国でいちばん問題とされる犯罪は何だとお考えですか。

(一つだけチェックしてください)

1) 殺人 2) 強盗 3) 強姦 4) 暴行、傷害 5) 誘拐、人身売買 6) 窃盗、スリ 7) 詐欺
8) 横領 9) 背任 10) 買い占め・売り惜しみ 11) 権力型不正 12) その他(具体的に:)

5. あなたは夜半に一人で、あなたの住んでいる近くを歩いていて、どれくらいこわいと感じられますか。

1) 大変こわい 2) どちらかといえばこわい 3) まあまあだ
4) どちらかといえばあまりこわくない 5) 全然こわいとは思わない

6. 自分も犯罪被害にあうかもしれないと、多くの人が恐怖心をもっているようです。次はあなたの日常生活で、常日頃感じる犯罪被害のこわさについてお聞きします。左の項目を読んで、右の欄にあなたの感じるこわさの程度をチェックしてください。

①まったくそうではない ②どちらかといえばそうでない

③どちらかといえばそうだ ④まったく同感だ

- | | |
|---|--------------------------|
| 1) いつ自動車部品を盗まれるかと思うとこわい | ☐ |
| 2) いつ自動車を盗まれるかと思うとこわい | ☐ |
| 3) 家を留守にしているとき、いつ泥棒が入ってきて金品を盗まれるかと思うとこわい | ☐ |
| 4) いつ家に強盗が侵入し、家族を脅したり暴行したりして金品を取られるかと思うとこわい | ☐ |
| 5) 家の外でも、いつスリや引ったくり、置き引きにあつて金品をとられるかと思うとこわい | ☐ |
| 6) 家の外でも、いつ強盗に襲われ、脅されたり金品を取られたりするかと思うとこわい | ☐ |
| 7) 暴行され、被害にあうかもしれないと思うとこわい | ☐ |

8) 性暴行を受けるかもしれないと思うとこわい ☐

7. あなたは、あなたとあなたの家を犯罪被害から守るために、次のような措置を講じたことがありますか。

①はい ②いいえ

- 1) 夜、就寝前には必ず窓にまでしっかり鍵をかけて寝るようにしている ☐
- 2) 玄関や窓に二重に鍵をかけるように設置した ☐
- 3) 窓に鉄格子をはめた ☐
- 4) 防犯用ビデオフォンを設置した ☐
- 5) 管轄の警察署（派出所）へ通じる非常ベルを設置している ☐
- 6) 管轄の警察署（派出所）へ通じる防犯電話を設置している ☐
- 7) 民間警備会社と警備契約を結んでいる ☐
- 8) 番犬を飼っている ☐

8. あなたは万一に備えて、何か護身用具を持ち歩いていますか。もし、持っているとしたらそれはどのような物ですか。

- 0) 持ち歩いていない 1) ホイッスルのような警笛 2) 防犯スプレー 3) 懐中電灯 4) ガス銃
5) こん棒 6) ナイフ 7) 空気銃 8) その他（具体的に ）

9. あなたは犯罪の被害から自分自身を守るために、下記のどのようなことをなさっていますか。

①まったくしていない ②ほとんどしていない
③まあまあ ④積極的にしている

- 1) 犯罪被害にあうかもしれないので、そのような所はできるだけ避けて歩く ☐
- 2) 夜に一人で歩くのはこわいので、なるべく誰かと一緒に歩く ☐
- 3) 夜は用があっても外出するとこわいので、その用事はなるべく翌日に回すことにする ☐
- 4) 一両日家を留守にする際は、隣近所に声をかけて頼んでから出かける ☐
- 5) 派出所の警官の防犯要請に積極的に応じる ☐
- 6) 民間の町内防犯活動などに積極的に参加する ☐

・次に、あなたご自身について、いくつかおたずねします。

1. あなたの性別は次のどれですか。 1) 男 2) 女

2. あなたの年齢をおたずねします。 満（ ）歳

3. あなたの婚姻関係についておたずねします。

- 1) 未婚 2) 既婚、同居 3) 既婚、別居 4) 離婚 5) 配偶者死別
6) その他（具体的に： ）

4. あなたといっしょに住んでいる方は、現在あなたを含めて何人ですか。

- 4-1. 20歳未満 男 人, 女 人
4-2. 20歳—65歳 男 人, 女 人
4-3. 65歳以上（注 原文のまま） 男 人, 女 人

5. あなたは家族の中で、次のうちのどれに当てはまりますか。

- 1) 世帯主 2) 世帯主の配偶者 3) 世帯主の父母（義父母も含む）
4) 世帯主の兄弟、姉妹（義理の兄弟、義理の姉妹も含む） 5) 世帯主の子女（嫁、婿も含む）
6) その他（具体的に： ）

6. あなたは今住んでいる所に、どのくらいの期間、居住なさっていますか。 （ ）年

7. あなたの最終学歴をおたずねします。

- 1) 無学 2) 国民学校（小学校） 3) 中学校 4) 高校 5) 専門大学（短期大学） 6) 四年制大学
7) 大学院以上
7-1. その学校を卒業されましたか。 1) 卒業 2) 中退 3) 在学中

8. あなたの御職業についておたずねします。具体的に記入して下さるようお願いします（職業別一覧表（省略）を御参照ください。）。

8-1. 職業：（ ）

8-2. お仕事は下記のどれにあたりますか。

0) 該当しない 1) 雇用主 2) 自営業主 3) 無給家事従事者 4) 常勤雇用職 5) 臨時雇用職

9. あなたの御両親の学歴についておたずねします。また、配偶者の学歴についてもお答えください。

(9-1) 父親 (9-2) 母親 (9-3) 配偶者

0) 該当しない 1) 無学 2) 国民学校（小学校） 3) 中学校 4) 高校 5) 専門大学（短期大学）

6) 4年制大学 7) 大学院以上

10. あなたの成長期、お父さん（お父さんの死亡時には世帯主）はどのようなお仕事をなさっていましたか。具体的に教えてください（職業別一覧表（省略）を御参照ください。）。

10-1. 職業：（ ）

10-2. その仕事での地位は次のうち、どれにあたりますか。

0) 該当しない 1) 雇用主 2) 自営業主 3) 無給家事従事者 4) 常勤雇用職 5) 臨時雇用職

11. あなたの配偶者はどのような仕事をなさっていますか（職業別一覧表（省略）を御参照ください。）。

11-1. 職業：（ ）

11-2. その仕事での地位は次のうち、どれにあたりますか。

0) 該当しない 1) 雇用主 2) 自営業主 3) 無給家事従事者 4) 常勤雇用職 5) 臨時雇用職

12. お宅の月収（ボーナス、財産取得などを含む）はどれくらいですか。

12-1. 本人所得（ ）万ウォン

12-2. 家族全員の所得（ ）万ウォン

13. あなたは今どのような家に住んでいますか。

1) 持ち家 2) チョンセ（注 保証金を払って一定期間家を借り受ける。月々の家賃支払いの要はない。）

3) 借家（注 毎月家賃を支払う。） 4) その他

14. 次の生活用品のうち、お宅にある物をすべてチェックしてください。

(ア)洗濯機 (イ)ピアノ (ウ)浄水器 (エ)乗用車 (オ)オーディオ製品

(カ)リゾート式コンドミニアム会員権 (キ)エアコン (ク)コンピュータ (ケ)冷蔵庫

15. わが国の社会の最下層を1としてトップレベルを7とした場合、あなたは御自分がどの辺に属しているとお考えですか。

最下層 中間層 トップレベル

--	--	--

・次はあなたの日常生活及び周辺環境についておたずねします。

1. あなたは通勤（出勤など）、通学をなさっていますか。

1) している（1-1の項に進む） 2) していない

<通勤、通学をしている場合>

1-1. あなたは何時に家を出て、何時に帰宅しますか。（ ）時から（ ）時まで

1-2. 職場や学校に着くまでの所要時間はどれくらいですか。（ ）時間（ ）分程度

1-3. 職場や学校へ行くとき、交通手段は主に何を利用されますか（一つだけチェックしてください。）。

1) 一般の市内バス、小型乗合バス 2) 座席バス 3) 市外長距離バス 4) 通勤バス、通学バス

5) 電車、地下鉄 6) 汽車 7) タクシー 8) 乗用車、マイクロバス、ワゴン車など 9) 自転車

10) 徒歩 11) その他（具体的に： ）

2. あなたは昼間、主にどこで活動されていますか。

1) ほとんど家にいる 2) ほとんど学校に出かける 3) 会社の事務所で勤務している

4) 工場や現場で勤務している 5) 市場やデパートなど、人が多く出入りする場で活動する

6) 取引先に会うために結構出歩くことが多い

3. あなたは昨年(1996年), 職場や学校の用事で, 又は友人同士の集まりがあって, 夜遅く帰宅したこと(大体夜10時以降)が平均してどれくらいありましたか。

- 1) ほとんど毎日 2) 二, 三日に一度 3) 1週間に一度くらい 4) 15日に一度くらい
5) 1カ月に一度くらい 6) ほとんどない 7) まったくない

4. あなたは昨年(1996年), 留守にして家を空けたことが平均でどれくらいありましたか(共働きで家を留守にする場合もこれに該当する。)

- 1) 1週間に一度以上 2) 1カ月に一, 二度くらい 3) 2, 3カ月に一, 二度くらい
4) 6カ月に一, 二度くらい 5) 1年に一, 二度くらい 6) ほとんどない 7) まったくない

5. 祝日や休暇などで一日か二日家を空けると, あなたは家の安全のためにどのようなことをなさっていますか(二つだけ選んでください。)

- 1) 特に何もしていない 2) 新聞や牛乳などの配達を中止してもらうようにする
3) 家の中に人がいるように細工する 4) 隣近所に時々家を見られるよう頼む
5) 親戚や家族が必ず家にいるよう頼む 6) マンションやアパートの管理人に知らせる
7) 民間の警備会社に警備を依頼する 8) その他(具体的に:)

6. あなたは昨年(1996年), ショッピングや買い物でどのくらい外出されましたか。

- 1) ほとんど毎日 2) 二, 三日に一度 3) 1週間に一度くらい 4) 15日に一度くらい
5) 1カ月に一度くらい 6) ほとんど出かけない 7) まったく外出しない

7. あなたが通勤, 通学以外の用事で外出されるとき, 交通手段は主に何を利用されますか(一つだけチェックしてください。)

- 1) 一般の市内バス, 小型乗合バス 2) 座席バス 3) 市外長距離バス 4) 通勤バス, 通学バス
5) 電車, 地下鉄 6) 汽車 7) タクシー 8) 乗用車, マイクロバス, ワゴン車など 9) 自転車
10) 徒歩 11) その他(具体的に:)

8. 次の文を読んで, あなたはどんなケースに当てはまるかお答えください。

- ①まったくそうではない ②どちらかといえばそうではない
③どちらかといえばそう ④まったくその通りだ

- 1) 私は外出するとき, 正装するよりカジュアルな服装で出かけることが多い ☐
2) 私は外出するとき, 地味な服装より派手な服装で出かけることが多い ☐
3) 私は外出するとき, 目立つ派手なアクセサリをして出かけることが多い ☐
4) 私はいつも小遣いをたくさん使う方だと思う ☐

9. 次はあなたが住んでいらっしゃる周りの環境に関する質問です。よくお読みになって, 該当する箇所にチェックしてください。

- ①まったくそうではない ②どちらかといえばそうではない
③どちらかといえばそう ④まったくその通りだ

- 1) 町内のあちこちにゴミが散らばっている ☐
2) 周りに人の住んでいない空き家があったり, 空き地があったりする ☐
3) 周りに暗くて奥まっている所が多い ☐
4) 周りに不良少年がよく集まる場所がある ☐

10. あなたの住んでいる町の警察の活動について, あなたの御意見をうかがいたいと思います。あなたの御意見を率直に述べてください。

- ①まったくそうではない ②どちらかといえばそうではない
③どちらかといえばそう ④まったくその通りだ

- 1) 私の町の警察はよく巡回していて, 頑張っていると思う ☐
2) 町に犯罪や事件が発生して届けば, すぐに駆けつけてくれると思う ☐
3) 犯罪や事件が発生して届けば, 警察はすぐに犯人を捕まえてくれるだろう ☐

11. 次はあなたの御近所, 町内についての質問です。よくお読みになって, 該当する箇所にチェックしてください。

- ①まったくそうではない ②どちらかといえばそうではない
③どちらかといえばそう ④まったくその通りだ

- 1) うちの町内は近所付き合いがよく、お互いよく助け合う ☐
2) 隣近所はお互いよく知っている方だ ☐
3) 隣近所で何かを貸したり、借りたりする ☐
4) 隣近所と町内のことについてよく話す ☐
5) 隣近所で町内のいろいろな行事や集まりに協力して参加する ☐

・次は昨年1年間(1996年1月1日から1996年12月31日まで)に、あなた自身が犯罪被害を受けたかどうかについておたずねします。

1. あなたは昨年1年間に、下記のような被害を受けたことがありますか。被害を受けたとしたら、その被害の種類についてもチェックしてください。

1) 交通事故にあった 2) 誰かにだまされて、金や財産を取られたり奪われたりした 3) 警察や行政官庁の公務員に目をかけてもらうため贈り物をしたり、金品を渡したりしなければならなかった

2. 昨年(1996年)、あなたの家族が使っている自動車の付属品(カーステレオ、タイヤ、エンジン部品、自動車用品など)を盗まれたことがありますか。

0) 該当しない(自動車を持っていないため) 1) ある(2-1の項に進む) 2) ない(3の項に進む)
＜あると答えた場合＞

2-1. 何度くらいありましたか。() 度

☆第二の部分でも「自動車部品窃盗」の欄で、お答えください。☆

3. 昨年(1996年)、あなたの家族が自動車を盗まれたことがありますか。

0) 該当しない(自動車を持っていないため) 1) ある(3-1の項に進む) 2) ない(4の項に進む)
＜あると答えた場合＞

3-1. 何度くらいありましたか。() 度

☆第二の部分でも「自動車窃盗」の欄でお答えください。☆

4. 昨年(1996年)、あなたの家に泥棒が入り、金(現金、小切手、有価証券など)や物(貴金属、テレビ、オーディオ製品、コンピュータなど)が盗まれたり、盗まれそうになったことがありますか。ただし、泥棒が家族を脅したり暴行したりした場合はこの項に当てはまりません。

1) ある(4-1の項に進む) 2) ない(5の項に進む)

＜あると答えた場合＞

4-1. 何度くらいありましたか。() 度

☆第二の部分でも「住居侵入窃盗」の欄でお答えください。☆

5. 昨年(1996年)、あなたの家に強盗が押し入り、あなたの家族を脅したり暴行したりして、金(現金、小切手、有価証券など)や物(貴金属、テレビ、オーディオ製品、コンピュータなど)が盗まれたり、盗まれそうになったことがありますか。

1) ある(5-1の項に進む) 2) ない(6の項に進む)

＜あると答えた場合＞

5-1. 何度くらいありましたか。() 度

☆第二の部分でも「住居侵入強盗」の欄でお答えください。☆

6. 昨年(1996年)、あなたは家の外でスリや引ったくり、置き引きなどにあい、金(現金、小切手、有価証券など)や物(貴金属、時計、ハンドバッグ、カバン、カセットなど)を取られたり、取られそうになったりしたことがありますか。ただし、暴行や脅迫などがあつた場合はこの項に当てはまりません。

1) ある(6-1の項に進む) 2) ない(7の項に進む)

＜あると答えた場合＞

6-1. 何度くらいありましたか。() 度

☆第二の部分でも「対人窃盗」の欄でお答えください。☆

7. 昨年(1996年)、あなたは家の外で強盗に脅されたり、暴行されたりして、金(現金、小切手、有価証券など)や物(貴金属、時計、ハンドバッグ、カバン、カセットなど)を取られたり、取られそうになったりしたこと

がありますか。

- 1) ある(7-1の項に進む) 2) ない(8の項に進む)

<あると答えた場合>

7-1. 何度くらいありましたか。() 度

☆第二の部分でも「対人強盗」の欄でお答えください。☆

8. 昨年(1996年)、あなたは誰かに暴行され、身体的被害を受けたり、被害を受けそうになったりしたことがありますか。ただし、前の項目でお答えになった強盗のケースはここで除外します。

- 1) ある(8-1の項に進む) 2) ない(9の項に進む)

<あると答えた場合>

8-1. 何度くらいありましたか。() 度

☆第二の部分でも「暴行及び傷害」の欄でお答えください。☆

<次の部分は女性だけにおたずねします>

9. 昨年(1996年)、あなたは誰かからセクシュアル・ハラスメントや性暴力を受けたことがあるか、またはそのような被害を受けそうになったことがありますか。

- 1) ある(9-1の項に進む) 2) ない

<あると答えた場合>

9-1. 何度くらいありましたか。() 度

☆第二の部分でも「セクシュアル・ハラスメント及び性暴力」の欄でお答えください。☆

上記において昨年(1996年)、犯罪被害を受けたと答えられた方は犯罪の内容をもう少し詳しくおたずねしたいので、御面倒でも第二の部分に該当する質問(☆で表しているところ)にもお忘れなくお答えください。質問用紙の第一の部分で、犯罪被害を受けなかったと答えられた方は、ここですべて終わりになります。ご協力に再び感謝いたします。ありがとうございました。

第二(注 黄色い用紙を使って作成されている。)

<第二の部分で回答する際の注意事項および回答すべき部分>

次の第二の部分は、第一の部分で昨年犯罪被害にあったとされた方がお答えになるところです。ここではあなたの受けた犯罪被害の内容について、より具体的な事項をいくつかおたずねします。同じ種類の犯罪で何度も被害を受けた方は、いちばん最近起きた事件についてお答えください。先ほどの質問で、あなたが被害を受けたとチェックした犯罪に該当する項目について、できるだけ正直にお答えください。また、先ほどチェックしていない犯罪についての質問には、お答えにならないようお願いいたします。

<自動車部品窃盗>

あなたは先ほど、昨年(1996年)自動車の部品を盗まれたことがあるとお答えになりました。それが何度もあった場合は、いちばん最近起きたことについてお答えください。

1. 自動車の部品を盗まれた場所はどこでしたか。

- 1) 住宅街 2) 職場近くの業務地域 3) 市場、デパート近くの商業地域 4) 公共駐車場
5) 道ばたでの臨時駐車 6) その他のところ(具体的に:)

2. その事件は何月に起きましたか。() 月

3. その事件が起きた時間は大体何時ごろですか。(午前・午後)() 時

4. そのとき盗まれた部品は次のどのようなものでしたか。

- 1) エンジン 2) キャブレター 3) バッテリー 4) タイヤ 5) バックミラー 6) 点滅灯など電球
7) 車輪のキャブ 8) 自動車の修理工具 9) 外部の装飾用アクセサリ 10) 内部の装飾用アクセサリ
11) カーステレオ(オーディオ製品) 12) その他(具体的に:)

5. そのとき盗まれた部品はどれくらいの価格になりますか。() 万ウォン

6. その事件は警察に届け出ましたか。

- 1) 届け出た(6-1, 6-2の項に進む) 2) 届け出なかった(6-3の項に進む)

<届け出た場合>

6-1. 届け出に対し、警察はどのような措置を行いましたか。

- 1) 何もしなかった 2) 電話で被害状況を確認した 3) 直接訪問してくれて、被害の内容を確認した
4) 積極的な捜査によって、事件を解決してくれた

6-2. 届け出を処理した警察の措置に満足されましたか。

- 1) とても満足している 2) どちらかといえば満足している方だ 3) まあまあだ
4) どちらかといえば不満だ 5) とても不満だ

<届け出なかった場合>

6-3. どうして届け出なかったのですか。

- 1) 大した被害ではなかったから 2) 個人的に解決したから 3) 証拠がなかったから
4) 他の機関（例えば保険会社など）に届け出たため 5) 警察は何もしてくれないと思ったから
6) 警察が面倒がると思ったから 7) 犯人が知人だったため
8) 仕返しがかわくて、あえて届け出ようとは思わなかった 9) その他（具体的に： ）

<自動車窃盗>

あなたは先ほど、昨年（1996年）自動車を盗まれたことがあるとお答えになりました。それが何度もあった場合は、いちばん最近起きたことについてお答えください。

1. 自動車を盗まれた場所はどこでしたか。

- 1) 住宅街 2) 職場近くの業務地域 3) 市場、デパート近くの商業地域 4) 公共駐車場
5) 道ばたでの臨時駐車 6) その他のところ（具体的に： ）

2. その事件は何月に起きましたか。 （ ）月

3. その事件が起きた時間は大体何時ごろですか。 （午前・午後）（ ）時

4. 盗まれた車は取り戻せましたか。 1) 取り戻せた 2) 取り戻せなかった

5. その事件は警察に届け出ましたか。

- 1) 届け出た（5-1, 5-2の項に進む） 2) 届け出なかった（5-3の項に進む）

<届け出た場合>

5-1. 届け出に対し、警察はどのような措置を行いましたか。

- 1) 何もしなかった 2) 電話で被害状況を確認した 3) 直接訪問してくれて、被害の内容を確認した
4) 積極的な捜査によって、事件を解決してくれた

5-2. 届け出を処理した警察の措置に満足されましたか。

- 1) とても満足している 2) どちらかといえば満足している方だ 3) まあまあだ
4) どちらかといえば不満だ 5) とても不満だ

<届け出なかった場合>

5-3. なぜ届け出なかったのですか。

- 1) 届ける前に車を取り戻したから 2) 他の機関（例えば保険会社など）に届け出たため
3) 警察は何もしてくれないと思ったから 4) 警察が面倒がると思ったから
5) 犯人が知人だったため 6) 仕返しがかわくて、あえて届け出ようと思わなかった
7) その他（具体的に： ）

<住居侵入窃盗>

あなたは先ほど、昨年（1996年）家に泥棒が入ったことがあるとお答えになりました。それが何度もあった場合は、いちばん最近起きたことについてお答えください。

1. その事件は何月に起きましたか。 （ ）月

2. 事件が起きた時間は大体何時ごろですか。 （午前・午後）（ ）時

3. そのとき家に何人の人がいましたか。 男（ ）人と女（ ）人

4. 盗まれた物は次のうち、どれですか（一つだけチェックしてください。）。

- 1) テレビ、ビデオ、ステレオ 2) カメラ、ビデオカメラ 3) 時計、指輪など貴金属

- 4) 現金, 小切手, 有価証券 5) 美術品, 骨董品 6) 家具, 屏風 7) 服, 着る物
8) 食料品, 食べ物 9) その他家電製品 10) 稲, 麦などの農産物 11) その他(具体的に:)

5. 盗まれた金や品物を金額にすると, およそどれくらいになりますか。 () 万ウォン

6. その事件は警察に届け出ましたか。

- 1) 届け出た(6-1, 6-2の項に進む) 2) 届け出なかった(6-3の項に進む)

<届け出た場合>

6-1. 届け出に対し, 警察はどのような措置を行いましたか。

- 1) 何もなかった 2) 電話で被害状況を確認した 3) 直接訪問してくれて, 被害の内容を確認した
4) 積極的な捜査によって, 事件を解決してくれた

6-2. 届け出を処理した警察の措置に満足されましたか。

- 1) とても満足している 2) どちらかといえば満足している方だ 3) まあまあだ
4) どちらかといえば不満だ 5) とても不満だ

<届け出なかった場合>

6-3. どうして届け出なかったのですか。

- 1) 大した被害ではなかったから 2) 個人的に解決したから 3) 証拠がなかったから
4) 他の機関(例えば保険会社など)に届け出たため 5) 警察は何もしてくれないと思ったから
6) 警察が面倒がると思ったから 7) 犯人が知人だったため
8) 仕返しがこわくて, あえて届け出ようと思わなかった 9) その他(具体的に:)

<住居侵入強盗>

あなたは先ほど, 昨年(1996年)家に強盗が押し入ったことがあるとお答えになりました。それが何度もあった場合は, いちばん最近起きたことについてお答えください。

1. その事件は何月にありましたか。 () 月

2. 事件が起きた時間は大体何時ごろですか。 (午前・午後)() 時

3. そのとき家に何人の人がいましたか。 男()人と女()人

4. そのとき侵入した強盗は何人でしたか。 男()人と女()人

5. 強盗の年齢は大体いくつぐらいに見えましたか(何人もいたときは主犯格の者について答えてください。)

- 1) 10代 2) 20代 3) 30代 4) 40代 5) 50代以上 6) よくわからない

6. 強盗はつぎのうち, どのような人たちでしたか。

- 1) 家族のうちの一人 2) 親戚のうちの一人 3) 友人や恋人 4) 職場や学校の同僚または上司
5) 隣近所の人 6) 家族や親戚, 友人, 会社の同僚ではないが, よく知っている人
7) 何度か会ったことのある人 8) 全然知らない人

7. そのとき犯人は凶器を持っていたか, またそれを使用しましたか(一つだけチェックしてください。)

- 1) 凶器は持っていなかった 2) ナイフ 3) 銃(ガス銃を含む) 4) こん棒 5) その他(具体的に:)

8. そのとき押し入った強盗はお宅にいる女性を強姦したか, あるいは強姦しようとしたか。

- 1) はい 2) いいえ

9. そのとき家族で身体的被害を受けた方は何人ですか。 全部で()人

10. そのとき家族が受けた身体的被害はどの程度でしたか。

- 1) 身体的被害は受けなかった 2) 死亡 3) 重症(全治3週間以上)
4) 軽傷(全治3週間未満) 5) その他(具体的に:)

11. そのとき取られた物は次のうち, どのような物ですか(一つだけチェックしてください。)

- 1) テレビ, ビデオ, ステレオ 2) カメラ, ビデオカメラ 3) 時計, 指輪など貴金属

- 4) 現金, 小切手, 有価証券 5) 美術品, 骨董品 6) 家具, 屏風 7) 服, 着る物 8) 食料品, 食べ物
9) その他家電製品 10) 稲, 麦などの農産物 11) その他(具体的に:)

12. 取られた金や品物を金額にすると, およそどれくらいになりますか。 () 万ウォン

13. 被害を受けて, あなたはどのような対応をしましたか。

- 1) 犯人に対し, 力で抵抗した 2) 犯人を口で脅そうとした 3) 被害をおよぼさないよう犯人に頼んだ
4) 事件が起きている最中に, 警察や他の機関に連絡した 5) 大声を出して, 隣近所や他人の助けを求めた
6) 犯人から逃げようとした 7) 犯人の言うとおりにしたがった 8) その他(具体的に:)

14. あなたがとった行動で当時の状況が少し変わりましたか。

- 1) それによって身体的被害を受けなくて済んだ 2) 被害は多少軽減された
3) あまり変わらなかった 4) 犯人を刺激してしまい, かえって被害が一層大きくなった

15. その事件は警察に届け出ましたか。

- 1) 届け出た(15-1, 15-2の項に進む) 2) 届け出なかった(15-3の項に進む)

<届け出た場合>

15-1. 届け出に対し, 警察はどのような措置を行いましたか。

- 1) 何もしなかった 2) 電話で被害状況を確認した 3) 直接訪問してくれて, 被害の内容を確認した
4) 積極的な捜査によって, 事件を解決してくれた

15-2. 届け出を処理した警察の措置に満足されましたか。

- 1) とても満足している 2) どちらかといえば満足している方だ 3) まあまあだ
4) どちらかといえば不満だ 5) とても不満だ

<届け出なかった場合>

15-3. なぜ届け出なかったのですか。

- 1) 大した被害ではなかったから 2) 個人的に解決したから 3) 証拠がなかったから
4) 他の機関(例えば保険会社など)に届け出たため 5) 警察は何もしてくれないと思ったから
6) 警察が面倒がらと思ったから 7) 犯人が知人だったため
8) 仕返しがかわくて, あえて届け出ようと思わなかった 9) その他(具体的に:)

<対人窃盗>

あなたは先ほど, 昨年(1996年)家の外で, スリ, 引ったくり, 置き引きにあったことがあるとお答えになりました。それが何度もあった場合は, いちばん最近起きたことについてお答えください。

1. その事件はどこで起きましたか。

- 1) 家の近く 2) 学校や職場 3) 市場, デパート, 商店など 4) 銀行や郵便局などの公共機関
5) 飲食店, 旅館などの風俗業 6) 路地や大通りなどの路上 7) 公園や屋外の寂しいところ
8) 地下鉄, バス, タクシーなどの公共交通手段 9) 駅, バスターミナルなど
10) その他のところ(具体的に:)

2. その事件は何月に起きましたか。 () 月

3. 事件が起きた時間は大体何時ごろですか。 (午前・午後) () 時

4. そのときに取られた金品を価格にすると, どれくらいになりますか。 () 万ウォン

5. その事件は警察に届け出ましたか。

- 1) 届け出た(5-1, 5-2の項に進む) 2) 届け出なかった(5-3の項に進む)

<届け出た場合>

5-1. 届け出に対し, 警察はどのような措置を行いましたか。

- 1) 何もしなかった 2) 電話で被害状況を確認した 3) 直接訪問してくれて, 被害の内容を確認した
4) 積極的な捜査によって, 事件を解決してくれた

5-2. 届け出を処理した警察の措置に満足されましたか。

- 1) とても満足している 2) どちらかといえば満足している方だ 3) まあまあだ
4) どちらかといえば不満だ 5) とても不満だ

<届け出なかった場合>

5-3. なぜ届け出なかったのですか。

- 1) 大した被害ではなかったから 2) 個人的に解決したから 3) 証拠がなかったから
4) 他の機関（例えば保険会社など）に届け出たため 5) 警察は何もしてくれないと思ったから
6) 警察が面倒がると思ったから 7) 犯人が知人だったため
8) 仕返しがこわくて、あえて届け出ようと思わなかった 9) その他（具体的に： ）

<対人強盗>

あなたは先ほど、昨年（1996年）家の外で強盗にあったことがあるとお答えになりました。それが何度もあった場合は、いちばん最近起きたことについてお答えください。

1. その事件はどこで起きましたか。

- 1) 家の近く 2) 学校や職場 3) 市場、デパート、商店など 4) 銀行や郵便局などの公共機関
5) 飲食店、旅館などの風俗業 6) 路地や大通りなどの路上 7) 公園や屋外の寂しいところ
8) 地下鉄、バス、タクシーなどの公共交通手段 9) 駅、バスターミナルなど
10) その他のところ（具体的に： ）

2. その事件は何月に起きましたか。 （ ）月

3. その事件が起きた時間は大体何時ごろですか。 （午前・午後）（ ）時

4. そのとき強盗は何人でしたか。 男（ ）人と女（ ）人

5. 強盗の年齢は大体いくつぐらいに見えましたか（何人もいたときは主犯格の者について答えてください。）。)

- 1) 10代 2) 20代 3) 30代 4) 40代 5) 50代以上 6) よくわからない

6. 強盗はつぎのうち、どういう人たちでしたか。

- 1) 家族のうちの一人 2) 親戚のうちの一人 3) 友人または恋人 4) 職場や学校の同僚または上司
5) 隣近所の人 6) 家族や親戚、友人、会社の同僚ではないが、よく知っている人
7) 何度か会ったことのある人 8) 全然知らない人

7. そのとき犯人は凶器を持っていたか、またはそれを使用しましたか（一つだけチェックしてください。）。)

- 1) 凶器は持っていなかった 2) ナイフ 3) 銃(ガス銃を含む) 4) こん棒 5) その他(具体的に：)

<女性の方だけお答えください>

8. そのとき強盗はあなたを強姦したか、あるいは強姦しようとしたか。 1) はい 2) いいえ

9. そのときあなたが受けた身体的被害はどの程度でしたか。

- 1) 身体的被害は受けなかった 2) 重症（全治3週間以上） 3) 軽傷（全治3週間未満）
4) その他（具体的に： ）

10. そのとき取られた金品はどれくらいの価格になりますか。 およそ（ ）万ウォン

11. 被害を受けたとき、現場にあなたの同僚や友人、恋人がいましたか。 1) いた 2) いなかった

12. 同じように被害を受けた人がいましたか。 1) いた 2) いなかった

13. そのとき、あなたはどのような対応をしましたか。

- 1) 犯人に対し、力で抵抗した 2) 犯人を口で脅そうとした 3) 被害をおよぼさないよう犯人に頼んだ
4) 事件が起きている最中、警察や他の機関に連絡した 5) 大声を出して、隣近所や他人の助けを求めた
6) 犯人から逃げようとした 7) 犯人の言うとおりにしたがった 8) その他（具体的に： ）

14. あなたがとった行動で、当時の状況が少し変わりましたか。

- 1) 被害を受けずに済んだ 2) 多少なりとも被害が軽減された 3) あまり変わらなかった
4) 犯人を刺激してしまい、かえって被害が一層大きくなった

15. その事件は警察に届け出ましたか。

- 1) 届け出た (15-1, 15-2 の項に進む) 2) 届け出なかった (15-3 の項に進む)

<届け出た場合>

15-1. 届け出に対し、警察はどのような措置を行いましたか。

- 1) 何もしなかった 2) 電話で被害状況を確認した
3) 直接訪問してくれて、被害の内容を確認した
4) 積極的な捜査によって、事件を解決してくれた

15-2. 届け出を処理した警察の措置に満足されましたか。

- 1) とても満足している 2) どちらかといえば満足している方だ 3) まあまあだ
4) どちらかといえば不満だ 5) とても不満だ

<届け出なかった場合>

15-3. なぜ届け出なかったのですか。

- 1) 大した被害ではなかったから 2) 個人的に解決したから 3) 証拠がなかったから
4) 他の機関 (例えば保険会社など) に届け出たため 5) 警察は何もしてくれないと思ったから
6) 警察が面倒がると思ったから 7) 犯人が知人だったため
8) 仕返しがかわくて、あえて届け出ようと思わなかった 9) その他 (具体的に:)

<暴行及び傷害>

あなたは先ほど、昨年 (1996年) 暴行を受けたことがあるとお答えになりました。それが何度もあった場合は、いちばん最近起きたことについてお答えください。

1. その事件はどこで起きましたか。

- 1) あなたの家 2) 加害者の家 3) 友人や親戚の家 4) 職場や学校 5) 飲食店や旅館など
6) 地下鉄、バスなどの公共交通手段の中で 7) 人通りの多い通りや市場 8) 人通りの少ない路地など
9) 公園や屋外の寂しいところ
10) その他のところ (具体的に:)

2. その事件は何月に起きましたか。 () 月

3. その事件が起きた時間は大体何時ごろですか。 (午前・午後) () 時

4. あなたを暴行した人は全部で何人でしたか。 男 () 人と女 () 人

5. その人物の年齢は大体いくつぐらいに見えましたか (何人もいたときは主犯格の者について答えてください。)。

- 1) 10代 2) 20代 3) 30代 4) 40代 5) 50代以上 6) よくわからない

6. あなたを暴行した人 (たち) は次のうち、どういう人たちでしたか。

- 1) 家族のうちの一人 2) 親戚のうちの一人 3) 友人または恋人 4) 職場や学校の同僚または上司
5) 隣近所の人 6) 家族や親戚、友人、会社の同僚ではないが、よく知っている人
7) 何度か会ったことのある人 8) 全然知らない人

7. その人物はどのように暴行したのですか。

- 1) 捕まえて揺さぶった 2) 手で殴った 3) 足で蹴った 4) 椅子などの家具で殴った
5) ナイフやこん棒を振り回した 6) 石や鉄の塊などで殴った 7) 銃を撃ったり銃で脅した
8) その他 (具体的に:)

8. 被害を受けたとき、現場にあなたの同僚や友人、恋人がいましたか。 1) いた 2) いなかった

9. そのとき、同じような被害を受けた人がいましたか。 1) いた 2) いなかった

10. そのとき、あなたが受けた身体的被害はどの程度でしたか。

- 1) 身体的被害は受けなかった 2) 重症 (全治3週間以上) 3) 軽傷 (全治3週間未満)
4) その他 (具体的に:)

11. そのとき、あなたはどのような対応をしましたか。

- 1) 犯人に対し、力で抵抗した 2) 犯人を口で脅そうとした 3) 被害をおよぼさないよう犯人に頼んだ 4) 事件が起きている間、警察や他の機関に連絡した 5) 大声を出して、隣近所や他人の助けを求めた
6) 犯人から逃げようとした 7) 犯人の言うとおりにしたがった 8) その他(具体的に:)

12. あなたがとった行動で、当時の状況が少し変わりましたか。

- 1) 被害を受けずに済んだ 2) 多少なりとも被害が軽減された 3) あまり変わらなかった
4) 犯人を刺激してしまい、かえって被害が一層大きくなった

13. その事件は警察に届け出ましたか。

- 1) 届け出た(13-1, 13-2の項に進む) 2) 届け出なかった(13-3の項に進む)

<届け出た場合>

13-1. 届け出に対し、警察はどのような措置を行いましたか。

- 1) 何もしなかった 2) 電話で被害状況を確認した 3) 直接訪問してくれて、被害の内容を確認した
4) 積極的な捜査によって、事件を解決してくれた

13-2. 届け出を処理した警察の措置に満足されましたか。

- 1) とても満足している 2) どちらかといえば満足している方だ 3) まあまあだ
4) どちらかといえば不満だ 5) とても不満だ

<届け出なかった場合>

13-3. なぜ届け出なかったのですか。

- 1) 大した被害ではなかったから 2) 個人的に解決したから 3) 証拠がなかったから
4) 他の機関(例えば保険会社など)に届け出たため 5) 警察は何もしてくれないと思ったから
6) 警察が面倒がるといったから 7) 犯人が知人だったため
8) 仕返しがこわくて、あえて届け出ようと思わなかった 9) その他(具体的に:)

<セクシュアル・ハラスメント及び性暴力>

あなたは先ほど、昨年(1996年)セクシュアル・ハラスメントおよび性暴力を受けたことがあるとお答えになりました。それが何度もあった場合は、いちばん最近のことについてお答えください。また、この質問は女性のみ該当するものです。

1. その事件は次のどのようなものでしたか。

- 1) 無理やり性行為をした(はい いいえ) 2) 無理やり性行為をしようとしたが、失敗した(はい いいえ)
3) 性器を手でさわった(はい いいえ) 4) 無理やりキスをした(はい いいえ) 5) 体を無理やり密着させ、胸や尻をさわった(はい いいえ) 6) 手を握ったり、体の一部をさわった(はい いいえ)
7) 性的に不快なことや侮辱するようなことを言われた(はい いいえ)

・一般的には上記の1)がもっとも深刻で、7)は相対的にあまり深刻ではないとされています。上記の事件のうち、もっとも深刻な件を中心にお答えください。

2. その事件はどこで起きましたか

- 1) あなたの家 2) 加害者の家 3) 友人や親戚の家 4) 職場や学校 5) 旅館などの宿泊場所
6) 飲食店などの風俗業 7) バスや地下鉄の中 8) 地下鉄、ターミナル、鉄道駅の構内
9) デパートや市場 10) 地下道 11) 駐車場 12) 路地裏や道ばた 13) 公衆便所
14) 公園や屋外の寂しいところ 15) その他のところ(具体的に:)

3. その事件は何月にありましたか。 () 月

4. その事件が起きた時間は大体何時ごろですか。(午前・午後)() 時

5. 犯人は全部で何人でしたか。 男() 人と女() 人

6. 犯人の年齢は大体いくつぐらいに見えましたか(何人もいたときは主犯格の者について答えてください。).

- 1) 10代 2) 20代 3) 30代 4) 40代 5) 50代以上 6) よくわからない

7. 犯人(たち)は次のうち、どういう人たちでしたか。

- 1) 家族のうちの一人 2) 親戚のうちの一人 3) 友人または恋人 4) 職場や学校の同僚または上司

- 5) 隣近所の人 6) 家族や親戚, 友人, 会社の同僚ではないが, よく知っている人
7) 何度か会ったことのある人 8) 全然知らない人
8. そのとき, 犯人(たち)はあなたをどのように脅したり, 暴行したりしたのですか。
1) 脅したり暴行を加えたりはしなかった 2) 悪口を言ったり, 口で脅した
3) 捕まえて揺さぶったりした 4) 手で殴ったり足で蹴ったりした 5) ナイフや凶器で脅した
6) ナイフや凶器を使って, 暴行した 7) その他(具体的に:)
9. そのとき, 金や品物を取られたりもしましたか。 1) はい 2) いいえ
10. 被害を受けたとき, 現場にあなたの同僚や友人, 恋人がいましたか。 1) いた 2) いなかった
11. そのとき, 同じような被害を受けた人がいましたか。 1) いた 2) いなかった
12. そのとき, あなたはどのような対応をしましたか。
1) 犯人に対し, 力で抵抗した 2) 犯人を口で脅そうとした 3) 被害をおよぼさないよう犯人に頼んだ
4) 事件が起きている間, 警察や他の機関に連絡した 5) 大声を出して, 隣近所や他人の助けを求めた
6) 犯人から逃げようとした 7) 犯人の言うとおりにしたがった 8) その他(具体的に:)
13. あなたがとった行動で, 当時の状況が少し変わりましたか。
1) 被害を受けずに済んだ 2) 多少なりとも被害が軽減された 3) あまり変わらなかった
4) 犯人を刺激してしまい, かえって被害が一層大きくなった
14. 事件後, 誰にそれをいちばん最初に話しましたか。
1) 家族(父母, 兄弟) 2) 友人や恋人 3) 職場の同僚 4) 相談所 5) 警察に届け出
6) その他(具体的に:) 7) 誰にも言わなかった
15. その事件によって, あなたは次のようなことがありましたか。
15-1. 病院に入院した 1) はい 2) いいえ
15-2. 学校や職場をしばらく休んだ 1) はい 2) いいえ
15-3. 家庭や社会生活を普段通り送れなかった 1) はい 2) いいえ
16. その事件は警察に届け出ましたか。
1) 届け出た(16-1, 16-2の項に進む) 2) 届け出なかった(16-3の項に進む)
<届け出た場合>
16-1. 届け出に対し, 警察はどのような措置を行いましたか。
1) 何もしなかった 2) 電話で被害状況を確認した
3) 直接訪問してくれて, 被害の内容を確認した 4) 積極的な捜査によって, 事件を解決してくれた
16-2. 届け出を処理した警察の措置に満足されましたか。
1) とても満足している 2) どちらかといえば満足している方だ 3) まあまあだ
4) どちらかといえば不満だ 5) とても不満だ
<届け出なかった場合>
16-3. なぜ届け出なかったのですか。
1) 大した被害ではなかったから 2) 個人的に解決したから 3) 証拠がなかったから
4) 他の機関(例えば保険会社など)に届け出たため 5) 警察は何もしてくれないと思ったから
6) 警察が面倒がらと思ったから 7) 犯人が知人だったため
8) 仕返しがこわくて, あえて届け出ようと思わなかった 9) その他(具体的に:)

調査者記載事項☆ここは調査を行った人が記載するところです☆

1. 調査対象地域の特徴
1) 農村, 山村, 漁村地域 2) 都市的特性をもった農漁村 3) 都市の住居地域 4) 都市の商業地域
5) 都市の工業地域 6) その他(具体的に:)
2. 調査対象者の居住住宅の種類
1) 一戸建て住宅 2) テラス・ハウス 3) 多世帯住宅 4) 低層(5階以下) アパート, マンション

カナダにおける犯罪被害者施策

研究官 吉田 研一郎
研究官補 立谷 隆司

目 次

はじめに	247
第1 犯罪被害者施策の沿革	247
第2 刑事司法における被害者施策	249
1 裁判前の段階における被害者保護	249
2 被害者が犯罪被害によって被った影響に関する陳述	249
3 公判段階における被害者（証人）保護	250
(1) 被害者（証人）保護に関する一般的な規定	250
(2) 性犯罪に関する規定	251
(3) 証人保護プログラム	251
4 被害者保護のための処分	251
(1) 禁止命令	251
(2) 平穏保証命令	252
5 量刑における被害回復	252
(1) 被害者のための付加罰金	252
(2) 被害弁償命令	253
6 修復的司法	254
第3 矯正保護における被害者施策	255
1 被害者に対する情報提供	256
2 被害者からの情報又は意見の提出	256
3 仮釈放委員会とのコンタクト	257
4 ヒアリングの傍聴と審理結果の開示	257
第4 犯罪被害者補償制度	259
第5 オンタリオ州における被害者施策	262
1 基本法	262
2 被害者支援プログラム	262
(1) 被害者・証人援助プログラム	263
(2) 被害者危機援助・仲介サービス	264
(3) 性的暴行・強姦危機センター	264
(4) 被害者支援ライン	264
(5) 配偶者暴行応答プログラム	264
(6) ドメスティック・バイオレンス・コート	265
おわりに	265
資料 犯罪被害者に関する司法の基本原則宣言	268
主要参考文献一覧	269

はじめに

カナダは、10の州（province）と3つの準州（territory）からなる連邦国家である。連邦と州との権限の分配は、憲法¹に規定されているが、連邦政府の権限に属するものとしては、例えば、外交、防衛、州相互間の通商、通貨、特許、郵便事業等があり、州政府の権限に属するものとしては、教育、財産権、病院、地方自治体、その他地域的・私的性質を有する事項等がある。

刑事司法に関しては、連邦政府と州政府の双方がかかわっており、複雑な様相を呈している。まず、連邦には、刑事法についての排他的な立法権限が与えられており、刑法と刑事訴訟法を含む刑事法典（Criminal Code）が連邦法として制定されて、すべての州（準州を含む。以下、特に断りのない限り、同じ。）に適用されている。刑事法典以外にも罰則付きの規制法として、規制薬物法（Controlled Drug and Substances Act）等が制定されている。また、少年に関しては、少年犯罪者法（Young Offenders Act）²が、やはり連邦法として制定されている。一方、民事及び刑事の事件を管轄する州裁判所の組織についての立法権限等も含めて、司法の運営（administration of justice）は各州の所管とされている。そのため、刑事司法制度の実情は、州によりかなり違いがある。このほか、州には、一定の範囲で刑罰法令を制定する権限（例えば、高速道路の交通規制、狩猟に関する規制等）も与えられている。

犯罪者の処遇に関しては、刑期2年以上の拘禁刑を言い渡された者の処遇は連邦政府が、それ以外の者の処遇は州政府が責任を負うこととされている。

犯罪被害者に関する制度についても、刑事法典等に規定されている刑事手続等に関しては全国共通であるものの、それ以外の部分は、各州で独自に立法措置を講じるなどして実施されている部分が多い。本稿では、刑事法典等に規定されている連邦政府における被害者施策の概要を中心に紹介することとし、併せて、カナダ最大の州であるオンタリオ州³で行われている被害者施策について紹介することとした。

第1 犯罪被害者施策の沿革

カナダにおける犯罪被害者施策は、1967年にサスカチュワン州において州政府による犯罪被害者補償制度が導入されたことに始まる。その後、同様の制度が徐々に他の州に広まり、連邦政府も、1973年に州政府との間で被害者補償に関する費用分担制度を導入して財政面での支援を行うことにより、その促進を図った。

1980年代に入ると被害者に対する関心は更に高まり、各州で様々な施策が行われるようになったが、連邦政府においても、1981年7月に、法務省（Ministry of the Solicitor General）と司法省（Department of Justice）が共同して被害者のニーズを評価し、施策を進める動きが始まり、同年12月には、連邦政府と州政府の司法担当大臣により、「犯罪被害者のための司法に関する連邦・州合同特別委員会」（Federal-Provincial Task Force on Justice for Victims of Crime）を設けることが合意された。同委員会は、1983年に、刑事法や刑事手続の改革、被害者に対するサービスや情報提供の在り方、高齢者・子ども・家庭内暴力や性的暴行の被害者・先住民・殺人による被害者の遺族等の特別なニーズ、各種の施策やプログラムを支える財源の確保等に関して、79項目に及ぶ勧告を行った。

また、1981年には、「健康、福祉及び社会問題に関する常任委員会」（Standing Committee on Health,

Welfare and Social Affairs) によって、家庭内での暴力（特に、妻に対する暴力）をテーマとする報告書が出され、1983年には、妻に対する暴力に関する施策やプログラムを検討するための作業グループ（Federal-Provincial-Territorial Group on Wife Battering）が設置されるなど、家庭内暴力の被害者に対する対策が検討された。

1985年にカナダが共同提案国の一つとなって国際連合で採択された「犯罪及び権力濫用の被害者に関する司法の基本原則の宣言」（Declaration of Basic Principles of Justice Relating to Victims of Crime and Abuse of Power）を受けて、1988年には、連邦政府及び各州の司法大臣が署名した「犯罪被害者に関する司法の基本原則声明」（Statement of Basic Principles of Justice for Victims of Crime）が出されている。この声明は、被害者の司法へのアクセス、公正な取扱い及び援助の提供を促進する上で、カナダの社会の指針とすべき10の原則が列挙されている（別添資料参照）。ただ、声明は出されたものの、連邦レベルの単一の法律として、被害者に関する基本法を制定する方向には向かわなかった。これは、法の執行、犯罪の捜査・起訴及び司法の運営一般（被害者に対するサービスの提供もそこに含まれる。）は、州の責任であると考えられたためである。したがって、被害者に関する基本法の立法作業は、各州にゆだねられる形となり、連邦レベルにおいては、専ら刑事法典の改正に焦点が当てられることになった。

1988年には、刑事法典の改正法案（Bill C-89）により、犯罪被害者に関して重要な改正が行われた。すなわち、被害者が、犯罪被害によって被った影響に関する陳述（victim impact statement）を裁判所に提出することが認められたほか、被害者のための付加罰金（victim fine surcharge）、被害弁償命令（restitution order）等の被害回復に関する規定が整備された⁴。1988年には、このほか、児童に対する性的虐待に関する規定が新設されるとともに、性犯罪に関する裁判手続において未成年を保護する様々な規定が設けられている。1990年代に入ってから、性犯罪の被害者の保護に関する規定の整備、禁止命令（prohibition order）や平穏保証命令（peace bonds）に関する規定の整備、証人尋問における証人の負担軽減措置に関する規定の整備等、毎年のように刑事法典の改正が行われてきている（具体的な内容については、本稿第2参照。）。また、1992年に制定された矯正及び条件付き釈放法（Corrections and Conditional Release Act）において、矯正処遇及び条件付き釈放手続の中での被害者の役割や、情報提供の在り方についての諸規定が設けられている（具体的な内容については、本稿第3参照。）。

この間、州レベルでは、マニトバ州において1987年に犯罪被害者のための司法に関する法律（Justice for Victims of Crime Act）が制定されたのを皮切りに、各州で次々と同様の立法が行われ、1997年にアルバータ州で犯罪被害者法（Victims of Crime Act）が施行されたことにより、全州（ただし、1999年4月にノースウェスト準州から分かれて新たに発足したヌナヴット準州については、資料の制約から、ノースウェスト準州に含めることとする。以下同じ。）が犯罪被害者に関する基本法を有するに至っている。

その後も、連邦においては、被害者に関する基本法は制定されていないものの、各州との連携を図りつつ被害者施策の充実に向けた取組が進められている。1997年には、犯罪被害者に関する連邦-州-準州作業グループ（Federal-Provincial-Territorial Working Group on Victims of Crime）が設置され、それまでの立法政策の進展を踏まえつつ、被告人の権利を侵害又は制限しないで、被害者の役割やニーズを実現するために更に改善すべき点について検討がなされた。同作業グループは、1997年11月に、連邦及び州の司法担当大臣に対する中間報告書を提出している⁵。さらに、同作業グループが行った指摘は、連邦議会の「正義及び人権に関する常任委員会」（Standing Committee on Justice and Human Rights）において検討が重ねられ、1998年10月に出された同委員会の報告書⁶において、刑事法典等の改

正、犯罪被害者対策室の設置等、17項目の勧告が行われた。これを受けて、連邦政府は、1999年4月に刑事法典等の改正法案（Bill C-79）を連邦議会に提出し、同法案は、同年6月に成立した（施行日は同年12月1日）。同改正法（以下「1999年改正法」という。）は、前述の「犯罪被害者に関する司法の基本原則声明」を踏まえ、その序文において、できる限り被害者及び証人の権利と被疑者・被告人の権利との調整と和解を図ること、被害者及び証人を、礼儀、思いやり及び尊厳をもって遇すべきこと、特に被害者の安全やプライバシーに影響を与える決定に関しては、その意見や懸念が考慮に入れられるべきであることなどを明記している。

第2 刑事司法における被害者施策

1 裁判前の段階における被害者保護

従来、刑事法典の保釈に関する条項には、犯罪被害者についての明示的な規定は設けられていなかった。被告人の勾留は、①被告人の出廷を確保するために必要である場合、②保釈されると実質的な再犯の可能性があるなど一般市民の保護・安全のために必要である場合、③その他の正当な理由がある場合にのみ認められるとされていた（刑事法典515条10項。以下、刑事法典については、法律名を省略する。）。また、裁判所は、勾留中の犯罪者に対する指示事項として証人等特定の者との接触を禁止したり、保釈を命じる際の遵守事項として、証人等特定の者と接触したり、特定の場所へ行くことを禁止することができ（515条4項）、特に、被告人が、人に対する暴力（その使用、脅迫又は未遂）を伴う犯罪や犯罪的嫌がらせ行為（criminal harassment）で起訴されている場合には、保釈を命じる前に、それらの遵守事項を課する必要があるか否かを考慮する必要があるほか、保釈に当たっては、武器所持を禁止する遵守事項を付加しなければならないとされていた（515条4.2項及び同条4.1項）が、これらの条項には、いずれも被害者の保護・安全についての考慮は明示されていなかった。ただ、各州の運用においては、特に重大な暴力犯罪や性犯罪の場合などには、被害者の保護・安全を考慮して保釈を制限したり、保釈に当たって被害者との接触禁止を命じることなどが行われていた。

1999年改正法では、裁判所は、被害者の保護・安全を確保するために必要なことに関して提出されたいかなる証拠をも考慮しなければならないとする規定（518条1項d.2）が加えられたほか、上に述べたような保釈に関する各条項の中に、被害者の保護・安全についての考慮が明示されるなど、裁判前の段階における被害者の保護が強化されている。

2 被害者が犯罪被害によって被った影響に関する陳述

犯罪被害者は、裁判所に対して、書面により、犯罪被害によって被った影響に関する陳述（victim impact statement、以下「被害影響陳述」という。）を提出することができる。提出できるのは、犯罪により危害が加えられ、又は犯罪行為の結果として身体的若しくは精神的被害を受けた者である。直接の被害者が死亡、病気又は陳述不能となった場合には、その配偶者、親戚、法的若しくは事実上の監護権をもつ者、又は、被害者若しくはその被扶養者の養育や扶養の責任を負う者も含まれる（722条4項）。

1988年の刑事法典の改正により、この制度が導入された当初は、量刑に当たってこれを考慮するかどうかは裁判所の裁量に任されていたが、1995年の同法典の改正により、被害影響陳述が提出されている場合には、量刑の際に必ず考慮に入れなければならないこととなった（722条1項）。ただし、どの程度考慮するかは、裁判所の裁量にゆだねられており、書面の様式や具体的な手続は、州により異なってい

る。

被害影響陳述に関しては、犯罪によって被った影響を記述し、量刑の際に意見を述べる手段を被害者に与えるという、この制度が元来意図していた目的が十分実現されていないのではないかという批判がなされてきた。例えば、先に述べた連邦一州一準州作業グループの中間報告では、州によっては、被害者自身が陳述書を用意するのではなく、警察又は他の人物が被害者との面接に基づいて作成していること、口頭による陳述が一般的になっていないこと、被害影響陳述の手続を定めるプログラムを設けている州が半数にすぎないことなどのほか、陳述書が裁判所に提出された時点で加害者側にも開示されているため、本来は量刑のための判断材料であるにもかかわらず、有罪か否かを決めるために被告人側からの反対尋問の対象となってしまう懸念があることなどが指摘されていた⁷。

これらの指摘を踏まえて、1999年改正法では、幾つかの改正がなされている。主なものとしては、陳述を、口頭又は裁判所が適当と判断したその他の方法で行えるようにしたこと(722条2.1項)、加害者側への陳述書の開示は、加害者の有罪が確定した後に行うようにしたこと(722.1条)、裁判所は、陳述を用意する機会について被害者が説明を受けたか否かを、刑を科する前に調査しなければならない、被害者が被害影響陳述を用意するために、裁判の手続を延期できるようにしたこと(722.2条)などが挙げられる。

当然のことながら、被害影響陳述は、被害者が必ず行わなければならないというものではない。裁判所は、被害影響陳述が提出されているか否かにかかわらず、他の証拠により、犯罪被害によって被害者が被った影響を考慮することができる(722条3項)。

なお、被害影響陳述の制度は、1995年の少年犯罪者法の改正により、刑事法典の関連規定を少年手続にも適用する形で、少年裁判所(youth court)においても導入されている(少年犯罪者法20条8項)。

3 公判段階における被害者(証人)保護

(1) 被害者(証人)保護に関する一般的な規定

カナダでは、特に性犯罪や暴力犯罪の被害者を主な対象として、公判段階における特別な配慮に関する規定が整備されてきている。その主なものを挙げると、以下のとおりである。

通常、刑事裁判は公開の法廷で行われるが、裁判官は、公衆道徳、秩序の維持又は司法の適正な運営に資すると判断するときは、審理手続の全部又は一部について、公衆(public)の全部又は一部を退廷させることができる(486条1項)。特に、被告人が性犯罪又は暴力犯罪で起訴された手続において、証人が18歳未満⁸である場合には、証人の利益を確実に保護することが、「司法の適正な運営」に含まれると明示されている(486条1.1項)。また、性犯罪、売春の周旋等の特定の犯罪については、検察官又は被告人は、裁判官に対して、公衆を退廷させる命令を出すよう申請することができ、裁判官は、事案によりそうした命令を発しないときは、その理由を示さなければならない(486条2項)。

被告人が性犯罪又は暴力犯罪で起訴された手続においては、原則として、被告人は、18歳未満⁹の証人に対して直接反対尋問をすることはできず、裁判官が、反対尋問を行うための弁護人を選任する(486条2.3項)。また、裁判官は、証人が14歳未満又は精神的若しくは身体的障害を有する者である場合¹⁰には、検察官又は証人の申請に基づき、証人が選んだ付添人が、証言の間、証人に付き添うことを許可することができる(486条1.2項)。

被告人が性犯罪、暴力犯罪等で起訴された手続において、告訴人又は証人が、18歳未満であるか、精神的若しくは身体的障害のために証言が困難である場合には、裁判官は、スクリーンを設けて、又は閉鎖回路テレビ(closed circuit TV)により法廷外で証言することを許可することができる(486条2.1

項)。また、告訴人又は証人が犯罪発生当時18歳未満である場合には、その者が犯罪発生後妥当な期間内に作成されたビデオテープで犯罪行為について説明し、証言の際、その収録内容を認めた(adopt)ときは、そのビデオテープを証拠とすることができる(715.1条)。

被告人が、性犯罪、売春、恐喝等、特定の犯罪で起訴されている場合、裁判官は、告訴人又は証人を特定し得る情報の公刊又は放送を禁じる命令を発することができる(486条3項)。特に、18歳未満の告訴人又は証人に対しては、裁判官は、この命令の発出を求める権利があることを必ず教示することとされており、告訴人、検察官又は証人から申請があった場合には、命令を発することが義務づけられている(486条4項)。この命令に違反した場合には、略式手続による処罰(summary conviction)の対象となる(486条5項)。さらに、1999年改正法は、従来公刊又は放送禁止規定の対象とされていなかったいかなる犯罪についても、裁判官が司法の適正な運営のために必要であると認めた場合には、被害者及び証人の人物の特定につながる情報の公刊又は放送を禁じる権限を裁判官に与え、その具体的な手続についての規定を設けている(486条4.1項ないし同条4.9項)。

(2) 性犯罪に関する規定

刑事法典には、これまで述べてきた様々な保護規定のほか、性犯罪の被害者の特別なニーズや懸念に対処するための諸規定が設けられている。

性犯罪として起訴された行為に被害者の同意があった可能性が高い、あるいは、被害者の証言が信用性に欠けるということを示唆する証拠として、被害者が、被告人又は他の人物と性的行為をもったことがあるという事実を用いることは許されない(276条1項)。このような証拠に証拠能力が認められるのは、裁判官が、刑事法典に規定された慎重な手続に従って、それが性的活動の具体的な例(specific instances)を示すもので、裁判における争点との関連性があり、かつ、重要な証拠としての価値が、予断を抱かせる危険性を十分上回っていると判断した場合に限られる(276条2項)。

また、1997年の刑事法典の改正により、性犯罪等の公判手続において、被害者又は証人の医学的、治療的、その他の個人情報を含む記録にアクセスする被告人の権利に制限が加えられている。被告人がこれらの記録の提出を求める場合には、その記録が審理における争点に関連性があることの立証責任は、被告人に課されている。裁判官は、その記録請求を慎重に吟味し、被告人の防御権及び十分な回答を受ける権利と、被害者、証人又は他の関係者のプライバシーと平等に関する権利の双方を考慮しながら、最終判断を下さなければならない。こうした記録請求に対する審理における被害者のプライバシー保護のため、刑事法典には、審理を非公開とすることのほか、審理において被害者が証言を強要されない権利、手続や申請内容の公表の禁止、関連性のない個人情報を削除するための記録の編集、記録提出に際しその他適当な条件を付加する手続等が定められている(278.1条ないし278.9条)。

(3) 証人保護プログラム

犯罪の捜査や裁判等の過程で情報や証拠の提供を行った、又は提供することに同意した被害者等を、そのことによって生じる危険から守るために、証人保護プログラム法(Witness Protection Program Act)が設けられている。同法は、捜査や裁判に関与した者で保護を求めるものに対し、その安全の確保等のため、一定の要件の下に、相談や経済的援助のほか、転居、宿泊場所の提供等を行うことを定めている。

4 被害者保護のための処分

(1) 禁止命令

裁判所は、14歳未満の者に対して性犯罪を犯した者について有罪とするときは、他の刑罰に加えて、

公園、公共の遊泳場、保育園、学校、屋外遊び場、コミュニティセンター等、14歳未満の者が集まる場所に出入りしたり、有給か無給かにかかわらず、14歳未満の者に対して信頼や権威により影響を及ぼす仕事 (a position of trust or authority towards person under the age of 14) に就くことを禁止する命令を出すことができる。禁止期間は、裁判所が適当と判断する期間で、終身の場合もあれば短い期間の場合もある。裁判所は、その後の状況の変化により、適当と判断するときは、遵守事項を変更することができる。この命令に従わない場合には、正式起訴犯罪として2年を超えない期間の拘禁刑に処せられるか、又は略式起訴犯罪として処罰される (161条1項ないし同条4項)。

(2) 平穏保証命令

自己又はその配偶者や子どもに対する他者からの傷害又は財産的損害のおそれを感じている者は、治安判事等に告発状を提出することができ、提出を受けた治安判事等は、当事者を呼び出し、証拠により告発者の恐怖に合理的な根拠があると判断した場合には、被告発者に対し、12か月を超えない一定期間、平穏を保ち (keep the peace)、善行を保持する誓約を行うことを命ずることができる。その際、必要に応じ、武器所持の禁止、告発者やその家族が生活する一定の地域への立入りの禁止、告発者やその家族との直接的又は間接的な接触の禁止等の遵守事項を加えることもできる。遵守事項は、告発者や被告発者の申請に基づき、変更することができる (810条)。

特定の者について、合理的な根拠に基づき、14歳未満の者に対する性犯罪のおそれ又は程度の重い対人傷害のおそれを感じている者も、同様に告発状を提出することができる。これらの場合、誰に対する犯罪のおそれであるかを特定する必要はないが、後者については、告発状の提出に当たって検事総長 (the Attorney General) の同意が必要である。被告発者に誓約を命じるときは、前者の場合には、公園、公共の遊泳場、保育園、学校、屋外遊び場、コミュニティセンター等、14歳未満の者が集まる場所への立入りの禁止、後者の場合には、武器所持の禁止、州矯正当局又は警察署への出頭義務等の遵守事項を課することができる (810.1条及び810.2条)。

これらの誓約を拒否した場合には、治安判事等は、被告発者を12か月を超えない範囲で刑務所に収容することができる (810条3項(b)、810.1条3.1項及び810.2条4項)。また、誓約書に違反した場合には、2年を超えない拘禁刑に相当する正式起訴犯罪又は略式起訴犯罪に該当する (811条)。

5 量刑における被害回復

刑事法典には、刑罰の基本的な目的として、①違法行為に対する非難、②犯罪の抑止、③犯罪者の隔離及び④社会復帰の援助と並んで、⑤被害者又は地域社会が受けた被害の回復 (reparations) と、⑥犯罪者に、被害者及び地域社会が受けた被害についての認識や責任感を深めさせることが挙げられている (718条)。

具体的な被害回復の手段として、被害者のための付加罰金 (victim fine surcharge、以下「付加罰金」という。) 及び被害弁償命令 (restitution order、以下「弁償命令」という。) がある。

(1) 被害者のための付加罰金

付加罰金は、刑事法典又は規制薬物法に規定する罪を犯した者に対し、他の刑に加えて、犯罪被害者支援のための基金として一定額の納付を科するものである (737条1項)。付加罰金は各州の歳入となり、被害者への援助のために支出される。付加罰金の額は、従来は、罰金が科されるときは罰金額の15パーセント、罰金が科されないときは35カナダドル (以下、単に「ドル」という。) を、それぞれ上限とすることとされていたが、1999年改正法により引き上げられ、罰金が科されるときは一律に罰金額の15パーセント、罰金が科されないときは、略式手続犯罪の場合は50ドル、正式起訴犯罪の場合は100ドルを、そ

れぞれ上限とすることとされた。場合により、更に加算することも可能である（737条2項及び同条3項）。ただし、付加罰金を科することが加害者に過度の困難をもたらす場合には、裁判所は、これを科さないこともできる。その場合、裁判所は、その理由を訴訟記録に記さなければならない（737条5項及び同条6項）。

刑事法典に定められている付加罰金とは別に、州法で規定する犯罪について、独自に付加罰金を科している州も多い。州レベルにおける様々な被害者支援プログラムの多くは、その予算の一部を付加罰金から得ている。

(2) 被害弁償命令

判決を言い渡す裁判所は、検察官の申請に基づき、又は職権により、加害者に対し、他の刑罰に加えて犯罪被害者に対する弁償命令を科することができる（738条1項）。弁償命令は、当該犯罪によるものであることが確実な財産的被害と、当該犯罪による身体的な被害の結果もたらされたことが確実な金銭的損害に関して命じることができる。配偶者に対する暴力や児童虐待など、家庭内暴力事犯の場合には、住居の移転、一時的な住居の確保、子どもの養育等のために被った支出について、弁償の対象となり得る。

弁償命令は、他の刑罰に加えて科することができるほか、保護観察命令（probation order）を科する場合の遵守事項とすることもできる（732.1条3項(h)）。

裁判所は、弁償命令と併せて没収（forfeiture）又は罰金を科そうとする場合には、弁償命令を優先し、その上で、没収又は罰金を科するか否か、科する場合には金額をどうするかを決めることとされている（740条）。

裁判所が指定した期間内に弁償が履行されない場合には、弁償を受けることとされた者は、その命令書を民事裁判所に提出することができる。その場合には、刑事手続によって出された弁償命令は、民事裁判所による判決と同様の効果を有することとなり、銀行口座の差押えや財産についての先取特権（lien）の設定等、加害者に対する強制的な執行が可能となる（741条1項）。

表1 有罪とされた事件に対する刑の宣告状況

(1997/98年度)

州（準州）	総数	実刑	保護観察	罰金	被害弁償命令	その他
総数	250,073	33	43	41	5	50
ニュー・ファンドランド州	5,284	30	49	38	7	70
プリンス・エドワード・アイランド州	1,419	60	45	45	14	24
ノヴァ・スコシア州	9,237	22	34	54	6	45
ケベック州	60,447	28	51	47	3	54
オンタリオ州	118,440	39	46	33	6	50
サスカチュワン州	16,293	25	31	49	6	58
アルバータ州	35,186	28	23	56	6	40
ユーコン準州	1,157	44	48	30	9	27
ノースウェスト準州	2,610	39	41	30	13	34

注 1 Canadian Centre for Justice Statistics *Juristat* Vol. 18 No. 14 による。

2 総数を除く数字は、総数に対する比率（％）である。

3 1件について複数の刑が宣告される場合があるので、比率の合計は100％を超える。

4 「その他」は、絶対的釈放、条件付き釈放、執行猶予、宣告猶予、法的経費支払命令、運転免許停止、武器所持制限、自動車等運転制限、社会奉仕命令、治療命令、禁止命令、没収及び追徴並びにその他の刑罰である。

5 ニュー・ブランズウィック州、マニトバ州及びブリティッシュ・コロンビア州については、不明である。

6 ヌナヴット準州については、ノースウェスト準州に含まれている。

表1は、有罪とされた事件に対する刑の宣告状況を、ニュー・ファンドランド州等、九つの州（準州）について見たものである。同表から分かるとおり、弁償命令は、プリンス・エドワード・アイランド州及びノースウェスト準州において10%を超えているだけで、一般的には余り行われていない¹¹。また、行われたとしても、加害者の経済状況等のため履行されないことも多く、結局のところ被害者にとってあまり利益になっていないという批判もある¹²。前述の「正義及び人権に関する常任委員会」による勧告においても、こうした批判があることを認め、勧告で設置を求めている犯罪被害者対策室において、弁償命令の執行に関して被害者を助けるために、州における政策及び資源の発展を援助するよう勧告を行っている。

また、少年犯罪者法には、少年に対して科し得る処分として、金銭による被害弁償（犯罪による直接的な金銭的損害のほか、収入等の損失、当該犯罪による身体的な被害の結果もたらされた金銭的損害等も対象となる。）、被害品の返還、被害品の善意の取得者に対する弁償、人的サービス（personal services）の提供による被害弁償等が規定されている（少年犯罪者法20条1項）。そして、裁判所は、これらの処分のうちどれを選択するかを検討する際には、弁償を受ける者の意向を考慮できることになっている（同法21条4項）。

6 修復的司法（restorative justice）

カナダでは、従来の応報的な刑事司法制度に対する反省等の上に立って、1970年代から、いわゆる修復的司法の考え方を刑事司法の中に取り入れる動きが活発になってきている。修復的司法の考え方は、カナダ等の先住民（aboriginal）の伝統や哲学の中にそのルーツを求めることができるといわれているが、現在の刑事司法制度の中での最初の試みとしては、1974年に、オンタリオ州においてメノナイト教会によって始められた被害者加害者和解プログラム（Victim-Offender Reconciliation Program）を挙げることができる。同プログラムは、その後、急速にカナダの各州やアメリカ合衆国等に拡大し、修復的司法の考え方を取り入れた他のプログラムも、次々と導入されるようになってきている。現在は、すべての州で修復的司法の考え方に基づく何らかのプログラムが実施されているが、その位置づけや実施状況は、州によって大きな格差がある。代表的なものとしては、以下のようなものが挙げられる。

① 被害者加害者和解（調停）プログラム

被害者と加害者が、調停者の出席のもとで対面する。被害者は犯罪被害によって被った影響や感情を表明し、他方、加害者は、自らの（犯罪）行為について説明し、謝罪する。そして、被害弁償等の方法（被害者に対して直接弁償を行う場合もあれば、加害者に社会奉仕的な活動を行わせる場合もある。）について話し合う。金銭的な支払よりも、双方の和解に重点が置かれているが、実際には和解に至るのは困難なケースも多く、最近では、プログラムの名称も被害者加害者調停プログラム（Victim-Offender Mediation Program）と呼ばれることが多い。被害者と加害者の双方がこのプログラムによる解決に同意していることが前提であり、比較的軽微な犯罪について活用される場合が多い。

② ファミリー・グループ・カンファレンス（Family Group Conference）

ニュー・ジーランドの先住民であるマオリ族等の伝統に根ざすもので、1989年にニュー・ジーランドで導入され、カナダにおいても、主に少年犯罪者を対象に活用されている。仲介者（又はファシリテーター）の下で、加害者及びその家族、被害者、警察官、その他の人々（地域社会の代表、加害者又は被害者の援助者等）が集まり、事件について話し合い、問題の解決方法を探るものである。警察が、仲介者等の訓練や研修に積極的に関与している。地域によっては、コミュニティ・ジャスティス・フォーラム（Community Justice Forums）という名称の下に、成人も対象として行われている。

③ センテンシング・サークル (Sentencing Circles)

裁判官、検察官、弁護士、加害者、被害者、地域社会の代表等が一堂に集まり、加害者の改善更生と被害者や地域社会が被った被害の回復を図るために、加害者にどのような処罰を行うのがよいかを話し合うもので、これもカナダの先住民の伝統に基づいている。類似のものとして、加害者と被害者の和解と加害者の地域社会への再統合を目指すもの (Healing Circles) や、先住民の仮釈放審理等の際に用いられるもの (Releasing Circles) がある。

こうした制度については、現在も、刑事法典上明確な規定は設けられていないが、1995年の刑事法典の改正 (1996年施行) により、「状況から判断して妥当又は合理的と思われる場合には、先住民の犯罪者が置かれた状況に特に配慮して、すべての犯罪者に対して拘禁刑以外の制裁が考慮されなければならない」との規定 (718.2条(e)) が設けられたことで、ある程度の位置づけがなされているといえる。なお、少年犯罪者法では、犯罪を犯した少年については、社会防衛と矛盾しない範囲で、何らの措置をもとらないこと、又は司法手続以外の措置、すなわち代替措置 (alternative measures) をとることを検討しなければならないとされている (少年犯罪者法 3 条 1 項(d)及び 4 条)。

また、「正義及び人権に関する常任委員会」による勧告でも、修復的司法に関して多くの支持がある反面、一部には批判もあることを認めた上で、修復的なアプローチは、従来の刑事司法に完全にとって代わるものではないが、適切に運用されれば、現行のプロセスの上でこれを補完し得るものであり、助長・発展されなければならないとの見解を示している。ただ、そのためには、現行の修復的司法に対する批判を厳しく受け止め、これを改善することが必要であり、まず、勧告で設置を求めている犯罪被害者対策室において、修復的司法の実情についての検討と評価を行い、被害者の尊重や保護を確かなものにするための原則やガイドラインを作っていくことが必要であるとの勧告を行っている¹³。一方、政府においても、修復的司法に関する連邦-州-準州作業グループ (Federal-Provincial-Territorial Working Group on Restorative Justice) を設置し、被害者、地域社会及び加害者のそれぞれのニーズの均衡をどのように保つべきか、政府と地域社会の関係はどうあるべきかといった概念的な問題や、運用面・手続面の課題について検討を進めている¹⁴。

第3 矯正保護における被害者施策

カナダでは、犯罪者の処遇は、刑期2年以上の実刑に処された者については連邦政府が、それ以外の者については州政府が管轄することとなっている。連邦政府における犯罪者処遇の担当部局として、法務省 (Ministry of the Solicitor General) に、矯正保護局 (Correctional Service of Canada) 及び全国仮釈放委員会 (National Parole Board, 以下「仮釈放委員会」という。) が置かれている。矯正保護局は、刑期2年以上の受刑者に対する施設内処遇と仮釈放後の保護観察に関する権限を有し、仮釈放委員会は、連邦刑務所に収容されている受刑者と、州仮釈放委員会のない州¹⁵の刑務所に収容されている受刑者に対する条件付き釈放に関する権限を有している。

条件付き釈放の種類には、一時帰休 (temporary absence)¹⁶、外部通勤 (work release)、デイ・パロール (day parole)¹⁷、フル・パロール (full parole) 及び法定釈放 (statutory release) がある。このうち、一時帰休の一部と外部通勤は刑務所長に、一時帰休の一部、デイ・パロール及びフル・パロールは仮釈放委員会に、許否を決定する権限が与えられている。また、法定釈放は、無期徒刑及び不定期刑で服役中の受刑者を除き、フル・パロールを認められなかった受刑者を、刑期の3分の2を経過した時点で

自動的に釈放するものであるが、仮釈放委員会は、釈放に当たって遵守事項を付加することができるほか、矯正保護局の付託を受けて、釈放中に人を殺傷したり、重大な薬物犯罪を惹起するおそれのある受刑者等については、刑期満了まで拘禁することができる。

ここでは、矯正保護局及び仮釈放委員会が行う連邦レベルでの矯正処遇及び条件付き釈放に関する犯罪被害者施策を概観する。

1 被害者に対する情報提供

連邦レベルでの犯罪者処遇及び条件付き釈放の過程における犯罪被害者の位置づけは、1992年に制定された矯正及び条件付き釈放法によって正式に規定されることとなった。

同法でいう被害者とは、基本的には、犯罪の直接の対象者、又は犯罪の結果身体的若しくは精神的被害を被った者であり、本人が死亡しているなどの場合には、その配偶者若しくは親族、法律上若しくは事実上の監護権を有する者、その者の養育責任を負う者、又はその者の被扶養者が含まれる。

同法が制定されるまでは、プライバシー法 (Privacy Act) の規定により、情報の開示による公共の利益が、その開示によって生じるプライバシーの侵害より明らかに重要と考えられる場合に限り、情報の開示が認められていたが、この規定はよく知られておらず、広く用いられるものではなかった。しかし、矯正及び条件付き釈放法の制定により、現在では、次のとおり被害者に対する情報提供が行われるようになっている。

矯正保護局及び仮釈放委員会は、被害者の請求に基づき、加害者の氏名、罪名、有罪判決を言い渡した裁判所、刑の始期、刑期、一時帰休又はパロールの条件を満たす日（応当日）及び審査日等の一般的（基本的）情報を被害者に開示しなければならない。また、被害者の利益が、明らかに加害者のプライバシーの侵害より重要であると、矯正保護局又は仮釈放委員会が認めた場合には、プライバシー法により保護される情報、すなわち加害者の年齢、受刑施設の所在地、条件付き釈放による釈放予定日、釈放の際の遵守事項、帰住予定地、帰住予定地への移動の際に被害者の居住地を通るか否か、加害者が拘禁中であるか否か、拘禁されていない場合にはその理由等についての情報を提供することができる。継続的に情報提供を希望する被害者は、被害者の責任において、最新の住所と電話番号を矯正保護局又は仮釈放委員会に知らせておかなければならない。

被害者に対して矯正処遇や条件付き釈放に関する情報提供等を円滑に行うため、矯正保護局の地方本部、刑務所及び保護観察所には、被害者支援の担当官が置かれている。また、仮釈放委員会の地方事務所には、被害者やその家族が容易に情報提供を受けられるよう、無料の専用電話 (Victim Information Line) が設けられている。

なお、加害者の矯正処遇や（仮）釈放に関するこうした情報提供のシステムは、州レベルでも行われている（オンタリオ州の状況については、本稿第5参照。）。

2 被害者からの情報又は意見の提出

犯罪被害者は、裁判の後、加害者が受刑中にも、犯罪によって被った精神的・身体的・経済的・心理的影響に関する情報を、矯正保護局や仮釈放委員会に対して提供できる。また、被害者は、加害者の条件付き釈放に関し、仮釈放委員会に対して書面で意見を提出することができ、同委員会は、その提出があったときは、審理に当たって必ず考慮に入れなければならない。被害者の身体的安全が脅かされることが予測されるような場合には、こうした情報は、決定を行う上でとりわけ重要な判断材料となる。仮釈放委員会は、条件付き釈放を許可する場合には、遵守事項として、被害者との接触禁止等を課するこ

とができる。

仮釈放委員会及び矯正保護局は、受刑者について何らかの決定を行う際には、決定に当たって用いられる情報を、すべて当該受刑者に開示しなければならない。パロールの審理に当たっては、通常、受刑者に対するヒアリングが行われるが、そこで用いられる資料も、少なくとも面接審理の15日前には当該受刑者に開示しなければならないことになっている。したがって、被害者が提出した意見等も、原則としてすべて加害者に開示されることになる。ただし、公共の利益のためにその情報が開示されるべきでない、あるいは、開示することにより人の安全や刑務所の保安等を脅かしたり、法に基づく調査の遂行を妨げることになると信じるに足る合理的な理由がある場合には、仮釈放委員会は、その範囲で、情報を非開示とすることができる。その場合も、情報の要旨が受刑者に示されることが多く、全く開示されない情報が審理に用いられることは、極めてまれである。

なお、第1級及び第2級謀殺罪 (murder) で無期刑に処せられた者については、パロールの審査を受けられるまでに、第1級殺人の場合は25年間、第2級殺人の場合は10年以上25年以内で裁判官が定めた期間服役しなければならないが、15年を経過した時点で、受刑者は、この期間の短縮を裁判所に求めることができる (刑事法典745.6条)。これを認めるかどうかの判断は陪審員にゆだねられるが、その審理に当たって、被害者は、新たに被害影響陳述を提出できることになっている (同745.63条)。

3 仮釈放委員会とのコンタクト

表2は、仮釈放委員会と被害者とのコンタクトの回数の推移を、州・地域別に見たものである。1994/95年度 (会計年度、以下同じ。) には全国で5,588件にすぎなかったコンタクトの回数は、1998/99年度には9,883件に達しており、この5年間で約1.8倍に増加している。州・地域別では、1995/96年度までオンタリオ州が全体の過半数を占めていたが、近年は、内陸や太平洋側の地域においてもコンタクト回数が増えている。

なお、1993/94年度 (下半期のみ) から1996/97年度までの間に仮釈放委員会とコンタクトを行った被害者について調査した結果¹⁸⁾によると、事件の内容では、性犯罪 (sexual offences) の被害者が最も多く (47%~57%の範囲で推移)、次いで暴力事犯の被害者 (同じく41%~49%) となっている。また、コンタクトの方法は、書面 (同じく55%~60%) が電話 (同じく40%~45%) を上回っている。

4 ヒアリングの傍聴と審理結果の開示

矯正及び条件付き釈放法は、条件付き釈放に関する決定の公開性と説明責任を強化し、決定に至る過

表2 犯罪被害者とのコンタクト回数 (州・地域別)

年 度	カナダ全土	大西洋側	ケベック州	オンタリオ州	内 陸	太平洋側
1994/95	5,588 (100.0)	558 (10.0)	312 (5.6)	3,458 (61.9)	658 (11.8)	602 (10.8)
1995/96	5,930 (100.0)	552 (9.3)	371 (6.3)	3,335 (56.2)	986 (16.6)	686 (11.6)
1996/97	6,525 (100.0)	595 (9.1)	458 (7.0)	2,955 (45.3)	1,215 (18.6)	1,302 (20.0)
1997/98	8,043 (100.0)	589 (7.3)	536 (6.7)	2,958 (36.8)	1,478 (18.4)	2,482 (30.9)
1998/99	9,883 (100.0)	596 (6.0)	554 (5.6)	3,439 (34.8)	1,855 (18.8)	3,439 (34.8)

注1 National Parole Board Performance Monitoring Report 1998-1999 による。

2 () 内は、構成比である。

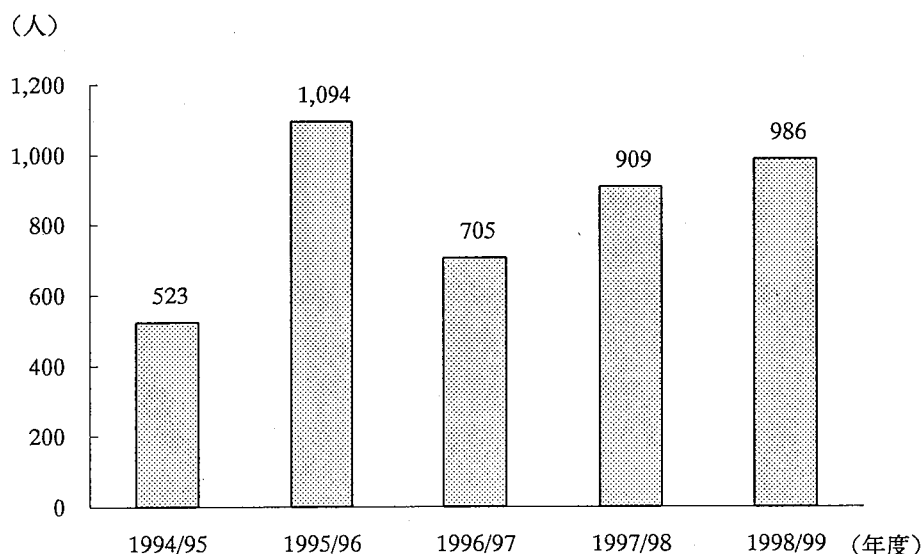
程について公共の理解を促進するための規定を設けている。

従来、受刑者の同意がなければヒアリングを傍聴することはできなかったが、同法により、犯罪被害者、マスコミ関係者、一般人等、誰でも、仮釈放委員会に対して、書面により傍聴の申請ができることになった。ただし、仮釈放委員会は、申請人が傍聴することにより、ヒアリングが妨害されたり、情報提供者（被害者やその家族、受刑者の家族等）に悪影響を及ぼす可能性がある場合や、ヒアリングが行われる施設の保安や秩序に悪影響を及ぼす可能性がある場合には、許可しないことができる。また、あくまで傍聴人としての出席が認められるだけであり、被害者であっても、ヒアリングの際に発言することは許されていない。

図1は、ヒアリングを傍聴した者の推移を見たものである。傍聴人の数は、1994/95年度から1995/96年度にかけて急激に増加した後、いったん減少したが、最近再び増加傾向にある。

なお、1994/95年度から1996/97年度までの各年度の傍聴人について、その内訳を調査した結果¹⁹によると、被害者が35%~40%、報道関係者が4%~9%、その他（学生、裁判官、弁護士、警察官、一般人等）が53%~57%となっている。

図1 傍聴人の推移

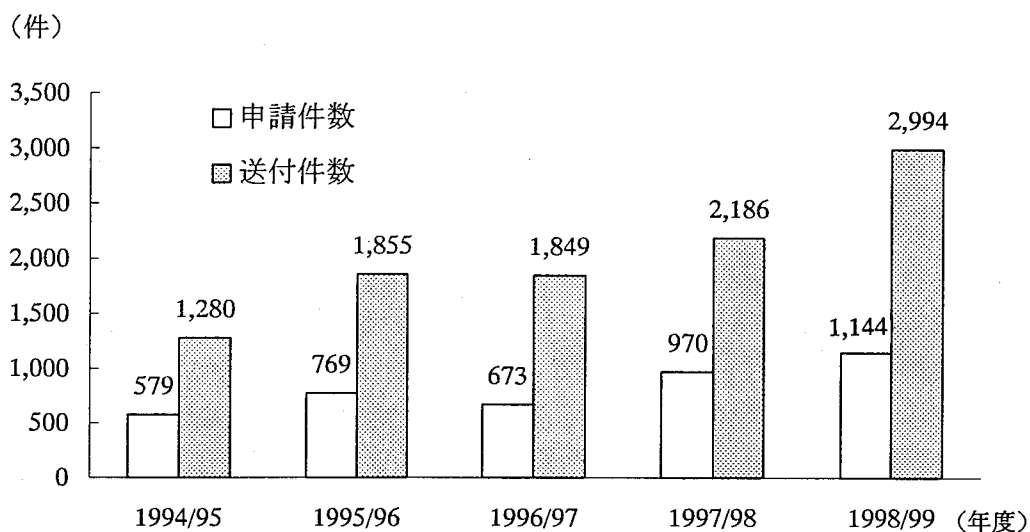


注 National Parole Board Performance Monitoring Report 1998-1999 による。

また、矯正及び条件付き釈放法により、仮釈放委員会は、条件付き釈放等の決定内容とその理由に関する記録を保存しなければならず、被害者を始め、何らかの利害がある者は、書面で申請して、その記録の内容を知ることができるようになっている。ただし、人の安全を脅かしたり、内密に取得された情報の提供者を開示することになったり、公表することで受刑者の社会復帰に悪影響を及ぼしたりする可能性がある場合には、非開示とすることができる。

図2は、審理記録開示の申請件数及び記録送付件数の推移を見たものである²⁰。申請件数、送付件数共に増加している。

図2 審理記録の申請件数・送付件数の推移



注 National Parole Board *Performance Monitoring Report 1998-1999* による。

第4 犯罪被害者補償制度

犯罪被害者補償制度は、1967年にサスカチュワン州において導入されたのを皮切りに、その後各州で同様の制度が導入された。

連邦政府も、犯罪被害者補償制度の導入を促進するため、1973年に、州政府との間で費用分担協定を結んで一定の資金援助を実施するようになり、この協定は、1992年まで続いた。ちなみに、最後の年には、人口一人当たり0.25ドル又は総額5万ドルのいずれか額の多い方で、支払われた補償金総額の50%を限度とする額が連邦政府から各州に補助されていた²¹。

現在は、大半の州が、何らかの犯罪被害者補償制度を有している²²。運用は、すべて各州にゆだねられており、制度の中身は州によって違いがあるが、対象はいずれも暴力犯罪で、犯罪被害者の大部分を占める財産犯の被害者は対象外となっている。犯罪被害者補償を担当する部局も州によって異なり、専門の委員会（被害者補償委員会）が設けられているところ、労働災害補償機関が兼務しているところ、州の裁判官が行うところなどがある。

ここでは、オンタリオ州における犯罪被害者補償制度の概要を紹介する。

オンタリオ州では、1968年に犯罪被害者補償制度が導入された²³。その基本法である犯罪被害者補償法（Compensation for Victims of Crime Act）は、1990年に改正されて現在に至っている。制度の運営に当たるのは、司法省（Ministry of the Attorney General）に設置された犯罪被害補償委員会（Criminal Injuries Compensation Board、以下、本稿において「委員会」という。）である。委員会の委員長及び委員は、司法大臣の指名推薦に基づいて副総督（the Lieutenant-Governor）²⁴が任命する。

補償を受けられるのは、オンタリオ州において発生した暴行、傷害、殺人、性的暴行、児童虐待などの暴力犯罪により何らかの被害を被った者である。窃盗等の財産犯による被害や、交通事故による被害は、対象とならない。被害は、身体的なものでも心理的なものでも差し支えない。被害者が死亡した場

合には、その扶養家族等が、また、被害者が被扶養者である場合には、扶養責任を有していた者が、補償を受けることができる。犯罪の発生を防ごうとしたり、犯人を逮捕（しよう）したりした際に傷害を負った場合なども対象となる。加害者が特定されていなかったり、訴追されていなくても差し支えない。

補償を受けようとする者は、傷害や治療の状況を記した医療報告書や、各種請求（領収）書等の必要書類を添付した申請書を委員会に提出する。申請の期限は、傷害又は死亡の日から1年以内とされているが、やむを得ない理由があると判断される場合には、延長されることがある。

申請を受理した委員会では、委員のうち1人が単独で、又は2人以上の委員による合議体で、審理を行う。審理は、書面のみで行われる場合と、ヒアリングが開かれる場合とがある。単純なケースについては、書面のみの審理が行われる。ヒアリングは、原則として公開されるが、公開することにより刑事裁判に影響が出ることが予想される場合や、性的暴行、児童虐待等のケースについては、委員会の判断により、非公開とされる。また、性的暴行、児童虐待等のケースで、申請者（被害者）が、ヒアリングの場で加害者と同席することに恐怖を感じるような場合には、会議電話を使ったヒアリングが行われる。

委員会が補償を認める決定をした場合には、補償金は、審理から12～16週間後に支払われる。申請から支払までに要する期間は、平均して1年から1年半程度とされている²⁵。

補償の対象となるのは、治療費、薬代、葬儀費用、傷害のために支払われなかった賃金（休業補償）、被害者の死亡によりその扶養家族が被った損失（loss of support）、慰謝料（pain and suffering）、強姦の結果生まれた子どもの養育費、ヒアリングへの出席費用等である。ただし、個人的な保険や雇用保険等から別途支払われている分については、重複して支払われることはない。補償金の上限は、一括払いの場合は2万5,000ドル、定期的分割払い（periodic）の場合は1月当たり1,000ドルである。ただし、一括払いと分割払いの両方がある場合には、一括払いの分の上限は1万2,500ドルである。また一つの事件について、複数の者から申請があった場合、当該事件についての補償金の総額は、一括払い分は15万ドル、分割払い分は25万ドルを超えてはならない。

申請者が現に経済的援助を必要とする状況にあり、補償が認められる可能性も高いと判断される場合には、正式な決定に先立って治療費や葬式費用の仮払いを行うことができる。また、委員会は、新たな証拠や状況の変化に応じ、補償金の額等をいつでも変更することができる。

委員会の決定に対して不服がある者は、その決定が単独の委員により出されたものである場合には、2人の委員による合議体での再審理を求めることができる。2人の委員による合議体で出された決定は、再審理の対象とはならず、不服がある場合には、裁判所に申し立てることになる。

表3は、委員会による申請受理・審理・決定件数を見たものである。また、表4は、委員会により認められた補償金の総額を、一括払い分と分割払い分に分けて見たものである。

図3は、1996/97年度に支払われた補償金の内訳を示したものである。全体の約84%を、慰謝料が占めている。

表3 犯罪被害補償委員会による申請受理・審理・決定件数

区 分	1994/95	1995/96	1996/97
申請受理件数	4,474	3,149	2,524
審理件数	3,235	2,980	3,412
決定件数	3,748	4,213	3,865
裁定 award	3,669	3,855	3,434
拒否 denial	79	358	431

注 Ministry of the Attorney General, “Criminal Injuries Compensation Board, 25th Annual Report”による。

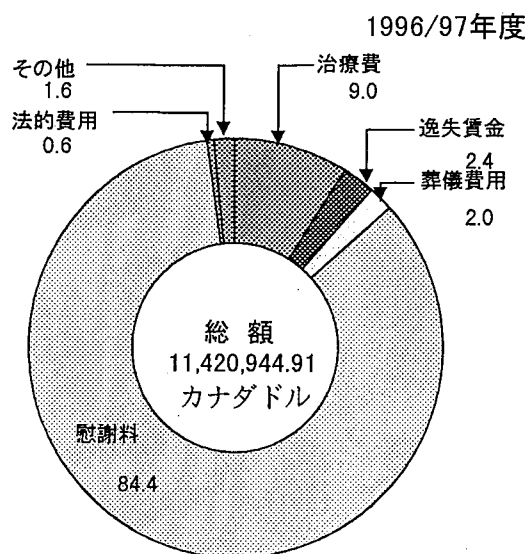
表4 犯罪被害補償委員会による補償金支払状況

区 分	1994/95	1995/96	1996/97
総 額	18,030,736.09	17,957,645.17	13,160,569.55
一括払い	15,887,453.39	15,995,881.13	11,420,944.91
分割払い	2,143,282.70	1,961,764.04	1,739,624.64

注 1 Ministry of the Attorney General, “Criminal Injuries Compensation Board, 25th Annual Report”による。

2 単位は、カナダドルである。

図3 補償金の内訳（構成比）



注 1 Ministry of the Attorney General, “Criminal Injuries Compensation Board, 25th Annual Report”による。

2 定期的分割払いによる補償金は除外している。

第5 オンタリオ州における被害者施策

刑事司法の運営の権限は原則として各州に帰せられており、犯罪被害者に関する施策についても、州によりかなり違いが見られる。以下では、オンタリオ州について、現在行われている被害者施策の概要を見ることとする。

1 基本法

オンタリオ州においては、犯罪被害者に関する基本法として、1995年に犯罪被害者の尊重に関する法律－被害者の権利章典（An Act Respecting Victims of Crime－Victims' Bill of Rights）が制定され、1996年6月から施行されている。同法は、刑事司法及び民事司法の双方における被害者のニーズや権利について規定しているが、その要点は、次の三点にまとめられる。

まず、刑事司法手続における原則として、被害者は、礼儀、思いやり及び人格の尊厳とプライバシーに対する尊重をもって遇されること、被害者が利用できるサービスや救済手段に関する情報を得られること、犯罪の捜査・起訴・判決・保釈に関する情報を得られること、性的暴行の被害者については、同性の警察官等から聴取される機会を与えられること、被害者の財物は、裁判の目的上もはや必要でなくなったときは、できるだけ早く返還を受ける権利を有すること、パロール及び一時的釈放を含む条件付き釈放や拘禁施設からの逃走についての情報を得られること、（被告人による有罪・無罪の）答弁、公判前の調整及び起訴における被害者の役割についての情報を得られることなどが規定されている。

次に、被害者が民事訴訟で加害者を訴えることを容易にするための規定が設けられている。まず、規則で定める一定の罪で有罪になった者は、犯罪によって被害者に与えた精神的苦痛や、その精神的苦痛が原因となって生じた身体的症状に関する損害に対して責任を負うものとし、特に、家庭内暴力、性的暴行又はその未遂の場合の被害者については、精神的苦痛があったものとの推定が働くことが明記されている。

民事訴訟を起こそうとする被害者に対しては、裁判官は、例外的な場合を除き、手続の開始に当たって保証金の提出を求めているのではない。

また、賠償額の認定に当たっては、加害者に対する刑事裁判での判決は、考慮の対象とされない²⁶。勝訴した被害者は、裁判官の裁量により、訴訟費用の大半について加害者から払戻しを受けたり、認定された賠償額について、犯行があった日から裁判の日までの利子を受け取る権利が認められている。

第三に、被害者司法基金（Victim Justice Fund）についての規定が設けられている。同基金は、各種の被害者支援プログラムに対してその資金を提供するためのものであり、刑事法典に規定されている付加罰金に加えて、オンタリオ州法である州犯罪法（Provincial Offences Act）に規定されている州独自の付加罰金による歳入等で賄われることになっている。州独自の付加罰金は、州犯罪法に規定された罪で有罪となり、罰金を科された場合に、罰金の額に応じて支払うことになっている。その額は、現在、州の規則により13段階に分けられており、最低は5ドル（罰金額が50ドル以下の場合）で、罰金額に応じて増額され、罰金額が501ドル以上1,000ドルまでは100ドル、1,000ドルを超える場合は罰金額の20%である。

2 被害者支援プログラム

犯罪被害者に対する支援を目的としたプログラムには、州政府が全面的に関与するものから専ら民間の支援団体が行うものまで様々なものがあるが、ここでは、司法省（Ministry of the Attorney

General), 法務省 (Ministry of the Solicitor General), 矯正保護省 (Ministry of the Correctional Services)²⁷等の州政府機関が関与する主なプログラムの幾つかを紹介することとしたい。

(1) 被害者・証人援助プログラム (Victim/Witness Assistance Program)

被害者・証人援助プログラムは、被害者及び証人に対して、刑事司法のプロセスについての理解と参加を促進するために、法廷の案内、刑事司法のプロセスについての情報提供、個々のケースについての保釈や保護観察の遵守事項等に関する情報提供、法廷への同伴等を行うことを主な目的とするものである。このほか、被害者や証人のための警察や検察官との連絡、地域にあるカウンセリング等のサービス機関への仲介、公教育 (public education) の実施、検察官やボランティアに対する研修の実施、関係機関との連絡調整等も行っている。被害影響陳述の書面や犯罪被害補償委員会に対する申請書の作成を手助けすることもある。

このプログラムは、司法省が中心となって運営しており、事務所は裁判所内に置かれている。1999年11月現在、州内の54の裁判所のうち26か所に事務所が設けられている。各事務所には、少なくともコーディネーターと援助ワーカー (support worker) の2人の職員が配置されており、アシスタント・コーディネーターが配置されているところも多い。これらの職員を含め、プログラムの実施のために事務所に配置されている職員の総数は、約100人となっている²⁸。このほかに、ボランティアが活動に従事している。

表5は、被害者・証人援助プログラムの利用者の内訳を見たものである。配偶者に対する暴行の被害者が過半数を占めている。

表5 被害者／証人支援プログラム利用者の内訳

	1997/98	1998/99
総数	11,272 (100.0)	15,430 (100.0)
配偶者に対する暴行	6,317 (56.0)	8,999 (58.3)
児童虐待	1,892 (16.8)	2,177 (14.1)
性的暴行	1,064 (9.4)	1,350 (8.7)
殺人	...	92 (0.6)
交通事故死	...	52 (0.3)
その他	1,999 (17.7)	2,760 (17.9)

注 1 オンタリオ州司法省の資料による。

2 () 内は、構成比である。

3 「配偶者に対する暴行」には、婚姻関係にない相手方に対する暴行を含む。

4 「殺人」及び「交通事故死」は、1998年9月以降の数値である。

このほか、子どもの被害者又は証人に対して、特別の支援プログラムを設けているところも少なくない。例えば、トロントでは、児童虐待に関する特別委員会(the Metropolitan Toronto Special Committee on Child Abuse)²⁹により、法廷で証言しなければならない子どもとその保護者を対象に、刑事司法手続を理解してもらい、不安を和らげるための、週1回ずつ4週間にわたるグループセッションが開かれている。また、オンタリオ州司法省によって、刑事司法手続や、証人の役割等についてイラストやクイズを用いて分かりやすく説明した子供向けパンフレット等が作られている。

(2) 被害者危機援助・仲介サービス (Victim Crisis Assistance & Referral Services)

犯罪及び災害の被害者に対して、24時間体制で緊急の支援を行うもので、法務省及び矯正保護省によってコーディネートされている。被害者司法基金から資金を得て、地域社会の中に設けられた組織が運営している。実際の活動は、警察の協力を得ながら、ボランティアが行っている。警察官が、被害者の同意を得た上で、犯罪又は事故の現場から事務所に連絡し、ボランティアチームに短期間の支援の提供や他の組織への仲介を依頼するといったこともできる。

このサービスは、1999年10月現在20か所で行われており、1996/97年度の前期には、殺人、誘拐、交通事故、配偶者に対する暴行等、2,600件の要請に対応している³⁰。ケースは、家庭内暴力の被害者が多く、その大半は女性である。

(3) 性的暴行・強姦危機センター (Sexual Assault/Rape Crisis Centres)

性的暴行の被害者等を対象に、24時間体制の電話相談、警察・裁判所・病院等への同伴、個別又は集団でのカウンセリング、研修や公教育の実施等を行うもので、地域社会のボランティア組織が運営に当たり、性的暴行に関する専門的な研修を受けた職員とボランティアがサービスを提供している。センターの数は、1999年10月現在30か所を超えている。

このほか、特に医療面のケアを行うため、幾つかの病院の救急部門の中に、性的暴行治療センターが設けられている。これは、通常の病院の緊急外来は忙しく、かつ、医療措置の必要性が優先されることから、性的暴行の被害者に対して十分な対応ができないことが多いことに配慮したものである。こうしたセンターでは、性的暴行の被害者を対象に、専門のスタッフが、傷害部位の治療のほか、必要に応じ、性的感染症や妊娠を防ぐための治療や、カウンセリング等の心理的ケアを行い、また、患者が要望すれば、法的な証拠の採集等も行っている。

(4) 被害者支援ライン (Victim Support Line)

無料の専用電話により、被害者やその関係者に対して、支援や情報提供を行うもので、法務省、矯正保護省、オンタリオ州仮釈放委員会及び司法省が運営に当たっている。州内で犯罪による影響を被った者は誰でも、また、いつでも利用することができる。提供される主なサービスは、次のとおりである。

- ① 直接相談員が応対し、どこに行けば必要な援助（性的暴行の被害者に対する各種サービス、カウンセリング・プログラム、一時避難所等）が受けられるかについて情報を提供する。
- ② 録音テープにより、逮捕や釈放の手续がどうなっているか、仮釈放及び保護観察がどのような制度であるか、証人として証言する場合にどのような準備を行えばよいかなどについて説明する。
- ③ 州内の矯正施設に収容されている成人犯罪者³¹の釈放予定等に関する最新情報を被害者に自動的に通知する制度への登録を受け付ける。
- ④ 加害者の釈放の決定に当たって、被害者が抱えている懸念等の表明を聴取する。

(5) 配偶者暴行応答プログラム (Partner Assault Response Programs)

配偶者に対する暴行に関し、その被害者ではなく、加害者を対象として実施するプログラムであり、法務省及び矯正保護省が運営にかかわっている。暴力を振るう者に対し、集中的に教育的カウンセリングを行い、自らの行為に責任を持たせ、それが、女性のパートナーに対する虐待であり、起訴につながる犯罪であることの自覚を促すことを目指すものである。

多くの参加者は、仮釈放や保護観察の遵守事項として、このプログラムへの参加を義務づけられている。

なお、加害者にこのプログラムを受講させるに当たっては、必ず被害者にも、援助の窓口を提供しておくこととされている。

(6) ドメスティック・バイオレンス・コート (Domestic Violence Court)

これは、家庭内暴力事件を対象として、これまで紹介した幾つかのプログラムを組み合わせる形で、最近新たに設けられたプログラムである。配偶者に対する暴行等の場合、警察が加害者を逮捕しても、被害者が加害者の報復を恐れて、法廷での証言を拒否したり、供述内容を変えたりして有罪に持ち込めないケースが少なくない。そこで、このプログラムでは、比較的軽微な事案については刑罰に代わる代替措置を設けるとともに、刑罰を科する場合には、証拠の収集等に当たって被害者に過度の負担を負わせないように配慮がなされている。ドメスティック・バイオレンス・コートに適した事件か否かの判断は、検察官が行う。

まず、加害者に家庭内暴力によって起訴された前歴がなく、被害者に対する重大な傷害や凶器の使用等もない場合には、加害者は、有罪を認めて、カウンセリング・プログラムの受講を選択することができる。受講の費用は、収入に応じた額を自ら負担しなければならない。そして、プログラムを無事終了すれば、検察官は、裁判官に対し、前科として残らないよう求めることになる。カウンセリングは、通常、配偶者暴行応答プログラムが提供するものが利用され、集団で、16～20週間続けられる。一方、加害者に家庭内暴力で起訴された前歴があったり、被害者に重大な傷害を負わせている場合には、専門の検察官チームが事件を担当するほか、警察も、被害者の証言に加えて、警察への緊急通報記録、医療記録、写真、隣人の証言等可能な限りの証拠の収集に努め、適正な処分を科することを目指す。いずれの場合も、被害者には、被害者・証人援助プログラムにより、援助がなされる。

オンタリオ州司法省は、ドメスティック・バイオレンス・コートが、暴力を受けている女性や子どもの保護に効果を上げているとして、従来は8か所で行われていたものを、16か所に増やす予定であることを明らかにしている³²。

おわりに

カナダは、犯罪被害者に関して積極的な施策を展開している国の一つといわれている。ただ、そこで行われている様々な施策は、必ずしも実績を上げているものや安定したものばかりではなく、刑事司法関係者や被害者自身の批判や要望を踏まえながら、現在も試行錯誤を重ねている段階と見ることができるように思われる。筆者（吉田）がカナダに出張した際に、オンタリオ州における被害者施策について説明してくれた同州司法省被害者事業課長のスーザン・リー女史は、同州が特に力を入れている家庭内暴力の被害者支援施策に関して、「飲酒運転が犯罪行為だということについてコンセンサスが得られるまでに20年かかっている。配偶者や子どもに対する暴力が犯罪行為だということを万人に理解してもらうのにも、同じように長い歳月を必要としており、我々は、今、そのために努力している。」と述べていたが、カナダにおいても、まだまだ多くの取り組むべき課題を残している分野ということができよう。

本稿では、正義及び人権に関する常任理事会の勧告を受けての刑事法典の改正をはじめとして、最近における改革の状況についても可能な限り記述するよう努めたが、これらの改革がどのような成果をもたらすのかについては、今後の推移を見守っていく必要があろう。また、修復的司法に関しては、先駆的なプログラムが実施されてきている一方で、現在、連邦—州—準州作業グループにおいて包括的な検討がなされているところであり、その成果も注目されるところである。いずれにしても、こうした様々な取組は、一定の実績を上げているものはもとより、必ずしもうまく機能しているとはいえないものも含めて、我が国における被害者施策を考える上で、参考となるところが少なくないと思われる。

注

- ¹ カナダの憲法は、一つの成文憲法典としては存在せず、複数の法律から構成されているが、その中心をなすのは、カナダ連邦が成立した時に制定された1867年憲法(制定時の名称は、イギリス領北アメリカ法(The British North America Act))と、1982年憲法(The Constitution Act, 1982)である。
- ² 同法の対象となるのは、行為時の年齢が12歳以上18歳未満の者である。
- ³ カナダの中東部、五大湖の北に位置する。カナダの総人口約3,030万人のうち、3分の1以上の約1,140万人が居住し、カナダで最も人口の多い州である。州都はトロント。
- ⁴ ただし、このうち、被害弁償命令に関する当初の条項は、運用の複雑さと費用の問題から、結局施行には至らず、1995年に改めて刑事法典の改正が行われて、現在の制度が設けられた。
- ⁵ Federal-Provincial-Territorial Working Group on Victims of Crime, *Interim Report to Ministers Responsible for Justice*, 1997
- ⁶ Report of the Standing Committee on Justice and Human Rights, *Victim's Rights—A Voice, Not a Veto*, 1998
- ⁷ Federal-Provincial-Territorial Working Group on Victims of Crime, *op.cit.*, p34
- ⁸ 従来は14歳未満であったが、1999年改正法により、対象年齢が引き上げられた。
- ⁹ 同上。
- ¹⁰ 「精神的若しくは身体的障害を有する者」との文言は、1999年改正法により追加された。
- ¹¹ このほか保護観察命令の遵守事項として課される場合があるが、その件数等については不明である。
- ¹² 例えば、Canadian Resource Centre for Victims of Crime, *Balancing the Scales: the State of Victims' Rights in Canada*, 1998
- ¹³ Report of the Standing Committee on Justice and Human Rights, *Victim's Rights—A Voice, Not a Veto*, 1998
- ¹⁴ 作業グループにおける検討の状況をまとめたものが、1999年9月に公表されている。Federal-Provincial-Territorial Working Group on Restorative Justice, *Restorative Justice in Canada: A Discussion Paper*, 1999
- ¹⁵ ケベック州、オンタリオ州及びブリティッシュ・コロンビア州を除く州(準州)には、州仮釈放委員会がない。また、ブリティッシュ・コロンビア州でも廃止(連邦仮釈放委員会への統合)が検討されている。
- ¹⁶ 社会奉仕活動、家族との接触、自己啓発活動、医療相談等のための短期間の釈放であり、刑務所職員が同行する場合としない場合とがある。
- ¹⁷ フル・パロール又は法定釈放の準備のために地域社会での活動に従事させるもので、夜間は刑務所又は中間処遇施設(ハーフウェイハウス)に戻らなければならない。
- ¹⁸ Correctional Service of Canada, et al., *Report on the Provisions and Operations of the Corrections and Conditional Release Act*, 1998
- ¹⁹ 同上。
- ²⁰ 送付件数が申請件数を上回っているのは、1件の申請で複数の記録の開示を求めるケースが多いためと思われる。
- ²¹ Federal-Provincial-Territorial Working Group on Victims of Crime, *op.cit.*, p7
- ²² 一時はすべての州が何らかの犯罪被害者補償制度を有していたが、現在は、ニュー・ファンドランド

州, ユーコン準州及びノースウェスト準州については, こうした制度を持っていない (Federal-Provincial-Territorial Working Group on Victims of Crime, *Interim Report to Ministers Responsible for Justice*)。制度が廃止されたのは, ニュー・ファンドランド州が1992年, ユーコン準州が1993年, ノースウェスト準州が1996年とされている (Canadian Resource Centre for Victims of Crime, *Balancing the Scales: the State of Victims' Rights in Canada*)。

- ²³ エザット・A・ファター (太田達也訳) 「カナダにおける被害者支援」『警察学論集』第52巻第8号, 平成11年8月
- ²⁴ カナダは, エリザベス2世を元首とする立憲君主制の連邦国家であるが, 元首の権限は, 連邦のレベルにおいては, カナダ総督 (Governor-General of Canada) に, 州のレベルにおいては副総督 (Lieutenant-Governor of the Province) に, 準州のレベルにおいてはコミッショナー (Commissioner) に, それぞれ委譲されている。
- ²⁵ 事務手続等の見直しにより, 1995/96年度から1996/97年度にかけて, 申請から書面審理までの期間が12か月から1か月に, ヒアリングまでの期間が18~24か月から12~16か月に, 大幅に短縮された (Ministry of the Attorney General, *Criminal Injuries Compensation Board, 25th Annual Report*)。
- ²⁶ ただし, 懲罰的賠償金 (punitive damages) の支払を命じる場合には, 刑事裁判における判決を考慮することになっている。
- ²⁷ 法務省及び矯正保護省は, 1999年6月に分離されるまで一つの省 (Ministry of the Solicitor General and the Correctional Services) であった。なお, Ministry of the Solicitor General をここでは法務省と訳したが, 警察がその中心であり, その他に, 消防, 検死, 法科学, 犯罪被害者対策等を所管している。
- ²⁸ Ministry of the Attorney General, *Victim/Witness Assistance Programme*
- ²⁹ 子どもに対する性的虐待の防止, 発見, 通報, 調査及び処遇を通してこうした問題の根絶を図るために設立された機関で, 児童保護, 法執行, 保健, 教育, 矯正保護等の各機関のほか, 地域のボランティアの代表からなる理事会が運営に当たる。法廷での支援プログラムのほか, 虐待を受けた子どもに対する各種支援プログラム, 児童の関係機関との連絡調整, 研修等を実施している。
- ³⁰ オンタリオ州司法省の資料による。
- ³¹ 少年犯罪者法に基づくプライバシーの保護のため, 少年犯罪者に対する情報は提供できない。
- ³² オンタリオ州司法省が行った2000年1月25日付けの記者発表による。

犯罪被害者に関する司法の基本原則宣言

連邦政府及び各州政府の司法担当大臣は、国連被害者宣言を認め、以下の諸原則が、犯罪被害者の司法へのアクセス、公正な取扱い及び援助の提供を促進する上で、カナダ社会の指針となるべきものであることに同意する。

1. 被害者は、礼儀、思いやり及び個人の尊厳とプライバシーに対する尊重をもって遇され、また、刑事司法と関係を持つことによるやむを得ない不都合は、最少限度のものでなければならない。
2. 被害者は、公式及び非公式な手続を通じ、自らが被った被害に対する迅速かつ公正な賠償を受けられなければならない。
3. 救済に関する情報や救済を受けるためのメカニズムが、被害者に提供されなければならない。
4. 刑事手続への参加並びに手続の日程、進ちょく状況及び最終的な処分結果に関する情報が、被害者に提供されなければならない。
5. 適当な場合には、刑事手続の全過程を通じ、被害者の見解や懸念が確認され、援助が与えられなければならない。
6. 被害者の個人的利益が影響を受ける場合、裁判所において、相当かつ刑事法や刑事手続に適合する範囲で、被害者の見解又は懸念が考慮されるようにしなければならない。
7. 被害者及びその家族の安全を保障し、脅迫及び報復から被害者等を保護するため必要な措置が講じられなければならない。
8. 被害者のニーズや懸念に関する刑事司法関係者の意識を高めるため、充実した研修が提供され、適当な場合には、そのためにガイドラインが開発されなければならない。
9. 被害者が、既存のプログラムやサービスを通じ、必要な医学的、心理学的及び社会的援助を継続して受けられるよう、健康・社会的サービスやその他関連する援助の提供についての情報が提供されなければならない。
10. 被害者は、犯罪を通報し、法執行機関に協力しなければならない。

主要参考文献一覧

- Federal-Provincial-Territorial Working Group on Victims of Crime, *Interim Report to Ministers Responsible for Justice*, 1997
- Report of the Standing Committee on Justice and Human Rights, *Victim's Rights—A Voice, Not a Veto*, 1998
- Government of Canada, *Response to the Fourteenth Report of the Standing Committee on Justice and Human Rights, Victims' Rights—A Voice, Not a Veto*, 1998
- Canadian Resource Centre for Victims of Crime, *Balancing the Scales : the State of Victims' Rights in Canada*, 1998
- Federal-Provincial-Territorial Working Group on Restorative Justice, *Restorative Justice in Canada : A Discussion Paper*, 1999
- Ministry of the Solicitor General, *Victims-Questions & Answers about Corrections and Conditional Release*, 1993
- Correctional Service of Canada, et al., *Report on the Provisions and Operations of the Corrections and Conditional Release Act*, 1998
- National Parole Board, *Performance Monitoring Report 1998-1999*
- National Parole Board, *Parole : Contributing to Public Safety*, 1998
- Criminal Injuries Compensation Board, *Criminal Injuries Compensation Board, 25th Annual Report*
- Community Information Toronto, *Guide to Services for Assaulted Women in Ontario*, 1998
- 新潟大学法学部日加比較法政研究会編「カナダの現代法」, お茶の水書房, 1991年
- ジョン・セイウェル (吉田善明監修・吉田健正訳)「カナダの政治と憲法 (改訂版)」, 三省堂, 1994年
- 住田邦生「カナダの刑事司法手続について」, 検察月報391号, 1988年5・6月
- 片山 巖「カナダにおける被疑者 (被告人), 参考人等の供述 (出頭) 確保に関する法制度」, 検察月報478号, 1996年10月
- 富田一彦「カナダの少年犯罪者法 (Young Offenders Act) について」, 家庭裁判月報47巻10号, 1995年10月
- プリシラ・ファラティ (今福章二訳)「カナダの犯罪被害者施策」, 検察月報516号, 2000年3月
- 富田信穂「カナダの被害者施策」, 現代のエスプリ336号, 1995年7月
- エザット・A・ファター (太田達也訳)「カナダにおける被害者支援」, 警察学論集52巻8号, 1999年8月

オセアニアにおける犯罪被害者施策

研 究 官 浜 井 浩 一
研究官補 横 地 環

目 次

第1	オーストラリア	275
1	犯罪被害者施策の沿革	275
2	刑事司法における被害者の法的地位及び被害者援護策	276
(1)	被害者の権利	276
(2)	被害者に対する情報提供	276
(3)	被害者の刑事司法への関与	276
(4)	刑事司法における被害者に対する保護	280
(5)	刑事司法における被害救済・被害回復	280
(6)	修復的司法の試み	281
3	被害者補償制度等	282
4	刑事司法機関及び被害者援助組織が行う支援活動	283
5	犯罪被害実態調査	284
第2	ニュー・ジーランド	287
1	犯罪被害者施策の沿革	287
2	刑事司法における被害者の法的地位及び被害者施策	287
(1)	被害者の権利	287
(2)	被害者に対する情報提供	288
(3)	被害者の刑事司法への関与	288
(4)	刑事司法における被害者に対する保護	289
(5)	刑事司法における被害救済・被害回復	289
(6)	修復的司法	289
3	被害者補償制度等	292
4	被害者援助団体組織が行う被害者支援プログラム	293
5	犯罪被害調査	293

本稿では、オセアニア地域の犯罪被害者施策として、オーストラリア及びニュー・ジーランドの実情を取り上げて紹介する。

第1 オーストラリア

オーストラリアは連邦国家であり、各州ごとに独立した刑事司法制度を有しているため、ここではビクトリア州の犯罪被害者施策を中心に記述する。1990年代に入ってビクトリア州では被害者支援が活発化し、1999年に後述する被害者支援・仲介サービス（Victims Referral and Assistance Service：以下、本稿では VRAS という。）が、オーストラリア犯罪学研究所（Australian Institute of Criminology）と共催で、「犯罪被害者の回復（Restoration for Victims of Crime）」と題するオセアニア全域における犯罪被害者支援のための国際会議を開催するなど、オーストラリアにおける被害者支援をリードする役割を担い始めており、そうした点で、ビクトリア州の犯罪被害者支援は、オーストラリアが目指している被害者支援の方向性を探る上で参考になると思われる。もっとも、オーストラリアにおける被害者支援は、各州ごとに独自の発展を見せている面もあり、ビクトリア州以外の情報についても、資料が入手できた範囲で紹介する。

1 犯罪被害者施策の沿革

オーストラリアにおける犯罪被害者支援も、他国と同様に被害者に対する経済的な補償から始まっている。1967年にニュー・サウス・ウェールズ州が最初に犯罪被害者補償制度を導入し、ビクトリア州は1972年犯罪被害者補償法（Criminal Injuries Compensation Act 1972）によってこの制度を導入した。その後、ビクトリア州の犯罪被害者補償法は、1983年全面改正され、更に1988年に部分改正された。ビクトリア州で、経済的支援以外の犯罪被害者援護が始まったのは、1980年代に入ってからであり、当時のビクトリア州警察長官の発案で、オーストラリアで最初の VOCAL（Victims of Crime Assistance League）という民間組織が作られ、犯罪被害者に対する情報提供、心理的支援などのサービスの提供が始まっている。しかし、被害者に対する本格的な支援が始まったのは1990年代に入ってからであり、その中でも特に重要な役割を果たしたのが、ビクトリア州暴力対策地域評議会（Victorian Community Council Against Violence）である¹。この評議会は、刑事司法機関からは独立した政府機関であり、暴力対策に関する調査等を実施して各機関に対して勧告を行う立場にあるが、1994年に、犯罪被害者援護に関する各関係機関の取組や、実際に被害に遭った被害者の声を調査し、その結果、被害者のニーズに基づいたより統合的な援護策の必要性を勧告した。この勧告によって改めて被害者の権利が確認され、また、これと同時に、犯罪被害者援護関係機関による会議等が開かれ、経済中心の支援から、犯罪被害者の真の立ち直りを助けるための、より多様化され、かつ有機的に統合された被害者支援への転換が打ち出された。そして、従来の犯罪被害者補償制度を改革し、精神的な被害に対するカウンセリング等のより広範囲な支援（assistance）を盛り込んだ1996年犯罪被害者支援法（Victims of Crime Assistance Act 1996）が制定され、同年11月には被害者に対する支援の総合的窓口として、ビクトリア州法務省内に VRAS の設立が宣言され、翌1997年から運営が始まった²。

2 刑事司法における被害者の法的地位及び被害者援護策

(1) 被害者の権利

オーストラリアでは、ニュー・サウス・ウェールズ州を含め五つの州・領域³で、犯罪被害者の権利を示した法律等を制定しているが、ビクトリア州には、犯罪被害者の権利について包括的に規定した法律又は章典はない。ただし、ビクトリア州暴力対策地域評議会の勧告を契機として、被害者は刑事司法機関からプライバシーを守られ、また尊厳と思いやりをもって扱われるとともに、刑事手続の結果について情報を受ける権利を有すること、また、被害回復のために必要な支援を受ける権利を有していることが関係機関によって確認され、VRASが発行している犯罪被害者のための案内 (Information for Victims of Crime) 等各機関が発行する書類⁴には、これらの権利が明記されている。また、これらの権利と同時に、被害者は、警察の捜査や裁判に協力する責務 (responsibility) を負うことも確認されている。さらに、被害者には、1991年量刑法 (Sentencing Act 1991) によって、被害の影響を裁判において陳述する権利が認められている。

また、ビクトリア州警察では、1989年、独自に「犯罪被害者のための権利宣言」 (Declaration of Rights for Victims of Crime)⁵を定め、事件処理に関する情報提供等、犯罪被害者に対して警察が行う支援について規定している。

(2) 被害者に対する情報提供

ビクトリア州では、犯罪被害者は事件の処理状況について情報を得る権利を有しているとされ、被害者支援に関する情報提供の窓口としてはVRASが開設されたが、捜査、公判等に関する情報を提供する刑事司法機関の窓口は一本化されておらず、刑事司法の各段階において、被害者が各機関に情報を求めることになる⁶。被害者が最初に接触する刑事司法機関である警察においては、被害届を出した被害者に情報を提供する警察官の氏名と連絡先が記載された「被害者へのお知らせ (Notice to the Victim)」⁷が手渡され、その後の情報提供は、その警察官を窓口として行われる。被害者に提供される情報の内容は、訴追の有無、起訴事実及び保釈に関するものが主なものとなっている。また、警察本部には被害者助言担当室 (Victim Advisory Unit) が設けられて、被害者連絡官 (victim liaison officer) が置かれており、事件処理に関することや犯罪被害者援護に関する相談を行うこともできる。被害者助言担当室は、警察における被害者対策の中心であり、被害者に対するサービスの企画・運営、職員研修の企画・実施のほか、緊急の場合には、被害者に対する一時的な援助 (practical assistance) も行っており、前述のVRASと、その活動内容が重複している部分もある⁸。

警察により訴追が行われ、事件が治安判事裁判所 (magistrate court) に係属した場合には、裁判に関する情報提供は、主に警察によって行われる。刑事裁判所でもある郡裁判所 (county court)⁹又は最高裁判所に事件が移送された場合には、検察庁で事件を担当している検察官 (Crown prosecutor) 又は検察庁の証人支援サービス (Witness Assistance Service)¹⁰によって情報提供が行われる。提供される情報は、加害者の罪状認否、起訴事実及び裁判結果 (有罪・無罪の別及び量刑) である。加害者が刑務所に収監された場合に、その釈放に関する情報の入手を希望する場合には、矯正長官事務局 (Office of the Correctional Services Commissioner) の被害者情報管理官 (Victim Information Manager) に問い合わせることができ、また、仮釈放決定に関する情報については、仮釈放委員会 (Parole Board) に問い合わせることができる。刑務所における一般的な犯罪者処遇について知りたい被害者に対しては、刑務所を見学する機会を与える試みが行われている¹¹。

(3) 被害者の刑事司法への関与

ビクトリア州警察の「犯罪被害者のための権利宣言」では、警察による訴追が行われ、被告人が保釈

を申請した場合には、犯罪被害者には、保釈申請の結果や保釈条件等について知る権利があると記されている。また、被告人が保釈される場合に、被害者が安全の確保に対して特別な配慮の必要性を感じている場合には、警察が検察官を通して保釈を決定する機関に対して被害者の意見を伝えることも明記されている。

ボックス 1

刑事司法における被害者の声

(1) パートナーから火傷を負わされた女性の声

私は、「どうして、被害者の私の立場に立って弁護をしてくれないのですか」と尋ねました。検察官の答えは、「どうしてって、私の仕事は、あなたの弁護をすることではないし、あなたに代わってあなたの利益を守ることでもありませんから。私の役割は、社会を代表して犯罪を断罪することなんですよ。」というものでした。犯罪に巻き込まれて被害にあった私たちは、刑事司法の中では、誰も味方のいない、一番の敗者なのです。

(2) 交通事故死した女性の父親の声

公判の始まる30分前に、突然、検察官が被告人と司法取引をして、被告人が自白する代わりに起訴事実を軽減することになったという連絡を受けたんです。ショックでした。そして、その短時間の公判が開かれ、検察官が起訴事実を告げ、被告人が有罪を認め、量刑の日が指定されました。その間わずか15分でした。私たちの司法に対する期待は見事に打ち砕かれました。ショックとともに、ふつつつと怒りがこみ上げ、自宅に戻ってから、裁判に証人としてかかわってきたこれまでの15か月は、いったい何のためだったのかと自問自答しました。

出典：Giuliano, B. (ed.), *Survival and Beyond: An Anthology of Stories by Victims of Crime and a Victims' Resource Guide*, The National Association for Loss and Grief, ACT Inc., Curtin, ACT, 1998から抜粋した。

警察の訴追又は検察官の訴追の取消しについて、被害者が意見を述べる機会を与えられていないが、警察が訴追しなかった事件又は検察官が訴追を取り消した事件について、被害者が私人訴追を行うことは理論上可能である¹²。

被告人の有罪が確定した段階で、被害者は、その被った被害に係る物理的損害・心理的被害・経済的損害の程度及びその影響に関する陳述 (victim impact statement, 以下、本稿において「被害影響陳述」という。)¹³を行う機会を与えられる。この陳述は、任意であり、陳述する場合は、通常、検察官を通して書面によって提出され、法廷で被害者によって読み上げられるか、又は裁判官によって読み上げられる。被告人側は、この内容について、被害者に対して、反対尋問 (cross examination) をすることができる。

ボックス 2

被害影響陳述の書式

以下は、ビクトリア州法務省 (the Department of Justice) が被害者に交付する、「被害影響陳述のお知らせ」 (Victim Impact Statements Information Booklet) 内にとじ込まれている被害影響陳述用紙の書式内容をそのまま紹介するものである。

担当警察官氏名及び電話番号.....

被告人氏名.....

罪名.....

公判が開かれている裁判所名.....

公判日.....

(法律で定められた申立てとしての) 被害影響陳述

この法的申立の書式は、犯罪被害者が、その被った被害の影響に関する情報を裁判所に提出するお手伝いをするためのものです。したがって、この書式に直接書き込むこともできますし、この書式をガイドとして利用することも可能であり、必ずしもこの書式を使用しなくてはならないわけではありません。この書式を使用する場合にも、すべてについて記載する必要はなく、該当する部分について記載してください。なお、この書式への記載は、犯罪被害者補償の申請にはなりませんので注意してください。

1 犯罪の結果発生した身体的傷害

ここには、傷害の種類、治療内容、予後等を記入してください。
(補足資料がある場合には添付してください。)

2 犯罪の結果発生した経済的損失

ここには、収入の損失、犯罪の結果生じた費用等を記入してください。
(補足資料がある場合には添付してください。)

3 犯罪の結果発生した財産上の損害

ここには、衣服、メガネ、道具、自宅、その他、修復されなかった財産上の損害について記載してください。
(補足資料がある場合には添付してください。)

4 犯罪の結果発生した心理的トラウマ

ここには、健康的な生活を送り、生活を楽しむことなどに支障を来すような心理的トラウマについて記載してください。
(補足資料がある場合には添付してください。)

5 その他関連事項

ここには、犯罪によって生活にどのような影響があったのかなど、他の部分に記載できなかったことで、裁判官に伝えたいことがあれば記載してください。
(補足資料がある場合には添付してください。)

医者やカウンセラーの診断書等、もし、あなたの陳述を証明するような文書があれば添付してください。

私、_____は、この申立てが、私の名前によって署名され、その内容があらゆる側面から真実のみを記述してあることを宣誓するとともに、事実でないことを記載した場合には偽証罪に問われることを承知しています。

_____ 申立人署名

ボックス 3

ビクトリア州における被害影響陳述の運用に関する研究

ビクトリア州における被害影響陳述は、1994年5月31日から運用されているが、以下では、その運用状況等に関する論文の概要を紹介する。

被害影響陳述には、大きく分けて次の三つの目的が考えられる。

- ①犯罪に関する情報の提供
- ②被害者の刑事手続への参加
- ③加害者に犯罪のもたらした結果を示す

しかし、被害影響陳述の運用には様々な問題があり、十分に意図した効果を上げているとは言い難い。考えられる問題点には、以下のようなものがある。

- ・被害者が十分に説得力のある被害を陳述できず、裁判官が被害程度を実際よりも低く評価する危険性があること。
- ・被害程度を陳述するために、病院等の領収書などを添付する必要があり、被害者の負担が増加すること。
- ・被害影響陳述の作成等に関して、被害者を支援する体制が十分でなく、担当する機関の職員の態度や資質に大きく左右される危険性があること。
- ・被害影響陳述が、裁判官によっては量刑上ほとんど考慮されない可能性があること。

表1 裁判所別・罪種別・被害影響陳述の提出数

オーストラリア・ビクトリア州（1995年）

裁判所の種類	罪種	提出数
郡裁判所	合計	100
	性犯罪	48
	窃盗	9
	暴行	17
	武装強盗	23
	過失運転	3
治安判事裁判所	合計	13
	性犯罪	2
	窃盗	4
	暴行	7
少年裁判所	合計	2
	暴行	2

- 注 1 提出数は、1995年1月～6月の実績である。
 2 「武装強盗」とは、armed robbery をいう。
 3 「過失運転」とは、culpable driving をいう。

以上のようなことから、実際に被害影響陳述を行った被害者の満足度は必ずしも高くなく、改善が必要である。

表1は、1995年度上半期における被害影響陳述の提出状況を示している。

被害影響陳述の提出数が罪名別で最も多いのが、性犯罪の48件である。

出典：Mitchell, D. *Victim Impact Statements : A brief examination of their implementation in Victoria*, Current Issues in Criminal Justice, 出版社不詳, 1996, 163-174, オーストラリア犯罪学研究所から入手した資料。

また、被害者が希望する場合には裁判を傍聴することができるが、被害者が証人として証言することが予定されている場合には、証言に際して予断をもたないようにするため傍聴することができない¹⁴。

加害者が刑務所に収監された後、仮釈放の検討に当たって、仮釈放委員会は、被害者又はその代理人の意見を考慮することになっている¹⁵。

(4) 刑事司法における被害者に対する保護

「犯罪被害者のための権利宣言」には、犯罪被害者は被疑者等からの不必要な接触から守られる権利を有していることも明記されており、被害者からの要請があった場合、警察は何らかの保護措置を講ずる必要があるとされている。被害者の住所等についての情報は、裁判所が開示の必要性を認めない限り秘匿される。また、被害者等が裁判の証人となり、又はなった場合で、ビクトリア州警察長官 (the Chief Commissioner) が証人又はその家族の安全に重大な危険があると判断したときには、1991年証人保護法 (Witness Protection Act 1991) により、証人は警察の保護下に入り、保護の必要性に応じて、警察が管理する住居への転居、新しい身分 (new identity) の取得等が可能となる¹⁶。

治安判事裁判所において被害者が証人として出廷する場合は、警察によって裁判に関する情報提供が行われるほか、民間の裁判所ネットワーク (Court Network) により、裁判手続に関する情報提供、裁判所の下見、付添い等のサービスが提供される¹⁷。また、性犯罪に関する事件について、治安判事裁判所で行われる予備審理 (committal hearing) は非公開である。性犯罪被害者や児童虐待の被害者等が、加害者と法廷で対じすることに不安を感じる特別な理由がある場合は、ビデオ・リンク (audio-visual link) を利用した証言等の措置がとられる¹⁸。郡裁判所では、前述の裁判所ネットワーク又は検察庁の証人支援サービスが、証人に対する情報提供や支援を行い、証人が安心して証言できるように配慮する。また、証人支援サービスでは、裁判で証言する性犯罪被害者等に対しては、特別な配慮を払うことになっている。裁判に証人として出廷した者に対しては、休業補償を含め必要経費が支払われる¹⁹。

(5) 刑事司法における被害救済・被害回復

刑事裁判においては、被害回復を命ずる制度として弁償命令 (restitution order) 及び賠償命令 (compensation order) がある²⁰。弁償命令は、盗罪に対して言い渡されるもので、盗まれた物品を返却させ、又はそれに相当する対価を有罪となった加害者に支払わせること等によって被害回復を命ずるもので、実被害を超えた賠償を命ずるものではなく、盗品の正当な所有者又は検察官の請求に基づいて、裁判所が言い渡す。これに対して、賠償命令は、犯罪によって生じた被害 (loss or destruction or damage) や苦痛 (pain and suffering)²¹に対する賠償を命ずるものである。ただし、物理的被害の回復については、実際の被害額を超えるものではなく、賠償金額は裁判所によって決定される。これらの命令は、判決に対する付加的な処分と考えられており、犯罪被害者又は検察官の要請によって裁判所が考慮するもので、被害影響陳述の際に併せて申請される場合もある。また、裁判所がこれらの命令を科した場合、その最終的徴収責任は裁判所にあり、これを執行するために財産没収法 (Confiscation Act 1997) を適

用することもできる。

ビクトリア州では、被害者が加害者に対して民事訴訟を起こした場合、被害者が、加害者の支払能力を証明することが可能で、かつ賠償請求金額が訴訟費用を超える等一定の条件を満たせば、この民事訴訟を州政府が被害者に代わって行う制度がある²²。

(6) 修復的司法の試み

オーストラリアには、刑事手続における被害者と加害者の和解プログラム又は修復的司法 (restorative justice) として、重大犯罪以外の犯罪を対象として、被害者、加害者及び地域の代表者によるカンファレンス (協議会) 方式の解決方法がダイバージョンとして広く行われている。オーストラリアで、最初にこのカンファレンスを導入したのが、ニュー・サウス・ウェールズ州であり、警察官を仲介役にした「ワガ(Wagga)」モデルといわれている。これらのカンファレンスは、もともとは、1989年にニュー・ジーランドで始められたファミリー・グループ・カンファレンスをモデルとしたもので、1990年代に入って、オーストラリアのすべての州・領域で様々な試行が行われては改変されている。現在も、首都領域²³では警察を中心としたカンファレンス、ニュー・サウス・ウェールズ州、サウス・オーストラリア州、ウェスタン・オーストラリア州及びクィーンズランド州では裁判所を中心としたカンファレンスが実施されており、このうち、ニュー・サウス・ウェールズ、サウス・オーストラリア及びウェスタン・オーストラリアでは、このカンファレンスが少年司法の中核をなしている。また、首都領域を除く前記の四つの州ではカンファレンスが法的に整備され、タスマニア州でもカンファレンスを実施するための機関の設置が法律で定められている。

カンファレンスの目的は、犯罪者を起訴・裁判所で裁く代わりに、加害者、被害者、司法機関等の仲介者の話し合いで解決を図ろうとするものである。したがって、カンファレンスは犯罪者の有罪・無罪の判断は行うことができず、当然のこととして、加害者が犯罪事実を認めている場合が対象となる。カンファレンスと呼ばれる話し合いは、通常、1～2時間程度行われ、被害者及びその関係者並びに加害者及びその関係者が参加して行われる。仲介者は、話し合いの進行を管理する司会役を担い、加害者に対する非難ではなく、加害行為に対する非難が焦点となるように配慮しつつ、加害者に、犯罪行為の事実関係、その動機や、現在それをどう考えているか説明を求め、同時に、被害者には、犯罪の結果生じた身体的、経済的、心理的被害について説明を求める。そして、その流れの中で、最終的には、加害者が被害者に謝罪し、その上で、加害者が償いとして、また、加害者の立ち直りのために何をすべきが話し合われ、合意に達した時点で、誓約書に参加者が署名を行うことが期待される。誓約の内容には、賠償金の支払、被害者又は地域のために一定の活動に参加することなどが盛り込まれる。

ボックス 4

プロジェクト「ライズ (RISE: Reintegrative Shaming Experiments)」

ここでは、カンファレンスの一つで、首都領域で実験的に実施されているプロジェクトを紹介する。このプロジェクトは、オーストラリア国立大学によって行われているもので、カンファレンスの効果を実証的方法を用いて調査するとともに、それを理論的にも検証しようとする試みである。

このプロジェクトでは、理論的な仮説として、「再統合的シェイミング」という概念を採用している。これは、オーストラリア国立大学教授で世界的な犯罪学者である John Braithwaite の提唱している考え方で、簡単に言うと犯罪者にシェイミング (恥をかかせる) ことによって再犯を防止できるとするものである。Braithwaite は、シェイミングを二種類に分けている。一つがラベリング理論という「烙印づけ的シェイミング」であり、これは犯罪者という烙印を押し、社会から疎外するシェ

イミングであり、犯罪を増加させる。一方、「再統合的シェイミング」は、犯罪行為を非難し、犯罪者に恥をかかせつつも、犯罪者からの謝罪によって、地域社会が彼を再び受け入れることで、再犯を防止できるとしている。つまり、このプロジェクトは、こうした再統合的シェイミングを促すことによって再犯を防止できる点で、カンファレンスが裁判よりも優れているという仮説を基盤としている。

ライズにおけるカンファレンスは、ワガモデルを採用し、警察官が仲介者となっている。対象となる罪種は、飲酒運転、少年による財産犯、青年による暴力犯であり、実験では、対象となる者を、無作為に、カンファレンスを受ける群と通常の裁判を受ける群に分けて、一定期間をおいて、加害者、被害者、警察の態度や、再犯率等の効果測定を行っている。実験は、1995年から始められ、何度か中間報告が出されているが、現在も継続して行われている。

中間報告によると、裁判群と比較して、カンファレンス群の方が加害者の精神的なストレスが大きく、逆に、被害者にとっては、カンファレンス群の方が加害者の謝罪をより受けやすいなど、満足度が高い傾向にある。また、カンファレンス群の加害者の方が、再犯をしないと決意する者が多い傾向にあり、その後の職業や家庭生活においてより安定している傾向が指摘されている。ただし、実際の再犯率については、結果が一定しておらず、今後の検討課題となっている。

出典：Strang, H., Barnes, G. C., Braithwaite, J. and Sherman, L. W. *A Progress Report on the Canberra Reintegrative Shaming Experiments (RISE)*, Australian Federal Police and Australian National University, 1999.

3 被害者補償制度等

1996年犯罪被害者支援法により、犯罪被害者支援審判所 (Victim of Crime Assistance Tribunal) が設立されるとともに、1983年犯罪被害補償法 (Criminal Injuries Compensation Act 1983) が廃止され、新たな被害者補償制度が設けられた。主な変更点として、身体的被害に対する補償だけでなく、心理的な被害²⁴に対する補償を含めると同時に、犯罪被害を目撃等することで精神的被害等の間接的な被害を受けた者も補償申請の対象とするほか、心理的な被害に対するカウンセリング費用も補償対象に含めるなど、従来の経済的支援だけの補償 (compensation) から、総合的な被害者の立ち直りの支援 (assistance) のための補償への方向転換が図られている。なお、対象となるのは暴力を伴う犯罪だけであり、財産犯罪に対する補償が含まれないのは従来どおりである。この新しい制度では、補償の対象となる被害者は、以下の3種類に分類、定義される。

- ・一次被害者 (primary victim)：いわゆる犯罪の直接被害者。
- ・二次被害者 (secondary victim)：犯罪を目撃するなどした間接被害者又は18歳未満の一次被害者の保護者で、犯罪の発生によって被害を受けた者等。
- ・近親被害者 (related victim)：死亡した被害者の近親者である。近親者には、配偶者、親、子ども等の被扶養家族、兄弟が含まれる。

これらの被害者は、犯罪被害者支援審判所に犯罪被害の補償を申請することができる。補償の上限は、一次被害者の場合最高6万オーストラリア・ドル（以下、本稿においては単にドルという。）で、医療費、カウンセリング費用及び葬儀費用等に対して支払われる。また、休業補償も認められる場合があるが、2万ドルを限度としている。二次被害者の場合は、5万ドル、近親被害者の場合は、合計で10万ドルである。ただし、そのほかの手段で補償を得ている場合には、その金額が補償額決定の際に考慮され

る。また、この制度はビクトリア州で発生した犯罪被害に対してのみ適用される。犯罪被害者支援審判所での審理は、原則公開²⁵で、治安判事によって行われる。支援の決定は、加害者が有罪となっていない場合や加害者が検挙されていなくても行われ得る。また、加害者が検挙され、有罪となった場合には、州の請求を受けて、裁判所は、加害者に対して、州が被害者補償制度によって被害者に支払った補償の一部又は全部を返却するように命ずることができる²⁶。

犯罪被害者支援審判所が正式に発足したのは1997年7月1日であり、それ以前の申請については、旧制度によって処理されている。そのため、1997年度の補償実績に関する統計には新制度及び旧制度の両方が含まれており、旧制度による経済的補償が4,463万2,774ドル、新制度によるものが76万9,931ドルである。新制度により何らかの補償が給付されたのは124件で、そのうち、一次被害者は109件、二次被害者は2件、近親被害者は9件であり、上記以外で死亡した被害者の葬儀費用を負担した者に対しても、4件の給付が行われている。新制度による一件当たりの平均給付金額は6,209ドルである。1997年度審判所において処理された1万2,445件のうち何らかの給付決定が行われたものが5,891件、申請棄却が355件、申請不備による取消しが2,366件、決定に対する不服申立てが161件で、そのほかは決定保留等となっている。

4 刑事司法機関及び被害者援助組織が行う支援活動

ビクトリア州の犯罪被害者支援において中心的な役割を果たしているのが、ビクトリア州被害者支援発展の契機ともなったビクトリア州暴力対策地域評議会の勧告を受けて1997年に州法務省の機関として開設された VRAS である。VRAS の役割は、大別すると次の三つである。

- ①被害者の立ち直りを支援するために、最も適切なサービスを紹介する。
- ②犯罪直後に、被害者カウンセリング制度 (Victim Counselling Scheme) を提供する。
- ③地域にある様々な被害者支援プログラムに対して必要な助成を行う。

このうち①及び②は、性犯罪被害等を対象とする民間の様々な支援組織のネットワークを作り上げ、それらに対して必要な資金を提供することで、サービス内容を充実化させることを目的としている。②の被害者カウンセリング制度は、犯罪被害補償制度とは別に、緊急にカウンセリングが必要な暴力犯罪の被害者、殺人事件の遺族等²⁷に対して、資格を有した臨床心理士を紹介するとともに、その費用を負担するものである。原則として、5回(1回1時間)までのカウンセリングは自動的に無料となり、必要な場合には更に5回まで延長が可能である²⁸。ただし、10回を超えるカウンセリングが必要な場合には、犯罪被害者支援審判所に、かかった費用の補償を申請しなくてはならない。また、VRAS は、Helpline という電話相談のサービスを行っており、相談の内容に応じて訓練を受けた専門のアドバイザーが対応に当たっている。

ボックス 5

VRAS による電話相談

事例① 近隣に住んでいる加害者から暴行を受けた年輩の女性が、Helpline に電話をかけてきた。彼女は、事件を警察に届けたものの、一人でひどく混乱し、途方に暮れていた。Helpline のアドバイザーは、彼女の要望を聞き、近くの開業医と相談の上、折り返し彼女に電話をかけ、身体的な傷害がないことを確認した。次に、近くの登録臨床心理士に連絡し、彼女の住まいへの出張カウンセリングを依頼した。また、役場と連絡を取り、食料の配達サービスを手配するとともに、定期的に様子を見るように依頼した。数日後、再びアドバイザーが電話をすると、彼女は誰かが自分の

ことを見守ってくれているという安心感をもち、犯罪被害からの回復に向かっていた。

事例② 身体障害を持つ少女が強姦事件に遭い、Helplineに電話をしてきた。彼女は恐怖に打ち震え、自宅から一步も外に出ることができない様子であった。彼女はカウンセリングを受けることを望んでいたが、動揺して自分から電話をかけることもできないという。そこで、アドバイザーが彼女の自宅を訪問した。アドバイザーは被害者カウンセリング制度について説明し、彼女の同意を得た上で、登録臨床心理士に電話をかけ、出張カウンセリングを依頼した。その後、アドバイザーは、地域の性犯罪被害者支援組織に援助を依頼するとともに、犯罪被害者補償制度への申請用紙を手配した。

事例③ 年輩の中国人男性が、片言英語でHelplineに電話をしてきた。直ちに通訳の手配が行われ、男性が激しい暴行を受け、重大な傷害を負っていることが判明した。アドバイザーは中国語で対応できる医療機関とカウンセリングの手配を行うと同時に、VRASのデータベースの中から男性の文化圏を考慮したサービスを提供できる民間機関を見つけ出し、その機関に長期的な支援を依頼した。併せて、犯罪被害者補償制度への申請用紙を手配した。

出典：Victims Referral & Assistance Serviceによる同名のパンフレット（1998）から要旨を抜粋した。

ビクトリア州には、VOCAL (Victims of Crime Assistance League) という民間組織があり、犯罪被害者に対する情報提供、心理的支援などのサービスを提供している。また、裁判所段階では、裁判所ネットワークと呼ばれる民間団体が、被害者を含む裁判所を利用する市民に対して裁判所の案内、裁判審理に関する情報提供等のサービスを行っている。また、この裁判所ネットワークは、家庭内暴力の被害者や性暴力の被害者に対する特別な支援プログラムをもっている。

5 犯罪被害実態調査

主要先進国では、社会で発生している犯罪の多くが警察に届けられておらず、警察の認知件数は、特定の凶悪犯罪等の罪種を除き、実際に発生した犯罪の全体像を表す数値ではないという認識が深まっており、認知件数以外の方法で犯罪発生率を測定する指標として、最新の統計学の知識とコンピュータによる大量のデータ処理機能を使って行われる、「犯罪被害実態調査」が開発され、定期的の実施され、その結果が刑事政策に反映されている。ビクトリア州では、1997年に1996年1年間を対象とした、州レベルでの個人・世帯を対象とした犯罪被害実態調査 (Victorian Crime Victimization Survey) を実施している。調査の主な目的は、州内の犯罪被害の実態を把握すると同時に、犯罪を警察に届けたかどうかの申告率及び申告しなかった場合には、その理由を調べることにあった。

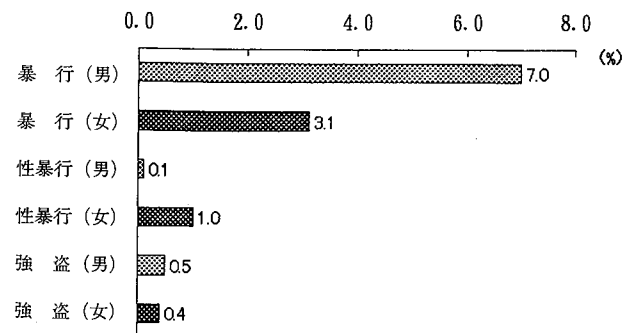
図1は、1996年の住民一人当たりの犯罪被害発生率を罪種別・男女別に見たものである。男性において暴行の被害率が高く、女性において性暴行の被害率が高い。また、女性の場合には35.2%の被害が自宅で発生しているのに対して、男性の場合には34.0%の被害が路上等の屋外で発生している。また、図2及び表2は、それぞれ犯罪被害の警察への申告率及び申告しなかった場合の理由を示したものである。保険が支払われる自動車盗で申告率が高く、対人犯罪で申告率が低いのが分かる。対人犯罪において申告しない理由としては、男女ともに、「大きな事件ではない」が多いが、「警察は何もしてくれない」がそれに次いでいる。

また、オーストラリア全体としては、連邦政府が1998年（1年間）の個人・世帯を対象に犯罪被害実態調査 (Crime and Safety Australia) ²⁹を実施している。図3は、1998年（1年間）の一世帯・住民

一人当たりの罪種別被害発生率を見たものである。男女別の数値ではないため、正確な比較は困難であるが、ビクトリア州の結果と同様の傾向を示している。また、この調査では、調査対象者が被害を警察に届けたと申告したケースについて、警察の処理状況との比較を行っているが、警察に届けたとされた事件のうち、暴行・強盗の70%、性暴行の50%が警察の記録に残っていないことが明らかになった。

図1 住民一人当たりの罪種別・男女別年間被害発生率

オーストラリア・ビクトリア州 (1996年)

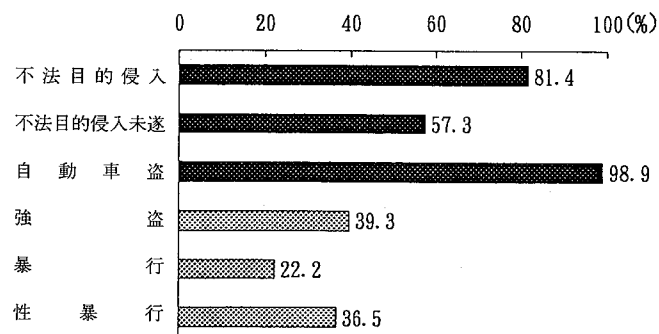


注1 1996 Crime Victimization Survey による。

2 数値は、男女別総数に対する比率である。

図2 犯罪被害における罪種別申告率

オーストラリア・ビクトリア州 (1996年)



注1 1996 Crime Victimization Survey による。

2 不法目的侵入から自動車盗までは、世帯を単位とした被害である。

表2 対人犯罪における男女別「申告しなかった理由」

オーストラリア・ビクトリア州 (1996年)

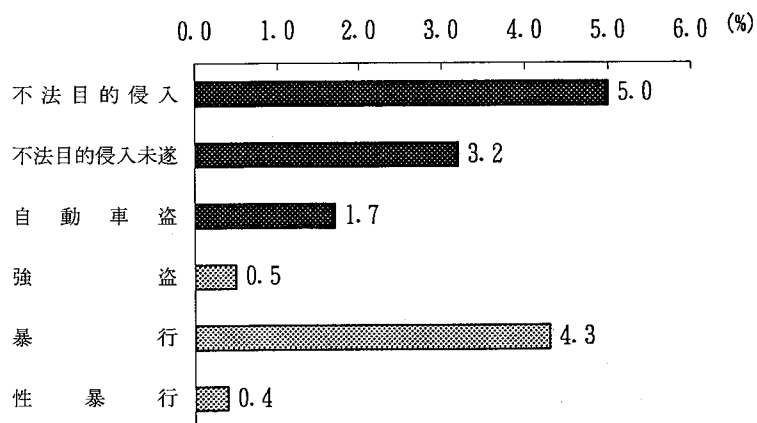
大きな事件ではない	男	45.0
	女	29.1
面倒である	男	6.7
	女	1.7
警察は何もしてくれない	男	21.5
	女	21.4
他の機関に届けた	男	6.5
	女	15.1
事件は個人的なこと	男	8.5
	女	8.3
報復が心配	男	3.5
	女	12.1
その他	男	8.6
	女	12.0

注1 1996 Crime Victimization Surveyによる。

2 数値は、男女別総数に対する比率である。

図3 一世帯・住民一人当たりの罪種別年間被害発生率

オーストラリア (1998年)



注1 1997年5月から1998年4月までの犯罪被害を対象とした、1998 Crime and Safety Australiaによる。

2 不法目的侵入から自動車盗までは、世帯を単位とした被害である。

第2 ニュー・ジーランド

1 犯罪被害者施策の沿革

ニュー・ジーランドは、1963年に、犯罪被害者補償法（Criminal Injuries Compensation Act 1963）を制定し、世界で最初³⁰に犯罪被害者に対する経済的補償制度を導入した。その後、1967年にウッドハウス（Mr. Justice Woodhouse）を座長とする王立委員会が、コモン・ロー上の賠償請求権について、当時の制度は、結果として人々に非常に不公平なものとなっているとする答申を発表した。特に、加害者（被告）に対して民事訴訟を起こすことは、現実問題として、時間的にも、経済的にも被害者の負担が大きく、仮に勝訴しても、それを加害者に履行させることが必ずしも容易ではなく、被害が回復されない事実を指摘した。そして、交通災害や労働災害等の被害者の救済を目的とした国家災害補償制度（Accident Compensation Scheme）の導入を勧告した。その結果、犯罪被害も災害の一つという考え方から、犯罪被害者補償法による補償は、1974年に国家災害補償制度に統合されて、労働災害等と同様の扱いで補償されるようになった。その後、この制度は、1992年、1996年に補償範囲を拡大する方向で改められている。特に、1996年の改革では、単なる経済支援ではなく、被害者の社会復帰に焦点を移した改革が行われた。

刑事裁判においては、1985年刑事裁判法（Criminal Justice Act 1985）により賠償命令（reparation order）が導入され、1987年には、犯罪被害者法（Victims of Offences Act 1987）が制定され、犯罪被害者の権利（犯罪被害からの回復及び刑事司法にかかわる権利）が明示された。また、1989年児童、青少年及び家族法（Children, Young Persons, and Their Families Act 1989）では、少年に対する修復的司法として少年審判に代わるファミリー・グループ・カンファレンスが導入され、加害者、被害者及び地域の代表者による非行解決の方法が採用された。このファミリー・グループ・カンファレンスに代表されるように、ニュー・ジーランド刑事司法の特徴の一つは、イギリスから持ち込まれた適正手続を原則とする刑事司法とマオリ族等の先住民族の修復的問題解決法との融合の試みにある。

2 刑事司法における被害者の法的地位及び被害者施策

(1) 被害者の権利

1987年犯罪被害者法は、同法の対象となる犯罪被害者を定義するとともに、犯罪被害者の基本的な権利等を規定した法律であり、1987年11月1日に施行された。この法律によると、犯罪被害者とは、加害者が当該事件によって有罪になったかどうかにかかわらず、犯罪によって、身体的傷害を負ったり、物理的な損失を被った者だけではなく、心理的な傷害を負った者や死亡した被害者の遺族も含まれると定義されている。また、同法では、これらの被害者は、以下のような権利を有することが明記されている³¹。

- ・警察官、検察官、裁判所関係者等は、犯罪被害者に対して親切かつ真しに接するとともに、その尊厳とプライバシーを尊重しなければならない（犯罪被害者法3条）。
- ・被害者又はその家族は、福祉、医療、カウンセリング、法律等に関して必要なサービスを受けることができる（同4条）。
- ・警察、裁判所関係者、医療・福祉関係者は、被害者に対して、できるだけ早く、被害回復のために受けることができるサービスについて情報を提供しなくてはならない（同5条）。
- ・被害者は、不法な脅迫等から守られる保護策について情報の提供を受けることができる（同5条）。
- ・検察又は裁判所関係者は、被害者に対して、事件の捜査状況、起訴関係の事実、証人としての被害

- 者の役割、公判の日時、公判の結果、公訴等について、情報を提供しなくてはならない（同6条）。
- ・警察等の法執行関係者及び裁判所関係者は、証拠として保管中の被害者等の財産を、できるだけ速やかに返却しなくてはならない（同7条）。
 - ・被害者が犯罪によって受けた身体的・心理的傷害、財産上の損失、その他の影響については、適宜の手續で、量刑を言い渡す裁判官に情報が提供されなければならない。また、そのような情報は、書面、又は検察官が口頭で裁判官に伝えなければならない（同8条）。
 - ・被害者の住所は、法の正義の実現に反しない限り、法廷で公開されない（同9条）。
 - ・性犯罪又は重大な暴力犯罪事件について保釈申請があった場合に、検察官は、被害者の不安や懸念について、裁判官に伝えなければならない（同10条）。
 - ・性犯罪又は重大な暴力犯罪の被害者は、現住所等必要な情報を登録した場合には、加害者の刑務所からの釈放、逃走等について通知を受けることができる（同11条）。

また、刑事司法機関の中で被害者と最初に接することの多い警察では、1997年4月に犯罪被害者対策要綱（Victims of Crime Policy）³²を定め、1987年犯罪被害者法で定められた被害者に対するサービスを提供するための運用指針を設けている。この要綱では、警察における被害者支援の目的として、被害者が受けた財産上の損失、身体的傷害、精神的傷害に加えて、他人からの非難、屈辱感や無気力などの傷をできるだけ小さなものにするものであるとしている。そして、1987年犯罪被害者法に定義されている被害者のほかに、何らかの事故・緊急事態による傷で苦しんでいる者もその対象に含めている。また、被害者に対して民間の援助機関と協力して具体的な支援を提供する場合の協力関係についても規定が設けられており、警察は各地区ごとに被害者支援機関との間に協定を結び、危機介入等の支援体制を確立しなければならないことが定められている。

（2）被害者に対する情報提供

ニュー・ジーランドでは、被害者に対する情報提供は、犯罪被害者法によって規定されており、他の英連邦諸国とほぼ同様の内容の情報が犯罪被害者に対して提供される。具体的には、事件が訴追され、裁判所に係属するまでは、警察によって情報提供が行われ、それ以降の手續については裁判所の職員である被害者アドバイザー（victim advisor）によって情報提供が行われる。この被害者アドバイザーは、事件の処理状況だけでなく、裁判手續及び被害回復に関する情報提供やそのほかの被害者支援プログラムへの仲介も行う³³。暴力犯罪や性犯罪の加害者が刑務所に収監された場合に、加害者の釈放に関する情報提供を希望する被害者は、警察及び矯正局によって共同運営されている被害者通知登録（Victim Notification Register）³⁴を行うことによって、一時釈放、仮釈放審査、釈放及び逃走に関する情報提供を受けることができる。

（3）被害者の刑事司法への関与

ニュー・ジーランドでは、被告人の保釈が審理される際、事件が性犯罪又は重大な暴力犯罪で、犯罪被害者が保釈について何らかの不安を有している場合には、犯罪被害者法に規定されているように、そうした情報が、検察官又は警察を通して裁判官に伝えられる。また、加害者が有罪を認め、刑事司法手續以外の方法で取り扱われるような、いわゆるダイバージョン・プログラム³⁵に移行する場合には、被害者の承認が必要とされている。

被告人の有罪が確定した段階で、被害者は、その被った被害に係る物理的損害・心理的被害・経済的損害の程度及びその影響に関する陳述（victim impact statement 以下、本稿において「被害影響陳述」という。）³⁶を行う機会を与えられる。ただし、この陳述の内容は、被害者側が被った被害の程度や影響に限られ、被告人について言及することやその処分に関する意見を含むことはできないとされている。こ

の陳述は、任意であり、警察によって作成され、法廷で検察官によって読み上げられるか、又は書面で裁判官に提出される。また、被害者が量刑が軽すぎると考えた場合には、検察官又は警察に対して、量刑について上訴を求めることができるとされている³⁷。

加害者が刑務所に収監された後、仮釈放申請がなされた場合、審査の日時が被害者に知らされ、被害者は仮釈放条件等について意見を述べることができる³⁸。

(4) 刑事司法における被害者に対する保護

1987年犯罪被害者法は、安全に不安のある犯罪被害者に対しては、保護的措置について説明が行われると規定している。また、裁判所による特別な判断がない限り、被害者の住所は秘匿され³⁹、また、被害者を含め裁判の証人を脅して、公正な証言を妨害した者に対しては特別な罰則規定⁴⁰がある。さらに、裁判所の職員である被害者アドバイザーは、被害者に対し、被害者支援プログラムへの仲介を行う。また、被害者が証人として出廷する場合には、付添人と共に特別な待合室を求めることができ、被害者が証言する際にも、裁判官の許可によって付添人と共に出廷することができる。また、性犯罪被害者の場合には、証言に当たって被告人と対面しないように特別な配慮が行われる。性犯罪被害者の氏名等は秘匿しなければならない、これに違反して氏名を公表した者は罰金刑に処する旨規定されている⁴¹。裁判所は、性犯罪以外の被害者についても、被害者を特定できるような情報の公開を制限することができる。また、性的虐待の被害者である児童が証人として出廷する場合は、証人席にスクリーンを用いたり、ビデオ録画による証言又はテレビ・リンク (closed circuit television system) を利用して証言を行わせることができる⁴²。裁判所に証人として出頭した場合には、必要経費が支払われる。

(5) 刑事司法における被害救済・被害回復

ニュー・ジーランドには、刑事裁判に付帯して民事訴訟を起こす制度はないが、刑事裁判において、被害回復を命ずる制度として弁償命令 (restitution order) 及び賠償命令 (reparation order) があり、また、罰金による被害補償がある。弁償命令は、盗罪に対して言い渡されるもので、盗まれた物品の返却を命ずるものである。これに対して、賠償命令は、犯罪によって生じた被害 (loss or damage to property) や心理的傷害 (emotional harm) に対する賠償を命ずるものである。オーストラリアのビクトリア州と異なり、これらは独立した処分として言い渡すことも可能であり、裁判官は、すべての事件について、その適用を検討する義務を負う⁴³。また、裁判官は、賠償命令を言い渡すに当たり、被害程度や被告人の資産等を調査する必要がある場合には、保護観察官等に命じて、賠償調査を実施させることができる。賠償調査に際して、保護観察官等は、できる限り被害者と被告人の示談交渉を進め、示談の成立を図ることが求められている⁴⁴。なお、賠償命令の執行は、罰金に優先する。表3は、1998年における賠償命令の科刑状況を示したものであり、財産犯の約20%に対して賠償命令が言い渡されている。

一方、身体的傷害 (physical harm) については、この賠償命令を言い渡すことはできないが、罰金を命じ、その一部又は全部を被害者の被害補償に当てることができる⁴⁵。

これら賠償金等の徴収は、裁判所によって執行され、被害者に対しては、裁判所から小切手で支払われる⁴⁶。この際、裁判所に小切手送付先の住所を届けるのは被害者の責任である。裁判所は、加害者から賠償金等を徴収するため加害者の財産や加害者の給料を差し押さえることもできる⁴⁷。

また、受刑中の加害者が、釈放準備のための就業プログラムに参加した場合には、その賃金は矯正局長に支払われ、矯正局長がその中から上記賠償命令による賠償金又は罰金を支払うことができる⁴⁸。

(6) 修復的司法

修復的司法 (restorative justice) は、現在、ニュー・ジーランドの刑事司法における重要課題の一つであり、法務省では、その積極的な導入について様々な機関から意見を聴取している⁴⁹。ただし、これま

表3 財産犯における補償命令の科刑状況

ニュー・ジーランド (1998年)

罪 名	言渡し率 (%)	言渡し件数	補 償 額		
			最低値	中央値	最大値
総 数	21.0	11,230	0.35	200	205,000
不法行為目的侵入	21.5	1,373	4.50	395	18,000
窃 盗	18.8	2,599	0.50	150	52,000
盗品譲り受け	9.3	313	0.35	204	35,050
自動車盗	13.3	337	15.00	494	8,250
詐欺	18.9	3,257	1.51	170	205,000
放火	19.1	60	39.82	1,471	112,614
器物損壊	59.4	3,025	2.00	200	17,130
その他	5.7	266	9.00	200	35,869

- 注 1 Conviction and Sentencing in New Zealand: 1989 to 1998による。
 2 補償額の単位は、ニュー・ジーランド・ドルである。
 3 「不法行為目的侵入」は, burglary, 「器物損壊」は, wilful damage をいう。

で見てきたようにニュー・ジーランド刑事司法には、既に様々な形で修復的司法の要素が取り入れられている。成人に対しては、前述の警察段階におけるダイバージョンとしての警告処分等も修復的司法の試みと考えることができる。これは、裁判所によって訴追が正式に受理される前の段階に行われるもので、加害者に処分歴がなく、罪を認め、被害者に対する何らかの感謝の措置が講じられ、かつ被害者がそうした措置に同意していることが条件となっている。また、補償命令も、被害者に対する被害回復の試みであり、特に、保護観察官等による補償調査の際の示談交渉は、刑事和解の一つの試みである。

また、ニュー・ジーランドには、加害者側から被害者に対して、何らかの感謝の措置があった場合には、これを量刑に当たって考慮することが1985年刑事裁判法によって規定されている⁵⁰。これは先住民族であるマオリ族等の犯罪解決方法を刑事司法制度に取り入れようとした例であり、被害者が十分な補償を得たと考えている場合には、最低刑が法律によって定められていない事件について、それ以上処分を言い渡さないことも可能であるが、現実の運用は各裁判官の裁量に任されている。

さらに、少年司法の分野では、修復的司法の一つの試みと目される、ファミリー・グループ・カンファレンスがある。

ボックス 6

ニュー・ジーランドにおけるファミリー・グループ・カンファレンス (FGC) と修復的司法

(1) 少年司法制度と FGC

ニュー・ジーランドの少年司法制度は、犯罪を犯した14歳から16歳までの少年を対象とするが、例外的に10歳から13歳の児童を扱うこともある。犯罪を犯した少年の家族や被害者が司法過程に関与し、またその結果に影響を及ぼし得るようにするという意図を持って制定された1989年児童、青少年及び家族法は、警察に対し、少年の犯罪には可能な限り抑制的に対応するよう促し、同時にファミリー・グループ・カンファレンス (Family Group Conference, 以下 FGC という。) を制度化した。以来、殺人事件を除く少年犯罪には原則的に FGC で対応する方式が採用されている。

FGC の主な目的は、被害者の視点、少年本人が自分の犯罪行為に責任を取る必要性、少年の生活の質を高めたり家族を強くすることによって将来の再犯を予防するための様々な方策等を考慮に入れながら、本件犯罪を償うため最も適した更生計画を立案することである。計画の内容は、参加者

の合意が得られる範囲で柔軟に決定され得るが、実際には謝罪、社会奉仕活動、金銭による賠償(reparation)、既存の教育プログラムへの参加などに落ち着くことが多い。

ニュー・ジーランドにおいて、警察は、犯罪少年に対し、三通りの対応が可能である。第一は、軽い犯罪の場合で、その場で警告を出してそれ以上の手続は取らないか、警察の一部である青少年援助部(Youth Aid Section)にゆだね、親を呼んだ上で警告をするかであり、いずれにせよ非公式(informal)の扱いで、警察段階から先には送らない。この対応は、狭義のダイバージョンと呼ばれる。

第二は、FGCを通じた処分であり、少年は警察から少年司法コーディネーター(Youth Justice Coordinator)に送致される。社会福祉局(the Department of Social Welfare)の職員で、FGCを実施する責任を負う少年司法コーディネーターが関係者を召集し、FGCが開かれる。少年が、FGC参加者全員の合意で決まった更生計画を履行すれば、本件は裁判所に送致されることなく終了し、少年は正式な少年司法手続からダイバートされることになる。しかし、本人が事件を否認したり、FGCで話し合っても全員の合意が得られなかったり、FGCで本人の裁判所送致が合意された場合、少年の事件は、青少年の事件のみを扱う、青少年裁判所(Youth Court)⁵¹に送られる。

第三は、逮捕である。重大犯罪であったり、証拠隠滅や犯行を重ねる疑いが濃い場合、警察は少年を逮捕する。少年が逮捕されると、事件は正式な(formal)少年司法手続に載せられることになり、青少年裁判所に送致される。

青少年裁判所は、FGCが開かれていない事案では処分の言渡しができず、また、FGCが提出してきた勧告を必ず検討しなければならないことが定められており、青少年裁判所に送られた少年が事件を自認していれば、裁判官が少年司法コーディネーターに命じてFGCが開かれる。否認事件でも、裁判所で有罪が認められれば、やはりFGCが開かれる。

裁判所段階で行われるFGCは、上記と同様に、更生計画を提出する場合もあるが、本件が重大な場合は、裁判官が処分を決定する前に、どの処分が相当かについて勧告することが役割となる。青少年裁判所の処分には、6か月以内の期間で設定される監視命令(supervision of the Director-General of the Department of Social Welfare)、20時間から200時間の範囲で設定される社会奉仕命令(community work order)、実際は社会福祉局が運営する少年施設への収容を意味する、3か月間の居住制限付き監視命令(supervision with residence order)等があるが、そのうち最も重いものは、地方裁判所(District Court)への移送である。これは、地方裁判所に移送された少年に対しては、拘禁刑を含む成人と同様の刑事処分を科すことが可能とされており、一方で青少年裁判所は拘禁刑を言い渡す権限を持たないためである。

FGCの開催数は、毎年およそ5,000件である。1993年に行われたFGCでは、少年司法コーディネーターに送致された少年と逮捕された少年を合わせ、警察が認知した少年犯罪者の約20%がこの方法で扱われた。FGC参加者は、少年本人、付添人(通常は、逮捕・裁判所係属事案の場合のみ)、少年の家族及び家族が招待した人、被害者(複数の場合もある。)又はその代理人、警察、少年の家族に既にかかわっている場合には担当ソーシャルワーカー、そして少年司法コーディネーターである。FGCが開かれる場所については、被害者の同意が得られさえすれば、家族が希望するどこでもよいことになっている。最も一般的なのは社会福祉局の建物の一室であるが、マラエと呼ばれる集会所や家族の自宅で行われることもある。

(2) FGCに関する Morris と Maxwell の調査

FGC と被害者

FGCの目的の一つは、被害者の司法過程への参加であるが、実際にはすべての被害者がFGCに出席するわけではない。MorrisとMaxwellは、ニュー・ジーランドの少年司法制度においてFGCが果たす役割について、1990年から91年にかけて調査を行ったが、この調査によると、1人又はそれ以上の被害者あるいは被害者の代理人が参加したのは、FGC全体の半数弱であった。FGCに参加した被害者が、参加した理由は様々であり、被害者としての自分の感情を加害者に表出し、加害者にこの経験から学んでほしいということに重きを置く者もいれば、加害者の更生の役に立ちたいからという者、FGCの制度あるいは自分と同じ文化集団に所属している加害者を支援したいからという者、自分自身の利益を強調し、金銭による賠償を求める者もいた。一方、被害者の6%は加害者に会いたくないと回答しており、修復的過程に参加しないことを選択する被害者が少数ながら一定数存在し続けるであろうことが予測される。

調査では、FGCに参加した被害者の多くがこの過程を肯定的に感じていることも判明した。被害者の約60%が、自分が参加したFGCは助けになり、建設的で、出席したかいがあると感じられたとしている。一方、被害者の約25%は、出席した結果、前より不愉快になったと言っている。その理由は多岐にわたるが、最も一般的で、また重要なのは、加害者やその家族が本当に反省しているようには思えなかったから、というものであった。

調査対象となった被害者の約半数は、結果に満足していたが、一部には、FGCが出した決定が甘すぎる、あるいは厳しすぎるとして不満だった者もいた。被害者が不満だった理由として最も多かったのは、その場でなされた約束が、後で履行されなかったというものであった。

FGCの内容

調査では、少年に出されたFGCによる決定のおよそ85%が、「積極的な罰（active penalties）の履行」であった。「積極的な罰」とは、社会奉仕活動、金銭賠償等をいう。これに「謝罪の履行」を加えると、数値は約95%となり、施設収容（residential penalties）がFGCによって勧告されることはほとんどないことが判明した。

FGCと再犯

1990年から91年にかけてFGCを受けた少年をサンプルとし、その後、1994年12月までの再犯データを分析した。これと比較対照するための（FGCを受けなかった）少年のサンプルは入手できなかったが、国内及び海外で行われた他の再犯研究の結果を参照すると、FGCを受けた後1年間のサンプルの再犯率26%という結果は、悪くないばかりか、他の刑事司法上の処分を受けるより良い可能性もある、との結論が得られた。また、被害者に謝罪をしなかった者は、謝罪した者と比べて、再犯の確率が3倍となることが、統計分析によって示された。

出典：United Nations Office for Drug Control and Crime Prevention, *Family group conferences and restorative justice in New Zealand*, GLOBAL REPORT ON CRIME AND JUSTICE, Oxford University Press, 1999 (原著 Morris and Maxwell, 1997) 及びインターネット上のニュー・ジーランド法務省の資料, *Conviction and Sentencing of Offenders in New Zealand: 1989 to 1998*, (http://www.justice.govt.nz/justicepubs/reports/1999/convict_sentence).⁵²

3 被害者補償制度等

ニュー・ジーランドには、国家災害補償制度（accident compensation scheme）⁵³があり、暴力犯罪被害に限らず、何らかの災害・事故によって経済的援助が必要になった者が補償の対象となる。この制度

は1974年に導入された強制加入の国民災害保険制度であり、国民から、コモンロー上の個人的に損害賠償請求訴訟を起こす権利を取り上げる代わりに、国が損害を補償するもので、通常の保険制度と異なり過失を問わない。ただし、財産犯罪による財物の損失は、その対象とはならない。そのため、財物の損失に対して、犯罪被害者は、加害者に対して損害賠償請求訴訟を起こすことができる。この制度の目的は、単なる経済的な補償にとどまらず、暴力犯罪を含めた災害による被害からの立ち直りを支援することであり、そのため、補償の対象となるのは、身体的被害の回復にかかる費用及びリハビリにかかる費用をも含んだものとなっている。対象となるのは、ニュー・ジーランド国民⁵⁴だけでなく、ニュー・ジーランドを訪れている旅行者も含まれる⁵⁵。

この保険制度は、国営の災害回復・補償保険会社（Accident Rehabilitation and Compensation Insurance Corporation, 以下 ACC という。）によって運営されている。ACC は、国民強制保険であり、犯罪だけでなく、労務災害や交通事故等の災害の補償を対象としているため、その収入源は、雇用者が支払う保険料、個人所得からの保険料（所得税の一部）、自動車登録料・ガソリン税の一部、政府からの拠出金（収入のない人のための負担金として）及び民間からの投資である。

ACC の業務の中心は、事故・災害に遭った者に対する経済的支援であるが、それ以外にも事故・災害の未然防止活動、事故発生から救援までの効率的システムの開発など、一般企業と異なり、災害対策にまで踏み込んだ活動を行っている。

4 被害者援助団体組織が行う被害者支援プログラム

ニュー・ジーランド被害者援護組織協議会（The New Zealand Council of Victim Support Groups）⁵⁶が警察と協力して、広範囲な犯罪被害者支援を行っている。1997年6月現在で77の被害者支援団体がこの協議会に加入している。この協議会は、警察と緊密な連携を取り、警察署内に事務所をもつなど、警察とともに行動し、必要な支援を被害者に与えるとともに、警察の設備も利用することが許されている⁵⁷。犯罪被害が発生した場合、被害者に関する情報がこの協議会事務局に伝えられると、協議会は、支援内容を記した通知を被害者に対して発送する。また、この組織は、24時間電話サポートサービスも行い、被害者の相談に応じている。被害者の対応には訓練を受けたボランティアが当たり、専門的なカウンセリングが必要な場合には、政府の助成を受けて、認定カウンセラーなどによるカウンセリングも提供されている。

5 犯罪被害調査

ニュー・ジーランドでは、1996年に初めて独自の犯罪被害実態調査（victim survey）を実施している。調査の目的は、犯罪被害の発生状況及び被害の実態をより正確に調査するとともに、犯罪予防や犯罪被害者対策に対する市民の反応を知ることにあったが、同時に、女性の暴力犯罪被害、特に家庭内での暴力被害の実態にも焦点を当てたものとなっている⁵⁸。結果は、いろいろな側面から分析され、半数以上の事件が警察に認知されていないこと、特に器物損壊及び暴行においてこのような傾向が顕著であること、さらに、被害者の中には同種被害を繰り返し受けている者が少なくないこと、暴行・脅迫の被害の発生率は、家庭・職場・路上でほとんど差がないことなどが報告されている。

また、被害者援護に関しては、約40%の回答者が警察以外の犯罪被害者支援サービスがあることを知らず、警察に通報した被害者のうち、犯罪被害者支援団体等から何らかの連絡を受けたのは12%であったという結果が報告されており、犯罪被害者援護のより一層の強化が課題となっている。

注

- ¹ オーストラリアにおける犯罪被害者支援運動が高まったきっかけの一つとして、女性に対する暴力、家庭内暴力、児童虐待の問題を掲げて展開された女性運動 (Women's Movement and feminism) が挙げられ、ビクトリア州やニュー・サウス・ウェールズ州などはその典型とされている。このため、これらの州では、男性がこれらの暴力の被害者となった場合に相談できる機関が少ないとの批判もある (Cook, B., David, F. & Grant, A. *Victims' Needs, Victims' Rights : Policies and Programs for Victims of Crime in Australia*, Australian Institute of Criminology Research and Public Policy Series No. 19., 1999, 81-98)。
- ² 1994年に始まるビクトリア州暴力対策地域評議会 (Victorian Community Council Against Violence) 等を中心とした、犯罪被害者支援改革については、1997年8月に Leo Cussen Institute で開催された犯罪被害者支援に関する会議の報告書である *Victims of Crime Assistance* に詳しく紹介されている。この報告書の冒頭部分で、新しい犯罪被害者支援制度において、単なる補償 (compensation) から、被害者の立ち直りを支援 (assistance) することへの方向転換が行われたと明言されている。
- ³ ニュー・サウス・ウェールズ州、クィーンズランド州、ウェスタン・オーストラリア州、サウス・オーストラリア州及びノーザン領域の五つである。ニュー・サウス・ウェールズ州では、被害者権利法 (Victims Rights Act) によって、刑事司法にかかわる公務員が犯罪被害者を扱う上でのガイドラインが定められ、これに違反した場合には、懲戒処分を受けることなどが定められている。
- ⁴ VRAS が発行している犯罪被害者用パンフレット (*Victims Referral and Assistance Service, Information for Victims of Crime*, 14) によると、「犯罪被害者は、刑事司法の中で権利を有すると同時に義務を負う。被害者は懇切に、誠意をもって取り扱われ、その尊厳及びプライバシーが尊重される権利を有している。また、被害者は、事件、捜査の進展、公判についての情報を提供される権利を有している。さらに、被害者は、福祉的な援助、カウンセリング、医療を受ける権利を有している。同時に、被害者は警察の捜査に協力し、公判に参加する義務を負う。」と示されている。
- ⁵ ここでは、以下のような項目が取り上げられている。①常に、共感を持ち、建設的な態度で取り扱われ、被害者の個人的な事情、権利、尊厳を尊重される、②被害者は、被告人及び弁護側証人等からの不必要な接触から守られる、③被害者は、初期捜査の段階で犯罪によって生じた被害や損害に関する情報を含む報告書を聴取される、④捜査目的や公判の証拠として保管された被害者の財産は、その必要性がなくなり次第速やかに返却される、⑤被告人の保釈が検討される場合には、被害者が認識している物理的保護の必要性が、検察官を通して裁判所に伝えられる、⑥公判上の必要がない場合には、被害者の住所は公開されない、⑦公判上必要がない限り、予備審問への出席は免除される、⑧証人としての権利・義務を含む公判手続に関する情報を提供される。
- ⁶ VRAS と警察の活動には、重複するところが大きく、連携が不十分との指摘もある (前掲 Cook et al., 1999)。
- ⁷ この「お知らせ」は、一枚のペーパーで、前半部分に、①担当警察官の氏名・電話番号、②被害者の氏名、③被害の内容及び被害金額等を担当警察官が記載するようになっている。後半部分は、④被害者の権利、⑤犯罪被害者が申請し得る補償、賠償の種類に関する情報、⑥被害者支援組織、支援内容及び電話番号等の情報が簡潔に示されている。
- ⁸ ビクトリア警察の被害者支援、被害者助言担当室の役割については、Corporate Policy, Planning and review Department, *Victim Service Strategy*, Victoria Police Force, 1994. を参照。

- ⁹ 謀殺・未遂の場合には、事件は自動的に州最高裁判所に係属する。郡裁判所及び最高裁判所での審理の場合、被告人が有罪を認めない場合には、12人の陪審による裁判が行われる。
- ¹⁰ このサービスは、検察側証人及び被害者を対象としている。
- ¹¹ ビクトリア州では、州法務省矯正長官の指導監督の下、三つの民間会社 (Australasian Correctional Management, Corrections Corporation of Australia, Group 4 Corrections Services) 及び一つの行政法人 (CORE - the Public Correctional Enterprise) が刑務所運営を行っている。このうち CORE が運営する刑務所においてこうした試みが行われている。
- ¹² ただし、これは余り現実的な方法ではなく、事実上、公訴は検察官が独占している (前掲 Cook et al., 1999)。
- ¹³ この被害影響陳述は、ビクトリア州1991年量刑法 (Sentencing Act 1991) の95A 条に規定されている。法律では、被告人の有罪認定後、裁判所の量刑に資する目的で作成され、本人以外にも、被害者が18歳未満の場合、被害者が能力的に被害影響陳述の作成が困難な場合には、代理人による作成も認められ、また、被害者が個人でない場合にも作成が可能である。また、裁判所が、陳述の内容が適当でないと判断した場合には、採用されない場合もある。ビクトリア州では、条文上は、死亡した被害者の遺族はこの陳述の対象には含まれておらず、また、司法取引により起訴罪名が変更される場合には、被害者は意見を陳述することができないことになっているが、前記については判例上認められる場合があり、後者についても性犯罪の場合には、実務上、被害影響陳述が考慮される (出典はボックス3を参照)。
- ¹⁴ 前掲, *Information for Victims of Crime*, 19-20による。
- ¹⁵ ビクトリア州法務省ホームページの The Adult Parole Board of Victoria (<http://www.justice.vic.gov.au/dojsite.nsf/pages/AdultParoleBoard?OpenDocument>) による。仮釈放委員会の設置、役割等に関する規定は、1986年矯正法 (Corrections Act 1986) にある。
- ¹⁶ Witness Protection Act 1991によると、この証人保護プログラムは、ビクトリア州警察の長官の権限で運用され、原則として保護される証人及び家族の同意を必要とする。したがって、証人が保護の打ち切りを求めることもできる。新しい身分を取得したり、転居したりした場合には、保険等の契約もそれに伴って変更され、転居も警察によって行われる。同様のプログラムは、連邦及び他州にも存在する。
- ¹⁷ Court Network が出している裁判所利用者向けのパンフレット (*Going to Court?~Information, Support and Referral Service*) に詳しいサービスの内容が記されている。
- ¹⁸ ビクトリア州の1958年証拠法 (Evidence Act 1958, 37B, 37C, 37D) では、性犯罪又は暴力犯罪被害者、18歳未満の少年、精神障害者等が証人として証言する場合に行うことができる特別な措置として、①尋問を予めビデオ録画して証拠として提出する方法、②テレビ・リンクで法廷とそれ以外の場所をつないで証言する方法、③法廷でスクリーン背後から証言する方法などが規定されている。また、1997年証拠 (視覚・音声リンク) 法 (Evidence (Audio Visual and Audio Linking) Act 1997) に、裁判所の決定による児童等に対するテレビ・リンクの使用方法についての規定がある。ただし、実際には、裁判官及び検察官が使用をちゅうちょするケースが少なくない (前掲 Cook et al., 1999, 57-58)。
- ¹⁹ ビクトリア州検察庁 (Office of Public Prosecutions) が発行している証人用の冊子 (*Now You are a Witness*) に経費に関する記載がある。これによると、ある基準の範囲以内で、交通費、休業補償等が証人の申出により検察庁から支払われる。

- ²⁰ 弁償命令及び賠償命令共に1991年量刑法 (Sentencing Act 1991) の84・85条にその規定がある。
- ²¹ 苦痛に対する賠償を求める場合には、有罪判決から6か月以内に請求しなければならない。
- ²² 前掲, *Information for Victims of Crime*, 28による。
- ²³ Australian Capital Territory と呼ばれる行政領域であり、オーストラリアの8州・領域の一つである。
- ²⁴ ただし、新制度では、従来あいまいに用いられていた被害に関する概念である苦痛 (pain and suffering) を廃しており、心理的・精神的被害な傷害 (injury) を認める代わりに、それらは医学的に認められたものでなくてはならないとした点で、従来よりも厳しくなったという批判もある。
- ²⁵ ただし、性犯罪の場合には公開しない。
- ²⁶ これは、1991年量刑法 (Sentencing Act 1991) の87A に規定されている。州からの返還請求は、加害者が当該事件で有罪認定を受けてから6か月以内になされなければならない。その際、裁判所は、加害者に弁明の機会を与えると同時に、加害者の経済状態、他の債務の有無等を考慮しなくてはならず、加害者は分割で返還することができる。
- ²⁷ このほか介入命令 (intervention order) の適用を申請した家庭内暴力、ストーカー事件及び暴行事件の被害者も対象となる。カウンセリングの申請用紙は、警察又は VRAS から入手することができる。
- ²⁸ これらの場合も、犯罪がビクトリア州で発生したことが条件となっている。
- ²⁹ オーストラリア連邦統計局 (Australian Bureau of Statistics) が、15歳以上を対象として、約4万2,200人、2万900世帯に対して調査を実施した結果である。調査結果と、警察の認知件数等との比較検討が行われている。なお、1994年にも1993年の犯罪被害を対象とした同種調査が行われている。
- ³⁰ 犯罪被害者に対する国家的補償制度は、イギリスで検討が始まり、ニュー・ジーランドは、それを参考にして制度の導入を検討し始めたのであるが、イギリスが立法化作業等の議論に時間をかけているうちに、ニュー・ジーランドの立法化が先行した。
- ³¹ この犯罪被害者法に関しては、被害者の一般的な権利又は指針が示されているだけで、運用の規定がなく、守られなかった場合の罰則も定められていないため、単なる努力目標のようなものになっているという批判もある (Ministry of Justice, *Restorative Justice~A Discussion Paper*, 1996.<http://www.justice.govt.nz/justicepubs/reports>)。
- ³² この要綱については、富田信穂, 「ニュージーランドの被害者政策—警察と『ニュージーランド被害者援助団体協議会』との連携を中心として—」, 被害者学研究第9号, 1999, 67-82にその訳が紹介されている。
- ³³ 被害者アドバイザーは、以下のような被害者支援を行う。①事件の処理状況について情報を提供する, ②刑事司法制度について説明する, ③保釈について説明する, ④事件について不安や懸念事項がある場合には、それを被害者に代わって関係機関に伝える, ⑤カウンセリング, 福祉, 補償等, 被害者が受けることができる支援について情報を提供する, ⑥安全に不安がある場合に受けられる保護の内容について説明する, ⑦証人として証言する場合に、必要な情報を提供する, ⑧性犯罪被害者に対して、裁判での証言時に受けられる特別な措置について説明する, ⑨事件処理に使われた財物の返却について手助けをする, ⑩加害者の収監情報に関する通知の手助けをする (ニュー・ジーランド裁判所事務総局 (Department for Courts) の作成したパンフレット *Court Services for Victims*, 1998による。)
- ³⁴ 性犯罪及び重大暴力犯罪の被害者、遺族、保護者、代理人が、被害者通知登録制度に申請した場合、

矯正局は、警察に申請者の身元の確認を依頼し、適格者であれば14日以内に登録完了の通知を行う。ニュー・ジーランド矯正局には、被害者通知登録部門がある。また、申請者は、通知を受けるために、転居等に伴う連絡先の変更について、矯正局に変更届を提出する必要がある。矯正局では、この制度を簡潔に紹介し、申請用紙を添付したパンフレット (Department of Corrections, *Are You a Victim of Crime?* 1997) を作って関係者に配布している。

- ³⁵ ニュー・ジーランドでは、1988年から成人を対象としたダイバージョン・プログラムが実施されている。これは、事件が警察から裁判所に送られ、犯罪者が最初に裁判所に出廷した後で、かつ正式に起訴が受理される前に行われる。対象となるのは、犯罪者に前科がなく、本件が重大でなく、犯行を認め、反省が認められるとともに、被害者への賠償の準備をしている場合に限られる。さらに、被害者、加害者及び担当警察官の同意が必要とされる。ダイバージョンは、イギリスにおける警告処分と同様の性質を有しているが、同時に被害者に対する謝罪の実施、賠償・弁償の履行、その他の償いの行為、カウンセリングの受講などが遵守事項として課せられる。1994年には、2,637人(同年には、14万4,575件が起訴されている。)がダイバージョンされている(前掲 *Restorative Justice~A Discussion Paper*, 1996. <http://www.justice.govt.nz/justicepubs/reports> による。)
- ³⁶ これは、1987年犯罪被害者法8条によって、被害者が公判に参加する手段として認められているものであるが、実際の活用については裁判官の裁量に任されており、それが量刑においてどういう役割をもつべきかについては、必ずしも統一した見解があるわけではない (Ministry of Justice, *Sentencing Policy and Guidance: the Role of Victims in Sentencing*, 1997, <http://www.justice.govt.nz/justicepubs/reports>)。
- ³⁷ 証人用パンフレット Legal resources Trust, *Being a Witness*, 1993に詳しい。警察に求めることができるのは、警察検察官 (police prosecutor) が訴追を担当している事件の場合である。
- ³⁸ 法務省が発行している犯罪被害者及び家族用パンフレット *Victims have rights* による。仮釈放審査に関する情報の提供については、1999年犯罪被害者修正法によって規定された。
- ³⁹ 1987年犯罪被害者法9条によって規定されている。
- ⁴⁰ 証人及び陪審員等に対する脅迫、賄賂等に対しては、1961年犯罪法117条に禁止・罰則規定があり、違反すると7年を超えない拘禁刑に処せられる。
- ⁴¹ 性犯罪被害者等の場合には、被害者を特定するような公表をした者に対する禁止・罰則規定が1985年刑事裁判法139条に規定されている。違反した場合には、1,000ドルを超えない罰金に処せられる。
- ⁴² 法務省が発行している犯罪被害者及び家族用パンフレット *Victims have rights* による。
- ⁴³ 1985年刑事裁判法11条に規定されており、有罪認定を受けた犯罪者に対して、特別そうすべき理由のない限り、裁判官は、賠償命令を検討しなくてはならない。賠償金額については、保護観察官等が作成したレポート及び被害影響陳述等に加え、加害者の支払能力などを考慮して裁判官が決定する。
- ⁴⁴ 1985年刑事裁判法23条に保護観察官等の果たすべき役割についての規定がある。ただし、現実的には、被害者と加害者と直接対面して調査することは困難な場合が多く、余り履行されていない。(Ministry of Justice, *Restorative Justice~A Discussion Paper*, 1996. <http://www.justice.govt.nz/justicepubs/reports> による。)
- ⁴⁵ 1985年刑事裁判法27及び28条に罰金の一部又は全部を被害者への賠償に当てる規定がある。ただし、これを適用するためには、当該身体的傷害が、有罪となった犯罪によって生じられたものでなくてはならない。また、賠償命令と併せて科す場合には、賠償命令の金額を考慮しなくてはならない。ただし、この罰金は、加害者に対する民事訴訟や犯罪被害による補償制度からの給付を妨げるものではない。

い。

- ⁴⁶ 実際には、加害者から徴収された賠償金等は、ニュー・ジーランド裁判所事務総局に納付され、そこから被害者に支払われる。加害者が賠償金等の支払を拒否した場合又は支払わなかった場合には、社会奉仕命令、拘禁刑などが科されることになる。
- ⁴⁷ 刑事処分としての賠償命令等の賠償金については、ニュー・ジーランド裁判所事務総局 (Department for Courts) から被害者用に発行されたパンフレット *Reparation to Victims: Information about reparation, restitution & part payment of fines*, 1998に詳しい。
- ⁴⁸ 1954刑事施設法 (Penal Institutions Act 1954) 21A-C 条に具体的な規定がある。なお、ニュージーランドの受刑者には、作業義務があり、社会に対する償いの行為として、通常は社会奉仕活動が割り当てられる。
- ⁴⁹ Ministry of Justice, *Restorative Justice: The Public Submissions*, 1998. <http://www.justice.govt.nz/justicepubs/reports> による。
- ⁵⁰ 1985年刑事裁判法12条にこの規定がある。この規定によると、裁判官は、量刑に当たって、加害者又はその代理人からの感謝の申出を考慮することができるとされている。その際、裁判官は、その申出が被害回復に貢献したかどうか等についても考慮の対象とするほか、示談交渉等の目的で量刑のための公判を延期することができる。
- ⁵¹ 青少年裁判所は、地方裁判所の一部である。
- ⁵² 前野育三「被害者問題と修復的司法～ニュージーランドの Family Group Conference を中心に～」犯罪と非行123号, 2000年, 6-25及び山口直也「ニュージーランド少年司法における”家族集団会議 (Family Group Conference)”」, 犯罪社会学研究20号, 1995年, 139-147を参考とした。
- ⁵³ 基本的な制度に関しては、1992年災害回復及び保証保険法 (Accident Rehabilitation and Compensation Insurance Act 1992) によって規定されている。
- ⁵⁴ ニュー・ジーランド国民の場合には、海外での災害も補償の対象となる。
- ⁵⁵ ただし、旅行者の場合は、ニュー・ジーランド国民に補償される項目のすべてが適用されるわけではない。
- ⁵⁶ この協議会については、富田信穂、「ニュージーランドの被害者政策—警察と『ニュージーランド被害者援助団体協議会』との連携を中心として—」, 被害者学研究第9号, 1999, 67-82に詳しく紹介されている。
- ⁵⁷ この連携については、ニュー・ジーランド警察の「犯罪被害者対策要綱 (Victims of Crime Policy)」において、その協力関係が規定されているほか、ニュー・ジーランド警察庁官とニュー・ジーランド被害者援護組織協議会の間で合意書が交わされている。
- ⁵⁸ この章の記述は、Wichman, T., *National Survey of Crime Victims Published*, JUSTICE matters, 4, Ministry of Justice, 1997, 1-3 及び Ministry of Justice, *A Summary of the Crime Victims and Women's Safety Surveys*, 1996. <http://www.justice.govt.nz/justicepubs/reports> による。

平成 12 年 3 月 印 刷

平成 12 年 3 月 発 行

東京都千代田区霞が関 1-1-1

編集兼
発行人 法 務 総 合 研 究 所

印刷所 ヨシダ印刷両国工場
